

文学博士中村孝也序
溝口駒造著

東京
岡村書店

平家物語新釋

上巻


LIBRARY
OCT 27 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

序



「平家物語」は、日本文學の中で、異彩を放つところの美しい作品である。それは正しい歴史でない。それは純なる小說でもない。それは歴史から題材を採つて來て、淨土思想の立場から人生の價値を批判した大きな藝術である。國文學史に現はれる多くの創作の中、思想を根柢として自らなる說明批判に成功したものとしては、眞に白眉と稱すべきであらう。劍の卷と灌頂の卷とを前後にする十二卷の本文には、到るところに淨土思想の豐に滿ち溢れるのを覺える。

「祇園精舍の鐘の聲、諸行無常の響あり。沙羅双樹の花の色、生者必衰の理を現す。驕れるもの久しからず、たゞ春の夜の夢の如し。猛き人もつひには亡びぬ、偏に風の前の塵に同じ」といふ開卷第一の名文は、夙に人口に膾炙して愛誦せられてゐる。それは有爲轉變の浮世が、到底安住の地でないことを致へて、人をしてそゞろに欣求淨土のあこがれを懷かしめるものがある。そして平家一門興隆の次第を敍し、その榮華を極める有樣に至つて、絢爛なる筆致、鮮麗なる色彩、殆んど人目を眩せしめるばかりの描寫がなされながら、これを背景として浮かび出でしめられたる妓王の哀話は、秋の夕、

人里を離れた林の奥、古い沼の水面にうつる星の光のやうな淡く物悲しき寂寥をたゞよはせて、幽玄なる物思ひを誘ふであらう。まして榮華の花の散り失するところ、平家一門の都落に至つては、秋風窓に入つて蕭殺の韻がある。「昨日は東關の麓に轡を並べて十萬餘騎、今日は西海の浪の上に纜を解きて七千餘人、雲海沈々として青天既に暮れなんとす。孤島に夕霧隔てゝ月海上に泛べり。曲浦の波を分け、潮に引かれてゆく船は、半天の雲に泝る。日數經れば、都は山川程をへだてゝ、雲井のよそにぞなりにける。遙々來ぬとおもへども、たゞ盡きせぬものは涙なり」。この古今の絶唱を朗誦して、胸に迫る哀調を感ぜぬものがあらうか。壇の浦の合戰敗れて、八歳にならせらるゝ幼帝が、小さき御手を合せて念佛を申されながら、千尋の底に沈ませたまふ條の物悲しさ、御生母建禮門院が甲斐なき御生命を洛北小原の寂光院に歎きあかさるゝ物語、それ等は皆、落葉に咽ぶ谷水のやうに、人の心魂に徹するのである。そして門院の崩れさせたまふ御有樣「佛の御手にかけられたりける五色の絲をひかへつゝ、南無西方極樂世界の教主彌陀如來、本願過ちたまはずば、必ず引接したまへとて、御念佛」申され、その御聲のやう〳〵弱らせましますとき「西に紫雲たなびき、異香室に滿ちて、音樂空にきこ」え、夢みるやうな美しさの裡に往生の素懷を遂げられたのは、まさに欣求淨土の思想の悅ばしき完成にほかならないのである。



この懷しいあこがれに惹かされて、私は少年の頃から、年久しく「平家物語」に親しんで今に及んでゐる。明窓の下、淨几に向つて、一たびこれを繙くときに、いつも忽忙なる身世の煩しさを脫れて、神韻縹緲たる永遠の美しい世界に遊ぶ心地がするのである。それ故、今までに多くの「平家」を手にし、また多くの註釋書をも讀んだ。それ等はいづれも特色を有して、千紫萬紅の觀がある。今また新たに本書を几上に迎へて、世に同好の士の存するのを悅ぶの情に堪へないのである。

この書は畏友溝口駒造氏苦心の述作である。古來數多き註釋書の上に、更に一石を積み上げようとするのであるから、著者の工夫と思索とは並大抵のことではなかつたと想像する。而して著者は多くの創見を出すことによつて、美事に屋上屋を架する誹を免れ、清新の氣を全卷に漲らすことに成功した。「平家物語」の愛好者は、誰しもこゝに、賢明にして親切、周到にして敏慧なる指導者を得たことを感謝するであらう。

この書の註解は、語釋と、通釋と、論評と、考證と、研究とより成つてゐる。語釋は多くの場合に試みられるのと同樣、欄外鼇頭の部に位置を占めてゐるが、その解說が學術的であるばかりでなく、一々番號を附して本文と對照せしめたのは、いかにも氣がきいてゐて近代的な感じがする。この近代的な感じは通釋にも現はれ、その譯述は自由にして巧妙なものが尠くない。試みに最初の數章に就て見るに、彼の「殿上の闇討」の條に、殿上の人々が藏人頭藤原季仲の色の黑いのを囃し立てゝ、「あな黑々、

と譯した如きは、その場面を生動せしめて、眼前に髣髴させるものがある。論評・考證・研究においてゝ、或は淸盛の年譜を挿入し、或はその信仰を論じ、歷史上の研究もあり、哲學的の考察もあり、古い作品を解析するに新しいメスを以てし、前人未踏の境地を開拓して、讀者を物珍らしい世界に誘導してゐる。本書の特種なる價値は、この新たなる試みに存すると思ふ。

優艶にして雅麗・沈痛にして哀切、紛々たる現世の盛衰榮枯の裡より、永しへの懷しき生命を追求しようとする宗敎的傾向は、自らにして多くの思索を促す。本書は、このやうな讀者の好伴侶となつて、共に思ひ、共に樂み、相携へて學術の山野を逍遙し、趣味の花園に吟遊するものである。私の如きもこの新たなる親友を話相手として、會遊の樂土に筇を曳く機會を惠まれたことを深く感謝するものである。因つて悅んで卷頭に頭する。

昭和六年三月中旬

文學博士　中村孝也識

緒　言

殆ど凡ての書籍に於て、「自序」と「凡例」とは、原則的な添加物である。此の原則は可なり古い時代から踏襲的に守り續けられてゐるので、之を闕くことがあると、何となく寂しい感じがする。ところが不思議に私の此の本には、取り立てゝ書く事がないのである。

一　作者の問題

第一に所謂る「解題」であるが、それは「平家物語」といふ標題其のものが自ら説明してゐる。山田孝雄博士は、此の物語の叙述内容を三大部に區分して、

（一）清盛中心時代の叙述
（二）義仲中心時代の叙述
（三）義經中心時代の叙述

とされてゐるが、私は此の區分が必然的だとは思はない。又、多くは、全篇を二部に分つて、

（一）第一卷から第六卷までは平家の時代
（二）第七卷から終卷までは源氏の時代

とする見解に一致してゐる。比較的近い時代の異本の一種が、殊更に標題を「源平盛衰記」と改めたのも此の見解から出發してゐる事であるが、「源」の字は餘り妥當ではない。全篇を貫く基調は、何處までも「平家」的である。故に若し「盛衰記」と題するならば「平家盛衰記」が適當であるが、それよりも矢張り本のまゝの「平家物語」の方が、どれ程、此の本の感じを表現し得てゐるか知れないと思ふ。要するに讀者は、平家の物語として、其の中に流れる全盛から衰滅への時代悲劇の哀調に心を注げばいゝのである。それ以外の分析は、少くとも「平家物語」には無要である。

作者の問題は學問的に稍必要であるが、困つたことにそれは殆ど明らかにされてゐない。最も普通の說では、左の人々が其の作者に擬せられてゐる。

（一）信濃前司入道行長　（徒然草の說）
（二）玄惠法師　（臥雲日件錄所載、著者最一、同薰一の說）
（三）憲耀法師　（天地根元歷代圖の說）
（四）吉田資經、源光行、葉室時長　（醍醐雜抄の說）

此の中で最も著聞してゐるのは（一）の行長と（四）の時長とである。入道行長は不明の人物であるが、『徒然草』に

「後鳥羽院の御時、信濃前司行長稽古の譽ありけるが、學問をすてゝ遁世したりける。……此行長平家物語を

作りて、性佛といひけろ盲人に敎へて語らせけり」

とあるのに由つて知られる如く、後鳥羽院の御即位以後隱岐御遷幸(一八四三、――一八八一)頃の人物であると共に、

「慈鎭和尙一藝あるものをば下部までもめしおきて不びんにせさせたまひければ、此信濃入道を扶持し給ひけり、……さて山門の事を殊に由々しく書けり」

とある同書の記載に由つて、慈鎭和尙の生存年代(一八一五――一八八五)とも重なり合うた人物であることがわかる。そこで行長說に隨ふならば、此の物語は最長限度に於て後鳥羽天皇の文治末年、(一八四九)乃至後堀河天皇の承久三年(一八八一)に書かれたものだと解せねばならぬ。此の限年內に生きてゐた「行長」を『尊卑分脈』に依つて搜索すると、葉室行隆(一八四七歿)の第三子に其の名がある。して見ると、信濃前司入道行長は、正しくは葉室行長であつて、第(四)說の葉室時長とは僅に一字違ひであるのみならず、時長は行長の父行隆の弟たる時光(舊名は盛隆)の子であるから、行長とは從兄弟の關係で、隨つて時代も多くの差がない。尊卑分脈には、此の時長について

「平家物語作者隨一也」

或は

「書二平家物語一其一人也」

と兩説を出してゐるのであるが、後者の説は『醍醐雜抄』に作者を吉田資經、源光行、葉室時長として、時長を作者中の一人としてゐるのと相符合する。ところが、作者の他の一人である源光行は、明らかに後鳥羽上皇の寵臣として、承久の亂にも與つた人で、亂後捕はれて斬刑に會はむとしたのを、其子親行の爲に救命せられてゐる。此の人が同じく述作に當つてゐるとすれば、時代は行長の叙述想定年代と一致する。

（二）及び（三）として掲げた『臥雲日件録』並に『天地根元歴代圖』の説は、稍別系に屬する如くであるが、是も仔細に觀察を深めて見ると、（一）（四）の説との間に或る繋がりを持つてゐることが覺知されるのである。（一）の玄惠法師と（三）の憲耀法師とは別人のやうであるが、ゲンヱは屢々ゲンエイと長音化して發音され得るから、此の場合ゲンエイがケンエウと成るのは、許されたる轉訛である。隨つて（三）は當然（一）に吸收されるものとして注意點を（一）に置いて考へて見たい。（一）の玄惠法師説は、二個の形に於て語られてゐる。

イ、爲長卿單獨創作説　（著者最一説）

ロ、平大納言時忠と、惡七兵衞景清と、各記錄方面を分擔して、時忠は文事關係を、景清は軍事關係を記錄して置いたのを、後に、三位爲長が摺拾集錄し、最後に玄惠法師が適當に編輯したとする説（著者叢一説）

（イ）の說は、玄惠法師に觸れてゐないが、（イ）（ロ）は、共に爲長卿に於て重なり合つてゐるから、必ずしも玄惠の加工を拒否しない。卽ち假に（イ）（ロ）を混合して適當に組立てるならば、第（三）說は、平家物語を以て爲長卿と玄惠法師との共同述作に成つたとすることが出來る。三位爲長は、二位爲長卽ち『文鳳抄』の著者菅原爲長だとするならば、此の人は寬元四年に八十九歲で薨じてゐるから、其の生存は保元三年（一八一八）乃至寬元四年（一九〇六）の間で、正に前記の行長或は時長の時代を包容する。そこで先づ考へられるのは、此の生存時代に於て共通な行長、時長、爲長の三人は、何れも其の名の第一字を行書又は草書で書いた場合、頗る混同し易い事である。そこで（A）三個のX長の中、何れかの二人は文字の誤記に因る混同であつて、實は何れか一人のX長が眞の作者であらうと想定する說（星野恒博士）と、（B）先づ後鳥羽院の御時行長が最初に書いたのを、順德院の御時に憲耀が十二卷に補綴し、前後に資經、光行、爲長等が潤飾敷衍したのであるとする說（關根正直說）とが行はれてゐるが、私は此の種の穿鑿に贊同しない。それよりも重要なのは玄惠法師である。

玄惠法師は傳記に隨ふならば、正平五年の六月十四日に八十二歲で死んでゐる。卽ち龜山天皇の文永六年（一九二九）から正平五年（二〇一〇）まで生きてゐた人である。行長、時長、爲長の何れに比べても後代の人であるが、後代の人であるが故に、一層編輯者たるには適してゐる。しかし編輯者と作者とは別である。多くの學者は、出來上つた典籍としての「平家物語」を標目として、其の作者を搜索す

ることに勞してゐる觀があるが、此の搜索は恐らく徒勞であらう。既に數多の舊說が一致してゐる如く、平家物語は行長が、「瞽者性佛に授けて語り物」としたものである。とすれば、それが最初から全十二卷に亘る尨大なもので無かつたことは論を俟たない。國語調査會の『平家物語考』に據ると、最初は三卷であつたのが、漸次に六卷、十二卷と發展して行つたのであると云ふが、私は其の「三卷」すら多きに過ぎると思ふ。恐らく其の最初は、一卷といふよりも二三の斷片的なものであつたのが、或る年月の間に、同一瞽者又は異別の瞽者の爲に作り增されて、現在の如く大成したもので、隨つて其の作者も一人若くは數人ではなく、更に多數の人々に依つて作り添へられたのであらう。故に現在傳へられてゐる作者は勿論、其の他にもなほ無名の文人の作が加はつてゐるのであつて、其の集積を適當に潤飾し整理して初めて一篇の平家物語を編輯完成したものが、私の所謂る編輯者である。玄惠法師が其の人であるか否かは勿論不明であるが、兎に角、それが相當文才ある僧侶であつたらうことは考へられる。公卿の原作のまゝとしては、あまりに佛敎色が濃厚過ぎるからである。そこで重要な研究としては、原作者が誰であるかよりも、編輯者が誰であるかを探査することである。そして其の編輯者も一人と限定する理由はない。今日ではそれ等の凡てがまだ明らかになつてゐないが、兎に角これが、「平家物語」に分量上の異本を輩出した理由である。

作者問題に次いで、從來の註釋者に重要視されてゐるのは、其の註釋を如何なる原典に據つて書いたかといふ事であるが、これも私には、あまり重要な事と考へられない。

二 定本問題

平家物語には別項記す所の如く、甚だ多くの異本がある。源平盛衰記が其の異本の一種であること は既に記したが、其の他に尙既知のものだけでも伊藤本、八坂本、鎌倉本、如白本、佐野本、南都本 同異本、東寺本、長門本があり、神龍院梵舜手寫本、角倉本、光悅本があり、刊本にも明暦版、萬治版、天和版等それぞれ異同がある。それで是等多數の異本の中で、どれに據つたかと云ふ事が問題に成るのであるが、或る一本にのみ憑據して之を底本にすると云ふ事は、必ずしも「正しい本」又は所謂る「定本」に據つたことを意味しない。何となれば、平家物語なるものは、元來が讀む爲に製作されたものではなくして、耳に訴へる爲に作られたものである。そして之を語る者の大多數は、視覺を有しない瞽者である。隨つて其の歌詞は、專ら記憶に訴へられ、之をうたふ時には其の「記憶」の中から抽出して再現せられるのである。此の場合歌詞が意識的に或はより多く無意識的に、之を語り易く又聽取り易くする爲に漸次變改されるのは自然の勢である。例へば、或る瞽者は、「にて」といふ文章語を嫌つて「で」を用ゐたであらう、又、或る瞽者は、「あるなれば」を「あんなれば」と發音し慣れたであら

う。斯かる個人的のクセが、或る時代の筆記者を通して、クラシカルなものと考へられた時に、茲に一つの定本型が成立するのであるが、斯かる定型は、次代の語り手を俟つて、次第に又破壞せられ、新しい要素を以て定型づけられる。それが第二の「定本」又は「正本」である。此の定本革命は、極めて漸次的であるが故に、或は氣づかれずに終つてゐるかも知れないが、斯かる理由に依つて、歌詞上の異本が、前記分量上の異本と別な系統の上に生じたことは注意を要する。

そこで嚴格に云ふならば、平家物語には、絶對の定本なるものは成立しないのである。若し多數の中の或る定型的なものを强ひて「定本」と稱することが許されるならば、各異本の全部は、それ自身に於て皆定本たり得る素質を持つてゐると云つていい。此の理由から私は、初から殊更に憑據定本なるものを持つことを避けた。そして、多くの學者の眼を通過して來てゐることに依つて最も洗練されてゐる流布本を基礎に、諸本を參考して任意訂正を加へるに止めた。

三　本質の問題

第三には本質の問題である。これは一層論ずるに足らぬ問題である。現代の註釋家は殆ど一齊に、平家物語を單なる物語と視ることに合致してゐると云つていゝ。勿論「物語」であると云つても、純然たる創作ではなく、既に「平家物語」と云ふ以上、或る程度まで平氏興亡の史實に立脚してゐるには相

達ないが、中心を「聽き手」の興味の上に置いて、或る感情を誘起する爲の適當な潤飾と誇張とが用意されてゐることは爭はれない。此の意味の物語に確的なる事實性を求めることは無理である。然るに從來の註釋書、例へば『平家物語考證』の如きは、殆ど各節毎に評論を加へて、物語中の人物の心事を論じたり、史實に反することを指摘してゐる。斯ういふ本質無視の議論は我々に極めて不愉快である。私は常磐津の絃に乘せられて躍り出して來る瀧夜叉や大宅太郎光圀の前に、「將門記」を突きつけるやうな愚劣な態度を愼まねばならぬ。此の「平家物語」は、斯の如く、史實に於ては極めてラフで、時には甚だしい見當違ひの臆說、俗說が入つてゐる上に、潤飾誇張の衣までがかけられてゐるのであるから、此の一篇の中から單純な史實を摑み出さうとするならば、其の結果として報いられる所は、只失望だけであらう。しかし、當時の人々が源平の勢力鬪爭にどんな心持で對し、どんな風に動いてゐたかと云ふ時代心理の大きな「眞實」は却つて斯うした非公權的な叙述の中から見出される。源平戰といふ比較的大きな時代變革の後に生れた「物語」として、我々はそれから頗る刺戟に富んだ而もデリケートな示唆を受取りさへもする。平家物語を見る現代人に必要なのは其の邊の心構へである。

四　予の注釋態度

そこで、今私が此の本を書くに臨んで、どんな註釋態度を採つたかを一言せねばならぬ。第一に、

定本の探究から自ら離脱したことは、既述の如くであるが、次に私は、文章の批判からも離脱した。此の一節は、幾個の文段から成つてゐて、其の各文段の大意は斯々である、そして主意は第何段に置かれてゐる、こゝの文章の表現に旨味があると云つた類の構成技巧の問題に觸れて論ずることは、私としては採らないところである。

それでは、右の如く、第一に、定本の探究から離脱し、第二に、其の文章としての表現技巧の批判から回避した後の私は、何を標目として此の「新釋」を書いて行つたらうか、私が自ら最も主要視した點は實は其處に存するのである。乍併、それを言ひ現すには、多くの語を要しない。私は只イージーに、諸君と共に、與へられた「物語」を解讀して行く事が出來れば、それで平家物語註釋者としての最も忠實な任務が盡されたと信ずる者である。

隨つて私は、其の目的の下に、現代文で所謂る通釋を書いた。これは謂はゞ「現代文に書き直した平家物語」である。此の通釋と原文とを讀み比べて貰へば、大體に於て一々の語釋は不要であらうと思ふ。元來が語り物として主として聽覺に訴へたものである關係上、一般人が理解に苦むほどの難句は「平家」には無いのである。此の程度の古文辭ならば、現代の薩摩琵琶、筑前琵琶の歌詞中にも、殆ど同量に入つてゐる。私はそんなポピユラアな歌詞にまで語釋を附するのは、却つて讀解を妨げさへもすると考へる。但し、讀過してゆくうちに耳にさはる言葉、例へば現代人のコンモンセンスとは沒

交渉に置かれてゐる言葉、或は佛教關係語の類は、成る可く分りやすく分析的に說明する必要があると思つたから、それ等の語句には出來るだけ要領把握的に、而も現代人に理解され易い言葉で註を加へた。それから又、歷史地理上の解釋は、從來何故か多く閑却されてゐるが、これは原文を解する上に於て最も重要な基礎知識であると思はれるから、繁雜を厭はず之を附した。『愚管抄』『百錬抄』『吾妻鏡』等、當時の記錄をも參照して、比較的正しい史實を摘記さへもした。しかし、前にも云つた通り『平家物語』は決して史典ではないのであるから、「これは史實と違ふ、史實は斯々である」と青筋立てゝ正誤を申込んでゐるのでない。本當の史實を腦裡に入れ、實際の地理を頭に置いて、其の概念の上に立ち乍ら、非史實的な、朧化された物語を見ることは、最も興味の深いことであると、私は常に考へてゐるのである。

頭註で足りないと思つたことは便宜「考證」「研究」「論評」等の指示下に於て、諸君が此の物語を見られる上に必要な想野の展開を試みた。なほ個々の語釋調べを必要とせられる人々、更に進んで語法變化の硏究に、學的興味を持つ人々の爲には、幾多の先進書がある。それ等の書目は下卷の終末に附けて置いたから參照されたい。私は自分の硏究やら、學會の仕事やら、色々の事で忙しい最中に書いた此の注釋書が、幾分でも諸君の硏究をリードすることが出來れば、これ程の喜びはないのである。

なほ終に臨んで、國史學界の權威たる中村孝也博士が、本書の爲に懇篤なる序文を賜はり、なほ種々

の有益なる助言を與へられたことを著者として虔んで感謝するものである。

昭和六年春晴れた日の夕

東京帝大文學部研究室樓上に於て

溝口駒造

平家物語新釋（上卷）目次

一之卷

二之卷

三之卷

四之卷

五之卷

六之卷

平家物語新釋

上卷

巻之一

一、祇園精舍

祇園精舍(1)の鐘の聲、諸行無常(2)の響あり、沙羅双樹(3)の花の色、盛者必衰の理を示す。驕れる者久しからず、只春の夜の夢の如し。猛き人も遂には亡びぬ、偏に風の前の塵に同じ。遠く異朝をとぶらふに、秦の趙高(4)漢の王莽(5)梁の周伊(6)、唐の祿山(7)、此等は皆、舊主先皇の政にも從はず、樂を極め、諫をも思ひ入れず、天下の亂れむ事を悟らずして、民間の憂ふる所を知らざりしかば、久しからずして亡じにし者どもなり。近く本朝を窺ふに、承平の將門、天慶の純友、康和の義親(8)、平治の信頼、此等は驕れることも、猛き心も、皆とり〴〵なりしかども、間近くは六波羅(9)の入道(10)前の太政大臣(11)、平朝臣清盛公(12)と申しゝ人の有樣、傳へ承るこそ、心も言葉も及ばれね。其先祖を尋ぬれば、桓武天皇第五の皇子一品(13)式部卿(14)葛原の親王九代の後胤、讃岐守正盛が孫、刑部卿(15)忠盛朝臣の嫡男(16)なり。彼親王の御子高視の王、無位無官にして失せ給ひぬ。其御子高望の

(1)祇園精舍　昔、中印度舍衞國の太子「祇陀」の庭園に建てた寺院。精舍は精錬行者の居る處、即ち寺院の意である。

(2)諸行無常　すべての事物は常住不變でないとの意。

(3)沙羅双樹　沙羅樹は印度産の落葉喬木で高さ百尺餘龍腦香科に屬し、平滑なる長卵形尖頭狀の葉を有し、圓錐花序をなして淡黄色の花を開く。沙羅双樹とは、昔釋迦が佛教を說いた印度の拘尸那羯羅城外の沙羅樹林の沙羅樹中、特に四本だけが双つづゝ相對して居たからの樹である。釋迦は其林間で涅槃に入つたが、入滅と共に其樹も亦枯れたといふ。

(4)秦の趙高　始皇の臣である。始皇の崩後、胡亥を擁立して、朝廷に權を專らにし、鹿を

王の時、始めて平の姓を賜ひて、上總介⑰になり給ひしより以來、忽に王氏を出でゝ人臣に連る。其子鎭守府の將軍⑱良望、後には國香と改む。國香より正盛に至るまで六代は、諸國の受領⑲たりしかども、殿上の仙籍⑳をば未許されず。


祇園精舍の鐘の音には、一切の事物は常住のものではないと云ふ響がこもつてゐるし、沙羅双樹の花の色には、盛んなものは其のうちにきつと衰へるといふ理法が表現されてゐる。得意の時代は長持ちのするものではない、其の短いことは只春の夜の夢のやうなものである。勇猛な人も結局は亡滅の運命を免れない、其の脆い事は風の前に置かれた塵のやうなものである。遠く外國の例を尋ねて見るのに、秦の趙高や、漢の王莽、梁の朱异唐の安祿山等の者共は、何れも皆其の舊主人や前皇帝の統治にも服從せず、出來る限りの歡樂を盡して、他人の諫言も聽容れず、天下に動亂の起ることにも氣がつかず、人民の愁苦をもよそに、放恣横暴な生活をしたため、間もなく亡滅した者の例である。又近く日本の例を調べて見るのに、承平に叛旗をあげた平將門、天慶に亂を起した藤原純友、康和に鎭西を騷がした源義親、平治に京都を擾した藤原信賴等は、其の驕奢を極めた點に於ても勇猛な點に於ても、それぞれ特色を持つてゐたが、最近に於ける六波羅邸の主人公、入道前太政大臣平朝臣清盛公と云ふ人の有樣を聞いて見ると、實に想像以上で形容する言辭もない程である。其先祖を段々調べて見ると、桓武天皇の第五の皇子でいらせられる一品式部卿葛原親王から九代目の末裔で、讃岐守正盛には孫、刑部卿忠盛朝臣には嫡子である。

指して馬を鹿と稱したので有名な男である。三世子嬰の時代たる紀元前二〇七年に殺された。

（5）漢の王莽。平帝の皇后の父で位人臣を極めたが、後遂に帝を毒殺して孺子嬰を立て、更に又之を廢して自ら帝號を僭し。在位十五年にして劉玄の爲に滅され、長安の漸臺で斬られた。時に紀元後二十三年であつた。

（6）梁の周伊。梁の武帝の臣で、遂に其國を亡ぼした朱异の謀であらう。

（7）唐の祿山。玄宗皇帝の倖臣安祿山の事胡人より起つて帝の寵を得たにも拘らず、天寶十四年叛して大燕皇帝と號し、遂に帝を逐ふたが、至德二年慶緒の爲に殺された。

（8）康和の義親。堀河天皇の康和四年十二月に鎭西に事を起して隱岐に配流せられた對馬

其の葛原親王のお子樣の高視王は、まだ官職にも著かず位階も頂かないうちにおかくれになつたが、其の御子の高望王の時になつて、始めて平の姓を賜はつて上總國の介になられて以來、一朝にして皇族から人臣に降られた。其の子は鎭守府將軍良望で、後に國香と改名した。此の國香から正盛まで六代の間は、國々の受領であつたが、まだ殿上人にはなれなかつた。

【論評】「祇園精舍の鐘の聲、諸行無常の響あり」と讀んだゞけで、もうリズミカルな調子の躍動するのを感ずる。そして、いつとなくシンミリした心持に引入れられる。確に平家は「語る」ものである。それ自身立派なリリツクである。此の意味に於て「平家物語」一卷は、平氏の衰滅を弔ふ輓歌であるが、而も其の全卷を蔽うてゐる心持を、最も簡明に、最もクリーアに要約して表現したものは、此の僅々數行の序曲であると思ふ。翫味すれば翫味する程「うま味」が滲出して來る。實に印象の深い句だ。

【考證】此の一節の中で特に研究する必要のあるのは、「承平の將門・天慶の純友・康和の義親・平治の信賴、驕れる心も、猛き事も云々」とある文句である。「平家物語」述作の年代については史家の間でも國文學者の間でも論の岐れてゐる所であるが、此の文句と「されば、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆猛かりけれど、宣旨にはかたざりき」とある增鏡の文句とを比照し、更に此の平家物語卷之五の「物怪」の條に、源中納言雅賴卿の許に召使はれた青侍の夢を詳細に書いてゐるのに對して、「增鏡」に「かの平家の亡ぶべき世の末に、人の夢に、賴朝が後は、その御太刀あづかるべしと、春日大明神仰せられけるは、この今の若君の御事にこそありけめ」とある文句とを比照すると、增鏡は少からず

守源義親の事であるが、配流地でも橫行を縱にしたので、天仁元年平正盛に討たれた。義家には子、爲義には父に當る男である。

(9)六波羅。京都市下京區の五條松原大和大路に今も六波羅蜜寺がある。あの邊から七條へかけての廣大な地域の汎稱で、壽永二年までは此處に平氏の邸宅があつた。

(10)入道。佛道に歸入する意味であるが、必ずしも出家得道の人を云ふのではなく、俗家にゐながら剃髮して法衣を着する人にもいふ。

(11)太政大臣。ダイジヤウダイジンと讀むのが正しい。太政官の長官である。

(12)公。大臣たる者の稱呼。大臣以下に屬する大中納言、參議、散一位並に三位以上の者は別に卿と稱する。公卿は其の併稱である。

「平家物語」から材料を得て居ることが判ると共に、増鏡述作の時代には、既に平家物語が廣く知られてゐたことを認められるであらう。

(13)一品。 文武天皇大寶元年の新令で定められた親王位階の最上位である。品は一品より四品までの四階あつて、親王に限つて叙せられた。

(14)式部卿。 式部省の長官、四品以上の親王が任ぜられることを原則とする。

(15)刑部卿。 刑部省の長官、正四位下相當官である。刑部省は八省中の重要官廳で、主として犯罪者の審理並に刑の執行を掌つた。

(16)嫡男。 原則として正式の婚姻中に生れた男子は二、三男でも皆嫡子であるが、こゝでは長男のこと。

(17)上總介。 上野國の介のこと。介は地方官中で國守の次位にある。

(18)鎭守府將軍。 東北地方を鎭撫し警守する武將。

(19)受領。 遙授兼任ではなく、事實上、任地に赴いて地方行政事務に當る地方官中の最上位者をいふ。だから場合によつては國守の事もあり、又權守、介以下の事もある。

(20)殿上の仙籍。 殿上人の名籍、殿上人とは四位五位及び六位の人で、宮中の清涼殿に昇ることを特に聽された人であるが、是等の人々は殿上の間にある日給簡に其姓名を記入する。之を仙籍を聽されるとも、又「フダニツク」ともいふ。殿上人は寬平の遺誡では三十人が定員であつたが、後には七八十人乃至百人にもなつた。日給の簡のあるのは殿上の間中の棹の間の渡廊下へ出る下戸の前・奧の所で、簡（フダ）は長さ五尺三寸、上の方の廣さ八寸、下の方は七寸、厚五分ある。これに昇殿者の姓名を三段に記してある、上段は四位、中段は五位、下段は非藏人である。其姓名の下に上番の日數を紙に書いて貼附する、之を放紙といふ。

二、殿上の闇討

然るに忠盛、未だ備前の守たりし時、鳥羽院①の御願、得長壽院②を造進して、三十三間の御堂③を建て、一千一體の御佛をすゑ奉らる。供養④は天承元年⑤三月十三日なり。勸賞⑥には闕國を給ふべきよし、仰せ下されける。折節但馬の國のあきたりけるをぞ下されける。上皇猶御感のあまりに、内の昇殿⑦を許さる。忠盛、三十六にて始めて昇殿す。雲の上人⑧是を猜み憤り、同年の十一月廿三日、五節豊明の節會⑨の夜、忠盛を闇討にせむとぞ議せられける。忠盛、此由を傳へ聞きて「我右筆⑩の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の恥に遇はむこと、家のため、身のため、心憂かるべし。詮ずる所、身を全うして君に仕へ奉れといふ本文⑪あり」とて、豫て用意を致す。參内の始より、大きなる鞘卷⑫を用意し、燭臺の下にしどけなげにさしほらし 火のほのぐらき方に向ひて、やはらこの刀を拔き出いて、鬢に引き當てられたりけるが、よそよりは氷などの樣にぞ見えける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎黨⑬、元は一門たりし平の木工助貞光⑭が孫、進の三郎大夫家房が子に、左兵衛の尉⑮家貞といふ者あり。薄青の狩衣⑯の

(1)鳥羽院 第七十四代の天皇、天仁元年即位、保安四年譲位、白河法皇の崩後、代つて院政を聽かれること二十八年に及んだ。

(2)得長壽院 鳥羽院の發願により建てられた寺。元暦二年倒潰。

(3)三十三間の御堂 現に京都に殘つてゐる蓮華王院の三十三間堂ではない。「中右記」には「白河千体観音堂、備前國守造建也、中央丈六正觀音像、其左右奉立等身正觀音像各五百体云々」とある。

(4)供養 財物を供へ進めて三寶即ち佛、法、僧を資養すること。之に身、口、意の三方法があるが、普通には飲食衣服の類を進めることをいふ。

（5）天承元年。一一三一年。

（6）勸賞。ケンジヤウと讀む。功を賞して、之を勸め勵ますために、官位を昇進させ、又新に官に任ずること。

（7）內の昇殿。院の昇殿に對して宮中淸涼殿の殿上へ昇るのをゆるされること。

（8）雲の上人。宮中の事を雲の上と稱するところから、稱して殿上人のことをいふ。

（9）五節豐明の節會。十一月の中の丑の日に宮中の常寧殿で、天皇が五節の舞を御覽ぜられ、其の日から三日間殿上の侍臣と共に、遊宴が催される。此の宴會が五節の豐明の節會である、豐明とは豐は美稱で、アカリとは酒を飲んで顔が赤くなるからだといふのが舊來の解釋であるが、聊か受取りにくい。

下に、萌黄をどし⑰の腹巻⑱を着、弦袋⑲つけたる太刀脇挾むで、殿上の小庭に畏つてぞ候ひける。貫首⑳以下、怪をなして、「うつぼ柱㉑より內、鈴の綱㉒の邊に、布衣の者の候ふは何者ぞ。狼藉なり。疾う〳〵罷り出でよ」と、六位を以て言はせられたりければ、家貞畏つて申しけるは、「相傳の主備前の守殿の、今夜闇討にせられ給ふべき由承りて、そのならむ樣を見むとて、かくて候ふなり。えこそ出でまじ」とて、又畏つてぞ候ひける。これらをよしなしとや思はれけむ、その夜の闇討なかりけり。



ところが忠盛がまだ備前の國守であつた時に、鳥羽院の御發願で御造營になる得長壽院の工事を監督して、三十三間堂の建築を完成し、千一体の佛像を安置するまでの御用を首尾よく勤め上げられた。お供養は天承元年の三月十三日に執行された。其の御褒美としては、國守の闕員のあるところへ、任命してやらうといふ御下命があつたが、ちやうど其の時、但馬國に闕員があつたので、其處へ任命された。其の上にもまだ上皇は深く御感動あらせられた結果として、宮中の殿上の間に昇り得る名譽の特權をお許しになつた。故參の殿上人たちは此の異數のお取扱を妬んで憤慨して、其の年十一月二十三日の五節の豐明節會の夜を期して、忠盛を暗殺しようと企てられた。忠盛は此の事を傳てに聞いて、自分は文筆出身の者ではない。苟くも武勇を尙ぶ家に生れたものが、此の際意外の耻辱を受けるやうな事でもあつては、家の爲にも、又、自分一身の爲にも面白くなからう。結局一身を全うして君に仕へ奉れとは支那の原典にも說いてゐる事であるから、と云ふので、前

以て其の心構へをした。抑も最初に參内する時から、特別に大きな鞘卷を準備して行つて燭臺の下のところで、態とだらしなくブラ〳〵させて見せて、火光のうす暗い方へ向いて、そつと其の刀を拔いて、鬢のところへ當てられたのが、よそ目には、氷かなんかのやうに冷たく光つて見えた。人々は皆覺えず其の方を睇視した。又、忠盛の家來に、元は同じ平家の一門であつた、平の木工ノ助貞光の孫、進の三郎太夫家房の子で、左兵衛尉家貞といふ者があるが、その者が淺黄色の狩衣の下へ、萌黄縅の腹卷を着て、弦袋をつけた太刀を小脇にかい込んで、殿上の間の下の小庭に畏まつてゐた。詰合はせてゐた藏人頭以下の者共が不思議に思つて、「うつぼ柱の線から見て内部、鈴の綱にも近いところに、布衣の下郎がゐるのは何者だ。不都合千萬である。急いで退出しろ」と、六位の官人に命じて云はせたところが、家貞は禮儀を正して、「先祖代々の主君備前守殿が今夜、暗殺せられると云ふ事を聞きましたので、どうなる事か見屆けようと存じて、斯樣にして居りますのです。どんな事があつても此處は出ますまい」と申して、又元の通りに畏まつてゐた。是等の事があつたので、こいつはいけないぞと思つてか其の晩の暗殺は沙汰止みとなつた。

忠盛又、御前の召に舞はれけるに、人々、拍子をかへて、「伊勢瓶子(23)はすがめ(24)なりけり」とぞ囃されける。掛けまくも忝く、此の人々は柏原の天皇(25)の御末とは申し乍ら、中比は都の住居も疎々しく、地下(26)にのみ振舞なつて、伊勢の國に住國深かりしかば、其の國の器に事よせて、伊勢平氏とぞはやされける。その上、忠盛の目の眇ま(27)れたりける故にこそ、かやうにははやされけるなれ。忠

(10)右筆。　右筆の名は既に、吾妻鏡治承四年六月二十二日の條にも出てゐる。文案又は書記を司る人のこと。源平盛衰記に、筆執、物書などゝあるのと同じである。

(11)本文。　原典([illegible])の意味。當時はなほ支那の文化の崇拜時代であつたから、斯々の文句は漢文のこの本にもあるといふことを本文があると云つた。

(12)鞘卷。　長さ一尺ほどの短い小刀、鍔がないので拔くときに鞘ごと帯から拔けぬやう、下緒で下鞘と帯と共に卷いて置くからの名稱だといふ。卷方は貞丈雜記參照。

(13)郎黨。　家來のこと。

(14)木工助。　宮内省の被官たる木工寮の助、即ち次席者。

(15)左兵衛尉。　左兵衛府の尉官、兵衛府は閤

盛如何にすべき樣もなくして、御遊も未終らざるさきに、御前を罷り出でらるゝとて、紫宸殿(20)の御後にして、人々の見られける所にて、横へさゝれたりける腰の刀をば、主殿司(21)に預け置きてぞ出でられける。家貞、待ち受け奉つて、「さて如何候ひつるやらむ」と申しければ、かうともいはまほしうは思はれけれども、正しう言ひつる程ならば、やがて殿上までも、切り上らむずるものゝ面魂(22)にてありし間、「別の事なし」とぞ答へられける。

【新釋】忠盛は又、御前のお召のときに、立つて舞はれたところが、殿上人たちは拍子に合はせて替へ唄をうたつて、「伊勢平氏（瓶子）は眇（素瓶）だ」と囃された。此の平家一門の人たちは、我々の口に掛けて申上げるのも恐れ多い事ではあるが、桓武天皇の御末裔である。しかし中頃になつては帝都の生活と疎遠になつて、地下の待遇ばかりを受け、伊勢國に長く居ついてゐたから、其の伊勢の國の製産品に託して、伊勢へいじと囃された。其の上に又忠盛は片目が不具だつたものだから、こんなに云つて囃されたのである。忠盛は殘念ではあつたが、どうしやうもないので、御前の管絃の御遊の中途で退出された。其の時紫宸殿の後の人々が見て居るところで、今まで横たへてゐられた腰の刀を主殿寮の役人に、預けて置いて、それから退出せられた。殿上の間まで下つて來ると、家貞がお待受け申してゐて、「そこで結果はどうでございましたらうか」と申した。忠盛は斯う〳〵だつたと打明けて云ひたいとは思はれたが、有の儘に云はうものなら、其のまゝ直ぐに殿上までも切つて上りかねない相貌を現してゐたから、「なアに、別條は無かつたよ」と答へられた。

門外を衛り、行幸に供奉する役であつて、左右に分れてゐる。左兵衛とは其の左の方である。

(16)狩衣　狩猟服又は旅行服である。公家には略服であるが、武家ではこれが正服である。布を以て製し、袖口には括りがある。布衣といふのも此の狩衣の事である。足利時代には下郎の着るものとなつた。

(17)萠黄おどし　萠黄色の糸で札を綴ぢた鎧。

(18)腹巻　鎧の下にする武装。袖はないのが本式である。時としては鎧に代用することもある、腹で巻いて背中で合はせるからの稱。鎧代用にする場合は狩衣の下に着、又狩衣の上から着ける。前者は下腹巻、後者は上腹巻といふ。

(19)弦袋　一本には欄

五節㉛には、「白薄樣 修禪寺の紙、卷上の筆、巴書いたる筆の軸」なんどいふ、樣々かやうに面白き事をのみこそ歌ひ舞はるゝに、中比太宰權帥㉜季仲㉝卿㉞といふ人ありけり。餘に色の黑かりければ、時の人、黑帥とぞ申しける。此人、未藏人頭㉟なりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへて、「あな黑々、黑き頭かな、如何なる人の漆塗りけむ」とぞはやされける。又、花山の院の前の太政大臣忠雅㊱公、未十歲なりし時、父中納言㊲忠宗㊳の卿に後れ給ひて、孤にておはしけるを、故中御門の藤中納言家成㊴卿、其時は未播磨守にておはしけるが、聟にとつて、花やかにもてなされしかば、これも五節には、「播磨米は木賊草か、椋の葉か、人の綺羅を研くは」とぞはやされける。上古には、かやうの事ども多かりしかども、こといでこず、末代如何あらむずらむ、おぼつかなしとぞ、人々申しあはれける。

新釋 五節の亂舞の時には、白薄樣、修禪寺の紙、卷上の筆、巴書いたる筆の軸などと色々斯ういふ風な面白い事ばかりを歌つて舞はれるのが慣例であるのに、中頃に太宰權帥季仲卿と云ふ人があつた。あんまり黑い顏の色をしてゐたので、當時の人は此の人に黑帥といふニツクネームを附けた。まだ藏人頭だつた時に、此の人が御前の試の時に亂舞をされたところが、殿上人たちは聲を揃へて、替唄をうたつて、「やツ眞ツ黑黑頭、どうこのだアれが漆塗つた」と囃し立てた事がある。又花山院の前太政大臣忠雅公がまだ十歲だつた

袋とあるが、假名の寫しちがひであらう。弓の弦を卷いて置く爲の圓い環で、古くは皮、後には草の莖で作つて太刀につけて佩びる。

(20)貫首 第一の人の意。こゝでは藏人頭のこと。孝經の序には「顔回閔子騫は孔門三千ノ弟子ノ貫首也」とある。

(21)うつほ柱 空柱の字を當てゝある、空中の柱の意で、雨水を受ける爲の箱ドヒの形が柱の如くであるからの稱、殿上の間のクツヌギの前の小庭にある。

(22)鈴の綱 殿上の間の西南角の柱を起点として、校書殿の後まで綱を張り、其の終端に鈴を結びつけておいて藏人が小舍人を呼ぶ時に之を引鳴らす。うつぼ柱より內、鈴の綱の邊が何處に當るかは、圖について知られたい(清涼殿圖參照)。

時に、父の忠宗卿に死なれて、獨り淋しく暮らしておいでになつたのを、お亡くなりになつた中御門の中納言藤原家成卿が、其の時はまだ播磨守でいらつしたのが、聟君にせられて、目立つて花やかな待遇をされたものだから、これも五節の時には、「播磨守は木賊か、椋の葉か人の綺羅を研ぐは」と囃し立てられた。昔は一體にこんな事が度々あつたものだが、仕合せと何事も起らずにすんだ。しかしいつまでもこれではどんなものだらうか、心配だと、人々は云ひ合はれた。

案の如く、五節はてにしかば、院中(40)の公卿、殿上人、一同に訴へ申されけるは、「それ雄劍(41)を帶して公宴に列し、兵仗(42)を賜ひて宮中を出入するは、皆是格式(43)の例を守る、倫命(44)のよしある先規なり。然るを忠盛の朝臣、或は年來の郎従(45)と號して、布衣の兵を殿上の小庭に召し置き、或は腰の刀を横へさいて、節會の座に列る。兩條奇恠、未聞かざる狼藉なり。事既に重疊せり、罪科最もがれ難し。早く殿上の御簡(46)を削つて、けつくはん(47)。ちやうにん(48)行はるべきか」と諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給ひて、忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ申されけるは、「先づ郎従小庭に伺候のよし、全く覺悟仕らず。但し近日人々相巧まるゝ旨、仔細あるかの間、年比の家人、事を傳へ聞くかによりて、其恥を助けむがために、忠盛には知らせずして、竊に參候の條、力及ばざる次第なり。もし咎あるべくは、かの身召し進ずべきか。次に刀のことは、主殿司に預け置き候

(23)伊勢瓶子　伊勢平氏をもぢつてはやしたのである。

(24)すがめ　素瓶――素焼の瓶子のこと。伊勢産の陶器たる萬古焼の瓶子を指す。黝褐色で釉藥を施さないのが特色である。元文（一七三六―一七四一）中、桑名人の創製に係つてゐる。

(25)柏原の天皇　桓武天皇の御事をいふ。柏原御陵墓が山城國紀伊郡柏原にあるからである。

(26)地下　昇殿を許されない身分の者。

(27)すがめ　眇である。こゝ通説では眇とは目つかち即ち片目の事であるといふが、明らかでない。眇の漢字についても「説文」には「一目小サキ也」とあり、「正韻」には「偏盲也」とあつて必ずしも一定してゐない。正しくは斜視であらう。

ひをはんぬ。之を召し出され、刀の實否によりて、咎の左右行はるべきか」と申されたりければ、此義最然るべしとて、急ぎかの刀を召し出でゝ叡覽(49)あるに、上は鞘卷の黑う塗つたりけるが、中は木刀に銀箔をぞ押いたりける。「當座の耻辱を遁れむがために、刀を帶するよしあらはすといへども、後日の訴訟を存じて、木刀を帶しける用意の程こそ神妙なれ。弓箭にたづさはらむ程の者の謀には、尤かうこそあらまほしけれ。かねてはまた郎從小庭に伺候のこと、かつう(50)は武士の郎黨のならひなり。忠盛が咎にあらず」とて、却りて叡感に預つし上は、敢て罪科の沙汰はなかりけり。

 さて忠盛の豫想の通り、五節が終ると、鳥羽院中の公卿たちや殿上人一同から、訴へられたには、「抑々帶劍のまゝで公式の宴席に列したり、又、武裝した從者をつれて宮門を出入したりするには、何れも法制上の舊慣に、遵ふべきことで、勅命があつて初めて許される先例で御座います。それだのに忠盛朝臣は、或は長年召使ふた家來であると稱して布衣の武士を殿上の小庭につれ込んで置いたり、或は腰刀をさしたまゝで節會に列坐致しました。此の二ケ條の奇怪な態度は。まだ嘗て聞いたこともない亂暴な行爲で、其の事犯たるや旣に、累犯を構成して居ります。當然處罰を免れることはむづかしいでせう。早速殿上の日給簡から除名して、其の官職を解き、任命を取消すべきものかと存じます」との申條であつたので、鳥羽上皇は大層お驚きになつて、忠盛を御前へ呼出して御尋問になつ

(28)紫宸殿　宮中の正殿である、儀式は大抵此の御殿で行はれた。
(29)主殿司　宮内省の被官たる主殿寮の役人殿庭を洒掃し、燈燭、松柴、庭燎等の事を司るのは此の主殿司の所管事務の一部であつた。
(30)面魂　烈しい息ざしの顏面表情に現れてゐること。
(31)五節　こゝでは五節の豐明節會の亂舞のことをいふ、亂舞とは殿上人たちが歌をうたひ乍ら舞ふこと。びんだたらさいふ郢曲、古風の大歌、當世式の小歌などをうたひはやして遊宴するのである。
(32)太宰權帥　太宰府の師の次官、納言以上の者が任ぜられて、師の代つて專ら府務を覽た。
(33)季仲　權中納言經季の子、藤原季仲のこ

た。忠盛が其の時陳述されたには、「第一に、家來が殿上の小庭に伺候したと申す事、これは全く私の意思で御座いません。尤も此の頃殿上人たちの間で、私に危害を加へようとする御計畫があつて、何かこれには仔細があるとの風聞が御座いましたので、長年召使ひました家來共が其事を聞附けまして、私に恥をかゝせまいと存じて、臣忠盛には無斷で、内々參候致しました事實は御座いますが、これは私として不可抗力の出來事で御座います。若し此の事についてのお咎なら、其の當人を召しつれて參りませう。次に刀の事については其の時、主殿司に預けて置きました。其の者をお呼出しになつて、現品の刀を御檢證に成つた上で、罪科の有無を御決定遊ばされたいものです」との事であつたので、それが何よりよからうと云ふので、急いで其の刀を取寄せて御覽になると、上鞘には黑塗にしてあつたが、中身は木刀に銀箔を押してあつた。それで、忠盛は其の場限りの恥辱を免れんが爲に、帶刀をしてゐると云ふことを示しはしたが、後日問題になることを慮つて、木刀をさして來た、用意の周到な點は實に殊勝である。武道に關係する程の者の謀計として、斯うなくてはならぬ事である。それに亦、家來の者が小庭に伺候したと云ふ事も、一方から觀れば、武士の家臣としての普通の事であるが、忠盛には責任がないと云ふことで、却つて上皇の御感賞にあづかつた以上、敢て其の罪を論ぜられる事はなかつた。

と。此の人が太宰權帥になつたのは康和四年（一七六二）六月二十三日で、藏人頭時代は、寛治元年（一七四七）十二月から寛治八年（一七五四）八月までゞある。

（34）卿。 官としてはた納言、中納言、參議、位は從一位並に三位以上のものを卿といふ。而して大臣は之を公といひ、兩者を併せて公卿といふのである。

（35）藏人頭。 藏人所の役人で、四位殿上人中から撰んで任ぜられ、すべて殿上に於ける公事を管掌する。

（36）花山院忠雅。 忠宗の第二子で、花山院の三代目である、仁安三年（一八二八年）の八月に太政大臣となつて、嘉應二年六月（一八三〇）に退職した 忠雅は建久五年に七十歳で死んでゐるから、此の人の十歳の時といふと、忠盛の事件があつて二年後の長承二年（一七九三年）の事である。

（37）中納言 ナカノモノマチスツカサとも訓む。最初は正四位上相當官であつたが、後には從三位の者も任ぜられた。定員も八人から十人に增した。

（38）忠宗。 從一位左大臣家忠の子である。此の人が公卿の列に入つたのは大治五年四十四歳の時で、其の年十一月五日從三位に叙せられ、同年十二月權中納言となり中宮權大夫を兼ねたが、長承二年九月一日、四十七歳で死んだ。

(39)中御門家成　參議從三位行修理太夫家保卿の三男である、此の人が播磨守であつたのは、大治五年（一七九〇）の十月二十七日で、長承三年には左京大夫兼任になつてゐる。死んだのは保延三年（一七九七）三十一歳の時の事であるから此の人が忠雅を聟に取つたのは二十七歳の時の事であるが、忠雅の長男兼雅は久安四年（一八〇八）に生れてゐる。

(40)院中　こゝでは「鳥羽院中の」の意

(41)雄劍　たゞ劍の事である、源順の作に「雄劍在レ腰、拔則秋霜三尺」とある。

(42)兵仗　普通には武器の事であるが、こゝでは兵仗を著した從者の意である。

(43)格式　格は弘仁格、貞觀格、延喜格等の格で、即ち官制法令のこと。式は弘仁式、延喜式、貞觀儀式等の式典を指す。

(44)綸命　綸言といふのと同じこと。勅詔の意。

(45)郎從　郎黨といふのと同じ意。家來のこと。

(46)殿上の御簡　日給簡のこと（同條參照）である。削るとは、日給簡に書いてある姓名を削り取ることで即ち除名である。

(47)げつくわん　解官であらう。解職免官の意。

(48)ちやうにん　停任・任務の執行を停止せしめること。

(49)叡覽　天皇が御覽になること。

(50)かつうは　且はといふこと、當時は斯の如く發音したのである。

三、鱸

その子供(1)は、皆諸衞の佐(2)になる。昇殿せしに、殿上の交を人嫌ふに及ばず、或時忠盛、備前の國より上られたりけるに、鳥羽の院、「明石の浦(3)はいかに」と仰せければ、忠盛畏つて、

ありあけの月も明石のうら風に波ばかりこそよると見えしか

と申されたりければ、院大に御感あつて、やがて此歌をば金葉集(4)にぞ入れられける。忠盛又仙洞(5)に、最愛の女房(6)を持つて、夜な／＼通はれけるが、或夜おはしたりけるに、彼女房の局(7)に、つまに月出したる扇を、取り忘れて出でられたりければ、かたへの女房達、「これはいづくよりの月影ぞや、出所おぼつかなし」など、笑ひあはれければ、かの女房、

雲居よりたゞもりきたる月なればおぼろげにてはいはじとぞおもふ

とよみたりければ、いとゞ淺からずぞ思はれける。薩摩の守忠度(8)の母是なり。似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、かの女房もいうなりけり。

【通釋】 其の忠盛の子どもは、皆諸衞の佐になつた。何れも昇殿したが、其の時分にはもう

(1)その子供　忠盛の子たる清盛、家盛、教盛、頼盛、經盛、忠度等、
(2)諸衞の佐　諸衞とは近衞府、左右衞門府、左右兵衞府の總稱、佐は當該官廳の次官である。清盛が左兵衞佐になつたのは大治四年(一七八九)の正月二十四日、頼盛は保元二年(一八一七)正月二十四日、右兵衞佐經盛は久安三年(一八〇七)二月一日、左兵衞佐教盛が左近將監になつたのは久安四年(一八〇八)正月二十八日であつた、忠度も曾て左兵衞佐であつた。
(3)明石の浦　播磨國の名所、明石海峽の北岸一帶をいふ。
(4)金葉集　白河院の

誰も殿上づきあひをすることを嫌はなかつた。或る時に忠盛が、備前の國へ赴いて歸洛したところが、鳥羽の院が「明石の浦はどうだつた」と仰せられたので、忠盛は畏まつて

　あり明の月も明石の浦風に波ばかりこそよると見えしか

と申上げられたものだから、院は大層御感心遊ばされて、直ぐに其の歌を金葉集の中へ選び入れられた。忠盛は又、院の御所の女房の中に最愛の人があつて、毎晩のやうに通はれたが、或る晩もおいでになつて、其の女房の部屋へ、端の方に月の畫を書現した扇子を置き忘れて出て行かれたので、近所の部屋の女房たちが見つけて、「これは何處から漏れて來た月かげなの?、出所が承りたいわ」などゝ笑ひ合はれた。其の女房は

　雲ゐよりたゞもり來る月なればおぼろげにてはいはじとぞ思ふ

と串戯のやうに、一首の歌で答へられたが、此の事があつてから、一層深く愛し合はれた。薩摩守忠度の母君は實に此の人である。似たもの夫婦とかで、忠盛が風流の道を好んだから、其の愛人たる女房も矢張り優雅な婦人であつたのだ。

かくて忠盛、刑部卿になつて、仁平三年(9)正月十五日、年五十八にてうせ給ひしかば、清盛嫡男たるによつて、其跡を繼ぎ、保元元年(10)七月に、宇治の左府(11)世を亂り給ひし時、御方(12)にて先をかけ(13)たりければ、勸賞行はれけり。もとは安藝の守たりしが、播磨の守に遷つて、同じき三年に太宰の大貳(14)になる。又平治元年(15)十二月、信頼(16)義朝(17)が謀反の時も、御方にて賊徒を討ち平げたりしかば、勳功一つにあらず、恩賞是重かるべしとて、次の年正三位に叙せられ、打續き宰

院宣によつて集められた勅撰集である。源俊頼が主任で、大治二年に上奏した。收容歌數は七百十六首である。

(5)仙洞。 仙人の住む洞窟の意、上皇を神仙にたとへて、其御所を仙洞御所、略しては仙洞とのみも云ふのである。

(6)女房。 禁中に於て房即ち一定の居室を給與せられてゐる婦人の總稱。之に上臈、小上臈、中臈、下臈の四階級がある。一般に女官(ニヨウクワン)に對しては高位の者である。

(7)局。 殿舍の一部を限局した場所のこと、即ち房。榮花物語のわかばえの巻に「屏風の几帳ばかりをひきつぼねて」とある。又貞丈雜記には「壁にて一人々々にしきりて住するゆゑ、つぼねといふ、則曹司ともいふ、部屋の事なり」とある。

相(18)。衛府の督(19)。検非違使の別當(20)。中納言。大納言(21)に經あがつて、剰へ丞相(22)の位にいたる。左右を經ずして、内大臣(23)より太政大臣。從一位にいたり、大將にはあらねども兵仗をたまはつて、隨身(24)を召し具す。牛車・輦車の宣旨(25)を蒙つて、乗りながら宮中を出入す。偏に執政(26)の臣の如し。太政大臣は、一人に師範として、四海に儀形せり國を經め、道を論じ、陰陽をやはらげ埋む。その人にあらずば、則ち闕けよといへり。則闕の官(27)とも名づけられたり。その人ならでは、穢すべき官ならねども、此入道相國(28)は、一天四海を掌の中に握り給ふ上は、仔細に及ばず。


通釈　斯うして忠盛は、途に刑部卿にまでなつて仁平三年の正月十五日に、年齢五十八でなくなられたから、清盛が其の嫡出子たる理由によつて、家督を相續し、保元四年七月に宇治左大臣頼長が亂を起したさきに、お味方に馳せ參じて先登されたので、其の勳功を賞せられ、それまでは安藝守であつたのが、此の時播磨の守に轉任して、同じ保元の三年に太宰大貳になつた。さころが又平治元年の十二月に、信頼さ義朝さが叛亂を謀つた時にも、清盛はお味方に參つて、彼等賊軍の人々を討ちしづめたので、單に一度だけの勳功ではない、これは特別に重賞を與へねばなるまいさいふさころから、翌平治元年には正三位に叙せられ、引續いて參議、衛府の督、檢非違使の別當、中納言、大納言さ順上りに上つて、おまけに大臣の高位にまで至つた。そして内大臣から、特に左右兩大臣を經ないで、直ぐ

(8)薩摩守忠度　忠盛の子で、清盛には弟に當る。壽永三年一ノ谷の戰に、源軍の將岡部忠澄に斬られた、有名な歌人である。
(9)仁平三年　一八一三年
(10)保元々年　一八一六年
(11)宇治の左府　藤原頼長のこと。左府とは左大臣の事で、宇治に邸宅があつたからである、保元の亂の謀主は此の頼長であつた。
(12)御方　味方。
(13)先をかく　先陣する、先登する。
(14)太宰大貳　太宰府の事務管掌者、帥は遠任であるから、大貳が其の次官として專ら帥の職務を代行した。但し權帥がある時には大貳を置かぬ例である。

正五位上相當官であるが、後には參議、散二三位の者も之に任ぜられた。

(15) 平治元年　一八一九年

(16) 信頼　忠隆の三男、後白河上皇の嬖臣であつたが、庸劣無才の人物で、藤原通憲に對する、私怨を霽らさんが爲に、義朝を誘うて平治の亂を起した。

(17) 義朝　源義朝のこと、爲義の子である。孤立無援の地にあつて、平氏の旺盛に比し頗る不遇であつたので、信頼に誘はれて、亂に與し、敗れて尾張に死んだ。

(18) 宰相　參議の唐名　清盛が參議になつたのは保元四年の八月十一日である。

(19) 衞府の官　こゝでは右衞門督のこと。右衞門府は左右衞門府の一で宮城の外門を守衞する官廳である、督は

に太政大臣從一位にまでなり、大將ではないが、兵仗を賜はつて隨身を引きつれ、牛車の宣旨、輦車の宣旨を受けて、車に乘つたまゝで宮門を出入すること、まるで攝政同樣である。太政大臣は「一人に師範として四海に儀形せり、邦を經め道を論じ、陰陽をやはらげ理む、その人にあらずは則ち闕けよ」と職員令にもある、そこで則闕の官といふ名もつけられてゐるのである。それ程の人物でなければ、妄に授すべき官職ではないが、此の入道太政大臣は、全日本の政權を掌中に握つておいでになるお方である以上、論に及ばないことである。

餘論　此の一節は如何に、清盛の榮達が異數のものであるかを語るものである。平治の亂の禍因の一部は、確に彼の此の異數の榮達に胚胎するものと云つてよい。私は次に一個の表を作つて、彼の幸運が、如何に大なる加速度を以て伸展して行つたか、其のレコードを檢出して見よう。

年月	位記	官職	年齡
一七八九)大治四、正、六	從五位		十二歲
同、二、四		左兵衞佐	
(一七九一)同 六、正、五	從五位上		十四歲
(一七九五 長承四、正、五	正五位下		十八歲
八、二一	從四位下	兵衞佐 如元	
(一七九六)保延二・四、七		中務大輔	十九歲
(一七九七)同 三、正、三〇		兼肥後守(造進熊野本宮賞)	廿歲
(一八〇〇)同六、一一、一七	從四位上		廿三歲

其の長官である。

(20)檢非違使別當　檢非違使廳の長官。これには參議で、衛門府、兵衛府の督を兼ねてゐる者を補する例である。中納言の之を兼ねる例も多い。檢非違使とは非違を檢察して、逮捕糺問する官廳で、今日の警視廳と檢事局とを兼ねたものである。

(21)大納言　オホイモノマチシノツカサと訓む。元來納言とは言を納るゝ義で、下の言を聽納して上宣する官である。太政官の次官で、正三位相等官である。大臣候補者を以て補し、大臣不在の時は其の代理をする。唐名亞相。

(22)丞相　大臣のこと右大臣を右丞相、左大臣を左丞相、內大臣を內丞相といふ。

(23)內大臣　左大臣右大臣と同じく正從二位の相當官である。ウチツオホイマウチギミ

(一八〇六)久安二、二、一	正四位下		廿九歲
同　二		安藝守(兼大輔)	
(一八一六)保元元、七、一一		播磨守	三十九歲
(一八一八)同　三、八、一六		太宰大貳	四十一歲
(一八二〇)永曆元、六、二〇	從三位(二階昇進)	同　如元	四十三歲
同　八、一一	正三位	參議(大貳如元)	
同　九、二		右衛門督(十二月三十日辭大貳)	
(一八二一)永曆二、正、二三		近江權守	四十四歲
同		檢非違使別當	
同　九、一三		權中納言	
(一八二二)應保二、四、七		兼皇太后宮大夫	四十五歲
同　八、二〇	從二位		
(一八二三)同　三、		皇太后宮權大夫	四十六歲
(一八二四)長寬二、		同　如元	四十七歲
(一八二五)同　三、正、二三		兼兵部卿(皇太后宮大夫如元)	四十八歲
同　八、一七		權大納言	
(一八二六)仁安元、六、六	正二位		四十九歲
同　一〇、一		春宮大夫	
同　一一、一一		內大臣	
(一八二七)仁安二、二、一一	從一位	太政大臣	五十歲
同　五、一七		(上表辭太政大臣並兵仗輦車)	

さも訓む。左右大臣が参候しない時には代つて政務を執行する點に於て今日の内大臣が只常侍輔弼の宮内官に止まるのと撰を異にしてゐる。但し當時の內大臣は左右大臣の下にある令外官で、往時の中臣鎌足の如く兩大臣の上に權威を揮ふことはなかつた。

(24)隨身——上皇、執政、大中少將、諸衛の佐等に隨從して之を謹衛する者。原則として官から給せられるもので、之を本府の隨身といひ、隨身は弓矢刀劍等の武器を帶してゐるから、隨身を附けられることを兵仗をたまはるといふ。大臣大將の隨身は八人、納言大將の隨身は六人を定員とする。公卿補任に依ると、清盛は、仁安二年二月十一日、太政大臣に任じ從一位を宣下せられると即日宣旨に依つて兵仗を給はり、左右近衛の府生各一人、近衛四

（一八二八）同三、一一、一一	依病出家	五十一歲
（一八四〇）治承四、六、一〇	准三宮宣旨	
（一八四一）養和元、二、四	薨	六十四歲

彼が五十年の官界生活は短しとしないが、其の最初の躍進の機會は保元の亂であり、第二の幸運が惠まれた原因は平治の亂であつて、殊に此の後の機運が彼の前に來なかつたならば、彼は結局公卿の列に入ることを得なかつたのである。而も彼に此の幸運を與へた源義朝は、殆ど清盛と功を同じうしながら、昇殿も正式には聽されなかつたばかりか、父爲義を犧牲として僅に得たところは五位相當の左馬頭に過ぎず、遂に一個の從四位下播磨守として怨を呑んで死んでゐるのである。「偶然」といふ神のする遊戲も此に至つては餘りに悲慘である。

抑平家、かやうに繁昌せられけることは、ひとへに熊野權現(29)の御利生(30)とぞ聞えし。その故は、淸盛未安藝守たりし時、伊勢の國安濃の津(31)より、船にて熊野へ參られけるに、大なる鱸の船へ躍り入つたりければ、先達(32)申しけるは、「昔周の武王(33)の船にこそ、白魚(34)は躍り入つたるなれ。いかさまにも是は權現の御利生と覺え候ふ。參るべし」と申しければ、さしも十戒(35)を保つて、精進潔齋(36)の道なれども、自ら調味して、我身食ひ、家の子(37)郎黨どもにも食はせらる。その故にや吉事のみ打ち續いて、我身太政大臣にいたり、子孫の官途も、龍の雲に上

人を隨身させられてゐる。

（二五）牛車輦車の宣旨。　牛車はギッシャと讀む。牛に曳かせる家屋形の車である。之に乘りながら宮門を出入するのは勅許を要するのであつて、此の宣旨を受けるものは親王、攝關、故參の大臣、僧綱等に限られた。日本紀略には道長が牛車に乘つて待賢上東兩門の出入を聽されたことが出てゐる。輦車はレンシヤと音讀し、又テグルマとも訓む。人の手によつて輓く車である。これは既に其の乘用資格が限定せられてゐるのであつて、天皇、皇后、皇族、一定の妃嬪、特定の僧侶、攝關、大臣等が、宣旨を得て初めて乘ることを得た。之を輦車の宣旨と云つた。乃ち此の兩宣旨を併せ得たものは、牛車で上東門を入り、朔平門まで行つて、輦車に乘換へ、

るよりは猶遠なり。九代の先蹤（二二）を超え給ふこそめでたけれ。


抑々平家の家運が、これ程までに榮えたのは、專ら熊野權現の御利益であると云ふ評判であつた。そのわけは、清盛がまだ安藝守だつた時分に、伊勢の國の安濃津から船で熊野へ參詣されたところが、途中で大きな鱸が船の中へ跳び込んだので、人が吉兆だと申しましたが、先達が申したには、「昔周の武王の乘船に、白魚が跳込んだので、果して敵軍にお勝ちになりました。如何にもこれは權現樣の御利益のお示しであらうと思はれます。召上りますやうに」との事であつた。それで、あれ程嚴重に十戒を守り通して、精進潔齋して行く途中の事ではあるが、清盛自身で料理して自分も食べ、一族竝に家臣の人たちにも食べさせられた。その爲であらうか、以來吉い事ばかりが續いて、自分は太政大臣になり、子孫の官途も、龍が雲に上るよりもまだ早いほどの昇進で、忽ちに先祖九代の先例を追ひ拔いて了はれたのは目出度い事である。


此の一節に於て直ぐに目につく研究問題が二つある。一つは平家の繁昌を熊野權現の御利生に歸したことである。他の一つは、權現の御利生であるから急いで食べると先達が勸めた事である。

（一）については、清盛の熊野信仰がどれ程深いものかと云ふ事を調べて見る必要がある。此の節の本文に依ると、鱸が舟に跳込んだ時の熊野詣は、清盛の安藝守時代だつたといふ事に成つてゐるが、其の記載に從ふと、久安二年の二月二日から保元元年の七月十日まで即ち清盛二十九歳の春から三十九歳の夏までの間の事である。ところが公卿補任に依ると、清盛は是より先二十歳の時に、熊野本宮造進の賞として肥後守に任ぜられてゐるのである。

支輝門前で下りるのである。宣旨とは勅旨を宣傳する公文書。清盛は太政大臣任官と同時に輦車の宣旨を得てゐる。

(26) 執政。國家の政務を執るといふ意味で攝政の事をいふ。

(27) 則闕の官。太政大臣のこと。職員令に、「師二範一人一儀二形四海一經レ邦論レ道燮二理陰陽一無二其人一則闕」とある。太政大臣たるべき有德の人格者がなければ闕員のまゝにして置くといふので之を則闕の官といふのである。

(28) 相國。太政大臣の唐名。

(29) 熊野權現。紀伊國東牟婁郡本宮村所在の熊野坐神社、同新宮町所在の熊野速玉神社、同郡那智村所在の熊野那智神社と、以上三つを併せて熊野三山、又熊野三所權現といふ。

恐らくこれが清盛と熊野とを繋ぐ最初の因緣であつたらう。尤も熊野本宮永長燒了後の造進は永久元年に至つて略々完成し、大治三年に一切竣了したのであるから、此の時の造進は、「百練抄」保延二年三月四日の條に、「上皇於二熊野本宮一供二養五重塔一 越中守顯長造二進之一」とある其時の事で、彼としては本位的ではなく靈需的の恩賞ではあつたが、これが國守となり得た初めであるから、彼の胸には「熊野」といふ名の感銘が相當に深く且強かつたであらうと思はれる。清盛の熊野信仰は恐らく此の時に萌したのであつて、安藝守時代の參詣は報賽の意味が含まれてゐたらう。尤も當時は熊野信仰が一世の流行を來した折柄で、清盛が生れた文永元年（一七七八）から、引退した仁安二年（一八二七）年まで五十年の間に、上皇の熊野御參詣が五六十度の多きに及んでゐるのであるから、彼の信仰が流行に依つて多大の示唆を受けてゐることは疑を要しないが、彼は其の後權中納言時代の應保二年三月にも、熊野新宮の遷宮に神寶勅使として發向してゐるし、其の三年前の平治元年には、自ら一族を伴うて熊野へ參詣してゐるのである。其子重盛も亦熊野に諸種の立願をしたと傳へられ、爾來其の一門と熊野とは離すべからざる關係を作つてゐる所を見ると、一門の中心たる清盛の信仰が如何に篤かつたかゞ分るのである。

（二）の問題は之を宗教學上から觀て頗る面白いと思ふ。現代日本の土俗にも、朝茶を飲む時に茶柱が立てば、其れを左の手に持つた箸で挾んで右の袂へ入れるといふ事、朝に蜘蛛を見れば緣喜が好いとしてそれを左の袂へ入れるといふ事・夜の昆布は音が「よろこぶ」に通ずるからこれも緣喜が好いとして食べるといふ事があるが、清盛等が吉兆の鱸を食べたといふ話は、直ちに是等の類例と相應する。恐らくこれは凡ての物的存在に精靈（Anima）を認める Animism に基くもので、此の原始的な思考態度から派生したマナ（Mana）的の考が

は佛が假に神に化現して日本に跡を垂れたとの意味で、中古代以後の神佛混淆の結果附せられた稱呼である。

(30)利生。　衆生を利益すること。

(31)伊勢國安濃津。　安濃郡の津港の意である今の三重縣津市のことである。昔は此處から船に乘つて伊勢海から熊野沖に廻つて紀伊に行つたのである。

(32)先達。　熊野山への案內者をいふ。先に其境に達した者の意である。多く登山の經驗を積んだ修驗者が之に當つた。

(33)周の武王　文王の子で、殷の紂王の無道を伐つたといふ傳說中の王。

(34)白魚入舟　史記の周紀に「武王、東觀レ兵至ニ孟津一渡ニ河中流一白魚躍入ニ王舟中一武王俯取以祭」とある。當時之を以て敵たる殷が周に服するの兆とした。馬融の註には、魚は兵の象、白は殷の正色である、それが王の舟に入つたのは殷の運命が周に歸したのであるとしてゐる。

(35)十戒　十惡の禁戒のこと。殺生、偸盜、邪淫、妄語、綺語、惡口、兩舌、貪慾、瞋恚、愚癡の十戒がこれである。

(36)精進潔齋　共に佛家でいふことで、精進とは元來佛道の勤行に精勵することであるが、轉じては腥臭のあるものを食べないことを意味した。潔齋は身體を清潔にして齋即ち物忌すること。兩者を合はせて心身を清らかにすること。

(37)家の子　本來は一家の子どもの意、武家で其の庶子以下分家の一族までをこめて云ふことで、一定の本領地を持つてゐるものに限る。

(38)九代の先蹤　清盛に至るまでの平氏は九代であるから斯く云ふたのである。

遺り傳はつて後代人の心の底にも流れてゐる結果であらう。即ちそれらの吉兆は、精靈が具へてゐるマナ、換言すれば、神祕力(Mystic power)の表現であると信じて、其の力を自分の身に得るが爲に、之を食し、又所持しようとするのであつて、恰もこれはメラネシアの土人が、マナを持つてゐることに依つて成功し、大なる勢力を揮ひ得るとし、すべて超自然の精靈が或る力を附與するのでなければ、人は何事をも爲し得ないとする心持と著しく類似してゐるのである。

四、禿童

かくて清盛公、仁安三年(1)十一月十一日、年五十一にて病に冒され、存命のためにとて、則ち出家(2)入道す。法名(3)をば淨海(4)とこそつき給へ。そのしるしにや宿病(5)立所に癒えて、天命を全うす。出家の後も、榮耀は猶つきずとぞ見えし。自ら人の慕ひ附き奉る事は、吹く風の草木を靡かす如く、世の仰げることも、降雨の國土を濕すに同じ。六波羅殿の御一家の君達(6)とだにいへば、華族(7)も、英雄(8)も、誰肩を比べ、面を向ふ者なし。又入道相國の小舅、平大納言時忠(9)の卿の宣ひけるは、「この一門にあらざらむ者は、皆人非人たるべし」とぞ宣ひける。されば如何なる人も、此一門にむすぼゝれむとぞしける。烏帽子のためやう(10)より始めて、衣紋のかき樣(11)に至るまで、何事も六波羅樣(12)とだにいひてしかば、一天四海の人、皆之を學ぶ。


それから清盛公は仁安三年十一月十一日、五十一歳で重病になつたので、命を助かる爲といつて、早速頭を剃めて入道した。法名を淨海と云つた事であつた。其のお陰か、長年の病氣が直ぐに治つて天命を全うした。しかし出家の姿になつてからも榮耀榮華はまだ止まないやうだつた。自然と人が慕ひ寄つてお縋りつき申す事は、ちやうど吹く風に草木が

(1)仁安三年 一九二八年。
(2)出家 正しくは生死流轉の家を出て佛道に入ることである。即ち四怨の多苦、三界の無常を怖れ厭ひ、六親の愛を辭し、五欲を捨てることが眞の出家である。しかし、こゝでは只形式的に剃髮すること。
(3)法名 剃髮出家して俗名を捨てた者に、宗門で別に授ける名。
(4)淨海 淨海は誤であらう。記錄には清蓮と稱し後に靜海と改めたとある。
(5)宿病 宿痾といふのと同じである。長年の病氣。
(6)君達 華族執柄の

子弟、納言以上にいたる人を公達さいふ。

(7)華族。清華の族の義、略して單に華族さ云つた。源平盛衰記にも「華族の家に云々」さある。出典は魏志の晉補の上疏に「華宗貴族」さある。我國では古く、華族の家柄の者でなければ大臣大將をかけて三公太政大臣になるこさが出來ないのが原則であつた。閑院流の大轉法輪三條、菊亭、德大寺、西園寺、花山院流の花山院、大炊御門、久我流の久我の七家がこれで、後に醍醐、廣幡の二家が加はつて九家さなつた。

(8)英雄。英雄豪傑さ普通に云ふ意味の英雄ではない。清華の家を別稱して英雄家さ稱した。英雄さは魏劉邵に「夫レ草ノ精秀ヲ英ト爲シ、獸ノ特群ハ雄ト爲ス、故ニ人ノ文武茂異名ヲ此ニ取ル」さあるのから來てゐるさい

靡き寄るやうだし、世間で仰望するこさも、國土を濕す降雨に對するのさ同じであつた。六波羅殿の御一家のお方々ださへ云へば、華族だつて、英雄だつて、誰だつて肩を並べる者も、面さ向つて物を云ふ者もない位であつた。又入道太政大臣の小舅に當る平大納言時忠卿は、此の平家の一門でない者は人間のうちではないぞさ仰やつた。それ位だから、どんな人でも、此の一門さ關係をつけようさした。烏帽子の折り方から着物の着こなしまで、何から何まで六波羅式さへいへば、當時の流行で日本中の人が皆競うて其の眞似をした。

【硏究】此の一節で面白いのは、平大納言時忠なる者が、平家の一門でなければ人でないさ放言した事である。此の男は兵部權大輔從五位下平時信の長男で、普通ならば到底殿上の見込もない地位の者であるが、姉の滋子が後白河帝の女御さなつて高倉天皇を生み奉り、又次姉時子が清盛の妻さなつて其の腹に生れた德子が中宮さなられたが爲に、異數の出世をして、途中で一旦官職を解かれて、出雲に流されたにも拘らず召返されて本位に復し、嘉應三年には正三位にまでなつて帶劍を許され、次いで先輩を超えて從二位さなり、安德天皇の壽永二年には權大納言にまで至つてゐる。これは勿論主さして清盛の推輓に因るものであつて、女婿基通を強いて中納言にしようさして法皇の峻拒に會ひ、大に怒つて天皇に奏し即日關白基房の職を褫うて基通を内大臣關白さした清盛さして、これ位の事は日常茶飯事である。此の勢を目前に觀た當時の輕佻射利の徒が爭うて清盛の門に走つたのはさもあるべき事で、其の有樣を見下しつ、傲然、肩を聳かして綠家の門を入つて行く豎子時忠の風丰見るが如くである。

如何なる賢王・賢主の御政、攝政(9)關白(10)の御成敗(11)にも、世に餘されたる程の

ふ。閑院流、花山院流、久我流三家の華族を清華三家又は英雄三家と稱した。
(9)平大納言時忠。清盛の妻の弟である。
(10)烏帽子のためやう。烏帽子は一種の冠である。頭巾の進化したもので、最初は紗絹の類、後には紙で製して之に「漆を塗固めた」。たゞ多數の種類がある。「ためる」とは屈伸して形を改めることで、烏帽子のためやうとは烏帽子の折り方の義である。
(11)衣紋のかきやう。衣紋とは着物の着こなしのこと、轉じては袍などの長短、袖、袴の間隔から冠、烏帽子の着方にまで異を好んで故實を生ずるに至つた。かきやうは組合せ方取合せ方の意であらう。
(12)六波羅樣。六波羅式。

いたづら者などの、傍に寄り合ひて、何となう譏り傾け申すことは、常のならひなれども、この禪門⑯世盛の程は、いさゝか忽に申す者なし。その故は、入道相國の謀に、十四五六の童を三百人すぐつて、髮をかぶろ⑰に切りまはし、赤き直垂⑱を着せて、召使はれけるが、京中にみち／＼て往反しけり。自ら平家の御事、あしざまに申す者あれば、一人聞き出さぬ程こそありけれ。餘黨にふれまはし、かの家に亂入し、資財・雜具を追捕し、その奴をからめて、六波羅殿へ率てまゐる。されば目に見、心に知るといへども、言葉にあらはして申すものなし。六波羅殿のかぶろとだにいへば、道を過ぐる馬車も、皆よきてぞ通しける。「禁門⑲を出入すといへども、姓名を尋ねらるゝに及ばず。京師の長吏⑳、是がために目を側む」と見えたり。

通釋　どんな賢明な國王國主の御政治に對しても、又、攝政關白の御處置に對しても、世間のあふれ者共が、物蔭へ寄り合つて、何と云ふ事もなしに惡口するのは常例の事であるが、此の入道前太政大臣の全盛時代には、少しも不都合な事を云ふ者はなかつた。それはどうしてかと云ふと、入道太政大臣の考へで、十四から十五六までの子供を三百人撰拔して、皆髮をかぶろに切廻して、赤い色の直垂を着せて使うておいでになつたのが、殆んど京都市中到る所に散らばつて往來した。そして自然平家の事をわるく云ふ者があれば、誰か一人が聞出したと思ふと、直ぐ外の連中に觸れ廻して、其の家に亂入して、家財や諸道

具を没收し、其の當人を逮捕して、六波羅邸へ引致した。だから假令目で見て心には思つてゐても口へ出して言ふ者はなかつた。そして、六波羅殿のかぶろとさへ云へば、道を通る馬でも車でも皆よけて通した。何の事はない「禁門を出入すと雖も、姓名を尋ねらるゝに及ばず、京師の長吏之が爲に目を側む」と云ふ有樣であつた。

(13)攝政　昔は天皇の冲幼時代つて大政を總攬する人を攝政といひ多くの場合大臣が之を兼任した。今の皇室典範では未成年の天皇、又は久しきに亘る故障によつて成年の天皇が大政を親らし給ふこと能はざるの間に限つて攝政が置かれることになつてゐて、而も攝政たる資格は一定範圍の皇族に限られてゐる。

(14)關白　攝政が大政の代行者であるのに對して、關白は本質上大政補佐の官で、一切の奏文を天皇に先立つて聽き、百官を監督する者である。漢書には「諸事皆先ヅ先ニ關白ス」とある。天皇幼沖の場合は攝政、成年の場合は關白となるのが攝關家の世襲權であつた。

(15)成敗　處分、處置。

(16)禪門　禪閤と云ふのと同じである。出家して佛門に入つた特權階級者のこと。

(17)かぶろ　禿とも書く、髮を短く斷り廻して今のおカッパのやうにしておくこと。

(18)直垂　無位無官の者の着る服、上に帶をせず、只着垂らしたまゝでゐる故に云つたのであらう。兩袖の末端にツユ紐を垂れ、前は腋あけの上、後は兩袖と背と都合五ケ所に組緒や菊綴をしたもので、用布は絹、紗、布等樣々であつた。鎧の下に着る鎧直垂とは別のものである。

(19)禁門　禁裏即ち皇居の門、一定の資格ある者以外は出入を禁じたからである。

(20)京師の長吏　陳湯の長恨獄傳に「出入禁門不問、京師長吏爲之側目云々」、京都の「京」は大、「師」は衆、の意味で、多數の民衆が住んでゐる處、即ち帝都をいふ。

五、我身の榮花

我身の榮花を極むるのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛①内大臣の左大將②次男宗盛③中納言の右大將、三男知盛④三位の中將、嫡孫維盛⑤四位の少將、すべて一門の公卿⑥十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領・衛府⑦・諸司、都合六十餘人なり。世には又人なくぞ見えられける。昔奈良の御門⑧の御時、神龜五年、⑨朝家⑩に中衛の大將⑪を始めおかる。大同四年⑫に中衛を近衛と改められしより此方、兄弟左右に相並ぶこと、僅に三四箇度なり。文德天皇⑬の御時は 左に良房⑭右大臣の左大將、右に良相⑮大納言の右大將、これは閑院の左大臣冬嗣⑯の御子なり。朱雀院⑰の御宇⑱には、左に實頼⑲小野宮殿⑳、右に師輔㉑九條殿㉒、貞信公㉓の御子なり、後冷泉院㉔の御時は、左に教通㉕大二條殿㉖、右に頼宗㉗堀河殿㉘、御堂の關白㉙の御子なり。二條の院㉚の御宇には、左に基房㉛松殿㉜、右に兼實㉝月輪殿㉞、法性寺殿㉟の御子なり。是皆攝籙㊱の臣の御子息、凡人に取りてはその例なし。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、禁色㊲・雜袍㊳を聽り、綾羅錦繡を身に纏ひ、大臣の大將になつて、兄弟左右に相並ぶこと、末代

(1)重盛・淸盛の長男で、母は右近將監高階基章の女である。保延四年、淸盛が二十一歲の時の子である。其の內大臣左大將になつたのは、安元三年（一一七七）重盛四十歲の時である。

(2)左大將・左近衛府の大將の略。

(3)宗盛・宗盛の母は從二位平時子で兄重盛とは腹ちがひである。久安三年、淸盛三十歲の時の子で、中納言右大將になつたのは、安元三年宗盛三十一歲の時の事である。

(4)知盛・知盛は宗盛の同母弟で、仁平二年、淸盛三十五歲の時に生れた。安元三年には從三位左中將であつた。

こはいひながら、不思議(ふしぎ)なりしことどもなり。

【評】清盛自身が榮耀榮華を極めたばかりでなく、一門揃うて繁昌して、總領の重盛は内大臣で左大將、次男宗盛は中納言で右大將、三男知盛は三位の中將、孫の維盛は四位の少將と云ふ風に、平家一門の人々の官階を調べて見ると、總體で公卿は十六人、殿上人は三十餘人・諸國の地方官や衞門の諸役人を入れて、皆合はしたら六十餘人にも達する。世間には、此の一門の外に又と人らしい人はゐないやうに思はれた。昔平城京に都してゐられた聖武天皇時代の神龜五年に朝廷では始めて中衞府を置いて大將を任ぜられ、大同四年には、其の中衞を近衞と改稱せられたが、其の時以來、兄弟が左と右とに相並んで大將に任ぜられたことは僅に三度か四度である。即ち文德天皇の時には、良房が右大臣で左大將、良相が大納言で右大將であつた。これはどちらも閑院左大臣冬嗣の御子である。又朱雀院の御代には、小野宮殿の實賴が左大將、九條殿の師輔が右大將であつた。これは共に貞信公忠平の御子である。なほ又後冷泉院の御時には、大二條殿の教通が左大將、堀河殿の賴宗が右大將であつた。何れも御堂關白道長公の御子である。次に二條院の御代には、松殿の基房が左大將、月輪殿の兼實が右大將であつた。皆法性寺殿忠通公の御子である。是等は悉く攝政の御子息で、普通人にはそんな例がない。殿上づきあひをする事さへ嫌はれた人の子孫として、禁色や雜袍を許され、綾織物や薄物や錦の類を身につけ、大臣大將に兄弟が左右に並び合ふといふ事は、比較的に制度のルーズになつた後代の事とは云ひながら不思議な感じのすることである。

其外(そのほか)、御女(おんむすめ)八人(にん)おはしき。皆(みな)とり〴〵にさいはひ給(たま)へり。一人(ひとり)は櫻町(さくらまち)の中納言(ちうなごん)重(しげ)

（5）維盛　重盛の子息で、永曆元年父の二十三歳の時に生れた。承安三年（一八三三年）には從四位下右近權少將であつた。

（6）公卿　「公」及び「卿」を見よ。

（7）衞府　皇宮守衞の官廳、近衞、左右兵衞、左右衞門の六府にわかれてゐる。

（8）奈良の御門　奈良の御門とは聖武天皇である、平城京に都された。御門とは宮門の事から轉じて、天皇、朝廷の事をもいふ。

（9）神龜五年　一三八八年

（10）朝家　帝王家、王室のこと、爾雅註に「臣見レ君曰レ朝」曲禮に「天子當レ宁而立、諸侯東面、諸侯西面曰レ朝」とある。

（11）中衞大將　續日本紀神龜五年八月の條に勅して左右兵衞、左右

憲卿の北の方にて在すべかりしが、八歲の年、御約束ばかりにて、平治の亂以後、引き違へられて、花山の院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給ひて、公達數多在しけり。抑この重憲の卿を、櫻町の中納言と申しけることは、勝れて心すき給へる人にて、常は吉野の山を戀ひつつ、町に櫻を植ゑ並べ、その內に屋を建てゝ住み給ひしかば、來る年の春每に、見る人、櫻町とぞ申しける。櫻は咲いて七箇日に散るを、名殘ををしみ、天照大神に祈り申されければにや、三七日まで名殘ありけり。君も賢王にてましませば、神も神德を輝し、花も心ありけり。一人は后に立たせ給ふ。二十二にて皇子御誕生あつて、皇太子に立ち、位に即かせ給ひしかば、院號被らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御女なる上、天下の國母にてましませば、とかう申すに及ばれず。一人は六條の攝政殿の北の政所にならせ給ふ。是は高倉の院の御在位の御時、御母代とて、准后の宣旨を蒙らせ給ひて、白河殿とて、重き人にてぞましましける。一人は普賢寺殿の北の政所にならせ給ふ。一人は冷泉大納言隆房の卿の北の方、一人は七條修理の大夫、信隆の卿にあひぐし給へり。又安藝の國嚴島の內侍が腹に一人、是は後白河の法皇へ參らせ給ひて偏に女御のやうでぞましましける。其外、九條の院の雜仕常磐が腹に一人、是は花山の院殿の

衛士、衛門の五府以外別に中衛府を置き、大將一人（從四位上）少將一人（正五位上）…中衛三百人…其職掌常在二大內一以備二周衛一事亞在レ格一と定められた事が見えてゐる。

（12）大同四年・・・・一四六九年平城天皇の御時に當る。但し寶龜元年改定の近衛府と中衛府とを合せて左右近衛とされたのは大同二年（一四六七）四月の事である。

（13）文德・・・・天皇　御治世は仁壽から天安（一五一一ー一五一八）までゞある。

（14）良房・・藤原良房のこと。仁壽四年八月廿八日左大臣になつた。右大將になつたのは齊衡二年である。

（15）良相・・藤原良相である。兄の左大將に轉ずると共に右大將に任ぜられた。天安元年二月右大臣となつた。

（16）閑院左大臣冬嗣・藤原冬嗣である。内麿の二男、天長二年左大臣となつて翌年七月に死んだ。閑院左大臣といつたのは、閑院家の祖公季が閑院殿を領してゐたからである。

（17）朱雀院・スザクヰンと讀む、第六十一代朱雀天皇の御事、御治世は承平から天慶九年（一五九一—一六〇六）までゞある。

（18）御宇・「御代」と云ふのと同じ程の意味。支那で天地四方を字といひ、屋根か四方に垂れてゐるのを字といふのから轉じて天皇が天地四方を統治せらることをいふ。古典にはアメガシタシロシメスと訓むでゐる。

（19）實頼・太政大臣忠平の長男藤原實頼の事。天慶七年（一六〇四）四月右大臣に、同八年左大將になつた。

（20）小・野・宮・殿・實頼の

上臈女房(63)にて、臈の御方とぞ申しける。日本秋津洲(64)は纔に六十六箇國、平家知行(65)の國三十餘箇國、既に半國に超えたり。その外、庄園(66)・田畑、いくらといふ數を知らず。綺羅充滿して、堂上花の如し。軒騎群集して、門前市をなす。揚州(67)の金、荊州(68)の珠、呉郡(69)の綾、蜀江(70)の錦、七珍萬寳、一つとして缺けたることなし。歌堂・ぶかく(71)のもとゐ、ぎよれう(72)・しやくば(73)の翫物、恐らくは帝闕(74)も仙洞も、これには過ぎじとぞ見えし。


新譯　其の外に女の御子が八人いらつしたが、皆それぞれにお仕合せな身分に成られた。一人は櫻町の中納言重憲卿の夫人にお成りの筈であつたが、それは只八つの年にお約束があつただけで、平治の亂のために變がへになつて、花山院の左大臣殿の奥方になられて、若君たちが大勢お出來になつた。扨此の重憲卿の事を櫻町中納言と申したのは、人一倍風流な事がお好きな方で、始終吉野山ばかり戀しがつて、邸の中へシキリをして其處へ櫻を一ぱい植ゑ並べ、其の櫻林の眞中へ家を建てゝお住ひになつてたから、いつも春になる度ごとに、その美しい眺めを人々が賞美して、櫻町と呼んだ。櫻は咲いてから大抵一週間目には散るものであるが、此の中納言はそれを殘り惜しく思つて、天照大神にお祈り申されたせいか、二十一日間は花の壽命が保つた。當代の主上が御賢明でいらせられるから、神も御威徳を顯され、花も心あつて感應したればこそ、保つべきではない二十日の命を保つたのであつた。今一人はお后にお立ちになつたが、二十二の時に皇子御誕生で、直ぐに皇太子にお立ちになり、御即位遊ばされてから、女院號をお戴きになつて、建禮門院と申し

こと、京都の大炊御門の南烏丸の西にあつた元の惟喬親王の邸宅小野宮に住んでゐたからの稱である。

（21）師輔。忠平の二男で、實賴の弟である。村上天皇の天慶八年四月に兄實賴が左大將に任ぜられたのと相並んで右大將になつた。

（22）九條殿。師輔のこと、邸宅が九條坊門の南、町尻の東にあつたからの稱。

（23）貞信公。藤原忠平のこと。貞信公とは其薨後の勅諡である。基經の第四子で、兄時平に次いで格式の撰修を完成した。正一位攝關太政大臣となつて位人臣を極めた。時平、仲平と合せて世に三平と呼ばれた。

（24）後冷泉院。第七十代の天皇で、御治世は寛德二年（一七〇五）から治暦四年（一七二八）四月までゝある。

上げた。入道太政大臣の姫君でいらつしやる上に、天皇の母儀であらせられるから、これはとやかく申上げることはない。又一人は六條・攝政基實公の夫人になられた。此のお方は高倉院の御在位の時に、御母代りに成られるといふので、准三后の宣旨をお受けになつた。白河殿と申して、重い御身分でいらせられた。なほ又一人は普賢寺基通殿の夫人になられた。次の一人は冷泉大納言隆房卿の夫人、一人は七條の修理大夫信隆卿に連れ添はれた。安藝國の嚴島の内侍の腹にも別に又一人おいでになつたが、これは後白河法皇の御所へお上りになつて、只もう女御樣同樣に待遇されていらつした。其の外には九條院の下司女官常磐といふ者の腹にも一人あつた。これは花山院殿の頭だつた女房になられて　廊の御方と申した。日本内地の國々は總計たつた六十六國しかない中で、平家の支配に屬する國は三十餘もあつて、もうこれで過半數に達してゐる。其の外別莊地や農園などは、どれ位あるか坪數も反別もわからない。六波羅の邸を覗いて見ると、中々綺羅を飾つた人で一ぱいで、坐敷の上は、まるで花盛りのやうに美しく、高位高官の人たちが押合ひ揉合つて、門前は宛然たる一個の市場を成してゐる。支那からの舶來品として名高い揚州の金や、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、所謂る七珍萬寶も何一つとして、これが闕けてゐるといふものはない。ダンスホールの設備や、魚龍爵馬などの遊び道具まで、すつかりチャンと揃つてゐて、恐らく皇居でも院の御所でも、これ以上ではあるまいと思はれた。

研究　こゝに出て來る花山院の左大臣が誰であるかと云ふ事は、「平家物語抄」にも「平家物語考證」にも出てゐない。餘りに明白だからと云ふのかも知れないが、それにしては、橘逸勢や清和天皇の傳記まで揭げてゐるのが不思議である。そこで氣になるから一應調べて

見た。其の結果それが花山院大納言忠雅の長男兼雅である事がわかつた、此の男は、二條天皇の永萬元年には恰も十八歳で、其の七月二十七日には御即位の御時の叙位で從三位に叙せられてゐる。當時の官は藏人頭左中將であつたが、累進して後鳥羽天皇の建久元年七月十七日には右大將から右大臣になつてある、左大臣に轉じたのは、同九年十一月十四日五十一歳の時の事である。花山院左大臣と此の本にあるのは此の時の官を基準として書いたものである。清盛の娘が此の左大臣の所謂御臺所となつた年月は分らないが、兼雅の長男忠經は承安三年(一八三三)に生れてゐるから、其の頃の兼雅は、恰も二十六歳、位は正三位、官は權中納言であつた。結婚は恐らく其の一二年前と見てもよからう。次に今一つ蜀江の錦の事は、少し附け足して説明して置く必要がある。普通には支那の蜀江の製產品ぐらゐなところで濟んでゐるが、どうもそれだけでは物足りない。勿論蜀江と云ふのは地名ではない。支那の蜀の國の成都にある「江」即ち川の事である、そして其の川で濯ひ上げて造つた錦が即ち「蜀江の錦」である、この川の水には特別な化學的成分がある爲に、これで晒す事によつて特殊の色彩が出るのである、此の川の名を後に錦江と呼ぶに至つたのは其の爲である。張何の作つた賦には、「蜀江春日、文君濯錦賦」といふのがあり、「白氏六帖」には、「蜀ノ成都ニ濯錦ノ江有リ」と出てゐる。傳ふる所に依ると、支那でも此の成都の江河で濯つた錦には特殊の持ち味があつて、他地方の模倣を許さぬので、三國の時代にも魏や呉の國々から、支那式に云へば千里を遠しとせずして、買ひに行つたと云ふことである。

(25)教通。藤原道長の子である。左大將には後一條天皇の長和六年になつた。永承二年八月右大臣、康平三年七月左大臣になつた。

(27)頼宗。これも道長の子で、兄と左右に並び康平三年七月兄に代つて右大臣となつた。

(26)大二條殿。教通のこと、世に大二條關白と稱した。父道長が造つた二條邸にゐたからである。

(28)堀河殿。二條の南堀川の東にあつた堀河院(元の基經邸)に住んでゐたので、當時は頼宗の事を斯く呼んだ。

(29)御堂關白。藤原道長のこと、有名な法成寺入道前關白太政大臣である。

(30)二條院。第七十八代の天皇、御治世は保元三年(一八一八)八月から永萬元年(一八二五)六月までゝある。

(31)基房。 攝政忠通の子で同じく攝政になつた基實の弟である。左大將には平治二年八月、右大臣には應保元年九月、左大臣には長寛二年閏十月になつた。

(32)松殿。 基房のこと。

(33)兼實。 基房の弟、永暦二年八月右大將に、長寛二年閏十月内大臣に任ぜられ、仁安元年十一月右大臣になつた。

(34)月輪殿。 兼實のこと。

(35)法性寺殿。 藤原忠通のこと。鴨川の東九條の南にある舊法性寺の中に邸宅を構へて住んでゐたからの稱。法性寺入道前關白ともいふ。

(36)攝籙。 ゼフロクと讀む。籙は錄と同じく總統する意で、大政を總攝する攝政のことをいふ。

(37)禁色。 キンジキと讀む。特に着用を禁じられてゐる一定の染色並に有文の綾織物のことをいふ。而して特に之を許されるには禁色の宣旨を要した。此の特許を被つた人を禁色の人といひ、之に反する人を非色の人と云つた。禁色の制度を設けられた理由は延暦二年の詔に依れば、貴賤の別を明らかにし等差の序を正すにあつたものゝ如くである。

(38)雜袍。 雜袍とは直衣のこと。雜袍を許されるとは立烏帽子直衣の略裝で參内することを許された事であらう。

(39)櫻町中納言重憲。 少納言通憲の四男成範とも云つた。安元二年十二月、權中納言になつた。櫻が好きで、其の樋口町ハ自邸へ吉野櫻を移植して櫻樹園を形づくつたから、世人が櫻町と呼んだ。春將に逝かんとして櫻花樹に堪へないのを悲んで、神に花壽を延ばさんことを祈ると、神も其心を憐んでか三七日の間花が凋落しなかつた。時の帝之を聞いて其の風流心を憐み、殊に勅書を賜はつて櫻町中納言と呼ばれたといふ。

(40)北の方。 北政所といふのと同意である。殿上人以上の妻室を斯く呼んだ。北は陰であり、奥も陰である。ところが女は本來陰性であつて妻となつては奥に引込み專ら内事を掌つてゐるからの稱だといふ。

(41)平治の亂。 平治元年に信頼、義朝等が起した亂をいふ。藤原經宗惟方等が一旦之に與し乍ら途中變心して、反忠をしたが、其情を知つてゐる成範によつて訐發せられんことを恐れて構陷した爲め、成範は平治元年十二月假に官職を解かれ、同二十二日下野國に配流せられた。清盛の娘との婚約が破れたのは之が爲である。

(42)花山院左大臣。 太政大臣藤原忠雅の子の兼雅の事、建久九年左大臣となつた。

(43)御臺盤所。 後世將軍の妻に云ふ御臺所と同じこと。貴人の妻女をいふ、臺盤所は食事の臺盤のある所だからである。

(44)常は。 當時の用例で「常に」の意。

(45)町●　區劃されたる場所のこと。
(46)名殘●　後にいひ加減な漢字を當てたもので、ずつと古くからある語。寄る波が持つて來て、引く時に殘して行く雜物の集積を云ふたのに因してゐるらしい。
(47)后●　天皇の御寢に侍する者の事で、君幸の義だといふ。淸盛の娘で后になつたのは德子である。平時子の腹で、保元二年の生れであるから、宗盛、知盛等の妹に當る。其の入內は承安元年十二月二日其の年十五歲の時の事で、直ちに從三位に敍せられて女御となり、翌二年中宮となつた。治承二年懷胎して兄重盛の邸に下られたが、頗る難產であつたので、淸盛は憂忡禁じなかつた。十一月十二日皇子御降誕。これが安德天皇であらせられる。
(48)皇子●　後の安德天皇の御事である。治承二年十一月十二日御降誕、十二月七日親王宣下、十五日皇太子、同四年二月二十一日御三歲で受禪、四月二十六日紫宸殿に即位せられた。
(49)院號●　女院號である。天皇の母儀の外准后、內親王の方々に授けられる一種の尊號であつて、之を授與された者は上皇待遇を受け、年爵を給せられる。多く宮城の門名を以て之を呼んだ。
(50)建禮門院　平德子の賜はつた院號、宮城建禮門の名を附けて呼ばれたのである。其の授與は養和元年である。
(51)國母●　天皇の御生母のこと。
(52)六條攝政●　藤原基實のこと。關白忠通の子である、永萬元年廿三歲で攝政となつた、中殿關白とも云つた。淸盛が此の人を婿に取つたことは、「愚管抄」に「長寬二年四月十日關白(中殿)をば淸盛幼きむすめに智とり申して北政所にてありたり」とある。實に基實二十二歲の時のことで、此の時は關白左大臣であつたが、既に是より先、基實には妻があつて、「從三位藤原忠隆女」永曆元年、基實十八才の時に長男基通が生れてゐるのである。淸盛の娘が後妻に入ると、間もなく、仁安元年の七月に基實は痢病で死んだ。
(53)北政所●　正しくは攝政關白夫人のことである。政所といふのは、夫人の爲に別に政所即ち執事局が置かれたからである。
(54)高倉院●　八十一代の天皇で御八歲で御即位になつたが、御二十歲の時に安德天皇に御讓位になつた。
(55)御母代●　天皇の御母代りとして儀式に列し後見する人、准母ともいふ。源平盛衰記に「大相國の女攝政基實公の北政所、高倉院の御母代を白河殿と申す」とある。百練抄は安德天皇の養和元年二月十七日の條に、「從三位通子、准三宮ノ事アリ、帝ノ准母儀タルベキニ依ツテ也」とあつて、細註に故中殿攝政女とある。
(56)准三后●　准后とも准三宮ともいふ。太皇太后、皇太后、皇后の三宮に准ずる優遇を與へられることで、即ち三宮と

同一の年官年爵を給せられる。攝關の妻にして天皇の外祖母に當る人に其の例が多くある。

(57)普賢寺殿　近衞基通の事である。淸盛の後援によつて治承三年、僅に二十歲にして內大臣、關白、正二位となつた。

(58)冷泉大納言隆邦　一本には隆房とある。

(59)七條修理大夫信隆　中納言兼太宰帥經忠の孫である、仁安三年從三位となり、治承三年十一月、五十四才で死んだ。此の人の妻になつたのは淸盛の第六女で才色兼備の聞えがあり、文藝趣味を解し、手藝に巧であつた。

(60)嚴島の內侍　最初越中前司盛俊の妻、後に土肥實平の妻となつた。

(61)九條院　近衞天皇の皇后藤原呈子(太政大臣伊通の女)のこと。久壽二年帝の崩御に會して薙髮し、安元二年、四十二で薨じた。院號を賜はつたのは仁安三年である。

(62)雜仕　雜役に追ひつかはれる下級の女。

(63)上﨟女房　女房の中の最上位の者。

(64)秋津洲　日本の古稱、蜻蛉をアキツといふ所から、蜻蛉の形に日本が似てゐる故だとの說があるが、これは後世の附會である。

(65)知行　知り行ふこと。卽ち支配すること。

(66)庄園　權勢家の私有する別莊地、園は境界を設けて植樹してある地面のこと。

(67)揚州　支那の產金地。

(68)荊州　同じく支那の珠玉產地。

(69)吳郡　同じく綾の產地。

(70)蜀江　蜀江も支那である。有名な錦の產地。

(71)七珍　金、銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙、珊瑚、琥珀等、七種の珍らしい寶。

(72)ふかく　無闕?。

(73)ぎよれう　魚龍とかく、曼衍、魚龍、角觝と三つ並べて書いてある、何れも一種の遊藝である。

(74)しやくば　爵馬、各自の馬を定めて共に勝負に應じて勝つた者、又は負けた者が爵卽ち盃をあげる酒間の賭博的遊戲、日本の「何個々々」に類したもの。

(75)帝閫　閫は門のことで、帝閫は皇居の門をいふ、轉じては皇居其のもののこと。

六、妓王

太政入道は、かやうに天下を掌の中に握り給ひし上は、世の譏をも憚らず、人の嘲をも顧みず、不思議の事をのみし給へり。たとへばその頃、京中に聞えたる白拍子①の上手、妓王・妓女とて、おとゞひ②あり。刀自③といふ白拍子が女なり。然るに姉の妓王を、入道相國寵愛し給ひし上は、妹の妓女をも、世の人もてなす事なのめ④ならず。母刀自にもよき屋造つて取らせ、毎月に百石百貫を送られたりければ、家内富貴して、樂しい事なのめならず。


太政入道の清盛は、斯ういふ風に天下を其の手一つに握られたので、世上の惡評にも遠慮せず、人が嘲笑ふのを振返つても見ないで、實に常識では分らないやうな事ばかりされた。一例をいふと、其の時分京都中に評判の高かつた白拍子の上手な女に、妓王と妓女といつて姉妹の舞妓があつた。これは刀自と呼ばれる白拍子の娘である。ところが姉の妓王の方を、入道太政大臣が寵愛されたので、隨つて妹の妓女の方も、當時の世間の人たちは、一通りならず持て囃した。母親にもいゝ家を造つてやつて、毎月百石百貫宛の手當を仕送られたから、家内中いつも工面が好くつて、普通以上に安樂な暮しをしてゐた。

（一）抑我朝に白拍子の始まりける事は、昔鳥羽の院の御宇に、島の千歳、若の前、

（1）白拍子●●●　白拍子と稱する一種の調子の歌曲に合はせて舞を奏する藝妓である、王朝末から鎌倉初期にかけて行はれ、王候貴人の宴席にも列したことが記録に多く殘つてゐる。歌は朗詠、今樣、佛神の本地などをうたつたらしく、鼓、笛、銅拍子で囃した。古くは直垂に立烏帽子を着、腰に刀を横へて舞ふたが、後には只白の水干に袴をつけて舞ふた。舞の姿は、立廻り空を仰ぎて立つてる姿が物思ひをしてるやうだつたといふから、センチメンタルなものだつたらしい。

（2）おとゞひ●●●●　兄弟、同胞の意「弟と兄」オトとエの轉であらうとい

ふが、信ぜられない。

(3)刀自・最初は婦人一般の稱であつたが、後世には專ら老女をいふことになつた。

(4)なのめ・斜の轉音。斜ならずのといふ時は大方ならずの意に使ふ。

(5)水干・生の平絹を水張にして干したもので作つた略製の狩衣、衿の前と後とに丸組の緒を垂れ下つてること、前胸並に兩袖の後、背部の脇あけの上に菊綴のついてゐる事とが特徴である。下へは直垂のと同じ袴を穿く。

(6)男舞・藤原信西の創成して磯の禪師に教へた舞の手で、白い水干に鞘卷をさして立烏帽子を着て舞つたから男舞といふのだ。徒然草にある。

(7)御前・オマヘから轉じて之を音讀するに

彼等二人が舞ひ出したりけるなり。始は水干(5)に立烏帽子、白鞘卷をさいて舞ひければ、男舞(6)とぞ申しける。然るを中比より、烏帽子。刀をのけられて、水干ばかり用ゐたり。さてこそ白拍子とは名づけゝれ。

【解釋】扨我が日本に於ての白拍子の元祖は、昔、鳥羽院の御代に、島の千歳、若の前の二人が舞ひ出したのである。初のうちは水干に立烏帽子を着て、白い鞘卷をさして舞つたので、男舞と云つた。ところが中頃から後は、烏帽子や刀が取除かれて、水干だけを着用して舞つた。それで白拍子と呼んだのである。

京中の白拍子ども、妓王が幸のめでたき樣を聞きて、羨む者もあり、猜む者もあり。羨む者は、「あなめでたの妓王御前(7)の幸や。同じ遊女とならば、誰も皆あのやうでこそありたけれ。いかさまにも、妓といふ文字を名に附きて、かくはめでたきやらむ。いざや、我等もついて見む」とて、或は妓一、或は妓二とつき、或は妓福、妓徳などと附く者もありけり。猜む者どもは、「なんでふ名により、文字にはよるべき。幸は只前世の生付でこそあんなれ」とて、つかぬ者も多かりける。

【解釋】京都中の白拍子たちは、妓王の仕合せのよい事を聞きつけて、羨ましがる者もあれば、又妬んで惡名をつけようとする者もあつた。羨ましがる者は、「マア何て妓王さんはお仕合せなんでせう、同じ遊女となつたからには、誰だつて皆あんなになりたいものだわ、きつとあの方は妓といふ字を名前に附けたもんで、あんなに結構な身分になれたんだかも知

至つたのである。古くは婦人に對する輕い意味の尊稱であつたゴンを省いてゴゼ、更に省いて單にゼとも云つた。母ゴゼ、尼ゼの類である。久の下につけるときはゴゼンと讀む例である。靜御前、常磐御前の類。

（1）西•八•條•殿•　京都八條の北、坊門の西北にあつた清盛の邸、棟數が大小取交ぜて五十餘あつたといふ。清盛が蓬が好きで此の邸内へ多く植ゑて樂でゐたので八條の蓬壺といひ、清盛其の人のことを、西八條ノ太政大臣とも云つた。

（2）不•憫•　不便と書く方が古い形らしい「都合がわるい、便宜がわ

れないわれ、さア私たちも附けて見ませうよ」と云つて、妓一とつける者もあれば、妓二とつける者もあり、或は又、妓福、妓德などと附ける者もあつた。妓王の仕合を妬んで何かな惡名をつけたがる者どもは、それを聞いて、「フン、何の名前や字のせいなもんかれ、銘々の仕合せは皆前世から持つて生れて來てゐるんだわよ」と云つて附けぬ者も多かつた。

かくて三年といふに、又白拍子の上手一人出で來り。加賀の國の者なり。名をば佛とぞ申しける。年十六とぞ聞えし。京中の上下之を見て、昔より多くの白拍子は見しかども、かゝる舞の上手は未見ずとて、世の人もてなすことなのめならず。或時、佛御前申しけるは、「我天下にもてあそばるゝといへども、當時目出度う榮えさせ給ふ平家太政の入道殿へ召されぬ事こそ本意なけれ。遊び者の習、何か苦しかるべき、推參して見む」とて、或時、西八條殿(1)へぞ參じたる。人御前に參つて、「當時都に聞え候佛御前が參りて候ふ」と申しければ、入道相國大に怒つて、「なんでふ然樣の遊び者は、人の召にてこそ參るものなれ、左右なう推參するやうやある。その上、神ともいへ、佛ともいへ、妓王があらむずる所へは叶ふまじきぞ。疾う〳〵罷り出でよ」とぞ宣ひける。佛御前はすげなういはれ奉つて、既に出でむとしけるを、妓王、入道殿に申しけるは、「遊び者の推參は、常の習でこそ候へ。その上、年も未だ幼う候ふなるが、たま〳〵思ひ立つて參つて候ふを、すげなう仰せられて返させ給はむこそ不憫(2)なれ。如何ばかり恥しう、かたはらいたく(3)

るいことをいふ。後には轉じて、さういふ狀態にあるものを憐憫する意で云ふ事になつたので、字を當てかへたのである、
(3)かたはらいたし　かたはらは傍、いたしは甚しの意で、脇目で見てゐられないの意。即ち見苦しいこと。

も候ふらむ。我立てし道なれば、人の上とも覺えず。假令舞を御覽じ、歌をこそきこしめさずとも、只理を枉げて、召し返して、御對面ばかり候ひて、返させ給はゞ、ありがたき御情でこそ候はむずれ」と申しければ、入道相國、「いで／＼、さらばわごぜが餘にいふことなるに、對面して返さむ」とて、御使を立てゝ召されけり。

【新譯】　それから三年と云ふ月日がたつてから、又、一人、白拍子の上手な女が現れた。加賀の國の者である。其の名を佛と云つた。年は十六だと云ふ事であつた。京都中の各階級の者が之を見て、昔から大勢白拍子は見たが、これ程舞の上手な者はまだ見たことがないと云つて、世間で大騒ぎをする事つたらない。或る時佛御前が云つたには、「私は今世間で評判の白拍子になつて方々へ呼ばれたが、當時結構な御身分で飛ぶ鳥も落す勢のある平家の太政入道のところへ、まだ一度も呼ばれたことのないのは不本意である。遊女の風習として何の構ふ事があるものか、こちらから押しかけて行つて見よう」と云つて、或る時西八條の平氏邸へ尋ねて行つた。取次　者が清盛の御前へ出て、「只今此都で評判の佛御前が參りました」と申したところが、入道太政大臣は大層腹を立てゝ、「何だい、そんな女なんてものは人から呼ばれて初めて出て來る筈のものだ、むやみに押しかけて來るつて事があるものか。それに、神にもしろ佛にもしろ、斯うしてチャンと妓王といふ者が俺の側に居る所へ、顏を出す事は成るまいぞ、早く下がれと云へ」と仰せられた。それで佛御前は冷淡に云はれて、最早出かけようとしたのを、妓王が聞いてゐて、入道殿に申したには、

「遊女として推參致しますのは、普通の習慣でございます。それに年もまだ若うございますのに、それが折角思ひ立つて參りましたのを、非人情な事を仰しやつてお返しになりましてはかはいさうで御座います。女の身としてどんなに恥かしい見つともない事でせう。私も同じ境遇の者でございますから、人事とも存じられません。假令舞を御覽にならず、又、歌もお聞きにならないにしても、御不承遊ばして、ホンの一寸でも呼び返して會つておやりになつた上でお返しになりましたら難有いお情でございませう」と申したので、入道太政大臣は、「よし〳〵、そんならお前がそれ程までに云ふのだから會うて返す事にしよう」と云つて、使の者を遣つて佛をお呼び寄せになつた。

佛御前は、すげなう言はれ奉つて、車に乘つて既に出でむとしけるが、召されて歸り參りたり。入道やがて出であひ、對面し給ひて、「いかに佛、今日の見參(1)はあるまじかりつれども、妓王が何と思ふやらむ、餘に申し勸むる間、斯樣に見參はしつ。見參する上では、いかでか聲をも聞かであるべき。先づ今樣(2)一つ歌ふべし」と宣へば、佛御前「承り候」とて、今樣一つぞ歌うたる。「君を始めて見る時は、千代も經ぬべし姫小松、御前の池の龜岡に、鶴こそ群れ居て遊ぶめれ」と、押し返し〳〵、三返歌ひすましたりければ、見聞の人々、皆耳目を驚かす。入道も面白き事に思ひ給ひて、「さてわごぜは今樣は上手にてありけるや。この定では舞も定めてよからむ。一番見ばや、鼓打召せ」とて、召されけり。打たせて一番舞うたりけり。

（1）見參　見は「現れる」參は參るで、人の前へ出て來ること、上位の人に對した語であるが、後には一般の人に對していふ。戰記物語などには敵に對しても見參せむと呼ばはつてゐる。

（2）今樣　現代調といつたやうな意味、七五調四句一聯の短詩。敏達天皇の時に土師連八島が歌つたのが初めであるが、一旦すたつた

の様を山陸中納言が、新
様を加へて再興した・
承安頃が其の流行の絶
頂で、白拍子の舞と相
伴うて大に世に行はれ
た。

【通釋】佛御前は、無情な事を言はれて、車に乘つて、今やもう出かけようとしたところであつたが、呼戻されたので歸つて來た。間もなく入道淨海は出座して、對面されて、「やア、佛とやら、今日はお前に逢ふ筈ぢやなかつたのだが、妓王が何と思ふてか、あんまり喧ましく勸めるものだから、斯うして逢ふ事にしたのだ。逢つた以上は、どうしても歌を聽かずばなるまい、先づ今樣を一つ歌つて呉れ」と仰やると、佛御前は「承知致しました」と云つて今樣を一つうたつた。「君を初めて見る時は、千代も經ぬべし姫小松、御前の池の龜岡に、鶴こそむれゐて遊ぶなれ」と、繰返し〳〵三度まで歌つたのが餘りに美しい聲だつたので、其の姿を目に見、其の聲を耳に聽いた人たちは皆驚かされた。入道も面白いと思はれて、「どうもお前の今樣はうまいものだつたな、此の調子では舞もきつとうまいだらう。一番見せて貰はう、鼓打を呼べ」と云つてお呼出しになつた。佛御前は其の鼓に合はせて一番舞つて見せた。

佛御前は、髮姿より始めて、眉目貌世に勝れ、聲よく、節も上手なりければ、なじかは舞ひば損ずべき。心も及ばず舞ひ濟したりければ、入道相國舞に愛で給ひて、佛に心を移されけり。佛御前、「こは何事にて候ふぞや。元より妾は推參の者にて、既に出され參らせしを、妓王御前の申狀によつてこそ、召し返されても候ふなれ。はや〳〵暇賜はつて、出させ在しませ」と申しければ、入道相國、「すべてその儀叶ふまじ。但し妓王があるによつて、さやうに憚るか。其儀ならば、妓王をこそ出さめ」と宣へば、佛御前、「こは又、いかでさる御事候ふべき。共に召し置かれ

むだに、恥しうさふらふべきに、妓王御前を出させ給ひて、妾を一人召し置かれなば、妓王御前の思ひ給はむ心の中、いかばかり耻づかしう、かたはらいたくも候ふべき。おのづから後までも忘れ給はぬ御事ならば、召されて又は參ることも、今日は暇を賜はらむ」とぞ申しける。入道「その儀ならば、妓王疾う／＼罷り出でよ」と、御使、重ねて三度までこそ立てられけれ。



佛御前は髮形から容貌までが世間の女に群を拔いてゐて、聲はよいし、節廻しも上手だつたから、どうして舞ひ損なひをするやうな事があらう。想像も及ばぬ位立派に舞ひ通したので、入道太政大臣は其の舞ひぶりを賞美して、佛に心を移された。佛御前は、清盛のさうした意味の言葉を聽いて、「これはまア何とした仰せで御座います。元來私は推しかけて參つた者で、既に追出されまでしましたのを、妓王樣が、よいやうにお取做し下さつたならこそ、又呼び返しても戴けたのです。早速お暇を賜はつて、お邸を出して下さいませ」と申したところが、入道太政大臣は「いやそんな事は一切成るまい。但し妓王がゐるから、そんなに遠慮するのか、それなら妓王を出さう」と仰やるので、佛御前は、「そんな事が又どうして出來ますでせう。一緒にお留め置きになるのさへ、キマリがわるう御座いますのに、妓王樣をお出しになつて、私一人お殘しになつてお置きに成つたんぢや、妓王樣の思はくが、どんなに耻づかしいか、氣づらいか知れません。自然いつまでも私の事を忘れずにゐてさへ下されば、又呼んで戴けることもあるでせう。其の時は早速上がるとして、今日はお暇を戴きたうございます」と申した。入道は聞いて、「よし、さういふわけな

(1)一樹の蔭　說法明眼論に「或處ニ一村一、宿ニ一樹下一、汲ニ一河流一、一夜同宿、一日夫妻、皆是先生結緣」

(2)忘紀念　忘れは遺れ、「かたみ」は形見である。自己の形代として後に遺して見せしめる物の意。

(3)障子　今日の如き明り障子ではない、今の襖、卽ちカラカミのことである。障は遮障の意で、各室を區劃し外の間からの透視を遮障するに用ふるからの稱呼である。

ら妓王に早く出てしまへと云へ」と仰やつて、お使を三度まで重ねて立てられた。

妓王は、もとより思ひ設けたる道なれども、さすが昨日今日とは思ひもよらず、入道相國、如何にも叶ふまじきよし、頻に宣ふ間、掃き拭ひ、塵拾はせ、出づべきにこそ定めけれ。一樹の蔭①に宿りあひ、同じ流を掬ぶだに、別は悲しきならひぞかし。いはむや是は、三年が間住み馴れし所なれば、名殘もをしく、悲しくて、甲斐なき涙ぞ進みける。さてしもあるべき事ならねば、妓王、今はかうとて出でけるが、なからむ跡の忘紀念②にもとや思ひけむ。障子③に、泣く／＼、一首の歌をぞ書きつけゝる。

　萠え出づるも枯るゝも同じ野邊の草いづれか秋にあはではつべき

さて、車に乘つて宿所へ歸り、障子の内に倒れ伏し、只泣くより外のことぞなき。母や妹これを見て、如何にやいかにと問ひけれども、妓王、とかうの返事にも及ばず。具したる女に尋ねてこそ、さることありとも知つてけれ。さる程に、毎月送られける百石百貫をも押し止められて、今は佛御前の緣の者どもぞ、始めて樂み榮えける。

【新釋】妓王は最初から豫期してゐた結果ではあるが、さうは思ひながらもまさかに昨今の事とは思へつかなかつた。しかし入道太政大臣が「何としても置く事は成らぬ、早く出て

ゆけ」と頻りに仰しやるので、綺麗に部屋を掃除させて、小さな塵つ葉一つもないやうに拾ひ取らせ、いよ／＼出て行くことに決心した。旅先などで一本の樹の蔭に偶然一緒に休息し合つて、同じ流れの水をすくふて飲んだと云ふだけの間柄でも、さて別れるとなると、何となく悲しい氣のするのが人情の常であるのに、まして妓王としては、三年といふ長い間、其處に寢起きして住みなじんでゐた所であるから、名殘も惜しいし、悲しくも思はれて、今更どうしやうもない事ながらツイ涙が出て來るのだつた。でも、いつまでさうしてもゐられない事だから、妓王はもう此の上はと思つて部屋を出かけたが、自分がゐなくなつてからの、せめてもの記念にとでも思つたのであらう、其處にあつた襖に泣き泣き一首の歌を書きつけた。

萠え出づるも枯るゝも同じ野邊の草いづれか秋にあはで果つべき

それから車に乘つて自分の家へ歸ると、唐紙の中へ轉げ込んで、只無性に泣いた。母親や妹はそれを見て、「どうしたの」「姉さん、どうなすつたの」と心配して尋ねたが、妓王は一言も口を利かないで、どうしたとも斯うしたとも返事をしなかつた。それで連れて歸つた女に樣子を聞いて、初めてこれこれであつたと云ふ事が分つた。そのうちに、今まで母親へ毎月仕送つて來た百石百貫もプッツリと來なくなつて、今では佛御前の關係者たちが、新たに榮華を樂むことになつた。


論評　此の一小節に表現されてゐる見どころは、妓王のデリケートなセンチメントの顫動である。男の強暴に對する女の從順の描寫は、如何に此の時代の女が、男の力の前に弱いものであつたかを示すものであるが、母の家へ歸ると直ぐ夢中で泣き倒れた妓王が、西八

(1)あひしらふ　あへしらふと同じである。應接すること。

條の邸では、悲慘な運命と、女としての屈辱とに泣き乍らも、而も其の三年の追憶を持つ室を出るに及んでは「特に掃き拭ひ、塵拾はせ」た一事は、女の弱さの中に含む「限りない强さ」を示すものである。自己を制する强固な意志を、私は其處に發見することが出來る。女性の本當の精神力は此處にあるのだと思ふ。最愛の夫の戰死に直面して淚一つこぼさないで事を處理するスパルタ的な武士の妻や、修行の半途で歸つて來た我が子を叱り飛ばして返すといふやうな極めて反省的な母親の理智は、日本の女性に共通なものではないだらうか。

京中の上下、此由を傳へ聞いて、「まことや妓王こそ、西八條殿より暇賜つて出されたんなれ。いざや見參して遊ばむ」とて、或は文を遣す者もあり、或は使者を立つる人もありけれども、妓王、今更又人に對面して、遊び戯るべきにもあらねばとて、文をだに取り入るゝこともなく、まして使者をあひしらふ(1)までもなかりけり。妓王、是につけても、いとゞ悲しくて、かひなき淚ぞこぼれける。かくて今年もくれぬ。

新譯　京都中の上下の人々は、妓王が自由な身體になつたと云ふことを聞いて、「本當に妓王は西八條殿からお暇が出されたんだ。さア今度は俺が呼んで遊んでやらう」と云つて、或は手紙をよこす者もあり、或は態々使を立てゝ呼びに來る者もあつたが、妓王は今になつて、又、事新しく人前に顔出しをして、遊び戯れるでもないからと云つて、手紙さへ受取らない位だから、まして使の者には逢ひさへもしなかつた。妓王はこんな事があるにつ

けても、一層悲しい氣がして、どうしやうもないとは知つてゐながら、ツイ涙がこぼれて出るのだつた。そんな事で此の年も暮れた。

明くる春にもなりしかば、入道相國妓王が許へ使者を立てゝ、「いかに妓王、その後は何事かある。佛御前が餘につれ〴〵(1)げに見ゆるに、參つて今樣をも歌ひ、舞などをも舞うて、佛慰めよ」とぞ宣ひける。妓王、とかうの御返事にも及ばず、涙を押へて伏しにけり。入道重ねて、「何とて妓王は、ともかうも返事をば申さぬぞ。參るまじきか、參るまじくばその樣を申せ、淨海もはからふ旨あり」とぞ宣ひける。母刀自是を聞くに悲しくて、泣く〳〵敎訓しけるは、「何とて妓王は、ともかうも御返事をば申さで、かやうに叱られ參らせむよりは」といへば、妓王涙を押へて申しけるは、「參らむと思ふ道ならばこそ、やがて參るべしとも申すべけれ。なか〳〵(2)參らざらむもの故に、何と御返事をば申すべしとも覺えず。此度召さむに參らずば、はからふ旨ありと仰せらるゝは、定めて都の外へ出さるゝか、さらずば命を召さるゝか、此の二つにはよも過ぎじ。たとひ都を出さるゝとも、歎くべき道にあらず。又命を召さるゝとも、惜しかるべき我身かは。一たび憂きものに思はれ參らせて、二たびおもてを向ふべしとも覺えず」とて、猶御返事にも及ばざりしかば、母刀自泣く〳〵、又敎訓しけるは、「天が下に住まむには、

(1)つれ〴〵　退屈、寂寥。

(2)なか〳〵　結句。

ともかうも入道殿の仰をば背くまじき事にてあるぞ。その上わごぜは、男女の緣、宿世(3)今に初めぬことぞかし。千年萬年とは契れども、やがて別るゝ中もあり。あからさまとは思へども、ながらへはつることもあり。世に定なきものは、男女のならひなり。いはむやわごぜは、この三年が間思はれ參らせたれば、ありがたき御情てこそ候へ。此度召さむにまゐらねばとて、命を召さるゝまではよもあらじ。定めて都の外へ出されむずらむ。たとひ都を出さるゝとも、わごぜたちは年未若ければ、如何ならむ岩木のはざま(4)にても、過さむことやすかるべし。我身は年老い齡衰へたれば、ならはぬ鄙(5)の住居を、豫ねて思ふこそ悲しけれ。只我を都の中にて住み果てさせよ。それぞ今生、後生(6)の孝養にてあらむずるぞ」といへば、妓王、參らじと思ひ定めし道なれども、母の命を背かじとて、泣く〳〵又出でたちける、心の中こそむざんなれ。

新釋 翌年の春にもなつたので、入道太政大臣は妓王の所へ使を出して、「どうだ妓王、其の後はどうして暮らしてゐる?、佛御前があんまり淋しさうだから、出て來て今樣でも歌つて、舞でも舞つて、慰めてやつて吳れ」と云つてお遣りになつた。妓王はそれを聞くとイヤとも應ともお返事をしないで、涙を抑さへて突伏してゐた。すると入道からは重ねての使で、「何だつて妓王は、何とも返事をしないのだ、來ないと云ふのかい、來なければ來ないでいいからハツキリとさう言へ、此の淨海にもツモリがあるから」と仰やつておよ

(3)宿世・・ 前世からの緣。
(4)はざま・・ 物と物とに挾まれてゐる間、狹い間。
(5)鄙・・ 東方の遠地を呼ぶ事から轉じて、田舍のこと。
(6)後生・・ 人間が死後に生活する世界。

こしになつた。母親は傍でそれを聞いてゐて、悲しくなつて、泣き泣き妓王に説諭するには、「どうして妓王は、ウンともスンともお返事を申さないのです、こんなにお叱りを受けるよりは、早くお返事をした方がいゝぢやないか」と云ふと、妓王は涙を押へて「參るつもりたら直ぐにも其のやうにお返事しませうけれど、結局行く氣はないのですから、どうお返事していゝか分らないのです。今度斯うしてお呼寄せになるのに參らなかつたら、其のつもりがあると仰やるのは、きつと此の京都の町から追出されるか、さうでなければ命をお取りになるか、此の二つの一つでせう。だけど私は、假令此の都を出されたつて、何も歎く事はないし、又、命を取られたつても、些とも惜しいとは思ひませんわ。一旦いや氣がさし　捨てられた以上は、私は二度とあのお方の顔を見ようとも思ひません」と云つて、矢張りいつまでもお返事をしないでゐた。それで母親は又、泣き〳〵言つて聞かせたには「此の日本に住んでゐる以上、どうでも斯うでも入道樣の仰に背けないのです。其の上お前さんとあのお方との間は、今始まつた事ではなくつて、前生から深い縁が繋がつてゐるのですよ。千年萬年と末の末をかけて固い約束をしても、間もなく別れる夫婦仲もあれば、ホンの假の縁のつもりで逢ひ初めて、長の一生を連添うて通す事もあつて、世の中にきまりのないものは男と女の仲です。ましてお前さんは、此の三年の間、ずつと御寵愛を受け續けてゐたのだから、有難いお情だと思はねばなりません。今度お呼寄せになるのに、參らなかつたからつて、まさか命まで取られるやうな事はあるまい、きつと此の都を追出される位がオチでせう。假令都を出されたればつて、お前たちはまだ年が若いから、どんな岩木の間にでも、苦勞なしに暮らして行けるでせう。しかし私はもう年を取つて身体も衰弱してるから、これから慣れない田舍住居をするのかと、さう考へるだけでも悲しい。

どうぞ後生だから、私を此の都の中で死なせてお呉れ、それが親への孝行と云ふものだ」と云つたので、妓王は行くまいと決心したのではあつたが、母の頼みを背いてはと思つて涙ながらに出て行つた、其の心の中こそ悲惨であつた。

（1）座敷　座敷と云ふ字が、こゝに出現して來るのは面白い。今日は此の語が餘りにポピユラアなものになつてゐるので、其のまゝに看過してゐるが、座敷といふ語は中世に於ては必ずしも今日のやうに、一室を意味するものではなかつた。昔はすべて床が板敷であつたから、客人の座を持に敷いた部分、それが即ち座敷の觀念であつたのだ。「座敷を下げられる」といふ語も、そこから出てゐるのだ。

（2）諸太夫　中宮職、春宮職等の長官をダイブと濁つて讀むのに對

妓王、一人參らむことの、餘に心憂しとて、妹の妓女をも相具しけり。その外白拍子二人、總じて四人、一車に取り乘つて、西八條殿へぞ參じたる。日比召されつる所へは入れられずして、遙に下りたる所に、座敷（1）しつらうてぞ置かれける。妓王、こはされば何事ぞや。我身に過つことはなけれども、出され參らするだにあるに、剩へ座敷をだにさげらるゝことの口惜しさよ。如何にせむと思ふを、人に知らせじと、抑ふる袖の隙よりも、餘りて涙ぞこぼれける。佛御前之を見て、餘に哀に覺えければ、入道殿に申しけるは、「あれはいかに、妓王とこそ見參らせ候へ。日比召されぬ所にても候はゞこそ、是へめされ候へかし。さらずば妾に暇を給べ、出で參らせむ」と申しけれども、入道、如何にも叶ふまじきと宣ふ間、力及ばで出で去りけり。入道やがて出であひ、對面し給ひて、「いかに妓王、その後は何事かある。佛御前があまりにつれづれげに見ゆるに、今樣をも歌ひ、舞なんどをも舞うて、佛慰めよ」とこその給ひける。妓王、參るほどでは、ともかくも入道殿の仰をば、背くまじきものをと思ひ、流るゝ涙をおさへつゝ、今樣一つぞ歌うたる。

して、こゝではShiたと澄んで讀むのが、古來の慣用例である。武家で諸太夫といふのは、五位殊に從五位下の人々の通稱である、又官吏として攝關大臣家に祇候してゐるものをも同じく諸太夫と稱する。この方は勳功により殿上して、將來大中納言にも成り得る資格を伴つてゐる。

(3)侍　執柄大臣家の家人で、其任命は公法關係でなく、雇傭關係である。しかし器量ある者は、侍に主家から申達されて地方の判官主典、又は諸司にも擧用され、五位くらゐにはなるものもあつた。

「佛もむかしは凡夫なり、我等も遂には佛なり、いづれも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と、泣く／＼二返歌うたりければ、其座に並居給へる平家一門の公卿、殿上人、諸大夫(2)、侍(3)にいたるまで、皆感涙をぞ催されける。入道も實にもと思ひ給ひて、「時に取つては神妙にも申したり。さては舞も見たけれども、今日はまぎるゝこと出で來たり。此後は召さずとも、常に參りて、今樣をも歌ひ、舞などをも舞うて、佛慰めよ」とぞの給ひける。妓王、とかうの御返事にも及ばず、涙をおさへて出でにけり。


新釋　妓王は、一人で行くのは幾ら何でもイヤだからと云つて、妹の妓女も伴れて行つた。其の外にも、仲間の白拍子二人に來て貰ふ事にして、總勢四人が一臺の車に乘つて西八條邸へ參つた。今まで平生呼込まれてゐた所へは入れられないで、ずつと下つた所へ、座席が用意してあつた。妓王はそれを見て、「これはまア何といふ事だ、自分にこれと云ふ過ちもないのに、追出されただけでも、どんなに口惜しいか知れないのに、其上にまだ座敷で下げられるなんて何たる事だらう。己れどうして呉れよう」と胸が煮えくりかへる程に思ふ心を、人には知らせまいとして、ぢつと抑へてゐる袖の隙間からも、隱し餘つて、熱い涙がほろほろとこぼれ落ちるのだつた。佛御前はこれを見て、あんまり氣の毒な感じがしたので、入道殿に向つて、「あれは妓王だと存じますが、さうぢやないのですか、今迄にお呼込にならなかつた場所でもあることか、此處へお呼び遊ばしませ。できなきや私にお暇を下さいまし、出て參りますから」と取做して申したけれども、入道がどうしても成らぬ

と仰やるので、仕方がなさに其場を出て行つた。入道は直ぐに妓王のゐる所へ出て、面會して、「どゝだ妓王、其の後は何か面白い事でもあつたか。佛御前があんまり退屈さうだから、今様でも歌ふか舞でも舞つて、慰めてやつて吳れ」と仰やつた。妓王は出て來た以上は、何にしても入道の言附は背くまいと思つて、流れ落ちる涙をそつと押さへつゝ、今樣を一つうたつた。「佛も昔は凡夫なり、我等も遂には佛なり、何れも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と泣々二度繰返して歌つたので、其の場に列座してゐられた平家一門の公卿や殿上人、侍の末までが皆感傷的な心持になつて、同情の涙を催された。入道も如何にも尤もだとお思ひになつて、「即興的にうまい事を申した、では舞も見たいと思ふが今日は一寸外に用事が出來たから又の事にしよう。これからは別に使を遣らないでも、チョイ〱來て、今樣を歌つたり舞を舞つたりして、佛を慰めて吳れ」と仰やつた。妓王は默つて何の返事もせずに、涙をおさへて退出した。

妓王、「參らじと思ひ定めし道なれども、母の命を背かじと、つらき道に赴いて、二度憂き恥を見つることの口惜しさよ。かくて此世にあるならば、又も憂き目にあはむずらむ。今は只身を投げむと思ふなり」といへば、妹の妓女之を聞いて、「姉身を投げば、我も共に身を投げむ」といふ。母刀自これを聞くに悲しくて、泣く〱、又重ねて教訓しけるは、「左樣の事あるべしとも知らずして、教訓して參らせつることのうらめしさよ」誠にわごぜの怨むるも理なり。但しわごぜが身を投げば、妹の妓女も共に身を投げむといふ。若き女どもを先立てゝ、年老い齡衰へたる

母、命生きて何にかはせむなれば、我も共に身を投げむずるなり」未死期も來らぬ母に、身を投げさせむずることは、五逆罪(1)にてやあらむずらむ。此世は假の宿(2)なれば、耻ぢても耻ぢても何ならず。只長きよの闇(3)こそ心うけれ。今生で物を思はするだにあるに、後生でさへ悪道(4)へ赴かむずることの悲しさよ」と、さめざめとかきくどきければ、妓王涙をはらはらと流いて、「實にもさやうに候はゞ、五逆罪疑ひなし　一旦うき耻を見つることの口惜しさにこそ、身を投げむとは申したれ。さ候はゞ、自害をば思ひ止り候ひぬ、かくて都にあるならば、又もうき目を見むずらむ。今は只都の外へ出でむ」とて、妓王二十一にて尼になり、嵯峨(5)の奥なる山里に、柴の庵を引き結び、念佛(6)してぞゐたりける。妹の妓女、之を聞きて、「姉身を投げば、我も共に身を投げむとこそ契りしか。ましてさやうに世を厭はむに、誰か劣るべき」とて、十九にてさまを變へ、姉と一所に籠り居て、偏に後世をぞ願ひける。母刀自之を聞いて、「若き女共だに、様を變ふる世の中に、年老い齢衰へたる母、白髪をつけても何にかはせむ」とて、四十五にて髪を剃り、二人の娘諸共に　一向専修(7)に念佛して、後世を願ふぞ哀れなる。

【大意】　妓王は自分の家へ歸るや、餘りの口惜しさに、「一旦私は決心したんだけどお母さんの言ひ附には背くまいと思つて、つらいのを我慢して行つて、又情ない耻辱を見せられた

(1)五逆罪。殺父、殺母、殺阿羅漢、破和合僧、出佛身血を佛教では五逆罪と稱へた。

(2)假の宿。後世の永劫であるのに對して、現世は朝露の如く又電光の如く生滅條忽にして假の宿であるといふ佛教の教訓に依つたもの。

(3)長きよの闇。永く闇黒な地獄の苦艱の生活の中に迷ふこと。

(4)悪道。極重悪道、墮地獄、修羅道など云ふ、何れも罪悪への道である。

(5)嵯峨。京都の西郊葛野郡の太秦邊から嵐山へかけての間の地を汎く嵯峨と稱する。景勝幽遠の地で、往時は都塵を遠ざかつた、如何にも閑棲に適する土地であつた。

(6)念佛。佛を念誦す

ること。一切諸佛を念ずるのが通念佛、特別に阿彌陀佛を念ずるのが別念佛である。今日は一般に佛の名號を口に出して念誦するのに專ら稱するが、嚴格に云ふとこれは口誦念佛と云つて、佛の本性たる眞理を觀念する法身念佛に比べると幼稚なものである。

(7)一向專修　ひたすらに專ら佛道を修行すること。

のが口惜しい。斯うして此の儘生きて居れば、又どんなつらい情ない目に逢ふか分つたものぢやない。此の上は何處か河へでも身投して死んで了はうと思ふ」と云ふと、妹の妓女もそれを聞いて、「姉さんが身投するなら私も一緒に死にたい」と云つた。それを聞く母親も悲しくなつて、涙ながらに云つて聞かしたには、「そんな事があらうとも知らないで、いやだといふお前を無理に云つて聞かして出して遣つたのが怨めしい。實際、お前の怨むのも尤だと思ひます。然しお前が身投をすると云ふと、妹の妓女も一緒に身を投げると云ふ、さうなれば若い子供たちを先へ死なして、年取つて弱くなつた此の母が、一人生き殘つて居たつて何にもならないから、私も一緒に身投する外はありません。まだ死ぬ命でもない此の母に身投をさせるのは、五逆罪とやらではありますまいか。此の世は假の宿だから恥かしいとか口惜しいとか云つても、何でもないけれど、永い後世の妨げとなつてはそれこそ本當に情ない話です。此世で色々苦勞や心配をするだけでも澤山だのに、此の上まだ後生でまで地獄の苦艱をしなきやならないのかと思ふと悲しい」とさめざめと泣いて訴へられたので、妓王は覺えず涙をハラ〳〵と落して、「實際仰やる通りとしましたら五逆罪に相違ございません。情ない恥かしい目に遭つた口惜しまぎれに、一旦身投するとは申しましたが、それでは自殺することは思ひ止まりました。しかし斯うして此の儘都にゐたのでは、又どんないやな目を見るかも知れませんから、此の上は何處か人の來ないやうな淋しい郊外へでも行きませう」と云つて、妓王は二十一で尼になり、嵯峨野の奥の山里に引越して、柴の垣を廻らした小さな庵を作り、其處で靜に念佛をして暮らしてゐた。妹の妓女も姉の覺悟を聞いて、「姉さんが身投をするなら私も一緒に身投をしようと約束したんだもの、ましてさうして世間を捨てゝ引込むといふんなら、誰が負けるものですか」と云つて、十九で姿

を變へて、姉の妓王と一緒に隱遁生活をして、只もう後生願ひ一方で日を送つた。母親もそれを聞いて、若い女どもでさへ姿を變へる世の中に、年をとつて衰へてゐる母親が、白髮をつけてゐても何の役に立つものか、と云つて、四十五で頭を剃つて、二人の娘と一緒に、只もう一心に念佛を唱へて、後　の安樂を願ふてゐるのは哀れであつた。

かくて春過ぎ夏たけぬ。秋の初風吹きぬれば、星合の空(1)を詠めつゝ、あまの戸(2)わたる梶の葉(3)に、思ふ事かくこうなれや、夕日の影の西の山の端に隱るゝを見ても、日の入り給ふ所は、西方淨土(4)にてこそあんなれ、いつか我等も、かしこに生れて、物を思はで過さむずらむと、過ぎにし方の憂き事ども思ひ續けて、只盡きせぬものは淚なり。黃昏時(5)も過ぎぬれば、竹の編戸(6)を閉ぢ塞ぎ、燈かすかにかき立てゝ、(7)親子三人諸共に念佛して居たる所に、竹の編戸を、ほと〳〵と打ち敲く者出できたり。その時尼ども膽を消し、「あはれ是は、いひがひなき我等が念佛してゐたるを妨げむとて、魔緣(8)のきたるにてぞあらむ。晝だにも人も訪ひ來ぬ山里の、柴の庵の內なれば、夜深けて誰かは尋ぬべき。僅に竹の編戸なれば、あけずとも押し破らむこと易かるべし。今は只、なか〳〵あけていれむと思ふなり。それになさけをかけずして、命を失ふものならば、年比賴み奉る彌陀の本願(9)を強く信じて、ひまなく名號を(10)稱へ奉るべし。聲を尋ねて向ひ給ふなる、聖衆の來迎(11)にましませば、などか引接(12)なかるべき。相構へて念佛怠り給

（1）星合の空　七夕神話の牽牛星と織女星とが、天の河を中にして一年一度の歡會をすることを云ふ。此日は宮中から一般家庭まで子女のある家では織女の如く手工に巧なるを得んが爲、種々のものを供へ梶の葉に歌をかいてあげるのである。後世笹の枝に色紙形の紙をブラ下げて表に飾つたのは其の名殘であるが今はそれも滅びんとしてゐる。

（2）あまの戸　戸は瀨戸の戸、水門（港）の門と同じで、こゝでは天の川門のこと、俊成の歌に「七夕のとわたる舟の梶の葉にいく秋かきつ露の玉章」

（3）梶の葉　七夕の夜

ふな」と、互に心を誡めて、手に手を取り組み、竹のあみ戸をあけたれば、魔緣にてはなかりけり。佛御前ぞ出できたる。


さうかうするうちに春も過ぎ夏も爛熟した。間もなく初秋の風が吹き初めると、もう星と星とが出あふ七夕の夜の天上を仰ぎ視ながら、彦星がそれに乘つて天の川戸を渡るといはれてゐる梶の葉に、人々が思ひ事を書く時分である。夕日が西の山はづれに隱れるのを見ても、あの日輪樣がお入りになる所が、西方淨土であるのだ、いつか自分たちもあそこへ生れかはつて、何の物思ひもなく暮らすのだと、過去つた昔の情なかつた事を色々と思ひ續けるにつけても、いつまでも盡きせぬものは只涙である。夕暮時分も過ぎたので、竹の編戸の締りをした後、微かな燈火を搔立てゝ、親子三人一と所へ寄つて念佛をしてゐると、表口へ誰かが來て竹の編戸をホト〳〵とたゝいた。其の時に尼たちは膽を潰して、「あ、これは大變だ、いひがひもない私たちが念佛してゐる邪魔をしようとして、惡魔が來たのに相違ない。晝間でさへ誰も尋ねて來ない山里の柴の庵の內だもの、こんなに夜が更けてから誰が尋ねて來るものか。しかし戶締りといつても、只竹の編戸があるだけだから、惡魔なら、こちらであけないでも押破つて入るのに雜作も要るまい。此の上は結局あけて入れてやつた方がいゝと思ふ。それでも私たちに同情しないで、是非とも命を取らうとするやうなら、長年お賴み申してゐる阿彌陀樣の御本願を強く信じて、御名號を唱へ續けてゐよう。さうすれば其の念佛の聲を聞きつけて、何處へでも三尊さまは尋ねて來て下さるのだから、何の捨てゝお置きになるものか。きつと用心して、念佛をお怠りなさるな」と、互に戒め合つて、手と手とを固くつなぎながら、さつと竹の編戸をあけて見ると、魔性の者

梶の葉に物を書いてあげることは、いつから始まつたか知らない。室町時代の女の記錄に宮中でも梶の葉七枚に各々手向の歌を書きつけ、之を硯蓋に乘せて藏人が御殿の棟へ供へたとある。そして其の梶の葉には數々の秋の產物を、紙撚で十文字に結ひつけて一緒にそなへたらしい。七枚といふのは七夕の七に因んだのである。梶は今訛つて「紙の木」とも稱する、楮と同じく其纖維を製紙原料とするからである。學名はBroussonetia papyrifera Vent. 高さ二三丈にも及ぶ野生の落葉喬木で構桑科に屬する。花は淡綠色で雌雄異株に生じ、雄花は楕圓形雌花は球形である点が共に楮に似てゐる。葉は剛い毛の生へてゐる粗糙なる卵形葉で、三裂又は五裂してゐるのもある。

(4) 西方淨土 淨土と

は清淨土の意で、娑婆即ち現世を應土と稱し、穢土と稱するのに對する。阿彌陀の極樂淨土は西方十萬億土のかなたにあると信ぜられた。こゝは佛願に順ふ者の死後安住の地で、榮養足り歡樂あつて苦艱のない處であるといふ。

(5)黄昏時・・・日の將に黄昏ならんとして物の色を漸く辨じ得ざる時である。人に出會つても遠くからは其顏を識別し得ないで「誰だ彼は」といぶかるから「誰そ彼れ時」といふのである。之に對して、曉昧人を辨じ得ざる時を「かはたれ時」(彼は誰れ時)といふ。

(6)竹の編戸・・・竹で編んだ戸。

(7)燈かき立てゝ・・・・・・燈をかきたてるといふことは、古い人には餘りに昔迄の觀念で、而も現代人には未知の世界の事實である、昔の燈

ではなくつて、佛が出て來たのだつた。

【評】結末の「魔緣にてはなかりけり、佛ぞ出で來たる」の一句は、實に痛快な自然のユーモラスである。尤も作者は眞面目で書いてゐるのだらうが、面白い、實に面白い。陰慘なステージが忽然と急に明るくなるのを感ずる。

妓王、「あれはいかに、佛御前と見參らするは、夢かや現か」といひければ、佛御前涙をおさへて、「斯樣の事申せば、總て事新しうは候へども、申さずば又、思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりしてこまごまと、ありのまゝに申すなり。もともと妾は推參の者にて、既に出され參らせしを、わごぜの申し條によつてこそ、召し返されても候ふに、女の身のいひがひなきこと、我身を心に任せずして、わごぜを出させまゐらせて、妾が押し止められぬること、今に恥しう、傍痛くこそ候へ。わごぜの出られ給ひしを、見しにつけても、いつか又我身の上ならむと思ひ居たれば、嬉しとは更におもはず。障子にまた『いづれか秋にあはで果つべき』と書き置き給ひし筆の跡、實にもと思ひ候ひしぞや。いつぞや又、わごぜの召され參らせて、今樣歌ひ給ひしにも、思ひ知られてこそ候へ。その後は、在所をいづくとも知らざりしに、この程聞けば、かやうに樣を變へ、一つ所に念佛しておはしつる由、餘に羨しくて、常は暇を申しゝかども、入道殿更に御用ゐましまさず。熟々物を按ずるに、娑婆(8)の榮花は夢の夢、樂み榮えて何かせむ。

火は油皿に液狀の油を注ぎ入れて、之に糸狀の燈心を入れ、それに油をしみこませて尖端を皿の外に出し、火をつけて燃燒させて照明用としたもので、尖端の部分が燃え盡んとするに随つて、之を「揺出し」といふ物で揺出しては用を辨じた。「燈を揺き立てるとは之を云つたものである。

(8)魔緣 魔は梵語魔羅で、漢譯して殺者と云ふ、善事を殺して慧命、即ち智慧の命を斷ずるからである。放逸を行つて佛道の障礙をすることを指す。魔緣は一本に「魔厭」とあるが、緣の方が正しい。佛緣に對する語。

(9)彌陀の本願 彌陀は阿彌陀佛である。此の佛曾て法藏比丘であつた時に、四十八箇の誓願を發して、佛道修行を勵んだ結果、無量壽佛となり、西方十萬億土の彼方に理想

人身は受け難く、佛教には會ひ難し。此度奈裏(14)に沈みなば、他生廣劫(15)をば隔つとも、浮み上らむこと難かるべし。老少不定の境なれば、年の若きを頼むべきにあらず。出づる息、入るをも待つべからず。蜉蝣(16)。稻妻よりも、猶はかなし。一旦の榮花に誇つて、後世を知らざらむことの悲しさに、今朝まぎれ出でゝ、かくなりてこそ參りたれ」とて、かづいたる衣を打ちのけたるを見れば、尼になりてぞ出できたる。

新譯 妓王は、その顏を見て、「あれはまアどうだ」と驚いて、「佛御前ぢやありませんか、まア私は夢を見てゐるのでせうか」と云ふと、佛御前は流れ落ちようとする涙を袖で抑へて「こんな事を申すと、何も彼もが皆今更らしい言ひわけのやうに聞こえませうが、申上げないで置いたのでは又、人情も何も知らない女だと云ふことになるでせうから、最初から在のまゝのお話を致します。もとより私は入道樣のお邸へ自分から押しかけて參つたもので、すんでの事に追出される所だつたのを、あなたが色々取做して下さつたらこそ呼返されもしたのですのに、女つてものは仕方のないもので、萬事自分の思ふやうには成らなくつて、御恩のあるあなたをお出させ申して、私が引留められたことは、今に耻かしい、つらい事だと思つて居ります。あなたのお出になつたのを見るにつけても、いつかは又自分の身の上だらうと思つて居ましたから、ちつとも嬉しくは思ひませんでした。それに又あの襖に「いづれか秋にあはで果つべき」とお書置きになつたお歌は、あれを拜見しても私、あゝホントだと存じました。其後に又あなたがお呼出されになつて今樣をお歌ひになつたのも承

の佛國を建設して、自分を一向專念に念誦する者は無條件に其の極樂國へ迎へ取ることを誓約された、これが彌陀の本願である。

(10)名號。　阿彌陀佛の名號。

(11)聖衆來迎　聲を尋ねて聖衆が來迎するとは、般州讃に一尋聲救苦剎那間」とある、それを云ふのである。どんな苦境に臨んでも唯一心に彌陀を賴んで念佛してゐれば、忽ちに聖衆が現れて救うてくれるといふ信仰である。聖衆とは佛たちの意で阿彌陀如來、觀音菩薩、勢至菩薩の三尊といふ三尊が人の死苦の時に臨んで西方極樂淨土へ導く爲め迎へに來るといふ思想は、佛敎をダイナミックにしたもので、當時の人心は少からず、此の敎の力に引かれた。

(12)引接。　引導攝受。

つて、一層思ひ當りました。其後は、何處へいらつしたのか些とも存じませんで　たのに、此の頃ふつと聞きますと、こんな風にお姿をお變へになつて、御一所にお念佛をしていらつしやるのだつて事を承つて、あんまりお羨ましさに、毎日のやうに入道樣にお暇を下さいと申しましたが、些とも取合つて下さらないんですの。それで段々考へて見ると、此の世の榮耀榮華なんてものは夢の中で又夢を見てゐるやうなもので、安樂だ仕合せだと云つても何にもなるものでありません。一旦死んだら又人間に生れて來るのは中々出來ないことで、容易に又佛の難有いお敎を聞くことも出來ません。今度地獄へ落ちたら、何萬億年たつても、浮み上ることはむつかしいでせう。それに又此の世は老少不定で、いつ死ぬかも知れない身の上だといふことが實際なら、年の若いといふ事は賴みにはなりません。本當に一呼吸の間にも私達はどうなるか知れないのですから、蜉蝣や電光よりも、もつと儚い命です。さう思ふと一旦の榮花をよい事にして、後世の事を何にも知らないでゐるのがあんまり悲しいので、今朝西八條のお邸を紛れて出まして、こんな姿になつて參りました」と云つて、かづいてゐた被衣をとりのけたのを見ると、尼になつて出て來たのだつた

研究　こゝで少し說明して置く必要があるのは、かげろふの事である。昔からこれは陽炎、蜻蛉など、種々の字を當てられてゐる事である。陽炎は地中の水分の蒸發であるが、これを儚い事の例に引くのは、陽炎が取り止めもないものである事から觀て必ずしも不安でないばかりか、之を稻妻即ち電光と並べてあるのは、兩者共に自然現象であるからだと說明出來る。しかし之に蜻蛉の字を當てゝ、とんぼ、と見るのは不都合　ある。若しかげろふを生物の「かげろふ」だとするなら、蜉蝣の一種と見るのが穩當だらう　蜉蝣は莊子にも、朝に生れて夕に死すとある通り、其の成蟲としての生活期間は極めて短く、夏日羽化後黄

(13)娑婆●● 梵語、忍界と譯する。現當の煩惱界世界即ち此の世の事をいふ。
(14)奈裏に沈む●●●●● 奈裏は地獄のことで、奈落ともいふ闇黑の世界である。パーリ語のニラヤの轉訛である。沈むは落ちること。
(15)他生曠劫●●●● 極めて長い來世のこと、
(16)蜉蝣●● 朝に生れ夕に死するものだとて此の蟲は常に短命の例に引かれてゐる。
(1)一蓮●● 所謂一蓮託生で、佛說に依ると、常に念佛を怠らなかつた人は、死後極樂淨土の淸淨池の同じ蓮華の上に生れるといふ、印度は熱國で住民にとつての最苦痛は熱いことであるから、共のユートピアたる涼しい曉の水面に咲く蓮華の上に撰んだのである。

昏時に群を成して河畔又は湖上に飛翔し、僅々數時間の後産卵すると共に死亡するのである。かげろふといふのは擬脈翅目の蜉蝣科(Ephemeridae)に屬する小虫類の汎稱で、之にカトンボ、シロハネカゲロフ、ナハメカゲロフ、フカゲロフ、クレカゲロフ、カゲロフモドキ等の區別がある。生活時間が短いため、口部後翅は退化し、尾端には二三個の長尾毛を有し、四五個の特別に長い跗節を有してゐる、眼は大きく二三個の單眼を具へてゐる。

「斯樣に樣をかへて參りたる上は、日比の咎をば許し給へ 許さむとだに宣はゞ、諸共に念佛して、一蓮(1)の身とならむ。それにも猶心往かずば、是より何ちへも迷ひ行き、如何ならむ苔の席、松が根にも仆れ臥し、命のあらむかぎりは念佛して、往生の素懷(2)を遂げむと思ふなり」とて、袖を顏に押當てゝ、さめ〴〵とかきくどきければ、妓王淚をおさへて、「わごぜのそれ程まで思ひ給はむとは夢にも知らず、憂き世の中のさがなれば、身の憂きとこそ思ひしに、ともすれば、わごぜのことのみ恨めしくて、今生も後生も、なまじひに仕損じたる心地にてありつるに、斯樣に樣を變へておはしつる上は、日比の咎は、露塵程も殘らず。今は往生疑ひなし。此の度素懷を遂げむこそ、何よりも又うれしけれ。妾が尼になりしをだに、世にありがたきことの樣に、人もいひ、我身も思ひ候ひしぞや。それは世を怨み、身を歎いたれば、樣を變ふるも理なり。わごぜは、怨もなく歎もなし。今年は僅十七になりし人の、それ程まで穢土(3)を厭ひ、淨土を願はむと、深く

思ひ入り給ふこそ、誠の大道心(4)とは覺え候ひしか。嬉しかりける善知識(5)かな。いざ諸共に願はむ」とて、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に向ひ、花。香を供へて、他念なく願ひけるが、遲速こそありけれ、皆往生の素懐を遂げゝるとぞ聞えし。されば、かの後白河の法皇の、長講堂(6)の過去帳(7)にも、妓王。妓女。佛。刀自等が尊靈と、四人一所に入れられたり。ありがたかりし事どもなり。

【譯】佛は此時又言葉を次いで、「こんなに姿を變へて參つた上には、どうぞ今までの惡かつた事は皆許して下さい、許して遣るとさへ仰やつて下されば、御一緒にお念佛を申して、來世では同じ蓮華の上で暮らしませう。若しこれだけ申してもまだ御得心がゆかなければ、仕方がないから、私はこれから何處へでも迷つて行つて、疲れたらどんな苔の上にでも、松の根にでも倒れて寢て、命のあるうちは念佛を申して、極樂往生の本望を遂げたいと思ひます」と、顏に袖を當てゝさめざめと心の中を述べ立てたので、妓王も流れ落ちる涙を押さへながら、「あなたが、それ程までに、思つていらつしやるとは夢にも知らないで、私は、いやな此の世の事だから、自分もこんな情ない目にあふのだとは思ひ乍らも、どうかすると、あなたの事ばかり怨めしく思つて、此の世の仕合せも、あの世の安樂も、あなた故になまなか取損なつたやうな氣がしてゐましたのに、こんなに姿まで變へていらつしやつた上は、今までの怨はもう微塵も殘つてゐません。これでもうきつと極樂往生が出來ます。おかげで本望が遂げられるのは何より嬉しい事です。しかし私が尼になつた時でさへ、非常に珍らしいことのやうに、世間の人も云ひましたし、私自身もさう思つた位なんですよ。

（2）往生の素懐。往生とは此の娑婆を捨して西方極樂淨土に往き生れることで、極樂往生又は西方往生と稱する。素懐は本懐の意味で、往生の素願即ち意趣に往生するを願ふことで、こゝにいふ。「何地へも迷ひ行き云々」は、本に信があれば途に草臥の野に倒れても解脫することを得るからであるとされてゐるのである。

（3）穢土。死後の理想世界たる無量壽國の極樂淨土と稱するのに對して、此の土は穢れてゐる國土、即ち穢土といふのである。

（4）大道心。大なる道心。即ち大いに佛道に精進せんとする心。

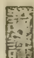
（5）善知識。善知識とは、善事を教導し人心を感化し、之を安樂國に導く有智有德の人の意で、之に教授善知識、

同行善知識、外護善知識、教化善知識、等の區別がある。

(6)長講堂。後白河法皇が京都六條殿に創建された永久の法華八講三昧堂。後に土御門に移轉し、現在は其舊地が、京都下京區五條通にある。後深草上皇の時には所領が百八十余ケ所あつた。

(7)過去帳　死亡者名簿、支那では之を鬼簿と云つた。一家緣類知人等の俗名法名、死没年月日等を記して、弔慰法會の參考とするメモヲンダムである。長講堂には一般の爲の法名帖があつて、何人の菩提をも、弔はせられた。

今になつて考へて見ると、私　は世の中を怨に思ひ我が身の情ない境遇を歎いた餘りですかい、姿を變へるのも道理ですが、あなたは誰にも怨もなければ歎く事もないんでせう、おまけに今年まだやつと十七になつた娘盛りで、それ程までに此の穢れた現世の生活が厭うて、淨土を願はうといふ深い決心をなさつたと云ふことは、これこそ本當の大道心だと思ひました。私の爲には世にも嬉しい化導の善知識でいらつしやるわ、さア御一緒にお願ひしませう」と云つて、四人が一つ所に引籠つてゐて、毎朝毎晩佛前に向つてお花やお香を供へ、專念に極樂往生を願つてゐたが、遲い早いの違ひこそあれ、皆安らかに本望を遂げたといふ事であつた。だから、あの後白河法皇の長講堂の過去帳にも、妓王、妓女、佛、刀自等の尊靈と四人一所に書込まれてゐる、實に難有い事である。



これで「妓王の事」の一章は終る。本章について、ヒロインの性格描寫を論じてゐる本もあるが、そんなことは無意味だらう。作者の本意は個々の女性の心理よりも、清盛の權勢が如何に強かつたかと云ふ事を、此のエピソードで證示する事にある。そしてそれを書現すに當つては、例の「諸行無常、盛者必衰」の小乘佛教思想を其の中へ織込むことを忘れなかつた。「萠出づるも枯るゝも同じ」といふ歌も、「佛も昔は凡夫なり、我等も遂には佛なり」といふ今樣の一二句も、所詮は同じ哲學の提唱である。一にして二、二にして一、佛教の本諦は其處にあるのだ。

七、二代の后

昔より今に至るまで、源平兩氏①朝家に召し使はれて、王化に從はず、おのづから朝權を輕んずる者には、互に誡を加へしかば、世の亂はなかりしに、保元に爲義②斬られ、平治に義朝③誅④せられて後は、末々の源氏ども、或は流され、或は失はれて、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさし出す者なし。いかならむ末の代までも、何事かあらむとぞ見えし。

【通釋】昔から今までは、源平の兩氏が朝廷の御用を勤めて、天皇の御統治に、服從せず、自然國家の大權を輕視するやうな者があれば、互に之を討伐し合つたから、世の中の大亂になるやうな事はなかつたのに、保元の亂の時に爲義が斬罪になり、平治の亂に義朝が誅罰されてからは、末流の源氏どもは、或は流刑に處せられ、或は死罪になつたので、今では平家の一族一類ばかりが繁昌して、外には頭を出すものもない。これでは恐らくどんな末代までも、何の事もあるまいと思はれた。

されども鳥羽の院、御晏駕⑤の後は、兵革⑥打ち續いて、死罪、流刑、解官、停任、常に行はれて、海內⑦も靜ならず。世間も未落居せず。就中永暦⑧・應保⑨の比よりして、院の近習者⑩をば、內より御誡あり、內の近習者⑪をば、院より

（1）源・平・兩氏　源は源氏で、これには村上源氏、宇多源氏、清和源氏の三流があるが、最も朝家の爲に働いたのは清和源氏で、滿仲、賴光以來屢々功を現しておる、平氏、貞盛以來の功がある。

（2）爲・義・　源爲義である、保元の亂に崇德上皇にお味方して敗れ、薙髮して、子義朝に依つて、降服を申出でたが、許されずして斬られた。

（3）義・朝・　源爲義の子である、平治の亂に信賴に與して亂を起し、二條帝と後鳥羽上皇とを幽し奉つたが、清盛の爲破られ、尾張逃げて客死した。

（4）誅・　誅も殺もコロ

ス事であるが、漢書刑法志には「征レ暴誅レ悖治之威也」とある、殺分刑罰的な意味が含んでゐるのである。

（５）御・晏・駕・　天皇の崩御の事、晏はオソシの義である。天皇崩じて最早、出でます事のないのを、強ひて自ら慰めて帝駕出づること晏しとして待ち奉る心持から云つた事である。

（６）兵・革・　武装のこと、「兵」は刀剣其他の武器、「革」は甲冑等、ある。鎧は多く革で作つたからである、轉じて兵革を要するやうな場合、即ち戰爭の事をもいふ。

（７）海・内・　日本國内のこと、日本は四方環海の國だからである。

（８）永・暦・　二條天皇時代の年號、一八二〇年一年餘りで應保とかはつた。

戒めらるゝ間、上下恐れおのゝいて、安い心もせず。只深淵に臨んで、薄氷をふむに同じ。主上・上皇 父子の御間に、何事の御隔かあるなれども、思の外の事ども多かりけり。是も世澆季に及んで、人梟悪を先とする故なり。主上、院の仰をば常は申し返させおはしましける中に、人耳目を驚し、世以て大に傾け申すことありけり。故近衛院の后⑫、太皇太后宮と申しゝは、大炊御門の右大臣公能公⑬の御女なり。先帝に後れ奉り給ひて後は、九重⑭の外、近衛河原の御所にぞ移り住ませ給ひける。前の后の宮にて、微なる御有様にて渡らせ給ひしが、永暦のころほひは、御年二十二三にもやならせまし〳〵けむ、御盛も少し過ぎさせおはします程なり。されども、天下第一の美人の聞えまし〳〵ければ、主上色にのみ染める御心にて、竊に高力士⑮に詔して、外宮に引き求めしむるに及んで、この大宮の御所へ、密に御艶書あり。大宮⑯敢て聞しめしも入れず。さればひたすら、早ほに現れて⑰、后御入内あるべきよし、右大臣家に宣旨⑱を下さる。

【通釋】　しかし鳥羽院が崩御されてからは、兵亂が續いてあつて、死罪又は流刑に處せられる者があるかと思ふと、又解職や任命の取消などが間斷なく行はれるといふ有樣で、國内も靜でなく、社會の人心も不安定であつた中にも、永暦・應保の時分からは、後白河院の近侍者を宮中から御處分遊ばされ、天皇の近侍の者を院の御所の方から罰せられるので、上級者も下級の官吏も絶えずビク〳〵して、安心して執務することが出來ず、只もう深い淵

（9）應保・永暦二年九月四日改元、二年足らで、一八二三年の三月二十九日に又長寛と改められた。

（10）院の近習者・後白河院の近侍をいふ。

（11）内の近習者・二條天皇の近侍者。

（12）故近衛院の后・近衛天皇に久壽二年（一八一五）七月に崩ぜられたから、故と申上げるのである。后とは藤原頼長の養女多子の事で、久安六年正月十日女御となり、三月立后、二條天皇の保元々年の十月二十七日には皇太后、三年二月三日には太皇太后となられた。

（13）大炊御門右大臣公能・大炊御門北高倉の邸宅にゐたから云ふ。

（14）九重・九關ともいふ、皇居の事、天子は九門と云つて、支那では皇居は九重の屏障の

のある河の上に薄い氷が張つてゐるのを踏んで渡るやうな心理狀態である。當代の天皇と上皇との御父子の間に、何の御隔てもあるべきではないが、案外の出來事がまゝあつた。こんな事になるのも世の中が末になつて、人が競うて惡いことをするからである。お上は院樣の仰せ言に、いつも反對ばかりしておいでになつたが、中にも世間の人が聞いて驚き見て驚いて、これは大問題だぞと首を傾けるやうな事があつた。それは、お亡くなりになつた近衛院のお后で今は太皇太后と申上げるのに、大炊御門の右大臣公能公の御息女である。おつれあひの天皇樣にお取殘されになつて以來は、皇居の外の近衛河原の御所に引移つて住んでおいでになつた。何しろ前帝のお后でいらつしやるので、以前に引比べては微々たる御狀態でお暮らしになつてゐたが、永暦の時分は二十二三のお年でもあつたらうか、もう女盛りを少しお過ぎになつたと思はれる位である。しかし何と云つても全國一の美人だといふ評判のお方でいらつしたから、お上は兎角色に染り易いお心で、内々宮臣にお言ひ含めになつて、此の大宮の御所へお手紙をお遣しになつた。しかし大宮は斷然御承知にならないので、お上は一途にお思ひ込みになつた結果、今度は露骨に色に出して、此のお后を御入内おさせ申すやうにと、右大臣家へ宣旨を下された。

【考證】永暦應保の比よりして、「院の近習者をば、内より御戒あり、内の近習者をば院より戒めらる」と云ふ事は少し考證を要する。當時の事を記錄した百練抄に依つて見ると、永暦元年の二月二十日には、權大納言經宗、別當惟方が禁裏中に於て逮捕せられ、三月十一日には二人共流刑に處せられてゐるが、これは後白河院が清盛に御命令のあつた結果である。又應保元年の九月十五日には右少辨時忠已下の者が解職されてゐるが、これは其妹が

上皇の皇子を生んださ云ふ喧ましい評判があつたからである。又同じ二十八日にも右馬頭仲隆、左中將成親以下、上皇近習の人々が解職されてゐる。斯う云ふ風で互に双方からのお手入れが行はれた結果は、遂に風聲鶴唳をまで生むに及んで、翌應保二年の五月八日には能登守重家が、院の方で雅頼邦綱の二人をお召籠になるぞさいふ風説を云ひふらした爲に解職され、六月二十三日には、資賢、通家、時忠、範忠等、院方の人々がお上を賀茂社で呪詛したさいふ風説があつた爲に、流刑に處せられてゐる。これでは事務が手につかなかつたのも無理ではない。百練抄に「凡ソ御在位ノ間、天下ノ政務一向ニ執行ヒ、上皇ニ奏セズ、關白ニ仰セ合ハサル許リナリ」さあるのさ照合して、何さなく領かれるさころがある。

此事天下に於いて、異なる詔旨なれば、公卿僉議ありて、各意見をいふ。先づ異朝の先蹤をこぶらふに、震旦(19)の則天皇后(20)は、唐の太宗の后、高宗皇帝の繼母なり。太宗崩御の後、高宗の后に立ち給ふこさあり。それは異朝の先規たる上、別段の事なり。然れごも我朝には、神武天皇より以來、人皇七十餘代に至るまで、未二代の后に立たせ給ふ例を聞かずさ、諸卿一同に訴へ申されたりければ、上皇も然るべからざるよし、拵へ申させ給へごも、主上仰せなりけるは、「天子に父母なし(21)我十善の戒功(22)によりて、今萬乘(23)の寶位を保つ。是程のこさ、などか叡慮(24)に任せざるべき」さて、やがて御入内の日、宣下せられける上は、上皇も力及ばせ給はず。

奥にあつたさいふこさから來てゐる。

(15)高力士……陳鴻の「長恨歌傳」に「詔高力士潛搜外宮」とある。高力士は唐の玄宗皇帝の宮臣で右監門將軍さして内侍省の事を司り、非常に勢力があつた。

(16)大宮……皇后の宮さ稱し奉るに對して皇太后、太皇太后を大宮さ申上げる。

(17)ほにあらはる……普通には、心中の思が自然に外貌に現はれるこさであるが、こゝでは積極的に露骨に表現するこさである。

(18)宣旨……勅旨を宣傳する公文書の一体樣である。職員令の義解に「侍從、令ヲ宣ズル也」さある。即ち第一段に於て勅旨は内侍から職事藏人に傳へられ、第二段に於て職事藏人之を公卿詰所の上卿に傳へ、第三段に於て上

卿之を外記に傳へて其の勅旨を文書に書現して宣下するのが一般の順序である。又、特に辨官に命じて、辨官が史官に書かせる、ともある。其外に内侍が直接に口頭で仰せて傳へる内侍宣の形式もある。

(19)震旦。印度人が支那の事を斯く呼ぶのである、樓炭經に「葱河以東ヲ名ケテ震旦ト爲ス、日初メテ出デ東隅ニ耀クヲ以テ、故ニ名ヲ得ル也」とある。別に「日東隅ニ出ヅ、其色丹ノ如シ故ニ眞丹ト名ク」といふ説もある。

(20)則天武后。并州文水の人で、元來下賤の生れである。唐の大宗の時に才人、即ち三夫人外の宮女となつたが、其閒に高宗の寵を得て、高宗の立つや、遂に九嬪の一たる昭儀となり、轉じて皇后となつた。

(21)天子父母なし　北史に清河王の言として「天子に父無し」とある。

大宮かくと聞しめされけるより、御涙に沈ませおはします。先帝に後れ參らせにし久壽の秋のはじめ、同じ野原の露とも消え、家をも出で、世をも遁れたりせば、今かゝる憂き耳(22)をば聞かざらましぞ、御歎ありける。父の大臣、こしら(23)へ申させ給ひけるは、「世に從はざるを以て、狂人とすと見えたり。既に詔命を下さる、仔細を申すに所なし。只速に參らせ給ふべきなり。もし皇子御誕生あつて、君も國母といはれ、愚老も外祖と仰がるべき瑞相にてもや候ふらむ　是偏に愚老

通釋　此の事は、實に異樣な詔旨で、見方によつては天下の重大問題であるから、公卿たちが會議を開いて、色々之に對する意見を陳べた。そこで第一番に外國の先例を考へて見るのに、支那の則天武后は、唐の大宗のお后で、高宗皇帝には繼母である、然るに大宗崩御の後は、高宗の后にお立ちになつてゐる事實があるが、それは外國の先例である上に、特別例外の場合である。我が日本に於ては、神武天皇以來、人皇七十餘代の今日になるまで、一人のお方が二代のお后にお立ちに成つた例を聞いた事がない、といふので、決議に加はつた諸公卿一同の名を以て、上皇に此の事を上訴された。それで上皇も、天皇の今度の仰はお宜しくないと云ふ事を、宮中へ申してお遣りになつたが、お上が仰せられたには、「天子には父母がないと申します。私は前生に十戒を守つた功德で、今では皇位に即いて居ります、何のこの位の事が、私の自由意思で決行されないことがあるものですか」と仰やつて、間もなく御入内あるべき日を、公式に宣言せられたので、其の上は上皇のお力でもどう遊ばすことも出來なかつた。

をたすけさせましますご孝行の御至なるべし」と、漸々にこしらへ申させ給へども、御返事もなかりけり。大宮その比、なにとなき御手習(27)の序に、

うきふしにしづみもやらで河竹の世にためしなき名をやながさむ

世には如何にして洩れけるやらむ、あはれにやさしき例にぞ、人々申しあはれける。

【通釋】 大宮は其の事をお聞きになつて以來、泣沈んでばかりいらつしやる。先帝のお亡くなりになつた久壽二年の初秋の頃に、一緒に死んで同じ野原に埋められるか、さもなくば出家遁世をしてゐたら、今になつてこんなイヤな事を聞くことはあるまいにとお歎きになつた。父君の右大臣が、それを見ておなだめ申されたには、「時世に伴はない者は氣違ひだと昔から云うてあります。既に勅命を下された以上、彼是と理窟を云つてゐることはない、只急いで入内される外はない。若し皇子樣でも御誕生になれば、あんたも國母として尊敬されるし、此の老人も外祖と仰がれるわけで、云はゞ其の瑞相であるかも知れない。さすれば此の老人を助けて下さる孝心の行ひとしてこれに上越す事はないでせう」と段々申されたが、一言のお返事もなかつた。大宮が其の時分に、何といふ事もなく、いたづら書を遊ばした序に

うきふしに沈みもやらで河竹の世にためしなき名をや流さむ

とお記しになつたのが、世間へはどうして漏れたのだらう、感じ入つたやさしいお心だといつて、人々はそれを例に引いて御同情申し合つた。

(21)十善の戒功　十善とは十戒(廿三頁35參照)を守つて、之を犯さないことをいふ、十善を保つた者は其功德によつて來世は帝王に生れるといふ佛說があるのだ。

(23)萬乘の寳位　皇位のことをいふ、「乘」とは兵車にいふ事で、兵車を出す國を萬乘の國、其の國の主を萬乘の主と稱する。

(24)叡慮　天子の思召である、叡は「明らか」「通ずる」の意。

(25)憂き耳　いやな事の意。耳を聞くとは「……事を耳に聞く」である。

(26)こしらふ　言ひこしらへること、理由を作り構へてなだめすかすこと。

(27)御手習　今日の觀念でいふ習字ではない何となくイタヅラ書きのことである。

既に御入内の日にもなりしかば、父の大臣、供奉の上達部①、出車②の儀式など、心ことに奉らせ給ひけり。大宮物憂き御出立なれば、とみにも奉らず、遙に夜更け、さ夜も半になりて後、御車に扶け乗せられさせ給ひけり。御入内の後は、麗景殿③にぞまし〳〵ける。されば、ひたすら、朝政を勸め申させ給ふ御様なり。彼の紫宸殿の皇居には、賢聖の障子④を立てられたり。伊尹、第五倫、虞世南、太公望、角里先生、李勣、司馬、手長、足長⑤、馬形の障子⑥、鬼の間⑦、李將軍が姿を、さながら寫せる障子もあり。尾張の守小野道風⑧が、七回賢聖の障子と書けるも、理とぞ見えし。かの清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡⑨が書きたりし、遠山の有明の月もありとかや。故院の未幼主⑩にてましませしそのかみ、何となき御手まさぐりの序に、かきくもらかさせ給ひたりしが、ありしながらに、少しも違はせ給はぬを御覧じて、先帝のむかしもや、御戀しう思し召されけむ。

思ひきや憂き身ながらにめぐり來ておなじ雲居の月を見んとは

その間の御なからひ、いひしらず、哀にやさしき御事なり。

[illegible] 最早豫定の御入内の日にもなつたので、父君の右大臣は、お供をして行く公卿たちや、出し車の儀式やなんかを、特別念入に御準備申されたが、大宮にとつてはお心の進まぬ御出門であるので、急に乗らうとも遊ばさない。すつかり夜が更けて、夜中近くになつて

(1)上達部・・・公卿と云ふのと同じ事である。三位以上、關白以下をいふ。

(2)出車・・・車の簾の下から、わざと女房の華やかな袖口など押出したやうにしてある装飾車のことである。儀式の時にする。

(3)麗景殿・・・大内裏の宮中の一殿舎である、弘徽殿と東西に向ひ合つてゐる、皇后、中宮、女御等の専らお入りになる所である。

(4)聖賢の障子・・・賢聖の障子「ケンジヤウノサウジ」と云ふのが正しい。紫宸殿内の北側にある襖で、宇多天皇の御時に畫かれたといふ。龜と犬とを畫いた戸を中にして、左右各四間、階毎に四人宛を配して支那三代から唐までの賢聖三十二人、即ち東から算へて(1)馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵(2)諸葛亮、蘧伯

から、侍女たちに扶けられて、やつとお車にもお召しになつた。御入内になつてからは、麗景殿においでに成つた。さういふわけだからお上にも、只もう御政治向に御精勵遊ばす事ばかりをお勸め申されるといふ御有樣である。あの紫宸殿の皇居には聖賢の障子が立てられてある。それには伊尹や第五倫、虞世南、太公望、角里先生、李勣、司馬などの像が畫かれてゐる。又清涼殿には、手長足長の畫を描いた障子や馬形の障子があるし、鬼の間には、李將軍の姿を其のまゝに描き出した障子もある。尾張守だつた小野道風が、七度まで賢聖の障子の銘を書いたのも、尤もだと思はれた。又同じ御殿の畫圖のお障子には、昔金岡が描いた遠山に有明月の畫もあるとかいふ事である。故近衞院がまだ御幼年の天皇でいらつした當時、何と云ふことなしに御手いたづらを遊ばした時に、なぞつてお汚しになつた痕が、其のまゝ少しも消えずにあるのを御覽になつて、昔御在位の時の事でも戀しく思召したのであらうか、

思ひきやうき身ながらにめぐり來ておなじ雲ゐの月を見むとは

と遊ばされた。御夫婦仲の御情愛として、何とも云へないシンミリしたお優しい御事である。

玉、張良、第五倫(3)管仲、鄧禹、子産、蕭何、(4)伊尹、傅説、太公望、仲山甫、西から算へて(1)李勣、虞世南、杜預、張華(2)羊祜、揚雄、陳寔、斑閎(3)桓榮、鄭玄、蘇武、倪寛(4)董仲舒、九霧、賈誼、叔孫通の像が畫いてある。時代については陽成天皇説もある。

(5)手長足長・これは清涼殿の弘廂にある。荒海障子の畫である。一條天皇以來のものだといふ。

(6)馬形障子・これも清涼殿にあつた。朝餉間に立てられてあつた。表は放れ馬、裏は打毬者の乘つてゐる馬の畫である。

(7)鬼間・鐘馗が鬼を斬つてゐる圖を南壁に畫いてある間である。

(8)尾張守小野道風・小野篁の孫である。日本三蹟の一人で草書を以て聞こえてゐる。康保三年、七十一で死んだ。七回賢聖の障子云々とは、聖賢の像に小野道風が七度銘をかいたことで、道風の申文に其の事を自ら認めてあるといふ。

(9)金岡・巨勢の金岡である。光孝宇多兩天皇に仕へて、畫筆を揮つた。馬形の障子は此の人の筆であるが、夜々其の畫の馬がぬけ出でゝ、萩の戸の萩を食つたと云はれる。

(10)幼主・幼い國主の意、こゝでは故近衞院が御幼年で、皇位にあらせられた時の御事である。御三歳の十二月に御即位、御十七歳の七月に崩ぜられた。

八、額打論

さる程に、永萬元年①の春の比より、主上御不豫②の御事と聞えさせ給ひしが、同じき夏の初にもなりしかば、事の外に重らせ給ふ。是によつて、大藏の大輔③伊岐の兼盛④が女の腹に、今上一の宮⑤の、二歳にならせ給ふがまし／＼けるを、太子に立て參らせ給ふべしと聞えし程に、同じき六月二十五日、俄に親王の宣旨⑥蒙らせ給ふ。やがてその夜受禪⑦ありしかば、天下何となう、あわてたる樣なりけり。その時の有識⑧の人々申しあはれけるは、先づ本朝に、童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歳にして、文德天皇の御讓を受けさせ給ふ。それは彼の周公旦⑨の成王に代り、南面⑩にして、一日萬機の政⑪を治め給ひしに擬へて、外祖忠仁公⑫、幼主を扶持し給へり。是ぞ攝政のはじめなる。鳥羽の院五歳、近衞院三歳にて踐祚⑬あり。彼をこそいつしかなれと申しゝに、是は二歳にならせ給ふ。先例なし。物騷がしさもおろかなり。

【通釋】さういふうちに、永萬元年の春時分から、お上は御不快でいらせられるといふ事であつたが、其の年の夏の初めになると、特別御重篤の御模樣に拜せられた。そこで大藏の

（1）永萬元年　一八二五年。

（2）不豫　豫は「安」「樂」又は「悦」の意で、不豫は心悦ばず又樂まざること、即ち不快であること。一般に人の病氣であることをいふ。之を王者の事に云つた例は孟子の梁惠王下に「吾王不豫」とある、二條天皇御不豫の事は、永萬元年六月七日祇園神輿の渡御に天皇御不豫のため他所にをさせ給ふ事が出來ぬので、神輿は皇居を避けて新路を行かれたとある。そして二十五日には御危篤に陷らせられてゐる。

（3）大藏大輔　大藏省の次官で、正五位下相當官。

大輔伊岐の善盛の娘の腹に、お上の第一皇子で當年お二つに成らせられるお方がいらつしたのが、皇太子にお立てになる筈だと傳へられてゐるうちに、其の六月の二十五日になつて急に親王の宣旨をお受けになると直ぐ其の晩に皇位をお受けになつたから、世間では何となく周章てた樣子であつた。で、當時の博識の人達が云ひ合はれたには、先づ我が國での少年帝王の先例を調べて見ると、清和天皇が御九つで、文德天皇の御讓位をお受けになつた。其の時には、あの支那の周公旦が、成王に代つて王座に着いて、萬機の政治をせられたのに倣つて、外祖 の忠仁公良房が、御幼少の天皇を御輔佐になつた。これが日本最初の攝政である。近くは鳥羽院が御五つ、近衞院が御三つで皇位を踐ませられた。それでさへ前途遙遠だと申したのに、今度はまだお二つにしか成らせられないので、先例にも何にもない事であると、物論の囂々たることは騷がしいと云つてもまだ足らない程である。

さる程に、同七月廿七日、上皇遂に崩御なりぬ。御歲二十三、蕾める花の散れるが如し。玉の簾、錦の帳の內、皆御涙に咽ばせおはします。やがてその夜、香隆寺⑭の艮、蓮臺野⑮の奧、船岡山⑯に斂め奉る。御葬送の夜、延曆⑰、興福⑱兩寺の大衆⑲、額打論といふ事をし出して、互に狼藉⑳に及ぶ。一天の君崩御なりて後、御む所㉑へ渡し奉る時の作法は、南北二京㉒の大衆悉く供奉して、御む所の廻に、我寺々の額をうつことありけり。先づ聖武天皇の御願㉓、爭ふべき寺なければ、東大寺㉔の額を打つ。次に淡海公㉕の御願とて、興福寺の額を打つ。北京には、興福寺に向へて、延曆寺の額を打つ。次に天武天皇の御願、敎待和

(4)伊岐乘盛　善盛の誤。

(5)一の宮　第一王子順仁、百錬抄に、「永萬元年六月廿七日、於關白第、定立太子事、(注略)繼母中宮育子爲子、廿五日讓位於第二親王順仁(二歳)先雖可有立坊、依主上御不豫危急、俄有此儀、二歳例今度始之」とある、

(6)親王の宣旨　親王たることの勅宣、今日は皇子は當然親王たると共に、皇子以外に親王はないことに皇室典範で定められてあるが、昔は皇子たちと雖も、親王の宣旨がなくば親王とは稱せられず、諸王の御子でも、宣下があれば、親王となられたのである。

(7)受禪　禪讓を受けられること。禪讓も讓も共にユヅルである。

(8)有識　イウショクと讀む、朝廷の儀典並に各種の藝術に博く通

尙㉖、知證大師㉗の創造こて、園城寺㉘の額を打つ。然るを山門㉙の大衆、いかゞ思ひけむ、先例を背いて、東大寺の次、興福寺の上に、延暦寺の額を打つ間、南都の大衆、こやせまし斯うやせましさ僉議する所に、爰に興福寺の西金堂衆㉚觀音房、勢至房こて、聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音房は、黒糸威㉛の腹卷に白柄の長刀㉜くきみじかに取り、勢至房は、萠黄威の鎧着、黒漆の大刀㉝持つて、二人つこ走り出で、延暦寺の額を切つて落し、散々に打ち割り、「うれしや水、鳴るは瀧の水、日は照るこも、絶えずこうたり」こはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

〔評〕　さうかうするうちに、其の七月二十七日に、二條上皇は遂に崩御せられた。お年はまだ御二十三で、花なら蕾のうちに散つたやうなものである。美しい御簾の奥や、錦の御几帳の内らでは、御寵愛の御婦人方が皆涙にむせていらつしやる。御遺骸は直ぐ其の晩、香隆寺の東北、蓮臺野の奥に當る船岡山へ御斂葬申上げる。其の御葬式の晩に、京都の延暦寺さ奈良の興福寺さ二つの大きなお寺の衆徒たちが、額打論さ云ふ事をやり出して、互に亂暴をした。それはいつでも天皇が崩御せられてから、御墓所へお送り申上げる時の式作法さしては、南北二都の衆徒がすつかり揃つてお供を申して、御墓所の周圍に、各自の寺の額を掲げるさいふ慣例があつた。先づ一番には聖武天皇の御願寺さして、これは議論のない所であるから、東大寺の額を掲げる。次には淡海公藤原不比等の御願寺さして、南

逢してゐる貴紳の事、後に有職さも書いた。

(9)周公旦。職原抄に「周ノ成王幼ニシテ位ニ卽ク、叔父周公旦政ヲ攝ス、是今ノ攝政ノ儀ナリ……周公旦霍光ヲ以テ濫觴ト爲ス」さある。

(10)南面。南向きの事、天子は皆南面された、これは陽を貴ぶからの事である。之に對して臣は北面する。

(11)萬機。政。機さは樞機のこさである。其の機の要するこさが頗る多いから萬機さいふのである。

(12)忠仁公。藤原良房、太政大臣

(13)踐祚。天皇が現實に皇位を繼承せられるこさである。之に對して、皇位繼承の事實を天下に布告せられる形式が卽位禮で、之を卽位さ稱する。

(14)香隆寺。聖德太子

都興福寺の額を掲げる。又京都の寺々としては、興福寺に對して延暦寺の額を掲げる。次には天武天皇の御願寺であり、敎待和尙、智證大師再興の寺として、園城寺の額を掲げるのである。ところが此の二條天皇御葬送の時には、延暦寺の衆徒たちが、何と心得違ひをしたものか、先例を破つて東大寺の上位の所へ、自分の寺の額を掲げたので、南都側の衆徒たちは、どうしたものだらうと云つて、やかましく議論をしてゐると、此の時興福寺の西金堂の住僧で、觀音房といふのと、勢至房といふのと、どちらも評判の高い二人の勇猛な僧侶があつた。觀音房の方は、黑糸縅の腹卷に、白い柄のついた長刀の根元に近いところを握り、勢至房の方は、萌黃縅の鎧をつけ、黑づくめの太刀を持つて、二人がつゝと走つて出るや否や、忽ち延暦寺の額を切落して、こな〳〵にたゝき割つて、「うれしや水、鳴るは瀧の水、日は照るとも絶えず、とう〳〵たらり」と囃しながら、南都側の衆徒が大勢ゐる中へ引上げた。

開基の寺、今も京都府愛宕郡野口村にある眞言宗新義派の別格本山、上品蓮臺寺がそれで、宇多法皇再興の古名刹である。

(15)蓮臺野。洛北七野の一である。曾て上品蓮臺寺又九品三昧院とも云はれた香隆寺のあつた所である。山城國愛宕郡野口村の內である。

(16)船岡山。京都市の北郊、愛宕郡大宮村紫野の西に望まれる船形の山である、附近に古塚が多くある、古來の火葬場であつた。二條天皇を葬り奉つたのは、其附近の衣笠村大字小北山の御陵である、世に之を香隆寺陵と稱する。蓋し香隆寺三昧堂の所在地だからである。

(17)延暦寺。京都の比叡山のことである、天台宗の總本山である。

(18)興福寺。奈良市にあつた大寺・今は僅に其一部の廢址を留めるのみである。法相宗の大本山。

(19)大衆。いはゆる衆徒のこと、諸寺の請僧のこと。

(20)狼藉。物の縦横に散亂してゐること、通鑑演義によると、狼が草を藉いて寢たあとの散亂してゐることから來てゐるので、即ち亂暴の結果をいふのである。杯盤狼藉などは其の好個の用例である。しかし今日は其の原因たる行爲に遡及しても云ふ。

(21)御むし所。御墓所。bu は mu 及び mo に通ずるのが定則である

(22)南北二京。奈良を南都と稱するに對して京都を北京と稱へるのである。

(23)聖武天皇の御願　天皇が天平十五年十月十五日、大願を發して東大寺の廬舍那佛の金銅像を創建せられんと思召したことをいふ。

(24)東大寺　南都七大寺の一で、今大佛の殘つてゐる寺である、華嚴宗の總本山。

(25)淡海公　藤原不比等のことである、和銅三年、山科寺を奈良に移して興福寺と改稱した。

(26)教待和尙　天安二年圓珍が叡山から新羅、山王の二神を奉じて來るまで寺務を總理した人。

(27)智證大師　圓珍のことである、元延曆寺の僧であつたが、仁壽三年七月入唐して天安二年に歸朝し、園城寺を再興して、貞觀元年工事の完成と共に灌頂壇を開いた。

(28)園城寺　天武天皇の五年に、大友皇子の遺子、大友與多王によつて創建された寺、最初御井寺と云つたが、今日には三井寺と稱へられてゐる、天台宗寺門派の本山である。

(29)山門　比叡山延曆寺のこと、之に對して三井寺のことを寺門といふ。

(30)興福寺の西金堂　金堂は今日の言葉でいふ本堂である、興福寺には金堂が三つあつた、中央にあるのが不比等創建の金堂で本尊は釋迦如來、其東にあるのが、神龜三年聖武天皇御創建　東金堂で、本尊は藥師如來、南圓堂の北にあつたのが不比等の建立した西金堂で、本尊は丈六の釋迦像である。

(31)黑糸威　黑い糸で札を綴ぢた鎧。

(32)長刀　長く反つた幅廣の刀に長い柄を附けて、敵を薙拂ふためにした武器。

(33)黑漆の太刀　黑太刀又は黑裝の太刀といふのも同じ物である。鞘を黑漆で塗り、柄も黑い鮫皮で作り、鐔も同じく黑く塗り、金具に赤銅を用ゐたものである。

九、淸水炎上

山門の大衆、狼藉をいたさば、手向ずべき所に、心深う狙ふ方もやありけむ、一言も出さず。帝崩れさせ給ひて後は、心なき草木までも、皆憂へたる色にこそあるべきに、この爭闘のあさましさに、貴きも賤しきも肝魂を失つて、四方へ皆退散す。同二十九日の午の刻ばかり、山門の大衆夥しう下洛(1)すと聞えしかば、武士檢非違使、西坂本(2)に行き向つて防ぎけれども、事ともせず押し破つて亂入す。又何者の申し出したりけるやらむ、一院(3)、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと聞えしかば、軍兵、内裏(4)に參じて、四方の陣頭(5)を固めて警護す。平氏の一類、皆六波羅へ馳集まる。一院も急ぎ六波羅へ御幸(6)なる。淸盛公その時は未大納言の右大將(7)にておはしけるが、大に恐れさわがれけり。小松殿(8)、「何によつて、只今さる御事候ふべき」と、鎭め申されけれども、騷ぎのゝしること夥し。されども山門の大衆、六波羅へは寄せずして、そゞろ(9)なる淸水寺(10)に押し寄せて、佛閣僧房、一宇も殘さず燒き拂ふ。是は去んぬる御葬送の夜の會稽の恥(11)を淸めむがためとぞ聞えし。淸水寺は、興福寺の末寺たるによつてなり。

(1)下洛　日本の都たる京都を支那の都たる洛陽に比して、叡山から京都へ下りて來ることを下洛と云つたのである。
(2)西坂本　比叡山の西麓、京都に向いた下り口。
(3)一院　後白河法皇
(4)内裏　皇居の別稱
(5)四方の陣頭　陣とは公卿詰所のことで、四方の陣とは朔平門の北の陣、南三門の各陣、東は建春門内の左衞門陣、西は宜秋門内の右衞門陣を云ふ。即ち其各陣前を警戒したのである。
(6)御幸　天皇の御いでましを行幸といふのに對して上皇、法皇、女

清水寺燒けたりけるあした、「觀音火坑變成池(12)は如何に」さ、札に書きて、大門の前にぞ立てたりける。次の日、又「歴劫不思議(13)力及ばず」さ、返しの札をぞ打ちたりける。


興福寺の方では延暦寺側の衆徒が、若し意趣返しに亂暴でもしかけるやうだつたら敵對するツモリで待構へてゐるさ、何でも大分奥底の深い計畫でもあるのださ見えて、一言も云はないで靜まり返つてゐた。假初にも天皇陛下がおかくれになつたのであるから、非情の草や木までも皆憂愁に沈んでゐるべき時であるのに、此の淺ましい喧嘩騷ぎなので、高貴な身分の人も下賤な者も、皆魂げかへつて四方へ退散した。其の月二十九日の正午時分に延暦寺の衆徒が大勢で下山して京都へ亂入するさいふ風聞があつたので、武士たちや、撿非違使の者どもが、西坂本まで出張つて行つて、防戰したが、テンで問題にしないで、防禦線を突破して亂入した。又何者が云ひ出したのだらうか、後白河院が延暦寺の衆徒に御内命をお下しになつて、平家を征討させられるさいふ噂があつたので、軍隊は皇居へ參集して、四方の陣々の前を固めて警戒するし、平氏の一族一類は、皆六波羅邸へ馳け集まつた。後白河院も急いで六波羅の清盛邸へ御幸になつた。清盛公は當時はまだ大納言の右大將でいらつしたが、大層恐かつて大騷ぎをされた。御子息の小松殿がその樣子を見て、何だつてそんな事があるものですか、さ父君のお氣をお鎭め申さうさせられたが、矢張やかましく騷ぎ立つてばかりいらつしやる。しかし延暦寺の衆徒は六波羅邸へは押寄せて來ないで、何の關係もない清水寺へ押寄せて、佛殿から僧房まで一棟も殘さず綺麗に燒拂つた。これは此の前の御葬式の晩の會稽の耻をそゝがむが爲であつたさ云ふ話であつた　清

院の御出ましさいふ。

（7）大納言の右大將。大納言兼右大將であること、然し清盛は大將を經ないのであるから何かの誤りであらう。

（8）小松殿、京都の八條の北、堀河の西、小松谷さいふ所に、邸を持つてゐた平重盛のこさ。山槐記に「治承三年六月二十一日戊申、入道内府御惱猶重：：法皇密々有レ臨二幸彼第小松一」さある。

（9）そゞろ。そゞろは「漫」又は「坐」の字を當てるが、こゝは漫の字の方が適切であらう。

（10）清水寺。清水寺、洛東清水寺である、法相宗並に眞言宗の寺で、興福寺の末寺に屬してゐる。延暦二十四年坂上田村麿が創建したところで本尊は十一面觀世音菩薩である。寺傳では寶龜十一年に圓珍の建立したものださしてゐる清水寺燒亡の事は、百

水寺はあの晩に延暦寺の額札をたゝき割つた興福寺の末寺だからである。そんなわけで清水寺が焼けた翌朝の事、何者がした事か大門の前に、「觀音火坑變成池はどうしたんだい」と木札に書いて立てた者があつた。すると其の翌日、又、「フン歷劫不思議だ仕方がないわい」と返事の札を出した。

衆徒歸り上りければ、一院も急ぎ六波羅より還御なる。重盛の卿ばかりぞ、御送には參られける。父の卿は參られず。猶用心のためかとぞ見えし。重盛の卿、御送より歸られければ、父の大納言宣ひけるは、「さても、一院の御幸こそ、大に恐れ覺ゆれ。豫ても思しめし寄り、仰せらるゝ旨のあればこそ、かうは聞ゆらめ。それにも猶打ち解け給ふまじ」と宣へば、重盛の卿申されけるは、「此事努々、御けしきにも、御言葉にも出させ給ふべからず。人に心附け顏に、中々惡しき御事なり。是につけても、能く〱叡慮に背かせ給はで、人の爲に御なさけを施させましまさば、神明三寶⒀加護あるべし。さらむに取つては、御身の恐候ふまじ」とて立たれければ、「重盛の卿はゆゝしう、おほやうなるものかな」とぞ、父の卿ものたまひける。


衆徒が引返して又山へ上つたので、後白河院も急いで六波羅から御所へ御還りになる。お送りには重盛卿だけが參られた。父君清盛卿は御不參である。これは矢張まだ院樣に對しての用心のためかと思はれた。重盛卿がお送り申して歸られると、父の大納言が仰

續抄に「永萬元年八月九日、延暦寺僧下洛、燒拂清水寺、是二條院御葬禮夜、諸寺念佛僧群參之時、興福寺僧打破延暦寺額板之故云々」とある。

(10)會稽の恥 支那で越の王の勾踐が、吳王夫差の軍に會つて、會稽山に包圍され途に降服して屈辱的和約を結んだ。之を會稽の恥といふのである。

(11)觀音火坑變成池 法華經普門品の中にある偈の文である。觀世音を念じたならば其力に依つて猛火の坑穴も忽ち變じて冷水を湛へた池と成るとの意。

(12)歷劫不思議 これも同じ經典にある。觀音の御利益は億萬年を歷ても分らない思議すべからざる力であるとの意。

(13)三寶 佛、法、僧の三つをいふ。

やつたのには、「さてさて、一ノ院がこゝへ御幸になつたのには恐怖を感じた。前々からさういふ思召があつて、口へ出しても仰せられた御趣旨があつたればこそ、あゝいふ噂も立つたのだらう、何にしてもまだ警戒しなければならないよ」とのお言葉であつたので、重盛卿はそれを制して、「決してそんな事をお顔色にもお口にもお出しになつてはいけません。人の注意を惹くやうな事を仰やるのは、結局お爲によろしくない事です。これにつけても能く能く氣をつけて陛下の思召に背かないやうにして、人の爲に情をおかけになりましたら、神樣も佛樣もお守り下さるでせう。さうさへ成れば、何もお恐がりになることは御座いますまい」と申してお立ちになつたので、「重盛卿は恐ろしく大樣なものだなア」と父の卿も仰やつた。

一院還御のゝち、御前に疎からぬ近習者達、數多候はれけるに、「さても不思議の事を申し出したるもの哉。露も思し召しよらぬものを」と仰せければ、院中の切者(1)に西光法師(2)といふ者あり。折節御前近く候ひけるが、進み出でゝ、「天に口なし、人を以ていはせよと申す。平家以ての外に過分に候ふ間、天の御はからひにや」とぞ申しける。人々、「この事よしなし。壁に耳あり(3)おそろし〳〵」とぞ、各さゝやきあはれける。


後白河院は御所へお還りになつてから、御前にはお親しい近侍の人達ばかり大勢參候してゐられたところで、例の噂の事をお言出しになつて、「それにしても合點の行かぬ事を言出したものだな。朕は平家追討なんて事を少しも考へつきはしないのに」と仰せられ

(1)切者　今俗に「切れ者」といふのとは少し意味が違ふ、こゝでは權威のある人、幅の利く人といふこと。
(2)西光法師　傳記はよく分らない。
(3)壁に耳あり　詩經鄭箋には、「耳屬レ垣」とあつて、「人將ニ耳ヲ壁ニ屬ケテ之ヲ聽ク者アラントス」とあり事文類聚にも「垣亦有レ耳」とある

ると、院の御所中で一番幅の利く人に西光法師といふ者があつた。其の時もちやうど御前近くにゐたが、進んで出て、「天に口なし人を以て言はしむと申します、平家は以ての外に分に過ぎた事を働きますから、天の御計らひかも知れません」と申した。居合はせた人々はそれを聞いて、「そんなつまらぬ事を云つてはいけない、壁に耳ありだ、恐い恐い」と、銘々囁き合はれた。

さる程に、其年は諒闇(1)なりければ、御禊(2)、大嘗會(3)も行はれず。建春門院(4)、その時は未東の御方と申しける、その御腹に、一院の宮の五歳にならせ給ふがましましけるを、太子に立て參らせ給ふべしと聞えし程に、同十二月二十四日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。明くれば改元ありて、仁安(5)と號す。同年の十月八日の日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひし皇子、東三條(6)にて春宮(7)に立たせ給ふ。春宮は御伯父六歳、主上は御甥三歳、何れも昭穆(8)に相適はず、但し寛和二年(9)には、一條院七歳にて御即位あり。三條の院十一歳にて春宮に立たせ給ふ。先例なきにしもあらず。主上は、二歳にて御讓を承けさせ給ひて、僅五歳と申しゝ二月十九日に、御位をすべりて、新院とぞ申しける。未御元服(10)もなくして、太上天皇(11)の尊號あり。漢家、本朝、これや初ならむ。仁安三年三月二十日の日、新帝大極殿(12)にして御即位あり。此君の位に即かせ給ひぬるは、いよ／\平家の榮花とぞ見えし。國母建春門院と申すは、入道相國の北の方、八條の二位殿(13)の御妹

(1)諒闇。天皇が御父又は母の喪に服させ給ふ間を諒闇と稱する、諒は「マコト」闇は「沈默」の意で、其の間は天皇、政を聞召さず誠意を以て謹慎緘默しておいでになるのである。

(2)御禊。ゴケイとよむ、ミソギである。大嘗會を行はせられる前十月中旬、天皇親しく河に至つて御ミソギを遊ばされ、御身を淸めさせられる。其の河は一定してゐなかつたが仁明天皇以後京都の鴨河で行ふことを慣例とした。

(3)大嘗會。御即位禮のある年の十一月上の卯、又は中の卯の日に

なり。又平大納言時忠の卿と申すも、此女院の御兄なる上、内の御外戚(15)なり。内外につけて、執權の臣(16)とぞ見えし。其比の叙位。(17)除目(18)と申すも、偏にこの時忠の卿のまゝなりけり。楊貴妃(19)が幸ひし時、楊國忠(20)が榮えしが如し。世のおぼえ、時の綺羅めでたかりき。入道相國天下の大小事をのたまひあはせられければ、時の人、平關白とぞ申しける。

【新譯】 さうかうするうちに、其の年は諒闇の事だつたから、御禊も大嘗會もなかつた。後に建春門院と云はれた平滋子は、其の時はまだ東の御方と申した。其のお腹に後白河法皇の皇子の、お五つに成らせられるお方がいらつしたのを皇太子にお立てになるだらうといふ噂があつたうちに、其の年の十二月二十四日、急に親王の宣下をお受けになる。年が明けると年號が改まつて、仁安と稱する。其の元年の十月八日の日に、去年親王の宣下をお受けになつた皇子が、東三條殿で東宮にお立ちになる。東宮は陛下の御伯父君で當年お六つ、陛下は其の御甥でお三つである。どちらから見ても昭穆の順位には反してゐる。但し寛和二年には一條の院がお七つで御即位あらせられ、三條の院がお十一で東宮にお立ちになつたことがあるから、必ずしも先例のないことでもない。今の陛下はお二つで先帝からお位をお譲られになつて、たつたお五つと申上げた年の二月十九日に、御退位遊ばして、新院と申上げた。まだ御元服もなさらないで、もう太上天皇の尊號がある。こんな事は支那でも日本でもこれが初であらう。仁安三年の三月二十日の日に、新帝は大極殿で御即位遊ばされる。此のお方が御即位遊ばしたのは愈々平家の榮華を極める基だと思はれた。御

紀主基の兩殿に天照大神並に天神地祇を親祭せさせ給ふ禮典である。終つて三日間の大饗宴がある。

(4)建春門院・平滋子である、清盛の妻平時子の姉で、父は平時信である。後白河の女御で高倉天皇の御母、仁安元年十月二十一日從五位、二年正月二日女御、三年三月二十日皇太后、嘉應元年四月十二日院號、安元二年七月八日に薨じた。

(5)仁安・永萬元年八月二十七日に仁安と改まつた。そして一八二六年から一八二九年の四月七日まで三年足らず續いた。

(6)東三條・三條の北、西洞院の西、烏丸の東に在た東三條內裏をいふ。烏丸御所ともいふ。大治元年の二月二日、濟家の邸を修理して白河法皇鳥羽上皇が住居

母儀の建春門院と申すのは、入道太政大臣の夫人たる西八條邸の從二位時子殿のお妹君である。又平大納言時忠卿と申すのも、此の女院の御兄君である上に、當代の天皇の御姻戚である。されば宮中でも外界でも、羽ぶりの利く權臣として誰の眼にも映じた。其の時分の叙位任官と云ふやうな人事行政も、只もう此の時忠卿の思ひ通りであつた。楊貴妃が玄宗皇帝に寵愛された時に、其の緣に繫がる楊國忠が榮達を極めたやうなものである。世間の人望、時代の花として、結構な事であつた。入道太政大臣は、いつも此の卿に、天下の大事も小事も相談されたから、當時の人は之を平關白と申した。

されて以來、久安五年には近衛天皇、保元二年七月には後白河天皇が何れも一時遷御あらせられた。

(7)春宮・・トウグウと訓む、皇太子のこと、今日の東宮である。支那の思想では東を春に配するから春宮ともいふ。令集解に「四時氣自レ東發、即春准レ之、故爲二東宮一、春宮其義無レ別也」とある、最初は御座所を東宮、役所を春宮坊と云つたが後世混同した。

(8)昭穆・・父子の順位のこと。支那の宗廟の制度では、中央に大祖の廟があつて、左は昭といつて父の廟、右は穆といつて子の廟である。

(9)寛和二年・・一六四六年。

(10)元服・・男子が成人となる禮であつて、昔は此の時初めて冠を戴き、成人の服を着した。元はハジメテといふ字で、初めて服をつけるといふことである。天皇に元服をおさせ申す役儀の者としては、加冠、理髪、能冠の三人がある。普通太政大臣が加冠即ち冠を着せる役、理髪は左大臣、能冠は内藏頭がするのが例である。

(11)太上天皇・・御先代の天皇を申上げる。

(12)漢家・・漢民族のダイナスチー即ち支那の朝廷。

(13)大極殿・・昔の大内裡八省院の正殿で、國家の儀式典禮はこゝに行はれ、天皇はこゝに出御あつて政務を見そなはせられた、ダイゴクデンと讀む、皇極天皇の四年に初められ、治承元年の燒亡以來全く廢絶した。

(14)八條・・二位殿・・西八條邸にゐる從二位時子。

(15)外戚・・今日の民法に所謂姻族に當る、血族外の親戚。

(16)執權の臣・・武家でいふ執權よりは遙に意味が輕い、羽ぶりのきく位のところであらう。

（17）叙位　五位以上の位階の勅授式、毎年正月五日に行はれた。

（18）除目　除目とは前官を除いて、新官を目録に書込むことで即ち任官の式である。これに國司即ち地方官を任命する縣召の除目と、内官即ち中央諸官廳の官吏を任命する司召の除目との二種がある外、別に臨時、祭、大嘗會卜定、坊官兼官、女官の各除目があつた。縣召の除目は春の正月十一日から十三日、司召の除目は秋に行はれた。

（19）楊貴妃　唐の玄宗皇帝の妃、歌舞に巧に、音樂に長じ、非常に玄宗に寵せられたが、至德元年、安禄山の亂に馬嵬で死んだ。

（20）楊國忠　楊貴妃の從祖兄。楊貴妃と前後して死んだ。

一〇、殿下の乘合

さる程に、嘉應元年(1)七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政をしろしめされければ、院内別く方なし。院中に近う召し使はれける公卿・殿上人、上下の北面(2)に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習にて、猶飽き足らで、「あつぱれ其人の失せたらば、その國はあきなむ、その人の亡びたらば、その官にはなりなむ」など、疎からぬどちは、寄り合ひ〳〵囁きけり。一院も内々仰なりけるは、「昔より代々の朝敵を平げたるもの多しといへども、未だ斯樣の事はなし。貞盛・秀郷(3)が將門を討ち、賴義(4)が貞任・宗任を亡し、義家(5)が武衡・家衡を攻めたりしにも、勸賞行はれしこと、僅受領には過ぎざりき。今清盛が、かく心のまゝにふるまふ事こそ然るべからね。これも世末になりて、王法(6)の盡きぬる故なり」とは仰なりけれども、序なければ御誡もなし。

【通釋】さうかうするうちに、嘉應元年の七月十六日に、後白河上皇は御出家遊ばされた。しかし御出家の後も、引續いて大政を御總攬遊ばされたから、院の御所も宮中も別に何の變りもない。院樣のお身近くに召使はれた公卿や殿上人から、上下の北面武士までも、皆其の分に過ぎる程の官位俸祿を戴いてゐた。しかし慾には限りのないのが人間一般の習

(1)嘉應元年　仁安四年(一一六九)四月八日に改元されて嘉應と云つた。

(2)上下の北面　院の御所を警衞する武士を北面と云つた。常に御所の北面に候してゐたからである。上下の階級があつて、上北面は四位五位の諸大夫、下北面は衞府所司の六位の官人が多かつた。北面はホクメンともキタオモテとも讀む。白河院が初めて設置された。

(3)貞盛・秀郷　貞盛は平貞盛、秀郷は藤原秀郷である。天慶の亂には此の兩人が平將門を討つた。

(4)賴義　源賴義。

(6)義家　賴義の子、後三年の役に清原武衡

性であるから、やつぱりそれだけでは滿足しないで、うまい工合にあの人が死んだら、あの國があくだらう、あの人がなくなつたら、あの椅子に有りつけようなど、、親友同士の間では、あつちでも寄り合ひ、こつちでも集つて、コソ〳〵と話合つてゐた。後白河院も内々で仰せられたには、「昔から代々朝敵を平定した者は澤山あるが、今までにこんな事はなかつた。貞盛や秀郷が將門を討つた時、賴義が貞任宗任を亡した時、義家が武衡家衡を攻め破つた時にも、其の論功行賞の結果は、僅に地方官に過ぎなかつた。今淸盛が、こんなに自分の勝手氣まゝに行動するのはよくない事だ。こんな事になるのも世が末になつて國法の威力が衰へたからだ」とは仰せられたが、機會がないので、格別御懲戒にもならなかつた。

平家も又、別して朝家を怨み奉らるゝこともなかりしに、世の亂れ初めける根本は、去嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男新三位の中將資盛(1)、その時は未越前の守とて、生年十三になられけるが、雪ははだれ(2)に降つたりけり。枯野の景色、まことに面白かりければ、若き侍共三十騎ばかり召し具して、蓮臺野や、紫野(3)、右近の馬場(4)に打ち出でゝ、鷹ども數多すゑさせ(5)、鶉・雲雀を追ひ立て追ひ立て、ひねもすに獵り暮し、薄暮に及んで六波羅へこそ歸られけれ。その時の御攝籙は、松殿にてぞまし〳〵ける。東洞院の御所(6)より御參内ありけり。郁芳門(11)より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊の御門を西へ御出なるに、資盛の朝臣、大炊の御門猪の熊にて、殿下の御出に鼻突に參りあふ。御供の人ども、

家衡を討つた。
(6)王法　佛法に對していふ、天皇の御政法のこと。

(1)新三位中將資盛　重盛の子、右中將になつたのは養和元年(一一八一)の十月二十九日、從三位に成つたのは壽永二年(一一八三)の七月三日である。仁安元年(一一六六)十二月三十日越前守に任ぜられた。嘉應二年が十三歲だとすると、九つで越前守になつたわけである。
(2)はだれ　はだらさ

「何者ぞ、狼藉なり。御出なるに、乗物より下り候へ、下り候へ」と、いらでけれども、餘に誇り勇み、世を世ともせざりける上、召し具したる侍共も、皆二十より内の若者どもなれば、禮義、骨法⑧辨へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮義にも及ばず、只驅け破つて通らむとする間、暗さは暗し、つや／＼⑨太政大臣の孫とも知らず、又少々は知りたれども、そらしらず⑩して、資盛朝臣を始として、侍共皆馬より取つて引き下し、頗る恥辱に及びけり。

【通釋】平家の方でも亦、特別に朝廷をお恨み申されるといふやうな事もなかつたのに、遂に世の中が亂れ初めた根本原因はと云ふと、去る嘉應二年の十月十六日の事、小松殿の次男で新に三位の中將となつた資盛卿が、其の當時はまだ越前守と云つて、取つて十三歳になられたが、雪は地面を斑に染めて降つてゐたし、枯野の景色が如何にも面白かつたので、若侍を三十人程つれて、何れも馬で、蓮臺野から紫野、右近馬場方面へ乗り出して、鷹を澤山伴れて行つて、鶉や雲雀を追ひ立て、追ひ立て、終日狩獵をして夕暮になつて、六波羅の邸へ歸られた。其の時の攝政は松殿基房公でいらつした。東洞院の御所から、參内せられたが、郁芳門からお入りになる筈で、東洞院を南へ、大炊の御門を西へおいでになると、資盛朝臣が、ちやうど其處へ歸りかゝつて來て、大炊御門猪熊の十字路で、殿下のおいでになるのと、パッタリ正面衝突をした。お供の人たちはそれと見ると、「何者だ、狼藉者め、殿下のお出でだぞ、早く乗物から下りろ、下りろ」とせき立てたが、資盛は餘りに一門の威勢に乗つて、世間を世間とも思はなかつた上に、伴れてゐた武士どもゝ、皆二十

もいふ、マダラの轉音である。HA—BA—MAの轉訛順序は國語に於て最も通有である。

(3)紫野　洛北愛宕郡大宮村の原野である、今大徳寺のある附近。

(4)右近の馬場　これも北野にあつた。右近衛府の競馬場の意。今の京都市上京區一條北、大宮通附近、北野天滿宮の所在地から東南に當る所に其名が殘つてゐる。

(5)鷹どもあまたすゑさせ　鷹をすゑるとは鷹を拳にとまらせて置くこと。

(6)東洞院の御所　土御門東洞院にあつた二條中宮藤原育子の御所であらう。

(7)郁芳門　大炊御門通を西へ突當つた所にある門。

(8)骨法　作法。

(9)つや／＼　つやつ

や存ぜずなど〻用ゐる「絶對に」、「ちつとも」

(10)そら知らず・・・知らぬ風を裝ふこと、後世に「そ知らぬ顔」などいふのと同意、

(1)頼政・・・こゝで初めて頼政の名が出て來るいふまでもなく源三位頼政の事である。

(2)光基・・・美濃の土岐源氏光信の子である、重政とは同祖の族類である。

(3)尾籠・・・失禮無禮の意味、漢語ではない。をこの當て字を漢讀したのであるといふ。

に足らぬ青年たちばかりであつたから、禮儀作法を辨へた者は一人もない。で、殿下がお出でになつたとも云はず、下馬をして禮儀を正す事も全然せず、只驅け破つて通らうとしたので、暗さは暗し、先方では、それが太政大臣の孫だといふこともちつとも知らなかつたし、又薄々は知つてゐたにしてもそ知らぬ顔をして、資盛の朝臣以下、武士たちを皆馬から引きずりおろして、散々の耻辱にあはせた。

資盛朝臣、はふ〳〵六波羅へ歸りおはして、祖父の相國禪門に、此由訴へ申されければ、入道大に怒つて、「假令殿下なりとも、淨海があたりを、憚り給ふべきに、左右なうあの幼き者に耻辱を與へられけるこそ、遺恨の次第なれ。かゝる事よりして人には欺かるゝぞ。此事殿下に思ひ知らせ奉らでは、えこそあるまじけれ。如何にもして怨み奉らばや」との給へば、重盛の卿申されけるは、「是は少しも苦しう候ふまじ。頼政(1)光基(2)など申す源氏共に嘲られても候はむは、實に一門の耻辱にても候ふべし。重盛が子どもとて候はむずるものが、殿の御出に參り合うて、乘物より下り候はぬこそ、返す〳〵も尾籠(3)に候へ」とて、その時事に會うたる侍共皆召し寄せて、「自今以後、汝等よく〳〵心得べし。誤つて、殿下へ無禮の由を申さばやと思へ」とてこそ歸されけれ。その後入道小松殿には斯うとも言ひも合はせずして、片田舍の侍の極めてこはらかなるが、入道の仰より外、世に又恐しき事なしと思ふ者共、難波・妹尾(4)を始として、都合六十餘人召

し寄せて、「來る二十一日、殿下御出あるべかんなり。何處にても待受け奉り、前驅・御隨身共が髻(5)切つて、資盛が恥雪げ」とこそのたまひけれ。兵ども畏り承つて、まかり出づ。

(4)難波・妹尾　何れも平家の武士である。
(5)髻　髪を頭の上で束集めて其の根もとで束ね括つた處をいふ。

通釋　資盛朝臣は這々の体で六波羅へ歸つていらつして、お祖父樣の入道太政大臣に、其の事をお訴へ申されたところが、入道は非常にお怒りになつて、「假令殿下だつても、此の淨海の近親の者には御遠慮あつて然るべきであるのに、無暗とあんな幼年の者に恥辱を與へられたのは恨めしい事である。こんな事から人にも馬鹿にせられるのだ。此の恨を殿下に思ひ知らせないではおけないから、どんな事でもして仕返しをしよう」と仰やると、重盛が申されるには「これ位の事は問題ぢやないでせう。こんな事を騷ぎ立てゝ、頼政だとか光基だとかいふ源氏の者どもに嘲られでもしたら、それこそ本當に一門の恥辱でせう。重盛の子供ともある者が、殿下のお出でになる所へ行きあつて、乘物から下りなかつたと云ふことは、どう考へても見ても失禮です」と云つて、其の時の事件に關係した武士たちを皆呼び寄せて、「これからお前たちは十分注意しろ、つい粗相で殿下へ御無禮を致しましたと謝罪しようと思ふ位の心持になれ」と云つて下げられた。其の後になつて、入道は、小松殿にはこれこれだと相談もなさらないで、田舍出の武骨一片のもので入道の命令より外には世間に何もこはいものがないと思ふ者どもを、難波、妹尾其の外、總勢六十人餘り呼び寄せて、「此の二十一日には殿下がおいでになる筈だから、何處かで待受けてゐて、前驅や警衛者の髻の附根を切つて、此の間の資盛の恥辱を雪げ」と仰せられた。武士達は委細承知して退出した。

（1）直廬　宮中に於ける攝政關白の休憩所、部屋は必ずしも定まつてゐない。

【考證】頭註にも注意したやうに、頼政が既に此の時から平家の假想敵として顔を出してゐるのが面白い。試に嘉應二年頃には源三位頼政がどう云ふ地位にゐたかを調べて見ると、位は仁安三年の十一月二十日に從四位上になつて、嘉應二年の正月十四日には右京權大夫である。所謂「しゐ」を拾つて世を渡つてゐる最中である。而も年はと云ふと仁平三年（一八一三）に五十一だといふのであるから、既に此の時は六十八歳である。三十三歳の重盛が既に正二位に達し、若輩の宗盛すら正三位右中將に成つてゐるのと比べて、何たる薄遇であらう。源氏の反抗運動が起つて來るのは、餘りに當然の事實であると云はねばならぬ。

【研究】重盛の詞の中にある「誤つて、殿下へ無禮の由を、申さばやと思へ」と云ふ句は、研究に値する。此の句の最も普通な解釋は、「過失で殿下にツイ無理な事を致して相濟みませんとの由を申せ」と解くことであるが、既に内海學士も注意せられてゐるやうに、それでに「申さばやと思へ」の「ばや」が氣に成る。私は之を「おわび申さうといふ氣に成れ」と云ふ風に解して見た。恐らく作者の意圖も其の邊にあるのではなからうか。それから次に氣がつくのは、「誤る」といふ語を其の第二次的語義たる「謝罪する」意味に用ひるやうに成つたのは、此の句あたりから來てゐるのではあるまいか、と云ふ事である。これは固より單なる思ひつきで、確實な考證はまだ發見してゐないが、必ずしも理由のない事ではあるまい。

殿下、是をば夢にもしろしめされず、主上、明年御元服、御加冠、拜官の御定のために、暫く御直廬(1)にあるべきにて、常の御出よりは引き繕はせ給ひて、此度は待賢門(2)より入御あるべきにて、中の御門を西へ御出なるに、猪のくま堀川の邊にて、六波羅の兵ども、直甲(3)三百餘騎、待ち受け奉り、殿下を中に取りこめ參

らせて、前後より一度に、鬨をどつとぞつくりける。前驅・御隨身どもが、今日を晴と裝束したるを、あそこに追つかけ、こゝに追つつめ、散々に凌礫し、一々に皆髻を切る。隨身十人の中、右の府生⑥武基が髻をも切られてけり。其中に、藤藏人の大夫⑦高範が髻を切るとて、「是は汝が髻とおもふべからず、主の髻とおもふべし」と、言ひ含めてぞ切つてける。其後は、御車の內へも、弓の筈⑧つき入れなどして、簾かなぐり落し、御牛の胸がひ⑨尻がひ切り放ち、かく散々にし散して、歡の鬨をつくり、六波羅へ歸り參りたれば、入道、「神妙なり」とぞ宣ひける。されども御車副⑩には、因幡のさいづかひ⑪鳥羽の國久丸といふ男、下﨟なれどもさがさかしき者にて、御車をしつらひ、乘せ奉つて、中の御門の御所⑫へ還御なし奉る。束帶の御袖にて御淚をおさへさせ給ひつゝ、還御の儀式のあさましさ、申すもなか〳〵おろかなり。大織冠⑬淡海公の御事は、擧げて申すに及ばず。忠仁公・昭宣公⑭より以來、攝政・關白のかゝる御目に遭はせ給ふ事、未だ承り及ばず。是こそ平家の惡行の始なれ。

新譯 攝政殿下は、そんな事とは夢にも御存じなかつた。陛下が來年は御元服遊ばすので其の御加冠の事や拜官の事を決定する爲に、暫く宮中のお控所にいらつしやる筈なので、平常の御出仕の時よりはお召物もチヤンとしたのを召して、今度は待賢門からお上りにな

(2)引き繕ふ　整へ粧ふこと、盛裝すること、嘉應二年の或る秘記に「束帶チ着テ大內ニ參ル」とある。

(3)待賢門　皇居の東向の門である。門前から中御門大路が續いてゐる。

(4)ひた甲　一同甲冑を帶する事だと考證にある。

(5)凌礫　凌辱すること。

(6)右の府生　右近衛府の府生である。將曹よりも今一階下である。

(7)藏人の大夫　五位の藏人である。五位の殿上人中の人材を以て之に任ずる。藏人は殿上一切の事を掌る役である。

(8)弓の筈　ユハズともいふ、弓の上下の兩端をいふ、上にあるのが末筈(ウラハズ)下を本筈と稱する。

るツモリで、中御門大路を西へおいでになるさ、猪隈堀川の邊で、平家の武士どもが、三百人ばかり、何れも甲冑を着て待伏してゐて、殿下のお車を包圍して、前さ後さから一度にドッさ鬨の聲をあげた。前驅の者やお供の者が、今日を晴さ綺麗な身なりをしてゐるのをあちらに追ひかけ、こちらに追ひつめて、散々の目にあはせた上、一人一人其の髻の附根を切つた。お供が十人ゐたうちで、右近衞の府生武基も髻を切られた。中でも五位の藏人藤原高範の髻を切るさきには、「これはお前の髻たさ思ふなよ、主人の髻を切られるのださ思へ」さ言ひ含めて切つた。さうして散々亂暴したあさで、攝政の乘つておいでに成るお車の中へも、弓の先を突込んだりして、簾を無理に引張り落し、車を牽く牛の胸がひや尻がひまでも切放した。斯ういふ風に出來るだけのひどい事をして、ドッさ又歡びの鬨の聲をあげて、六波羅へ歸つて來るさ、入道は其の報告を聞いて、「よくした、よくした」さ仰せられた。でも殿下のお車についてゐた因幡生れの牛飼、鳥羽の國久丸さいふ者は、身分こそ低いがシッカリした人物だつたので、お車を兎も角修理して、攝政をお乘せ申して、中御門大路の御所へお伴れ歸り申した。殿下は落ちる涙を束帶のお袖でお押さへになり乍ら愁然さしておかへりになる。其の儀式の淺ましい事つたら、さても口で言へたものではない。大織冠鎌足公や淡海公の御事は勿論、忠仁公　昭宣公以來の事にしても、攝政關白さもあるべきお方が、こんな目にお遭ひになつたのは一度も聞かぬ事である。これこそは平家の悪行の始である。

小松殿、此由を聞き給ひて、大に恐れ騷がれけり。その時行き向うたる侍共、皆勘當せらる。「假令入道如何なる不思議を下知し給ふとも、など重盛に夢ばか

(9)むながひ　面かひ、尻がひに對する名稱、牛の胸のさころへ當てる組緒で、其の末は鞍に續く。尻がひは其反對に尻から鞍につなぐのである。

(10)車副　牛車の左右に附副うて供をしてゐる舍人。人數は乘車者の資格によつて一定しない、攝關には六人である。

(11)さいづかひ　前使　即ちサキツカヒの音便である。

(12)中の御門の御所　中御門大路の御所、

(13)大織冠　藤原鎌足である。孝德、天智兩度に定められた冠位の中最高位の冠たる大織冠を授けられた。

(14)昭宣公　藤原基經

(1)勘當　古くは勘へ當てるこさ、即ち違法

りおらせざりけるぞ。大凡は資盛奇怪なり、栴檀は二葉より芳し(2)こそ見えたれ。既に十二三にならむずる者が、今は禮義を存知してこそ振舞ふべきに、かやうの尾籠を現じて、入道の惡名を立つ。不孝の至 汝一人にありけり」とて、暫く伊勢の國へ逐ひ下さる、さればこの大將をば、君も臣も御感ありけるぞ聞えし。

[illegible] 小松殿は此の事をお聞きになつて、非常に恐れて騷かれた。其の時に攝政の車へ亂暴をしかけに行つた武士たちは、皆暇をやつて追出される。「よし入道が、どんなわけの分らぬ事を命令されたにしても、なぜ此の重盛に少しも知らせなかつたのだ。大体資盛が怪しからん、栴檀は二葉より芳しといふぢやないか、もう十二三にもなつた者なら、禮儀を辨へた行動がなければならないのに、こんな野蠻な事を仕でかして、入道の惡名を立てるなんて、お前ほど不孝な者はない」と云つて、暫くの間懲らしめの爲に伊勢の國へ逐ひ下される。さればこそ此の大將のことを、陛下も又臣下の者も感心せられたといふことである。

行爲者に對して法律を適用することを意味したが、後には轉じて、一種の私的制裁として、主從、父は親子の緣を絕ち、之を家門外に追放することをいふに至つた。

(2)栴檀は二葉より芳し 「牛頭栴檀ハ伊蘭叢中ニ生ズ未ダ長大ニ及バズ地下ニ在ルノ時芽莖枝葉閻浮提ノ竹筍ノ如シ」と觀佛三昧海經にある。

(1)**主上御元服の御定**　延びさせ給ひて　考證に引いてゐる嘉應二年定能卿記なるものに、「廿一日の記事を記して、「攝政殿不レ被レ参、今日議定延引之由」とあり、廿四日の記事には「明日於二院殿上一可レ有二僉議一未刻可レ参」とある。

(2)**院の殿上**　院の御所にある殿上の間。

(3)**慶申**　名目抄には「奏慶」とある、任官の慶びを奏することの意味である。拜賀といふと同斷である。仙洞の御所には勿論、大宮院などへもお禮廻りに行くご慣例である。

(1)**朝覲の行幸**　太上

一一、鹿の谷

是によつて、主上御元服の御定、その日は延びさせ給ひて、同廿五日、院の殿上にてぞ、御元服の御定はありけ る。攝政殿、さても渡らせ給ふべきならねば、同十一月九日の日、兼宣旨を蒙らせ給ひて、同十四日、太政大臣に上らせ給ふ。やがて同十七日、慶申のありしかごも、世の中は猶にが／＼しうぞ見えし。

【通解】此の事件の爲に、陛下の御元服についての其の日の御相談は、延期になつて、改めて其の月の二十五日に、院の殿上で、御相談がきまつた。それにしても攝政殿はおいでになれないから、其の年の十一月九日の日に、淸盛卿が兼任の勅命をお受けになつて、同月十四日太政大臣に御陞任遊ばされる。直ぐ十七日にお禮廻りがあつたが、世の中の形勢はやつぱり面白くないやうであつた。

さる程に今年も暮れぬ。嘉應も三年になりにけり。正月五日の日、主上御元服あつて、同十三日、朝覲の行幸(1)ありけり。法皇・女院、待ち受け参らせ給ひて、初冠の御裝、いかばかりらうたく思しめされけむ。入道相國の御女(2)、女御に参らせ給ふ。御年十五歳、法皇御猶子(3)の儀なり。

【通解】こうかうするうちに其の年も暮れて、嘉應も三年になつた。正月五日の日、陛下は

御元服遊ばされて、其の十三日に朝覲の行幸があつた。後白河法皇も建春門院もお待受けになつてゐて、初めて冠をお召しになつたお身なりを、どんなに可愛いと思召されたらう。入道太政大臣の御息女が女御として入内される。お年は十五で、後白河法皇のお子様分である。

妙音院殿(4)、その比は未だ内大臣の左大將にてましましけるが、大將を辭し申させ給ふ事ありけり。時に德大寺の大納言實定(5)の卿、その仁に相當り給ふ。又花山の院の中納言兼雅の卿も所望あり。其外、故中御門の藤中納言家成卿の三男、新大納言成親の卿もひらに申さる。この大納言は、院の御氣色よかりければ、樣々の祈を始めらる。先づ八幡に百人の僧を籠めて、眞讀の大般若(6)を七日讀ませられたりける最中に、甲良の大明神(7)の御前なる橘の木へ、男山の方より、山鳩三つ飛び來つて、食ひ合ひてぞ死にゝける。鳩は八幡大菩薩(8)の第一の使者なり。宮寺にかゝる不思議なしとて、時の撿校(9)匡清法印(10)、此由内裏へ奏聞したりければ、是徒事にあらず、御卜あるべしとて、神祇官(11)にして御卜あり。重き御愼と占ひ申す。但し是は君の御愼にはあらず、臣下の愼とぞ申しける。それに大納言恐れも致されず、晝は人目の繁ければ、夜な〳〵歩行にて、中御門烏丸の宿所より、鴨の上の社(12)へ、七夜續けて參られけり。七夜に滿ずる夜、宿所に下向して、苦しさに少しまどろみたりける夢に、鴨の上の社へ參りたると思しくて、御

天皇、皇太后の御所に天皇が行幸して拜せられること。覲とは「下見レ上也」と疏にある。子として父母に敬位を表し給ふのである、歳首の朝覲は毎年の例であるが、臨時には元服、即位の後等にも行はれる。此の時は其の參られる御所の附近では警蹕せず、中門の外で輿を下りて、長上に對する禮を示される。

(2)入道相國の御女。後の建禮門院德子である。承安元年十二月二日、從三位、同二十六日女御に、二年二月十日中宮となられた。建保元年十二月十三日薨去の時は五十九であつたから、入内の年は十七である。

(3)猶子。「猶ホ子ノ如シ」であるから、即ち養子の事。

(4)妙音院殿。藤原賴

寶殿⑩の御戸押し開き、「ゆゝしうけだかげなる御聲にて、

　櫻花鴨の川かぜうらむなよ散るをばえこそとゞめざりけれ

大納言、これに猶恐れも致されず、鴨の上の社の御寶殿の御後なる杉の洞に、壇を立て、或聖⑪をこめて、吒幾爾の法を⑫百日行はせられけるに、ある時俄に空かき曇り、雷夥しう鳴つて、彼の大杉に落ちかゝり、雷火燃え上つて、宮中既に危く見えけるを、宮人ども走り集つて、これを打ち消す。さてかの外法⑬行ひける聖を逐ひ出さむとす。「我當社に百日參籠の志あつて、今日は七十五日になる。全く出まじ」とて働かず。此の由社家⑭より內裏へ奏聞申したりければ、只法に任せよと宣旨を下さる。其時神人、白杖⑮を以て、彼聖が頂をしらげ⑯て、一條の大路⑰より南へ追越してげり。神は非禮をうけずと申すに、この大納言、非分の大將を祈り申されければにや、かゝる不思議も出で來にけり。

【解說】　妙音院師長殿は、其の時分にまだ、內大臣で右大將でいらつしたが、大將を御辭任になる事があつた。當時は、德大寺大納言實定卿が其後任者となる順序であつた。又花山院中納言兼雅卿も成りたがつたし、其の外亡くなられた中御門中納言藤原家成卿の三男で新任の大納言である成親卿も切望された。此の大納言は院の御所のお氣に入りの人だつたから、色々の御祈禱を始められた。第一に石淸水八幡に百人　僧侶を參籠させて、大般若經の全卷を七日の間續けて讀ませられたが、其の最中に甲良大明神の神前にある橘の木

長の子師長のこと。從一位太政大臣になつた大將を辭したのは治承元年正月二十四日である。

(5) **德大寺大納言實定** 從一位左大臣公能の子、正二位左大臣にまでなつた。

(6) **眞讀の大般若經** 文の或る章又は段を略して讀誦するを草讀といふのに對して、全部の文句を其のまゝ丁嚀に讀むのを眞讀と稱する。大般若とは大般若經六百巻のこと、それを一週間かゝつて全部よみ上げるのである。

(7) **甲良の大明神** 八幡宮本殿の附近にあるのが上の甲良、極樂寺の傍にあるのが下の甲良で、共に主たる祭神は武內宿禰である。

(8) **八幡大菩薩** 本地垂跡說、即ち佛教家の方でいふ日本の神は佛が假に本地たる印度から日本に跡を垂れてゐ

へ、男山即ち本社の方から、山鳩が三羽飛んで來て、食ひ合ひをして皆死んで了つた。「鳩は八幡大菩薩の第一のお使である。お宮やお寺でこんな奇怪な事が行はるべきでない」と云つて、當時一山の監督僧官であつた匡清法印から、此の事を宮中へ奏上されたので、これは普通の出來事ではない、お占ひをして神意を伺ふべきであると云つて、神祇官で宮主が御卜をした。するとこれは重大なる謹愼を要しますと申したが、但しそれは國君の御愼ではない、臣下の愼であると申した。それだのに大納言は恐がりもせず、晝間は人の通行が頻繁で直ぐ目につくので、毎晩歩いて、中御門烏丸の自宅から上賀茂神社まで、七晩續いて日參された。其の第七夜の滿願の晩に、自分の家へ歸つたが、何となく苦しさを感じたので、早速床へ入つて少しばかりとろ〳〵したかと思ふと、夢でどうやら上賀茂神社へ參詣したのらしく、不圖見ると、神殿の戸を中から押しあけて、恐ろし、神々しいお聲で

櫻花賀茂の川風うらむなよ散るをばえこそとゞめざりけれ

とハッキリ仰せられる所を見た。しかし大納言はそれにもまだ恐れないで、今度は上賀茂神社の御神殿の後にある杉の洞の中へ護摩壇を立てゝ、或る僧侶を參籠させて、吒枳尼法を百日間行はれた。すると、ある時急に空が薄暗くなつて、雷鳴が非常にして、其の大杉に感電して、火が燃えあがつて、お宮も既に危險と見えたのを、神主たちが走り寄つて、やつと消しとめた。そこで其の外道の法をした僧侶を逐ひ出さうとすると、「俺は此のお社へ百日お籠りするつもりで來た、今日はまだやつと七十五日目だ、どんな事があつても絶對に此處は出ない」と云つて動かないので、其の旨を神主の方から宮中へ奏上に及ぶと、それでは社法の規定通りにしろ、といふ勅旨が下つた。で、神主が白杖で其の僧の首筋のところを打つて、一條の大通りから南へ追放した。神は非禮をお受けにならないと云ふの

られるのだとの説に依つて、我が八幡神を菩薩に擬したのである。

(9)檢校。 寺社の監督僧官。字義は衆僧を檢知校量することであるといふ。

(10)法印。 僧位八階中の最高位にある者、法華一乘の法を以て衆生を利益すること、月の光の河水に印するが如くであるといふところから附けた。

(11)神祇官。 八省百官の最上位にあつて天神地祇を祭り、全國の官社を監督し、神官の人事を掌る官廳。御卜をするのは其の中の大宮主といふ職員である、文明頃には殆ど湮滅した。

(12)鴨の上の社。 上鴨神社、正確にいふならば賀茂別雷神社。京都上賀茂の鴨山麓にある。

(13)寳殿。 神殿。

(11)聖・道德の高い聖僧の意であるが、後には僧侶一般の敬稱となつた。

(12)吒幾爾法　密宗で、茶枳尼天に延命長壽、大願成就を祈る呪法。茶枳尼天は狐に乘つてゐる女鬼神で、人の死期を半年前に豫知し、其の膽を食ふと云はれる。大黑天の爲に折伏せられて佛法を守る天となつたが、特に祈る者があれば、其人の膽を他人の膽と取りかへて、死ぬべき命を助けてくれるといふ。佛家の習合により、稻荷又は辨財天が其の垂跡だと云はれる。

(13)外法　外道の法をいふ、外道とは佛教以外の教法。

(14)社家　神社に仕ふる者の家。

(15)白杖　神官の持つてゐる杖である。神事に用ゐる物、神威を瀆

に、此の大納言は分に過ぎた大將になりたいなんて云ふ祈をせられたので、こんな奇怪事も現出したのであらう。

其比の叙位。除目と申すは、院。内の御計らひにもあらず、攝政・關白の御成敗にも及ばず、只一向平家のまゝにてありければ、德大寺。花山の院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿(16)その時は未大納言の右大將にてまし〳〵けるが左に移りて、次男の宗盛、中納言(17)におはせしが、數輩の上臈を超越して、右に加へられけるこそ、申すばかりもなかりしか。中にも德大寺殿は、一の大納言にて、華族、英雄、才覺優長、家嫡にてまし〳〵けるが、平家の次男宗盛の卿に、加階(18)越えられ給ひぬるこそ、遺恨の次第なれ。定めて御出家などもやあらずらむと、人々さゝやきあはれけれども、德大寺殿は、暫く世のならむ樣を見むとて、大納言を辭して、籠居(19)こそ聞えし。

新釋　其の時分の叙位任官は、院の御所、又主上の御意思でもなく、又、攝政關白の處分でもなく、全然平家の自由に一任されてあつたから、當然の有資格者である德大寺實定卿も、花山院兼雅卿も成られないで、入道太政大臣の長男である小松殿が、其の時はまだ大納言兼右大將でゐられたのが、左大將に轉任し、次男宗盛が中納言でゐられたのが、五六人の先輩を拔いて、右大將に新任されたのは、何とも云ひやうのないことであつた。中にも德大寺殿は、首席の大納言で、華族家、英雄家の出でもあるし、才學にも秀で、おまけに正統の嫡出子でゐられたのが、平家の次男たる宗盛卿に位をお追越されになつたのは、

無念至極の事である。で、今にきつと御出家でもなさるだらうと、人々がコソコソと囁し合つてゐたが、德大寺殿は、もう暫く世の成行を見てゐようと云つて、大納言を辭職して引籠つてゐられるとの事であつた。

新大納言成親の卿の宣ひけるは、「德大寺・花山の院に越えられたらむは、如何にせむ。平家の次男宗盛の卿に加階越えられぬるこそ遺恨の次第なれ。如何にもして平家を亡し、本望を遂げむ」と宣ひけるこそ恐ろしけれ。父の卿(21)は、此齡では僅中納言までこそ至られしか。その末子にて、位正二位・官大納言に經上つて、大國數多賜はつて、子息・所從朝恩に誇れり。何の不足あつてか、かゝる心つかれけむ。偏に天魔(22)の所爲とぞ見えし。平治にも、越後の中將(23)とて、信賴の卿に同心の間、その時既に誅せらるべかりしを、小松殿のやうやうに申して、首を續ぎ給へり。然るにその恩を忘れて、外人もなき所に兵具を整へ、軍兵を語らひおき、朝夕は只軍合戰の營の外は、又他事なしとぞ見えたりける。

新釋 新任の大納言成親卿が仰やつたには、「德大寺や花山院に追越されたのなら仕方もないが、平家の次男の宗盛卿に追越されたんぢや殘念だ、どんなにでもして平家を亡ぼして本望を遂げよう」と仰やつたのは恐ろしい。父君の家成卿は、此の成親卿の年では（四十歳）やつと中納言になられたまでゝあつたのに、其の末子として位は正二位・官は大納言にまで上り、大きな國を澤山領地に賜はつて、子息族類も皆朝廷の恩惠の厚いのを得意にしてゐる、何の不足があつてこんな心が附かれたのだらうか、只もう天魔の仕業だと見え

た者は社法によつて其杖で笞刑に處するのである。

(16)しらけ・・・　正確な譯は分らない。恐らく笞つことが淨化を意味するとしていふのであらう。

(17)一條の大路より南・　一條大路以北、郡の界までは神領だからである。

(18)宗盛・中納言・　公卿補任に依ると、師長が左大將を辭して、平重盛が右大將から左大將に轉じたのは安元三年正月二十四日の事で、其の時に宗盛が權中納言にして右大將を兼れた。

(19)加階・　位階の加はり進むこと。轉じては位階其のものゝことをいふ。こゝでは後者の例。

(20)德大寺殿籠居・　不

思議な文句である。德大寺實定が當然大將となるべきに宗盛に兼越されたから大納言を辭して引籠つたといふことは理由をなさない。實定が權大納言を辭したのは永萬元年（一八二五）八月十七日で、翌仁安元年（一八二六年）には皇后宮大夫となり、嘉應二年（一八三〇）には之を辭して、大將後任問題の起つた安元三年（一八三七）よりも七年前から單なる前權大納言でゐるのである。

（21）父の卿　家成のこと。正二位中納言で仁平四年（一八一四）に四十八歲で死んでゐる。權中納言になつたのは保延四年（一七九八）三十二歲、中納言になつたのは久安五年（一八〇九年）四十三歲の時である。成親が正二位の權大納言になつたの

た。平治の亂にも越後守兼右中將で、信賴卿の企に同意したゝめ、既に死刑に處せられるところであつたのを、小松殿が段々とお願申して、やつと首が繫がつたのである。それだのに其の恩を忘れて、人知らぬ所で武器を準備して、軍兵を味方に集めて置き、明けても暮れても只戰爭の準備ばかりに一心に成つてゐた。

東山鹿の谷(22)といふ所は、後三井寺に續いて、ゆゝしき城郭にてぞありける。それに俊寛(23)僧都(24)の山莊あり、彼に常は寄りあひ〳〵、平家亡すべき謀をぞ回らしける。或夜法皇も御幸なる。故少納言入道信西(25)の子息靜憲法印も御供仕らる。その夜の酒宴に、此由を仰せ合せられたりければ、法印、「あなあさまし。人數多承り候ひぬ。只今洩れ聞えて、天下の御大事に及び候ひなむず」と申されければ、大納言氣色變つて、さと立たれけるが、御前に立てられたりける瓶子(26)を狩衣の袖にかけて、引き倒されたりけるを、法皇叡覧あつて、「あれはいかに」と仰せければ、大納言立返つて、「平氏倒れ候ひぬ」とぞ申されける。法皇も笑壺(27)に入らせおはしまし、「者ども(28)參つて、猿樂(29)仕れ」と仰せければ、平判官(30)康賴、つと參つて、「嗚呼餘に瓶子の多う候ふに、もて醉ひて候ふ」と申す。俊寛僧都、「さてそれをばいかゞ仕るべきやらむ」西光法師、「只首を取るには如かじ」とて、瓶子の首を取つてぞ入りにける。法印、餘のあさましさに、つや〳〵物も申されず。返す〳〵恐ろしかりしことどもなり。さて與力(31)の輩誰々ぞ。近江の中將入道(32)蓮淨、俗名

成雅、法勝寺(33)の執行(34)俊寛僧都、山城の守基兼、式部の大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田の藏入行綱を始として、北面の者共多く與力してげり。

【通釋】東山の鹿ケ谷といふ場所は、後の方は直ぐ三井寺に續いてゐて、立派な自然の城廓であつた。其處に俊寛といふ僧都の別莊がある。あそこへ度々集合しては、平家を滅ぼす謀計を凝らしてゐた。或る晩に後白河法皇も御幸があつた。亡くなつた少納言入道信西の息子で靜憲法印といふのがお供された。其の晩の酒宴の席で 其の企てを御相談になつたので、法印は驚いてゐて、「あゝ輕卒な、人が大勢聞いてゐるぢやございませんか、今秘密が漏れたら天下の一大事に成りませう」と申されると、大納言は顏色を變へてサツと立たれたが其の拍子に自分の前に立つてゐた酒德利を、狩衣の袖に引つかけてお倒しになつたのを、法皇は御覽になつて、「あれはどうぢや」と仰せられたので、大納言は反射的に、「やア平氏が倒れたのです」と申上げられた。法皇も此の當意即妙の答にニツコリ遊ばして、「オイみんな來て猿樂をやれ」と仰せられたので、平判官康頼はヅツと前に出て、「あゝあんまり瓶子が多いもので御座いますから、手前すつかり醉ひました」と申した。其のあとを受けて俊寛僧都が、「そこで、それをどうしませう」と申されると、西光法師は、首を取つちまふに限ります」と云つて瓶子の首を缺き取つて自分の席へ戻られた。法印は見てゐて、あんまりな淺ましさに、殆ど物も云はれなかつた。どう考へて見ても恐ろしい事である。此の企てに加擔した人々は誰々かといふに、近江中將入道蓮淨、俗名成雅、法勝寺の執行たる俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士の

は安元元年三十八歳の時の事である。安元三年の成親の年齡四十歳では父の卿に漸く權中納言だつた。

(22)天覺・天上の惡覺。

(23)越後の中將・成親は久壽二年正月二十八日越後守に、保元三年十一月二十六日右中將になつたが、平治元年信頼に加擔して官職を解かれ、永暦二年に再び右中將に還任した。

(24)東山鹿の谷・東山といふのは京都の東方に起伏してゐる丘陵地一帶の事である。鹿の谷は銀閣寺の南方、今光雲寺、安樂寺などのある所で、鹿ケ谷（シシガタニ）町と稱する。

(25)俊寛・次の鴨川合戰の條に「抑もこの俊寛僧都と申すは、京極源大納言雅俊卿の孫、木寺法印寛雅が子なりけり」とある。

中では多田藏人行綱を最初に算へて、北面の人たちが大勢加擔した。

(26)僧都　僧正の次に位する僧官名、正五位相當である。

(27)故少納言入道信西　院の御所に於て勢力を揮つた男、以前は藤原通憲と云つた、義朝に怨を買ひ、平治の亂に當つて捕へられ、梟首された。

(28)瓶子　酒の德利。

(29)ゑつぼに入る　會心の笑。

(30)物ども　ものゝふどもの略であらう。

(31)猿樂　サルガクともサルガウともいふ。正しくは散樂である。滑稽を交へた一種の俗雜樂で、正式な雅樂に對していふ。これが後には能樂となつた。天平勝寶四年の裝束が正倉院に現在する。三代實錄元慶四年七月の條にも右近衛の者が散樂をして大いに人を笑はせたとある。

(32)平判官　平氏で判官。

(33)與力　俗にいふ腕貸をすること。加擔、通謀。

(34)近江の中將入道　近江守で右中將だつたのが剃髮した者。

(35)法勝寺　ホツショウジと讀む。京都市外岡崎にあつた寺。承曆年間白河法皇の創建である。

(36)執行　寺務を執行する者。

一一、鵜川合戰

（1）源大納言雅俊。右大臣顯房の二男、鳥羽天皇の天永二年正月權大納言となり、保安三年四月五十七歲で薨じた。

（2）腹惡しき人。短氣な人、怒りつぽい人。

（3）中門。邸内にある門で、内庭から正殿の前庭へ入る所にある。

（4）謀叛。叛亂を謀ること。

（5）御邊。敬意を含む二人稱代名詞。御あたりの意で、昔は直接に其の人を指して呼びかけないのが、敬意を表する所以であつた。「あなた」も彼の方で直接ではない。

抑此法勝寺の執行俊寛僧都と申すは、京極の源大納言雅俊卿（1）の孫、木寺の法印寛雅には子なりけり。祖父大納言は、弓矢取る家にはあらねども、餘りに腹惡しき人（2）にて、三條の坊門京極の宿所の前をば、人をも易く通されず。常は中門（3）にたゝずみ、齒をくひしばり、怒つてこそおはしけれ。かゝる恐しき人の孫なればにや、この俊寛も僧なれども、心猛く、傲れる人にて、よしなき謀反（4）にも與してけるにこそ。新大納言成親卿、多田の藏人行綱を召して、「今度御邊（5）をば、一方の大將に賴むなり。此事しおふせつるものならば、國をも莊をも所望によるべし。先づ弓袋の料に」とて、白布五十反送られたり。


通釋　此の俊寛僧都と云ふ人は、京極の大納言源雅俊卿の孫で、木寺法印寛雅には子に當つてゐた。祖父の大納言は武家ではないが、非常に腹立ちつぽい人で、三條坊門京極の宿所の前は、容易に人を通らせず、いつでも中門の所に立つて、齒を食ひしばつて、怒つてばかりゐられた。斯ういふ恐ろしい人の孫のせいか、此の俊寛も僧でこそあれ、氣の强い高慢な人だから、つまらない謀叛にも加擔したのに違ひない。謀主の新大納言成親卿は、多田藏人行綱を呼び寄せて、「今度君を一方の大將に賴むぞ、此の計畫が成功したらば、國

でも莊園でも、褒美は望み次第だ、先づ之を弓袋にでも使つて呉れ給へ」と云つて、白布を五十端おくられた。

安元三年(1)三月十五日の日、妙音院殿太政大臣に(2)轉じ給へる代に、小松殿、源大納言定房卿(3)を越えて、内大臣になり給ふ。やがて大饗(4)行はる。大臣の大將めでたかりき。尊者(5)には、大炊御門の右大臣經宗(6)公こそ聞えし。一のかみ(7)こそ先途なれども、父宇治の惡左府の御例(8)、その恐あり。

〔譯〕安元三年の三月十五日に、妙音院殿は太政大臣に轉任された其の代りに、小松殿が上席の大納言源定房卿を追ひ拔いて、内大臣に成られて、直ぐに大臣大饗が行はれた。大臣で大將とは結構な事であつた。お正客には、大炊御門の右大臣經宗公がなられるのだと聞いたが、此のお方は一ノ上にも成られる筈であるが、父君の宇治の惡左府の先例に憚つてさうもされないのであつた。

北面は上古にはなかりけり。白河の院の御時、始め置かれてより以來、衛府ども數多候ひけり。爲俊、盛重、童より今犬丸、千手丸とて、是等は左右なき切者にてありける。鳥羽の院の御時も、季賴、季教父子共に、朝家に召し使はれてありしが、常は傳奏(9)する折もありなんど聞えしかども、此等は皆身の程をふるまうてこそありしか。此時の北面の輩は以ての外に過分にて、公卿、殿上人をも事ともせず、下北面より上北面に上り、上北面より殿上の交を許さるゝ者も多かりけ

(1)安元三年　一八三五年。

(2)妙音院殿太政大臣に轉ず。これも前の大將騒ぎのあつたその殆ど同時の話である。只二ケ月おくれて、三月五日に、内大臣から太政大臣に轉じてゐる。

(3)源大納言定房。重盛の上席にゐる正二位大納言で、年齢も八つ程上である。

(4)大饗。任大臣の大饗即ち大臣新任披露の大宴會のこと、諸大臣以下殿上人を招いて饗應する慣例である。

(5)尊者。宴會の時に最上席にすわる正客のこと。佛家では必ず食堂内の正座をあけておいて、其處を賓頭盧の席として供養したからいふ。

（6）大炊御門右大臣經宗。右大臣は兼實である。經宗は當時從一位左大臣であつた。

（7）一の上。左大臣のこと、太政官中の統御者として第一上位にゐるからである。右大臣が關白を兼ねる時には右大臣が實際の統御者であるから、右大臣を一の上といふ。

（8）宇治の惡左府の御例　藤原頼長のこと、人を待つこと嚴酷、公卿會議の時に遲參したり、反對論を主張したりすると、其人を憎んで之を面罵するのみならず、其の住宅を燒棄てたりしたので、世之を惡左府と呼んだ、左大臣だつたからである。惡左府の御例云々とは此の人を一の上としたが露に、兄頼通との争が嵩じて遂に保元の亂が起つたからである。宇治に別莊があつた。

り。かくのみ行はるゝ間、おごれる心ごもつきて、よしなき謀叛にも與してげるにこそ。中にも故少納言入道信西の許に召し使はれける師光と成景といふものあり。師光は阿波の國の在廳⑩、成景は京の者、宿根賤しき下臈なり。健兒童⑪か、若は格勤者⑫にてもやありけむ。さがさかしかりしによつて、常は院へも召し使はれけるが、師光は左衛門の尉、成景は右衛門の尉とて、二人一度に靫負の尉⑬になりぬ。一年信西事に遭ひし時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西景とて、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ候ひける。

【通釋】北面といふのは大昔には無かつた。白河院の御時に初めて設置されて以來、衞府の者が多く之に任ぜられてゐた。爲俊、盛重は少童時代から今犬丸、千手丸と云はれて、是等は院內で並ぶ者もない權力のある者どもであつた。鳥羽院の御時にも、季教、季頼と親子の者で一緒に朝廷に奉仕してゐたのが、いつでも方々からの奏上の取次役をしてゐるといふ事であつたけれども、皆自分の身の程は知つてゐて、それ相應の行動をしてゐたのに、此の時の北面の輩は、以ての外の出過ぎ者で、公卿や殿上人を何とも思はず、下北面から上北面に上り、上北面から更に進んで殿上づきあひを許されてゐる者が大勢あつた。斯ういふ風に言ふ目ばかり出るので、横着心が附いて、つまらない謀叛なんかにも加擔する事に成つたのであらう。其の中でも亡くなつた少納言入道信西の下に使はれてゐた師光、成景といふ者がある。師光は阿波國の目代の部下で、成景は京都者ではあるが、根が下賤な者である。大方地方兵士上りか、さうでなければ、格勤者かなんかでもあつたらう。小才の利

く人間だつたので院の御所でもお召使ひになつたが、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉と云つて、二人とも同じ時に衛門府の尉官になつた。信西が災難に遭つた時に、二人とも頭を剃つて、左衛門入道西光、右衛門入道西景と名乘つたが、是等の者は出家してからも院の御所の御倉の管理者になつてゐた。

かの西光が子に、師高といふ者あり。是も左右なき切者にて、撿非違使・五位の尉まで經上りて、安元元年十二月廿九日追儺の除目(14)に、加賀守にぞなされける。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社佛寺、權門勢家の莊領を沒倒して、散々の事共にてぞありける。假令召公が跡を隔つ(15)といふとも、穩便の政を行ふべかりしに、かく心のまゝにふるまふ間、同二年の夏の比、國司師高の弟、近藤判官師經を加賀の目代に補せらる。

新譯　其の西光の子に師高といふものがある。これも此の上もない權力のある者で、段上りに撿非違使の五位の尉にまでなつて、おまけに安元元年十二月二十九日の追儺の任官には加賀守にされた。國務執行中不法無禮の行爲を敢てして、神社や佛寺、又は權勢のある門閥家の莊園や所領を横領して、散々の有樣であつた。假令周の召公とは時代が違ふと云つても、穩かな行政をなすべきであつたのに、こんなに我が儘勝手な事をする人間であつたから、翌二年の夏時分には、其の國司師高の弟で、近藤判官師經といふ者が、加賀の目代に補せられた。

目代下着の始、國府(16)の邊に鵜川といふ山寺(17)あり。折節寺僧共が湯を沸かいて

(9)傳奏。　親王、攝關家、社寺等から上皇の御所への奏上を上皇に傳達し奉ること。

(10)在廳。　國府の留守所に在る目代の部下の官吏、在廳官人とも又在廳官、在廳とも云つた。

(11)健兒。　兵部省に屬し、地方官廳たる國府に配屬の護衛兵。皇極紀に既に其名が見える貞觀の官符に「諸國所レ差健兒、學無二才器一徒稱二爪牙之備一、不レ異二蟷螂之衛一、況復不レ教之民、何禦二非常之敵一」とあつて、今少しく人物本位の選拔をしろとある所を見ると、多く素質の惡い野蠻殺伐な無教育者が多かつたらしい。

(12)格勤者。　カクゴシヤと讀む。親王、攝關大臣家勤仕の侍の中での最下級者で、供をしての雜役驅使に從ふ者、格勤は恪勤とも書いて宿直勤仕の義だといふ。

（13）靱負の尉　衛門府の一名、靱負府とも稱す。靱を負うて宮城の諸門を衛るからである。尉は職名で、大尉と少尉とがある。督佐の下級である。

（14）追儺の除目　追儺とは、十二月晦日に、其の一年中の疫病を驅逐する爲に、一種のマジックとして、鬼に擬して四つ目のある恐ろしい面をかぶり、楯と矛とを持つた大舍人が桃の弓、葦の矢で射られて逃げる眞似をする事をいふ。追儺の除目とは此の式終つて後其年中に功勞のあつたものが賞與として任官、陞官されることをいふ

（15）召公が跡を云々　召公は周の大臣で善政を行つた爲、其の常に訴を聽いた場所にある記念の棠樹を國民が伐らずに永く保存した。

浴びけるを、亂入して逐ひ上げ、わが身あび、雜人⑲ばらおろし、馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして、「昔より此所は、國方の者の入部⑳することなし。先例に任せて、速に入部のあふばう止めよや」とぞ申しける。目代大に怒つて、「前々の目代は、皆不覺㉑でこそいやしまれたれ。當目代に於いては、すべてその儀あるまじ。只法に任せよ」といふ程こそありけれ、寺僧どもは國方の者を追ひ出さむとす。國方の者共はついでを以て亂入せむと、打ち合ひ張り合ひしける程に、目代師經が秘藏しける馬の足をぞ打ち折りける。その後は互に弓箭兵仗を帶して、射合ひ切り合ひ數刻戰ふ。夜に入りければ、目代かなはじとや思ひけむ、引き退く。其後當國の在廳等一千餘人催し集めて、鵜川に押し寄せ、坊舍㉒一宇も殘さず燒き拂ふ。

新釋　目代の着任早々のことであるが、國府の附近に鵜川といふ寺がある。師經一行が通りかゝると、ちやうど其の時僧侶たちは湯を沸かして入浴してゐたのを、みんなで亂暴にも踏込んで湯から追上げ、師經自身が代りに入つて、下部どもを馬から下ろし、其の湯で馬を洗はせたりした。鵜川寺の僧侶たちは憤慨して、「昔から此所の領分へは、國府の者が入つた事はないのだ、押込んで來た奴を先例通り、早く追出せ」と云つた。目代は非常に怒つて、「今までの目代は皆間拔だつたからお前達に馬鹿にされたんだ、當目代に於てはそんな事は許さんぞ、何でもいゝから國法通りにしろ」と云つてる間もなく、僧侶たちは國

府方の者を追出さうさするし、國府方の者は、機會を見て亂入しようさして、兩方が打合つたり張合つたりしてゐるうちに、目代師經が大事にしてゐる馬の足を折つて了つた。其れからは互に弓矢や刀まで持出して、射合つたり、斬合ひをしたりして、十一二時間ばかり戰ふた。其のうちに夜になつたので、目代はこいつは駄目だと思つたか、退却した。後になつて加賀の國府の部下の者等を千人ばかり驅り集めて來て、鵜川寺を襲撃し、坊といふ坊を一軒殘らず燒拂つて了つた。

鵜川といふは、白山①の末寺なり。この事訴へむとて、進む老僧誰々ぞ。智釋、覺明、寶臺坊、正智、學音、土佐の阿闍梨②ぞ進みける。白山三社八院③の大衆悉く起りあひ、都合その勢二千餘人、同七月九日の日の暮方に、目代師經が舘近うこそ押し寄せたれ。今日は日暮れぬ。明日の軍と定めて、その日は寄手耐へたり。露吹き結ぶ秋風は、射向の袖を④飜し、雲居を照す電は、兜の星⑤を輝す。目代かなはじとや思ひけむ、夜逃にして京へ上る。明くる卯の刻⑥に押し寄せて、鬨をどつとぞつくりける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ「皆落ちて候ふ」と申す。大衆力及ばで引き退く。

解釋　鵜川寺といふのは白山の末寺である。此の事件を抗訴しようとして進擊して行つた老僧たちは誰々であるかと云ふと、智釋、覺明、寶臺坊、正智、學音、土佐の阿闍梨などの人々であつた。白山三社八院の衆徒たちが全部奮起して、總勢殆んど二千人餘り、其の年七月九日の夕暮れ方に、目代師經の住居に近く押寄せた。今日はもう日が暮れたから、

(16)目代。　國守の耳目の代りをする者即ち職務代行者。遙任遙授と稱へて國守は多く在京のまゝ任を受け、任地へは其の家僕又は家臣を私に遣して職務を執らせたのである。

(17)國府。　一國の首府たる地方官廳　轉じては又其の所在地。

(18)鵜川といふ山寺。　研究(一〇七頁)參照

(19)雜人。　下賤の者のこと。こゝでは下部。

(20)入部。　其の部曲に入ること。こゝでは寺領に入ること。

(21)不覺。　覺悟せずの意。しつかりしてゐないまぬけ。

(22)坊舍。　坊は僧侶の居る所。

(1)白山。　加賀の白山である。加賀國石川郡

戰鬪開始は明日の事として、其の日は攻擊軍の方でわざと進擊を差控へた。見渡すと、露を結晶させる秋の夜の冷たい風は、大部隊の將士の鎧の射向の袖を飜へし、空中の一方にスパークする電光は、兜の星をきらめかせて、到底國府軍に勝味はなかつた。目代は、これは敵はぬと思つたものか、夜のうちに京都へ逃上つた。そんな事とは知らない攻圍軍は、夜が明けると直ぐ六時頃に押寄せて、ドッと鬨の聲をあげたが、城の中ではカタリとの物音もしない。試みに斥候を出して見ると、「敵は皆退却しました」といふ報告である。衆徒は今更どうしやうもないので引上げた。

研究　**鵜川**と云ふ名稱に問題である。如何にも今の石川縣能美郡には鵜川といふ村があつて、舊國府の址である國府村に約一里程の處である旨が「白山記考證」に記されてゐるが、「そのかみ涌泉寺の寺地鵜川の村地なるを以て鵜川寺とも呼びたるなるべし」とある同書の記載までも肯定することは出來にくい。目代師經の舍人等が亂暴を働いた寺の名が**涌泉寺**であることは、「源平盛衰記」の證明する所であるから、これに就ては論がなく、なほ又、其の涌泉寺が、今日の能美郡里川村大字遊泉寺であることも疑を容れる餘地がない。何となれば「三州名蹟表」に「遊泉寺村に昔眞言宗の古刹ありと云傳ふ」といふ記載が之を立證するからである。しかし更に白山記考證所引の郷村名義抄によると、此の寺は湧泉寺とも湯泉寺とも呼ばれた過程を持つてゐるのである。そして是等の寺名が自ら證する如く、此の地には曾て溫泉が湧出したのであつて、寺僧等が入つてゐた湯といふのは、即ち其の溫泉なのである。さうすると、「源平盛衰記」の「白山神輿登山事」の條に、三月九日の院宣を載せてある其の件名に、

三宮にある。白山比咩神社が在ることを以て古來聞こえてゐる山で神社は加賀の一ノ宮として信仰者も多く、今日は國幣小社である。祭神は菊理媛の外、伊弉諾伊弉冉の二尊である。山麓にあるのは下白山社、本社は海拔八九四〇尺の絶頂にある。

(2)**阿闍梨**　台密二教即ち天台眞言の二宗では、高僧のことを阿闍梨といふ。一山の軌範といふ意。

(3)**白山三社八院**　社と云ふのは、中宮、三佐羅、別宮の三つで之を中宮三社と稱へる。八院は東四箇寺、西四箇寺にわかれてゐる。宗旨は天台宗で、昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮華寺、隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺の諸院である。

(4)**射向の袖**　鎧の左の袖のこと。敵が矢を射る方へ其の袖を向け

「加賀國溫河燒失事」さある溫河の字さびつたり合つて來るのである。溫の字の字音はウムであるから、これもウカハであるさ云へばそれまでゝあるが、これは大體に於てユカハであらうさ思ふ。ユカハ即ち湯河であるさすれば、何も態々苦んで隣村の名を借りて來る必要もなく、湯河寺で澤山である。私は之から推論して白山三箇寺の溫谷即ち宇谷寺も湯谷寺であらうさ思ふものである。

然らば山門へ訴へむさて、白山中宮の神輿飾り奉つて、比叡山へ振り上げ奉る。同八月十二日の午の刻ばかり、白山中宮の神輿、既に比叡山東坂本(1)に着かせ給ふと申す程こそありけれ。北國の方より雷 夥しく鳴つて 都をさして鳴り上り、白雪降つて地を埋み、山上・洛中おしなべて、常磐の山の梢まで 皆白妙になりにける。大衆神輿をば、まらうごの宮(2)へ入れ奉る。まらうごゝ申すは、白山妙理權現(3)にておはします。申せば父子の御中なり。まづさたの成否は知らず、生前の御悦、只この事にあり。浦島が子の七世の孫に遭(4)へりしにも過ぎ、胎内の者の靈山の父を見しにも(5)越えたり。三千の衆徒踵をつぎ、七社(6)の神人袖を連ねて、時々刻々の法施祈念 言語道斷の事共にてぞ候ひける。

新釋 それでは本山たる比叡山へ訴訟しようと云ふので、白山中宮の神輿をお飾り立て申して、比叡山へ振上げる。其の年八月十二日の正午時分、白山中宮の神輿が、最早比叡山

て進撃するからである。

(5)甲の星　兜の鉢、即ち頭部へ椀形にかぶさつてゐる部分の各線に平行して、點線をなしてゐる凸起物のこさ、星には大星、中星、小星、椎形小星、いか星等の區別があつて、此の星のついてゐる兜を星兜さいひ、大將分の着るものである。

(6)卯の刻　午前六時のこさ、昔の刻は子を起點さして午前零時から順次亥まで二時間每に一進する。即ち子は午前零時、丑は二時、寅は四時、卯は六時である。

(1)東坂本　比叡山から近江へ向つて下りたところ、即ち東麓。

(2)まらうごの宮　比叡山にある。客神宮さ云つて祭神は伊弉諾命說さ菊理媛說の二つがある、こゝは前者に從

の東坂本へお着きに成るといふ時分に、北國の方角の空中に、忽ち雷鳴現象が烈しく起つて、京都の方へと鳴り進み、眞白い雪が地に降積んで、比叡の山上は勿論、京都市中へかけて一般に、それこそ常綠樹で蔽はれてゐる山の森林帶までが皆一時に白くなつた。衆徒たちは神輿を客神の宮へお入れ申上げる。客神としてお入りになるのは、白山妙理權現でいらせられるのだから、云はゞ親子の御關係である。今度の訴訟が成功するか否かは分らないが、御存生中の事としたら、何よりもお嬉しい御面會である。浦島が故郷へ歸つて七代目の孫に逢つたよりも、懷胎されてゐるうちに別れた子が靈鷲山で父の顏を見たよりも以上である。三千人の衆徒は後から後からと續き、七社の神主全部が袖を連れて、時々刻々にお經を誦み祈禱を凝らす有樣は、とても口では言ひ盡しない事であつた。

研究　白山中宮の神輿が東坂本に著くと同時に、北國の方から雷鳴が起つて、山上山下悉く雪に埋まつたといふことは、只漠然と讀過されさうな事實である。恐らくそれが神威の發現であらうと云ふ事は、勿論何人にも想像される事實であるが、特に面白いのは雪が其の神威發現の手段に用ゐられてゐることである。白山が元火山であつたことは、所謂劍ケ峯の三峰が環狀を成して大噴火口壁の痕跡を示し、頂上に千蛇ケ池が瀦溜して噴火口の跡を表してゐるばかりでなく、八合目以上の岩石は悉く火成岩であり、文獻の上にも數度の噴火が記されてゐることで明白であるが、此の事實から觀て、少くとも太古には、此の山が火山として原始信仰の對象であつたに違ひない。而もそれが休火山となると共に、其の高峯には常に雪が降蔽ひ、四時殆ど白皚々の狀を呈してゐるので、茲に一種のミスチツクパワーを感じた民衆は、新に雪の白色を以て山に名づけ、雪を以て其の神威をシンボライズするに至つたのである。白山の神威が雪を以て示された例は、古事談にもある。それに

ふたものであらう。

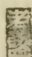
（3）白山妙理權現　菊理媛のことを佛家で斯く稱するのである。

（4）浦島が子七世の孫に遭ふ　浦島傳説中の浦島が龍宮から故郷に歸つて來てからの話である。

（5）胎内の者靈山の父を見る。　釋迦の出家後に生れた其子羅喉羅が靈鷲山へ成道の釋迦を尋れに行つて會つたことをいふ。

（6）七社　比叡山王の七社卽ち、客祠宮に大宮二宮、三宮、聖眞子、八王子、十禪師を加へて以上七社である。と普通には解かれてゐる

依ると、或る人の夢に客神社の神靈が現はれ一貫い託宣があつた、翌日見ると、其の小社の上ばかりに白雪が一尺程積つてゐたといふのである。

 七社の神人とあるのは、山王七社の事ではない。今まで普通にさう解せられてゐたのであるが、これは甚だしい誤りである。無論これは白山七社即ち(1)白山宮(2)金劔宮(3)岩本宮(4)三ノ宮、と以上四つが本宮四社、これに(1)中宮(2)佐羅宮(3)別宮の三つ以上が中宮三社で總計七社になるのである。

さる程に山門の大衆、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許もなかりければ、然るべき公卿殿上人は、「あはれ疾くして御裁斷あるべきものを、昔より山門の訴訟は他に異なり。大藏卿爲房(1)太宰の權帥季仲(2)の卿は、さしも朝家に重臣たりしかども、山門の訴訟によつて、流罪せられ給ひにき。況や師高などは、事の數にてやはあるべき、仔細にや及ぶべき」と申しあはれけれども、大臣は祿を重んじて諫めず、小臣は罪に恐れて申さずといふ事なれば、各口を閉ぢたまへり。

 さう斯うするうちに、比叡山の衆徒たちは、國司加賀守師高を流罪に處せられ目代近藤判官師經を禁獄に處せられたいと度々奏聞したが、御裁可がなかつたので、相當考へのある公卿や殿上人は、「あゝ早く御裁可になればいゝのに、昔から山門の訴訟だけは特別扱ひなんだ、大藏卿爲房や太宰權帥季仲卿は、しかも朝廷の重臣であつたが、山門の訴訟があつたので流刑におされになつた、まして師高なんかは、數に入らぬ人間なんだ、問題に

(1)大藏卿爲房　高藤の裔たる藤原爲房である。寛治六年左少辨時代に日吉社の神人山僧等の訴によつて阿波權守に左遷された。

(2)太宰權帥季仲　百錬抄堀河天皇ノ條に長治二年十月三十日、一日吉祇園神人、延曆寺ノ大衆神輿ヲ先トシテ陽明門ニ參リ、季仲卿並……等罪科遲々タルノ由、十一月一日、季仲、範政、光清、罪名ヲ勸フベシ、又光清離務ヲ止ムベキノ由仰セ下サル、仍テ大衆歸山ス一とある。其の結果季仲は同日、權中納言太宰權帥を停めて、十二月

二十八日周防國に配流されてゐる、

も何にも成るものか」と云ひ合はれたが、しかし大臣は祿を重んじて言はず、小臣は罪を恐れて諫めずで、誰も進んで其の事を主張する者はなく、テンデに皆緘默してゐた。

（1）加茂川　山城國愛宕郡北部山中から發して、鞍馬、貴船、高野の三川を合し、京都市中を南に貫流して更に高瀬川を合し、鳥羽に至つて桂川に注ぐ川であるが平常は水流細くして河底の砂石を露出してゐるが、一朝大雨があると、澎湃たる濁流漲溢し、屢々氾濫して、或時の如きは萬里小路以東悉く浸水した。從つて古來屢々河防工事が施されたが、効がなかつた。白河の院が之を三不如意の一に加へられたのは御道理である。

（2）雙六の骰子　今日の雙六ではない。雙六盤といつて、高さ四五寸、長さ一尺餘、幅七八寸の長火鉢を裏向け

一二、願立

「加茂川の水(1)、雙六の骰(2)、山法師(3)、これは我が御心にかなはぬもの」と、白河の院も仰せなりけるとかや。鳥羽の院の御時も、越前の平泉寺(4)を山門へ寄せられけることは、當山を御歸依淺からざるによつてなり。非を以て理とすと、宣下せられてこそ、院宣(5)をば下されけれ。されば、江帥匡房(6)の卿の申されしは、「山門の大衆、日吉の神輿を陣頭へ振り奉つて、訴訟を致さば、君はいかゞ御計ひ候ふべき」と申されければ、法皇、「げにも山門の訴訟は、もだしがたし」とぞ仰せける。

【通釋】加茂川の水と、雙六の骰子と、山法師と、此の三つは朕の意思でどうする事も出來ないものだと、白河院も仰せられたとか申す事である。鳥羽の院の御時にも、越前の平泉寺を山門へ合併せられたのは、比叡山に對する御歸依が深かつたからである。非を以て理とすと仰せ下されて院宣を發せられたのであつた。さういふわけだから太宰權帥の大江匡房卿が或る時院樣に、「若し日吉の御神輿をお振り申して訴訟して參りましたら、君には如何お計らひ遊ばしますか」とお伺ひ申されたところが、「何としても山門の訴訟に捨てゝ置けないね」と仰せられたとの事である。

去嘉保二年(7)三月二日の日、美濃の守源義綱(8)の朝臣、當國新立の莊を倒す間

たやうなもので、其の面の中央に長く二條の綵を引き、之を中隔さして、左右を各闘技者の陣地さし、之を各十二分して、黒白各十二の馬を其一區劃毎に配置し、二個の骰子を竹筒の中から振出して、其の骰の面の指數に從つて各馬を進め、早く敵陣に入り了つたものが勝つ遊戯である。其の骰の目の指數は全く偶然で、人力では之を如何さもすることが出來ないから、之をも三不如意の一に加へ給ふたのである。

(3)山法師。比叡山の僧兵。

(4)平泉寺。越前大野郡平泉寺村にあつた白山神社の供僧坊。

(5)院宣。院旨を奉じて、院の役人が指揮令令する公文書。

(6)江帥匡房。大江匡房のこさ。天永二年十一月五日に病死した、

山の久住者ゑんおうを殺害す。之によつて日吉の社司、延暦寺の寺官、都合三十餘人、申文⑨を捧げて陣頭へ參じたるを、後二條の關白殿⑩、大和源氏⑪中務權少輔⑫頼治⑬に仰せて、之を拒がせらるゝに、頼治が郎黨、矢を放つ。矢庭に射殺さるゝ者八人、傷を被る者十餘人、社司・諸士、四方へ皆逃げ去りぬ。之によつて山門の上綱⑭等、仔細を奏聞のために、夥しう下洛すさ聞えしかば、武士・撿非違使、西坂本に行き向つて、皆追つかへす。さる程に山門には、御裁斷遲々の間、日吉の神輿を根本中堂⑮へ振り上げ奉り、その御前にて、眞讀の大般若を七日讀みて、後二條の關白殿を咒詛⑯し奉る。結願⑰の導師⑱には、仲胤法印、その時は未仲胤供奉⑲さ申しゝが、高座に上り、鐘打ちならし、敬白の詞にいはく、「我等が菜種の二葉よりおふし立て給ひし神達、後二條の關白殿に、鏑矢⑳一つ放ち當て給へ、大八王子權現㉑」さ、高らかにこそ祈誓したりけれ。その夜やがて不思議の事ありけり。八王子の御殿より鏑矢の聲出でゝ、王城をさして鳴りて行くこぞ、人の夢には見えたりける。そのあした、關白殿の御所の御格子を㉒あけけるに、只今山より取りてきたりたるやうに、露にぬれたるしきみ一枝、立ちたりけるこそ不思議なれ。


新釋　去る嘉保二年の三月二日に、美濃守源義綱朝臣が當國へ新たに設けた莊園を破毀し

大江氏にして太宰權帥だから江帥といふ。
(7)嘉保二年。一七五五年。
(8)美濃守源義綱。伊豫入道源賴義の子。
(9)申文。朝廷に申請する文書。
(10)後二條關白。關白師通。
(11)大和源氏。淸和源氏から派生した別流の源氏。大和守賴親が其の元祖で、常に大和に親ゐたからいふ。賴親―賴房―賴風―賴治（室町氏）―親弘（豐島氏）
(12)中務權少輔。中務省の官吏で、卿の次が大輔、次が少輔である。
(13)賴治。賴房の子である。但し百錬抄には「神輿參陣之間、中務亟賴綱郎二、射二殺神人大衆一」とある。
(14)上綱。上位の僧綱。

た事につき、比叡山に長い間ゐた圓應といふ僧を殺害したので、日吉神社の社司を初めさして、延暦寺の寺官など、總計三十人餘りの者が、申請書を捧げ　皇居の陣前まで訴へて來たのを、後二條關白殿が、大和源氏の中務權少輔賴治に御命令あつて、之を防がせられたところが、賴治の家來が放つた矢に、忽ち死者八人、負傷者十人餘を生じたので、社司等は四方へ散りぢりに退却した。そこで山門の高等僧官等は、其の詳細の事實を奏上するために、大勢下山して來ると云ふ事だつたので、軍隊や警察隊が、西坂本へ進んで途中で皆追返した。山門では、請願に對する御裁斷が遲いといふので、山王七社の神輿を根本中堂までお振上げ申して、其の前で大般若經の全卷を七日間續けて讀んで、後二條關白殿をお詛ひ申上げる。結願の日の導師には仲胤法印、其の時にはまだ仲胤供奉と申したのか、高座に登つて、鐘を打ち鳴らして、敬つて白した文句は、と云ふと「我々が菜種ならば其の二葉の發芽期から保護して御培養下さつた神樣々、別しては大八王　權現、願はくば後二條關白殿に鏑矢を一本お放ち下さいますやうに」と、高い聲で祈つた。ところが其の晩不思議の事實があつた、それは八王子の神殿から鏑矢の鳴出る音がして、京都市の方角へ飛んで行つたところを夢に見た者があつた。其の翌朝の事、關白殿の御所の御格子をいつものやうに釣上げたところが、たつた今比叡山から採つて來たかと思はれるやうに、まだ露にぬれたまゝの樒が一枝其處に立つてゐたのは不思議な事であつた。

やがて其夜より、後二條の關白殿、山王の御咎とて、重き御病をうけさせ給ひて、打ち臥させ給ひしかば、母上大殿の北の政所、大に御歎あつて、御樣をやつし、賤しき下臈の眞似をして、日吉の社へ參らせ給ひて、七日七夜が間祈り申させお

（15）根•本•中•堂• 比叡山の中央にある堂、草創の建立で、薬師の等身像が本尊である。左右に文殊堂と經藏との二宇があつたから、根本中堂と名けた。現在のは寛文七年のものであるが特別保護建造物に指定されてゐる。

（16）呪•詛• ノロヒである。神又は佛に祈つて或る惡靈的効力の發現を求める強制行爲をいふ。百錬抄には「嘉保二年…………十一月山僧五壇ノ法ヲ行フテ國家ヲ呪詛シ奉ル」。

（17）結•願• 日を限つて佛に願を立てた最終滿期日のこと。此の日を以て祈願を終結するからである。又滿願ともいふ。

（18）導•師• 法會のリーダー、コンダクター。

（19）供•奉• 内供とも又内供奉ともいふ、戒律

はします。先づあらはれての御立願には、しば田樂(23)百番、百番の一つ物、競馬、流鏑馬(24)、相撲 各百番、百座の仁王講(25)、百座の藥師講(26)、一搩手半の藥師(27)百臺、等身(28)の藥師一臺、並に釋迦、阿彌陀の像、各造立供養せられけり。

【通釋】 直ぐ其の晩から後二條の關白殿は、日吉山王の御神罰だといふので、重病にお罹りになつて床にお就きになつたので、御母君たる大殿夫人は、非常にお歎きになつて、わざと見すぼらしい身なりをして、下賤の女のやうな眞似をして、日吉神社へ御參詣に成つて、七日七晩の間御祈りをしておいでになる。先づ公然とお立てになつた祈願としては、芝田樂を百番、百番の一つもの、競馬、流鏑馬、相撲各百番を奉納し、百座の仁王講、百座の藥師講を催し、一搩手半の藥師像を百体と、等身の藥師を一体、それから又釋迦像、阿彌陀像各一体を、それぞれ鑄造してお供養致しますといふ事であつた。

又御心中に、三つの御立願あり。御心の中の御事なれば、人之をばいかで知り奉るべきに、それに何よりも又不思議なりける事には、七夜に滿ずる夜、八王子の御社に、いくらもありける參人どもの中に、陸奥國より遙々と上つたりける童巫(29)、夜半ばかりに俄に絶え入りけり。遙にかき出いて祈りければ、やがて立つて舞ひかなづ。人奇特の思をなして之を見る。半時(30)ばかり舞ひて後、山王下り(31)させ給ひて、漸うの御託宣こそ恐しけれ。「衆生等確に承れ。大殿の北政所、今日七日我御前に籠らせ給ひたり。御立願三つあり。先づ一つには、今度殿下の壽

を嚴守し智德の優秀な以て聞えてゐる高僧十人を全國的に撰拔して朝廷の內道場に供へ奉らしめられる、之を內供奉十禪師と名ける。

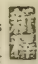
(20)八王子・日吉社神道秘密記に「一、天照大神素戔嗚尊ト談合シテ子ヲ生ム、五男三女アリ即チ八王子」とある。

(21)鏑矢・蕪菁形で中空になつてゐる鏃を具へた一種の矢。多く木製で、其の中空部の壁には三個の孔があるから、之を射れば、振動された空氣は穴から入つて音響を發する。

(22)格子・角材を縱横に組合せて作つた一種の建具。正殿の四方には夜間之を鎖して屏障とする。柱と柱との間に各上下二枚あつて、下の一枚は常に懸金を以てかけおき、上の一枚を外方又は內方へ釣上げる。廂の間があるところは常に後者であ

命を助けさせおはしませ。さも候はゞ、大宮の下殿(23)に候ふ諸のかたわ人(24)に交りて、一千日が間、朝夕宮仕申さむとなり。大殿の北政所にて、世を世とも思し召さで過させ給ふ御心にも、子を思ふ道に迷ひぬれば、いぶせきことをも忘られて、あさましげなるかたわう人に交つて、一千日が間、朝夕宮仕へ申さむと仰せらるゝこそ實に哀に思しめせ。二つには、大宮の端殿(25)より八王子の御社まで回廊(26)作つて參らせむとなり。三千の大衆、降るにも照るにも社參の時、いたはしう覺ゆるに、回廊作られたらむには、いかにめでたからむ。三つには八王子の御社にて、法華問答講(27)毎日退轉なく行はすべしとなり。此御立願どもは、何れも愚ならねども責めては上二つは然なくともありなむ。法華問答講こそ、一定あらまほしうは思し召せ。但し今度の訴訟は、むげに易かりぬべきことにてありつるを、御裁許なくして、神人、宮司射殺され、衆徒多く傷を被つて、泣く〳〵參りて訴へ申すが、餘に心憂ければ、如何ならむ世に忘るべしとも思し召さず。その上彼等に當る所の矢は、即ち和光垂跡(28)の御膚に立ちたるなり。實虛言は之を見よとて、肩ぬぎたるを見れば、左の脇の下、大なるかはらけの口程そげのいてぞありける。「是が餘に心憂ければ、如何に申すとも、始終のことは叶ふまじ。法華問答講、一定あるべくば、三年が命を延べて奉らむ。それを不足に思し召さば

力及ばず」とて、山王あがらせ（三）給ひけり。母上この御立願の御事、人にも語らせ給はねば、誰洩しぬらむと、少しも疑ふ方もましまさず。御心の中の事ごもを、ありのまゝに御託宣ありければ、愈々心肝に添うて、特に尊く思し召し、假令一日片時と候ふともあり難うこそ候ふべきに、まして三年が命を延べて賜はらむと仰せらるゝこそ、誠に有がたうは候へ」とて、御涙をおさへて御下向ありけり。さその後、紀伊の國に殿下の領田中の庄といふ所を、永代八王子へ寄進せらる。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて、法華問答講、毎日退轉なしとぞ承る。



【通釋】　又御心中では三つの願をお立てになつた。お胸の中で思召した事であるから、他人が其の事をどうしても知つてる筈がないのに、何よりも亦不思議であつた事は、七晩目の滿願の夜に、八王子のお社には參詣人たちが幾らもあつた中に、奥州から遙々と上つて來た少女の巫子が、夜中頃になつて、急に氣絶して人事不省となつた、で、遠く離れた所へかついで出て、お祈をしたところが、間もなく氣がついて、立上つたと思ふと舞を舞出した。居合はせた人たちは珍らしい事だと思つて、ぢつと見てゐると、約一時間程も舞つてから、神がかり狀態になつて、山王樣の御託宣だと稱して色々の事を言出したのは恐ろしかつた。「皆よく聞け、大殿師實公の奥方が今日で七日、我が神前に參籠された。立てられた御願は三ケ條ある。第一ケ條は、今度病氣になられた殿下の壽命をお助け下さい、さうすれば大宮の下のお籠り堂にゐる樣々の不具者と一緒になつて、一千日の間、毎朝毎晩神の御用を勤めませうと云はれるのである。大殿の奥方として世間を無視して暮らしておいで

る。此の内方へ釣上げる裝置のものを内格子と稱へる。之を釣上げることを「みかうしあげる」といひ、閉ぢることを「みかうし參る」といふのである。

（23）芝田樂●●●　加茂社に行はれたこさのある田樂の一種。

（24）流鏑馬●●●　弓矢を携へ乘馬しつゝ、走る馬の上から的を射る騎射競爭のこと。古くからあるが、鳥羽院以來盛になつたものらしい。

（25）仁王講●●●　祈の爲に仁王護國般若經を講ずること。

（26）藥師講●●●　藥師は病災を司る佛であるから之を祈る爲の講式であらう。

（27）一搩手半●●●●●●　一搩手半の藥師、手の平半分の大きさの藥師像。

（28）等身●●　人間の身長と等しいこと。

になるお心にも、子を思ふ道に迷ふたとなると、汚いイヤな事も忘れて、びつくりする程な不具者の仲間に交つて、千日の間、朝晩仕へようと仰せられる精神は、實に殊勝だと思ふ。第二ケ條には、大宮のはつれにある堂から、八王子のお社まで廻廊を作つて上げようと云はれるのである。三千人の衆徒たちが、社參の時に、長道を歩いて行くのは、降つても照つても、痛々しく思はれるのに、廻廊が出來たとしたら、どんなにか結構だらう。第三ケ條には、八王子のお社で、法華問答講を毎日撓みなく行はさうと云はれるのである。是等の立願は、どれもこれも皆並大抵の事ではないが、煎じ詰めたところ、最初の二つは、どうでもいゝ事である、只法華問答講だけは、是非望ましいと思ふ。但し今度の訴訟は、別に大した事でもなかつたのを、御裁可にならない爲、神主たちが射殺され、衆徒が大勢負傷して、涙ながらに神前へ來て訴へるのが、あんまり情ないから、此の事はいつになつても忘られようとは思はない。其の上、あの者たちに當つた矢は、取りも直さず和光垂跡の我が膚に立つたのである。嘘か本當かは之を見るがよい」と云つて、肩を脫がれたところを見ると、左の脇の下が、大きな土器の口ほども、そぎ取られてあつた。「これが餘りに不愉快だから、何と申しても、永い事は叶ふまい。法華問答講を必ずやられるに相違ないなら、三年だけ命を延ばして差上げよう。それを不足に思はれるなら、わしの力には及ばぬ事だ」と仰しやつて、山王はお上がりになつた。母君は此の御立願の事を、何者にもお話しになつた事がないのであるから、誰か漏らした者があつていゝ事だらうとお疑ひになる筋は少しもない。御自分一人のお心の中で思つていらつしやる事を、すつかり其の通りに御託宣があつたのであるから、一層胸に徹して、殊に尊く思召し、「よしや一日片時でも有難い事で御座いますのに、まして三年の命をお延ばし下さらうと仰せられますのは誠に難有

(29)童巫　少女の巫であらう。巫とは韻會に「女能事ニ無形一以レ舞降レ神也」とある。此の種の者である。しかし此處のは、神前で舞を奏して降神を行ふといふより習慣的自己催眠の結果、二重人格を現じて、神の言葉に似たものを、無意識狀態で發言するミチマムである。

(30)半時　昔の時は今日の二時間單位になつてゐた、だから半時間即ち二分の一時は、今の一時間に相當する。

(31)下りる　神が降ること、即ち憑靈狀態になること。

(32)大宮の下殿　參籠する人のゐる所。

(33)かたわうど　片輪の人、不具者。

(34)宮の端殿。　不明

(35)廻廊　折れ廻つて建てられてゐる廊下。

さ。

(36)法華問答講 法華經の論講問答をすること。

(37)和光垂跡 和光は和光同塵といふ、老子に「和二其光一同二其塵一」とある。我が智光を和げひそめて世塵の中に混同してゐること。垂跡は佛が權跡を垂れて覺者を誘導すること。

(38)あがる 天に歸り昇ること。神官は今でも何かの祭の時に最初に降神式をやつて、後に昇神式をやる例である。

(1)永長二年 一七五七年。

(2)萬德圓滿 德の全的であること。

(3)世尊 世に於て無上絶對の尊貴的存在。

(4)十地苦行の大士 あらゆる苦行を積んで十地に達した菩薩をいふ意。十地とは(1)歡喜地(2)離垢地(3)發光地(4)焔慧地(5)難

う存じます」と云つて、流れ落ちる涙を抑へて御下山になつた。其の後になつて、紀伊の國にある殿下の御領地で田中の荘といふ所を、永久に八王子へ寄附せられた。それで今日になつても八王子のお社では、法華問答講が毎日絶みなく行はれてゐると聞いた。

かゝりし程に、後二條の關白殿御病輕ませ給ひて、もとの如くにならせ給ふ。上下喜びあはれし程に、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年①になりにけり。六月二十一日、又後二條の關白殿、御髮の際に惡しき御瘡出でさせ給ひて、打ち臥させ給ひしが、同じき二十七日、御年三十八にて終にかくれさせ給ひぬ。御心の猛さ、理の強さ、さしもゆゝしうおはせしかども、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命を惜ませ給ひけり。誠に惜しかるべし、四十にだに滿たせ給はで、大殿に先立たせ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先立つべしといふことはなけれども、生死のおきてに從ふならひ、萬德圓滿②の世尊、十地苦行の大士③達も、力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足の山王、利物の方便④にてましませば、御咎なかるべしとも覺えず。

【通釋】 其のうちに後二條の關白殿は、御病氣が御輕快になつて、元の通りのお身體になられたので、お邸の上下の人々は皆喜び合つておいでに成るうちに、三年の月日が經過するのは夢のやうなもので、早くも永長二年になつた。其の六月二十一日に、關白は又、髮の生へ際のところに惡性の腫瘍がおできになつて、床にお就きになつたが、其の二十七日に

勝地（6）現前地（7）遠行地（8）不動地（9）善慧地（10）法雲地、ある
（5）利物●●●●利物は民衆を利すること、方便は便宜的方法手段

お年三十八で、到頭おかくれになつた。果斷に富んでゐられる事、何處までも條理を貫き通される意思の强さは、感じ入つたお方であつたが、實際の所、あんまり事が急であつたので死ぬる命をお惜みになつた。如何にも惜しい事であらう、まだ四十にもお成りにならないで、父君の大殿樣よりも先へおいでになるといふのは悲しい事である。必ず父親の方が先へ死なねばならぬといふきまりはないが、生きるのも死ぬのも皆運命の決する所に從はねばならぬのが人生の常であつて、すべての德を具へておいでになる佛や、難行苦行を積んで、十地に達せられた菩薩のお力を以てしても、どうなさる事も出來ない次第である。同情心に滿ちていらつしやる山王の、衆生を利益する爲の方便とあれば、これも止むを得ない事であらうと思はれる。

一四、御輿ふり

さる程に、山門には、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりければ、日吉の祭禮①を打ち止めて、安元三年四月十三日の辰の一點に、十禪師權現、まらうど、八王子、三社の神輿を飾り奉つて、陣頭へ振り上げ奉る。下松②、切堤③、鴨川原、たゞす④、梅たゞ⑤、柳原⑥、東北院⑦の邊に、神人、宮仕、白大衆⑧、せんたう⑨充ち／＼て、幾らといふ數を知らず。神輿は一條を西へ入らせ給ふに、御神寶天に輝いて、日月地に落ち給ふかと驚かる。

新釋　さうかうするうちに、山門の方では國司加賀守師高を流刑に處せられ、目代の近藤判官師經を禁錮刑にして戴きたいと度々奏上するが、御裁許がなかつたので、日吉の祭禮を中止して、安元三年四月十三日の午前八時に、十禪師權現・客人宮、八王子と三神社の神輿をお飾り立て申して、皇居内の公卿詰所へ振込んで來た。見渡すと、下松、切堤から加茂川原、糺の森、梅忠神社附近、柳原、東北院の邊にかけて神主やら宮仕、白大衆、專當どもが一ぱいになつて、幾らゐるか數が判らないほどである。神輿は一條を西へお入りになるのであつたが、飾立てた樣々の御神寶はキラキラと天に反射して、太陽と月とが、

(1)日吉の祭禮　有名なる叡山の日吉祭である。四月の中の日にあると定てある。
(2)下松　京都の郊外一乘寺附近。
(3)切堤　法住寺邊だといふ。
(4)たゞす　下加茂神社のある糺の森。
(5)梅たゞ　一條京極にある神社。
(6)柳原　上立賣の北室町。
(7)東北院　拾芥抄に隨ふと一條の南、京極の東にあつた寺。
(8)白大衆　よくは判らない、內海學士は白い裝束をつけてゐたのだらうと解せられてゐる。

（9）せんたう　專當の字を當てゝある。

（1）大宮表　大宮御所に向いた方。
（2）陽明門　皇居の東門で北から二番目の門。
（3）待賢門　同じく北から三番目の門。
（4）郁芳門　同じく北から四番目の門。
（5）渡邊省・授　嵯峨源氏たる渡邊當の子である。
（6）縫殿陣　縫殿寮の附近にあるから云ふ、大內裏の外廓門の一つで皇居の北正面に當る門であるから北の陣とも云ふ。

一時に此の地上へ落ちかゝつておいでに成つたのかと驚かれるばかりである。

之によつて、源平兩家の大將軍に仰せて、四方の陣頭を固めて、大衆防ぐべきよし仰せ下さる。平家には、小松の內大臣の左大將重盛、其勢三千餘騎にて、大宮表①の陽明②・待賢③・郁芳④、三つの門を固め給ふ、弟宗盛、知盛・重衡・伯父賴盛・敎盛・經盛などは西南の門を固め給ふ。源氏には、大內守護の源三位賴政、郞黨には渡邊省、授⑤を先として、その勢僅に三百餘騎、北の門、縫殿の陣⑥を固め給ふ。所は廣し、勢は少し、疎にこそ見えたりけれ。

【通釋】　そこで朝廷では源平兩家の大將分に御命令になつて、四方の陣前を守備して、衆徒軍を防ぐべき旨を仰せ下された。平家の方では、小松內大臣左大將重盛が、三千の兵力を以て、大宮御所に面した陽明、待賢、郁方の三門を固められる。弟の宗盛・知盛、重衡、伯父の賴盛、敎盛、經盛などは西南二方の門を固められる。源氏の方では、皇居守護の任にある源三位賴政が家來の渡邊省、授親子を筆頭に其の兵力僅に三百餘騎で、北の門たる縫殿の陣を固められる。防備區域は廣いし、兵力は劣勢であるし、隨つて其の防禦線が疎らに見えた。

【餘說】　日吉山王の祭は四月中の申の日であることは頭註の如くであるが、安元三年の神輿振は、「玉海」に依ると四月十三日で、其の日は壬午とあり、「皇帝紀抄」には、「依二官軍相禦一、神輿日口令散……日吉祭延引」とあるから　此の時の山王祭は四月十五日であつたことが知られる。

大衆無勢たるによつて、北の門、縫殿の陣より、神輿を入れ奉らむとするに、賴政の卿さる人①にて、急ぎ馬より飛んで下り、甲をぬぎ、手水うがひ②して、神輿を拜し奉らる。兵ども、皆此の如し。賴政の卿より大衆の中へ使者を立て、言ひ送らるゝ旨あり。その使は、渡邊の長七唱とぞ聞えし。唱その日の裝束には、きちんの直垂③に、小櫻を黃にかへしたる鎧④着て、赤銅作⑤の太刀を佩き、廿四さいたる白羽の矢⑥負ひ、重籐の弓⑦脇に挾み、兜をばぬいで高紐⑧に掛け、神輿の御前に畏つて、「暫く、靜まられ候へ。源三位殿より、衆徒の御中へ申せと候」とて、「今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候ふ。御裁斷遲々こそは、よそにても遺恨に覺え候へ。神輿入れ奉らむこと仔細に及ばず。但し賴政無勢に候ふ。明けて入れ奉る陣より入らせ給ひなば、『山門の大衆は目垂顏⑨しけり』など、京童⑩の申さむこと、後日の難⑪にや候はむずらむ。あけて入れ奉れば、宣旨を背くに似たり。又拒ぎ奉らむとすれば、年比いわう⑫山王に頭を傾けて候ふ身が、今日より後、永く弓矢の道に別れ候ひなむず。彼といひ此といひ、旁難治⑬のやうに覺え候ふ。東の陣頭をば、小松殿の大勢にて固められて候ふ。其陣より入らせ給ふべうもや候ふらむ」と、言ひ送いたりければ、唱がかくいふに拒かれて、神人、宮仕、暫くゆらへ⑭たり。

（１）さる人　さる人、さる者などといふ語は現代も使ふが、さるは然るべきであるから、意譯すると、然るべき人、即ち相當分別のある人といふ事になる。

（２）うがひ　含嗽のこと。ウは[illegible]で「カフー」は馬に水をかふなどのカフと同じい。

（３）きちんの直垂　そろそろ軍記物得意の武裝が出て來る。きちんは麴塵で、經糸を青、緯糸を黃にして織つたものである。

（４）小櫻を黃にかへしたる鎧　小櫻といふのは、鎧の札を威る革の染色である。普通に小櫻縅といふと、小さな櫻花形を藍色で染め出したものであるが、それを黃にかへすとは、更に今一度其の上を黃、染めることである。すると地色は黃、櫻花形は萠黃になる。

(5)赤銅づくり。太刀の裝飾金具に赤銅を用ゐたもの。
(6)二十四さしたる白羽の矢。白羽の矢は普通に矢羽の白い矢のこと、二十四さしたるは其の矢を二十四本箙に挿入してあること。此の外、各場合を通じて別に鏑矢を二本さすのが慣例であるが、基本矢數は十二、十八、二十四、二十五、三十六等の各種に別れてゐる。
(7)重籐の弓。籐を頻繁に卷き重ねた弓。
(8)高紐。鎧の肩に當る所につけてある紐。これで鎧の胴部を釣つておくのである。
(9)目垂顔。目尻の下つた顔。
(10)京童。口のわるい都會の少年の意。
(11)難を打つ。難を打つなどゝいふ。非を打つと一緒で、非難すること。


衆徒軍は、此の門の守備が一番薄弱であると見たので、皇居の北門たる縫殿の陣から神輿をお入れ申さうとしたところが、賴政卿は、相當ウイットのある人だつたから、それと見ると、急いで馬から飛んで下りて、兜を脫いで手を洗ひ含嗽をしてから、恭しく神輿に向つて敬禮された。と兵士たちも皆それに倣つた。其の時賴政卿の部隊中から、衆徒軍の方へ軍使を遣つて、言ひ送られたことがある。其の軍使に渡邊長七唱だといふことであつた。唱の其の日の軍裝は、麹塵の直垂に、小櫻を黄で二度染た鎧をつけ、赤銅金具の太刀を佩き、白羽の矢を二十四本さした箙を負うて、重籐の弓をば脇にかいこみ、兜は後に脫いで高紐に釣りかけた勇ましい姿であつたが、神輿の前に進んで敬意を表してから、「暫く！暫くどうかお靜まり下さい、源三位殿から衆徒方へ申せとの事で御座います」と云つて、「今度の山門の御訴訟は、勿論正義に適したものです、いつまでも御裁斷が遲れてゐるのは、よそ目で觀ても殘念に思はれます。神輿をお入れ申す事は當然の話です。但し賴政の部隊は兵數が足りませんから、若し我々が今、道をあけてお入れ申す此陣地を通過してお入りになつたら「山門の大衆は目尻を下げて入つた」などゝ口のわるい京童が申しませうから、あとで批評の種になるでせう。それに、こゝをあけてお入れ申せば、陛下の勅命を背くやうなものですし、又防戰するとなれば、長年藥師如來を信仰して居ります者が、今後は佛のお見離しを受けて、永久に武道とも別れる結果になるでせう。一方を立てれば、外の一方が立ちません。何れにしても私は苦しい立場にゐると思はれます。東方陣地の防禦線は、小松殿が大部隊で守備してゐられますから、其の陣地を突破してお入りになつた方がよくはないでせうか」と申込んだ。唱に斯う云つて豫防線を張られたので、たけり立つてゐた神主や宮仕たちもさすがに暫くは躊躇して立つてゐた。

若大衆、惡僧ども、「何でうその義あるべき。只此陣より神輿を入れ奉れや」といふやから多かりけれども、爰に老僧の中に、三塔(1)一の僉議者と聞えし、攝津の豎者(2)豪雲、進み出でゝ申しけるは、「此義最といはれたり。我等神輿を先立て參らせて訴訟を致さば、大勢の中を打ち破つてこそ、後代の聞えもあらむずれ。就中この賴政の卿は、六孫王(3)より以來、源氏嫡々(4)の正統、弓矢を取つても未不覺を聞かず。凡は武藝にも限らず、歌道にも又勝れたる男なり。一年近衞院御在位の御時、當座の御會のありしに、深山の花といふ題を出されたりけるに、人々皆詠み煩はれたりしを、この賴政卿

深山木のその梢とも見えざりし櫻ははなにあらはれにけり

といふ名歌仕つて、御感に預る程のやさ男に、いかゞ時に臨むで、なさけなう恥辱をば與ふべき 只神輿かき返し奉れや」と、僉議したりければ、數千の大衆、先陣より後陣まで、尤々とぞ同じける。

【通釋】若い衆徒や亂暴な僧侶なんかは、「何のそんな事があるものか、いゝから此門から神輿を振込まう」と云ふ連中が多かつたが、こゝに老年の僧侶の中に、三塔第一の論客として知られた攝津生れの豎者豪雲といふ者が進んで出て云つたには、「これは至極道理のある事だ云はれたものだ。我々が神輿を眞先にお立て申して、御訴訟申す以上、大勢の中を踏破つて入つてこそ、後世の人に聞かれても威張れると云ふものだ。武家の中でも此の賴

(12)醫王 藥師如來のこと、此の佛は人の疾病を司るからである。

(13)難治 ヂレンマ。

(14)ゆらふ 躊躇、一本には「こらへたり」とある。

(1)三塔 比叡山は、東塔、西塔、横川の三部にわかれてゐて、之を三塔と稱した。

(2)豎者 豎義を歷たる僧を豎者といふ、得第の僧のこと。

(3)六孫王 經基のこと。清和天皇から六代目の孫王だから云ふ。

(4)嫡々 嫡子から嫡子へと承繼いで家督を相續すること。

政卿は先祖の六孫王以來、源氏の正統を傳へてゐるもので、武術にかけても、まだ失敗したことを聞いた事がないばかりか、大抵の事には通じてゐて、歌道などにも又優秀な技巧を以て聞えてゐる男だ。或る年、近衞院の御在位中のこと、即興歌の競作會が御前であつた時に、「深山の花」といふ題を出されたところが、此の頼政卿は

深山木の其の梢とも見えざりし櫻は花にあらはれにけり

と云ふ名歌を詠んで、御感賞に預つた。こんな優しい情緒を持つてゐる男に、どうして此の場合、無情にも耻辱を與へることが出來るものか。いゝから此のまゝ神輿をお舁き返し申せ」と論じたので、數千人の衆徒は第一線から第三線の者までも、口を合はせて、「尤もだ尤もだ」と贊成した。

さて神輿舁き返し奉り、東の陣頭待賢門より入れ奉らむとしけるに、狼藉忽に出で來て、武士ども散々に射奉る。十禪師の神輿にも、矢ども數多射立（1）てけり。神人、宮仕射殺され、衆徒多く傷を被つて、をめき叫ぶ聲は梵天（2）までも聞え、堅牢地神（3）も驚き給ふらむとぞ覺えける。大衆、神輿をば陣頭に振り棄て奉り、泣く泣く本山へぞかへりける。

新譯　そこで神輿をお舁返し申して、東の陣前の待賢門からお入れ申さうとしたところが、忽ち亂暴になつて、武士たちが散々に矢を射かけた。十禪師の神輿にも、矢が澤山射立てられた。神主や宮仕の中にも射殺された者があるし、衆徒も大勢負傷して、苦痛に叫ぶ聲は梵天までも聞こえ、堅牢地神もお驚きになるだらうと思はれた。衆徒は神輿を陣の前にお振棄て申して、涙ながらに本山へ歸つた

（1）**十禪師の御輿にも矢……射立つ。**「玉海」に「即チ陣口ニ參ラント欲スルノ間、官兵ノ爲ニ射散ラサレ、東西ニ分散シ、神輿等道路次ニ棄テテ：件ノ神輿ニ矢ヲ射立ツ：：古来、衆徒騒動有リト雖モ、未ダ其ノ矢神輿ニ中ルノ例無シ、尤モ懼ル可シ」とある。

（2）**梵天**　三界の中の色界の最初にある天。古代印度の思想では此天が各種の修行を積んだものの生れ得る最尚の理想的境地であつたが、佛教では其理想たるや、なほ究竟地には達しないもので、涅槃に入るには更に執着を斷つて差別相を超越しなければならないとした。

（3）**堅牢地神**　大現修理菩薩、又釋提桓因とも云ふ、禪家では又土神とも云つた。

一五、內裏炎上

夕に及んで、藏人の左少辨①兼光②に仰せて、院の殿上にて、俄に公卿僉議ありけり。去んぬる保安四年四月に神輿入洛の時は、座主③に仰せて、赤山の社④へ入れ奉る　又保延四年七月に神輿入洛の時は、祇園⑤の別當⑥に仰せて、祇園の社へ入れ奉らる。今度も保延の例たるべしとて、祇園の別當權の大僧都澄憲に仰せ、へいしよく⑦に及んで、祇園の社へ入れ奉らる。神輿に立つ所の矢をば、神人してこれを拔かせらる。昔より、山門の大衆神輿を陣頭へ振り奉ることは、去んぬる永久⑧より以來、治承⑨までは六箇度なり⑩。然れども、每度に武士に仰せて拒がせらるゝに、神輿射奉ることは、是初とぞ承る。靈神怒をなせば災害巷に滿つといへり。恐ろし恐ろしとぞ、各のたまひ合はれける。

新譯　夕暮になつて藏人兼左少辨の兼光に御命令になつて、院の御所の殿上間で、急に公卿會議が催された。去る保安四年の四月に神輿の入京があつた時には、天台座主に御命令になつて、赤山明神の社へお入れ申された。又、保延四年の七月に神輿が京都へ振込まれた時には、祇園社の別當に仰せつけられて祇園の社內へお入れ申された。今度も保延の時の先例の通りにするがよからうと云ふので、祇園社の別當權の大僧都澄憲に仰せつけられて、夜に入つてから祇園社へお入れ申される。神輿に射立つた矢は、神主にそれを拔かさ

(1)藏人の左少辨・藏人で左少辨の人。左少辨は太政官の判官たる辨の最下級者。辨には左右あつて、左は中務式部、治部、民部の四省を管轄する。正五位下相當官。

(2)兼光・參議眞夏の裔で中納言資長の子。

(3)座主・學殖優れた碩才で、一山の寺務を總理する者、勅旨があつて初めて任ぜられる。

(4)赤山の社・比叡山の西麓にある。支那の泰山府君を祭つたものであるが、日本へ來ては素盞鳴命だと云ふ事になつてゐる。

(5)祇園・今も京都にある八阪神社の事、祭神は素盞鳴命を主とし

せられた。昔から山門の衆徒が神輿を陣前へお振り申したことは、去る永久以来、此の治承の時までに六度あつた。其の度毎にいつでも武士に命じて防がしめられたが、しかし假初にも神輿に向つて矢など射かけ申したのは、これが初めてだと聞いてゐる。あらたかな神樣がお怒りになると、忽ち災禍が到る所に充滿すると云ふ事だ、あゝこはい、こはい、とテンデに言合はれた。

同十四日の夜半ばかり、山門の大衆、又夥しう下洛すと聞えしかば、主上夜中に腰輿(11)に召して、院の御所法住寺殿(12)へ行幸なる。中宮、宮々は御車に奉りて、他所へ行啓(13)ありけり。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客(14)、我も我もと供奉せらる。小松の大臣は、直衣に矢負うて供奉せらる。嫡子權の佐少將維盛は、束帯に平箙(15)負うてぞ參られける。凡禁中の上下、京中の貴賤、騷ぎのゝしること夥し。

新釋　其の十四日の夜中時分に、山門の衆徒が、又大勢で下山するといふ風聞が立つたので、お上は深夜に拘らず、急に腰輿に召させられて、後白河院の御所である法住寺御殿へ行幸遊ばされる。中宮や、宮樣方は、御銘々お車に召して、外々へ行啓になつた。關白殿を初めとして、太政大臣以下の公卿や殿上人も、何れも自ら進むでお供申される。小松内大臣は、直衣の上に矢を負うてお供せられる。其の嫡出子の權の佐少將維盛は、束帯の上へ平胡籙を背負うて參られた。宮中上下のお方々も、京都全市の各階級の人々も、わめくやら騷ぐやら大變な事である。

て菅田姫命並に八柱御子神である。貞觀十八年播磨廣峰からの勸請である。

(6)別當。寺の長官をさして一山の統轄に當る者。基本的には檢下の者の選擧に因るが、地方官廳を經由して太政官に上申し、改めて任命されるのである。

(7)へいしよく　秉燭である。燭を秉るのであるから、即ち夜のこと。

(8)永久　一七七三年(七月十三日)より一七七八年(四月三日)まで續いた。

(9)治承　即ち安元三年(一八三八)のこと。八月四日に改元された。

(10)永久より治承まで　六ケ度　永久元年、保安四年七月二十八日、保延四年四月二十九日、久安三年六月二十八日、嘉應元年十二月二十三日、安元三年の六度で

ある。

(11)腰輿•人が擔荷を昇ぐやうにして手を稍延ばし加減にして腰のところで持つて昇いで行く輿、之を「たごし」とも云ふ。皇居の火事の時、地震の時等、急な場合に限つて天皇も之に召される。

(12)法住寺殿•京都市下京區三十三間堂の東南にある、一條帝の御時に藤原爲光が、其女祇子の菩提の爲に建てた寺であつたが、鳥羽天皇が離宮とされて以來、後白河法皇もこゝにお住みになつた。

(13)行啓•皇后皇太子のおいでましにいふ。

(14)雲客•雲の上人、殿上人。

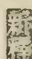
(15)平箙•ヒラヤナグヒと訓ませてゐる、正しくは平胡籙と書く、矢の容器で武官は之を

されども山門には、神輿に矢立ち、神人・宮仕射殺され、衆徒多く傷を被りたりしかば、大宮(16)二宮(17)以下、講堂(18)中堂(19)、すべて諸堂、一字も殘さず皆燒き拂つて、山野に交るべきよし、三千一同に僉議す。之によつて大衆の申す所、法皇御はからひあるべしと聞えし程に、山門の上綱等、仔細を衆徒に觸れむとて、登山したりけるを、大衆、西坂本におり下りて、皆追つ返す。


しかし山門では、神輿に矢が立つて、神主や宮仕が射殺され、衆徒が大勢負傷したから、此の上は大宮、二宮以下、大講堂、根本中堂、其の外一切の堂塔を、一棟も殘さず、皆燒拂つて、一同山野の間に生活しようと云ふ事に、山内三千の僧徒が悉く決議した。それで京都では衆徒の言分について、後白河法皇がお取計らひになると云ふことで、其のうちに山門の幹部僧官たる上位の人々が、詳細の事を衆徒に言渡さうとして登山して來たが衆徒たちは大勢で西坂本まで下りて行つて、皆追ひかへして了つた。

平大納言時忠の卿、其時は未左衞門の督にておはしけるが、上卿(20)に立つ。大講堂の庭に三塔會合して、「上卿を取つて引つ張り、しや(21)冠を打ち落し、其身を搦め(22)て湖に沈めよ」などぞ申しける。既にかうと見えし時、時忠の卿、大衆の中へ使者を立てゝ、「暫く鎭まられ候へ、衆徒の御中へ申すべき事の候」とて、懷より小硯疊紙(23)取り出し、一筆書いて大衆の中へ送らる。之を開いて見るに、「衆徒の亂惡を致すは魔緣の所行なり。明王の制止(24)を加ふるは、善逝(25)の加護なり」

ここそ書かれたれ。之を見て、大衆もつ張るにも及ばず、皆尤々と同じて、谷々に下り、坊々へぞ入りにける。一紙一句を以て、三塔三千の憤を休め、公私の耻をも遁れ給ひけむ、時忠の卿こそゆゝしけれ。山門の大衆は、發向の亂りがはしきばかりかと思ひぬれば、理をも存じけりこそ、人々感じ合はれける


平大納言時忠卿は、其の時まだ左衛門督でいらつしたが、上使にお立ちに成つた。それを聞いた三塔の各代表者は大講堂の庭で集合して「上使が來たら此處へ引きずつて來て、ウヌ冠を打落して、縛り上げて、湖水に沈めてやれ」などと云つた。今や豫定通り酷い目にあはうとしたときに、時忠卿は、衆徒の方へ使を出して「暫くどうかお靜まり下さい、皆さん方に申したいことがあります」と云つて、懷から小さな硯と疊んだ紙とを出して、それにサラサラと書いて衆徒全体へ送られた。それをあけて見ると「衆徒が亂暴をするのは魔道の仕業である。明王が制止を加へられるのは佛の守護を加へられるところである」と書かれてあつた。これを見た衆徒は、引摺つて行くどころか、皆「尤だ尤だ」と贊同して、テンデに谷々へ下りて、坊々へ入つて了つた。僅に紙一枚文言一句で三塔三千の衆徒の憤慨を取鎭め、公私兩方面の耻辱をもお免れになつた時忠卿はえらいものであつた。山門の大衆といふものは、理由を成さない訴訟ばかりするものかと思つたら、理屈も分つてゐた、と人々は感心し合はれた。

同二十日の日、花山院權中納言忠親(20)の卿を上卿にて、國司加賀の守師高を解官せられて、尾張の井戸田へ流さる。弟近藤判官師經をば禁獄せらる。又去んぬる十

負ふて禁衛に當る。平たい形のもので、之に矢を挿すと、ちやうど扇をひろげたやうに見える。

(16)大宮。日吉大宮即ち大日吉神社のこと。舊一の宮で、現今は官幣大社である。祭神は三輪神即ち大物主命で之が寺の守護神だとされてゐる。近江國滋賀郡坂本村所在。

(17)二宮。地主神として古來知られてゐる、大山咋命を祭つた社で小比叡とも云つた。相殿には妻神鴨玉依姫神が祭つてある。弘仁年間僧最澄の開山以前から鎭座の舊社で、祭祀の年代はわからない、祭神から觀て、恐らく此の山が單なるマウンテンス、ワーシツプの對象であつた時からのものであらう。山王とは此の大宮二宮の二社を併せていふ。

(18)講堂 延暦寺の大講堂である。根本中堂の西南稍高所にあるから、又高堂とも書く。天長元年の建立で、大日如來を本尊とする。

(19)中堂 根本中堂。

(20)上卿 後世にいふ上使、或る一定事務を執行する公卿の上首。

(21)しや しはの轉。「已に」といふ程の意で人を罵る時の發言。

(22)搦める 繩で絡めて縛る。

(23)疊紙 懷中紙のこと。何か急の場合に書付ける爲に始終疊んで懷に持つてゐるからである。

(24)明王の制止 是は

三日、神輿射奉りし武士六人(27)獄定せらる。此等は皆小松殿の侍なり。

【新釋】其の月の二十日の日に、花山院の權中納言忠親卿を上使にして、國司加賀守師高を解職せられて、尾張の井戸田へ流罪とし、弟の近藤判官師經は禁錮刑に處せられた。又、去る十三日に、十禪師の神輿を射率つた武士六人も禁錮に處せられることに定まつた。是等の者は皆小松殿の侍である。

同廿八日の夜の戌の刻(28)ばかり、樋口冨小路より火出で來つて、京中多く燒けにけり。折節巽(29)の風烈しく吹きければ、大なる車輪の如くなる炎が、三町五町を隔てゝ、乾(30)の方へすぢかひに、飛び越え／＼燒け行けば、恐しなどもおろかなり。或は具平親王(31)の千種殿(32)、或は北野の天神の紅梅殿(33)、橘逸勢の蠅松殿(34)、鬼殿(35)、高松殿(36)、鴨居殿(37)、東三條冬嗣の大臣の閑院殿(38)、昭宣公の堀川殿(39)、これを始めて、昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だにも、十六箇所まで燒けにけり。その外殿上人、諸大夫の家々は記すに及ばず。はては大内(40)に吹きつけて、朱雀門(41)より始めて、應天門(42)。會昌門(43)。大極殿。豐樂院(44)、諸司八省(45)朝所(46)一時が内に、皆灰燼の地とぞなりにける。家々の日記、代々の文書、七珍萬寶さながら塵灰となりぬ。其間の費如何ばかりぞ。人の燒け死ぬること數百人、牛馬の類、數を知らず。これ徒事にあらず。山王の御咎とて、比叡山より大なる猿共

が二三千おり下り、手ん手に松火をともいて京中を焼くこそ、人の夢には見えたりける。大極殿は清和天皇の御宇貞觀十八年(47)に始めて焼けたりければ、同十九年正月三日の日陽成院の御即位は、豐樂院にてぞありける。元慶元年(49)四月九日の日事始(48)あつて、同二年十月八日の日ぞ造り出されたりける。後冷泉院の御宇天喜五年(50)二月廿六日、又焼けにけり。治暦四年(51)八月十四日に事始ありしかども、未造りも出されずして、後冷泉院崩御なりぬ。後三條院(52)の御宇、延久四年(53)四月十五日に造り出されて、文人詩を奉り、伶人(54)樂を奏して、遷幸なし奉る。今は世末になつて、國の力も皆衰へたれば、その後はつひに造られず。


其の月の二十八日の晩の午後八時頃に樋口富ノ小路から出火して、京都の市中が澤山焼けた。恰度其の時東南の風が烈しく吹きつけたので、大きな車の輪のやうな火炎が、三町五町位隔てゝは、西南の方へ斜にピョイピョイと飛火しては焼けて行つた有様は、こはい所の沙汰ではなかつた。或は具平親王の千種殿、或は北野天神の紅梅殿、橘逸勢の蠅松殿、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三條冬嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿などを最初に算へて、古今の名所三十ヶ所餘、公卿の家だけでも十六ヶ所まで焼けた。其の外に殿上人諸大夫の人々の家は書上げてゐられない程である。遂には大内裏にまで吹きつけて、朱雀門から應天門、會昌門、大極殿、豐樂院、諸司八省、朝所なども一刻の中に皆灰になつて了つた。各専門の藝術家の日記・代々の記錄、澤山の珍らしい寶物なども、皆そつくり焼けて了つた。其間に起つた損害はどれ程であつたらう。焼死者だけでも五六百人あるのだ

賢明なる國王即ち國家の元首たる天皇の加へ給ふ制規と、不動明王の制止とを兼ねて云つたものである。

(25)善逝・抄に「善逝は佛に十號がある其の中の一つの名」であるとしてある。

(26)花山院忠親・中山内大臣忠親のこと、京極關白師實の曾孫、花山院左大臣家忠には孫、權中納言忠宗には子である。仁安二年權中納言に任じ、壽永元年中納言に進んだ。

(27)神輿射奉りし武士六人・考證に、或秘記を引いて「神輿ヲ射奉ルニ依テ獄所ヲ給フ輩、平判官利家（字、平次）同家兼（字、平五）田使後行（字、難波五郎）藤原通久（字、加藤太）同成直（字、早尾十郎）同光景（字、新二郎）」とある。

から牛や馬に至つては無數である。これは所謂普通の出來事ではない、山王の御神罰だといふことで、或る人は、比叡山から大きな猿が二三千も下りて來て、手に手に松火をつけて、京都市中を燒いて廻るところを夢に見た。大極殿は淸和天皇の御時、貞觀十八年に始めて燒けたので、翌十九年正月三日にあつた陽成天皇の御即位式は豊樂院で行はれた。元慶元年四月九日の日に工事初の式があつて、翌二年十月八日の日から造營工事に着手せられたが、後冷泉院の御代である天喜五年二月二十六日に又燒けた。治曆四年八月十四日に又起工式があつたが、まだ造營に着手しないうちに、後冷泉院に崩御遊ばされた。後三條院の御代の延久四年四月十五日に、いよいよ又造營が出來て、文人は詩を上り、音樂家は樂を奏して、目出度く御引移りになつた。今は末法の世になつて、國家の經濟力も衰微したから、今度の燒失後は遂に造營されないで了つた。

(28)戌の刻 午後八時

(29)巽 東南。

(30)乾 西北。

(31)具平親王 六十二代村上天皇の第六皇子

(32)千種殿 六條坊門の南、西洞院の東、

(33)紅梅殿 五條坊門の西、洞院の東、

(34)橘逸勢の蠅松殿 逸勢は能書家として有名な人、敏達帝第七の孫王、蠅松殿は姉小路の北、堀川の東にある。

(35)鬼殿 三條の南、西洞院の東にある。有佐の舊宅である。

(36)高松殿 姉小路の北、西洞院の東。

(37)鴨居殿 二條の南にあつて、東西一丁南北二丁あつた、堀河天皇の御生誕所で、御邸内には曾て池があつて鴨が澤山ゐたから鴨居殿と云つたといふ、

(38)閑院 二條の南、西洞院の西、藤原冬嗣が居た所。後公季、基房に傳はつたが、高倉天皇の時皇居になつた。東西一町南北二町ある。

(39)堀川殿 二條の南、堀川の東にある。元は昭宣公即ち太政大臣藤原基經が居たが、兼通の時に、圓融天皇の皇居になつた。現在三井邸。

(40)大內 皇居のこと。里内裏と區別して特に之を大内裏とも大内ともいふ。北は一條から南は二條まで、東は東大宮から西は西大宮までゞある、總坪數四九〇、六二〇坪。

(41)朱雀門 皇城の南西中央にあつて朱雀大路が之に續き、當時の京都を東西又左右に分つてゐた。支那長安の皇城南

面の正門を朱雀門と呼んだのに傚ふたのである。

(42)應天門　拾芥抄に「順ニ人心ー以ニ天應儀ー名」とある、大内裏八省院南面の正門。

(43)會昌門　大内裏八省院二十五門の一で南内門ともいふ、應天門と向ひ合つて立つてゐる。一名南の門。

(44)豐樂院　ブラクキンとよむ。八省の西にある。西臺又、馬場殿とも稱する。大嘗會の時の饗宴場である、其他節會賜宴は必ずこゝにあつた。中御門大路と冷泉小路の間にあつた

(45)八省　中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省である。

(46)朝所　太政官廳の東北にある高等官食堂、參議以上の者がこゝで食事をしたる式には朝食所又は朝膳所と書いてある

(47)貞觀十八年　一五三六年である、翌十九年四月十六日改元して元慶と云つた。

(48)元慶元年　一五三七年。

(49)事始　工事着手式。

(50)天喜五年　一七一七年。

(51)治暦四年　一七二八年。

(52)延久四年　一七三二年。

(53)伶人　音樂師のこと、支那の黄帝の時に伶倫と云ふ者が音樂をよくしたからの稱。

巻之二

一、座主流し

治承元年①五月五日の日、天台の座主明雲大僧正②、公請③を停止せらるゝ上、藏人を御使にて、如意輪の御本尊④を召し返いて、護持僧⑤を改易せらる。則ち使廳⑥の使を附けて、今度神輿を内裏へ振り奉つし衆徒の張本⑦を召されけり。加賀の國に座主の御坊領⑧あり。國司師高之を停廢の間、その宿意に因つて、大衆を語らひ訴訟を致さる。既に朝家の御大事に及ぶべき由、西光法師父子⑨が讒奏⑩によつて、法皇大に逆鱗⑪ありけり。殊に重科に行はるべしと聞ゆ。明雲は院の御氣色惡しかりければ、印鑰⑫を返し奉つて、座主を辭し申されけり。同じき十一日、鳥羽の院の七の宮、覺快⑬法親王⑭、天台の座主にならせ給ふ。是は靑蓮院⑮の大僧正行玄⑯の御弟子なり。明くる十二日、前座主、所職を沒收せらるゝ上、檢非違使二人を附けて、井に蓋をし、火に水をかけて、火水の責⑰に行はるべき由聞ゆ。之によつて大衆猶参洛すと聞えしかば、京中又騒ぎ合へり。

新釋 治承元年の五月五日の日に、天台座主の明雲大僧正は、宮中の法席に出ることを差

(1)治承元年。一八三七年。

(2)明雲大僧正。村上天皇の第六皇子具平親王五代の孫久我顯通公の子で、大僧正は僧綱の最上官。

(3)公請。恒例臨時の法席に公から召請する事。即ち院の御所宮中等へ呼ばれること。

(4)如意輪の御本尊。朝廷の護持佛たる如意輪觀音像。

(5)護持僧。朝廷の護持佛たる觀音の尊像をお預りして朝家の御安全と玉体の御息災とを祈る僧。

(6)使廳。檢非違使廳の略。

止められた上、藏人をお使として御本尊の如意輪觀音像をお取返しになり、護持僧を他の僧侶と更迭せしめられた。そして早速、檢非違使廳から召喚狀を遣つて、今度神輿を皇居へお振込み申さうとした衆徒の中の謀主を召喚された。加賀の國に座主明雲の御坊領があるが、國司師高がそれを停廢したので、其の怨で衆徒を語らうて今度の訴訟をされたのである、もう少しで朝廷の御大事になるところだつた、と云ふ風に、西光法師親子が告げ口を申上げたので、後白河法皇は御召して非常にお怒りになつたからである。何でも特別の重刑を執行せられるであらうとの事であつた。明雲座主は、院樣の御機嫌がわるかつたので、お預り申してゐる印や鑰をお返し申して、座主職を辭任された。それで其の十一日に鳥羽院の第七皇子たる覺快法親王が、天台座主に成らせられる。これは青蓮院の大僧正行玄のお弟子である。翌十二日には、前座主明雲の所職をお取上げになつた上、檢非違使二人を監視に附けて、井戸には蓋をして汲ませないやうにし、火には水をかけて消して了つて、火水の責苦にあはせられるといふ事であつた。其の事で、衆徒が大勢又、京都市へ襲うて來るといふ風聞があつたので、市中の者は又騒ぎ合つた。

研究　張本と云ふ語の意味は、後世には餘程變移して來てゐる。例へば「舞の本」などにも熊坂長範を以て「盜人の張本」としてゐる。此の種の用ゐ方は、牛若丸傳說がポピユラアなものとなればなる程、だんだん踏襲的になつて、之を讀む大抵の人は皆直覺的に、平氣で「盜人の首魁」の意味に取つて、讀み進んで行く。私がまだ早稻田にゐた時分に、友人であつた詩人K君が、「今日學校で張本とは何ですかつて先生に質問した奴があつた、僕癪に障つちまつてね」と云つて恐ろしく衆生の低級なのを憤慨したことを未だに記憶してゐるが、それ位に「張本」を首魁と解する意味は、一般に既成のものと成つて了つてゐたのであ

(7)張本。謀主（委しくは、研究を見られたい）

(8)御坊領。座主の支配する領地。

(9)西光法師父子。師高、師光。

(10)讒奏。讒は正字通に、「惡言ヲ崇飾シ善ヲ毀リ能ヲ害スル也」とあり、又荀子に「良ヲ傷フヲ讒ト曰フ」とある。

(11)逆鱗。龍の喉の下には鱗があつて、怒る時にはそれが逆立つといふ傳說がある。天子は常に龍に擬せられるから其怒を逆鱗といふのである。

(12)印鑰。天台座主の印章と、寶庫を開く鑰だといふ。

(13)覺快。鳥羽院の第七皇子。

(14)法親王。出家されてから親王宣下をお受けになつた皇子又は諸王。

る。こゝでも恐らく「首魁」の意味で通つて行きさうであるが、果して「張本」とは「首魁」の事だとすると、私は當然 Why? と云ひたくなる。默つて無意味に Easy な解釋に隨つて行くのは學者として卑怯である。つまらない事だが、少しでも疑問があつたら其の儘に付して置かない事だ。そこで張本と云ふ語の出典は勿論支那だ。前赤壁賦の「少ラクアツテ月東山ノ上ニ出ヅ」と云ふ有名な句の註に、「前ニ清風ヲ言ヒ、ココニ月ノ出ヅルヲ言フ、一篇ノ張本此ニ在リ」と見えてゐる。其の外にもまだ幾らもあるが、皆同じ用例だ。「魁」ではどうも落ちつきがわるい。こゝは眼目とでも云ひたいところで、廣く凡てに通ずる解釋としては、主謀といふのが適當だらう。衆徒の「張本」も、他の意味からして、主謀者、又は謀主と解すべきであらう。

同じき十八日、太政大臣以下の公卿十三人、參內して陣の座⑱につき、前の座主罪科の事議定あり。八條の中納言長方⑲の卿、その時は未だ左大辨の宰相⑳にて、末座に候はれけるが、進み出でゝ申されけるは、「法家㉑の勘狀㉒に任せて、死罪一等を減じて遠流㉓せらるべし、とは見えて候へども、前座主明雲大僧正は、顯密兼學㉔して、淨行持律㉕の上、大乘妙經㉖を公家に授け奉り、菩薩正戒㉗を法皇に保たせ奉る。御經の師、御戒の師、重科に行はれむことは、冥㉘のせうらん測り難し。還俗㉙遠流を宥めらるべきか」と、憚る所もなう申されたりければ、當座の公卿、皆長方の議に同ずと申し合はれけれども、法皇御憤深かりければ、猶遠流に定めらる。太政の入道も、此事申さむとて院參せられたりけれども、法

（15）青蓮院　シャウレンヰンと讀む、今も京都上京區粟田口にある寺院。天台宗で延暦寺系統である、天養元年行玄の開創で、十樂院と號したが、仁平三年十月鳥羽上皇、新に殿舍を營み造つて院の御所に擬し、青蓮院と號せしめて其第七皇子覺快法親王を院主とせられた。

（16）行玄　青蓮院の前身たる十樂院の開創者、京極關白師實の子である、天養元年十二月此の寺を開いた。

（17）水火の責　考證には、非　蓋ヲシ火ニ水ヲ灑グト云トキハ、水火ヲ以テ直チニ其人ニ迫ルニアラズ若クハ其ノ居處ニ就テ纍沒ヲ絶ツヲ云カ」とある。要するに湯しても、湯水を飲まさないのであらう。

(18)陣の座● 陣は重要會議ある時の公卿の詰所。座は議席である。

(19)八條中納言長方● 藤原高藤の裔で、權中納言顯長の子である。養和元年中納言になつた。

(20)左大辨の宰相● 長方は安元元年左大辨に、二年參議になつた。

(21)法家● 明法家、即ち法律學者。

(22)勘狀● 古例を考究調査して上申する文書。勘文(カモン)といふのも同じである。

(23)遠流● 流刑中の最重刑である。延喜式に、流刑には遠流、中流、近流の三が在て、遠流は安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐に配流する定であつた、後に上總、下總、越後、出雲、周防、阿波、伊豆も流刑地に指定された。

(24)顯密兼學● 顯敎と

皇御風の氣とて、御前へも召され給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて、度縁(30)を召しかへし、還俗せさせ奉り、大納言の大夫藤井の松枝といふ俗名(31)をこそ附けられけれ。

新譯 其の月十八日、太政大臣以下の公卿たち十三人が、議席に着いて、前の天台座主明雲の處分問題について秘密會議を開かれた。八條の中納言長方卿は、其の時まだ左大辨兼參議で、末席に控へておいでになつたが、進んで申されたには「法律專門家の調査報告書通り、死一等を減じて遠流に處せらるるのが然るべきやうではありますが、前座主明雲大僧正は、天台眞言の兩敎に兼ね通じてゐて、操行の堅固なピューリタンである上に、大乘の妙典たる法華經を陛下にお授け申し、菩薩の正戒を法皇にお保たせ申した人です。お經の師であり、又御戒の師であるお方を、重刑に處せらるるといふ事に、佛神が御覽になつて何と思召すかわかりません。還俗させて遠流するといふことは、御宥恕になつた方がよくはないでせうか」と、憚るところもなく申されたので、出席者たる諸公卿も皆「長方卿の提議に贊成します」と云ひ合はれたが、何分にも法皇のお怒が深かつたので、矢張り遠流といふことに決定された。太政入道淨海も、此の事を申上げようと思つて、院の御所へ參上されたけれども、法皇はお風氣だと云ふので、御前へもお召出しにならないので不本意さうな樣子で退出せられた。それで明雲座主には、僧を處罰する時の慣例として、度牒を取上げ、還俗をおさせ申して、大納言の大夫藤井の松枝といふ俗名をつけられた。

この明雲と申すは、掛けまくも忝く、村上天皇の第七の皇子・具平親王より六

代の御末、久我の大納言顯通㉜卿の御子なり。誠に無双の碩德㉝、天下第一の高僧にておはしければ、君も臣も尊み給ひて、天王寺㉞六勝寺㉟の別當㊱をもかけ給へり。されども、陰陽の頭㊲安倍の泰親㊳が申しけるは、「然許の智者の、明雲と名のり給ふこそ心得ね。上には日月の光を並べ、下に雲あり」とぞ難じける。仁安元年二月廿日の日、天台座主にならせ給ふ。同き三月十五日御拜堂㊴あり。中堂の寶藏を開かれけるに、種々の重寶どもの中に、方一尺の箱あり。白い布にて包まれたり。一生不犯㊵の座主、彼の箱をあけて見給ふに、黄紙㊶に書ける文一卷あり。傳敎大師㊷、未來の座主の名字を豫て記し置かれたり。我が名のある所までは見て、それより奥をば見給はず。本の如くに卷き返して置かるゝならひなり。されば此の僧正も、さこそはおはしましけめ。かゝる尊き人なれども、前世の宿業㊸をば免れ給はず、哀なりし事どもなり。

通釋　此の明雲と云ふ人は、我々の口にかけて申すのも恐れ多い村上天皇樣の第七皇子具平親王から算へて、六代目の御末孫、久我大納言顯通卿の御子である。實際二人とない偉大なる德行者で、日本一の高僧でいらつしたから、君臣共に御尊敬になつて、天台座主たる外に大阪の四天王寺、勝の字のついた名高い寺ばかり六ヶ寺の別當職をも兼ねておいでになつた。しかし陰陽頭の安倍泰親が申したには「あれ程の智惠者が、明雲と名のられるのは合點が行かない。明雲の明は日月で、雲はクモだから、上に日と月との光を並べて其

密教とは兼ねて學ぶの意。顯教とは天台のことで、眞言宗が大日如來内證秘密の法門であるところから之を密教又は秘密宗といふのに對する稱呼である。

（25）淨行持律。　行ひを清淨にして敎家に定められた戒律を保持すること。

（26）大乘妙經。　大乘の妙典たる法華經のことで、大乘の乘はノセルで、人を乘せて解脫の理想に到らしむる敎、大は其の敎の深大であることである。

（27）菩薩正戒。　正しい菩薩戒のこと。菩薩戒とは佛たる志大乘を修行する者の戒である。

（23）みやう・うい。　顯に對して冥であるといふ。形に現れない、目に見えない、超自然的在し

（29）還俗。　僧が俗體即ち普通人の風俗に還る。

の下に雲があることに成る」と非難した。此のお方は仁安元年の二月二十日の日に、天台座主に成られたのだつた。其の年の三月十五日に初めて御拜堂をされて、根本中堂の寶藏をあけて見られたところが、色々と大切な寶物類がある中に、一尺四方程の箱があつて、白い布ぎれで包んであつた。一生不犯の座主の事であるから、構はず其の箱をあけて御覽になると、黃色い紙に書いた文書が一卷あつて、傳教大師が未來の座主の姓名を、豫め書いてお置きになつてある。どなたでもこれは、御自分の名のある所まで見て、それより奧は見ずに元通り卷返して置かれるのが代々の慣例である。だから此の明雲僧正も、大方さうせられた事であつたらう。斯ういふ御立派なお方ではあるが、前生からの業因といふものはお免れになる事は出來ないのだつた。思へばお氣の毒な事である。

同じき二十一日、配所(37)伊豆の國と定めらる。人々漸うに申されけれども、西光父子が讒奏によつて、斯樣には行はれけるなり。今日やがて都の內を追ひ出さるべしとて、追立の官人、白川の御坊に行き向つて追ひ奉る。僧正泣く〳〵御坊を出でつゝ、粟田口の邊、一切經の別所(38)に入らせおはします。山門には、詮ずる所は、我等が敵は西光法師父子に過ぎたる者なしとて、彼等父子が名字を書いて、根本中堂におはします十二神將(39)の中、金比羅大將(40)の左の御足の下に踏ませ奉り、「十二神將、七千夜叉(41)、時刻をめぐらさず、西光法師父子が命を召し取り給へや」と、をめき叫んで咒詛(42)しけるこそ、聞くも恐ろしけれ。

こと。

(30)度緣・僧になる時に渡す度牒。

(31)俗名・俗人、即ち非僧侶としての名。

(32)久我大納言顯通・系圖は次の如くである。具平親王｜土御門右大臣師房｜六條右大臣顯房｜久我大政大臣雅實｜權大納言顯通｜明雲

(33)碩德・大德。碩は大と同義で、大なる德行者。

(34)天王子・大阪市天王寺區所在の古刹・聖德太子御願の四天王寺である。

(35)六勝寺・勝の字のついてゐる有名な寺六つ、即ち法勝寺、尊勝寺、圓勝寺、最勝寺、成勝寺、延勝寺をいふ。

(36)別當・本職以外別に職に當つて、一寺の上首として寺務を總理する者。

(37)陰陽頭　天文氣象を觀測し、暦數を稽へる事を掌る陰陽寮の長官、從五位下相當官、

(38)阿倍泰親　代々陰陽道を職とする阿倍家の人で、有名なる阿倍晴明から五代目に當つてゐる。

(39)御拜堂　座主拜堂の儀は江次第に見えてゐる。

(40)一生不犯　其の人の全生活を通じて戒律を犯さないこと。

(41)黄紙　黄色の紙。

(42)傳教大師　比叡山の開創者たる最澄のこと。弘仁十三年六月、年五十六で死んだ。勅して大師號が贈られたのは貞觀八年七月十二日で、これが我國での大師號の初である。

(43)前世の宿業　因果律、即ち或る結果には必然的の原因が結合せられてゐるとする法則

新譯 其の二十一日に、配流の場所を伊豆國と決定せられる。人々が段々と申されたのであるが、西光親子がある事ない事を告口したものだから、こんな事に成つたのである。今日直ぐに京都の外に逐出すべきものだといふので、追立役の役人が、白川の御坊へ行つてお追立て申上げる。それで僧正は涙ながらに其處の御坊をお出になつて、粟田口附近にある一切經谷の別院へお入りになる。山門では、つまり我等の第一の敵は、西光法師親子であると云つて、彼等親子の姓名を紙に書いて、根本中堂においでになる十二神將の中の金比羅大將の左の御足の下にお踏ませ申し、「どうか十二神將、七千夜叉の御方々よ、只今直ぐに西光法師親子の命をお取り下さい」と、わめき叫んで呪ひ立てたのは、聞いただけでも恐ろしい話である。

同じき二十三日、一切經の別所より配所へ赴き給ひけり。さばかりの法務の大僧正ほどの人の、追立のうつし(50)が先に蹴立てられて、今日を限りに都を出でゝ、關(51)の東へ赴かれけむ心の中、推量られてあはれなり。大津のうちでの濱(52)にもなりぬれば、文珠樓(53)の軒端のしろじろとして見えけるを、二目とも見給はず、袖を顔におし當てゝ、涙に咽び給ひけり。山門には宿老(54)碩德多しといへども、澄憲法印、其時は未僧都にておはしけるが、餘に名殘を惜み奉り、粟津(55)まで送り參らせて、それより暇請うて歸られけるに、僧正志の切なることを感じて、年比御心中に秘せられたりし、一心三觀(56)の血脈相承(57)を授けらる。此法は釋尊のふぞく、波羅奈國(58)の馬鳴(59)比丘(60)、南天竺(61)の龍樹菩薩(62)より、次第に相傳

た、輪廻轉生の思想に結びつけて、人間界に適用し、人間死後の靈迄は、其在世中の行爲の善惡に因つて應報的に倫理的賞罰を受けべきものであるから、或る不幸又は幸福は必ず前生に於ける原因行爲に基くものであるとする佛家の說に依つて、前　から或る靈魂に宿つて、繋屬してゐる業因を指す語。

(44)配所。配流の場所。

(45)一切經の別所。一切經谷にあつた別院。

(46)十二神將。佛法守護の神將。

(47)金比羅大將。十二神將中の第一位者。

(48)七千夜叉。十二神將に屬して、天を護衞する勇猛者。

(49)呪詛。自己の憎惡

し來れるを、今日のなさけに授けらる。さすが我朝は、粟散邊地の境、じよく世末代とはいひながら、澄憲之をふぞくして、法衣の袂をしぼりつゝ、都へ歸り上られけむ、心の中こそ尊けれ。

【譯】其の二十三日には、一切經谷の御別院から、いよいよ配流の場所へ赴かれることになつた。それ程高い法務についておいでになる大僧正程のお方が、追立の官人の馬前に蹴立てられるやうにして、今日限り帝都を出て、關東地方へ赴かれたらう時の御心中は、嘸かしと推量せられてお氣の毒である。もう此處が大津の打出の濱だといふ所になると、叡山の東塔にある文殊樓の軒のあたりが白く望見されるのを、二目とも御覽にならないで、袖を顏に當てゝ、吞込み吞込みする涙に思はずお咽せになつた。山門には年功を積んだ老僧や德の高い僧たちが大勢あつたけれども、其の中で澄憲法印といふお方は、當時まだ僧都でおいでに成つた、あんまりお名殘り惜しさに、遙々と粟津までお送り申上げて、其處から別れを告げてお引返しにならうとされたところが、僧正は其の心がけの親切さに御感動になつて、年來御自分お一人の胸の中に秘密にしておいでになつた一心三觀の血脈相承をお授けになつた。此の法は釋迦が波羅奈國の馬鳴比丘に授け、更に又馬鳴から南印度の龍樹菩薩に授け、以來段々に傳へて來たものであるが、それを今日の情愛に感じてお授けになつたのである。如何に我が日本は印度から觀れば粟散の小島邊鄙の境で、今日の時代は濁り果てた末世であるとはいへ、澄憲がそれを讓受けて、涙を含んだ法衣の袖を搾りながら京都へ歸つて行かれた時の心の中は、世にも尊いものであつた。

さる程に山門には、大衆起つて僉議す。「抑義眞(64)和尚(65)よりこのかた、天台座主はじまつて、五十五代に至るまで、未だ流罪の例を聞かず。つらつら事の心を按ずるに、延暦の比ほひ(66)、皇帝は帝都を建て、大師は當山に攀ぢ上つて、四明の教法(67)を此所に廣め給ひしより以來、五障の女人(68)跡絶えて、三千の淨侶居を占めたり。峰には一乘(69)讀誦年經りて、麓には七社の靈驗日新なり。かの月氏の靈山(70)は、王城の東北、大聖の幽窟なり。此日域の叡岳も、帝都の鬼門に峙ちて、護國の靈地なり。代々の賢王、智臣、此所に壇場を占む。末代ならむからに、いかでか當山に傷をば附くべき。こは心憂し」とて、をめき叫ぶといふ程こそありけれ。滿山の大衆、殘り留る者もなく、皆東坂本へ下りくだる。十禪師權現の御前にて、大衆また僉議す「抑我等粟津へ行き向つて、貫主をば奪ひ止め奉るべし。但し追立のうつし、兩送使あるなれば、左右なう取得奉らむことありがたし。今は山王大師の御力の外、又頼み奉る方なし。誠に別の仔細なく、取り得奉るべくば、爰にて先づ一つの瑞相を見せしめ給へ」と、老僧共肝膽を碎いて祈念しけり。

【通釋】 さうかうするうちに山門では、衆徒が奮起して、會議をした。「抑も義眞和尚以來、天台座主といふものが初めて置かれて、五十五代の今日まで、まだ座主が流罪になつたと云ふ例を聞いたことがない。段々と事態を考へて見るのに、延暦の時に、桓武帝が平城京を御創建になり、傳教大師は此の比叡山に攀ぢ上つて四明の教法を御宣傳になつて以來・

する對者に、禍禦の結果を發生せしめんことを鬼神に強請する祈願

(50) 逐・立・の・う・つ・し・ うつしは分らない「武士」の寫し誤りではないかといふ說もある。

(51) 關・ 逢坂の關、所謂三關の一で、今の大津市の西、逢坂山にある要關であつた。

(52) う・ち・で・の・濱・ 大津市の東、字馬場(バンバ)のこと。昔はあの邊が琵琶湖岸だつたのである。

(53) 文・珠・樓・ 比叡山の東塔にある。貞觀十八年に建てたといふ。

(54) 宿・老・ 宿德の老僧。

(55) 粟・津・ 大津市の東南、滋賀郡膳所村の內である。義仲の墓がある義仲寺の所在地として名高く、又近江八景の一つに粟津の晴嵐が算へられてゐる。

（56）一・心・三・觀・　一心三觀とは空、假、中の三觀が相即して一心即ち吾人日常心の中に成立するを觀ずること。

（57）血・脈・相・承・　血脈とは一宗の大事たる奥儀を傳授したことを證明する文書で、佛祖以來の相傳系統を明記して之を受者に附與する。それが恰も血族の相續關係に類似してゐるからいふのである。相承とは承繼すること、傳教大師が著はした内證佛法相承血脈譜以來密教で行はれた。

（58）波・羅・奈・國・　ハラナイコクと讀ませてある

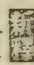
（59）馬・鳴・　波羅門教から佛教に轉入した人、深刻な大乘思想の持主で、大乘復興者として「起信論」の著者として知られてゐる。

（60）比・丘・　佛道修行者の第一位にある者（梵 Bhiksu 巴 Bhikkhu）

五障のある婦人は痕跡も留めなくなつて、三千の清教徒ばかりが住所を占めて今日に至つてゐる。そして山の上では一乘の教たる法華の妙典を長年讀み續け、麓では山王七社の御利益が日毎にあらたかに示されてゐる。あの印度の靈鷲山は、王城の東北にあつて、大聖釋迦牟尼佛のいらせられた幽窟であるが、此の日本の比叡山も、同じく帝都の鬼門に峙つて、國家守護の靈威を現してゐる土地として、代々の賢明な王や、叡智の名臣が、こゝに壇場を占めてゐる。幾ら末代だからと云つて、どうして此の山に傷をつけていゝことがあるものか、實に情ない事だ」と云つて、みんなが口々に喚き立て叫び立てたと思ふと、全山に充滿してゐた衆徒たちは、一人殘らず、皆東坂本へ下りて行つた。そして十禪師權現の神前へ來ると、そこで又會議を始めた。「さて我々はこれから粟津へ行つて、座主を取返して來よう。但し追立の使や、兩送使もついてゐる事だから、さう易々とは取返せまい。此の上は山王の御力大師の御力を一心にお頼み申す外はない」と云つて「實際首尾よくお取返せ申せるかどうか、若しうまく取返せるのでございましたら、こゝで先づ一つのおしるしをお見せ下さいませ」と老僧たちは、一所懸命になつて祈念をした。

爰にむごうじ（61）法師、乘圓律師（62）が召し使ひける、鶴丸といふ童あり。生年十八歳になりけるが、心身を苦め、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出でたり。「わが十禪師權現乘り居させ給へり。末代といふとも、いかでか我山の貫主をば他國へは遷さるべき。生々世々に心憂し。さらむに取つては、われ此麓に跡を止めても何にかはせむ」とて、左右の袖を顏におし當てゝ、さめざめと泣きければ、大衆之を

怪みて、「實に十禪師權現の御託宣にて在しまさば、我等しるしを參らせむ。一々に本の主に返し給へ」とて、老僧共四五百人、手ん手に持つたる珠數ども、十禪師權現の大床の上へぞ投げ上げたる。彼の物狂走り廻り、拾ひ集めて、少しも違へず、一々に皆、本の主にぞ配りける。大衆、神明の靈驗あらたなる事の貴さに、皆掌を合せて、隨喜の感涙をぞ催しける。「其儀ならば、行き向つて奪ひ止め奉れや」といふ程こそありけれ、雲霞の如くに發向す。或は滋賀(76)唐崎(77)の濱路に歩み續ける大衆もあり、或は山田(78)矢馳(79)の湖上に舟押し出す衆徒もあり。之を見て、さしも嚴しげなりつる追立の鬱使、兩送使散散に皆逃げ去りぬ。


ところが茲に無動寺の仕僧たる乘圓律師の使つてゐられた鶴丸といふ少年がある。今年十八であつたが、如何にも苦しさうにして、身体中から汗を流して、俄に發作狀態になつた。そして「私の身体には十禪師權現樣がお乘移りになつてゐる。如何に末世末代であるといつても、どうして我が比叡山の座主を他國へ遷してよいものか。未來永劫の世に亘つて情ないことである。若しそんな事になるやうなら、自分が此の麓にゐたつても何にならう」と云つて、兩袖を顏に當てゝ、さめざめと泣き入つたので、衆徒たちは其の言葉を不思議に思つて、「實際十禪師權現の御託宣であらせられるならば、我々が證據の品物を差上げませう、どうか一々之を元の持主へお返し下さい」と云つて、老僧等四五百人がそれぞれ手に持つてゐた澤山の珠數を、十禪師權現の神前の廣緣の上へ投げ上げた。すると其發作者は走り廻つて、それを拾ひ寄せ、少しの違ひもなく一々に皆元の持主へ配り返した。

行乞して生活する僧のことで、二百五十戒の定めがある。

(61)南天竺　南方印度

(62)龍樹　梵語では、Nagarjuna と呼ぶ、大乘佛教の勇猛な宣傳者で、佛滅後七百年代即ち西曆紀元後二百年紀頃の人だといふ。此人も波羅門教からの轉入者として知られてゐる。

(63)粟散邊地　粟の如く散らばつてゐる邊部の地、即ち文化の中心から遠い地。

(64)義眞・最初の天台座主である。傳教大師と共に支那へ留學に行つて通譯官となつた人。貞元中台州國清寺で戒を受けて大僧正となり、歸朝後天長元年に天台座主に勅任せられた。

(65)和尙・梵語 Upadhyaya の轉音、郞波駄耶が和闍となり、和上となり

衆徒たちは神のお示しになつた靈驗のあらたかな事を有難がつて、皆一同に手を合はせて嬉し涙を流したが、「さういふ事なら、すぐに行つて取返して來ようぞ」さ云ふが早いか、雲か霞の動くやうに、大勢一度に出かけて行つた。或は志賀、唐崎の濱を傳ひに歩いて行く衆徒もあり、或は又、山田、矢馳から舟に乘つて琵琶湖の水上に乘出すものもあり、其の勢ひの凄じい事つたらない。それを見るさ、あれ程にも嚴重らしかつた追立の使や、領送使も、たまらないさ思つたのか、散り散りになつて逃げて行つて了つた。

大衆國分寺へ參り向ふ。前座主大に悦ばせ給ひて、「凡勅勘の者は、月日の光にだに當らずとこそ承れ。如何に況や、時刻を廻さず急ぎ追ひ下さるべしと、院宣、宣旨のなりたるに、少しも休らふべからず。衆徒疾う〳〵歸り上り給ふべし」と、端近く居出でゝ宣ひけるは「三台槐門の家を出て四明いうけいの窓に入りしより以來、廣く圓宗の教法を學して、顯密兩宗を學びき。只我山の興隆をのみ思へり。又國家を祈り奉ることも疎ならず。衆徒をはぐゝむ志も深かりき。兩所山王定めて照覽し給ふらむ。身に過つことなし。無實の罪によつて、遠流の重科を蒙れば、世をも人をも、神をも佛をも、恨み奉る方なし。是まで訪ひ來り給ふ衆徒の芳志こそ、生々世々にも報じ盡し難けれ」とて、香染の御衣の袖を絞りもあへさせ給はねば、大衆も皆鎧の袖をぞぬらしける。旣に御輿さし寄せて、「疾う〳〵召さるべう候ふ」と申しければ、前座主宣ひけるは、「昔こそ三

なり、更に和尚と書かれるに至つたのである。一定年限、修行を積んで教師たる學徳を具へるに至つたる人に對する敬稱。

(66)延暦の比ほひ云々。桓武天皇山城に都し給ひ、最澄が叡山を開いたことをいふ。

(67)四明の教法。天台宗のこと。支那宋代の僧智顗、四明山で此の宗教を中興したからいふ。

(68)五障の女人。女には、梵天王、帝釋、魔王、轉輪聖王、佛になれない五つの支障があるさいふのである。

(69)一乘。乘さは前にも註した通り、解脫の理想に人を乘せてゆく教法のことで、一乘さは其の乘物即ち佛教の極意たる眞理は唯一無二であるさするので、法華經は殊に之を高調してゐるさころから一乘經さ名づけられる。

千の衆徒の貫首たりしが、今はかゝる流人の身となつて、いかでかやむごとなき修學者、智慧深き大衆達に舁き捧げられては上るべき。假令上るべきなりとも、わらんづ(74)などいふものを縛りはいて、同じやうに歩み續いてこそ上らめ」とて、乘り給はず。

【通釋】衆徒たちは、勢ひに乘つて國分寺へ參向すると、前座主の明雲は大層お驚きになつて、「一般に天皇の御勘氣を被つた者は、月日の光にさへ當らないで謹愼してゐるべきものだと聞いてゐる。それだのに況して只今直ぐに急いで逐ひ下せといふ院宣なり勅旨があつたのに、暫くも躊躇すべきではない。諸君は早速歸山されたがよからう」と仰せられた上、端近のところまで出て來て又仰やつたのには、「私は自分の生れた三公の血筋の家を出て、比叡山の幽溪を目前に見る窓の中の人間となつて以來、廣く圓融無碍の宗教を研究して、天台眞言の二宗を學んだ。隨つて二六時中只我が比叡山の興隆の事ばかりを考へてゐた。又國家の安泰をお祈り申すことも疎略にはしなかつた。諸君を愛する志も深かつた。兩所の山王もきつと御覽になつて知つてゐて下さる事だらうと思ふが、自分には何の過失もないのだ。つまり私は無實の罪で遠流の重刑を宣告せられたのだから、社會をも、人間をも、神をも、又佛をもお怨み申すところはない。誠に遠い路をこゝまで尋ねて來て下すつた諸君の御芳志は、いつの世になつても報い盡すことはできない」と云つて、涙にしめつた香色染のお衣の袖に搾りきれないでいらつしやるのを見て、衆徒たちも皆鎧の袖をぬらした。其の時一部の衆徒たちはもうお輿をお緣側近く舁き寄せてゐて、「さア早くお乘り下さい」と申したが、前座主は、「イヤ昔こそ三千の衆徒の上首であつたが、今ではこんな流罪者の

(70)月氏・ 西域の月氏國のこと、こゝではインドを指す。

(71)靈山・ 靈鷲山のこと。

(72)鬼門・ 陰陽家が、東北隅をいふ言葉。支那には古來東北に鬼石室二百戸あつて其一門に鬼門さ通ずるさか、交趾に鬼門があつて、其處から奥は傳染病が猖獗で、一度入つたら還れないさいふ傳說があるが、それに基いて東北を忌む迷信が古くから行はれてゐるのである。

(73)むどうじ　無動寺のこと。比叡山東塔別所、無動寺谷十三坊の一である。根本中堂から十町ほど南に行つたところにあつて、不動明王を本尊にまつてゐる、明王堂さも云はれる。貞觀六年相應の開基である。

(74)乘圓●　傳は分らない。

(75)律師●　僧綱の最下位、戒律を持して僧尼を統管す、僧官。

(76)志賀●　滋賀縣琵琶湖畔、今の大津市の北に當る。今唐崎附近。

(77)唐崎●　同じく琵琶湖畔、今の下阪本村の東寄りである。

(78)山田●　琵琶湖東岸の渡津である、草津の西方一里の地。

(79)矢馳●　滋賀縣栗太郡老上村字矢橋のことで大津から一里隔たつてゐる。湖岸の景勝地で、八景の一。

(80)國分寺●　聖武天皇の時、一國毎に一寺を官設された。近江國のは、滋賀郡石山村大字國分にあつた。今も尙大きな礎石を殘してゐるといふ。

身の上になつて、どうして立派な修學者や、智慧の深い衆徒たちに舁き上げられ乍ら登山が出來よう。たとひ登山するにしても、藁沓とか何とか云ふものを足に縛りつけて、穿いて諸君と同じやうに歩いて登るべきだ」と仰やつて、乘らうともなさらない。

硏究　流布本の「兩所の三聖定めて照覽し給ふらむ」は何としても間違ひだ。嵯峨本には「兩所の山上」としてゐるし、考證には「兩所とは大小の比叡を云ひ山上とは三塔の諸尊を云ふか、又盛衰記に兩所の三聖に作る、大小比叡亞聖眞子客人八王子を云か」と疑うてゐるが、何もそんなに持つて廻つてむつかしく考へる必要はない。山上でも三聖でもなく、山王なのだ。元來山王といふのは最澄が創めて延暦寺を比叡山上に建てた時に、大唐天台山の國淸寺に山王祠があるのに擬して、一宗の守護神として大三輪の神大物主を祀り、之を大比叡神と稱したのに基いてゐることであるが、此の神が山王であると共に、小比叡の神即ち地主神たる大山咋命を祀つた神社も同じく山王なのである。

爰に西塔の住侶、戒じやう坊(81)の阿闍梨、いうけい(82)といふ惡僧あり。丈七尺ばかりありけるが、黑革縅の鎧の、大荒目(83)に鍼ませ(84)たるを、草摺(85)長に着なし、兜をば脫いで法師原に持たせつゝ、白柄の薙刀杖につき、大衆の中を押し分け〱前座主の御前に參り、大の眼を見怒らかし、前座主を暫し睨まへ奉つて、「その御心でこそ、かゝる御目にも遭はせ給ひ候へ。疾う〱召さるべう候ふ」と申しければ、前座主恐ろしさに、急ぎ乘り給ふ。大衆取り得奉ることの嬉しさに、賤しき法師原にはあらず、やむごとなき修覺者共が、舁き捧げ奉つて上るはごに、人は代

れども、いうけいは代らず、先輿(93)かいて、輿の轅(94)も、長刀の柄も碎けよと取るまゝに、さしもさかしき東坂、平地を行くが如くなり。


ところが茲に西塔の住侶に、戒淨坊の阿闍梨祐慶と云ふ勇猛な僧があつた。身長が七尺程もある背の高い男であつたが、黒革縅の鎧の、大荒目に鐵板を入れて綴ぢたのを、草摺を長くして着て、兜を脱いで法師どもに持たせ乍ら、白い柄の薙刀を杖のやうに突いて、大勢の僧徒たちの中を押分け押分けて出て、前座主の御前まで來ると、其の大きな眼をグッとむいて、前座主を暫くお睨み申してから「そんな弱氣でゐられゝばこそ、こんな目にもお逢ひなされたのぢや、さアさア早くお乘りなされい」と申したので、前座主は恐ろしさに急いでお乘りになる。衆徒たちは、お取返し申せた嬉しさに、下賤な法師どもではなく、立派に學問を積んで悟を開いた人たちが皆、お昇ぎ上げ申して山を上つて行つたが、其の途中で外の人は手がはりをしたけれども、祐慶だけは少しも人に代らせず、輿の先棒を一人でかついで、轅も薙刀の柄も碎けて了へといはんばかりに強く握つて行くまゝに、あれ程までに嶮岨な東坂を、まるで平地でも行くやうに一息に上つた。

大講堂の庭に御輿かきすゑて、大衆また僉議す。「抑我等粟津に行き向つて、貫首をば奪ひ止め奉りぬ。但し勅勘を蒙りて、遠流せられ給ふ人を、貫首に用ゐ申さむこと、如何あるべからむ」と評定す。かいじやう坊の阿闍梨いうけい、又前の如く進み出でゝ僉議しけるは「それ我山は日本無双の靈地、鎭護國家の道場(95)、山王の御威光盛にして、佛法、王法牛角(96)なり。されば衆徒の意趣に至るまで、雙な

(81)勅勘 陛下の御勘氣、即ち御咎めを受けること。

(82)三台槐門 三台は三公のこと、槐門は支那の周代に、太師、太傅、太保の三公が、外朝に三本の槐樹を植ゑて、之に面して坐した故事に本づいて、三公の家門の事をいふ。

(83)いうけい 幽溪。

(84)圓宗 圓融宗の略。圓は圓滿完全の意、融は融通無碍の意で、こゝでは天台宗の事である。天台の圓融三諦一心三觀、一境三諦の諸圓融論は皆此の思想から出てゐるのである。

(85)兩所山王 大比叡小比叡の山王の神をいふ。

(86)香染 帶黄淡紅色に染めたもの。

(87)わらんづ 草鞋である。藁沓の音便であらう。

（88）かいじやう坊。戒淨坊、西塔院中の一坊である。
（89）いうけい。祐慶。
（90）大荒目。鎧の札を緘ぢるのに、間隔を置いて目を荒く緘ぢたもの。重量があるから強力の勇士でなければ着なかつた。
（91）金まぜ。大荒目の一重で、いため革二枚毎に鐵の板金を一枚宛交ぜに加へて緘ぢたもの。
（92）草摺。鎧の胴部から下へ分れて垂れてゐる裾。
（93）先輿。輿の先棒。
（94）轅。輿の前後に出てゐる長い二條の材。
（95）道場。佛敎を宣說し、佛道を修する場所。密敎以來、秘密壇を設いて修法を行ずる所を道場と稱するやうになつた。

く賤しき法師原までも、世以て輕しめず。況や智慧高貴にして三千の衆徒の貫首たり。德行重うして一山の和尚たり。罪なくして罪を蒙り給ふこと、山上洛中の憤、興福・園城の嘲にあらずや。此時顯密の主を失つて、數輩の學侶、長く螢雪の勤を怠らむこと、心憂かるべし。詮ずる所、祐慶張本に召せられ、禁獄、流罪にも及び、頭の刎ねられむこそ、今生の面目、冥途の思出なるべし」とて、双眼より涙をはら／＼と流しければ、數千人の大衆も皆、尤々とぞ同じける。それよりしてこそ、いうけいをばいかめ坊とはいはれけれ。その弟子えけい律師をば、時の人、小いかめ坊とぞ申しける。



【譯】山へ歸ると、一同で御輿を大講堂の庭へ舁きおろして、衆徒は又會議した。そして「抑も我々は粟津まで行つて、座主をお引止め申したが、但し陛下の御勘氣を受けて遠流に處せられる人を、一山の上首にするといふことはどんなものだらう」と云つて、一同の意見を求めると、戒淨坊の阿闍梨祐慶は、以前の通り進んで出で「此の我々の比叡山は、日本に二つとない靈地で、國家鎭護の道場である。山王の御威光の盛な事は主上と相對して同等である。だから衆徒一個人の意思だと云つても、それこそこれより下のないといふ下賤な法師どもの意思だつても、世間では決して輕視しないのだ。まして智慧が高くて三千の衆徒の上首であり、德行が重くて一山の大和尚でいらつしやるお方が、實際何の犯した罪もないのに罪名をお受けになるといふことは、此の比叡全山にとつて憤慨すべき事であるばかりでなく、京都全市の痛憤事で、興福寺や園城寺の奴等に聞かれても耻づかしい

事ぢやないか。今此の時に我等が顯密二教の主人を失つて、大勢の學侶が、長ゝ學んだ窓るのは、情ない事だらう。つまりは此の祐慶が主謀者さして一身に引かぶれば事はすむのだ。禁獄刑にされようが、流刑にされようが、首を斬られようが、お山の爲になる事なら此の世での名譽、死んで行く道の思ひ出だらう」と評議して兩方の眼から涙をパラパラさ落したので、數千人の衆徒も皆、「尤もだ、尤もだ」さ贊成した。そして其れ以來祐慶の事をいかめ坊さ云はれた、又其の弟子の祐慶律師の事を、當時の人は、小いかめ坊さ申した。

(96)牛角・牛の角の如く左右に相並んで優劣のないこさ。

(97)螢雪の勤・勉學のこさ。晉の車胤は螢を集めて、夜其の光で書を讀み、孫康は雪を窓前に積んで、其の雪あかりで勉強した故事に基いていふのである。

(98)面目・面は顏、目は目で世間に對して立派に顏を向けられるさいふこさ、即ち社會に名譽を保持し得るこさ。

(99)冥途・幽冥の國、即ち死後の世界に行く途。

二、一行阿闍梨

大衆前座主をば、東塔の南谷妙光坊(1)に入れ奉る。時の横災をば、權化(2)の人も免れ給はざりけるにや。昔唐土の一行阿闍梨(3)は、玄宗皇帝の護持僧にておはしけるが、玄宗の后、楊貴妃に名を立ち給へり。昔も今も、大國も小國も、人の口のさがなさは、跡方もなきことなりしかども、其疑によつて、くわら國(4)へ流されさせ給ふ。件(5)の國へは三の道あり。輪地道とて御幸道、幽地道とて雜人の通ふ道、暗穴道とて重科の者を遣す道なり。されば彼の一行阿闍梨は、大犯の人なればとて、暗穴道へぞ遣されける。七日七夜が間、日月の光も見ずして行く所なり。冥々(6)として人もなく、江浦に先途迷ひ、森々として山深し、只澗谷に鳥の一聲ばかりにて、苔のぬれ衣(7)干しあへず、無實の罪によつて、遠流の重科を蒙り給ふことを、天道憐み給ひて、九曜(8)の形を現じつゝ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に、一行、右の指を噛ひ切り、左の袂に九曜の形を寫されけり。和漢兩朝に眞言(9)の本尊(10)たる、九曜の曼荼羅(11)是なり。

新釋　衆徒たちは前座主を東塔の南谷にある妙光坊にお入れ申した。臨時に降つてかゝる

(1)妙光坊　東塔四十餘坊の一。

(2)權化　權はカリの意、假に佛か人間に化生してゐること。

(3)一行阿闍梨　有名な大慧禪師のこと。唐の高僧で、本姓名を張遂と云つた。開元三年唐の玄宗と問答して後光泰殿にゐた、同十五年に死んだ時は國葬に行はれ廢朝三日に及んだ。

(4)くわら國　果羅國である。火羅國とも書く、西域の國であるといふ。

(5)件　クダンと訓む、慣例になつてゐる、クダの音便であらう。本來物の分數を示す語で條件物件などゝ使ふ。

災難は、假に人間になつていらつしやる佛もお免れになることができないものなんだつたらうか。昔支那の唐代の高僧でいらつした一行阿闍梨は、玄宗皇帝の護持僧でおいでになつたが、玄宗の寵妃たる楊貴妃との間に浮名をお立てられになつた。昔でも今でも、又大國でも小さな國でも、人といふものはいゝ加減なことを言ひふらすもので、そんな事はテンで痕跡も何もない事であつたが、其の嫌疑のために、阿闍梨は途に果羅國へお流されになつた。此の國へ行くには三つの道がある。輪地道といつて天皇の行幸される道、幽地道といつて一般人の通行する道、暗穴道といつて重罪犯の者を遣る道である。それで其の一行阿闍梨は大罪人だからと云ふので、暗穴道へお遣しになつた。七晝夜の間、月日の光も見ないで行くところである。眞ッ暗やみで外に通行の人とてはなく、少し行くと河に突當つて行く先が分らなくなり、森々として深い山の谷のひに、何といふ鳥か唯だ一聲啼く聲がしたあとにはゴソツと云ふ物音も聞えない。でも、到頭嫌疑を晴らしきれないで、寃罪のために遠流の重刑をお受けになることを、天道もお憐れみになつて、九曜星の姿を現して、一行阿闍梨を天上からお守りになる。其の時に阿闍梨は右の手の指を食ひ切つて、左の袂に自分の血で、其の九曜の象をうつされた。日本支那兩國に通じて眞言の本尊と仰がれてゐる九曜、曼陀羅といふのはこれである。

こゝは、前に言つたことを受けて前件の國の意。

(6)冥々● 冥は暗黑の意である、それを重ねてあるのは暗黑の深いことを示す。

(7)苦のぬれ衣● 僧衣のことをいふ、苦の衣と、ぬれ衣即ち寃罪とをかけていつた言葉である。

(8)九曜● 日、月、火星、水星、木星、金星、土星、羅喉星、計都星。

(9)眞言● 眞言宗では方便虛妄の言でないことだとしてゐる。諸佛菩薩の言葉には衆生の理解を易からしめんが爲にする方便假說の類が多く、凡夫の言には虛妄が多いが、大日如來の言葉は、自心內の佛に對する說法の言葉であるから、毫末も方便虛妄がない、故に此の言葉こそ眞實の言葉即ち眞言だといふ事である。しかし正しくは梵語陀羅尼の譯語で諸佛菩薩の本誓は凡て眞言である。

(10)本尊● 一宗の本主と立てゝ、尊崇する佛、本尊佛の略語。

(11)曼陀羅● これも梵語である、man ḍala 古くは之を壇と譯した。諸佛諸尊を安置して供養禮拜する爲の壇場の意であるところが後には進んで之を哲學的に解し輪圓具足、又、輪圓輻輳と譯するに至つた、恰も車輻の轂に輳まる如く、

曼陀羅の諸尊は中央の本尊に歸一するから多身にして一体であり、又中央本尊の諸德は發源して周圍の諸尊となるから一体にして多身であると見るのである。だから之を廣くコスミックに見れば、宇宙全体が一の曼陀羅であると共に、己身を中心とする森羅萬象は又曼陀羅である、そして此の關係を畫に描き現したものが普通の曼陀羅である。

三、西光が斬られ

さる程に山門の大衆、前座主取り止め奉つたる事、法皇聞召して、いとゞ安からず思し召しける所に、西光法師申しけるは、「昔より山門の大衆は、發向の亂りがはしき訴(1)仕る事、今に始めずとは申しながら、今度は以ての外に過分に候。能く〳〵御計らひ候ふべし。是等を御戒め候はずば、此後は世が世でも候ふまじ」(2)とこそ申しける。只今我身の滅び失せむずる事をも顧みず、山王大師の神慮にも憚らず、かやうに申して宸襟(3)を惱まし奉る。讒臣は國を亂るといへり。誠なるかな、叢蘭茂らむとすれども(4)、秋の風之を敗り、王者明ならむとすれども、讒臣之を闇うすとも、かやうのことをや申すべき。新大納言成親卿以下、近習の人々に仰せて、法皇山攻めらるべしと聞えしかば、山門の大衆、さのみ王地(5)にはらまれて、詔命を對捍せむも畏なりとて、内々院宣に從ひ奉る衆徒もありと聞えしかば、前座主は、東塔の南谷妙光坊におはしけるが、大衆二心ありと聞き給ひて、又如何なる憂き目にか遭ふべきやらむと、心細げにぞ宣ひける。されども流罪の沙汰(6)はなかりけり。

(1)發向の亂りがはしき訴　發向とは發はオコス、向は目的に對して進むことで、發向の亂りがはしき訴とは、訴訟目的に缺陷ある訴をいふ。

(2)世が世でも候ふまじ　此の世は陛下の御世にても候ふまじの意。俗に「世が世なら」といふことはこれから來てゐる。

(3)宸襟　天皇の御心をいふ、宸は天皇の事。襟はエリで胸の所。

(4)叢蘭茂らむとすれども　劉子新論に「叢

蘭欲レ茂秋風害レ之賢哲欲レ正讒人敗レ之」又、帝範には「叢蘭欲レ茂秋風害レ之王者欲レ明讒人蔽レ之」

（5）王地にはらまれて　王地は天皇統治の國土の、孕まれては「生れて」といふことを原因に遡つて云つたのである。

（6）沙汰　沙は洗ふこと、汰は選むことである。續一切經音義に沙中の金を洗つて精妙を取るものゝ如しと釋してゐる。事案を洗ひ立てゝ其の理非を明らかにすることと、裁判すること、轉じて判決を言ふ。



さうかうするうちに、山門の衆徒が、前座主をお引止め申したことを、法皇はお聞きになつて、一層不愉快に思召していらつしやる所へ、西光法師が申したには、「昔から山門の衆徒は濫訴をするのがお定まりで、今に初まつた事でないとは申し乍ら、今度は特に亂暴が過ぎます。よく御注意遊ばしての御處分が肝要で御座いませう。かういふのを御懲罰遊ばさなければ、將來の世の中は陛下のものでは御座いますまい」と思ひきつて申上げた。たつた今日分の身が亡びてしまふことも顧みず、山王の神々、又、傳教大師の思召をも憚らずに、こんな事を申して、法皇に御心配をおかけ申上げるとは、何たる男だらう。讒臣は國家を亂る基だといふが、實際「叢蘭茂ラントスレドモ、秋ノ風之ヲ敗リ、王者明ヲカナラントスレドモ、讒臣之ヲクラウス」といふのも、こんな事を云ふのだらうか。新大納言成親卿以下、近侍の人たちに御命令になつて、法皇が比叡山をお攻めになると云ふ事だつたので、山門の衆徒たちの中には、天皇のお治めになる御領土に生れて、そんなにまで勅命に反抗するのも恐れ入つた事だといふので、内々院宣に服從し奉らんとしてゐる者もあるなどといふ風評が行はれたので、前座主の明雲僧正は、其の時もまだ東塔の南谷にある妙光坊にいらつしたが、衆徒たちの心が一致しないといふ事を聞かれて、それでは又どんな憂目に遭ふ事だらうかと、心細さうに仰やつた。しかしそれぎりで流罪の事は沙汰止みになつた。



山門の事が終つた機會に、茲で一言して置きたいのは、所謂衆徒又は大衆といふ者の態度である。「平家物語」や「源平盛衰記」の著者は、山門本位のスタンヂングポイントから觀て、彼等の行爲の反社會性を輕視してゐるが、今日の目から觀ると、彼等の行爲は疑もない數多の犯罪の競合を形づくつてゐる。彼等の「佛法、王法牛角なり」と云ふ思想は、

正しく王權の絕對至上性の否認である。少くとも比叡山と朝廷とを對等に視て、其處に權力關係の存在を認めないものである。彼等は、斯ういふ思想を持つてゐたればこそ、朝廷に向つて强訴を事としたのであつて、「非を以て理とす云々」の院宣は、法皇の御心思を拄げ奉つて、結局不法行爲に合法的解釋を附與せしめたものである。織田信長の叡山燒棄によつて此の不法行爲を長へに封ずることが出來たのは、思へば日本の幸福、宗教界の大慶事であつたのだ。

さる程に新大納言は、山門の騷動によつて、私の宿意をば暫く抑へられけり。そも內議支度は樣々なりしかども、儀勢(1)ばかりで、此謀反かなふべしとも見えざりければ、さしも賴まれたりつる、多田の藏人行綱(2)この事無益なりと思ふ心やつきにけむ、弓袋の料にとて、送られたりける布共をば、直垂、かたびらに裁ち縫はせ、家の子。郞黨共にきせつゝ、眼うちしばたゝいて居たりけるが、つらつら平家の繁昌する有樣を見るに、當時たやすう傾けがたし。若し此事洩れぬる程ならば、行綱先づ失はれなむず。他人の口より洩れぬ前に、返忠(3)して命生かう(4)と思ふ心ぞつきにける。

新釋 山門のさうした騷ぎがあつたので、其の間新大納言は、平家に對する自分一個の前々からの怨みを暫く差控へてゐられた。それにしても內輪の相談や準備ばかりは色々あつたが、眞似事をしてゐるばかりで、所詮此の謀叛は成功しさうにも思はれなかつたので、あれ程にも賴みにされた多田藏人であつたが、こんな企に關係してゐるのはつまらないと

渡すこと、官府の決定した命令を布告すること。

(1)儀勢・・義勢ともかいてある。正しくは擬勢である。起たんとする勢を擬すること、眞似事。

(2)多田の藏人行綱・・・多田滿仲七代孫、攝津守賴盛子、號多田太郎、正五位下伯耆守、補藏人、號或號六條藏人。

(3)返忠・・俗にいふ寢がへり、反對に敵の爲に忠誠の意思を表示すること。

(4)命いかう・・・命を生きながらへようとの意。

云ふ氣になつたものか、弓袋の材料にと云つて皆て送られた布を、皆直垂や帷子に仕立て一族の者や家來たちに着せて、考へ込んでばかりゐた。そして平家が繁昌してゐる樣子を段々と注意して觀察するのに、どうも今が今之を引つくりかへすのは容易でない。とすると、若しどうかした機會に、この企の秘密が漏れて平家の耳に入るやうな事でもあつたとしたら、此の行綱が一番に殺されるだらう。それよりは人の口から漏れない先に、平家の方へ寢がへりを打つて命を助かる方が上分別だといふ氣になつた。

同じき廿九日の小夜更方に(1)、入道相國の西八條の邸に參つて、「行綱こそ申すべき事ありて、是まで參つて候へ」と、案内(2)を言入れたりければ、入道「常にも參らぬ者の參じたるは何事ぞ、あれきけ」とて、主馬の判官(3)盛國(4)を出されたり。「全く人傳には申すまじき事なり」といふ間、入道、さらばとて、自ら中門の廊(5)にぞ出でられたる「夜は遙に更けぬらむに如何に只今何事ぞ」と宣へば、「晝は人目の繁う候ふ間、夜に紛れて參つて候。此程院中の人々の兵具を整へ、軍兵を催されし事をば、何と聞し召されて候ふやらむ」。入道、「いさとよ、それは法皇の山攻めらるべき御結構(6)とこそ聞け」と、いと事もなげにぞ宣ひける。行綱近う寄り小聲になつて、「其儀では候はず、一向(7)當家の御上とこそ承り候へ」。入道、「、てそれをば、法皇もしろしめされたるか」「子細にや及び候(8)。執事の別當(9)成親卿の、軍兵催され候ひしにも、院宣とてこそ召されしか」康頼がと申して、俊

(1)小夜ふけ方　さ夜のサはPrefixで、單に夜の事である。

(2)案内　文案の内容のこと、轉じて一般事物の内容の意に用ひ、三轉して其内容を知らしめることゝなり、家屋内に導き入れることにもなつた。案内を「いふ」とに導かれむことを要求する意思の表示をいふ。

(3)主馬の判官　東宮坊の彼はとして、東宮の馬匹、具等の事を管掌する主馬署の史生であらう。源平譜代の武士が多く之に任じた官である。

(4)盛國　傳記未詳。

(5)中門の廊　中門は外門から正殿へ行く間にある門で、其處には廊下がついてゐたのである。

(6)結構　訓んで字の如く、結はムスブ、構はカマヘル事であるが轉じて豫備の意に用ゐる

(7)一向　ヒタムキにヒタスラに、Principally といふよりももつと強い、Only alone の意である。

(8)仔細にや及び候　子細(を尋ぬる)にや及び候(ふべき)の意。子細とは詳細なる理由のことで、こゝは「そんな事を穿鑿なさるまでもない」の意である。

(9)執事別當　執事とは坊官の事を執る者の謂、別當は其の長官で、法橋から法印までに叙せられた。

(10)とふるまひて　と

寛がかう申して、西光がと振舞うて⑩」など、ありのまゝにはさし過ぎて言ひちらし、我身は暇申すとて出でければ、其時入道、大聲を以て侍共呼び罵り給ふ事夥し。行綱なまじひ⑪なる事申し出でゝ、證人にやひかれむずらむと恐ろしさに、人も追はぬにとりはかま⑫し、大野に火を放ちたる心地して、急ぎ門外にぞ逃げ出でける。

新釋　其の二十九日の夜更け頃に、入道太政大臣の西八條の邸へ行つて、「行綱が、少し申す事があつて參りました」と、取次を賴み込んだので、入道は「平生あんまり來ない者が出て來たのは何の用だらう、あれを聞いて來い」と云つて、側にゐた主馬署の判官盛國を出された。ところが、「お取次では全然申せぬ事です」といふので、入道は、「それぢや俺が聞かう」と云つて、自分で中門の廊下まで出られた。「もう隨分夜が更けたらうに、何だい今頃出て來て」と仰しやると、「書間は人目が多くていけませんから、わざと深夜になつて來たのです。此の頃院の御所の人々が武器の手入をしたり、軍兵を召募されたりしてゐるのを、何と思つていらつしやるのですか」と行綱は反問するやうに云つた。入道はそれを聞いて「何だあれか、あれは法皇が叡山の坊主共を御征伐になる御準備だと聞いてゐる」と極何でもなさゝうに仰しやつた。すると行綱は入道に近寄つて、あたりを憚る小聲で、「さうぢやないんです、專ら御當家を目あての事だと承りました」入道は聞いて、「それで、其の事は法皇も御存じなのか」「勿論の事です、執事の別當成親卿などが軍兵をお募りに成つたときにも、院宣といふふれ出しでした。先だつての會合の時には、康賴があゝ云つて、

俊寛が斯ぅ云つて、西光がこんな事をして」など、、行綱は實際あつた事以上に誇張してしやべり散らし、自分は「それではこれでお暇申します」と云つて出かけると、其の時入道は大きな聲で武士たちを呼びつけてわめき散らしてゐられるのが、とても大變な騷ぎである。行綱はナマナカ餘計な事を言ひ出して、證人に引出されはしまいかと、急に恐くなつたので、誰も追ひかけて來はせぬのに、袴の股立をとつて、まるで廣い野原の枯草に火をつけたやうな心もちで、急いで門の外へ逃出した。

その後入道、筑後守貞能(13)を召して「當家傾けうとする謀反の輩こそ、京中に充ち滿ちたンなれ。急ぎ一門の人々にも觸れ申せ、侍共催せ」と宣へば、馳せ廻つて披露(14)す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭の中將(15)重衡、左馬の頭行盛、以下の一門の人々、甲冑弓箭を帶してさしつどふ。その外侍ども雲霞の如くに馳せ集つて、その夜の中に、入道相國の西八條の邸には、兵六七千騎もあるらむとぞ見えし。

【新譯】それから直ぐに入道は、筑後守貞能を呼んで、「當家の盛運を覆へさうとする謀反人どもが、此の京都中に一ぱいに成つてるんだ。急いで一門の人たちにも知らせろ、そして武士たちを召集しろ」と仰しやつたので、貞能は早速方々を駈け歩いて知らせて廻つた。間もなく右大將宗盛、三位中將知盛、藏人頭兼中將の重衡、左馬頭行盛以下の人々が、武裝して續々參集する。其の外にも武士たちが大勢、雲か霞がたなびくやうに駈けつけて來て、其の一晩のうちに、入道太政大臣の西八條邸に、集まつた將士は、六七千もあらうか

ふるまひてとは「斯々の擧動をして」の意である。古く「くものふるまひかねてしるしも」などといふ歌もあつて、擧動、動作、行爲などの義に解してゐて後には「舞」などといふ字を平氣で當てゝゐるが、實はわけのわからぬ語である。「言海」には「態マフ」の意かとしてゐる。

(11)なまじひ●●●●●　俗言では「なまじ」ともいふ、「ナマナカ」といふと同意である、中途半パなこと。

(12)さりはかま●●●●●　後世にいふ袴の股立を取ることであらう。「考證」には「奴袴ノ下結ナルヲ取下ゲテ走リ出ルヲ云フ、是ノ時世ハ文武トモニ奴袴ノ下結ナルヲ用フ」と書いてゐる

(13)筑後守貞能●●●●●　桓武天皇十一代の孫、筑後

と見えた。

明くれば六月一日の日なり。未暗かりけるに、入道相國、安倍の資成(1)を召して、「院の御所へ參り、大膳の大夫(2)信成(3)を呼び出いて、屹度申さうずる事はよな、新大納言成親卿以下、近習の人々、此一門を亡して、天下亂らむとする謀反の企あり。一々に搦め取つて、尋ね沙汰仕り候ふべし。それをば君もしろしめさるまじう候ふと申すべし」とぞ宣ひける。資成急ぎ院の御所へ馳せ參り、信成を招いて此事を申すに、色を失ふ。やがて御前へ參つて、此由かくと奏聞申しければ、法皇、「あゝ早、是等が内々謀りし事の洩れ聞えけるにこそ。さるにてもこは何事ぞ」とばかり仰せられて、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、此由かくと申しければ、入道、「さればこそ行綱は實を申したれ。行綱此事告げ知らせずば、淨海安穩にてやはあるべき」とて、筑後の守貞能、飛騨の守景家(4)を召して、當家傾けうとする謀反の輩、一々に搦め捕るべき由下知せらる。依つて二百餘騎、三百餘騎、あそこゝに押し寄せ〳〵、搦めとる。

新譯 夜が明けると六月一日である。まだ暗いうちに、入道太政大臣は安倍の資成を呼寄せて、「院の御所へ參つて、大膳大夫の信成を呼び出して、きつと申さうにはナ、新大納言成親卿以下、御近侍の人たちが、此の平家一門を亡ぼして、天下に亂を起さうとする企をしてゐられます。ついては一人々々に皆逮捕して、訊問審理を致さうと存じます。そんな

守家貞の子。

(2)披露「文書を披いて其内容を露す」ことから轉じて、普く一般に告知すること。

(3)頭の中將　藏人頭兼中將。

(1)安倍資成　傳記未詳。

(2)大膳大夫　諸國よりの調進物及び膳部の事を掌る大膳職の長官ので、正五位上の相當官である。

(3)信成　誰ともわからない。

(4)飛騨守景家　不明

事は御所樣も御存じのない事で御座いませうと申せ」と仰せられた。資成は急いで院の御所へ驅付けて參つて、信成を呼んで、此の事を申入れると、信成はサッと顏の色を變へた。直ぐに法皇の御前へ參つて、斯う〳〵でございますと奏聞すると、法皇は「あゝ、もう早、あれ等が内々で計畫してゐたことが漏れ聞えたのだらう。それにしてもこれは又何たる事だ」と仰せられただけで、ハッキリしたお返事もなかつた。資成は又、急いで西八條へ走つて歸つて、斯う〳〵だと申すと、入道は聞いて、「さればこそ、行綱の云つた事は本當だつたのだ。行綱が此の事を知らせに來なかつたら、淨海は無事でゐられなかつたらう」と云つて、筑後守貞能と、飛驒守景家を呼寄せて、當家を覆へさうとする謀叛人どもを、一人殘らず引つ捕へろ、と命令せられる。それで、二百人、三百人と、あつちこつちに警察隊が押寄せて行つては、關係者を逮捕する。

入道相國先づ雜色(1)を以て、中の御門烏丸の新大納言の宿所へ、「屹度立ち寄り給へ、申し合すべき事の候ふ」と、宣ひ遣されければ、大納言我身の上とは露知らず、「あはれ是は、法皇の山攻めらるべき御結搆のあるを、申し宥められむずるにこそ。御憤深げなり、如何にもかなふまじきものを」とて、ない清げなる(2)袍衣、たをやか(3)に着なし、鮮明なる車に乘り、侍三四人召し具して、雜色、牛飼に至るまで、常よりも猶引き繕はれたり。そも最後とは、後にこそ思ひ知られけれ。

新釋　入道太政大臣は、第一番に、中御門烏丸にある新大納言の所へ小使を遣つて、「お序に是非お立寄り下さい、御相談申したい事が御座いますから」と、仰しやつて、お遣りになつ

(1)雜色・雜役驅使の任務に從ふ無位無官の役人。一定の制服としての染色の衣袍を著用することを許されないから、雜色といふのだとされてゐる。ザフシキともザッシキとも讀む。

(2)ないぎよげなる・なへ清げなるであらうといふ、しなやかな小ザッパリしたの意。

(3)たをやか　なよや

か、しな〳〵さした。

た。それで大納言は、自分の身の上の事とは少しも氣がつかないで、「あゝ、これは何だナ法皇が叡山をお攻めになる御準備をしておいでに成ることを、何とかおなだめ申して止めさせようと云ふのに違ひない、大分怒つておいでになるやうだから、所詮駄目だらうのに」と云つて、しなやかで綺麗な袍衣だ、物和らかに着て、目のさめるやうな華麗な車に乗り武士を三四人供につれて、下僕から牛飼に至るまでも、平生よりも一層チヤンとした身なりをさせて從へられた。それが最後の運命だつたんだといふことは、後になつて思ひ知られたことであつた。

西八條近うなつて見給へば、四五町に軍兵共充ち滿ちたり。あなおびたゞし。こは何事なるらむと、胸打ち騷がれけれども、門前にて車より下り、門の内へさし入つて見給へば、内にも兵ども、隙間もなうぞ並み居たる。中門の口には、恐しげなる者共數多待ち受け奉り、大納言を取つて引つ張り、「縛むべう候ふやらむ」と申しければ、入道、簾中より見出し給ひて、「あるべうもなし」と宣へば、侍共十四五人前後左右に立ち圍み、大納言の手を取つて、縁の上へ引き上げ奉り、一間なる所に押し込め奉つてけり。大納言は夢の心地して、つや〳〵物も覺え給はず。供にありつる侍共、大勢に押し隔てられて、散り〴〵になりぬ。雜色、牛飼色を失ひ、牛・車を捨てゝ、皆逃げ去りぬ。


新釋 西八條の淸盛邸の近くへ來て見ると、四五町の間は兵士で一ぱいである。「まあ澤山な兵隊だ、これは何があるのだらう」と、胸がドキ〳〵したが、門前で車から下りて、門

の中へ入つて御覽になると、郎内にも警衛の兵士が、殆ど隙間もない位に並んでゐた。中門口には恐ろしい武士どもが、大勢お待受け申してゐて、大納言を見ると、つかまへてグッと引張り寄せ、「どう致しませう、縛つてしまひませうか」と云ふと、入道は御簾の中から透かして御覽になつて、「飛んでもない事だ」と仰しやつたので、武士たちが十四五人、嚴重にまはりを圍んで、大納言の手を取つて、縁の上へお引上げ申し、一室へお押しこめ申して了つた。大納言はまるで夢のやうで、何が何やら御知覺もない。供についてゐた武士たちも、大勢に押隔てられて、皆チリ〳〵バラ〳〵になつて了ふし、下僕や牛飼は、眞蒼な顏をして、牛も車も置きつ放しにして、皆逃げて行つて了つた。

さる程に近江の中將(1)入道れんじやう(2)、法勝寺の執行俊寛僧都、山城の守もとかね(3)、式部の大輔雅綱(4)、平判官康頼(5)、そう判官信房(6)　新平判官資行(7)も捕はれてこそ出で來たれ。西光法師此由を聞いて、我身の上とや思ひけむ、鞭を打つて、急ぎ院の御所へ參る。六波羅の兵共、道にて行き遭ひ、「西八條殿より召さるゝぞ、屹度參れ」といひければ、「是は奏すべき事あつて、院の御所へ參る。やがてこそ歸り參らめ」といひければ、「惡い入道めが、何事をか奏聞すべかンなるぞ」とて、しや(8)馬より取つて引き落し、中にくゝつて(9)、西八條殿へ下げて參る。日の始より根元よりき(10)の者なりければ、特に强ういましめて、御壺(11)の內にぞ引きすゑたる。

(1)近江の中將　近江守兼中將。
(2)れんじやう　蓮性　俗名成正。
(3)山城守もとかね　もとかねは基兼である　人皇四十代天武天皇十八代の孫と稱する忠兼の子。
(4)式部大輔雅綱　前出。
(5)平判官康頼　不明
(6)宗判官信房　鎌足十六代の孫、正五位下治部大輔家信の子で、

正五位下左馬權頭である。

(7)新平判官資行 鎌足十代の孫、從五位上主水正資盛の子、從五位上。

(8)しや 彼奴といふのと同意である。

(9)中にくゝりて 「中に」は、下の「西八條殿へ」の下へつく句である。もつと上から分りよく讀み直すと「馬より取りて引き落し、くゝりて、西八條殿へ中に下げて參る」といふのである、「地上に押してふせてどなく、大勢で、空中（馬と地との間）で縛る意」だといふ解釋には全然不賛成である。馬から引落しておいて、又中で縛るといふのは意味をなさない。縛つて、空中（馬と地との間）を引つ下げて行つたのだ。

(10)よりき 與力、力を貸し與へること、與すること、加擔すること。



新譯 其のうちに、近江の中将入道蓮淨、法勝寺の執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行も捕へられて伴れて來られた。西光法師は其の事を聞きつけて、これは自分の身の上だと思つたのだらうか、急いで馬に鞭つて、院の御所へ參らうとした。其の道で六波羅方の兵士どもとバツタリ行き會つたので、兵士どもが、「西八條殿の御用だ、是非參れ」と云ふと、西光は「俺は奏上せねばならぬ急用があつて、これから院の御所へ參るのだ。追つゝけ歸りに寄らうぞ」と云ひ捨てゝ駈抜けようとしたので、「憎くい入道めが、何を奏上しようとするのだ」と云つて、飛びかゝつて捕へると、馬から引きずり下ろして縛り上げて、宙にぶら下げて、西八條殿へつれて參つた。此の西光は、抑も最初から加擔した共同正犯者だつたから、特別嚴重に引つくゝつて、壺前栽の緣側の前へ引きすゑた。

入道相國大床(1)に立ちて、暫しにらまへ、「あな惡くや、當家傾けうとする謀反の奴がなれる姿よ、しやつ爰へ引き寄せよ」とて、緣の際へ引き寄せさせ、物履きながら、しやつらをむず／＼とぞ蹈まれける。「本より己等がやうなる下臈の果を、君の召し使はせ給ひて、なさるまじき官職をなしたび、父子共に過分の振舞をするを見しに合せて、過たぬ天台座主、流罪に申し行ひ、剩當家傾けうとする謀反の輩に與してけるなり。ありのまゝに申せ」とこそ宣ひけれ。西光元より勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色も變ぜず、わろびれたる氣色もなく、居直り、あざ笑つて申しけるは、「院中に近う召しつかはるゝ身なれば、執事の別當成親

(11)御壺。建物の間に圍まれた一區劃の小空地。中壺、壺前栽などいふ類語がある。

(1)大床。寢廂か。武家では大床と稱する。廣緣のこと。正殿の母屋の外、簀子緣の內部に當るところで、俗に入側の間と稱する。

(2)下﨟のはて。最下級者。

(3)高平太。源平盛衰記に「中御門藤中納言家成卿、播磨守にておはせし時、受領の鞭をさり、朝夕に柿の直垂に縄緒の履はきて通ひ給ひしかば、京童は、高平太といひて笑ひしぞかし」とある。

卿の、軍兵催され候ふことにも、與せずとは申すべきやうなし。それは與したり。但し耳に當ることをも宣ふものかな。他人の前は知らず、西光が聞かむずる所にては、然樣の事をば得こそ宣ふまじけれ。抑御邊は、故刑部卿忠盛の嫡子にておはせしが、十四五までは出仕もし給はず、故中御門の藤中納言家成卿の邊に立ち入り給ひしをば、京童は例の高平太(3)とこそいひしか。然るを保延の頃、海賊の張本三十餘人搦め進ぜられたりし勸賞に四品して、四位の兵衞の佐と申しゝをだに、人皆過分とこそ申しあはれしか。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、今太政大臣までなり上つたるや過分なるらむ。本より侍程の者の、受領・檢非違使に至る事、先例、法例なきにしもあらず、なじかは過分なるべき」と、憚る所もなう言ひ散らしければ、入道相國、餘に腹をすゑかねて、暫しは物をも宣はず。

新釋　入道太政大臣は入側の間に突立つて、暫くの間、西光の顏を睨んでゐたが、「やア憎い奴だ、當家を覆へさうとする謀叛人の成れの果のザマを見い、そいつをこゝへ引寄せろ」と云つて、緣ばたに近く引寄せさせて置いて、足に物を履いたまゝで、其の頬べたをグイグイ踏みつけられた。「元來か貴樣たちのやうな下劣な男を、君がお召使になつて、不相當な官職を賜はつたりしたので、今に親子ともきつと分に過ぎた事をするだらうと睨んでゐたら、果して天台座主を流罪に遊ばすやうにと奏上するばかりか、其の上にまだ當家を覆へさうとする謀叛人どもに加擔しをつた。さア何も彼も有の儘に白狀しろ」と仰やつた。西

光は元來が圓ぬけた剛情者だつたから、顏色一つ變へず、臆病じみた見苦しい樣子も見せずにキッと起直つて、嘲笑つて申したには、「院の御所にお側近く召使はれてゐる身分である以上、執事の別當成親卿が軍兵を召募されるのに對して、私は關係しませんとは申しやうがないぢやないか。それは確に關係したよ。但し君は耳ざはりなことを云ふね。外の者の前でなら兎も角、此の西光が聞いてゐるところで、そんな事は云へない筈だ。元來が君は亡くなつた刑部卿忠盛の嫡子だつたが、十四五までは宮中に出仕も出來ないで、これも今は亡くなられた中の御門の藤中納言家成卿の所へ出入をしてゐたのを、京童どもは嘲笑して「あれ見ろ、例の高平太が向ふへ行くよ」と云つたものだ。ところが保延頃に、海賊の頭分を三十人ばかり逮捕したといふので、其の褒美に四品を戴いて、四位の兵衛佐となつたが、世間の人は皆、それでさへ分に過ぎた出世だと申し合はれたものだ。殿上づきあひをする事さへ嫌はれた人の子が、今では太政大臣にまで成上つた事こそ、過分といふものだらう。武士たる身分の者が、受領や檢非違使に成るくらゐは當然の事で、先例にも法制にもないことではない、何のそれが過分のものか」と、ずけずけと言ひ放つたので、入道太政大臣は、あまりの事に、憤怒を押さへかねて、暫くは物も仰やらなかつた。

や、あつて入道宣ひけるは「しやつが首左右なう斬るな、能く〳〵糺問①して、事の仔細を尋ね問ひ、その後河原へ引き出いて頭を刎ねよ」とぞ宣ひける。松浦の太郎しげとし②承つて、手足をはさみ、樣々にして痛め問ふ。西光もとより爭はざりける上、拷問③は嚴しかりけり。白狀④四五枚に記されて、その後口を裂けとて、口を裂かれ、五條西のしゆじやかにして、遂に斬られにけり。嫡子加賀

(1)糺問 糺問は鞠問といふのと同義語である。
(2)松浦の太郎しげとし 重俊であらう。
(3)拷問 被疑者の肉

守師高は解官せられて、尾張の井戸田へ流されたりしを、同じき國の住人、小胡麻の郡司維季(5)に仰せて討たせらる。次男こんごう判官師經をば、獄より引き出いて誅せらる。その弟左衞門の尉師平(6)、郎黨三人をも、同じう頭を刎ねられけり。是等は皆いひがひなき者の秀でゝ、いろふまじき事をのみいろひ、過たぬ天台座主流罪に申し行ひ、果報や盡きにけむ、山王大師の神罰、冥罰を立所に蒙つて、かゝるうき目にあへりけり。

新譯 暫くしてから入道が云はれたには、「こいつの首を、むやみに斬るなよ、よく十分に訊問して、犯罪の顛末や理由などを明らかにしてから、河原へ引張り出して、斬れ」と命ぜられた。松浦の太郎重俊が、其の命令を奉じて、手足を責道具で挾んで緊めつけたり、色々の痛め吟味をした。西光は最初から犯罪事實を爭はなかつた上に、拷問はと云ふと特別に嚴酷だつた。自白を長さ四五枚にも記錄せられて、それからあの憎いことを云つた口を裂けといふので、口を引裂いて、五條西の朱雀で、到頭首を斬られた。其の子の加賀守師高は官職を褫奪されて、尾張の井戸田へ流されてゐたのを、同じ尾張國に住んでゐる小胡麻の郡司維季に命じて討たしめられた。次男の近藤判官師經は、牢屋から引出して誅せられ、其の弟の左衞門の尉師平や、家來三人も、同じやうに首を斬らせられた。これ等の者は論ずるに足らぬ末輩であつたのが出世して、出なくともいゝ所へさし出て、關係してはならぬことにばかり關係し、何の過失もない天台座主を、流罪に遊ばすやうに奏上したもので、前生で幾らかいゝ事をして置いた報ひもなくなつたのであらう、山王大師の神罰佛

體に痛苦を與へて訊問を行ひ、自白を強制すること。
(4)白狀・・刑事被告人の自白を記錄した文書、轉じて罪狀を自白すること、
(5)小胡麻の郡司維季・・傳記不明。
(6)左衞門尉師平・・西光の子師高の弟、

罰を忽ち目の前に受けて、こんなつらい目にあつたのである。

研究 西光の子師高の流された尾張の井戸田が何處であるかは、古註に多く記してないがこれは現在の愛知縣愛知郡瑞穗村のことである。師高、師親、師平と三人一緒に此處に流されてゐたのである。源平盛衰記に依ると、師高等は一旦逃げて蚊野に身を潜めたが、途に討たれて死んだので、遺骸は堂津の遊女が斂葬したと云ふ事に成つてゐる。そして三人の墓として、「今に田間に三の塚殘れり」と書いてゐる。百練抄にも「入道相國彼ノ國ノ家人等ニ仰セ、之ヲ追討セシム、相互ニ合戰シ、死者多シ」とある。相當に武力もあつて、反抗したものと思はれる。此の師高を討つたのは「同じき國の住人小胡麻の郡司維季」であると云ふが、小胡麻は小熊とも小隈とも書いて、今では美濃國羽島郡に屬してゐて、ちやうど長良川の東岸に當つてゐる、其處の出身であらう。三人の塚と稱するものは、尾張名所圖會に一々兄弟各人の名を附けて載せてあるが、其の間隔が可なり大きいところを見ると恐らく後世の附會であらう。

四、小松教訓

新大納言は、一間なる所に押し込められて、汗水になりつゝ、あはれ是は、日頃のあらまし事(1)の洩れ聞えけるにこそ、誰洩しぬらむ、定めて北面の輩の中にぞあるらむなど、思はじ事なう案じ續けておはしける所に、後より足音の高らかにしければ、すは只今我命失はむとて武士共の參るにこそ、と思はれければ、さはなくして、入道、板敷(2)高らかに踏み鳴し、大納言のおはしける後の障子を、さつと引き開けて出でられたり。素絹の衣(3)の短らかなるに、白き大口(4)ふみくゝみ、ひじりづか(5)の刀押しくつろげてさすまゝに、以ての外に怒れる氣色にて、大納言を暫し睨まへて、「抑御邊は平治にも既に誅せらるべかりしを、内府が身に代へて(6)申し受け、首を繼ぎ奉りしはいかに。然るにその恩をわすれて、何の遺恨あつてか當家傾けうとはし給ふなるぞ。恩を知るを以て人とはいふぞ。恩を知らざるをば畜生(7)とこそいへ。されども當家の運命未盡きざるによつて、是までは迎へたんなり。日比のあらましの次第、直に承らむ」と宣へば、大納言、「全くさる事候はず。如何樣にも人の讒言にてぞ候ふらむ。能く／＼御尋ね候ふべし」と申されけれ

(1)あらましごと　豫て心中に謀つてゐたこと、こゝでは豫備隱謀。
(2)板敷　板の間。床板ばかりで疊の敷いてないところ。疊敷に對する稱呼。
(3)素絹の衣　練つてない絹、即ち生絹で作つた衣。裘代といふのと同じ物である。入道の着衣。
(4)大口　大口袴である。着用の時に、後方が突張つて大きな口があいたやうになるからいふ。老人は普通白で、張を用ふるが、武家では白絹精好で作るのが式である、
(5)ひじり柄　貞丈雜

ば、入道いはせもはてず、「人やある〳〵」と召されければ、貞能つと參りたり。「西光が白狀取つて參れ」と宣へば、持ちて參りたり。入道之を取りて、押し返し押し返し、二三返高らかに讀み聞かせ、あな惡くや、此上をば何とか陳ずべかなるぞとて、大納言の顏にさと投げかけ、障子をちやうと引き立てゝ出でられけるが、猶腹をすゑかねて、經遠(8)兼康(9)と召す。難波の次郎・妹尾の太郎まゐりたり。

新釋 新大納言成親は一室に監禁されて、恐ろしさの爲に全身に冷汗をかき乍ら、あゝこれはきつと、此の頃企てゝゐる陰謀が漏れたのに相違ない、全体誰が漏らしたのだらうきつと北面武士の中の者だらうと、先から先へと勘ぐつて、心配し續けていらつしやると其處へ後から誰かの來る高い足音がしたので、さア唯た今、俺の命を取らうといふので武士どもが來たのに違ひない、と思つてビク〳〵してゐられると、さうではなくて、淸盛入道が、板の間を高い音で踏鳴らして來て、大納言のいらつしやる所の後の襖を、サツと引きあけて出られた。見ると、素絹の衣の短かいのを着て、白い大口を足のかくれる程も長くはいて、聖柄の刀をゆるやかに差してゐられたが、非常に怒つてゐられる樣子で、大納言を暫く睨みつけて、「元來君は、平治の亂の時にもう殺されてゐた筈の人間だつたのを、内大臣が自分の身にかへて貰ひ受けて、首をつないでお上げ申したんだつて事を、どうだれ、確におぼえて居られるだらう。それだのに其の恩を忘れて了つて、何の遺恨があつて、當家を覆へさうとはされるのだ。恩を知つてゐればこそ人間ですぞ、恩を知らなければ畜生だ、しかし幸ひと當家の運がまだ盡きないものだから、こゝまでお呼び取り申したんで

記に「此の聖柄の事詳ならず」として、これは鞘卷の刀であらう、刀には、普通柄に鮫の皮をかけるが、それのないのをいふのであらう。刀の柄に鮫をかけないのを法師の頭に毛のないのに譬へて、聖柄といつたのか、それとも鮫をつかはぬから精進たといふ意味で、いふのかも知れぬと解釋してゐる。

(6)内府が身にかへて　内府は内大臣重盛で、これは平治元年成親が右衛門尉信頼の叛逆に與して處刑せられんとした折に姻家の故を以て重盛が請うて其罪を免したことをいふ、

(7)畜生　如是畜生發菩提などゝ云つて漢譯の經文にある語、畜はれてゐる生物家畜

(8)經遠　難波次郎。

(9)兼康　妹尾太郎。

す。此の頃の陰謀の顚末を、たつた今承りませう」と仰やると、大納言は、「いや全然そんな事はございません、何にしてもこれは人の讒言でせう。よく十分にお調べ下さい」と申されたが、入道は、それをしまひまで言はせないで、「おい誰かゐるか、誰かゐるか」とお呼びになると、貞能がツッと出て來た。「西光の供述書を取つて來い」と命令されると、直ぐに持つて參つた。入道はそれを受取つて、繰返し繰返し、二三度も大きな聲で讀んで聞かせてから、「あゝ憎い奴だ、此上何と陳辯するツモリだ」と、大納言の顏にパッと投げつけて襖を荒々しくバタンとしめて出て行かれたが、それでもまだ腹が癒えないので、「おい經遠、兼康」とお呼びになると、難波次郎と妹尾太郞が出て參つた。

「あの男取つて庭へ引き落せ」と宣へども、是等左右なうもし奉らず、小松殿の御氣色如何候はむずるやらむと申しければ、入道、「よし／＼、己等は內府が命を重んじて、入道が仰をば輕うしける、ごさんなれ(1)、此上は力及ばず」と宣へば、是等惡しかりなむとや思ひけむ、立ちあがり、大納言の左右の手を取つて、庭へ引き落し奉る。其時、入道心地よげにて、「取つて伏せて、をめかせよ」とぞ宣ひける。二人の者ども、大納言の左右の耳に口を當てゝ、「如何樣にも御聲の出づべう候」と囁いて引き伏せ奉れば、二聲三聲をめかれける。その體、冥土にて、娑婆世界(2)の罪人を、或は業の秤(3)に懸け、或は淨玻璃の鏡(4)に引き向けて、罪の輕重に任せつゝ、阿房羅刹(5)が呵責すらむも、之には過ぎじとぞ見えし。せうはん(6)捕

(1)ござんなれ「こそあるなれ」の轉音であるが、原語には拘らない。此時代の通稱語で感情、激したときには殆んど口癖のやうに使はれた、後世の畜生！といふ言葉、ロシア人のよく使ふニイチエヴォに似た言葉である。

(2)娑婆世界 現世のこと、梵語 Sahalokadhatu から來てゐる。譯

はれて、韓彭にらぎすされたり。鼂錯(9)戮を受け、周魏罪せらる。例へば蕭何、樊噲、韓信、彭越、是等は皆、高祖(10)の忠臣たりしかども、小人(11)の讒によつて、禍敗の恥を受くれども、かやうの事をや申すべき。新大納言は、我身の如此なるにつけても、子息丹波の少將成經以下幼き者共の、如何なる憂き目・遭ふらむと、思ひやるにも覺束なし。さばかり暑き六月に、裝束をだにもくつろげられず、暑さも堪へ難ければ、胸もせきあぐる心地して、汗も涙も、爭ひてぞ流れける。さりとも小松殿は思し召し放たじものをと思はれけれども、誰して申すべしとも覺え給はず。

【新釋】入道は二人に「あの男を引つつかまへて、庭へ引きずり落させ」と仰やつたが、是等の者は容易に其の通りにしないで「小松殿の思召はどう御座いませうか」と申上げると入道は、「よし、よし、貴樣等は內大臣の命令ばかりを大切と心得て、入道のいふことを馬鹿にするんだな、畜生勝手にしろ」と仰やつたので、是等の者は云ひつけ通りにしないでも惡からうと思つてか、立ち上つて、大納言の右の手と左の手を兩方から引つつかまへて庭へお引落し申上げた。すると、入道は如何にも痛快さうな顏つきで、「押伏せて、悲鳴をあげさせろ」とお命じになつた。二人の者共は、大納言の左の耳と右の耳とに口を寄せて「何でもようございますから、痛さうなお聲をお出しなさい」と小聲で云つて、お引伏せ申上げると、二聲三聲悲鳴をあげられた。其の樣子は地獄の閻魔の廳で此の世から來た罪人

して忍土、勘忍土、又勘忍世界ともいふ。此の世界の生物は互に勘忍せずには共同生存を營み得ず、又諸菩薩は是等の衆生を教化する爲に勞苦を忍ばれるから云ふことである。

(3)業の秤。死んで冥王の前に至つた者の生存中の罪業を秤量する一種の量器。

(4)淨玻璃の鏡、清淨な硝子鏡。これも冥王廳にあつて、死者生存中の一切の罪業を映し出す神秘力を持つものである。

(5)阿房羅刹。暴惡恐るべき地獄の獄卒のこと、牛頭、馬頭などの食人鬼で黑身、朱髮、碧眼であると云はれる。

(6)蕭樊。蕭何と樊噲。蕭何は漢の三功臣の一として、丞相にまでなつたが、一度獄に下された。樊噲は剛勇を以て知られ、鴻門の難に沛公を救ふた人。

(7)韓•彭• 韓信と彭越。韓信も漢の三傑の一人で功を以て、淮陰侯に封ぜられたが、最後に忌まれて殺された、彭越は元、秦臣、漢に降つて功がつたが、これも刑戮にあつた。

(8)鼂•錯• 漢の景帝の時の人、智者を以聞えたが、諸侯の領地を削らんとしたが爲に吳楚七國に怨まれ、袁盎等の上申によつて景帝の二年斬罪に處せられ、一族皆放逐せられた。

(9)周•魏• 周亞夫と魏其侯、周亞夫は周勃の子、漢の景帝に仕へて屢々軍功があつた爲、丞相となつたが、誣告せられて獄讒せられ、吐血して死んだ。

(10)高•祖• 漢の高祖、元沛縣の人、劉邦と云つた。

(11)小•人• 大人に對して德のない人を小人といふ。

を、或は業の秤にかけ、或は淨玻璃の鏡に向はせて、其の罪の輕重に隨つて、阿房羅刹が責め立てるのも、これ以上ではあるまいと思はれた。蕭何や樊噲も捕へられたし、韓信や彭越もひどい目にあつた。又 錯は殺され、周亞夫、魏其侯は何れも處刑せられた。是等の人々は何れも其の朝の重臣だつた人で、例へば蕭何、樊噲、韓信、彭越など、是等の人は皆、漢の高祖の忠臣であつたけれども、小人の讒言のために、禍敗の辱を受けるとは、こんな事を云ふのであらう。新大納言は自分がこんな事に成つたにつけても、子どもの丹波の少將成經以下、まだ年の行かぬ者どもが、どんなつらい目にあふだらうと、想像するだけでも心もとない氣がして、それ程暑い眞盛りだといふ六月だのに、裝束一つくつろげる事もできないから、暑さも暑し胸が一杯になつて、汗と涙とが先を爭うて流れ落ちた。それにしても小松殿はお見放しになるまいかと思はれたけれども、誰に託して申して遣るといふ手段もない。

小松の大臣は、例の善惡に騷ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に日たけて後、嫡子權の佐少將維盛(1)を、車のしりに乘せつゝ、衞府四五人、隨身二三人召し具して、軍兵共をば一人も具せられず、誠に大やうげにておはしたれば、入道をはじめ奉つて、一門の人々皆、思はずげにぞ見給ひける。大臣中門の口にて(2)御車より下り給ふ所へ、貞能つと參つて、「など是程の御大事に、軍兵をば一人も召し具せられ候はぬやらむ」と申しければ、大臣「大事とは天下の事をこそいへ。かやうの私事を大事といふやうやある」と宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆そぞろ

い②てぞ見えたりける。

新譯 小松の内大臣は、例の通り善惡何れにつけても騷ぎ立てないお方でいらつしたから、すつと日が高くなつてから、長男の伊豫權介右近衛少將維盛を、車の後部に陪乘させて、衞府の武官を四五人と、隨身を二三人供に隨へて、兵士どもは一人もつれず、誠に悠揚としておいでになつたので、入道清盛を初として、一門の人たちは、皆意外に思つて目を見張つた。內大臣が中門の入口で、お車からお下りになるところへ、貞能がづッと出て行つて、「どうしてこれ程の一大事の時に軍兵を一人もお召しつれにならなかつたんですか」と申上げると、內大臣は振りかへつて、「一大事とは天下國家の上について云ふ事だ、こんな一家の私事を大事呼ばはりする事があるものか」と仰やつたので、物々しく武裝してゐた將士たちは、皆尻がすわらないで、モヂモヂしてゐた。

その後大臣、大納言をば何處に置き奉りたるやらむと、此處彼所を引きあけ〳〵見給ふに、或障子の上に、くも手結うたる①所あり。こゝやらむとてあけられたれば、大納言おはしけり。淚に咽びうつ伏して、目も見あげ給はず。如何にやと宣へば、その時見つけ奉つて、嬉しげに思はれたる氣色、地獄②にて罪人共が地藏菩薩③を見奉るらむも かくやと覺えて哀なり。「何事にて候ふやらむ 今朝よりかゝる憂き目に遭ひ候ふ。さて渡らせ給へば、さりともとこそ深く賴み奉りて候へ。平治にも既に誅せらるべかりしを、御恩を以て首を繼がれ參らせ、剩

(1)權の佐少將維盛　維盛は治承元年に於て維盛は二十一歲で、右近權少將兼伊豫權の介であつた。

(2)中門の口にて云々　一說には筆者の誤でごあらう。凡そ私邸といへども同族以上來會の時には乘車して出門するを得ず、恐らくは門外で下乘したのであらうといつてある。

(3)そゞろぐ　おちつかない樣子になる。

(1)蜘蛛手ゆふたる　蜘蛛の手足のやうに八方に、縄かなんかで結んで嚴重に鎖しかためてあること。

(2)地獄　佛敎で地下の冥界に存在すると說かれてゐる煉獄、奈落、又は泥梨とも稱する。梵語 Naraka 巴利語 Niraya 等活、黑繩、衆

合、叫喚、大叫、炎熱、大熱、無間の八熱地獄の外、又八寒地獄があり之に附屬する各種の地獄を合はせると、一百三十六地獄に達する。

(3)地藏菩薩•忉利天にあつて其身を六道に分ち、孝順慈悲の心を以て地獄受苦の衆生を救濟に當る菩薩、梵語では枳師帝揭婆(Ksitigarbha Bodhisattva)といふ。

(4)年既に四十に餘り候•此の時成親卿は恰も四十歲である。

(5)後世菩提•菩提とは梵語のBodhiである。「道」又は「覺」の意である、所謂サトリの事で、之を求めて精進するのが菩薩、遂に其の徹底境に達したものが佛陀である。後世菩提と云々とは後世の正覺を得んが爲に佛道を修行しようとの意。

正二位の大納言まで經上つて、年既に四十に餘り候(4)御恩こそ、生々世々にも報じ盡し難う候へども、此度も亦かひなき命を助けさせおはしませ。沙汰にも候はゞ、出家入道仕り、如何ならむ片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提(5)の勤を營み候はむ」とぞ申されける。

【新釋】上へ上がつてから内大臣は、大納言をどこにお置き申したのだらうかと思つて、あつちをあけたりこつちを覗いて見たりされてゐると、或る部屋の襖の外から、ガンジ搦みに繩を縛りつけてあかないやうにしてある所がある。此處だらうと思つてあけて御覽になると、果して大納言がいらつした。見ると下うつむいて、泣きの涙で泣いてばかりゐて、目もお見あげにならない。「どうなすつたのです」と聲をおかけになると、其の時に初めて内大臣が其處にゐられるのを發見して、如何にも嬉しく思はれてゐるらしい樣子が、まるで地獄で罪人どもが、地藏菩薩をお見上げ申したときは、斯うもあらうかと思はれて哀である。「どうした事ですか、今朝からこんな情ない目にあつてゐます。斯うしてあなたが來て下すつた以上、どんな事があつても助けて下さるに違ひないと、賴もしく思ひます。平治の時にもすんでの事に、殺されるところだつたのを、御恩で首をつないで頂いて、おまけに、正二位の大納言まで順次に上つて、年ももう四十餘年になりました。此の恩報しは生きかはり死にかはつても中々出來さうもありませんが、今度もどうか又、生甲斐のない命だけをお助け下さいませ。御助命の御沙汰がありましたら、出家入道をして、どんな片田舍にでも引つこもつて、信心一方で後世の正覺のために御勤めを勵みませう」と申された。

大臣、「さ候へばこそ、御命失ひ奉るまでの事は、よも候はじ。假令さ候ふとも、重盛斯うて候へば、御命には代り參らせ候ふべし。御心安う思し召され候へ」とて、父の禪門の御前におはして、「あの大納言失はれむ事は、能く／＼御思惟候ふべし。その故は、先祖修理の大夫顯季①、白河の院に召し使はれ參らせしより以來、家に其例なき正二位の大納言に經上つて、剩へ當時、君無双の御いとほしみ、頭を刎ねられむ事然るべうも候はず。只都の外へ出されたらむに、事足り候ひなむず。北野の天神②は、時平の大臣③の讒奏にて、うき名を西海の浪に流し、西の宮の大臣④は、多田の滿仲の讒言⑤によつて、恨を山陽の雲に寄す。各無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜⑥の聖代、安和⑦の御門の御僻事ぞと申し傳へたる。上古猶此の如し、況や末代に於てをや。賢王なほ御誤あり、況や凡人に於てをや。既に召し置かれぬる上は、急ぎ失はれずとも何の恐か候ふべき。刑の疑しきをば⑧輕んぜよ、功の疑しきをば重んぜよ、とこそ見えて候へ。事新しき申し事にて候へども、重盛彼の大納言が妹⑨に相具して候。維盛又聟なり。かやうに親しう罷り成つて候へば申すとや思し召され候ふらむ。一向その儀では候はず。只君の爲、國の爲、世の爲、家の爲の事を思つて申し候ふ。一年故少納言入道信西が執權の時に相當つて、我朝には嵯峨の皇帝の御時、右兵衛の督藤

（1）修理大夫顯季……成親の先祖である。成親の父は中納言家成卿、家成の父は參議從三位行修理大夫家保卿、家保の父は即ち修理大夫顯季卿である。

（2）北野の天神……菅原道眞をいふ、死後北野に祭られて天滿大自在威德天神と崇められたからである。

（3）時平の大臣……左大臣藤原時平、道眞と政權を爭つて之を排斥した。

（4）西の宮の大臣……源高明のこと。醍醐帝第十七の皇子で村上帝には御弟に當る、正二位左大臣として冷泉帝の朝に時めいてゐたが、安和二年藤原實賴との政權爭ひに敗れて、三月二十六日太宰權師におとされ剃髮せしめられた。公卿補任に「即日入道シテ留ラン事ヲ請フ、許サズ、俗ニ准ジテ任所ニ赴ク」とある。

(5)多田満仲の讒言　多田満仲は源満仲である、攝津の多田にゐたから斯く呼ぶのである。日本紀略によると、安和二年三月二十五日の條に高明貶黜事と記して「左馬助源滿仲、前武藏介藤原善時等、密カニ中務少輔源連、橘繁延等謀反ノ由ヲ告グ」とし、二十一日の條には「密告ノ賞トシテ叙位ヲ行フ、正五位下源滿仲、從五位下藤原善時等也」とある。

(6)延喜　醍醐天皇の年號。

(7)安和　冷泉天皇の年號。

(8)刑の疑はしきをば云々　尚書大禹謨に「宥レ過無レ大。刑レ故無レ小。罪疑惟輕、功疑惟重」とある。

(9)大納言が妹　誰ともわからない、維盛も資盛と異腹のやうである。

原の仲成⑩を誅せられてより以來、保元まで、君二十五代の間行はれざりし死罪を、始めて執り行ひ、宇治の惡左府の屍を堀り起いて、實檢せられたりし事などまでは、餘なる御政とこそ存じ候へ。されば古の人も死罪を行へば、海内に謀反の輩絶えずとこそ申し傳へて候へ。此詞につきて、中二年あつて、平治に又世亂れて、信西が埋まれたりしを堀り起し、頭を刎ねて、大路を渡され候ひき。保元に申し行ひし事の、幾程もなくて早身の上に報はれにきと思へば、恐しうこそ候へ。是はさせる朝敵にても候はず、かた〲恐あるべし。御榮花殘る所なければ、思し召さるゝ事はあるまじけれども、子々孫々まで繁昌こそあらまほしうは候へ。されば父祖の善惡は、必ず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。積善の家には餘慶あり⑪、積惡の門には餘殃止まるとこそ見えて候へ。如何樣にも今夜頭を刎ねられむことは、然るべうも候はず」と申されたりければ、入道げにもとや思はれけむ、死罪をば思ひ止まり給ひけり。

新釋　内大臣は成親の愁訴を聞いて、「父が何と申しましたにしても、お命をお取り申すまでの事は、まさかあるまいと思ひます。御安心なさい」と慰めて置いて、それから父君禪門の御前へいらつして、「あの大納言をお殺しになる事は、十分に御思案になつた方がいゝでせう。なぜかと云ふのに、あの人の先祖の修理の大夫顯季が、白河院のお側で御奉公申し上げて以來、其一家に前例のない正二位の大納言にまで出世して、其の上にまだ、當

(10)右兵衛督藤原仲成　太政大臣の種繼の子である。非常な亂暴者で、勢威に任せて橫暴を擅にした人で、嵯峨天皇の時に妹藥子と共に上皇を復位せしめんとして天誅を受けた。誅に伏し、時は右兵衛督兼伊勢守であつた。

(11)積善の家には餘慶あり　易の繫辭に「積善之家必ズ餘慶有リ、積不善之家、必ズ餘殃有リ」とある、史記に「善ヲ爲ス者ハ天之ニ報ズルニ福ヲ以テシ、不善ヲ爲ス者ハ天報ズルニ殃ヲ以テス」と云ふのと同意で、只それを子孫にまで延長しただけである。

時は法皇の御寵臣です。むやみと首を斬られるといふことは宜しくありません。只帝都以外へ追出されるだけで十分でせう。北野の天神は、右大臣時平公の讒奏によつて、根據のない罪名を西海の浪に流し、西宮左大臣高明公は、多田の滿仲の讒言のために、恨を山陽道の雲に託せられました。どちらも寃罪でありましたが、流刑に處せられました。是等は皆、延喜の聖代又は安和の朝廷の御過失だと云ひ傳へられてゐます。昔でもさうなん　すから、今日のやうな末代には尙更の事で、賢明な帝王ですら矢張お間違ひといふことがあるのです。まして我々平凡な人間に於ては尙更のことでせう。あの大納言はもう召捕つてお置きになつてあるのですから、急いで殺さなくつたつて、何の心配があるものですか。刑の疑はしきは惟輕んぜよ、功の疑はしきは惟重んぜよと書經にも出て居ます。今更らしい話ですが、重盛はあの大納言の妹を女房にしてゐます、維盛も亦聟です。斯ういふ親戚關係になつてゐるから、申すのだと思召すか知れませんが、斷じてそんな事はありません。只君の御爲、國の爲、社會の爲、一家の爲を思つて申すのです。いつぞやあの亡くなつた少納言入道信西が執權たつた時代に、我が日本では嵯峨天皇の御時に、右兵衛督の藤原仲成を誅殺されて以來、保元になるまで、二十五代の天皇の間執行されたことのなかつた死刑を、久しぶりで又執行して、宇治の惡左府の死骸を發掘して、實檢せられたりした事はあんまりな御政道だと存じます。ですから昔の人も、一度死刑を執行すると、それ以來は國内に謀反する人間が絶えないと言ひ傳へてゐます。ところが果して此の言葉通り中二年おいて、平治に又世の中に亂が起つて、信西の死骸が埋まれてあつたのを又發掘して、其の首を斬つて、京都の大通りを持つて廻られました。保元に自分が奏上してやつた事が、その後幾らもたゝないのに、もう早其の當人の身の上に報いたのかと思ふと、恐ろ

しう御座います。此の大納言なんかは、格別大した朝敵といふのでもありませんし、どの方面から見ても遠慮した方がいゝでせう。御榮花はもう頂上まで行つたのですから、お心殘りはありますまいが、出來る事なら、子孫の代までも繁昌でありたいものです。さういふわけで、父親や先祖のした善い事も惡い事も、きつと其の子や孫に影響するものだと書物にも出てゐます。積善の家には餘慶あり、積惡の門には餘殃止まるといふんです。何にしても今夜直ぐ首をお斬らせになるといふ事は宜しくありません」と申されたので、入道も成る程と思はれたものか、死刑にする事はお思ひ止まりになつた。

其後大臣、中門に出で、侍共に宣ひけるは、「仰なればとてあの大納言失はむ事、左右なうあるべからず。入道腹の立つまゝに、物騒がしき事し給ひて、後には必ず悔み給ふべし。僻事して我怨むな」と宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆舌を振つて恐れをのゝく「さても今朝經遠、兼康が、あの大納言に情なう當り奉つたるこそ返す〴〵も奇怪なれ、など重盛がかへりきかむずる所をば憚らざりけるぞ。片田舍の侍は皆かゝるぞよ」と宣へば、難波も妹尾も、共に恐れ入つたりけり。大臣はかやうに宣ひて、小松殿へぞ歸られける。

【新譯】其の後に內大臣は中門へ出て、其處に控へてゐた武士たちに仰やつたには、「如何に命令があつたからつて、あの大納言を無暗と殺すんではないぞ。入道が腹立ちまぎれにお騒ぎになつても、時がたつたら必ず後悔せられるだらう。間違つた事をしてあとで俺を怨んだつて知らんぞ」と仰やると、武裝をした兵士たちは皆、舌をふるはして恐ろしさに戰

悚した。「それにしても今朝、經遠と兼康が、あの大納言に無情な仕打をしたのは、どう考へても怪しからん事だ。重盛の耳に入つたらどう思ふかといふことを何故に憚らなかつたのだ。田舍武士は皆これだから仕方がない」と仰やつたので、難波も妹尾も二人共、聞いてゐて恐れ入つた。內大臣はこれだけの事を云ひ置いて、小松殿へ歸られた。

さる程に大納言の侍ども、急ぎ中御門烏丸の宿所に歸り參つて、此由かくと申しければ、北の方以下の女房達、聲々に喚き叫び給ひけり。「少將殿を始め參らせて、幼き人々も皆捕はれさせ給ふべきよし承りて候へ。急ぎ何方へも忍ばせ給ふべうもや候ふらむ」と申しければ、北の方、「今はこれ程になりて、殘り留る身とても、安穩にて何にかはせむなれば、只同じ一夜の露とも消えむ事こそ本意なれ。さても今朝をかぎりと知らざりつる事の悲しさよ」とて、引きかづいてぞ伏し給ふ。既に武士共の近づく由聞えしかば、かくて恥がましう、うたてき目を見むもさすがなればとて、十になり給ふ女子、八歲の男子、一車に取り乘せて、何地をさすともなく遣り出す。さてしもあるべき事ならねば、大宮をのぼりに、北山(1)の邊雲林院(2)へぞおはしける。その邊なる僧坊に下し置き奉り、送の者どもは、身々の棄て難さに、皆暇申して歸りにけり。今は稚き人々ばかり殘り居て、又こと問ふ人もなくしておはしける、北の方の心の中、推し量られてあはれなり。暮

(1)北山　京都市北部の丘陵。

(2)雲林院　京都市外大宮村にあつた淳和天皇の離宮、初は紫野院

と云つた。雲林院と云つたのは淳和天皇の天長九年（一四九二）以後である。其後仁明天皇の第七皇子常康親王の居所になつたが、貞觀十一年（一五二九）寺となつて、天台宗に屬した。今も大德寺の南、舟岡の東に其舊地が殘つてゐる。

れ行く影を見給ふにつけても、大納言の露の命、この夕をかぎりなりと思ひ遣るにも消えぬべし。


其の間に大納言家の武士たちは、急いで中の御門、烏丸のお邸へ歸つて參つて、斯う斯うでございますと申上げると、夫人や女中たちは、皆悲鳴をあげて泣き叫ばれた「少將殿は勿論、其の外の小さいお方々も皆つかまへに參るのだと申すことを承りました、急いで何處へでもおかくれになつたら宜しう御座いませう」と申上げたが、夫人は「もうこんな事になつた以上、生殘つて無事でゐたつて何にもならないから、同じやうに死んで了ふ方が本望です。それにしても今朝お別れしたのが最後だつてことを知らなかつたのが悲しい」と仰やつて、お召物を引かぶつて突伏していらつしやると、其のうちに、もう武士たちが直ぐ近くまで來たといふものがあつたので、こんなにしてゐて、恥づかしい、いやな目にあふのも、さうは云ふものゝあんまり情ないからと云ふので、十におなりになる令孃と、八つの御子息とを、一臺の車へ一緒に乘せて、何處を目あてともなくドライブさせられた。しかしいつまでそんな事もしてゐられないから、大宮通りを北へ出て、北山邊の雲林院へおいでになつた。其の附近にある僧坊へ夫人たちを下ろしてお置き申して、送つて來た人たちは、銘々の命大事さに、暇を貰うて歸つて行つた。さうなるとあとに殘つてゐるのは、頑是ないお方ばかりで、誰といつて又相談あひ手にする人とてもなくていらつした夫人の御心中は、どんなにかお心細からうと推量せられてお氣の毒である。もう日が暮れてゆくのを御覽になるにつけ、大納言の露よりも脆いお命も、今夜が限りだとお思ひやりになるにつけても、消入るやうなお氣がすることであらう。

(1)樂盡きて云々　江相公の樂願文に「生者必滅、釋尊未ダ栴檀ノ煙ヲ免レズ、樂盡キテ哀來ル、天人モ猶五衰ノ日ニ逢フ」とある。

(2)江相公　大江朝綱のこと、平城天皇五代の孫大江玉淵の子である。

宿所には女房、侍多かりけれども、物をだに取りしたゝめず、門をだに押しもたてず。厩には馬共多く並み立ちたれども、草飼ふ者一人もなし。夜明くれば、馬車門に立ち並み、賓客座に列なつて、遊び戯れ舞ひ躍り、世を世ともし給はず。近きあたりの者共は、物をだに高くいはず、おぢ恐れてこそ昨日までもありしに、夜の間に變るありさま、盛者必衰の理は、目の前にこそ現れたれ。「樂盡きてかなしみ來る(1)」と書かれたる、江相公(2)の筆の跡、今こそ思ひしられけれ。

新釋　大納言邸には女中や武士が大勢ゐたが、其處らに散らばつてる物を取り片づけもせず、門の戸締さへせず、厩には馬が澤山並んで立つてゐたが、一人として飼料をやる者もない。いつも夜が明けると、馬や車が門前にズラリと立ちならんで、座敷には立派な來客ばかりが列席し、みんなで面白さうに遊んだり舞つたり踊つたりして、世間を世間とも思はず、近所の人たちは、大きな聲で物もよう云はずに、恐れ憚つて、つい昨日までも皆小さくなつてゐたのに、一晩の間に變り果てた此の有樣は、盛者必衰の道理を目の前に示すものであつた。樂み盡きて哀み來ると、江相公大江朝綱が書かれた願文の句が、今こそ思ひ知られた。

五、少將請受け

丹波の少將成經は、其夜しも、院の御所法住寺殿に上臥して、未出でられざりけるに、大納言の侍共、急ぎ院の御所に馳せ參り、少將殿を呼び出し奉り、此由かくと申しければ、少將「是程の事、などや宰相(1)の許より今まで告げ知らせざるらむ」と宣ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此宰相と申すは、入道相國の御弟、宿所は六波羅の總門(2)の脇におはしければ、門脇の宰相とぞ申しける。丹波の少將には舅なり。「何事にて候ふやらむ、今朝西八條の邸より、乾度具し奉れと候」と宣ひ遣されたりければ、少將此事心得て、近習の女房達を呼び出し參らせて、「夕何となう物騷がしう候ひしを、例の山法師の下るかなンど、よそに思ひて候へば、早成經が身の上に罷りなつて候ひけるぞや。夕さり(3)大納言斬らるべう候ふなれば、成經とても同罪にてぞ候はむずらむ。今一度御前へ參じて、君を見參らせたく候へども、かゝる身に罷り成りて候へば、憚り存じ候ふ」と申されたりければ、女房達急ぎ御前へ參つて、此由奏聞せられたりければ、法皇、今朝の禪門の使に、はや御心得あつて、「此等が內々謀りしことの洩れ聞えけるにこそ。さる

---

(1)宰相・參議の唐名であることは前にも註した。こゝは成經の夫人の父に當る平敎盛のこと。

(2)總門・外廓の正門

(3)ゆふさり・夕さりである、關西で今「夜さり」といふのは其名ごりである。萬葉にも「夕さりされば」とある。夕さり、夕され、夕さると活く詞で「夕さなる」こと。

（4）御氣色　御かほ色 御樣子。

にても今一度これへ」と御氣色ありければ、少將御前へ參られたり。法皇御涙を流させ給ひて、仰せ下さるゝ旨もなく、少將も亦涙に咽びて、申し上げらるゝこともなし。やゝあつて少將御前を罷り出でられけるに、法皇後を遙に御覽じ送つて、「只末代こそ心憂けれ。これが限にて、又も御覽ぜぬ事もやあらむずらむ」とて、御涙せきあへさせ給はず。少將御前を罷り出でられけるに、院中の人々、局の女房達にいたるまで、名殘を惜み、袂にすがり、涙を流し、袖をぬらさぬはなかりけり。

【通釋】 丹波の少將成經は、其の晩、院の御所である法住寺御殿に宿直して、まだ退出せられないでゐる所へ、大納言家の武士たちが、息せきと院の御所へ驅けつけて參つて、斯う斯うだと申したので、少將は「これ程の事件を、どうして宰相の方から今まで何とも知らせて來ないのだらう」と仰やるか仰やらないに、宰相殿からと云つて使が來た。此の宰相といふのは、入道太政大臣の御弟君で、お宅は六波羅邸の大門の脇の所にあつたから世間の人は門脇の宰相と呼んだ。丹波の少將には舅に當る人である。「何の用事か知りませんが、今朝西八條の邸から是非御一所におつれしろと申して來ました」と仰やつておよこしになつたので、少將はハヽンこれだなと合點して、法皇のお側づきの女房たちを「一寸」と云つてお呼出し申して、「昨夜は何となく世間がザワザワしてゐましたので、又例の山法師が下つて來たのかなど、よそ事のやうに存じて居りましたら、いつの間にかもう此の成經の身の上に成りました。今夜になつたら父の大納言は斬殺されるでせうから、成

經ても同罪を免れなからうと存じます。もう一度御前へ參つて、お目にかゝりたいとは存じますが、斯樣な身になりましたから、憚多う存じます」と申されたので、女房たちは急いで法皇の御前へ參つて、此の事を奏上されたところが、法皇は今朝來た入道からの使で、もう先へ御承知になつてゐたので「これ等の者が內々で企てゝゐた事が漏れたのに違ひない、それにしてももう一度こゝへ呼べ」と云ふお示しがあつたので、少將は御前へ參られた。法皇は少將の顏を御覽になると、ハラハラと御落淚になつて、何一言の仰せもなく、少將も亦むせび泣をして、申上げられるお詞もない。そして暫くしてから少將が悄然と御前を退出せられると、法皇は其の後姿を遠くなるまでお見送りになつて「あゝ末代といふものはイヤなものだ、これ限りで、又とあの男に逢はれないかも知れない」と仰やつて御落淚を止めかねていらつしやる。少將が御前をさがつておいでになると、院の御所中の人たちは部屋々々の女房たちまでが、別れを惜しがつて、袂にすがり、淚を流して、袖をぬらさぬ者はなかつた。

舅の宰相の許へ出でられたれば、北の方は、近う產すべき人にて在しけるが、今朝より此の歎を打ち添へて、既に命も消え入る心地ぞせられける。少將御所を罷り出でられけるより、流るゝ淚盡きせぬに、今北の方の有樣を見給ひて、いとゞせむ方なげにぞ見えられける。少將の乳母に六條といふ女あり。「我御乳に參り始め候ひて、君を乳の中より抱き上げ奉り、生ふしたて參らせしより以來、月日の重るに從ひて　我身の年の行くをば歎かずして、偏に君の大人しう(1)ならせ給ふ

(1)大人しう　成人らしく。

(2)あからさま　白地の字を當てる、ホンの少時、假初めにの意。

ここをのみ喜び、あからさま(2)とは思へども、今年は二十一年、片時も離れ參らせ候はず。院、內へ參らせ給ひて、遲く出でさせ給ふだに、心苦しう思ひ參らせ候ひつるに、遂に如何なる憂き目にか遭はせ給ふべきやらむ」とて泣く。少將、「太うな歎きそ。さて宰相おはすれば、さりとも命ばかりをば請ひ受け給はむずるものを」と、やうやうに慰め宣へども、六條人目も耻ぢず、泣きもだえけり。

新釋　舅の宰相のところへおいでに成つて見ると、夫人は近々にお產をなさる豫定でいらつしたのが、今朝方から此一件の歎きが加はつたので、もう命も消え入るやうなお氣がした。少將は院の御所を退出せられてからこつち拭いても拭いても流れる淚の盡きる時もないのに、今又夫人のさうした御樣子を御覽になつて、一層途方にくれておいでになつてる御樣子に見受けられた。此の少將のお乳母に、六條と云ふ女があつたが、「私が初めてお乳を差上げに參りまして、あなた樣をお乳のみ兒の中から夜晝お抱き上げ申し、お育て致してからこつちといふものは、月日がたつのにつれ、自分の年の行くことは何とも思はずに、只もうあなた樣の御成人遊ばす事ばかりを樂みにして今日まで參りました。ホンの僅な間のやうでも、今年でもう二十一年に成りますが、其の間片時もお側を離れないで、院の御所や宮中へ御出仕になつて、お歸りが遲いのでさへ、心配で心配で仕方が御座いませんでしたのに、こんな事になつて、遂にはどんなつらい目にお遭ひなさいますでせう」といつて泣くのだつた。少將は「そんなにひどく泣くなよ、斯うして宰相がついてゐて下さる以上、どんな事があるにしても、命だけは貰ひ受けて下さるだらうから」と、段々と慰め

てお遣りになるが、六條は人目の恥かしいことも何も忘れて、夢中で泣悶えた。

さる程に西八條殿より、使しきなみ(1)にありしかば、宰相、「今は只出で向つてこそともかうもならめ」とて出でられければ、少將も宰相の車の尻に乘つてぞ出でられける。保元、平治より以來、平家の人々は、樂、榮のみあつて憂歎はなかりしに、此宰相ばかりこそ、よしなき聟故に、か丶る歎をばせられけれ。西八條近うなりて、先づ案内を申されたりければ、少將をば門の内へは入れらるべからずと宣ふ間、その邊なる侍(2)の許に下し置き、宰相ばかりぞ門の內へは參られける。いつしか少將をば、武士共四方を打ち圍むで、嚴しう守護し奉る。さしもたのもしうおもはれつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將のこゝろの中、さこそは便なかりけめ。



さうしてる間にも、西八條邸からは催促の使が、あとからあとからと出て來たので宰相は、「此上は只出かけて行つて運命に任せよう」と云つてお出かけになつたので、少將も其の車の後部に陪乘して出られた。保元平治以來、平家の人たちには、樂しいことゝ、出世ばかりがあつて心配や歎はなかつたのに、此の宰相ばかりは、つまらぬ聟を取りあてられたせいで、こんな歎もせられたのであつた。西八條の近くへ來て、先へ教盛が成經を引きつれて參りましたといふことを取次で云はせられると、少將を門の中へ入れないやうにといふ返事であつたので、其の附近にある武士の詰所の所で少將だけを下ろして置いて宰相だけが門内へ入られた。するといつの間にか少將のまはりには、武士どもがすつかり

(1)しきなみ　重波・即ち波があとからあとからと層重して來る事を譬に用ゐたのであらう。度々といふこと。

(2)侍。この侍に、武士其のものをいふのでない、武士の詰所である。三位以上攝關の家には必ずあつた。

取巻いて、嚴重に監視した。少將はあれ程まで賴みに思はれた舅の宰相殿には離れるし、其の心の中は、さぞたよりなかつたであらう。

（1）源大夫判官　源氏で大夫判官たる人、大夫は五位の事、最初は五位以上の稱だつたのが移つたのである。判官は檢非違使の判官、

（2）季貞　源季貞である。檢非違使の判官で五位に叙した。

（3）とみに　頓に、速に

宰相、中門に居給ひたれども、入道出でもあはれず。やゝあつて宰相源大夫の判官(1)季貞(2)を以て申されけるは、「敎盛こそよしなき者に親しうなつて、返す〴〵悔しみ候へども、かひも候はず。相具せさせて候ふ者の、此程惱むことの候ふなるが、今朝より此歎を打ち添へて、既に命も絶え候ひなむず。敎盛かうで候へば、なじかは僻事せさせ候ふべき。少將をば、暫く敎盛に預けさせ在しませ」と申されければ、季貞參つて、此由を申す。入道「あはれ、例の宰相が物に心得ぬよ」とて、頓に(3)返事もし給はず。やゝあつて入道宣ひけるは、「新大納言成親卿以下近習の人々、此一門亡して天下亂らむとする企あり。既にこの少將は、彼の大納言が嫡子なり。疎うもあれ、親しうもあれ、えこそ申し宥すまじけれ。若し此謀反遂げなましかば、御邊とてもおだしうてやはおはすべき、といふべし」と宣へば、季貞歸り參つて、宰相殿に此由を申す。宰相、よにも本意なげにて、重ねて申されけるは、「保元、平治より以來、度々の合戰にも、御命に代り參らせむとこそ存じ候ひしか。此後も荒き風をば、先づふせぎ參らせ候ふべし。假令敎盛こそ年老いて候ふとも、若い子供數多候へば、一方の御固にもなどかならでは候ふ

べき。それに暫く少將を預らうと申すに、御許されなきは、一向敎盛を二心ある者と思し召され候ふにこそ。それ程まで後めたう思はれ參らせては、世にあつても何にかはし候ふべきなれば、身の暇をたまはつて、出家入道仕り、高野(4)粉河(5)にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤め營み候はむ。よしなき憂世のまじはりなり。世にあればこそ望もあれ。望のかなはねばこそ恨もあれ。如かじうき世を厭ひ、誠の道に入りなむには」とぞ宣ひける。季貞參つて、「宰相殿ははや思し召し切つて候ふぞ。ともかうもよき樣に御計ひ候へ」と申しければ、入道、「いやいや出家入道までは、餘にけしからず。その儀ならば、少將をば暫く敎盛に預くるといふべし」とぞ宣ひける。季貞歸り參つて、宰相殿に此由を申す。宰相、「あはれ人の子をば持つまじかりけるものかな。我子の緣にむすぼゝれざらむには、是程まで心をば碎かじものを」とて出でられけり。

【[illegible]】　宰相は中門の所に待つておいでになつたが、入道は出て會はうともしない。暫くしてから宰相は、源大夫判官季貞に取次がせて申されたには「敎盛はつまらない者と親密になりまして、段々後悔して居りますが、何とも仕方がございません。あの少將に連添はせました手前どもの娘が、此の頃懷胎をして居りますのが、今朝來此の一件が起りましたため一層の歎きで、もう死にさうになつて居ります。敎盛が斯うしてついて居ります以上は、決して間違ひは致させませんから、少將をどうか暫く此の敎盛にお預け下さい」と申され

（4）高野。　高野が始めて現れて來る、そして此の本の書かれた時代にも既に出家して高野に入　ことの行はれたことを證示する。高野とは云ふまでもなく紀伊の高野山である。和歌山縣伊都郡所在の高野山金剛峰寺の事。高山上の平地だから高野と云つた。僧空海の開いた山で、嵯峨天皇の弘仁十年、金堂が成り昌泰延喜兩度に、既に宇多法皇の御登攀もあつた。次いで治安には關白道長の參詣、寛治には白河上皇の御幸があり、鳥羽上皇も信仰あらせられ、後白河法皇、後鳥羽上皇も御幸があつた。

（5）粉川。　これも紀伊の國の寺である。此の信仰も可成り古い。和歌山縣那珂郡所在、天

台宗の寺で、補陀落山施音寺と稱する。本尊は千手觀音、西國三十三所の第三番で、創建の時代は寶龜元年、大伴氏の氏寺である。粉河の名は溪流が白く恰も粉を流すが如くであつたからだといふ。後白河法皇の蓮華王院が出來たときには、此の寺の三尺の尊像を移して千手堂の中尊にせられた、攝政關白を初め、頼通、師實、忠實、基房等も非常に此の寺を尊信した。重盛、維盛等も特に此の寺に參詣に赴いてゐる。

たので、季貞が入道の御前へ參つて、其の由を申し上げた。すると入道は、「あゝ例の通り宰相のもの〻分らないのにも困るよ」と仰やつて急に返事もなさらない。稍暫くしてから入道が云はれたには、「新大納言成親卿以下、法皇の御近侍の人たちが、此の平家の一門を亡ぼして、天下に亂を起さうとする企があつたのだ。少將はその大納言の長男だ。疎遠の仲であらうが、親密の仲であらうが、許す事は出來ない。若し此の陰謀事件が成功したら君だつて、安穩にゐられないのぢやないかと云へ」と命ぜられたので、季貞は元の處へ歸つて來て、其の旨を申した。宰相は聞いて、如何にも不本意な樣子で、又申されたには、「保元平治以來、何回か戰爭があつた度毎にも、幾度お身代りにならうと思つた事があるか知れませんが、これからも、あなたを私の身體で防いで、荒い風にも當てますまい。よし此の教盛は年を取りましても、若い子どもが大勢居りますから、一方の警備には決して成らぬことはあるまいと思ひます。それだのに只暫くの間少將を預らうと云ふのを、許して下さらないのは、きつと此の教盛の誠意を疑はれての事に相違ありません。そんなにまで不安心に思はれてゐたのでは、生きてゐたつて仕方がありませんから、お暇を貰つて、坊主になつて、高野山か粉河寺へでも引つこもつて、只一心に後世の成道の勤でもしませう。人生といふものはどうせつまらないものなんです。世の中に生きてゐればこそ色々な望も出來るし、其の望が容易にかなはないからこそ人を恨みもするんです。何とか彼とか云つてゐるよりこんな俗生活なんか捨て〻了つて、本當の生活に入つた方が、どんなにい〻か知れません」と仰やつた。それで季貞が、又入道の前へ行つて、「宰相殿はもう世の中を思ひ切られました、何とかい〻やうに遊ばしませんと」と申上げると、入道は少し驚いて、「いやいや、坊主にまで成るといふのは、あんまりだ。そんなら仕方がないから、少將を暫く教

盛に預けると云へ」と命ぜられた。季貞は又引返して行つて、宰相に其事を申上げた。すると宰相は「あゝあゝ人間、子供なんてものは持つものぢやないよ。我が子に何の關係もない事なら、こんなに氣をもみはしないんだが」と云つて出られた。

少將待ちうけ奉つて「さて如何候ひつるやらむ」と申されければ、「入道餘に怒つて、敎盛には終に對面もし給はず、如何にもかなふまじき由を頻に宣ふ間、出家入道まで申したればにやあらむ、その儀ならば、御邊をば暫く敎盛に預くると宣ひつれども、それも始終はよかるべしとも覺えず」と宣へば、少將「さては成經は御恩を以て暫の命延び候はむずるにこそ。それにつき候うては、父で候ふ大納言がことをば、何とか聞し召されて候ふやらむ」宰相「いさとよ、御邊の事をこそ漸々に申したれ、それまでの事は、思ひもよらざりつる」と宣へば、その時、少將、淚をはら〳〵と流いて「命の惜しう候ふも、父を今一度見ばやと思ふためなり。夕さり大納言斬られ候はむに於ては、成經命生きても何にかはし候ふべきなれば、只一所で、如何にもなるやうに申してたばせ給ふべうもや候ふらむ」と申されければ、宰相世にも苦しげにて「いさとよ、御邊の事をこそやう〳〵に申したれ。それまでの事は思ひもよらざりつれども、今朝、內大臣のやう〳〵に申させ給ひつれば、それも暫しはよきやうにこそ聞け」と宣へば、少將聞きもあへ

給はず、泣く／＼手を合はせてぞ喜はれける。子ならざらむ者が、誰か只今我身の上をさし置いて、是程までは喜ぶべき。誠の契は親子の中にぞありける。子をば人の持つべかりけるものかなと、やがて思ひぞ返されける。さて今朝の如く、同車して歸られければ、宿所には女房・侍さし集ひて、死にたる人の生きかへりたる心地して、皆喜泣をぞせられける。

新譯 少將は表に待つてゐて、「扨どうでございましたらう」と申されると、教盛は、「入道はひどく怒つてゐて、教盛にはしまひまで逢つても下さらず、どうしても許す事はできないと頻に言はれたので、私はそれぢや頭を丸めて坊主になりますと云つたら、其のせいか、さういふわけならあんたを暫く教盛に預けると云はれたが、それも末始終はどうだかわからない」と仰やつたので、少將は、「難有うございました、それでは成經はおとうさんの御恩で、暫く命が延びたんですね。それにつきましては、父の大納言の事は何とかお聞きになりましたでせうか」と聞いた。宰相が、「さア、あんたの事だけはやつと云つたが、お父さんの身の上までは思ひも寄らぬ事だつた」と仰しやると、其の時に少將は涙をハラ／＼と流して、「命が惜しいと思ひますのも、父にもう一度逢ひたいと思ふからの事です。今夜、父の大納言が斬られて了ふんぢやア、成經だけが生きてゐたつても仕方がありませんから一所にどうにでも成れますやうにお取計らひ下さいませんか」と申されたので、宰相はひどくつらさうな樣子で、「さア今も話したやうにあんたの事だけをやつと云つたので、其處までは思ひも寄らない話だつたが、今朝内大臣が段々と申されたから、お父さんの方も暫く

はまア好い方だつて聞いた」と仰しやつた。すると少將は其の宰相の詞を聞くか聞かないに、涙ながらに、手を合はせて喜ばれた。その樣子を見た宰相は、子でないものが、誰かたつた今、目前に危險の迫つてゐる我が身の上の事を捨置いて、こんなに喜ぶものか。眞實の切つても切れない關係は、親子の中にばかりあるのだ。子といふものは矢張り持つべきものだつた、と、間もなく又思ひ返された。そして今朝の通りに又、同じ車で歸られたので、お宅では、女中や武士が寄つて來て、まるで死んだ人が生還つて來でもしたやうな心もちで、皆嬉し泣をせられた。

(1)白金物　銀金具、

(2)胸板せめ　胸板は腹卷の前胸部に當つてゐる所の板で、一の板ともいふ、札の上に染革を張つて、其上へ龍とか何とかの胸金物を打つのである、胸板せめとは腹卷を後で合はせる際に、きつく緊めて胸板を胸苦しい程に胸部へ密着せしめること。

(3)安藝守たりし時　一八〇六—一八一六年の十一年間で年は二十九から三十九歳までの間である。

(4)神拜　神を拜すること。

(5)靈夢　Mystical Dreams

六、大教訓

太政の入道は、かやうに人々數多いましめ置きても、猶心ゆかずや思はれけむ、既に赤地の錦の直垂に、黒糸縅の腹卷の白金物(1)打つたる胸板せめ(2)、先年安藝の守たりし時(3)、神拜(4)の次、靈夢(5)を蒙りて、嚴島の大明神(6)より、うつゝに給(7)はられたりける、銀のひるまき(8)したる小長刀(9)、常の枕を放たず立てられたりしを、脇にはさみ、中門の廊にぞ出でられたる。大方その氣色、ゆゆしうぞ見えし。

【通釋】入道太政大臣は、斯ういふ風に人々を大勢逮捕監禁して置いても、まだ不滿足に思はれたと見えて、此の時はもう赤地の錦の直垂に、黒糸で縅した腹卷の銀金具を打ちつけてある胸板を強く緊め、曾て安藝の國守だつた時代、參籠してゐた折に難有い夢のお告を受けて、嚴島の大明神から現實に授けられた銀の蛭卷のついてゐる小長刀を、平生少しも枕元を放さず立てゝ置かれたのを、小脇にかいこんで、中門の廊下のところへ出られた。大体に於て其の態度は立派に見えた。

「貞能」と召す。筑後の守貞能は、木蘭地(10)の直垂に、緋縅の鎧きて、御前に畏つてぞ候ひける。入道宣ひけるは、「如何に貞能、この事いかゞおもふぞ。保元に

(6)嚴島の大明神　安藝の宮島の神、廣島縣佐伯郡嚴島にある官幣中社嚴島神社の祭神、市杵島姫命を主神として田心姫命、湍津姫命が配祀されてゐる。推古天皇三十二年の創建で、淸盛か此の神を信仰したのは彼が久安二年（一八〇六年）安藝守として赴任して以來である。初めて延長百二十間の廻廊を造つたのは清盛で、其の他にも大修理を加へ、仁平二年（一八一二）其の工作を竣へた。平家の納經及經函、願文等は國寶として殘つてゐる。

(7)うつゝに賜ふ　神から物を賜はると夢みて、覺醒後に見たらば其の現物が枕頭にあつたといふ話は、多くの傳說に出てゐるところである。恐らく事實は偶然奉納の武器が落ちたか、或は夢遊病の發作時に無意識狀態で取つたか、然らずんば同

平右馬助(11)を始として、一門半過ぎて、新院(12)の御方に參りにき。一の宮(13)の御事は故刑部卿(14)の養君にてまし〱しかば、旁見放ち參らせ難かりしかども、故院(15)の御遺誡に任せて、御方にて先をかけたりき。是一つの奉公。次に平治元年十二月、信賴、義朝が謀叛の時、院、内(16)を取り奉つて、大内にたてこもり、天下暗闇となつたりしにも、入道隨分(17)身を捨てゝ兇徒を追ひ落し、經宗・惟方を召し縛めしに至るまで、君の御爲に、既に命を失はむとする事、度々に及ぶ。されば人何と申すとも、いかでかこの一門をば、七代までは思し召し捨てさせ給ふべき。それに成親といふ無用のいたづらもの、西光と申す下賤の無道人(18)が申すことに、君のつかせ給ひて、動もすれば(19)此一門滅さるべきよしの御結搆こそ、然るべからね。この後も讒奏する者あらば、當家追討の院宣を下されつと覺ゆるぞ。朝敵となつて後は、如何に悔ゆとも益あるまじ。暫く世を鎭めむ程、法皇をば鳥羽の北殿(20)へ移し參らするか、然らずばこれへまれ(21)、御幸をなし參らせむと思ふはいかに。その儀ならば、定めて北面の者共が中より矢をも一つ射むずらむ。其用意せよと侍どもに觸るべし。大方は入道、院方の奉公(22)思ひ切つたり。馬に鞍置かせよ、きせなが(23)取り出せ」とこそ宣ひけれ。

【新釋】「おい、貞能はゐないか」とお呼びになる。筑後守貞能は木蘭地の鎧直垂の上に、緋

縅の鎧を著て、早速御前へ參つて敬意を表した。入道が其の時仰しやつたには「どうだ貞能、お前は此の事をどう思ふ。保元の亂の時には、叔父の平右馬助を最初に算へて、一門の過半數は新院の御味方に參つた。そして新院の一ノ宮重仁親王は亡くなられた刑部卿殿を御養育申上げたお方だつたから、どの點から見てもお見捨て申すわけには行かなかつたんだが、俺はそれにも拘らずお亡くなりになつた鳥羽上皇の御遺言に隨ひ奉つて主上方のお味方として先登した。これは一つの記錄すべき奉公だ。次に平治元年の十二月に、信賴義朝が謀反して、院とお上とを幽閉し奉つて、大內裏を防禦陣地として、天下が眞ッ暗闇同然となつた時にも、此の入道は一身を犧牲に供して、兇徒を追出し、經宗、維方等を逮捕するまでといふものは、隨分働いた。其の間には君の御爲に殆ど命を失ひかけたことに一度や二度ぢやない。だから人が何と申しても、此の平家一門七代までは、どうしてもお思ひ捨てには成れない筈だ。それだのに、成親なんていふロクでなしや、西光なんていふ下賤な亂暴者が申す事に、君がお附きになつて、どうかするとは此の平家一門を亡ぼさうとするお企を遊ばすのは面白くない。こんな風では將來も何とか告げ口を申す者があれば當家追討の院宣を下されるだらうと思はれるわい。朝敵になつて了つたら、どんなに後悔しても役に立たないから、暫く世の中がしづまるまでの間、法皇を鳥羽の北殿へお遷し申すか、さなくば此の西八條邸へでも御幸をおさせ申さうと思ふがどうだ。さうすればさつと北面の武士どもの中には、矢の一筋や二筋は射出す者があるかも知れないから、其の準備をするやうに武士どもに傳令しろ。入道はもう大部分院方の御奉公は斷念した。さア馬に鞍置かせろ、鎧を出せ」と命ぜられた。

種の傳說に基いて作爲したのであらう。

(8)ひるまき・・・蛭巻と書く。長刀の柄を藤で卷くのに、間を透かせて巻いてある形が蛭のまとひ附いてゐるやうだからいふ。銀の蛭巻といふのは、藤の代りに銀の輪を嵌めたものである。

(9)小長刀・・・大長刀に對して、普通の長刀をいふ。後世長刀の刃は殊に好んで長大なものを用ゐるやうになつて、太平記あたりには小長刀が三尺五寸あつたことが見えてゐるが、源平盛衰記には「三尺の大長刀」とあるから、此の時分の小長刀は長くとも三尺以下であつたらう。

(10)木蘭地・・・地色が帯黒黄赤色であること。

(11)平右馬助・・・清盛の叔父、平忠正をいふ。

（12）新院・崇德大皇を云ふ。院の御所にまします退位の天皇、即ち上皇又は法皇は之を院と申上ぐるが、同時に御二方以上まします場合には、其退位の順に隨つて、第一の御方を一院又は本院、次を中院、第三位を新院と申上げる。
（13）一ノ宮・第一皇子のこと。こゝでは崇德上皇の一ノ宮重仁親王。
（14）刑部卿・裁判、戸籍、囚獄、負債等の事を掌る刑部省の長官で正四位下相當官。こゝに故刑部卿といふのは淸盛の父忠盛のことである。
（15）故院・保元元年七月に崩ぜられた鳥羽上皇の御事。
（16）院・内・院とは後白河上皇、内とは宮中におはす二條天皇。
（17）隨分・今では「相等以上に」の意味に使

主馬の判官盛國㉔、急ぎ小松殿へ馳せ參つて、「世は早かう候ふ」と申しければ、大臣聞きもあへ給はず。「あゝ早、成親の卿の頭刎ねられたンな」と宣へば、「その儀にては候はねども、入道殿の御きせながを召され候ふ上は、侍共も皆打ち立つて、只今院の御所・法住寺殿へ寄せむとこそ出立ち候ひつれ。暫く世を鎭めむ程、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らするか、然らずば是へまれ御幸をなし參らせうとは候へども、内々は鎭西㉕の方へ流し參らせむとこそ議せられ候ひつれ」と申しければ、大臣、何に依つて只今さる事の在すべきとは思はれけれども、今朝の禪門の氣色、さる物狂はしきこともや在すらむとて、急ぎ車を飛ばせて、西八條殿へぞおはしたる。門前にて車より下り、門の中へさし入りて見給ふに、入道腹卷を着給ふ上、一門の卿相雲客數十人、各色色の直垂に、思ひ／＼の鎧きて、中門の廊に二行に着座せられたり。其外諸國の受領、衛府、諸司などは、緣に居こぼれ、庭にもひしと並み居たり。旗竿ども引きそばめ／＼、馬の腹帶㉖をかため、兜の緒㉗をしめ、只今皆打ち立たむずる氣色どもなるに、小松殿烏帽子直衣㉘に大紋の指貫㉙のそばとつて㉚、さやめき入り給へば、事の外にぞ㉛見えられける。

新釋　此の時主馬の判官盛國は、急いで小松殿へ駈附けて參つて「世の中はもう大變です」

と申すと、内大臣はそれを聞くか聞かないに、「あゝもう成親卿の首を斬られたんだナ」と仰やつた。「イヤさうでは御座いませんが、入道様が鎧をお召しに成つたので、武士ども皆支度して、今から直ぐ院さまの御所の、法住殿へ押寄せるつもりで出かけようとして居ります。暫く世間がおちつくまでの間、法皇を鳥羽の北殿へお遷し申上げるか、さもなくば西八條のお邸へ御幸をおさせ申さうと云ふのですが、内實は九州の方へお流し申さうといふことに決議されました」と申上げると、内大臣は心の中で、今差當つてそんな事をされる理由があるものかとは思はれたが、今朝の入道の様子では、或はそんな狂氣じみた眞似をされないとも限らないと思はれたので、急いで車を飛ばすやうにして、西八條邸へいらつした。門前で車から下りて、邸内へ入つて御覽になると、入道は腹巻を着ておいでになるし、其上に一門の公卿や殿上人たち五六十人も、銘々皆色々の直垂に、思ひ思ひの鎧を着て、中門の廊下のところに二行に着座してゐられた。其の外に國々の地方官や、衛府、諸司の人々などは縁側にまで溢れ、庭にもギツシリと並んでゐた。是等の人々が何れも旗竿などを自分の側へ引寄せ引寄せ、馬の腹帶を固く緊め、兜の緒をきつくして、今にも出動しようとする様子であるのに、小松殿が其處へ烏帽子直衣のふだん着姿で、大柄模様の指貫袴の裾を一寸取つて、さやさやと入つておいでになつたので、特別に目立つて見えた。

入道ふしめになつて、あはれ例の内府が、世をへうする(32)様に振舞ふものかな、大に諫めばやと思はれけれども、さすが子ながらも、内には五戒(33)を保つて慈悲(34)を先とし、外には五常(35)を亂らず、禮義を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹巻を着て向はむこと、さすがおもはゆう(36)耻しうや思はれけむ、障子を少し引き

はれてゐるが、こゝでは分相應にの意。

(18)無道人・・・或る本には「不當人」としてゐる。條理に當らぬ暴動を敢てする者のことであるから、どちらでもよからう。

(19)動もすれば・・・進みがちであることに使ふ語。

(20)鳥羽の北殿・・・鳥羽殿は、城南寺の離宮ともいふ、京都市外紀伊郡の上鳥羽村にあつた離宮である。應徳二年に白河天皇のお建てになつたもので、其中に北殿、馬場殿、田中殿、南殿、洲濱殿があつた。

(21)これへまれ・・・まれは「もあれ」が約まつたのである、これへまれはこれへもあれの意。

(22)奉公・・・公に仕へ奉ることである。「奉公ノ誠ヲ致ス」などといふ。

(23)きせなが・・・鎧の別名、腹巻や腹當に對し

立て、腹巻の上に素絹の衣をあわてぎに着給ひたりけるが、胸板の金物の少しはづれて見えけるを隠さうと、頻に衣の胸を引違へ／＼ぞし給ひける。大臣は舍弟宗盛卿の上座につき給ふ。入道宣ひ出さるゝこともなく、大臣も又申し上げらるゝ旨もなし。

入道は少し下うつむき加減になつて、やア又例の内大臣が世間を馬鹿にしたやうな態度をするな、ウンと叱つてやらうと思はれたが、如何に我が子だと云つても、内心には佛教の五戒を守つて、人情を第一とし、行ひに現れては、五常を亂らず、いつでも禮儀を正してゐる人だから、其の烏帽子直衣の姿に對して、腹巻姿で顏を合はすのは、さうは云ふものゝ、耻かしくて氣がさすと思はれたか、急いで襟を少し掻合せて、腹巻の上へ素絹の法衣を、あわてまくつてお引つかけになつたが、胸板の銀金具が少し出て見えるのでそれを隠さうとしては、頻に胸を氣にして、掻合せ掻合はせされた。内大臣は悠然として迫つて弟宗盛卿の上座におすわりになる。入道も何も云はず、内大臣も亦何にも云ひ出されない。

所謂る暴風雨前の靜寂である。芝居でするさ面白いところで、花道の出になつて重盛が揚幕から出ると、「高麗屋――ア」とでも聲がかゝりさうだ。實際それ程芝居氣澤山な表現である。事實を平叙するといふよりは、作意の充溢して見える書き方である。これからそろ／＼重盛の名科白が始まる。

やゝあつて入道宣ひけるは、「あの成親の卿が謀反は、事の數にも候はず。一向法皇の御結構にて候ひけるぞや。暫く世を鎭めむ程、法皇をば鳥羽の北殿へ遷し

ていふ。それ等の物より草摺が長いからの稱だとも、又、腹巻等は腹の方から着て背で合はせるが、鎧は背から着て腹で合はせるから、著背中だともいふ。

(24)主馬判官盛國　不明。

(25)鎭西　今の九州地方をいふ。天平十五年に太宰府を廢して筑紫鎭西府を置き、九州及び壹岐、對馬の二島を鎭撫せしめられたのが原因で、後に又太宰府が復せられてからも、太宰府の別稱をやはり鎭西府と稱し、頼朝の時代になつても鎭西守護、鎭西九國奉行などの職名が行はれた。

(26)馬の腹帶　馬の腹部を固く緊め並に鞍を馬の背部に締りつける用をする物。

(27)兜の緒　忍の緒ともいふ。布縮緬を丸ぐ

參らするか、然らずばこれへまれ、御幸をなし參らせむと思ふはいかに」と宣へば、大臣聞きもあへ給はず、はらはらとぞ泣かれける。入道さて如何にやいかにとあきれ給へば、やゝあつて大臣涙をおさへて、「この仰承り候ふに、御運は早末になりぬと覺え候。人の運命の傾かむとては、必ず惡事を思ひ立ち候ふなり。又御有樣を見參らせ候ふに、更に現とも覺えず候。さすが我朝は、邊地ぞくさんの境とは申しながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒根屋命(37)の御末、朝の政を掌らせ給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の甲冑を鎧ふこと、禮義を背くにあらずや。就中御出家の御身なり。それ三世(33)の諸佛、解脫同相の法衣(39)をぬぎ捨てゝ、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましますこと、內には破戒無慚(40)の罪を招くのみならず、外には仁義禮智信の法にも背き候ひなむず。旁恐ある申事にて候へども、心の底にしいしゆ(41)を殘すべきにも候はず。先づ世に四恩(42)候ふ。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是なり。その中に、最重きは朝恩なり。普天の下(43)王地にあらずといふ事なし。されば彼の潁川の水に耳を洗ひ(44)、首陽山に薇を折り(45)し賢人も、勅命背き難き禮儀をば存知すとこそ承はれ。如何にいはむや、先祖にも未聞かざつし太政大臣を極めさせ給ふ。所謂重盛が無才愚暗の身を以て、蓮府(46)槐門の位にいたる。加之、國郡半は一門

けにしたもの、又は丸い組緒などを用ゐる。

(28)烏帽子直衣　公卿の平服である、宿裝束と云つて、直衣には烏帽子を着るのが普通であつた。だから君前へは特に勅許を得た人でなければ其のまゝで出られなかつた。

(29)紋の指貫　大きな綾文樣を織出した指貫袴。指貫とは裾くゝりのある袴の事で、袴の裾にくゝり緒が指し貫いてあるからの稱。

(30)そばさる。端をつまむこと。

(31)事の外に。大臣が烏帽子直衣を着けるのは普通であるか、此の塲合樣子が常に異なつて見えたといふのである。

(32)世をへうする「評する」か「表する」かで、あらうと古來色々に解

の所領となりて、田園悉く一家の進止(47)たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の莫大の御恩を、思し召し忘れさせ給ひて、猥りがはしく法皇を傾け參らせ給はむ事、天照大神、正八幡宮(48)の神慮にも背かせ給ひ候ひなむず。それ日本は神國なり。神は非禮を享け給ふべからず。然れば君の思し召し立たせ給ふ所、道理半なきにあらず。中にも此一門は、代々の朝敵を平げて、四海の逆浪を鎭むることは、無双の忠なれども、其の賞に誇ることは、傍若無人(49)とも申しつべし。聖德太子(50)十七箇條の御憲法(51)に、「人皆心あり、心各執(52)あり、彼を是し我を非し我を是し彼を非す。是非の理誰か能く定むべき。相共に賢愚なり。環(53)の如くにして端なし。是を以て、假令人瞋るといふとも還つて我失を恐れよ」とこそ見えて候へ。然れども當家の運命未盡きざるによつて、御謀反既に顯れさせ給ひ候ひぬ。その上、仰せ合せらるゝ成親卿を召し置かれぬる上は、假令君如何なる不思議を思し召し立たせ給ふとも何の恐か候ふべき。所當の罪科行はれぬる上は、退いて事のよしを陳じ申させ給ひて、君の御爲には愈奉公の忠勤をつくし、民のためには益撫育の愛憐を致させ給はゞ、神明の加護に預つて、佛陀(54)の冥慮に背くべからず。神明、佛陀感應あらば、君も思し召し直すこと、などか候はざるべき。君と臣とを比ぶるに、親疎別く方なし。道理と僻事を並べむに、いかでか道理

かれてゐるが定説はない。

(33)五戒。佛教で最も重んずる五つの戒、即ち不殺生、不盗、不邪淫、不妄語、不飲酒の五をいふ。

(34)慈悲。佛教の語、慈は共樂、悲は他人の苦痛を脱せしめること。

(35)五常。儒教で人が常に守らねばならぬとする五つの德目、仁、義、禮、智、信をいふ。

(36)おもはゆう。面映ゆうで、顔がカツとほてるやうな心持、即ち羞恥感のあること。

(37)天兒屋根命。神皇産靈尊の御子で、天照大神に奉仕し、天孫降臨の際には隨從して常に侍輔弼の任に當られた。藤原氏の祖神である。

(38)三世。過去、現在、來世の三をいふ。

(39)解脫同相の法衣。

につかざるべき。

【新釋】暫くして入道が仰しやつたには、「あの成親卿の謀叛其のものは問題ぢやない、あれは皆法皇がお企くに成つた事なのだ。ついては暫く世間が靜まるまでの間、法皇を鳥羽の北殿へお遷し申すか、さなくば此處へでも御幸をおさせ申さうと思ふがどうだらう」と云はれると、内大臣は父の言葉の終らないうちにハラ〳〵と涙を落して泣かれた。入道は「さてこれはどうした事だ」とお呆れになつてゐると、暫くあつて、内大臣は流れ落ちる涙を押へて、「其お言葉を承りまして、御運はもう早末になつたと存じました。人は自分の運命がゆがんで來る時分になると、きつと何か惡事を思ひ立つものです。又此の頃の御樣子を拜見してゐますのにテンで御正氣の沙汰とも思はれません。何と云つても我が日本は、極東に散らばつてゐる小列島だとは申せ、天照大神直系の御子孫が、國家の元首としてあらせられ、天兒屋根命の御末裔たる藤原氏が國政を執られて以來、苟くも太政大臣の官にまでなつた人が、鎧兜を着るといふことは、禮儀にないことぢやありませんか。中にもあなたは御出家のお身の上です。過去、現在、未來三世を支配してゐられる佛たちの煩惱解脱の印である袈裟衣を脫いで了つて、直ぐに又鎧兜をつけたり、武器をお持ちになるといふのは、佛教の上では佛戒を破つた恥を知らない者として罪を受ければならぬばかりか、儒教の上では、仁義禮智信の法にも背くことに成りませう。どちらにしても甚だ失禮な申し分ですが、是は、默つて胸にしまつて置くべき事ではありません。先づ此の世には四恩といふことが御座います。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩がそれですが、其の内でも一番重いのは、朝恩即ち國王の恩です。此の日本國全體は、何處まで行つても天皇

解脱は、人間的な煩惱から脱出して自覺に入ること、同相は憧相、即ち標識の意で、法衣は修道者の印だから云ふ。

(40)破戒無慚・佛戒を破つて慙悲し誓に對して慚づる無きこと。

(41)しいしゆ・旨趣。

(42)四恩・國王恩、父母恩、師友恩、檀越恩の四つだと釋氏要覽に出てゐる。

(43)普天の下・云々・詩經の小雅に、「普天之下、莫レ非二王土一、率土濱、莫レ非二王臣一」。

(44)潁川の水に耳を洗ふ　許由の故事である　許由は支那の上代の人で賢者の名があつたので、堯が之に天下を讓らうとすると、許由は、そんな事は聞くも耳の汚であると云つて潁川の水で耳を洗つて、箕山に隠遁したといふ。

(45)首陽山に薇を折る・俗に云ふ伯夷と叔齊の

の御領土でない所はありません。だからあの潁川の水に耳を洗つたり、首陽山に薇を折つたといふ賢い人たちも、勅命には背けないといふ禮儀を知つてゐたといふことです。それにどうでせうお父上、あなたは況して御先祖もお成りにならなかつた太政大臣といふ第一位の官職にまでお着きになつてるのだし、此の重盛のやうな所謂無才暗愚の者までも、大臣三公の高位地に擧げられ、そればかりか日本全國の田や郡の約二分の一は、一門の支配地になつて、其の範圍は全部此の一家で自由に出來る有樣です。これは實に今までに例のない陛下の御恩ぢやありませんか。それだのに斯程の莫大な御恩をお忘れになつて、亂暴にも法皇をお動かし申されるやうな事を爲されたら、それこそ天照大神、正八幡宮の神の御心にも背くことに成るでせう。日本は神國です、神は非禮をお享けにならないといひます。さすれば法皇がお思ひ立ちになる所には全然道理がないとは申せません。多くの臣下の中でも此の平家一門が、代々の朝敵を平定して、世間の亂を鎭めたことは、他に肩を並べるものもない忠義を盡したことにも當りませうが、それを褒められたのをいゝ事にして圖に乘るのは、あんまり人も無げな態度です。聖德太子十七ヶ條の憲法にも、「人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、……是非之理、詎能可定、相共賢愚、如環無端、是以彼人雖瞋、還恐我失、」と云つてあります、こちらで、人がわるい、自分の方がいゝのだと考へてゐたつて、向ふでも矢張り自分が惡いと思つてる者はないでせう。いゝとかわるいとか云ふ事は純理の上から斷定することの許されないものです。馬鹿だとか悧巧だとか云つたつて、ちやうど環をくるくる廻してゐるやうなものです。いつまで廻してゐたつて、こゝが端だといふことはありません。だから人が怒るからつて、自分も怒るつてのは間違つてゐる。それよりか自分のわるい點を反省しろと太子はお示しに成つてるのです。

事、孤竹君の遺子で夷は兄、齊は弟である。周の武王が紂王を討たんとするのを道に遮り止めて、父死して葬らず孝といふべけんや、臣として君を伐つ忠と云ふべけんやと諫めたが、武王は途に進んで殷を亡し天下を奪ふたので、周の粟は食まないと云つて、二人とも首陽山にかくれ、義を守つて餓死したといふ其の故事を引いたのである。

(46)蓮府　大臣のこと王儉といふ宰相が蓮を愛して之を其の前庭に植ゑ、客と共に之を賞したので、當時の人が彼を呼んだ綽名であると云はれてゐるが異說がある。

(47)進止　「進むも止まるも自由だ」といふことで、即ち處分權のあること。

(48)正八幡宮　石清水八幡宮。

しかし當家の運命はまだ盡さないから、御謀叛が未然に知れたのです。それに肝腎の御相談相手の成親卿をお召捕に成つてある以上、よしお上でごんな不思議なお思ひ立ちを遊ばしたにしたさころが、何もこはい事はないぢやありませんか。それぞれの犯罪に該當する刑罰を御適用に成つてから、退いて御自分の立場を御辯明になつて、お上の爲には一層御奉公を勵み、人民の爲には益々愛さ同情さを以て善い政治を爲さりさへすれば、神々お守り下さいませうし、佛樣の思召にも背く事はないでせう。神佛も御感應遊ばされる位なら、お上だつてお考へ直しにならないつて事が、ごうしてあるものですか。君さ臣さを比べて、ごちらに附くべきかさ云ふさ、無論君に從ふ外はありません。道理のある方さ、間違つてる方さを兩方並べて、ごちらに從へばよいかさ云ふ場合には、ごうして道理のある方に從はない者がありませう」

【評釋】「それ日本は神國なり」、自分は此の一句を聞いただけで肅然たる心持になつて、自づから襟が掻合はせられる。あさにも書くやうに、勿論こんな事を重盛が云つたわけではなく、芝居氣たつぷりの平家物語の作者が、重盛さいふ花形俳優を拉して來て、己れの言はんさ欲する所を云はせてゐるのには違ひないが、こゝで重盛の云つてゐる事は大きな眞理であり、立派な教訓である。同時に又確に名文である。讀めば讀む程、咀嚼すれば咀嚼する程、限りのない味ひが出て來る。

【研究】「それ日本は神國なり」さいふ句も、「天照大神、正八幡宮の神慮に背く」さいふこさも天照大神は別さして、確に後の思想である。日本を神國さいふこさは、既に貞觀十一年十二月の伊勢大神宮への御告文の中にも見えてゐるし、更に遡れば書紀の神功皇后の新羅御征討の段にも見えてゐるが、これが國民思想化したのは、神皇正統記以後であるから、勿

---

(49)傍若無人　傍に人無きが如く暴横であるさ云ふ意。

(50)聖徳太子　厩戸皇子に對する後世の尊稱用明天皇の第一皇子で有名な佛教崇拜者、推古天皇元年に皇太子さなられた。憲法十七條を定められたのは、同帝の十二年の事である。

(51)十七箇條の御憲法　今日の觀念にて云ふ憲法（Constitution）ではない、只各人の則るべき道徳的基準を列擧せられたに過ぎない。

(52)執　我執、執着。

(53)環　中央に孔があいてゐて輪状を成してゐる玉、上代には婦人などが之を装身具さして手に卷いたので手卷即ちタマキさ云ふたのであらう。

(54)佛陀　佛のこさ。元來は梵語Buddhaである。略して佛さもいふ。智者又は覺者の義。

自覺他覺の力があり圓滿無礙至らざるなく、過去現在未來の凡ての事物に通曉してゐる。

（1）叙爵　初めて五位になることを叙爵ともかうぶり給はるともいふ

論これは正統記からヒントを得て來たものと見てよからう。現に其の證據には、正統記に、「大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日ノ神長く統を傳へたまふ。我が國のみ此の事あり、異朝に其の類無し、この故に神國と云ふなり」とある文と、此の物語に「夫我國は神國なり、宗廟相並びて、神德惟新なり、故に朝廷開基の後云々」とある文とは頗るよく似てゐる。しかし親房以前、神國日本の思想は、既に賴朝義經等の文書の中に於て明らかに現れてゐる。即ち吾妻鏡に依ると、賴朝は壽永三年二月二十五日の書中に、「諸社事」として、「我朝者、神國也、往古神領無二相違一」と述べてゐるし、義經の腰越狀（元曆二年五月二十四日附）には「我國神國也、神不レ可レ禀二非禮一」と記してゐる。これで見ると、或は神國日本の思想は、鎌倉時代初期まで遡れるかも知れない。がそれは、現に角源氏の氏神たる八幡宮を此處へ引出して來たのは頗る不合理だ。勿論、帝室としては此の頃にも伊勢大神宮と相並んで石清水八幡宮を國家の二大宗祀としておいでに成つた事實があるが、武家が天照大神正八幡宮と云ふ風な口號を用ゐるに至つたのは、少くとも賴朝以後だ。殊に平家の別して尊信する神としては嚴島があり、熊野があり、又氏神としては平野社があつた。特に源氏の氏神たることが公認されてゐる八幡宮を引張出して來るのは、何としても筋違ひだ。神國日本の思想といひ、旁々以てこれは源家以後の思想で、作者が重盛を借りて諫言させてゐることが明らかである。

是は尤君の御理にて候へば、かなはざらむまでも。院中を守護し參らせ候ふべし。その故は、重盛初叙爵(1)より、今大臣の大將にいたるまで、しかしながら、君の御恩ならずといふことなし。其恩の重きことを思へば、千顆萬顆の玉(2)にも

越え、その恩の深き色を按ずるに、一入(3)再入の紅にも猶過ぎたらむ。然らば院中へ參り籠り候ふべし。その儀にて候はゞ、重盛が身に代り、命に代らむと契りたる侍共、少々候ふらむ。此等を召し具して、院の御所法住寺殿を守護し參らせ候はゞ、さすが以ての外の御大事にてこそ候はむずらめ。悲しき哉、君の御爲に奉公の忠を致さむとすれば、めいろ八萬の嶺(4)よりも猶高き父の恩、忽に忘れむとす。いたましきかな、ふけう(5)の罪を遁れむとすれば、君の御爲には既に不忠の逆臣ともなりぬべし。進退是谷れり。是非如何にも辨へがたし。申し受くる所詮は、只重盛が首を召され候へ。其故は、院參の御供をも仕るべからず。又院中をも守護し參らすべからず。されば彼の蕭何は、大功かたへに越えたるによりて、官大相國にいたり、劍を帶し履をはきながら殿上へ上ることを許されしかども、叡慮に背く事ありしかば、高祖重ういましめて、深う罪せられにき。かやうの先蹤を思へば、富貴といひ、榮花といひ、朝恩と申し、重職といひ、旁極めさせ給ひぬれば、御運の盡きむこと難かるべきにあらず。富貴の家には、祿位重疊せり。再實なる木は、その根必ずいたむと見えて候。心細くこそ候へ。何時までか命生きて、亂れむ世をも見候ふべき。只末代に生を受けて、かゝる憂き目にあひ候ふ。重盛が果報の程こそつたなう候へ。只今も侍一人に仰せつけられ、御

ふ。叙爵といふ意味は初めて榮爵に叙せらるゝことである。重盛の叙爵は、久安七年正月一日五位と公卿補任にあるのがそれであらう。さすれば其の十三歳の時である。

(2)千顆、顆の玉云々●和漢朗詠集に「瑩レ日瑩レ風、高低千顆萬顆之玉、染レ枝染レ浪、表裏一入再入之紅」とある。菅原文時の作つた「花光水上浮序」の一句である。

(3)一入●入とは、染め汁の中へ入れ浸して染める度數をいふ。故に一入は一度染、再入とは二度染のことである。

(4)めいろ八萬の嶺●めいろは迷盧の字を當てる、梵語蘇迷盧(スメル)の略で、譯して妙高山だといふ、印度第一の高山で、四州の中心となり、大海の中にあり其高さ四千五百、

日月其山腹をめぐると稱せられる、八萬は高さの數的誇張であるがこれは今日いふ所のヒマラヤ山であらう。最高峯エベレスト山は海拔二九二〇〇尺である。

（5）ふけう……不孝。孝の字はケウとも讀むのだ。

壺の内へ引き出されて、重盛が頭の刎ねられむずることは、いと易い程の御事にてこそ候はむずらめ。之を各聞き給へ」とて、直衣の袖もしぼるばかりにかきくごき、さめ〴〵と泣き給へば、その座に並み居給へる平家一門の人々、皆袖をぞ濡らされける。

新釋　これは勿論お上の方が御道理ですから、とても敵することはできないまでも、院の御所を御守護申上げます。其のわけは、重盛が最初に五位に叙せられてから、今は大臣大將にまで成つたといふのは、何と云つてもお上の御恩でないとは申せません。其の君恩の重い事は、珠を一萬寄せたよりも以上で、其の君恩の深さを色で譬へると、一度染二度染の紅色よりももつと深いでせう。ですからお父様に反對しても院の御所のお味方に參つて防戰致します。若しさう云ふ事になつたら、此の重盛の爲には命を捨てゝ身代りになつてもいゝと誓言した武士共も、いくらかゐりますから、それ等の者を引きつれて、院の御所の法住寺御殿を御守護申上げるといふことになると、幾ら父上だつて以ての外の一大事でせう。あゝ情ない事だ。君の御爲に奉公の大義を盡さうとすると、ヒマラヤ山の最高峰よりもまだ高い父の恩を、其の瞬間に忘れて了ふことになるし、それかと云つて、不孝の罪を免れようとすると、君の御爲には、其の刹那から直ぐに不忠不義の逆臣となります。此の重盛としては實に悲痛の極です。今私は進むことも、退くことも出來ない絶體絶命の斷崖に臨んでゐるんです。どうしたらいゝか自分にはわかりません。つまる所は、どうか此の重盛の首をたつた今斬つて下さい。それは父上に從つて院の御所へ攻めて參ることも、又父上に反對して院の御所の防備に當ることも、どちらも出來ないからです。あの漢の三功

臣の一人蕭何は、儕輩を拔く大功があつたので、官は大相國にまでなり、帶劍して靴ばきのまゝで殿上へ昇ることを勅許された程でしたが、陛下の思召に反した事をしたので、高祖が嚴罰を與へて、重罪に處せられました。かういふ先例を考へると、富といひ、榮耀榮華の程度といひ、朝恩の深いことゝいひ、官職といひ、父上はすべてもう絕頂まで行つてつしやるのだから、もういゝ加減御運も末に成りかれませんでせう。莫大な富の上に高い位まで重ねて持つていらつしやるんですからね。一年のうちに二度も實の成る木は、きつとそれだけ根が痛むつて事が本には出てゐます。ホントに心細い話です。あゝいつまで生きてゐて、世の中の大亂を見ることか。末世に生れ合ふて、こんなイヤな目にあふ重盛の因果が情ないです。それよりかもいつそ誰か武士に御命令下すつて、坪庭の中へ引出して、此の重盛の首を刎ねさせて下さい。それ位の事は、今直ぐにでも何の厄介もなく實行される事でせう。みんなどうか私の云ふ事を聞いて下さい」と云つて、直衣の袖を、搾らねばならぬ位ビッショリと涙にぬらしつゝ、繰返し繰返し述べて、さめ〲とお泣きになると、其の場に並んでいらつしやる平家一門の人たちは、何れも皆貰ひ泣に泣かれた。

論評 此處は山陽の日本外史に「重盛ノ爲ニ死セント願フ者二百餘人アリ。…………忠ナラント欲スレバ孝ナラズ、孝ナラント欲スレバ忠ナラズ、重盛ノ進退此ニ窮ル。生キテ此ノ慼ヲ覩ンヨリハ、死センニ若カズ、大人必ズ今日ノ擧ヲ遂ゲント欲セバ先ヅ重盛ノ首ヲ刎ネ、然ル後ニ發セヨト。且ツ言ヒ、且ツ泣ク。擧座感動ス」とあるところだ、所謂重盛教訓中の大骨子である。

入道、賴み切つたる內府は、かやうに宜ふ、世にも力なげにて、「いやいやそれまで

（1）思ひもよりさうず　思ひも寄り候はずの音便。

の事は思ひもよりさうず(1)、悪黨共の申す事に、君のつかせ給ひて、如何なる僻事などもや出でこむずらむと思ふばかりでこそ候へ」。大臣、「假令如何なる僻事出來候へばとて、君をば何とかし參らせ給ふべき」とて、つい立つて中門に出て、侍共に宣ひけるは、「只今是にて申しつる事共をば、汝等はよく承らずや。今朝より是に候ひて、かやうの事共を申し鎭めむとは存じつれども、餘にひたさわぎに見えつる間、先づ歸りつるなり。院參の御供においては、重盛が頭の刎ねられたらむを見て仕れ。されば人參れ」とて、小松殿へぞ歸られける。

新釋　淸盛入道に、アテにしきつてゐた內大臣が、こんなに仰やるので、ひどく精のない様子で、「いやいや何もそんなにまでしようと思つて居るのぢやない、悪黨共の申す事にお上がお附きになつてるものだから、これでは捨置いてはどんな間違が起るかも知れないと思つたからの事だ」と仰やると、內大臣は、「假令どんな間違が起つたにしたところで、假にも法皇をどう遊ばさうと云ふのです」と云つて、ツイと立つて中門へ出て、武士たちに向つて仰やつたには、「今こゝで父上に申してゐた事を、お前たちも皆聽いてゐたらう。今朝からこゝにゐて、こんな馬鹿騒ぎをするなと餘つ程云つて聞かさうと思つたが、あんまり皆が夢中で騒いでゐるやうだつたから一先づ歸ることにしたのだ。若しお前たちも父上のお供をして院の御所へ攻めて參るつもりなら、此の重盛の首が刎ねられたのを見てから行くがよい。ぢやア供の者參れ」と云つて、小松御殿へお歸りになつた。

その後大臣、主馬の判官盛國を召して、「重盛こそ、今朝より別して天下の大事を

（1）おぼろげ　容易な事ではの意で、事の判然せぬ中をいふ。

（2）淀　山城國乙訓郡淀村、及び久世郡淀町地方。木津、桂、宇治の三川が、此の地の羽束師の森の南方に會して水勢が淀むでゐるから淀といふのである。淀姫神社がある、

（3）はづかし　羽束師の字を當てゝゐる。乙訓郡の村で、大字志水には古歌に所謂羽束師の森即ち式内大社の羽束師社がある。

（4）宇治　茶の産地で名高い、京坂電車の宇治停車場があり、禪宗の巨刹黄檗山も近い。宇治川に沿うて長く延びてゐる市街で、南北は東西に比して$\frac{1}{5}$程しかない。風光明媚の地として知られてゐる。山城久世郡所在。

（5）岡の屋　岡屋乘經

聞き出したンなれ。我を我と思はむずる者共は、物の具して急ぎ參れと催せ」と宣へば、馳せ廻つて披露す。おぼろげ(1)にては騷ぎ給はぬ人の、かやうの披露のあるは、誠に別の子細のあるにこそとて、我も〳〵と馳せまゐる。淀(2)、はづかし(3)、宇治(4)・岡の屋(5)、日野(6)・勸修寺(7)・醍醐(8)、小栗栖(9)、梅津(10)、桂(11)、大原(12)、しづ原(13)、せれうの里(14)にあふれ居たる兵共、或は鎧着て未兜をきぬもあり、或は矢負うて未弓を持たぬもあり。片鐙ふむや踏まずにて、あわて騷いで馳せ參る。

新釋　それでお歸りになつてから内大臣は、主馬の判官盛國をお呼出しに成つて、「重盛は今朝から格別な天下の一大事を聞きつけた。此の重盛を信頼してゐる者は、武裝して直ぐに參るやうに催促しろ」と仰やつたので、盛國は委細畏まつて、直ぐ方々を駈け歩いて知らせて廻つた。それを聞いた人は、大抵な事では容易にお騷ぎにならないお方から、こんなに急なお知らせがあるやうでは、實際何か特別の事件が起つたに違ひない、と云つて、我も我もと駈けつけて參つた。淀から其附近の羽束師の森附近、宇治、岡屋、日野、勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、大原、志津原、芹生の里に滿ちあふれてゐた兵士たちは、或は鎧だけを着けてまだ兜を着ないものもあり、或は矢を背中にしよひ込んだゝけで、まだ弓を持たぬ者もあるといふ風で、完全に馬の鐙に足も引つかけないで、みんなが大あわてにあわて、大騷ぎに騷いで、夢中で駈けつけて參つた。

小松殿に騷ぐ事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵ども、入道にはか

の居たところであらう。

(6)日野・　今では京都府宇治郡醍醐村の大字に其名が殘つてゐる、日野家の舊領地で其北に醍醐寺がある。

(7)勸修寺・　クワジウジとよむ。

(8)醍醐・　京都府宇治郡醍醐村のこと。有名な醍醐寺があり、東には醍醐山が聳えてゐる。此の邊一帯は醍醐寺の舊領地である、

(9)小栗栖・　明智光秀の槍で突かれた所として知られてゐる。昔は小栗栖鄉と云はれて一の大鄉であつたが、今では醍醐村の大字に名を殘してゐる。

(10)梅津・　これは京都府葛野郡に屬してゐる直ぐ京都市の四條に續いてゐて、南は桂川で限られてゐる。姫婦が平産の祈を捧げるので名高い梅宮神社が其の西梅津にある。

うとも申しも入れず、さやめき連れて、皆小松殿へぞ馳せたりける。弓箭にたづさはる程の者は、一人も殘らず。筑後の守貞能が唯一人候ひけるを、御前へ召して「内府は何と思ひて、是等をば皆かやうに呼び取るやらむ。今朝是にて言ひつるやうに、淨海が許へ討手などもや向けむずらむ」と宣へば、貞能涙をはら〳〵と流いて、「人も人にこそよらせ給ひ候へ。いかでか只今さる御事候ふべき。今朝是にて申させ給ひつる御事共をば、はや皆御後悔ぞ候ふらむ」と申しければ、入道いや〳〵内府に中違うては惡しかりなむとや思はれけむ、法皇迎へ參らせむと思はれける心も和ぎ、急ぎ腹卷ぬぎ置き、そけんの衣に袈裟打ちかけて、いと心にも起らぬ念誦してこそおはしけれ。

新譯　小松御殿で何か騷ぎがあるといふ風聞が立つたので、西八條邸に詰めてゐた五六千騎の兵士たちも其れを聞くと、入道には斯う斯うだとも届出でないで、ザワザワと立上つて、皆小松御殿へ駈けつけた。そんなわけで假にも武道に關係してゐる程の者は、一人も殘らず出て行つて了つて、あとには筑後守貞能だけが、たつた一人で殘つてゐたのを、入道は前へ呼んで、「内大臣は何と思つて、こゝにゐた者を、こんなに皆呼寄せたのだらう、今朝がたこゝで云つて居たやうに、此の淨海のところへ攻め寄せて來るのだらうか」と仰やると、貞能は涙をハラ〳〵と流して、「人にもよります、どうして内大臣樣が今そんな事をなさるものですか、今朝こゝで色々仰せられました事を、あなた樣ももう今ではすつか

り後悔しておいでになるでせう」と申した。入道は、いや〳〵、内大臣と喧嘩をしてはよくないと思はれたものか、法皇を此の西八條邸へお呼迎へ申さうと思はれた心も和いで、急いで腹卷をぬいで、素絹の衣の上へ殊勝らしく袈裟をかけて、內實はちつとも氣乘りのしないお念佛をしておいでに成つた。

其後小松殿には、盛國承つて着到(1)つけたりけり。馳せ參じたる侍共、一萬餘騎とぞ記しける。着到披見の後、大臣中門に出て、侍共に宣ひけるは、「日比の契約を違へずして、皆斯樣に參りたることこそ神妙(2)なれ。異國にさる例あり。周の幽王(3)、褒姒(4)といへる最愛の后を持ち給へり。天下第一の美人なり。されども幽王の御心に適はざりけることには、褒姒笑を含まずとて、すべて笑ふことし給はず。異國のならひに、天下に兵亂の起る時は、所々に火を擧げ太鼓を打つて、兵を召す謀あり。之を烽火(5)と名づく。或時天下に兵革(6)起つて、所々に烽火を擧げたりければ、后是を御覽じて、『あなおびたゝし、火もあれ程まで多かりけりな』とて、其時始めて笑ひ給へり。一度笑めば百の媚ありけり。幽王之を嬉しきことにし給ひて、其事となく常に烽火を擧げ給ふ。諸侯來るに寇(7)なし、寇なければ即ち歸り去りぬ。かやうにする事度々に及べば、兵も參らず。或時隣國より兇賊起つて、幽王の都を攻めけるに、烽火をあぐれども、例の后の火に慣れて兵も參らず。其時都傾いて、幽王遂に亡びにけり。さて彼の后、野干(8)となつて、

（11）桂●これも京都府葛野郡だ、桂大納言源經信の舊蹟地で、歌人伊勢の桂の宮も昔な詠る名である、小堀遠州の苦心の名苑が今桂離宮として殘つてゐる、桂といふ名は有名な楓ノ渡から轉じたものらしい。

（12）大●原●黑木賣の大原女で名高い所。我々には寂光院の舊地として印象の深い所だ。オホハラと訓む人もあるが、正しくはオハラだ。京都府愛宕郡で、ちやうど比叡山の西麓に當つてゐる。

（13）し●づ●原。京都府愛宕郡にある靜原山の山麓地方である。今の靜市野村がそれであらう。

（14）せ●れ●う●の●里●芹生の里の音便である。京都府の愛宕郡貴船から北桑田郡伏屋へ出る山路な芹生峠といふから其邊であらう。

(1)念誦　心に所念しつゝ經を誦すること。念佛といふのと同じである。

(1)着到　召集に應じて到着したこと。着到をつけるとは點呼して姓名を名簿に記入すること。

(2)神妙　靈妙にして思議すべからざること。曹植の求ニ自試一表の中に行軍用兵の勢を論じて「可レ謂ニ神妙一矣」とある。轉じて殊勝の意。

(3)周の幽王　支那の周ダイナスチイの十三世。宣王の子である。后及び太子を廢して褒姒を宮に入れた。

(4)褒姒　幽王の寵妃。褒鄕に生れたから褒姒と稱するのである。正體は狐だつたと云ふ俗説がある。

(5)烽火　司馬相如の

走り失せけるぞ恐しき。かやうの事のある時は、自今以後是より召さむには、皆此の如く參るべし。重盛今朝、別して天下の大事を聞き出いて召しつるなり。されどもこの事聞直しつゝ、僻事にてありけり。さらば疾う歸れ」とて、侍共皆歸されけり。實にさせる事をも聞き出されざりけれども、今朝父を諫め申されける詞に從つて、我身に勢の附くか附かぬかの程をも知り、又父子軍をせむとにはあらねども、かうして入道相國の謀叛の心も、和ぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君君たらずといへども⑨、臣以て臣たらずンばあるべからず。父父たらずといふとも子以て子たらずンばあるべからず。君のためには忠あつて⑩、父のためには孝あれと、文宣王の⑪宣ひけるに違はず。君も此由聞し召して、「今に始めぬことなれども、内府が心の中こそ恥しけれ。仇をば恩を以て報⑫ぜられたり」とぞ仰せける。「果報こそめでたうて、今大臣の大將に至らめ。容儀たいはい⑬人にすぐれ、才智才覺⑭さへ、世に越えたるべきやは」とぞ、時の人々感じあはれける。國に諫むる臣あれば⑮、その國必ず安く、家に諫むる子あれば、其家必ず正しといへり。上代にも末代にも、ありがたかりし大臣なり。

新釋　それから小松御殿の方では、盛國が命令を受けて點呼をしたが、其の時に馳付けた武士たちの人數に、萬餘騎と記された。其の名簿を一覽してから、内大臣は中門のところ

「諭二巴蜀一檄」に「邊郡之士、聞二烽擧燧燔一皆攝レ弓而馳、荷レ戈而走」とある。又或る書には「邊方備レ寇立二高土櫓一櫓上設二桔槹一、桔槹頭兜零レ薪艸置二其中一、常低レ之、有レ寇即火然、擧レ之以相告曰レ烽、多積レ薪寇至卽然レ之、以望二其煙一曰レ燧」とある。師古の說に依ると、晝間に燔くのが燧で、夜間に擧げるのが烽だといふ事である。我國でも古くから之を置いた、「春日野のトブヒの野守出て見よ今幾日ありて若菜つみてむ」など古歌に詠まれてゐるトブヒとは飛火即ち烽である。一種の篝火で、よく乾燥した草を眞中に乾燥した草を多く周圍に置いて縛りつけ、共外側に松の生木をさし込んで、火をつけるのである。國内の要所約四十里毎にあつたといふことで、今日知られてゐるものは大和春日烽、河内生駒山烽等で

まで出て行つて、一同の武士たちに仰しやつたには、「常々の約束通りに皆がこんなに大勢參集してくれた特別の志は感謝の外はない。それについて外國には斯ういふ例がある。周の幽王といふ天子は、褒姒といふ最愛のお后を持つてゐられた。全國第一の美人であつたが唯一つ幽王のお氣に入らない事は、「褒姒不含笑」とあつて、一切笑はれない事だつた。ところが、外國の習慣には、天下に兵亂が起つた時は、所々で煙を高く擧げて、太鼓を打つて、兵士を召集する合圖にすることがある。烽火といふのは此の事であるが、或る時天下に戰爭が起つて、所々で烽火を擧げたところが、后の褒姒がそれを御覽になつて、「まあ澤山だこと！あれ、あんなに火が！」と云つて、其の時始めてニツコリと笑はれた。其のあでやかさと云つたら楊貴妃ではないが、「首ヲ回ラシテ一タビ笑メバ百媚生ル」と云ふ概があつた。幽王はそれをたまらなく嬉しがつて、何といふこともないのに殆ど常住のやうに烽火をお擧げになつた。諸侯が驚いて驅付けて來て見ると別に敵も何もない、敵がゐないのに戰爭も出來ないから、ブツブツ云つて皆歸つて行つた。こんな事が其の後も度々あつたものだから、しまひには幾ら烽火を擧げても、兵士は來なくなつた。ところが或る時隣りの國から敵が起つて、幽王の都へ攻め寄せたので、幽王は早速烽火を擧げて急を全國に報じたが、其の頃にはもう烽火は常習になつて了つてゐたので、又例のお后の御機嫌とりの烽火かと云つて、誰一人出て來なかつた。それで其の時に都は滅ぼされて、幽王は遂に死んで了つた。すると恐ろしい事には、其の褒姒といふお后は、狐の正體を現して、王宮から走り出て行方も知れずなつて了つた。そんな事もあるから、無暗と非常呼集はすべきものではないが、實は此の重盛は今朝特別の一大事を聞きつけたので、急いで君たちに來て貰つたのだ。しかし段々問合せて見たら、誤聞だつて事が分つた。どうか今日はこれで

引取つて、後日こんな事で君たちを召集する事があつたら、皆今日同樣早速馳付けて貰ひたい」と、さう云つて武士たちを皆お歸しになつた。實際は何も聞かれたのではないが、今朝父君をお諫め申された詞につけて、自分にどれだけの勢力がついて來るか、其の程度も知り、又親子で戰爭をしようといふわけではないが、斯うでもすれば、入道太政大臣の謀反の心も、幾分お和ぎになるかと思はれての苦策であつたといふ話であつた。君は君らしい事をせられないでも、家來は家來だけの誠を盡さねばならぬ。父は父らしくなくとも、子は子としての務をせねばならぬ。君の爲には忠、親の爲には孝行をしろ、と孔子が仰やつた通りの御行ひである。法皇もあとで此の事をお聞きになつて「今始まつた事ではないが、内大臣の恩はくが恥しい、あの男は仇を恩でかへした」と仰せられた。前世によい事をされたので、其の報いで此の世には大臣大將にも成られたのだらうが、容貌態度も普通人以上であるのみか、才といひ、頓智までが、頭抜けていらつしやるやうだわいと、當時の人々は皆感心し合はれた。「國に諫臣あれば其の國必ず安く、家に諫子あれば其の家必ず正し」と支那の本にも出てゐる。此の内大臣は實際末世には勿論、上代にさへ珍しいお方であらせられた。

古くは天智天皇の三年に九州沿海に置いたのが文獻に見えてゐる最初のものである。後世のノロシも此の變形であるが、火藥を用ゐるに至つたのは遙に後の事らしい。

(6)兵革　兵は武器、革は鎧である。支那の言葉で戰爭のこと。

(7)寇　アダとよむ、人を劫すものを寇といふのである。

(8)夜干　狐の類のことである。祖庭事苑によると、形は小さくて尾は大きく、巧に樹に上るが、枯木には遠うて上らない、夜干と狐の方は夜干に比べると形が大きく、樹に上ることは出來ないといふことである。印度では之を悉迦羅といふさうである。

(9)君君たらずと雖も　孔安國の古文孝經の序に「君雖レ不レ君、臣不レ可三以不二臣、父雖レ不レ父、子不レ可三以不二子」とある。

(10)君の爲には忠　出典不明。(11)文宣王　孔子の事、文宣王とは唐玄宗廿七年の追諡である。(12)仇をば恩を以て報ず　出典は一寸思ひ當らない。(13)たいはい　帶佩と書いて太刀を佩いた姿、轉じて容儀態度。(14)才覺　日本的熟字である、才の働くこと、wit。(15)國に諫むる臣あれば　是も孝經にある句を引いたのである。

七、新大納言の流され

さる程に六月二日(1)の日、新大納言成親の卿をば、公卿の座に(2)出し奉つて、御物參らせけれども、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず。預の武士、難波の次郎經遠、御車を寄せて、疾う〳〵と申しければ、大納言心ならずぞ乘り給ふ。あはれ如何にもして、今一度小松殿に見え奉らばや、と思はれけれども、それもかなはず。見廻せば、軍兵共前後左右に打ち圍むで、我方ざまのものは一人もなし。假令重科を蒙つて遠國へ行く者も、人一人身に添へざるべきことやあると、車の内にてかきくどかれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。

〔通釋〕 さう斯うするうちに、六月二日になると、いよいよ新大納言成親卿の流刑を執行する事になつたので、お客間へお出し申して、お食事を差上げたが、胸が一ぱいに成つてるので、お箸さへおつけにならなかつた。監送役の武士難波次郎經遠が、お車を引寄せて、早くお乘りに成るやうにとお急き立て申したので、大納言はいやいや乍らお乘りになる。「あゝどうにでもして、もう一度小松殿にお目にかゝりたいものだ」と思はれたが、それもお思ひ通りにはならない。あたりを見廻して御覽になると、兵士どもが前も後も右も左もすつかり取圍んでゐて、御自分方の人間は一人も見えない。假令重刑を言渡されて、遠い

(1)六月二日 安元三年六月二日である。公卿補任に「六月一日事有り、同二日備前國に配流ス」とある。又百練抄にも「二日、成親卿ヲ備前國ニ送ル、七月九日彼國ニ薨ズ」とある。

(2)公卿の座 賓客の座のこと。何處の御殿でも寢殿の對屋にあつた。

田舍へ遣られるのだとしても、家來一人もつけてくれないといふ法があるものか、と車の中で何度も何度も賴むやうに云はれたので、護送の武士たちも、皆鎧の袖をぬらした。

西の朱雀を南へ行けば、大内山をも今はよそにぞ見給ひける。年比見馴れ奉りし雜色(1)、牛飼(2)に至るまで、皆涙を流し、袖をぬらさぬはなかりけり。まして都に殘り留り給ふ北の方、幼き人々の心の中、推し量られてあはれなり。鳥羽殿を過ぎ給ふにも、此御所へ御幸なりしには、一度も御供にははづれざりしものをとて、我山庄、洲濱殿とてありしをも、よそに見てこそ通られけれ。鳥羽の南の門出でて、船遲しとぞ急がせける。


新釋　西八條邸を出て、西の朱雀通りを南へお曲りになると、もう皇居は反對の方角になつて了つた。長年お見馴れ申した下部や、牛飼どもまでも、よそながらお見送り申して、皆涙を流して袖をぬらさない者はなかつた。まして寂しく京都にお殘されになる夫人やら小さい方々の御心中は、嘸かしと推量せられてお氣の毒である。鳥羽御殿の傍を御通過になるにつけても、此處の御所へ御幸のある時には、きまつて一度も供奉の人數に漏れたことはなかつたのにと思ひ出して、御自分の別莊で洲濱御殿といふのがあつた其の方角をも、空しく見過ごしてお通りになつた。鳥羽の南の門を出離れると、護送の役人たちは早くしないと船の出帆が遲れるといふので、車を急がせた。

大納言、「同じく失はるべくば、都近き此邊にてもあれかし」と宣ひけるこそ、せ

(1)雜色。前出。一説には、有官無官、良民賤民、相雜るをいふ。
(2)牛飼。御牛の飼養に當る使丁のこと。

めてのことなれ。近う添ひ奉つたる武士を、誰ぞと問ひ給へば、「預の武士、難波の次郎經遠」と名のり申す。「若し此邊に我方ざまの者やある、一人尋ねて參らせよ。船に乘らぬ先に言ひ置くべき事あり」と宣へば、經遠その邊を走り廻つて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方なれと申す者一人もなし。その時大納言、涙をはら／＼と流いて、「さりとも我世にありし時は、從ひつきたりし者共、一二千人もありつらむに、今はよそにてだに、此有樣を見送る者のなかりける悲しさよ」とて泣かれければ、猛き武士共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。只身に添ふものとては、盡きせぬ涙ばかりなり。熊野詣、天王寺詣などには、二つ瓦の三つ棟に造りたる船(1)に乘り、次の船二三十艘漕ぎ續けてこそありしに、今はけしかるかきすゑ屋形船(2)に、大幕引かせ、見も馴れぬ兵共に具せられて、今日をかぎりに都を出て、波路遙に赴かれけむ心の中、推し量られてあはれなり。

新釋 大納言は「どうせ殺されるんなら、京都附近の此の邊にしてくれるさいゝんだのに」と仰やつたが、これはよく／＼の事であらう。お側近くお付添ひ申してゐる武士に、「君は何といふ名前だ」とお尋ねになると、「監視役の武士難波次郎經遠です」と名のつた「さうですか若し其處いらに私のうちの者がゐないか、一人見つけて呉れませんか、船に乘らない先に言ひ殘して置きたい事があるんだから」と仰しやつたので、經遠は其の邊をあつちこつち走り廻つて搜したけれども、「私が大納言樣のお邸の者です」と申す者は一人もなか

（1）二つ瓦の三つ棟に造りたる船　古來意味が分らぬとされてゐる。

（2）かきすゑ屋形船　屋形船として造られたものではなく、普通の小舟に取りはづしの出來る屋形をすゑつけたものであらう。

つた。引返して來て其の通りをいふと、其の時大納言は涙をハラ〳〵と流して、「これでも私が世間に勢力のあつた時には、ついて來る者の千人や二千人は大丈夫あつたらうに、逆境に落ちた今となつては、よそ乍ら此の有樣を見送る者が一人もないとは、何たる情ない事だらう」とお泣きになつたので、強い一方の武士たちも、皆鎧の袖を搾つた。只身についてゐるものはと云ふと、拭いても拭いても盡きない涙ばかりであつた。今まで熊野參をするとか、天王寺參りをせられる時などには、二重屋根で三つ棟造りにしてある立派な船に乘つて、後には供船が二三十艘も漕ぎ續いて行つたものだのに、今は怪しげな假ごしらへの屋形船に、大きな幕を張り廻し、見馴れない兵士どもに引きつれられて、今日かぎり京都を出て、水路を遙々と出發せられる時の心の中は、どんなだつたらうと推量せられて、お氣の毒である。



此の一節は涙なしに讀まれない、浮薄な人情を憤るといふよりも、生存の強い欲求の爲には美しい同情心の發露をも妨げられる人間性の弱さ怯なさをつく〴〵と嗟歎する外はない。

「其時イエス彼等に曰ひけるは、今夜汝等皆我に就いてつまづかん。…………ペテロ答へてイエスに曰ひけるは、「皆なんぢに就いてつまづくとも我は終につまづかじ」、イエス彼に曰ひけるは、「我まことに爾につげん、こよひ鷄鳴かざる前に汝三たびわれを知らずと云はん」、ペテロ彼に曰ひけるは、「我は主と偕に死ぬるとも爾を知らずと言はじ、弟子みな斯くいへり。…………劍と棒とを持ちたる多くの人々……遂に……すゝみ來り手をイエスにかけて捕へぬ、……弟子たち皆イエスを離て逃れ去りぬ。」(馬太傳二十六章)

新大納言は死罪に行はるべかりし人の、流罪に宥められける事は、偏に小松殿のやうやうに申されけるによつてなり。その日は、攝津國大物の浦(1)にぞ着き給ふ。明くる三日の日、大物の浦へは、京より御使ありとてひしめきけり。大納言そこにて失へとにやと聞き給へば、さはなくして、備前の兒島(2)へ流すべしとの御使なり。又小松殿より御文あり。「あはれ如何にもして、都近き片山里にも置き奉らばやと、さしも申しつることのかなはざりけることこそ、世にあるかひも候はね。さりながら御命ばかりをば、請ひ受け奉つて候ふぞ。御心安う思し召され候へ」とて、難波が許へも「よく〳〵宮仕へ奉れ。相構へて御心にばしたがふな」など宣ひ遣し、旅の裝、細々と沙汰し送られたり。

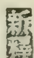
通釋 新大納言は死刑に處せられる筈であつたのが、流罪にまで減輕された事は、全く小松殿が、段々と父入道に申されたからである。其の日は攝津の國の大物の浦にお著きになる。翌三日の日に、其の大物の浦へは京都からお使があると云つて騷ぎ立つた。大納言は此處で斬れとでもいふのかとお聞きになると、さうではなくつて備前の兒島へ配流しろとのお使である。又小松殿からのお手紙がある。文面には、「あゝどうかして、京都附近の片田舍にでもお置き申したいと思つて、あれ程までに父に申した事が、聞かれなかつたのは面目ない話です。しかしお命だけは、貰ひ受けました。其の點は御安心下さい」とあつて別に護送の武士の難波の所へも、「よくお世話を申すんだよ、注意してお氣に背くやうな事

(1)大物の浦　今の兵庫縣尼ケ崎市内の一部に當る。阪神電車の大物の停留驛がある。今は海岸まで一里程もあるが往時はあの邊がもう海岸だつたのだ。

(2)備前の兒島　今の兒島半島の一部である

はするな」など仰やつてお遣りになつた上、大納言の旅行用品やなんか小さな事にまで心を配つて指圖して送り屆けられた。

新大納言は、さしも忝う思し召されつる君にも離れ參らせ、束の間(1)も去り難う思はれける北の方、をさなき人々にも、皆別れ果てゝ、こは何地へとて行くらむ、再び故郷に歸つて、妻子を相見むこともありがたし。一年山門の訴訟(2)によつて、已に流されしをも、君惜ませ給ひて、西の七條より召し返されぬ。されば是は君の御誡にもあらず、こは如何にしつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲めどもかひぞなき。

 新大納言は、あれ程まで難有い思召を下された法皇にもお離れ申し、ホンの暫くの間も別れてゐたくない氣のする夫人やお小さいお方々にも、皆引別れてしまつて、これはまア何處をあてにゆく旅であらう。恐らく二度と生れ故郷の京都へ歸つて妻子の顏を見ることもあるまい。前年も叡山からの訴訟があつて、既に流罪になる處だつたのを、法皇樣は別れたくなく思召して、西の七條からお召し還しになつた。だから今度の流刑はお上の御懲罰でもない、これはまアどうした事だらうと、天を振仰いだり地べたに伏轉んだりして、お泣き悲みになつたが、どうしやうもない。

明けゝれば(1)、船押し出して下り給ふに、道すがらも只涙にのみ咽んで、ながらふべしとは覺えねども、さすが露の命は消えやらず、跡の白波隔つれば、都は次第

(1) 束の間　一瞬間。束は四指を揃へて握つただけの長さで、上代にはこれが尺量の單位であつた。隨つて束の間とは最短時間の示數である。

(2) 一年山門の訴訟　嘉應元年、成親が尾張守だつた時、其目代右衛門尉政友が延暦寺配下の平野社神官と爭うて禁獄したので延暦寺から朝廷に强訴し成親は爲に備後に流されんとしたが其就刑前特に赦されて本官に復したことをいふ。

(1) 明けゝれば　四日である。

に遠ざかり、日數やう／＼重れば、遠國は既に近きぬ。備前の兒島に漕ぎ寄せて、民の家のあさましげなる柴の庵に入れ奉る。島のならひ、後は山、前は海、磯の松風、浪の音、何れもあはれはつきせず。

新釋 夜が明けると、船を押出して愈々お下りになるにつけて、道々も只もう泣きの涙に咽んでばかりいらつしやつた。これではとてもお命は保つまいと思はれたが、さうはいふもの〻露の命は消え果てもせず、段々あとへあとへと幾重もの白波を隔て〻行くに隨つて京都へは遠くなり、旅の日數が段々重なり加はるに隨つて、遠流の目的地は最早近くなつて來た。備前の兒島に漕ぎ寄せて、粗末な民家にお入れ申上げる。島の通例として後には山脚が近く延び、前には海の波が鞺鞳と打寄せてゐる。海岸の松並木に音する風、浪の響、何れにしても哀感は盡きなかつた。

八、阿古屋の松

凡新大納言一人にも限らず、警めを蒙る輩おほかりき。近江の中將入道れんじやうは佐渡の國、山城の守もと兼は伯耆の國、式部の大輔雅綱は播磨の國、そう判官信房は阿波の國、新平判官資行は、美作の國とぞきこえし。

【新解】此の時には新大納言一人だけではなく、大抵の關係者は刑罰に處せられる者が多かつた。近江の中將入道蓮淨は佐渡の國へ、山城守基兼は伯耆國へ、式部大輔雅綱は播磨國へ、宗判官信房は阿波國へ、新平判官資行は美作國へ流されるのだといふことであつた。

折節入道相國は、福原(1)の別業(2)におはしけるが、同じき二十日(3)の日、攝津の左衛門盛澄を使者にて、門脇殿のもとへ、「それに預け置き奉つたる丹波少將を、急ぎ是へたべ。存ずる旨あり」と宣ひ遣されたりければ、宰相、「さらば、只ありし時とも斯うもなりたりせば如何にかせむ。再び物を思はせむずることの悲しさよ」とて、急ぎ福原へ下り給ふべき由宣へば、少將泣く〳〵出でたゝれけり。

【新解】ちやうど其の時分、入道太政大臣は、福原の別莊の方においでに成つたが、其の月の二十日に、攝津の左衛門盛澄を門脇宰相教盛の所へ使に出して、「そちらへ預けておいた丹波少將を直ぐにこちらへよこして下さい、考がありますから」と仰しやつてお遣りにな

(1)福原・兵庫縣武庫郡にあつた。清盛の別業があつたのを今の兵庫岡方、長田尻附近であつたらうといふ。

(2)別業・別莊といふのと同じこと。支那での慣用語だ。

(3)二十日・こゝに二十日とあるのは問題である。百練抄に依ると成經は二日に既に父と共に處分せられてゐる。

やうである、但し官位の褫奪は公卿補任に十八日とあるから、暫く疑問としておかう。
(4)攝津の左衛門盛澄　攝津守で左衛門の佐たる平盛澄であらう。

つたので宰相は聞いて、「こんな事に成るのだつたら、いつぞやの時にどうなりと成つて了つた方がよかつた。さうなれば結句仕方がないと諦めもついたらうが、なまじ命ごひなんかして今更又みんなにつらい思ひをさせるのが悲しい」と云つて歎きつゝも「急いで福原へお下りになるやうに」と少將に仰しやると、少將も涙ながらに出て行かれた。

北の方以下の女房達は、「かなはざらむもの故に、尙も宰相のよき樣に申させ給へかし」と歎かれければ、宰相、「存ずる程の事をば申しつ。今は世を捨てむより外、又何事をか申すべき。假令何處の浦にもおはせよ、わが命のあらむかぎりは、訪ひ奉るべし」とぞ宣ひける。少將は、今年三つになり給ふをさなき人のおはしけれども、日比は、若き人にて、君達などのことをば然しもこまやかにも在せざりしかども、今はの時にもなりぬれば、さすが懷かしうや思はれけむ、「幼きものを今一度見ばや」と宣へば、乳母抱いて參りたり。少將膝の上におき、髮かきなで、淚をはら／＼と流いて、「あはれ汝七歲にならば、男になして、君へ參らせむとこそ思ひしに、されども今はいふかひなし。若し不思議に命生きて生立ちたらば、法師になつて、我後の世をよくとぶらへよ」とぞ宣ひける、未いとけなき御心に、何事をか聞き分き給ふべきなれども、打ちうなづき給へば、少將を始めたてまつつて、母上、乳母の女房、その座に幾らも並み居給へる人々、心あるも心なきも、皆袖をぞぬらされける。

新譯　少將夫人や女中たちは、「さても駄目でせうが、でも、もう一度何とかよいやうに頼んで下さればいゝのに」と宰相に泣きつかれると、宰相に「もう云ふだけの事は云つた、此上は自分が身を退いて遁世でもする外に、何も云ふ事はないのだ。よし何處の涯岸に居られるにもせよ、私が存命でゐる間は、お世話申上げる」と仰やつた。少將には今年ちやうどお三つのお小さいお子様がいらつしやつたけれども、平生はまだお年若の事とて、お子達やなんかの事は、そんなに御濃情でもなかつたが、いよいよこれが最後の別れといふ時ともなつたので、何と云つても懷かしいお氣がしたか、「小さい者の顏を今一度見せて吳れ」と仰やつたので、乳母が直ぐ抱いて參つた。すると少將は、其のお子さまを膝の上へ載せて頭を撫でゝ、淚をハラハラと流して、「あゝお前が七つになつたら、元服させて、法皇のお側へ御奉公に差出さうと思つてゐたのに！、しかし今となつてはそんな事を云ふだけ駄目だ。若し仕合せと存命でゐて大きくなつたら、坊主になつて私の後生をよくとむらつておくれ」と仰やつた。まだ頑是ない御心に、何の聞分けもある筈はないが、さう云はれてお頷きになつたので、少將を始めとして、母君や、乳母や、其場に幾人も並んでいらつした人たちは、同情心のある者も、又わけのわからない者も、皆淚で袖をぬらされた。

福原の御使、今夜鳥羽まで出でさせ給ふべきよしを申す。少將「幾程も延びざらむもの故に、今宵ばかりは、都の内にて明さばや」と宣へども、如何にも叶ふまじきよしを、頻に申しければ、力及ばず、その夜鳥羽へぞ出でられける。宰相あまりの物憂さに、今度は乘りも具し給はず、少將ばかりぞ乘り給ふ。同じき廿二

日、少將福原へ下り着き給ふ。入道相國、備中の國の住人妹尾の太郎兼康に仰せて、備中の國へぞ流されける。兼康は宰相のかへり聞き給はむずる所を恐れて、いたう嚴しうも當り奉らず。道すがらやう〳〵にいたはり參らせけれども、少將少しも慰み給ふこともなく、夜晝只佛の御名をのみ唱へて、偏に父の事をぞ祈られける。

新釋 福原から來たお使は、今夜の中に鳥羽までお出になるやうにと申上げる。少將は聞いて「幾らも時間は延びないんだから、今夜だけは此の京都で明かしたいが」と仰つたけれども、使者の盛澄は、「いや、どうしてもそれはいけません」と頻に申したので、是非なく其の晩に鳥羽へ出られた。宰相はあんまりの不愉快さに、今度は一所に乘つておいでにも成らないので、少將だけがお車に召される。二十二日になつて福原へお着きになる。入道太政大臣は、備中の國に住んでゐる妹尾太郎兼康に命令して、少將を備中國へお流しになつた。兼康は宰相がお聞きになつての思はくを憚つて、そんなにひどくはお當り申さず、道々色々といたはり申上げたが、少將の心持は少しも慰まないで、夜も晝も御佛の名前ばかり唱へて、只もう父君の御無事ばかりを祈られた。

さる程に新大納言成親の卿は、備前の兒島におはしけるを、是は猶船つき近うて惡しかりなむとて、他へわたし奉り、備前備中の境、庭瀨の鄕(1)、吉備の中山(2)有木の別所といふ山寺(3)に置き奉る。それより少將の在しける備中の妹尾(4)と、

(1) 庭瀨鄕　今の岡山縣吉備郡の東南端、足守川の左岸に位する所

有木の別所との間は、僅五十町に足らぬ所なれば、少將、さすが其方の風も懷かしうや思はれけむ、ある時兼康を召して、「是より故大納言殿の御渡あるなる有木の別所とかやへは如何程あるぞ」と問ひ給へば、兼康、すぐに知らせ奉つては惡しかりなむとや思ひけむ、「片道十二三日候ふ」と申しければ、其時少將、涙をはら〳〵と流いて、「日本昔三十三箇國にてありしを、中比六十六箇國には分けられたンなり。といふ備前・備中・備後も、本は一國にてありけるなり。又東に聞ゆる出羽(5)陸奧の國も、昔は六十六郡が一國なりしを、十二郡に割き分つて後、出羽の國とは立てられたンなり。されば實方の中將(6)、奧州へ流されし時、當國の名所あこやの松(7)を見むとて、國の内を尋ね廻るに、求めかねて、既に空しう歸らむとしけるが、道にて或老翁に行きあひたり。中將『や、御邊はふるい人とこそ見れ。當國の名所あこやの松といふ所や知りたる』と問ふに、『全く國の内には候はず、出羽の國にぞ候ふらむ』と申しければ、『さては汝も知らざりけり。今は世末になりて、國の名所をも、はや皆呼び失ひけるにこそ』とて、既に過ぎむとし給へば、老翁、中將の袖をひかへて、『あはれ君は、

　みちのくのあこやの松に木がくれて出づべき月のいでもやらぬか

といふ歌の意を以て、當國の名所、あこやの松とは御尋ね候ふか。それは昔兩國

に庭瀬町がある、山陽線の停車塲所在地である。庭瀬郷は此の邊一帶の地方を指す。庭瀬町は兒島灣の舊要害であつたから、成親は恐らく最初此處にゐたものであらう。

(2)吉備中山。同郡眞金郡大字宮内にある、有名な吉備津神社の後方山地である。

(3)有木の別所といふ山寺。中山社域の一部。

(4)備中の妹尾、岡山市の西南約一里、岡山縣都窪郡にある町。足守川と笹瀬川との間に當つてゐる。

(5)出羽。今の山形縣の管轄たる羽前羽後二國を元は出羽國と稱した。

(6)實方の中將、藤原定時の子である。從四位上、左近衞中將まで昇進して、歌才を認められたが、嘗て一條帝の御時に行成卿と口論

が一國なりし時、詠み侍りし歌なり。十二郡割き分つて後は、出羽の國にぞ候ふらむ」と申しければ、さらばとて、實方の中將も出羽の國に越えてこそ、あこやの松をば見てけれ。筑紫(8)の太宰府より都へ、腹赤の使(9)の上るこそ、徒路十五日とは定めたるなれ。既に十二三日と申すは、是より殆ど鎮西へ下向、ござんなれ、遠しといふとも、備前、備中、備後の間は、兩三日にはよも過ぎじ。近いを遠う申すは、父大納言殿の御わたりあるなる所を、成經に知らせじとてこそ申すらめ」とて、其後は、こひしけれども問ひたまはず。


通釋　其の時分、少將の父君の新大納言成親卿は、備前の兒島にいらつしたが、こゝではまだ港に近くて不都合だらうといふので外へお移しする事になつて、備前備中の國境に近い庭瀬郷吉備中山の有木の別所と云ふ山寺にお置き申上げる。其處から少將のいらつした備中の妹尾との間は、僅五十町にも足らぬ所であるから、少將は何と云つても、父君の事であるからそつちから吹いて來る風までも懷しいと思はれたか、或る時兼康を呼んで、「こゝから父上の大納言殿がおいでになる有木の別所とかへはどの位の道のりがあるか」とお尋ねになると、兼康は正直にお知らせ申しては悪いだらうと思つたかして、「片道で十二三日かゝります」と申したので、少將は涙をハラ〳〵と流して、「日本は昔三十三個國から成立つてゐたのを、中世に成て六十六個國に分けられたんだ。今いふ備前、備中、備後も元は一國だつたんだ。又東の方の國として知られてゐる出羽、陸奥の國なども、昔は六十六郡が一國であつたのを、十二郡に分割してから別に出羽の國を立てられたのだ。

の末笏で、行成卿の頭を打つたので、圓融院の怒にふれ、歌枕を見てまゐれと云つて陸奥守に任ぜられた。長徳四年十一月十二日任國で死んだ、死後、其靈が雀となつて來て臺盤所を離れなかつたといふ。

（7）あこやの松　山形縣南村山郡千歳山にあつた松。

（8）筑紫　今の筑前、筑後の併稱。筑紫といふ語源については古來種々の地名説明説話があるが、多く信じられない。

（9）はらかの使　腹赤魚即ち鯽を京都へ献上に來る使、正月元日の贄として態々筑紫から持つて上るのである。傳說によると、景行天皇が筑紫の長濱にいらつした時に、海人が釣つて差上げたのが本で、聖武帝の天平十五年正月十四日太宰府より奉つて以來恒例となつた。

のであると云ふ。鮭に似てゐて肉が赤いから腹肉の赤い魚と云ふ意味で、腹赤と稱へるのである。

それで實方中將が、奧州へ流された時に、其の國の名所の阿古耶の松を見たいと思つて、國中を探し廻つたが、尋ね當らないので、もう一寸の事で無駄に歸らうとするところだつたが、不圖其の途中で一人の老人に出あつた。中將が「やア君は古い事を知つてる人らしい。若しか、此の國の名所の阿古耶の松のある所を知りませんか」と尋ねると「此の國の中には全然ありません、出羽の國でせう」と申したので「ぢやアお前も知らないのだ、もう世が末になつたものだから、一國の名所も皆忘れ去られたのに違ひない」と嗟歎して、今やもう其處を通り過ぎようとされた時に、老人は中將の袖を引きとめて「あゝあなたは

みちのくの阿古耶の松にこがくれて出づべき月の出でもやらぬか

といふ歌の意味に據つて、此の國の名所の阿古耶の松とは何處だと云つてお尋ねになつてるんですか。あれは昔出羽と陸奧が一國だつた時に詠んだ歌です。十二郡を分割してからは出羽の國になつてるでせう」と申したので、それではといつて實方の中將も出羽の國へ越えて阿古耶の松を見物したと云はれてゐる。九州の太宰府から京都へ腹赤の使が上京するのには、陸路を歩いて十五日の行程と定められてるのだ。だから既に十三日といへば、こゝから殆ど九州へ行ける位の日數だ。いくら遠いたつて、備前、備中、備後の間なら二三日とはまさかかゝるまい。近い所を遠いやうに云ふのは、父大納言殿のいらせられる所を、この成經に知らすまいとてであらう」と仰しやつて、それからは、父君戀しいとはお思ひになつたが、お尋ねには成らなかつた。

九、新大納言の死去

さる程に、法勝寺の執行俊寛僧都、丹波の少將成經、平判官康頼、この三人をば①、薩摩潟②、鬼界が島③へぞ流されける。かの島へは都を出て、遙々と多くの波路を凌いで行く所なり。おぼろげにては船も通はず、島には人稀なりけり。おのづから人はあれども、この土の人にも似ず、言ふ詞をも聞き知らず。身には頻に毛生ひつゝ、色黒うして牛の如し。男は烏帽子をもきず④、女は髪もさげざりけり。食する物もなければ、常に只殺生をのみ先とす⑤。しづが山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑をとらざれば、絹帛の類もなかりけり。島の中には高き山あり、とこしなへに火燃え、硫黄といふもの充ち滿てり。かるがゆゑにこそ、硫黄が島⑥とは名づけたれ。雷常に鳴り上り鳴り下り、麓には雨しげし。一日片時、人の命の絶えてあるべき様もなし。

新譯 其の時分に、法勝寺の執行の俊寛僧都、丹波の少將成經、平判官康頼、此の三人を薩摩の海上にある鬼介ケ島へ流された。其の島へは京都を出てから、遙々と長い〳〵海路を凌いで行く所である。大抵な事では船も通はず、隨つて住民も稀少であつた。いつの間にか人が渡つて住んではゐるが、着物を着てゐないから、内地人のやうではなく、

（1）三人をば流されける。俊寛、成經、康頼の三人を同時に流したといふ確證は見つからない。百練抄に依ると、成經は六月一日に父成親及西光法師等と共に逮捕されて西八條邸に監禁され、翌二日成親は備前に送られ、其翌三日を以て俊寛、康頼等は逮捕され解官されて、後日向國に配流されたとある。そして成經の配流については何の記載もない。公卿補任によると、六月十八日所帯の兩官を解却されてゐて、其註に「父ノ縁座ニ依テ遠島ニ赴ク也」とある。

（2）薩摩潟　薩摩國前方の海面。

（3）鬼界ヶ島　南西諸

群島の古稱である。長門本平家物語に、鬼界ケ島には十二島あるとして、其の中で内屬してゐるものには、黑島、硫黄ケ島、永良部、沖繩等の五島があると記してゐる所を見ると、主として大隅の大島群島を指してゐるらしい。

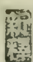
(4)男は烏帽子も着ず　此の一句は當時の内地の風俗を證明するものである。今昔物語、宇治拾遺、著聞集等を見ると、當時平民が一般に烏帽子を着て、朝夕之を離さなかつたことが知られる。

(5)常に只殺生をのみ先とす　現在でも孤島の住民は多く、漁獵を以て生業としてゐる。

(6)硫黄ケ島　「島の中には高き山あり、とこしなへに火燃え、硫黄といふもの充ち滿てり、かるが故にこそ硫黄ケ島と名づけたれ、雷常に鳴り上り鳴り下り、

言ふ言葉も何が何やら聞取れない。身體には毛が密生してゐて、色はとふと眞黑で牛同樣である。男は烏帽子も着ず、女は髮をぐる〳〵巻にしてゐた。食べる物とてもないので平常只殺生ばかりをしてゐる。田を耕すといふ事もしないから、米穀類もなく、畑の桑の葉を採取して養蠶する術も知らないから、絹帛の類もなかつた。島の中には高い山があつて、いつまでも火が燃え續き、硫黄といふ物が充滿してゐる。だからこそ硫黄ケ島と云ふ名もついたのだ。雷鳴が絶えず起つて、下から鳴上つて來るかと思ふと、又上から下へ鳴り下つて行き、山麓には頻に雨が降つた。こんな所にぢつとしてゐたんでは、それこそ一日も片時も人の命が保たれう筈はなかつた。

新大納言は、少しくつろぐこともやと思はれけるが、子息丹波の少將成經以下三人、薩摩潟、鬼界が島へ流されぬと聞きて、今は何をか期すべきとて、出家のこゝろざし(7)の候ふよしを、便につけて、小松殿へ申されたりければ、法皇へ伺ひ申して、御免ありけり。榮花の袂を引きかへて、うき世をよそに墨染の袖(8)にぞやつれ給ひける。


新大納言は、これからは少し氣がゆつくり出來るかも知れないと思ふてゐられたが我が子の丹波少將を初めとして三人の者が薩摩の海上の鬼ケ島へ流されたと聞いて、もう此の上は何も期待することはないと云つて、出家したいと存じますとの旨を好便のあつた時に小松殿まで申してお上げに成つた。それで其の事を法皇にお伺ひ申し上げると、お許しになつたので、今まで榮耀榮華を極めてゐられた時分の錦の袂とは引きかへて、其の

麓には雨しばし云々」と云ふ記載は、硫黄ケ嶽噴火當時の實狀を語るものである。高さ二三三一尺、今も多量の硫黄を産する。

(7)新大納言出家の志。成親出家の事は百練抄にも愚管抄にも出てない、只公卿補任には死去の事を書いた後に「先レ是出家」とあるのみだ。

(8)墨染の袖。法衣の色は黑色であるから、墨色に染めたものゝ意味で、墨染の衣とも袖ともいふのである。

(1)源左衛門尉信俊。左衛門の尉官たる檢非違使尉源信俊。

(2)有木の別所。有木は、前にも出てゐたが、こゝで註して置く。吉備の中山の山中にある地で、藤原經衡の歌に

後は俗生活を脫離した出家生活に歸して、眞黑な見すぼらしい法衣姿に身なりを改められた。

さる程に、大納言の北の方は、都の北山、雲林院の邊に忍びておはしけるが、さらぬだに住みなれぬ所は物憂きに、いとゞ忍ばれければ、過ぎ行く月日をあかしかね、暮し煩ふ樣なりけり。宿所には女房・侍多かりけれども、或は世を恐れ、或は人目をつゝむ程に、問ひとぶらふ者一人もなし。されどもその中に、源左衛門の尉信俊(1)といふ侍一人、なさけあるものにて、常にとぶらひ奉る。或時北の方、信俊をめして、「實や、是には備前の兒嶋におはしけるが、この程聞けば、有木の別所(2)とかやにおはすなり。あはれ如何にもして、はかなき筆の跡をも奉り、御返事をも今一度見ばやと思ふはいかに」と宣へば、信俊、淚をはらはらと流いて、「我幼少の時より、御憐を蒙つて召し使はれ、片時も離れ參らせ候はず。召され參らせし御聲の耳に留り、いさめられ參らせし御言の肝に銘じて、忘るゝことも候はず。西國へ御下り候ひし時も、御供仕るべう候ひしかども、六波羅より許されなければ、力及び候はず。假令今度は、如何なる憂き目にも遭ひ候へ、御文賜つて參り候はむ」と申しければ、北の方なのめならず悅び、やがて書いて賜びける。若君、姬君も面々(3)に御文あり。信俊この御文どもを賜つて、遙々

も、「祈ることしるし有木の山なればちとせの椿のたのもしき哉」又、栖盛永の歌にも有木の名が出てゐる、有木の別所といふは吉備津社の東方、西田邊村香々美二村の界にある、祝部有木氏の居た所である。

(3)面々　各々、銘々。

と備前の國有木の別所へ尋ね下り、先づ預の武士難波の次郎經遠に、案内を言ひ入れたりければ、經遠志のほどを感じて、やがて御見參に入れてけり。

【新釋】其の時分、大納言夫人は、まだ京都の北郊雲林院附近に身を潜めておいでになつたが、それでなくてさへ住み馴れない所といふものはイヤなものだのに、其の上世間晴れて出て歩けないお身の上だつたから、過ぎてゆく月日を一層明かしかね、暮らし惱んでおいでになるお氣の毒な狀態であつた。お邸には曾て女中も武士も大勢居たのだつたが、或は世間を恐がり、或は人目を憚かつてばかりゐて、お尋ね申しに來る者は一人もなかつた。しかし其の中に、左衛門尉源信俊といふ一人の武士だけは、同情のある人間で、しよつちうお尋ね申上げる。或る時も尋ねて行くと、大納言夫人は此の信俊を側近くお呼びになつて、「何でも人の話では、うちの殿樣は備前の兒島においでに成つたのが、此の頃は有木の別所とかにいらつしやるのださうだ。それで、どうかして、一寸した手紙でも差上げて、もう一度せめてお返事だけでも見たいと思ふが、どんなもんでせう」と仰せられたので、信俊は聞くと等しく涙をハラ〳〵と流して、「私は子供の時分から御愍憐を被りまして、お側に御奉公致し、片時もお離れ申したことは御座いませんでした。今でも殿樣が私をお呼びになるお聲が耳に殘り、お叱りになつたお言葉が肝に彫りつけられてゐるやうで、忘れるヒマも御座いません。西國へお下りになりました時も、お供したいと存じましたが、六波羅からの許可がなかつたので、殘念乍らどうする事も出來なかつたのです。今度は假令どんなつらい目に遭ひませうとも、お手紙を頂いて持つて參りませう」と申上げた。すると夫人は非常にお喜びになつて、直ぐにお手紙を書いてお渡しになつた。若君や姫君も御銘

々にお手紙をお書きになる。信俊はそれ等のお手紙を受取つて、遙々と備前の國の有木の別所へ尋ねて行つて、先づ監視役の武士難波次郎經遠に、案内を頼んだところが、經遠も信俊の忠志を感じて直ぐに逢はせてくれた。

大納言入道殿は、只今しも都の事をのみ宣ひ出して、歎き沈むでおはしける所に、「京より信俊が參つて候ふ」と申しければ、大納言起き上つて、「如何にやいかに、夢かや現か、是へ是へ」とぞ宣ひける。信俊御側近う參つて、御有樣を見奉るに、先づ御住居所の物憂さはさることなり、墨染の御袖を見奉るに、目もくれ心も消え果てゝ、涙も更に止らず。稍あつて涙をおさへて、北の方の仰蒙つし次第こまぐ〵と語り申し、其後御文取り出でて奉る。之をあけて見給ふに、水莖の蹟(1)は涙にかきくれて、そこはか(2)とは見えねども、稚き人々の餘に戀ひ悲み給ふ有樣、我身も盡きせぬ物思に、堪へ忍ぶべうもなしなど書かれたれば、日比の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給ひける。かくて四五日も過ぎしかば、信俊是に候ひて、御最後の御有樣をも見參らせむと申しければ、預りの武士、如何にも叶ふまじき由を申す間、大納言、「幾程も延びざらむもの故に、只疾う歸れ」とこそ宣ひけれ。「我は近う失はれむと覺ゆるぞ。此世になき者と聞かば、我後の世を能く弔へよ」とぞ宣ひける。御返事書きてたうばりければ、信俊之を賜はつて、又こ

(1)**水莖の蹟**　水莖とは筆のことである。墨汁をたゞ浸す莖狀の物だから云ふのであらう。即ち水莖の蹟とは筆蹟である。

(2)**そこはか**　「其處ハ彼」である。其處には何と書いてあるかボンヤリしてゐてわからぬ意。

そ參り候はめとて、暇申して出でければ、「汝が又來む度を待ちつくべしとも覺えぬぞ。餘に名殘惜しう覺ゆるに、しばし、〳〵」と宣ひて、度々呼びぞ返されける。さてしもあるべき事ならねば、信俊涙を抑へつゝ、都へ歸り上りけり。

新擇　大納言入道は、今も今とて、京都の事ばかり仰やり出して、悲歎に沈んでいらつした所へ、「京都から信俊が參りました」と聲をおかけ申すと、大納言はムクリと起上つて、「どうした事だ、それは本當か、夢ぢやないか、さア早く此處へ、此處へ」とイソイソして仰やつた。信俊がお側近く參つて、お有樣をお見上げ申すと、先づいらつしやる所の情さは當然としても、黒染の法衣姿を拜見しては、目先が眞暗になり氣が滅入つて了つて、拭くあとからあとから涙は少しも流れ止まないのだつた。暫くしてから、漸く涙を押さへて、奥方のお賴みを受けた始末を、細々とお話し申してから、お手紙を出して差上げた。大納言はそれをあけて御覽になると、お書きになつてある文面は、涙の爲にボンヤリとなつて、何を書いてあるのかよくは見定められないが、小さい子供たちがあんまり戀しがつて泣き悲まれるので、其れを見てゐる自分も、盡きる間もない物思ひに迫られて、居ても立つてもたまらない氣がしますなどとお書きになつてあるので、こちらでも毎日京都を戀しくつて堪らない氣がしてゐたが、妻子の悲みに比べると問題ではなかつたとお悲みになつた。其のうちに四五日たつたので、「信俊も此處に居りまして、御最期の有樣もお見届け申して歸りたいと思ひます」と申したが、監視役の武士が、どうしてもそれはいけないと云ふので、大納言は、「お前の親切は嬉しいが、幾ら言つて見ても延ばして呉れる時日には知れてゐるから、それよりは早く歸れ」と仰やつた。そして「私は近々に殺されるだらうと

思ふ。若し死んだと聞いたら、後世をよく弔うておくれ」と仰やつた。お返事を書いてお渡しになつたので、信俊はそれを頂いて、「それでは又參りませう」と云つて、お暇乞をして出かけると、大納言は、「イヤ、お前が又やつて來るまで待つて居られようとは思はれない。あんまり名殘惜しいから、もう暫く、もう暫く」と仰やつて何度もお呼びかへしになつた。しかしいつまでもそんな事をしてゐられないから、信俊は思ひ切つて涙を押さへて、都へ歸つて行つた。

北の方に御返事取り出でて奉る。之をあけて見給へば、はや御樣變へさせ給ひたりと思しくて、御文の奥に御髪の一ふさありけるを、二目とも見給はず、かたみこそ(1)今は中々あだなれとて、引きかづいてぞ伏し給ふ。若君、姫君も、聲々にをめき叫び給ひけり。

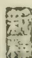
通釋　歸りついて、大納言夫人に其のお返事を出して差上げる。夫人があけて御覽になると、もう早お姿をお變へになつたと思はれて、お手紙の奥に御髪の毛が一房卷込んであつたのを、もう二目とも御覽にならないで、なまじなまなかお形見が却つてうらめしいと仰やつて、お召物を引つかついで、お泣伏しになる。若君も姫君もオイオイと聲を放つてお泣叫びになつた。

さる程に、同じき八月十九日、大納言入道殿をば、備前・備中の界、庭瀬の郷、吉備の中山、有木の別所にてぞ遂に失ひ奉る(1)。その最後の有樣、やうやうにぞ聞えける。始は酒に毒を入れて參らせけれども、叶はざりければ、二丈ばかりあ

(1)かたみこそ云々　伊勢物語に「かたみこそ今はあだなれこれなくば忘るる時もあらましものを」とある。中々は「なまじひ」の意。

(1)八月十九日失ひ奉る　此の日附は變だ、百練抄には「七月九日

りける岸の下に菱をうゑて②、突き落し奉れば、菱に貫つてぞ失せられける。むげにうたてき事どもなり。例少うぞきこえし。北の方此由を傳へ聞き給ひて、「あはれ如何にもして、變らぬ姿を今一度見もし見えばやと思ひてこそ、今日まで樣をかへざりつれ。今は何にかはせむ」とて、菩提院③といふ寺におはして、御樣をかへ、形の如く佛事營み給ふぞ哀なる。この北の方と申すは、山城の守あつかた④の女、後白河の法皇の御思人、ならびなき美人にておはしけるを、此大納言ありがたき御寵愛の人にて、下し賜りたりけるとかや。若君、姫君も、面面に花を手折り、あかの水⑤をむすんで、父の後世を弔ひ給ふぞ哀なる。かくて時移り事去りて、世の變り行くありさまは、只天人の五衰⑥に異らず。


さうかうするうちに、其の八月十九日に、大納言入道殿を、前にも云つた備前と備中の國境庭瀨郷の吉備中山にある有木の別所でお殺し申上げた其の御最後の時の有樣が段々世間に漏れ聞えた。何でも最初は酒の中へ毒を入れて差上げたが、目的を達しなかつたので、二丈ばかりもある高い斷崖の下へ菱形の木を植ゑ列べて、其の上へお突落し申し上げると、到頭其の菱形の木に刺貫かれてお死にゝなつたのださうで、實に此上もなくイヤな事實である。あんまり例のない死に方である。夫人は此の事をお聞きになつて、「あゝどうでもして昔に變らぬ丈夫な姿を、も一度互に見せ會ひたいと思へばこそ、今日まで尼にはならないで居たのだが、すべてがもう何にもならなくなつた」と仰やつて、菩提院といふお寺へ行つて、お姿を變へ、式作法の通りに御法事を營んでおいでに成るのは、お氣の

彼の國(備前)ニ薨ズ」とある。又愚管抄には、「備前國ヘヤリテ七日バカリ物ヲクハセテ後サウナクヨキ酒ヲノマセナドシテヤガテ死亡シテケリ」とある。ところが更に公卿補任を見ると「七月十三日難波ニ於テ薨ズ」とある。此の三個の文献は何れも七月に於て死を報告してゐるが、此物語の今少し後を見ると、少將成經が赦に會うて歸る時に有木の別所を尋ねて、父が「安元三年七月二十日出家、同じき二十六日信俊下向」と書殘してあるのを見たといふのだから厄介である。

(2)菱をうゑて。菱がた即ち三稜形に成つた木を、幾つも地上に埋設して置いて、其の上へ突落したのである。

(3)菩提院。不明

(4)山城守あつかた。

敦方である。

(5)あかの水　閼伽の水である。元來閼伽とは梵語で水のことをいふのだから、閼伽の水といつたのでは重言である。

(6)天人の五衰　佛教では、衣服垢穢、頭上花萎、腋下流汗、身体臭穢、不樂本座、之を諸天の五衰相だとして此の五相が現はれたならば必ず死ぬと倶舎論に說いてゐる。

毒である。此の夫人は、山城守敦方の息女で、前には後白河法皇の御寵人として、二人とない美人でいらつしたのを、この大納言が又珍しいほど法皇のお氣に入であつたので、奥方に賜はつたのであるとか云ふ事である。若君や姫君も、銘々に花を折つたり、御佛前へあげる水を汲んで來たりして、父君の後世をお弔ひになるのがいぢらしい。斯うして月日がたつに伴れて、すべての出來事が人々の記憶から忘られて、社會の情勢が轉變して行く有樣は、只もう天人の五衰にソツクリである。

一〇、德大寺嚴島詣

爰に德大寺の大納言實定卿は、平家の次男宗盛卿に大將を越えられて、暫く世のならむやうを見むとて、大納言を辭して籠居しておはしけるが、出家せむと宣へば、御內の上下、皆歎き悲びあへりけり。その中に藤藏人の大夫重兼といふ諸大夫(1)あり。諸事に心得たる人にてありけるが、或月の夜、德大寺殿唯一人、南面の御格子あけさせ、月に嘯いておはしける所へ、藤藏人參りたり。「誰そ」と問ひ給へば、「重兼候ふ」「夜は遙に更けぬらむに、いかに只今何事ぞ」と宣へば、「今夜は月さえ、よろづ心の澄む儘に參つて候ふ」と申す。德大寺殿、「神妙にも參りたり。實に今宵は、何とやらむ心ぼそうて、よに徒然なるに」とぞ宣ひける。

通釋　德大寺大納言實定卿は、平家の次男たる宗盛卿に乘越されて、自分より先に大將に成られて了つたので、暫く世の成行を見ようと云つて、大納言の官職を辭して引籠つておいでに成つたが、急に出家をすると仰やり出したので、お內輪の人たちは、階級の上下に拘らず、皆歎きあひ悲み合つてゐた。其の中に、五位の藏人で德大寺家の諸大夫を務めてゐる藤原重兼といふ者があつた。萬事に心得のある人間であつたが、ある月のよい晩に、德大寺殿が唯一人起きて、南向の座敷の格子を上げさせて、月を仰いで微吟していらつし

(1)藤藏人大夫重兼といふ諸大夫　五位の藏人で、德大寺家の執事を兼ねてゐる藤原重兼

やると、其處へ藤藏人が出て參つた。「誰だ」とお尋ねになると、「重兼でございます」と申上げたので、「もう隨分夜が更けたらうに、何だつて今頃來たのだ」と仰しやると、「今夜は月が冴えて居りまして、見てゐるとジーッと氣が澄んで參りましたので、出て參りました」と申上げる。徳大寺殿は聞いて、「よく參つた、實の處、私も今夜は何だか心細い氣がして、寂しくつて仕方がないのだから」と仰しやつた。

さて昔今の物語どもし給ひて後、大納言宣ひけるは、「つら〳〵平家の繁昌する有樣を見るに、嫡子重盛、次男宗盛、左右の大將なり。やがて三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし。彼も此も次第にならば、他家の人々は、いつ大將に當りつくべしとも覺えず。されば終のことなり、出家せむ」とぞ宣ひける。藤藏人涙をはらはらと流いて、「君の御出家候はゞ、御内の上下、皆惑者となり候ひなむず。重兼こそ此頃珍しき事を案じ出して候へ。譬へば安藝の嚴島をば、平家のみならず崇め敬はれ候ふ。此へ御參り候へかし。彼の社には、内侍とて優なる舞姫數多候ふなれば、珍しく思ひ參らせて、もてなし參らせ候はむずらむ。何事の御祈請やらむと尋ね申し候はゞ、在のまゝに仰せ候ふべし。さて御下向の時、宗との内侍(1)一兩人、都まで召し具せさせ給ひて候はゞ、定めて西八條の邸へぞ參り候はむずらむ。入道何事ぞと尋ね申され候はゞ、ありのまゝにぞ申し候はむずらむ。入道極めて物めで(2)し給ふ人なれば、然るべき計らひもありぬと覺え候ふ」と申しけれ

（1）宗との内侍　主たる内侍、即ち内侍の中の重立つた者。
（2）物めで　僅の事に感心すること。

ば、徳大寺殿、「これこそ思ひ寄らざりつれ。さらばやがて參らむ」とて、にはかに精進始めつゝ、嚴島へぞ參られける。

 それから昔の話や今の話を色々とした後に、大納言が仰しやつたには「段々と平家の繁昌する有樣を見てゐるのに、今のところでは相續人の重盛が左大將で、次男の宗盛が右大將だが、其のあとには直ぐと又、三男の知盛や孫の維盛が控へてゐる。是等の人間が順々に大將に成るとしたら、他家の者はいつに成つたら大將に有りつけるか知れたものでない。さうだとすると、どうせ俺たちは絶望なんたから、出家するときめた」と仰しやつた。藤藏人は、その言葉を聞くと涙をハラハラと流して、「あなた樣が御出家遊ばしたら、御內の者は皆、迷惑致すで御座いませう。それよりかも重兼は最近珍らしい事を考へつきました。早い話が、平家は安藝の嚴島を非常に崇敬されてゐます。あれへ御參詣なさいまし。あのお社には內侍と云つて、上品な舞姫が大勢居りますから、あなた樣がおいでになりましたら、珍しくお思ひ申して、チヤホヤしてお持てなし致すで御座いませう。そしてごん　御祈願でいらつしたのでせうかとお尋ね申しましたら、ありのまゝに仰やいませ。それでお歸りの時には、重立つた內侍を一人二人、此の京都まで伴れておいでになりましたら、きつと其の歸りがけには西八條邸へ參りませう。そして入道が何の用事で來たのだと尋ねられましたら、ありのまゝに答へるでせう。入道は何でもない事を馬鹿に感心して大騷ぎする性分ですから、相當な計ら　もあらうかと思ひます」と申したので、徳大寺殿は「成る程、其處には氣がつかなかつた、ぢやア直ぐに行かう」と云つて、急に精進を始めて嚴島へ參詣された。

（1）神樂　神前で奏する我國上代風の歌舞。歌を主として、笏拍子で節調を取り、琴笛篳篥を伴奏する。元來夜間に奏するのが本式であるが、後世は晝間之を奏するに至つた。

（2）風俗　風俗歌である。雅樂の一種、古くから諸國にある民謠で國ぶり即ちローカルカヲーが現れてゐるのを面白がつて貴族がうたつたのが、やがて雅樂に入つたのである。

（3）催馬樂　これも歌を以て主とする雅樂の一種。俗歌の中で特に節調の面白いものを採入れて、笏拍子、琴、箏、琵琶、笙、篳篥、横笛と七種の樂器で囃す。少くとも貞觀以前

實にも優なる舞姫共多かりけり。「抑當社へは、我等が主の平家の公達こそ御參り候ふに、是こそ珍しき御參にて候へ」とて、宗との內侍十餘人、夜晝附き添ひ參らせて、やう／＼にもてなし奉る。さて內侍ども、「何事の御祈請やらむ」と尋ね候へば、「大將を人に越えられて、その祈の爲なり」とぞ宣ひける。一七日御參籠あつて、神樂①を奏し、風俗②催馬樂③うたはる。其間に、舞樂④も三箇度までありけり。さて御下向の時、宗との內侍十餘人、船を仕立てゝ一日路送り奉る。德大寺殿、「餘に名殘惜しきに、今一日路、今二日路」と宣ひて、都まで召しぐさせ給ひ、德大寺の邸へ入れさせおはしまし、やう／＼にもてなし、樣々の引出物⑤たうび、歸されけり。

【新釋】成る程、行つて見ると優雅な舞姫たちが大勢ゐた。そして、「此のお社へは、いつも私たちの主人の平家の若紳士ばかりしかおいでに成りませんのに、珍しいお方の御參詣でいらつしやいますこと！」と云つて、重だつた內侍が十人餘りも、夜も晝も附きゝりで段々と御歡待申上げる。そして豫期の通り「それにしても何の御願懸でいらつしやいますの」とお尋ね申したので、德大寺卿は「人に大將を乘越されたもんだから、今度こそは取損はぬやうにと思つて、其の御祈禱に來たんですよ」と仰やつた。一週間お籠りになつて、お神樂をあげ、風俗歌や催馬樂を內侍たちの前で歌つて聞かせられた。又其の間に三度まで舞樂のお催にもあつた。扨いよいよお歸りといふことになると、重立つた內侍たちが

からあつたものらしい。名の起源は分らない。五説ばかりあるが、何れも首肯するに足るものはない。

（4）舞樂　雅樂の中で舞踏を主とするもの。特に舞臺、樂屋を造つて奏する。文舞、武舞、平舞、走舞等の區別がある。

（5）引出物　何か催しをして人を會した場合に出す贈り物である。もとは馬を引出して贈り物にした事から來てゐる。引物とも云ふ。後に民間で慶弔の會合に來集した客の本膳に添へて供する菓子を、引菓子といふのは其の遺風である。

（1）王城　（王の居城市、即ち京都）

（2）德大寺殿を左大將に　實定卿の權大納言

十人餘り船の支度をさせて、海路一日行程だけお送り申上げる。德大寺卿は、「折角なじみになつて、これで別れるのはあんまり名殘惜しいから、もう二日ばかり一緒につきあつて下さい」と仰やつて、到頭京都まで引張つておいでになつて、御自分のお邸へ伴れ込んで段々と厚遇した上で色々のプレゼントまで遣つておかへしになつた。

内侍ども、「遙々是まで上りたらむずるに、いかでか我等が主の平家へ參らであるべき」とて、西八條殿へぞ參じたる。入道やがて出で合ひ、對面し給ひて、「いかに内侍共は、只今何事の列參ぞや」と宣へば、「德大寺殿の嚴島へ御參り候ふ程に、我等が船をしたてゝ、一日路送り參らせて、それより暇申しければ、德大寺殿、さりとては名殘惜しきに、今一日路、今二日路と仰せられて、是まで召し具せられて候ふ」と申す。入道、「德大寺は、何事の祈請に嚴島へは參られけるやらむ」と問ひ給へば、「大將を人に越えられて、その祈の爲とこそ仰せ侍りつれ」と申しければ、其時入道大に打ちうなづいて、「王城（1）にさしもあらたなる、靈佛・靈社の幾らもましますをさし置いて、淨海が崇め奉る嚴島へ、遙々と參られけるこそいとほしけれ。それ程まで切ならむ上は」とて、嫡子重盛、内大臣の左大將にておはしけるを辭せさせ奉り、次男宗盛、大納言の右大將にておはしけるを越えさせて、德大寺殿を左大將に（2）ぞなされける。あはれ賢きはからひかな。新大納言もかやうの謀をばし給はで、よしなき謀反起して、我身も子孫も、滅びぬるこそうたて

還任は安元三年（治承元）三月五日であるが、左大將になつた日は治承二年であらう。日は明白でない。

けれ。

新釋 內侍たちは德大寺邸を出ると、「折角こゝまで遠い所を來たんだから、御主人の平家のお邸へ寄つて行かないつて法はないわ」と云つて、西八條邸へ參つた。入道は直ぐに應接室へ出てみんなに會つて、「一體お前たちは何だつて今頃お揃ひでやつて來たんだ」と仰やると、「いゝえね、德大寺樣が宮島へゐらつしたんでせう、だもんだから私たちがみんなで船を賴んで、一日だけお送りして、お別れの御挨拶をすると、德大寺樣つたら、それぢやアあんまり名殘惜しいから、もう二日ばかりつきあつてくれと仰やつて、到頭こゝまで伴れられて來たんですわ」と申上げた。入道は聞いて、「それにしても德大寺は何の願懸に宮島三界まで行かれたのだらう」とお尋ねになると、「何でも大將を人に乘越されたから、其のお祈の爲だと仰やいましたわ」と申したので、其の時入道は首を大きく上下に振つて「此の京都には、あらたかな靈佛や靈社がいくらもあるのに、それを差措いて、淨海が崇敬する宮島へ、遙々と參詣に行かれたといふのは感心だ、そんなにまで熱心なのなら」と云つて、相續人の重盛が內大臣の左大將でゐらつしたのを辭職させ、次男の宗盛が大納言の右大將でゐらつしたのを乘越させて、德大寺殿を左大將にせられた。まア何てすばらしい計略だらう。新大納言もこんな計略を用ゐられたらよかつたのに、それをしないで、つまらない謀叛なんか起して、自分ばかりか子孫までも滅亡したのは情ない話であつた。

餘評 突如として此のユーモラスなエピソードが間狂言式に入つて來るので、今までのグルーミーな本筋の心持がこゝでパツと明るく一轉する。清盛といふ人間の性格が果して此の通りであつたか否かは知らぬか、彼のチヤイルデイツシユな、サンチョー總督型の殆ど愚に近いまでの率直な一面を淸盛に見ることを得るのは愉快である。

一一、山門滅亡

さる程に法皇は、三井寺の公顯僧正(1)を御師範として、眞言の秘法(2)を傳受せさせ在します。大日經(3)、金剛頂經、蘇悉地經、此三部の秘經を受けさせ給ひて、九月四日の日、三井寺にて御灌頂(4)あるべき由聞ゆ。山門の大衆憤り申しけるは、「昔より御灌頂、御受戒、皆當山にして遂げさせ給ふ事先規なり。就中山王の化導は、受戒、灌頂のためなり。然るを今、三井寺にて遂げさせおはしまさば、寺を一向燒き拂ふべし」とぞ申しける。法皇は、「無益なり」とて、御加行(5)ばかり御結願ありて、御灌頂をば思し召し止らせ給ひけり。されども御本意なればとて、公顯僧正を召しぐしつゝ、天王寺へ御幸(6)なつて、五智光院を立て、かめ井の水(7)を五瓶の智水(8)と定め、佛法最初の靈地にてぞ、傳法灌頂(9)をば遂げさせおはします。

新釋　其の時分に後白河法皇は、三井寺の公顯僧正をお師匠として、眞言秘密の法を御傳受遊ばされる。大日經、金剛頂經、蘇悉地經と、此の眞言三部の秘法をお受けになつて、九月四日の日に三井寺で御灌頂の式を行はせられるといふ評判であつた。其の事を聞いて

(1)公顯僧正　花山院の皇子清仁親王の曾孫源顯康の子である。

(2)眞言の秘法　眞言宗の秘密の呪法。

(3)大日經　金剛頂經　蘇悉地經と合せて眞言の三部經と稱する。弘法大師が渡唐して惠果から受けて來たものである。大日經は七卷、以下の二經は各三卷である。

(4)灌頂　初めての受戒者に行ふ佛式である四大海水を取りて其頂に灌ぐこれを智水といふとある。要するに佛家のバプテスマで、此て灌頂を受けたものは人に向つてのみ灌頂することが出來る。それで之を傳法灌頂又は受

山門の衆徒が憤慨して申したには、「昔から皇室のお方々の御灌頂や、御受戒は皆當比叡山で行はせられるのが先例である。殊に山王の化導をお授け申したといふのは、受戒灌頂の豫備條件としてである。それだのに若し今度三井寺で灌頂式を行はせられるといふのが本當ならば、只三井寺を燒拂ふばかりである」と申した。法皇は「それはつまらない事だ」と仰やつて、急に御加行だけで三井寺の方は御結願になつて、御灌頂はお思ひ止りになつた。しかし元來の御希望だからと云ふので、公顯僧正をお伴れになつて大阪の四天王寺へ御幸になつて、五智光院をお建てになり、龜の井戸の水を五瓶の智水と假定して日本に於ける佛法最初の神聖な土地で、傳法灌頂の式を御遂行遊ばされた。

山門の騷動を鎭められむがために、三井寺にて御灌頂はなかりしかども、山門には、堂衆⑩學匠⑪、不快の事出で來て、合戰度々に及ぶ。毎度にがくりよ⑫打ち落さる。山門の滅亡、朝家の御大事とぞ見えし。堂衆といふは、學匠のしよじうなりける童の法師になりたるや、若しは中間法師⑬ばらにてもやありけむ。一年金剛壽院⑭の座主、覺尋權僧正⑮治山⑯の時、三塔にけつばんして、夏衆⑰と號して佛に花參らせし者共なり。然るを近年行人⑱とて、大衆をも事ともせず、かく度々の軍に打ち勝ちぬ。

〔通釋〕 山門の騷動を鎭めようと思召すがために、三井寺での御灌頂は無かつたのであるが此の時山門の内部では、中堂衆と學侶僧との間で互に不愉快に思ふ事件が起つて、度々鬪爭した。そしていつでも學侶僧の方が打負かされた。これは山門の滅亡の端緒で、やがて

戒灌頂とも稱する。此の灌頂の式を行ふ時には諸佛放光して其人に得益を被らしめるといふ放光灌頂の一種に屬する。

（5）加行。修行の功を増加すること。傳法灌頂の時の加行は三七日である。

（6）天王寺御幸。後白河法皇が大阪の四天王寺で、文治二年八月公顯から傳法灌頂をお受けになつたことは玉葉にも出てゐるが、治承に天王寺で灌頂をお受けになつた事實は何處にもない。恐らく誤記であらう。

（7）五智光院。四天王寺中の一院。

（8）かめ井の水。四天王寺の境内に今も龜の井戸といふのがある。

（8）五瓶の智水。智水は灌頂する聖水のこと五瓶は地、水、火、風、空また青黄赤白黑を現す

（9）傳法灌頂　灌頂を見よ。
（10）堂衆　下文に「堂衆といふは、學匠の所從なりける童の法師になりたるや、もしは中間法師ばらにてもやありけむ」と見えてゐる。中右記には「今日山ノ大衆、中堂衆ト合戰」とある、根本中堂にゐた者共であらう。
（11）學匠　一本には「學生」とある、中右記には「山上學衆」百練抄には「天台學徒」とある。
（12）がくりよ　學侶
（13）中間法師　賤民と普通との中間に位する階級の者の法師になつたもの。
（14）金剛壽院　比叡山の一院。
（15）覺尋權僧正　左馬守藤原忠經の子。
（16）治山　一山を統治する者、即ち座主の事である。

又國家の御大事だと見えた。此の中堂衆といふのに、學問僧の下についてゐた少年で法師になつたのや、若くは又中間法師どもでもあつたらうか。先年金剛壽院の座主の覺尋權僧正が山を治めておいでに成つた時に、三塔に交代で勤めて、夏衆と呼ばれて佛に花を奉つた者どもである。ところが近年は行人と云つて、それが大衆なんかを問題ともしないで、斯様に度々の鬪爭に勝利を得たのであつた。

堂衆等師主の命を背いて、既に謀反を企つ、速に誅罸せらるべきよし、大衆公家へ奏聞し、武家に觸れ訴ふ。之によつて入道相國院宣を承つて、紀伊國の住人湯淺の權守宗重⑲以下、畿内⑳の兵二千餘人、大衆に差添へて堂衆を攻めらる。堂衆日比は東陽坊㉑にありけるが、之を聞いて、近江の國三箇庄㉒に下向して、數多の勢を率して又登山し、さうい坂に城郭を構へてたてこもる㉓。同じき九月二十日の日の辰の一點に、大衆三千人、官軍二千人、都合其勢五千餘人、さうい坂㉔に押し寄せて、閧㉕をどつとぞつくりける。城のうちより弩㉖發しかけたりければ、大衆、官軍、數を盡して討たれにけり。大衆は官軍を先立てむとす、官軍は又大衆を先立てむと爭ふ程に、心々になつて、はか〳〵しくも戰はず。堂衆にかたらふ惡黨といふは、諸國の竊盜・强盜・山賊・海賊等なり。慾心熾盛にして、死生知らずの奴原なりければ、我一人と思ひ切つて戰ふ程に、今度も又學匠、軍に負けにけり。

(17)夏衆　夏行の衆僧
(18)行人　苦行を事とする者だと云ふ。
(19)湯淺權守宗重　一本には湯淺七郎兵衛宗光とある、兎に角湯淺氏の一族であることだけは確である。湯淺は今の和歌山縣有田郡の第一の都市で、今も湯淺氏の城墟が其處に殘つてゐる。
(20)畿內　京畿とも云つて。京都附近の諸國をいふ。靈龜二年に山城、大和、河內、攝津の外和泉も加はつて五畿內と云つた。
(21)東陽坊　所在不明
(22)近江國三箇庄　同
(23)たてこもる　籠城すること、to be shut up in a fortress
(24)さうい坂　早尾坂だといふ。

新譯　堂衆どもが監督者たる師匠の命令に違背して謀反を企てました、どうか至急に御誅罰下さいますやうにと、衆徒が朝廷へ奏上すると同時に、武官たち一同へも通知して訴へたので、其の結果入道太政大臣が院の御所からの御命令を承つて、紀伊國に住んでゐる湯淺權守宗重以下、五畿內の兵士二千人餘を、衆徒たちに附けて中堂衆を攻撃させられる。中堂衆はそれまで東陽房に集合してゐたが、其の事を聞くと、急いで近江國の三個の庄へ下りて行つて、大勢の兵士を徴集して來て、再び登山し、早尾坂に陣地を構築して籠城した。其の月二十七日の午前八時に、衆徒三千人、官軍二千人餘、兩方合　て五千餘人の勢力で早尾坂に襲撃して鬨の聲をドツと揚げた。するとそれと見て、敵の堡塁からは盛んに弩で敵射したので、衆徒軍も官軍も無數の死傷者を出した。それで衆徒の方では官軍を先へ進ませようとするし、官軍の方でも亦、衆徒の方を先へ遣らうとして爭ふものだから、軍の統一がなくなつて、どちらもロクに氣を入れて戰はうともしない。ところが之に反して中堂衆の味方についてゐる悪黨と云ふのは、諸國の竊盜とか强盜、山賊、海賊などで、何れも慾心の盛んな、命知らずの者どもばかりであつたから、自分一人きりのつもりで思ひ切つて奮戰したので、今度の戰鬪にも亦學僧側の方が敗戰した。

其後は山門いよいよ荒れ果てゝ、十二せんしゆ㉗の外は、止住の僧侶稀なり。谷々のかうゐん㉘まめつして、堂々の行法もたいてんす。修學の窗を閉ぢ、坐禪の床を空しうせり。四教五時の春の花㉙もにほはず、三諦即是の秋の月㉚も曇れり。三百餘歲の法燈をかゝぐる人もなく、六時㉛不斷の香の煙も絕えやしにけむ。堂

舍高く聳えて、三重の構を青漢の内に挿み、棟梁遥に秀でゝ、四面の椽を白霧の間に懸けたりき。されども今は、供佛を峯の嵐にまかせ、金容を紅瀾に濕し、夜の月燈を揭げて、軒の隙より洩り、曉の露珠を垂れて、蓮座の裝をそふとかや。

新譯　それからは山門も益々荒廢して、西塔院　十二禪衆の外には、殘り留つてゐる僧侶も稀である。谷々の坊で開く講演會も跡を絶えて、お堂お堂でする法事も中止の姿である。學問所の窓もしめたまゝなら、座禪の床もガラあきである。所謂四教五時の春の花も匂はず、三諦即是の秋の月も曇つてゐる。三百餘年續いた法燈を誰あつて揭げるものもなく、日がな一日絶えた間もない香の煙も今は絶え果てゝ了つたのか、今まではお堂が高く雲に聳えて、三重の高層建築が青空の中まで突込み、棟はずつと遠くまで秀でゝ四方の椽を霧の中に垂れかけてゐたのであつたが、今はお供へ物を峯の嵐の吹散らすまゝにして、大切な佛像を雨にぬらし、夜は月光が燈火代りに、軒の隙間を漏れてさし込み、朝には露の珠が結んで蓮座の飾を附添へてゐる有樣だとか云ふことである。

それ末代の俗に至つては、三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛跡をとぶらふに、昔佛の法を說き給ひし竹林精舍、ぎつこどくをんも此比は虎狼野干の棲家となつて、礎のみや殘るらむ。白鷺池には水絶えて、草のみ深く繁れり。たいぼんげぜうの卒都婆も、苔のみむして傾きぬ。震旦にも天台山

(25)閧•を•つ•く•る•　戰鬪開始の合圖として發聲。最初に大將が、エイエイと二聲いふと、全軍之に應じてオーと稱聲する、之を三回反復するのを閧をつくるといふのである。攻者たる甲軍が閧をつくると防者たる乙軍亦之に應じて同じく閧をつくるのである。閧の字は交爭することを意味する。

(26)石弩•　或る裝置によつて石を發射する武器。

(27)十•二•ぜ•ん•し•ゆ•　十二禪衆であらう。盛衰記にはこゝを「西塔院の禪衆の外」と書いてゐる。

(28)か•う•ゑ•ん•　講筵か、講演か、何れかであらう。まめつは磨滅であらうといふが、意味を成さない語である。盛衰記には「一谷々の講演も斷絶し」とある。

(29)四•教•五•時•の•春•の•花

㊷、五だい山㊸、白馬寺㊹、玉泉寺㊺も、今は住侶なき樣に荒れ果てゝ、大小乘㊻の法文も、箱の底にや朽ちぬらむ。我朝にも、南都㊼の七大寺㊽荒れ果てゝ、八宗㊾も九宗㊿も跡絶え、愛宕(51)高尾(52)も、昔は堂塔軒を並べたりしかども、一夜の中に荒れ果てゝ、天狗のすみか(53)となり果てぬ。さればにや、さしもやむ事なかりつる天台の佛法も、治承の今に及んで、亡び果てぬるにや。心ある人の歎き悲まぬはなかりけり。何者のしわざにてやありけむ、離散しける僧坊の柱に、一首の歌をぞ書きつけたる。

祈りこしわがたつ杣(54)のひきかへて人なき峰とあれやはてなむ

是は昔傳教大師、當山草創(55)のはじめ、阿耨多羅三みやく三菩提(56)の佛達に祈り申させ給ひし事を、今思ひ出でゝ詠みたりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。八日は藥師(57)の日なれども、南無と唱ふる聲もせず。卯月は垂跡の月なれども、幣帛を捧ぐる人もなく、あけの玉垣(58)神さびて、しめ繩のみや殘らむ。

【通釋】末世になつては、印度、支那、日本の三國共に佛法は段々に衰へた。例へば遠く印度まで釋迦の遺跡を尋ねて行つても、昔佛が說法をせられた竹林精舍、給孤獨園も、此の頃では虎や狼や狐狸の住所となつてしまつて、大方礎石ばかりが僅に殘つてゐることであらう。白鷺池の水も涸れて了つて、唯草ばかりが深く繁つてゐる。昔釋迦が立てゝおかれたと云ふ退凡下乘の卒都婆も、苔が一ぱいに生へて倒れかけてゐる。支那でも天台山や五

四教とは三藏教、通教、別教、圓教の四つをいふ（平家物語抄）には「天台には此の四を以て一代諸相を分別して、相極むる所は法華圓教を以て最極とするなり」とある。五時とは春夏秋冬の四時に土用を加へていふのである。春の花とは佛法の花の意。

(30)三諦即是の秋の月　三諦とは空諦、假諦、中道諦の三をいふ、即是とは空諦即是假諦、假諦即是中道諦、中道諦即是空諦で、三諦即是皆一なることをいふ。秋の月は三諦即是の清澄心を指したもので、勿論春の花と對句を成してゐるものである。

(31)六時　其の一時は今の二時間であるから明六つから暮六つまで $6\times 2=12$ 即ち全一日の事である。

(32)靑漢　蒼色の天漢即ち靑空のこと。

(33)金容　黄金佛の容

台山、白馬寺、玉泉寺などの名山巨刹も、今は住僧がないかのやうに荒廢しきつて、大乘小乘の結構なお經文も箱の底で腐朽して了つたらう。我が日本でも、奈良の七大寺は荒れ果てたものになつて、八宗も九宗も遺跡を留めず、愛宕寺や高雄の神護寺も、昔はお堂や塔が立派に軒を並べてゐたのであるけれども、一晩のうちに荒廢して、天狗の巣になつて了つた。あれ程まで盛だつた天台の佛法が、今となつては亡んで了つたのも、其のせいだらうか、心ある人は誰あつて歎き悲まぬ者はなかつた。何者のした事か、住僧が皆散り散りに立去つて了つた僧坊の柱に、一首の歌が書きつけてあつた。

　祈りこしわがたつ杣のひきかへて人なき峰とあれやはてなむ

と云ふのだ。これは昔傳敎大師が此の山を開かれた最初の時に、阿耨多羅三藐三菩提の佛たちにお祈り申されたことを、今思ひ出して詠んだのだらうか、大層優しい精神だと思はれた。八日は薬師の御縁日であるが、誰あつて南無と唱へる人の聲もせず、四月は此の佛が日本の土地へ神として跡を垂れられた由緒の深い月であるが、其の大前に幣帛を捧げる人影もなく、朱色の玉垣が神々しく古びて、只しめ繩ばかりが朽ちて殘つてゐることであらう。

姿。
(34)紅涅云々　佛体の雨露にさらされてゐることの形容。
(35)三國　印度、支那、日本。
(36)天竺　印度のこと。
(37)竹林精舍　印度五山の一つである。
(38)ぎつこどくをん　給孤獨園で、祇園精舍のこと。
(39)白鷺池　不明
(40)たいぼんげぜう　退凡下乘、卒都婆の名稱、山下にあるのが下乘の卒都婆、山中にあるのが退凡の卒都婆である。下乘の卒都婆は乘物から下りることを命ずる標識で、退凡は凡人を其處限り退ける標識である。
(41)卒都婆　普通に「塔」又は「塔婆」といふのと同じ意味である。梵語 Sutpa 譯して高顯といふ、之を五層の建築とし、又五段に刻むのは地水火風空の五大を表はす。
(42)天台山　智顗大師が天台宗を開創した山、支那の台州にある。
(43)五台山　文殊菩薩が常に住んでゐたと云はれる山、代州の東南にあつた五箇の峰。
(44)白馬寺　後漢の明帝の永平十一年に勅建の寺、支那河南省河南府の東にある、支那で初めての寺である。寺號の起

因に印度僧の應勝、法蘭が經文、佛像を白馬に載せて洛陽に來たからである。
(45)玉泉寺。隋の文帝の時に智者大師が摩訶止觀の一念三千の法門をしたところだと云はれる。支那の荊州所在。
(46)大小乘。大乘と小乘、小乘は自ら修め研いて佛とならんとする教であるのに對して、大乘は更に他を救濟し成佛せしめることを期し、對社會的の大誓願を起して大數の人に慈悲を施すことを特色とする最勝の教理である、天台、眞言、日蓮、眞宗、時宗皆之に屬する。
(47)南都。南方の舊帝都即ち奈良のこと。
(48)南都の七大寺。東大寺、興福寺、西大寺、元興寺、大安寺、藥師寺、法隆寺。
(49)八宗。天台、眞言を主として法相、律、成實、俱舍、三論、華嚴の諸宗。
(50)九宗。右の八宗に淨土宗を加へたもの。
(51)愛宕。愛宕山ならば京都市の西北山城國葛野郡に聳立してゐる、高三一一二尺の山であるが、こゝは京都市松原通建仁寺の東北側にある愛宕寺(オタギデラ)の事であらう、曾ては眞言、後には天台に屬して延暦寺末となつた寺で、保安四年に燒け後一旦頽廢した。
(52)高雄。神護寺のことである、京都府愛宕郡梅ケ畑村大字高雄にある。延暦中和氣清麿の建てた寺で、一時廢頽したのを文覺が治承元年に再興したのである。
(53)天狗のすみか。天狗の妖怪としての存在を認める思想の就中盛んであつたのは矢張り鎌倉時代である、日本の妖怪は此の時代に至つて長足の進歩を遂げた。
(54)我がたつ杣。比叡山のこと。傳教大師が此の山を開いた時に「阿のくだら三みやく三ぼだいの佛たち、わがたつ杣に冥加あらせたまへ」と祈つたからいふのである。
(55)比叡山草創。僧最澄即ち傳教大師が比叡山に上つたのは延暦四年七月で、此の時は假に草庵を營み法華金光明等の諸經を讀誦して大願を發したのであつたが、七年に至つて根本中堂を建て比叡山寺と號した、延暦寺と改稱したのは弘仁十四年の二月である。
(56)阿耨多羅三藐三菩提。佛教至上の理想たる全智(Anuttarasamyaksaiubodhi)
(57)藥師。東方淨瑠璃國の教主たる藥師瑠璃光如來のことである。一名を大醫王佛とも云つて、左の手に藥壺を持ち、右の手は施無畏印を結んで大蓮花の上に坐つてゐられるお姿である、衆生の病災を救ひ、無明の宿痾を癒したまふと云はれてゐる。(58)玉垣。神域の周圍の垣、玉は美稱である。

一三、善光寺炎上

其比、信濃の國善光寺①炎上の事ありけり。かの如來②は、昔中天竺しやゑ國③に、五種の惡病④起つて、人、僧⑤多く亡びし時、月蓋長者⑥が智性によつて、龍宮城⑦よりゑんぶだごん⑧を得て、佛、目蓮長者⑨、心を一にして鑄現し給へる一ちやくしゆはん⑩の彌陀の三尊⑪、三國無雙の靈像なり。佛滅度⑫の後、天竺に止まらせ給ふ事五百餘歳、されども佛法東漸の理にて、百濟⑬の國に移らせ給ひて一千歳の後、百濟の帝聖明王⑭、我朝の御門欽明天皇の御宇に及んで、彼國より此國へ移らせ給ひて、攝津の國難波⑮の浦にして、星霜を送らせおはします。常に金色の光を放たせ給ふ。これに依つて年號をば金光⑯と號す。同じき三年三月上旬に、信濃國の住人大海⑰の本多善光、都へ上り如來にあひ奉り、やがて誘ひ參らせて下りけるが、晝は善光如來を負ひ奉り、夜は善光如來に負はれ奉つて、信濃國へ下り、水内の郡⑱に安置し奉りしより以來、星霜⑲は五百八十餘歳、されども炎上は是始とぞ承る。王法盡きむとては、佛法先亡ずといへり。さればにや、さしもやむ事なかりつる靈寺・靈山の多く亡び失せぬることは、王法の

（1）善光寺。有名な信濃の善光寺である。長野市の北方大峰山麓にある、本尊は推古式の金銅佛で、寺傳では一光三尊の阿彌陀佛だといふ事に成つてゐる。天台宗で寛永寺の末である。推古天皇の壬戌年に信濃國へ送られたもので、欽明帝の朝に百濟の聖明王の献じた佛像はこれであると云ふ。

（2）如來。梵語ではTathāgataといふ。大法の權化を意味する。如來、如は眞如の如であつて、如來とは眞理から來る人の意である。

（3）中天竺しやゑ國。しやゑ國は舍衛國の字を當てる、新譯には室羅筏悉底とある、梵語

Sāvatthi から來てゐる。給孤獨の祇園はこゝにあつた。北印度の一都市である。

(4)五種の惡病　醫學的にはどんな疾患であるか不明、傳ふる所によると、目、口、耳、鼻、頭から膿の出る病だといふ。

(5)人僧　俗人と僧侶。

(6)月がい長者　月蓋長者、比舍離國の人、娘が流行病に罹つて死なんとした時、釋迦如來の教によつて、阿彌陀如來に祈請して、其命を救ひ得たので、來迎三尊の姿を金像にうつしたといふ傳説中の人物。

(7)龍宮城　海中にありと信ぜられた傳説中の王城。

(8)ゑんぶだごん　閻浮檀金と書く。須彌山即ちヒマラヤ山の南にあると信ぜられた王國閻浮提の閻浮樹林中の河底から採取される砂金。閻浮提とは梵語ですぐれた金の産出する地方の意である。傳説によると閻浮樹の實が水中に

末になりぬる前表やらむとぞ、人申しける。

【新釋】其の時分に信濃國の善光寺が焼けた事件があつた。あそこの御本尊の彌陀如來は昔北印度のシャアヴァアッチ國に五種の惡い病氣が流行して、普通人も僧侶も多數に死亡した時に、月蓋長者の才覺で、龍宮城から閻浮提の沙金を手に入れて、釋迦佛と其の高弟の目蓮長者とが、二人で一生懸命になつて御鑄造になつた人の手半分の大きさの彌陀三尊の尊像で、實に印度支那日本の三國を通じて二つとないと云はれる神祕力のある佛像である。釋迦がおなくなりになつてから五百年間は印度にお留まりになつてゐたが、佛法は段々東方を感化すべきであるといふ原則によつて、先づ百濟の國へお移りになつて、其の地で一千年を經過してから、百濟の國主たる聖明王、即ち我が日本にしては欽明天皇の御代になつて、百濟から又日本へお移りになり、攝津の國の難波津の海岸地方で、月日を送つておいでになつて、常に黄金の光を放たせ給ふた。そこで年號を金光と申上げた。其の金光といふ年の三年三月の上旬に、信濃國の大海に住んでゐる本田善光といふものが、偶ま帝都へ行つて、彌陀如來にお逢ひ申して、直ぐにお伴れ申して歸る事となつたが、晝の間は善光が如來をお負ひ申上げ、夜は善光が如來にお負はれ申して信濃國へ下つて、水内郡に御安置申して以來五百八十餘年の月日がたつた。しかし其のお寺が焼けたのはこれが最初の事であると聞いた。王法が盡きんとするに當つては佛法が先づ亡ぶといふ事である。其の爲であらうか、あれ程に結構な尊い靈寺や靈山が多く亡び失せたといふのは、王法の末になつた前兆であらうかなどゝ、世間の人は噂をした。

落ちて化して金になるのだと云ふ。

(9)目蓮長者　釋迦十大弟子中の一人で、神通第一といはれる。曾ては外道の師であつたが、釋門の人阿説示の説法を聽いて大いに悟り、二百五十人の弟子と共に飜然として佛門に入つた。目健連ともいふ。

(10)一ちやく手半　人の手半分の大きさだとも解せられてゐる。

(11)彌陀の三尊　阿彌陀如來を中心として其脇立の觀音、勢至の二菩薩をいふ。

(12)滅度　死亡。

(13)百濟　クダラともいふ、三韓中の一國で元來扶餘族である、東晋時代には馬韓の地に據つてゐたが、唐・新羅の聯合軍に攻められて白村江の戰に敗れ、天智天皇の白雉二年に滅亡した。

(14)聖明王　百濟の王。　武寧王の子である。欽明天皇の十五年に新羅に伐たれて歿した。

(15)難波　大阪市の古名。

(16)金光　こんな年號は日本にない。

(17)大海　本多善光は一に若麻績東人と云つたといふから、この大海も實は麻績(オミ)であらう。後世の「尾見」又は「小味」で、長野縣東筑摩郡の村。中央東線の驛がある。

(18)水内郡　ミヅチと訓ませてあるが、古くはミヌチとよんだ、今はミノチといふ。長野縣の一郡。

(19)星霜　月日といふのと同じこと。

一三、康頼祝詞

さる程に、鬼界が島の流人ども、露の命草葉の末にかゝつて、惜むべしとにはあらねども、丹波の少將の舅、平宰相教盛の領、肥前の國鹿瀬①の庄より、衣食を常に送られたりければ、それにてぞ俊寛も康頼も、命生きては過しける。中にも康頼は、流されし時、周防の室積②にて出家してけり。法名をば性照とこそつけたりけれ。出家はもとより望なりければ、

遂にかくそむきはてける世の中をとく捨てざりしことぞくやしき

丹波の少將と康頼入道とは、元より熊野信心の人々にておはしければ、如何にもして此の島の内に、三所權現を勸請し奉つて、歸洛の事を祈らばやといふに、天性この俊寛は不信第一の人にて、之を用ひず。二人は同じ心にて、若し熊野に似たる所もやあると、島の内を尋ね廻るに、或は林塘③のたへなるあり、紅錦繡の裝しな〴〵に、或は雲嶺④の奇しきあり、碧羅綾の色一つにあらず。山の景色、樹の木立に至るまで、外よりも猶勝れたり。南を望めば海漫々として、雲の波烟の波ふかく、北を顧れば、又山嶽の峨々たるより、百尺の瀧水漲り落ちたり。

（1）肥前國鹿瀬。今は嘉瀬と呼んでゐる。肥前佐賀市の西郊、長崎街道に沿つてゐる所で、佐賀郡に屬する。俊寛の家人有王の墓が此の地の法勝寺にある。

（2）周防の室積。周防の熊毛郡の中での第一の町、一個の海港で、人口は一萬以上ある。

（3）林塘。林塘は川の堤の事で、林相を成してゐる堤が林塘である。

（4）雲嶺。高く雲の中にそびえてゐる嶺。

（5）飛瀧權現。和歌山縣東牟婁郡那智村にある。今日の熊野夫須美神社で、第一殿を瀧宮と稱する、飛瀑に對する自然崇拜の發達、た

瀧の音殊にすさまじく、松風神さびたる住居、飛瀧權現⑤のおはします、那智の御山にさも似たりけり。さてこそやがて、其所をば那智の御山とは名づけゝれ。この峯は新宮、彼は本宮、此はそんじやう⑥その王子⑦、かの王子など、王子王子の名を申して、康頼入道先達にて、丹波の少將相具しつゝ、日毎に熊野詣の眞似をして、歸洛の事をぞ祈りける。南無權現金剛童子⑧、願はくは憐を垂れさせおはしまし、我等を今一度故郷へ返し入れさせ給ひて、妻子をも見せさせ給へ、とぞ祈りける。日數積つて、たちかふべき淨衣もなければ、麻の衣を身に纏ひ、澤邊の水をこり⑨にかいては、いはた河⑩の清き流と思ひやり、高き所に上つては、ほつしんもんと⑪ぞ觀じける。


其のうちに鬼界ケ島へ流された人たちは、どうせ自分等の生命は草の葉の末端にたまつて落ちかゝつてゐる露のやうなものだから、死ぬのが殘惜しいと云ふわけではないが、丹波の少將に對する好意で、其の舅の平宰相教盛の所領である肥前國の鹿瀨庄から着物や食物を絶えず送られたから、そのお蔭で俊寛も康賴もどうか斯うか生命を繋いで生きてだけはゐた。中にも康賴は流された時に、周防の室積で剃髮して法名を性照とつけた。出家になることは前からの志望だつたから

　遂に斯く背き果てける世の中を疾く捨てざりし事ぞくやしき

と一首の歌を詠んだ。此の康賴入道と丹波の少將とは、元來熊野信心の人々でいらつした

ものである。しかし現在では飛瀧權現は本社とは別物になつて本社の北六町にあり、依然として瀧が神体になつてゐる。花山法皇、文覺上人等はこゝで荒行されたので有名である。

（6）そんじやう••••後世にいふ「そんじよそこら」のそんじよではなからうかと言はれてゐる。

（7）王子••••所謂九十九所の王子社をいふ、京都から熊野に參る沿道の各所に配置されたもので、それが九十九あつた。其地に於ての遙拜所たると共に又、道中の休息所をもかねたものであつた。

（8）金剛童子••••弘法大師の時に熊野神が八萬金剛と現れたといはれてゐる、又或る時には十萬金剛童子とも現れた。

（9）垢離••水を浴びて潔齋すること、垢を離

れる意味で垢離といふのである。

（10）岩田川。和歌山縣田邊町の東二里位のところで富田川を岩田川と稱する。こゝは昔の熊野參詣の道で、平維盛もこゝを通つて「岩田川誓の船に棹さして沈む我身もうかびぬるかな」と詠んでゐる、花山院も「岩田川渡る心のふかければ神もあはれと思はざらめや」との御製がある。昔はこゝで皆垢離をしたものと見える。

（11）發心門。熊野の社頭に近いところ本宮街道の山を越してきて音無川の水源地に達せんとするところにある門。

から、どうでもして此の島の内に、熊　三所權現を御勸請申上げて、早く又都へ歸れるやうにお祈りしたいものだと云ふのであつたが、生れつき俊寛僧都は、不信心至極の人なので二人の勸めを聞入れない。それで二人は心を合はせて、若しか此の島の何處かに熊野に似たやうな景色の所があるまいかと、方々尋ね廻つて見ると、或は川に臨んで林を成してゐる丘陵の、とてもよい眺の所があつて、木々の葉がとりどりの姿に紅葉してるかと思ふと、或は高く雲に聳えてゐる山嶺の奇景を成してゐる所があつて、まるで絹か透綾のやうに樹々の綠が濃淡樣々の色を現してゐる。山の姿から林相までが、他の何處よりも一層すぐれてゐた。南の方を見ると太平洋の水　漫々と湛へて、雲の波、水煙の波が淡く視界を罩め、北の方を振返つて見ると、又山嶽が峨々として聳え立つてゐる斷崖の所から、十丈もあらうかと思はれる奔流が漲り落ちてゐる其の瀧の音と云つたら殊に凄い程で、吹きおとづれる松風の音も神々しい境地は、ちやうど飛瀧權現のおいでになる那智山の光景に髣髴たるものがあつた。そこで直ぐに其場所を那智のお山と名づけた。そしてこゝの峯は新宮、あそこの峯は本宮、こゝは何々王子の社などといふ風に、各所の王子のお名を申して康賴入道が先達になつて、丹波の少將を引きつれつゝ、毎日のやうに熊野參の眞似事をして、早く都へ歸れるやうにと祈つた。「南無權現金剛童子、どうか可哀想と思召して私たちをもう一度生れ故鄕へ歸らせて、妻子にも逢はせて下さいませ」と祈つた。長い間の日數を經るうちには、着て行く淨衣も汚くなつたが、新に裁ちかへて作る材料もないから、麻の衣を身につけて、澤邊の水で水垢離をしては、岩田河の清流だと想像し、高い所へ上りついては其處を發心門だと觀念した。

研究 此の一小節を見て直ぐに感ずるのは、人跡の稀な孤島へ來て、直ぐに自己の信仰する神を祭らうとする心理である。これは日本人の特性とも觀るべきもので、山田長政が遠く暹羅から日本の神に願を懸けて扁額を奉納し、布哇移住民が其の地に大神宮を建てゝ奉祭するのと同じ心持である。大陸を歩いて大移住して廻つたセミチツクやハミチツクが到るところに於て土地の神を信じたコスモポリタニズムとは餘程違ふところがある。その上に又、神の宮を建てるのに、殊に風光の佳い所を選むといふ事も日本人らしいところで、神は景勝の地に住むとする美的觀念が其の信仰に結びついてゐるのは、注意すべきであると思ふ。

康頼入道は參る度ごとに、三所權現の御前にて祝詞①を申すに、御幣紙②もなければ、花を手折りて捧げつゝ、「い當れる③歲次、治承元年丁の酉、月のならびは十二月④、日の數は三百五十餘箇日、吉日良辰を擇むで、掛けまくもかたじけなく、日本第一の大りやう驗、ゆや三所權現、ひれう大薩埵⑤の教令、うづの廣前⑥にして、信心の大施主⑦、羽林⑧藤原の成經、並に沙彌⑨じやうせう、一心淸淨のまことを致し、三業相應⑩の志をぬきんで、謹むで以て敬うて白す。夫證誠大菩薩⑪は、濟度苦界⑫の教主、三身圓滿のがく王⑬なり。或は東方じやうるりいわうのしゆ⑭、衆病しつじよの如來なり。或は南方ふだらく⑮のうけ⑯の主、入ぢう玄門の大士、にやく王子⑰は娑婆世界の本主、施無畏者⑱の大士、ち

(1) **祝詞**　古くからノツトと讀ませてゐる、ノリトがつまつたのである。古くは「宣り說キ詞」が略せられてノリトゴトとなり、更に略せられて又ノリトとなつたのであると解してゐるが、國學院大學教授の折口氏は、ノリトのトを所の意に解して、神言を宣する所が即ちノリトであり、神の代言者が其處で宣する言葉がノリトゴトであるとしてゐる。

(2) **御幣紙**　ゴヘイガ

やうじやうの佛面を現じて、衆生の諸願を滿てしめ給へり。之によつて、上一人より下萬民に至るまで、或は現世安穩のため、或は後生善所のため、朝には淨水を掬んで、煩惱⑲のあかをすゝぎ、夕には深山に向つて法號を唱ふるに、感應怠ることなし。峨々たる峯の高きをは神德の高きにたとへ、嶮々たる谷の深きをば弘誓⑳の深きに擬へて、雲を分けて上り、露を凌いでくだる。茲に利益の地をたのまずんば、いかでか歩を險難の道に運ばむ。權現の德を仰がずんば、何ぞ必ずしも幽遠の境にましまさむや。因つて證誠權現、飛龍大薩埵、各青れん慈悲の眦㉑を相並べ、さをしかの御耳㉒を振り立てゝ、我等が無二の丹精を知見して、一々のこんじを納受し給へ。然れば則ち、むすぶ、はや玉㉓の兩所權現、機に隨つて、或は有緣の衆生を導き、或は無緣の群類を救はむがために、七ばうしやうごん㉔のすみかを捨てゝ、八萬四千の光㉕を和げ、六道三有の塵㉖に同じくし給へり。故に定業亦能轉㉗、ぐちやう壽、得長壽、禮拜袖を連ね、幣帛れいでんを捧ぐること暇なし。忍辱の衣㉘を重ね、覺道の花を捧げて、神殿の床を動かし、信心の水をすまして、利生の池をたゝへたり。神明納受し給はゞ、所願何ぞ成就せざらむ。仰ぎ願はくば、十二所權現㉙、各利生の翼を並べ、遙にくがいの空にかけり、左遷㉚の憂を休めて、速に歸洛の本懷を遂げしめ給へ。再拜」こぞ、康

ミさ古く讀ませてゐる。云ふまでもなくこれはヌサであるが、それをゴヘイさ讀むやうに音讀するやうになつたのは、恐らくこの平家から來てゐるのではあるまいかさ思ふ。神に捧げるヌサは古くは楮樹の纖維で織つた一種の布であつたのであるが、それが後世は紙になつたのである、今日の御幣は即ち其の遺りものである。

(3)いあたれる　維當を「キアタレル」さ云ふ風に誤讀したのであらうさ云ふのが舊說である。何しろ平家は語り物で、書いたものを讀むさいふよりは瞽法師の口から口への傳誦されたもの、それを記錄に留めたものさが交錯して今日に傳はつてゐるのであらうさ思はれるから、或は舊說の通りであるかも知れないが、しかしイあたれるのイは接頭語で、「當れる」である

さ見てもよからう。

(4)月のならびは十二●●●●●●●● 月● 流布本には十月二日とある。十月二日の誤とすれば、後にある「日の數は三百六十餘箇日」にあはない。盛衰記には十二月とあるから、それが正しいのであらう。

(5)薩埵● 佛教で菩提を求むる有情、即ち成佛を志して大乘的修行をなす者は一般に之を菩提薩埵と稱する即ち梵語の Bodhisattva 又摩訶薩埵 Mahāsattva である、菩薩と稱するのは此の語の略稱である。

(6)うづの廣前●●●●● 廣前は神の前に於ける廣場を指す、うづは高くして莊嚴なることの形容である。

(7)施主●● 布施をする本人の意。布施には種々あるが、最も一般には僧に物を施し與へる

頼祝詞をば申しける。

 康頼入道は參詣する度毎に、三所權現の御前で祝詞をあげるのだつたが、御幣さして捧げる紙もないから花を折つて來て捧げ乍ら、「今日治承元年丁酉の年の、月で算へては十二月目、日數にしては三百五十何日目かの吉日を選びまして、我々の口の端におかけ申すのも勿體ない日本第一のあらたかな神様でいらせられる熊野三所權現、飛瀧大薩埵の教令、尊い御神前に、信心の大施主近衛少將藤原成經、並に沙彌性照の兩人が、淸淨な一心の誠を捧げ、三業相應の志を抽出して謹み敬つて申上げます。證誠殿の　菩薩は此の苦の世界の衆生をお救ひ下さる教主で、三身圓滿の大覺王たる阿彌陀様でいらせられます。或は又東方淨瑠璃醫王の主、萬病を悉くお除き下さる藥師如來でいらせられます。或は又南方補陀落山にいらつしやる能化の本主、入重玄門の大士でいらせられます。又若　子は此の娑婆世界の主、施無畏者の大士で、此の上もない難有い佛頂を我々の前に示して、衆生の色々の祈願をおかなへ下さいます。さればこそ上は天皇陛下より下萬民に至るまで、或は現世での安樂を願ふため、或は又死後の世に善い所に生れるため、朝は淸淨な水を汲んで來て煩惱の垢を洗ひ淸め、夕暮には深い山を目標として佛の御名を唱へますのに、必ず御感應がないと云ふことはありません。我々が峨々たる高い峰を神德の高さにたとへ、嶮々たる深い谷を弘大な救濟の御誓の深さに擬して、雲を踏分けて上つたり、露でびしよぬれになるのをも冒して下つたりして、嶮しい難儀な道を日々往き返りするのも、御利益が戴きたければこそです。難有い權現様の御神德に對する信仰心がなければ、どうしてわざわざこんな人里離れた處へ御勸請申上げるものですか。だからどうか證誠權現様、飛瀧大薩埵

樣、何れも青い蓮の葉の感じのやうな涼しい慈悲の眼を相並んで我々にお注ぎ下され、何事でもよく聞こえるお耳をふり立てゝ、我々の類のない誠意を御承知下さつて、銘々の熱心な願意をお聞き入れ下さい。抑も夫須美・早玉兩所の權現は、機根に從つて、或は佛緣のある衆生を導き、或は佛緣のない群類を救濟せむが爲に、色々の寶で飾り立てた立派なお住居を捨て、八萬四千の光を和げて、勿体なくも此の六道三有の塵の世に我々と同じくおいで下さるのです。さればこそ定業亦能轉の願、長壽を求める願ひ、長壽を得た報謝の爲に禮拜する者が相連なり、幣帛やお禮のお供物を捧げるものが絕えません。それ等の者が大勢、何れも皆法衣を重ねて着、或は悟道の花を捧げて、神殿の床を動かし、或は信心の水を澄まして、利生の池を湛へてゐます。神樣さへお聞入れ下さつたら、我々の願もどうしてかなはない事がありませう。どうか十二所權現樣御銘々に利生の翼を並べて、此の苦界の上空遙に御飛翔下され、我々のつらさ苦しさを止めて、一日も早く都へ歸りたがつてゐる我々の願を遂げさせて下さいませ」と康賴入道は祝詞を申すのだつた。

こさをいふ。こゝでは供養する本人の意。

（8）羽林・　近衛の官人の唐名、羽翼の疾く撃ち、林相の盛れのに譬へていふのであらう。元は天軍を掌る大將軍の意味であつた「漢書には一陰に始終之處：恒ニ妍邪多シ、故ニ羽林ヲ設ケテ軍衛ト爲ス」と天文志にあり、又武帝が初めて羽林騎を置いたことも記してゐる。

（9）沙彌・　シヤミと讀ませてゐる、新に佛門に入つた僧で、十戒を守る者の稱、梵語ではŚrāmaṇera、巴利語ではSāmaṇeraといふ。

（10）三業相應・　身業即ち體作用、口業即ち言語作用、意業即ち意志作用の三つを三業と稱する、此の三つは彼此攝待し相互に交渉して妙用を示すものであるから、三業相應といふのである。

（11）證誠大菩薩・　熊野本宮の祭神を本地垂跡說の上では證誠大菩薩と稱するのである。證誠とは、阿彌陀經の所說を六方の諸佛が誠實であるとして證明するといふ意味である。

（12）濟度苦界・　苦界は萬苦充滿の世界の意で、濟度は其苦界に生死流轉の苦を嘗めてゐる衆生を救濟感化するの意。

（13）三身圓滿の覺王・　こゝでは阿彌陀佛をいふのである。三身とは法身、報身、應身で、法身とは永劫不變性を具有する萬有の本体、報身とは人格的有形的に其身を衆生の前に示現して法悅に浸らしめ濟度の作用をする佛身、應身とは報身にも接得のできぬ劣性の衆生の前に、示現する種々の應現の佛身をいふ。此の三身を兼具へた大覺者であるとの意。

（14）東方淨瑠璃醫王・　藥師如來のことを藥師瑠璃光如來とも、大醫王、又は醫王如來ともいふ、瑠璃光如來といふのは

此の佛が東方淨瑠璃世界を以て淨土としてゐるからである。

(15)南方補陀落。 觀音菩薩の淨土又は住所は南方にあつて、之を補陀落 Pota'oka と稱すると云はれてゐる。華嚴經には南印度摩頼耶山の補怛落迦と出してゐるが、恐らく理想の淨土を假想したものであらう。支那では浙江省の舟山島、日本では那智を以て補陀落だとしてゐる。南方補陀落能化の主とは觀音の事である。

(16)能化。 所化に對する語で、化導を與へる主体。

(17)若王子。 熊野の末社で、十二所權現の一つである。增補下學書には若一王子は施無畏大士とある。又、熊野略記には本地十一面觀音とあつて注に涅十煮尊とある。

(18)施無畏者。 無畏を施す者の意味である。無畏とは生滅變化等の作爲なきものをいふ。之を理想化した境地が即ち涅槃であり、本体觀的に眞如である。此の境地には煩惱を斷滅して悟を開いた者のみが達することを得るのである。

(19)煩惱。 我執我情より發する惡傾向の精神作用である。煩惱の分類法には種々あるが、要するに貪、瞋、痴、慢、疑、惡見等によつて心を動かされ、心身に煩ひと惱みを與へる作用である。

(20)弘誓。 觀音經に「弘誓深如レ海」とある、弘く衆生を救はんとの觀音の誓願をいふ。

(21)青蓮意。 蓮華の葉の青さから來る一味の清涼感を、佛の涼しい眦にたとへたものであらう。印度のやうな熱國では、草木の清涼さを殊にうれしがるのである。

(22)さをしかの御耳。 鹿は聽覺の鋭敏なものであるから、譬諭に用ゐたのである。後世の祝詞の中には「駒の耳ふり立てゝ聞召せと申す」といふ詞があるが、これは大祓詞に高天原爾耳振立てゝ聞くものと馬ひき立てゝとあるのから來たもので、或は鹿といふ方が現形であらう。

(23)むすぶはや玉の兩所權現。 むすぶは恐らく今日の夫須美神社であらう、はや玉は勿論新宮の熊野早玉神社を指す。

(24)七寶莊嚴。 七寶を以て莊嚴したの意で、多種の寶玉で飾つてあることの形容。七寶とは金、銀、珊瑚、硨磲、瑪瑙、眞珠、瑠璃等。

(25)八萬四千の光。 無數の光。

(26)六道三有の塵。 地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上を六道といひ、慾有、色有、無色有を三有といふ。

(27)定業亦能轉。 前世からの因縁で定まつてゐる業果も觀音を信ずれば其功力で能く轉ぜしむることを得るとの信仰をいふ。觀世音菩薩普門品中の偈の句。

(28)忍辱の衣。 法衣。忍辱とは總ての屈辱を堪へ忍ぶこと。

（29）十二所權現　紀伊國續風土記等によると熊野三山に於ける左の十二所をいふ。

第一證誠殿　家都御子神（諾冉二尊）
第二西御前　熊野夫須美大神、速玉大神 ｝上四社
第三若宮　天照大神、國常立尊
第四中四社　忍穂耳、瓊々杵、彦火々出見、葺不合の諸尊
第五下四社　軻遇突智、埴山姫、罔象女、稚産靈命

其他二三の説がある。

（30）左遷　左貶即ち下級の官位に黜け遷すこと。大官の流刑は常に左遷の形式を取つたから、後には轉じて流刑に處することを左遷と稱した。史記の淮陰公傳にも張丞相傳にもある。

一四、卒都婆流し

さる程に二人の人々は、常は三所權現の御前に參り、通夜する折もありけり。或夜二人參つて、終夜今樣謠ひ、舞なンど舞ひて、曉方苦しさにちと打ちまどろみたりつる夢に、沖より白い帆掛けたる小船を一艘汀へ漕ぎ寄せ、船の中より紅の袴着けたりける女房達二三十人、渚にあがり、鼓を打ち、聲を調へて「萬の佛の願よりも、千手①のちかひぞたのもしき。枯れたる草木も忽に、花さき實なるとこそ聞け」と、おし返し〳〵三返謠ひすまして、搔き消すやうにぞ失せにける。康賴入道夢覺めて後、奇異の思ひをなしつゝ、「如何樣にも是は龍神の化現と覺え候ふ。熊野三所權現のうちに、西の御前②と申し奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は即ち千手の二十八部しゆ③の其一にておはしませば、以て御納受こそたのもしけれ」

【通解】其の間に二人の人たちは、絶えず三所權現の神前へ參詣して時には徹夜する事もあつた。或る晩も二人で參詣して、一晩中今樣をうたつたり、舞なんか舞つて、夜明方にあまり眠いものだから、ツイ一寸トロ〳〵とした間の夢に、沖の方から白い帆をかけた小船が一艘出て來て、波打際まで漕寄せ、船の中から緋の袴を穿いた女官たちが二三十人

(1)千手。千手觀音。六觀音の一つで、本身たる聖觀音の普門示現の一化相である。

(2)西の御前。熊野夫須美大神と其御子神なる、速玉大神を祭つてある、熊野神社第二殿のことである。

(3)二十八部衆。觀音菩薩守護の二十八神。

磯濱に上陸して　鼓を打ち、聲を揃へて

　どんな佛の願よりも　　千手の誓はあてになる
　枯れた草木も忽ちに　　花が開いて實がみのる

と繰返し繰返し、三度までうたうてしまつてから、吹いて消したやうに姿が見えなくなつた。康頼入道は其の夢がさめてから、不思議に思ひながら、「何にしてもこれは龍神が假に姿を現したのだと思ひます、熊野三所權現の中で西の御前と申上げるのは、御本地が千手觀音樣でいらつしやいます。龍神はつまり千手觀音の二十八部衆のお一方でいらつしやるのですから、これで我々の願が聞かれたのだと思ふと頼もしい氣がします」と少將に語つた。

或夜又二人參つて通夜したりける夢に、沖よりも吹きくる風に、木の葉を二つ、二人が袂に吹きかけたり。何となう之を取りて見ければ、御熊野のなぎ(1)の葉にてぞありける。彼の二つのなぎの葉に、一首の歌を蟲食に(2)こそしたりけれ。

　ちはやぶる神にいのりのしげけ
ればなどか洛へ歸らざるべき



（1）なぎ　竹柏字を當てる、古く熊野の神木として知られ、又熊野と深い關係のある伊豆山權現でも之を神木として、其の葉を鏡奩に入れて置くと夫婦仲が和合し、又航海者が持つてゐると海難を免れると云ふ。學名Podocarpus Nageia, R. Br. 暖國自生の一位科常綠樹で、高さ七丈餘に達するものがある。帶綠淡褐色平滑の樹皮を有し、表皮が鱗片となつて剝落したあとには、紅黃色の樹肌を露出する、葉は對生する卵形或は楕圓形で、縱行脈を有し光澤ある革質で強靭である。之を縱に引い

【新釋】或る晩も又二人で參詣して神前でお通夜をしてゐた間の夢に、沖の方から吹いて來る風が、木の葉を二枚、二人の袂に吹きかけたので、何の氣もなく手に取つて見たら、それは熊野の神木のナギの葉であつた。其の二枚のナギの葉面には次のやうな一首の歌を蟲が食つたやうにして現してあつた。

ちはやぶる神に祈の繁ければなどか洛へ歸らざるべき

康頼入道は餘に故郷の戀しきまゝに、せめての謀にや、千本の卒都婆(1)を作り、阿字の梵字(2)、年號月日、けみやう、實名、二首の歌をぞ書きつけゝる。

薩摩潟おきの小島にわれありと親には告げよ八重のしほかぜ

思ひやれしばしと思ふたびだにもなほふる里は戀しきものを

之を浦に持つて出て、「南無歸命頂禮(3)梵天帝釋(4)、四大天王(5)、堅牢地神(6)、王城の鎭守諸大明神、別しては熊野の權現、安藝の嚴島の大明神、せめては一本なりとも都へ傳へて給べ」とて、沖つ白浪の寄せては返す度毎に、卒都婆を海へぞ浮べける。卒都婆は作り出すに從ひて海に入れければ、日數積れば卒都婆の數も積りけり。

【新釋】康頼入道は、あんまり故郷が戀しいのに動かされて、せめてもの思ひつきでか、千本の塔婆をこしらへて、阿字の梵字、年號月日、假の名、本名を其の一本々々に書いた上に次のやうな二首の歌を書きつけた。

ても切れない。雌雄別株で五月頃淡黄色の雌雄花を開く、果實は球狀で黄褐色である。

（2）歌を蟲食に・葉に蟲食穴のやうなものをあけて、文字の形を現したものである。

（1）卒都婆・卒都婆は梵語で、元來は塔の事であるが、こゝのは塔の形に擬した木片の事である。

（2）阿字の梵字・梵字の最初にある「阿」の字のこと佛教殊に眞言宗では殊に之を尊んだ。

（3）南無歸命頂禮・南無、は梵語ナモで禮拜の詞、歸命頂禮といふのも同意である。歸命頂禮とは佛の命に歸依して一心不亂に之を信賴し、頂を地につけて禮拜すること。

（4）梵天帝釋・梵天Brahmanは婆羅門教の

薩摩潟おきの小島にわれありと親には告げよ八重の潮風
思ひやれしばしと思ふ旅だにもなほふるさとは戀しきものを

これを海岸へ持つて出て、「南無歸命頂禮、梵天帝釋、四大天王、堅牢地神、王城鎭守の諸大明神、別しては熊野の權現、安藝の嚴島の大明神、どうかせめて一本だけでも都へ之を傳へて下さい」と云つて、沖から來る浪が打寄せては引いて行く度毎に、其の塔婆を一本づゝ海へ流し浮べた。斯ういふ風に塔婆が出來上がるに從つて海へ入れたから、日數が積もれば積もる程流した塔婆の數も積もつた。

その物思ふこゝろや、便の風ともなりたりけむ、又神明・佛陀もや送らせ給ひたりけむ、千本の卒都婆の中に一本、安藝の國嚴島の大明神の御前の渚に打ち上げたり。こゝに康頼入道がゆかりありける僧の、若し然るべき便もあらば、彼の島へわたつて、その行方をも尋ねむとて、西國修行に出でたりけるが、先づ嚴島へぞ參りける。こゝに宮人と思しくて、狩衣裝束なる俗一人出で來り、此の僧何となう物語をしける程に、「それ神明は和光同塵(7)の利生(8)、樣々なりとは申せども、中にもこの御神は、如何なる因緣を以て、かいまんのうろくづ(9)に緣をば結ばせ給ふらむ」と問ひ奉れば、宮人答へていはく、「それはよな、しやかつら龍王(10)の第三の姫君、胎藏界(11)の垂跡なり」と此の島へ御やうかう(12)ありし始より、濟度利生の今に至るまで、甚深奇特の事どもをぞ語りける。されば にや、八社(13)の

最高神で、宇宙の本体である」佛教では三界中色界の初にある天としてゐる、其の天に住するのが即ち梵天王である。帝釋天はインドラである。須彌山の頂上忉利天の中央に居を構へて四天王及他の三十二天を領して佛教信者を守護し、阿修羅軍と戰ふ天王である。

(5)四大天王　持國天、廣目天、增長天、多聞天を以て四天王と稱する。須彌山の中腹に各其居城があつて、帝釋天の命令を奉じ、八部の鬼神を司令して佛法信者を守護する天である。東方司令官は持國天、西方は廣目天、南方は增長天、北方は多聞天である。

(6)堅牢地神　大地の神。

(7)和光同塵　八萬四千の光を和げて六道三有の塵に同ずとあつた

のと同じことである、我が智慧光を和げ隱して世塵の中に混在してゐること。

(8)利生・・一切衆生に利益を與へること。

(9)かいまんのうろくづ・・・・・・内海文學士は海漫の字を當てゝゐるし、盛衰記には海畔、蝴蝶本には海邊としてゐるがこれは海寬であらう。三にコをつけて三コとする讀みくせは、外にも例がある、海寬のうろくづは海の事を云つたものである。

(10)沙竭羅龍王・・・・・八大龍王の一。

(11)胎藏界・・・・宇宙理の一面から觀た宇宙。

(12)やうがう・・・・影向即ち影を向けること、垂跡といふのと同じこと。

(13)八社・・本社の外に



御殿甍を並べ、社はわだつ海の邊なれば、潮の滿干に月ぞすむ。潮滿ち來れば、大鳥居(14)、朱の玉垣瑠璃の如し。潮引きぬれば、夏の夜なれども(15)御前の白洲に霜ぞおく。この僧愈尊く思ひ、靜にほつせ(16)參らせて居たりけりが、漸う日暮れ月さし出でゝ、潮の滿ちくるに、沖よりそこはか(17)となく、搖られ寄りける藻屑ごもの中に、率都婆の形の見えけるを、何となう之を取つて見ければ「薩摩潟沖の小島に我あり」と、書き流せる言の葉なり。文字をばゑり入れ刻みつけたりければ、浪にもあらはれず、あざあざとしてこそ見えたりけれ。


其の思が通じて、順風ともなつたのであらうか、又は神か佛でもお送りになつたのであらうか、千本流した塔婆の中で一本だけが、安藝國嚴島の大明神の神前の沙

濱に打上げられた。こゝに、康賴入道に少しばかり俗縁のあつた僧侶が、若しかして都合よい便船でもあつたら、康賴が流されてゐる鬼界ヶ島へ渡つて行つて其の行方をも尋ねようさ思つて西國修行に出かけて行つたが、先づ嚴島へ參詣した。するさ恰度其處へお宮の人らしい狩衣姿の俗人が一人、出て來たので、此の僧侶は何さいふこさもなしに其の人さ色々雜談をしてゐた間に、「神樣はごなたでも皆和光同塵の御利生がおありになるのですから、御本地も色々でせうが、其の中でもこゝの大明神は、ごんな因緣で、海底の龍蛇などに御關係があるのでせう」さお尋ね申すさ、お宮の人は答へて、「それはなア、娑竭羅龍王の三番目のお姫樣で、胎藏界の御垂跡です」さ云つて、此の嚴島へお移りになつた抑もの最初から、衆生濟度を遊ばされる今日までにさても深い御奇特を色々お現しになつた事を話して聞かせた。さういふわけからか、お社は海の直ぐ傍にあるから、滿潮の時にも干潮の時にも月光は清澄な色に照つて、潮がさして來る時には、大鳥居も朱の玉垣も、瑠璃のやうに見えるし、潮が引いて了ふさ、折柄夏の夜の事ではあるが、神前の沙濱に霜が置いてゐるかさ疑はれる。此の僧は益々尊く感じて、獨靜にお經を讀んでゐたが、段々日が暮れ月が出て、潮がさして來るにつれて、沖の方から、何處をあてさもなく、波に搖られて打寄せられた藻屑の中に、塔婆らしい形の物が見えたのを、何げなく拾ひ取つて見たさころが、「薩摩潟沖の小島に我ありさ」さ書流した例の歌である。文字を深く彫り込んで刻みつけてあるものだから、浪にも洗ひ取られず、ハツキリさ讀めたのであつた。

此の僧不思議の思をなし、おひ①の肩にさして都へ返り上り、康賴入道が老母の尼公、妻子ごもの、一條の北、紫野さいふ所に忍びつゝ隠れ居たりけるに、之

客神社、大國神社、天神社等の攝末社を加へて八社である。

（14）大鳥居。　嚴島神社の社殿は水中に基礎を立てゝゐて、俗に火燒前さ云はれる廊は海水中に突出するこさ約七閒、更に其の前方七十閒の海中に大鳥居がある、滿潮の時は參詣の舟な皆白帆を張つて其下を潜り、干潟の時は軟砂を寄して寶群のこゝに遊ぶのを見るのである。

（15）夏の夜なれども。　和漢朗詠集白居易の詩に「風吹二枯木一晴天雨月照二平沙一夏夜霜」さあるのから取つた句である。

（16）法施。　布施の一種で維摩經の法に「法チ説イテ人チ利スルチ名ケテ法施ト爲ス、亦菩薩行フ所ノ衆善、皆衆生チ饒益スル爲ニス、皆法施ト名ク」さある。

（17）そこはかさ「其處

を見せたりければ、「さらば此卒都婆が、唐土の方へもゆられ行かずして、何しにこれまで傳へ來て、今更物を思はすらむ」とぞ悲みける　遙の叡聞に及んで、法皇之を叡覽あつて、「あなむざん(2)、この者どもが命の未生きてあるにこそ」とて、御涙を流させ給ふぞかたじけなき。之を小松の大臣の許へ遣されたりければ、父の禪門に見せ奉らる。柿本の人丸(3)は、嶋がくれ行く舟を思ひ、山邊の赤人(4)は、葦邊の鶴を詠め給ふ、住吉の明神(5)は、片そぎの思をなし、三輪の明神(6)は、杉立てるかどをさす。昔素盞嗚尊(7)、三十一文字のやまと歌をよみ始め給ひしより以來、諸の神明佛陀も、かの(8)詠吟を以て、百千萬端のおもひを述べ給ふ。


此僧は不思議の感に打たれて、背負うてゐた笈の肩のところにそれを挿込んで京へ持つて歸つて、康頼入道の年取つたお母さんの尼や妻子たちが、一條の北に當る紫野といふ所に世を忍んで隱れて居たところへ行つて、それを見せたところが「それでは此の塔婆が外國の方へも波に搖られて行かないで、流れついてゐたのですか、まあ何だつてこゝまで遙々と傳はつて來て、今更又悲しい思をさせるのだらう」と悲しんだ　此の事が段々とお上のお耳に達して法皇がそれを御覽になつて、「あゝ可哀想に、此の者どもはまだ生きてゐたのだつた」と仰しやつて、御落涙になつたのは勿體ない事であつた。それを法皇から小松内大臣重盛のところへお遣はしになつたので、内大臣には父の清盛入道にお見せ申された。柿本の人丸は、「島がくれゆく船をしぞ思ふ」と詠み、山邊赤人は葦べをさして田づな

は彼と」である。確な目的なしにの意。

(1)おひ●●　笈の字を當てる、書物などを入れて背に負ふやうにした箱。日本では高野山の僧が諸國へ修行して歩くのに、又山伏等が旅行するのに、皆笈を負うて其の中へは經文雑物等を入れて歩いた。

(2)無慚●●　あはれむべきこと。

(3)柿本人丸は云々●●　ほの／＼とあかしの浦のあさぎりに島かくれ行く船をしぞおもふ。

(4)山邊赤人云々●●　わかの浦にしほみちくればかたをなみあしべをさしてたづなきわたる。

(5)住吉の明神は云々●●　新古今集神祇の部の歌に「夜や寒き衣やうすきかたそぎのゆきあひの間より霜やおくらむ」とあるのは、住吉の神の詠だと云はれてゐる。

きわたる」と詠じ、住吉明神は「かたそぎのゆきあひの間より霜や置くらむ」と云ふ思を述べされ、三輪明神は杉立てる門を我が庵と教へられた。昔素戔鳴の尊が、三十一字の和歌を初めてお詠みになつて以來、いろんな神や佛も、歌を以て種々の思想を斯ういふ風にお述べになるのだつた。

（6）三輪の明神は古今集の雜の下に「わがいほは三輪の山もと戀しくはとぶらひ來ませ杉立てるかど」とあるこれは作者不明といふことになつてゐるが、古今六帖には三輪の神の詠まれたものだとしてゐる。杉は萬葉集に「三諸之神之神須疑」とある如く、三輪の神木といふよりも、神体其の者である。三輪神を以て祖神とする大神氏の一族が杉の紋所を附けてゐるのも此の關係から來てゐる。

（7）素戔鳴の尊云々　「八雲立ついづも八重がきつまごめに八重がきつくる其の八重がきを」といふのが尊の歌でこれが、日本で最初の歌だといはれてゐる。

一六、蘇武

入道も岩木ならねは、さすがあはれげにこそ宣ひけれ。入道斯く憐み給ふ上は、京中の上下、老いたるも若きも、鬼界が島の流人の歌とて、口ずさまぬはなかりけり。千本まで作り出せる卒都婆なれば、さこそは小くもありけめ、薩摩潟より遙々と、都まで傳はりけるこそ不思議なれ。

新釋　淸盛入道も、非情の岩や木ではないから、さすがに可哀想だといふ風な事を云はれた。入道がそこまで同情される上は何も憚る事はないと云ふので、京都市中の各階級の人々は、年取つた者も若いものも、鬼界ヶ島の流人が詠んだ歌だと云つて傳誦しない者はなかつた。千本まで作り出した塔婆の事であるから、それこそ小さいものだつたらうに、それが薩摩の海から遙々と、京都まで傳はつたといふのは不思議な事であつた。

餘に思ふことには、昔もかくしるしありけるにや。古漢王(1)胡國(2)を攻め給ひし時、始は李少卿(3)を大將軍にて、三十萬騎を向けらる。漢の戰弱くして、胡國の軍勝ちにけり。剰へ大將軍李少卿、胡王のためにいけどらる。次に蘇武(4)を大將軍にて、五十萬騎を向けらる。今度も又漢の戰弱くして、胡國の軍勝ちにけり。兵六千餘人生擒にせらる。其中に蘇武を始として、宗徒の兵六百三十餘人すぐり

(1)漢王・漢は支那のダイナスチーで、西暦紀元前二〇六年から紀元後五年まで續いた、こゝにいふ漢王は漢武帝の事で、其治世は紀元前一四〇年から八七年に及んだ。
(2)胡國・夷の國とい

出いて、一々に片足を切つて追つ放たる。即ち死ぬる者もあり、程經て死ぬる者もあり。其中に蘇武は一人死なざりけり。片足をば(5)切られながら、山に上りて木の實を拾ひ、里に出でゝ根芹(6)を摘み、秋は田面の落穗(7)拾ひなンどしてぞ、露の命をば過しける。田に幾らもありける雁ども、蘇武に見馴れて恐れざりければ、是等は皆我故鄕へ通ふものぞかしと懷かしくて、思ふ事、一筆書いて、「相搆へて、之漢王に得させよ」と言ひ含めて、雁の翼に結びつけてぞ放ちける。

【通釋】 あんまり一心に思ひつめた事は、昔も斯う云ふ風に効験があつたのだらうか。昔漢の王が胡國をお攻めになつた時に、最初は李少卿を大將にして、三十萬騎を征討に向はしめられたが、漢軍が脆くも戰に敗れて、胡國軍が勝つた其の上に、大將の李少卿が、胡國の王の爲に捕虜にされた。そこで次には蘇武を大將にして、五十萬騎を征討に向はしめられたが、今度も亦漢軍が戰に負けて、胡國軍が勝つた。其の時六千餘人の軍兵は悉く捕虜となつたが、其の中から蘇武を最初に、重立つた將士六百三十人餘りを選り出して、一人一人片足を切つて追放したので、其の場で即死する者もあり、或る時間を經て死んだ者もあつた。其の中で蘇武一人だけは死なゝかつた。片足を切取られながら、山に登つては果實を拾ひ、人里に出ては根芹を摘み、秋は田の水面に落ちこぼれてゐる穗を拾うて食べたりして命を繋いでゐた。其の邊の田へ幾らも下りてゐる雁どもゝ、蘇武を見馴れて了つて、少しも恐がらずに居たので、これ等の雁は皆自分の故鄕の漢の國へも往き通ふものだと思ふと、なつかしい氣がして、思ふことを一筆手紙に書いて、「氣をつけて取られないやう

ふやうな意味であるが、こゝは匈奴の事である。民族としてはトルコ種である。これが最も強盛を極めたのは、秦末から漢にかけての間で、其王を冒頓單于と稱し、東は東胡を併せ西は月氏を追うて内外蒙古を領した。

(3) 李少卿・ 少卿は字で、本當の名は陵である。李陵が匈奴を討つたのは天漢二年（紀元前九年）で此の時は李廣利の別將として赴いたのであつたが、戰敗れて捕へられたのである。

(4) 蘇武・ 漢の武帝の臣、杜陵の人で字を子卿と云つた、天漢元年中郎將だつた時、匈奴に使者として赴いて、抑留せらるゝこと十九年、昭帝の始元六年にかへつた、宣帝の時に關内侯の爵を賜ひ、麒麟閣に圖せられた。

5、片足をば云々・ 蘇

にしてきつと之を漢の王様にお渡し申すのだよ」といひ含めて、それを雁の羽がひに結びつけて放してやつた。

かひがひしくも田の面の雁、秋は必ず越路より都へ通ふものなるに、漢の昭帝(8)上林苑(9)に御遊ありしに、夕ざれの空薄曇り、何となく物哀なりけるをりふし、一列の雁飛びわたる。其中より雁一つ飛下つて、己が翼に結びつけたる玉章を、食ひ切つてぞ落しける。官人之を取つて、御門へ參らせたりければ、開いて叡覽あるに、「昔は巖窟の洞にこめられて、三春(10)の愁嘆を送り、今は曠田のうねに棄てられて、胡狄の一足となれり。假令尸は胡の地に散らすといふとも、魂は再び君邊に仕へむ」とぞ、書いたりける。それよりしてこそ、文をば、雁書とも、雁札とも又名づけゝれ。「あなむざん、蘇武が譽の跡なりけり。此者共が命の未生きてあるにこそ」とて、李廣(11)といふ將軍に仰せて、百萬騎を向けらる。今度は漢の戰強くして、胡國の軍敗れにけり。味方戰勝ちぬと聞えしかば、蘇武は曠野の中より這ひ出でゝ、「是こそ古の蘇武よ」となのる。片足は切られながら、十九年の星霜(12)を送り迎へ、輿にかゝれて舊里へぞ歸りける。

［通釋］　あの田にゐる雁といふものは、秋になると必ず越路を立つてかひがひしくも都まで通ふて來るものであるが、漢の國では昭帝といふ天子が、或る時上林の御苑へ遊びにおいでになつたところが、夕刻頃の空が淡く曇つて、何となく哀愁が催される時分に、一列の

武が片足を切られたといふことは支那史に見えない。傳へる所に依ると、蘇武が使して匈奴にゆくや、單于に之を降伏せしめんとして漢の降將衛律をして利を以て說はしめたが應じなかつたので、大窖の中に監禁して飢餓に陷らしめ、其意志を枉げしめんとした。しかし蘇武は雪と節毛とを併せ嚙んで生命を保つたので、匈奴は之を神なりとし、北海上の無人の地に、牡羊を牧せしめ、其羊が子を生んだらかへしてやらうと云つたといふ。

(6)根芹　芹は普通其嫩葉を食するのに對して其根を賞美するものを根芹と稱する、一般に芹は水濕の地に自生する繖花形科の多年生草本で毎春其宿根から發芽し、重羽狀複葉を互生し、其葉には一種の香氣がある、花は小さく白色で五瓣である。

(7)田面の落穗　北支那及滿洲には田はない。多くは高粱畑である。こゝは想像で書いたものであらう。

(8)漢の昭帝　漢武帝の太子、紀元前八十六年に八歳にして位に即いた。名は弗陵、同七十四年に死んだ。

(9)上林苑　上林とは天子の園のこと。こゝでは、武帝の造つた禁苑である、廣さ三百里其の中に七十ヶ所の離宮があつたと云はれる。

(10)三春　正月、二月、三月の三ヶ月間を昔は春とした、之を三春と稱するのである。

(11)李廣　李廣利の事であらう、しかし李廣利が匈奴に勝つたといふことは聞かない、李廣は李陵の祖父だといふから時代がちがふやうである。

(12)星霜　星は一年か

雁が空を飛び渡つた。見てゐると、其の中から一羽の雁が飛び下つて來て、自分の羽がひに結ひつけてある手紙を食切つて下へ落した。お附の役人がそれを拾ひ取つて王に差出したので、あけて御覽になると、「曾ては岩の洞穴の中へ押込められて春三月の間を歎きの中に送りましたが、只今は荒田の畝に放ち棄てられて、蠻夷の國の一本足となつてゐます。たとひ死骸を此の胡國の地に晒すことになつても、魂は必ず還つて又陛下のお側で御奉公を仕りませう」と書いてあつた。此の事があつて以來、手紙の事を雁書とも又雁札とも名づけるやうになつたのである。「あゝ可哀さうに、これは蘇武の名譽の手蹟であつたわい。此の者どもはまだ何處かに生きてゐるのに違ひない」と昭帝は仰やつて、李廣といふ將軍に命令を下して、百萬騎の兵を匈奴征討に向はしめられる。今度は漢軍が強くて胡國軍が敗戰した。御方の軍が勝つたといふ事が傳はつたので、蘇武は荒野の中から不自由な身體で這出して來て、「私は昔の蘇武の成れの果です」と名のつて出た。片足を切落とされ乍らも、十九年の年月を送り迎へて、此の時輿にかゝれて故郷の漢へ歸つた。


支那史に隨ふと、蘇武は北海の上に放たれて以來は、野鼠を掘取つて食べたり、草のを取りためて置いては、それをホツボツ食べて飢を凌ぎ乍ら、飽くまでも漢の節を守つてゐた。漢では蘇武がまだ活きてゐることを知つて使を匈奴に遣つて伴れ歸らうとしたが、匈奴では蘇武はもう死んだ、と詐つた。しかし漢の使者は、實際蘇武が生きてゐる事を探査して知つてゐるので、此の頃漢の天子が上林の中で一羽の雁を射留めた。見ると其足に帛書が結びつけてあつて、それには蘇武は大きな澤の中にゐると認めてあつた、と云つた。それで匈奴も遂に隱し了せることができないので放還した。武は其の時まで十九

ゝつて天を一周し、霜は年毎に降るといふ意味で一ケ年の事を一星霜といふのだ。

(1)旗をば巻きて云々……これは、支那史に「臥起ニ漢ノ節ヲ持ス」とあり、又旃毛を食うて生きてゐたといふ其の旃毛とは、支那で天子から使臣に授與せられる節の頸についてゐる服だといふから、其の事を含んで書いたものであらう。

(2)大國數多たまはり……蘇武が大國に封ぜられたといふ記錄はない、これは功によつて二千石の秩を賜ひ錢三百萬公田二頃、宅一區を賜はつたことを指すのであらう。

(3)典屬國……屬國たる蠻夷の事を典る役人。

(4)李少卿に……不忠……云々……李陵は天漢二年匈奴を征して歩卒五千

年間匈奴の國にゐたわけで、初め漢を出た時には強壯だつたのが、還つたときには鬚も髮も眞白になつてゐたさいふ事である。

蘇武は十六の年、胡國へ向けられし時、御門より下したまはりたりける旗をば巻きて、①身を放たず持ちたりしを、今取り出して、御門の御見參に入れたりければ、君も臣も感嘆斜ならず。蘇武は君の御爲に大功雙なかりしかば、大國數多賜はつ②て、其上、典屬國③といふ司をぞ下されける。剰、李少卿は胡國に留つて、終にかへらず。如何にもして漢朝へ歸らむとのみ歎きけれども、胡王許さねば力及ばず。漢王之をば夢にも知り給はず、李少卿は君の御爲に既に不忠④なる者なりとて、空しくなれる二親が尸を、堀り起して打たせらる。其外、六親⑤を皆罪せらる。李少卿此由を傳へ聞いて、怨深うぞなりにける。さりながらも猶故郷を戀ひつゝ、全く不忠なき由を⑥一巻の書に作つて、御門へ參らせたりければ、漢王之を叡覽あつて「さては不忠なかりけり。不愍なる事、ござんなれ」とて、父母が尸を堀り起して打たせられたりけることをぞ、却つて悔み給ひける。

通釋　蘇武は十六歳の年に、胡國へ使に出された時に、武帝から下賜された旗を巻いて肌身を離さず持つてゐたのを、此の時取出して帝のお目にかけると、君臣共に、非常に感心した。蘇武は君のために比類のない大功があつたから、大國を澤山賜はつた上に、典屬國といふ官に任ぜられた。お負けに李陵の方は、胡國に殘留して、到頭蘇武と一所には歸ら

なかつた。これは、どうにでもして漢の國へ歸りたい、とばかり云つて歎いたのだつたが胡國の王が許さないから、何とも力に及ばなかつた。しかし漢王は其の事を夢にも御承知がないので、李少卿は君の御爲に不忠な者であるといつて、死んだ兩親の屍體を、墓から堀出して鞭たせられる。其の外又、六親を悉く刑罰に處せられた。李少卿は其事を傳聞して、漢王に深い恨を持つやうになつた。併しそれでも矢張り故郷を戀しく思つて、自分には全く不忠の志がないといふ事を、一卷の書き物に作つて、陛下に奉つたので、漢王はそれを御覽になつて、「それでは不忠でなかつたのか、可哀想な事をした、しまつた」と仰やつて、李少卿の兩親の屍體を堀出してお打たせになつたことを却つて後悔せられた。

漢家(7)の蘇武は、書を雁の翼につけて舊里へ送り、本朝の康頼は、浪の便に歌を故郷へ傳ふ。彼は一筆のすさみ、此は二首の歌、彼は上代、此は末代、胡國、鬼界が島、境を隔て、世はかはれども、風情はおなじ風情、ありがたかりし事どもなり。

[illegible] 漢國の蘇武は手紙を雁の羽がひにつけて故郷へ送つたし、我が日本の康頼は浪に托して歌を故郷へ傳へた。あちらの方は一筆の風流であるし、こちらのは二首の歌である。又あれは上代の出來事で、これは末代の事である。胡國、鬼界ケ島と、土地を隔て、世代は異つてゐるが、大體の趣は同じで、何れも珍しい事である。

人と浚稽山に攻め上り、敵數千人を屠つたが、李陵の軍候に管敢といふ者が敵に降つて李陵に援兵のないことを告げたので、匈奴は大兵を以て李陵を谷に包圍し、遂に之を降服さしめた。後蘇武と共に虜中に會つて、「人生如二朝露一、何自苦如レ此」といつて降をすゝめたと傳へられる。

(5)六親・・・・ 父母、兄弟、妻子。

(6)全く不忠なき由を云々・・・・ 蘇武が匈奴から歸る時に「良時不二再至一、離別在二須臾一、屛二營衢路側一、執手野踟躕一」といふ五言の詩を李陵が賦して送つてゐることは傳へられてゐるが、辯明書を漢王に提出したといふことは知らない。

(7)漢家・・ 漢家は漢國といふに同じい。孟子に「萬乘ノ國其ノ君ヲ弑スル者ハ必ズ千乘ノ家、千乘ノ國其ノ君ヲ弑スル者ハ必ズ百乘ノ家ナシ」とある。國を國家といふのは此の意味である。

三之巻

一、赦し文

治承二年(1)正月一日の日、院の御所には拜禮(2)行はれて、四日の日朝覲(3)の行幸ありけり。何事も例に異りたる事はなけれども、去年の夏、新大納言成親の卿以下近習の人々、多く流し失はれしこと、法皇御憤未止まざれば、世の政をも、萬物憂く思しめして、御快からぬ事どもにてぞ候ひける。太政入道も、多田の藏人行綱が告げ知らせ奉つて後は、君をも御後めたきことに思ひ奉り、上には事なきやうなれども、下には用心して、苦笑ひてのみぞ候はれける。

新解　治承二年の元日に、後白河院の御所では恒例の拜賀が行はれて、四日の日に主上朝覲の行幸があつた。何もこれといつて例年と變つたことはなかつたが、去年の夏に、新大納言成親卿以下上皇の近侍の人々が大勢流されたり殺されたりした事について法皇の御憤慨がまだ止まないから、御政治萬端の事も、一切お氣乗りがしないで、御不快な事であつた。入道太政大臣の清盛も、多田藏人行綱が御告發申して以來は、上皇をも御不安心にお思ひ申して、表面では別に何事もないやうであるが、内心では警戒して、苦笑してばかりゐられた。

(1)治承二年　一八三八年。

(2)拜禮　ハイライと讀む、上皇が群臣の賀を受けさせ給ふ儀式である。

(3)朝覲　天皇が上皇並女院の御所に至つて拜賀せられる事。元來は、臣下が君に見ゆることを云ふ。孟子萬章上編に「覲朝訟獄」云々の文字がある。

(1)彗星・　太陽の周圍に一定の軌道を畫いて頗る長い光芒を曳きつゝ進行する星、其形が恰も箒の如くであるから、ハゥキ星さ稱する、其の描く軌道は拋物線狀又は楕圓狀で、時さしては双曲線狀の事もある、楕圓狀の軌道を有する彗星の出現は週期的であるから之を週期彗星さ稱し、其數の今までに知られてゐるものは約九十である。昔は此の彗星を以て天災兵亂の兆又革命の前表とし、火災の前表さして、早沒は災少く長見は災多しなどさ云つた。

(2)蚩尤氣・　蚩尤は支那古代の諸侯、黄帝の臣であつたが、亂を作して軒轅と涿鹿の野に戰つて擒へられ戮に遭つた、其の亂に當つて彗星が出たので彗星を蚩尤氣といふのである。

(3)赤氣・　彗星の光の

七日の日、彗星東方に出づ、蚩尤氣(2)とも申す。又赤氣(3)とも申す。十八日、光をます。入道相國の御女建禮門院(4)、其時は未だ中宮と聞えさせ給ひしが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞ候ひける。諸寺に御讀經始り、諸社へ官幣使(5)を立てらる。陰陽(6)術を極め、醫家藥を盡し、大法秘法一つとして殘る所なう修せられけり。されども御惱たゞにも渡らせ給はず、御懷姙とぞ聞えし。主上は今年十八、中宮は二十二にならせ給ふ。然れども、未だ皇子も姫宮も出來させ給はず。若し皇子にてましまさば、如何にめでたからむと、平家の人々、只今皇子誕生あるやうに申して、勇み悅びあはれけり。他家の人々も、「平家繁昌の折を得たり。皇子御誕生疑なし」とぞ申し合はれける。御懷姙定まらせ給ひしかば、入道相國、有驗の高僧。貴僧に仰せて、大法、秘法(7)を修し、星宿(8)佛菩薩に告げて皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日の日、中宮御着帶(9)ありけり。仁和寺の御室(10)守覺法親王(11)、急ぎ御參内あつて、孔雀經(12)の法を以て御加持(13)あり。天台の座主覺快法親王、寺の長吏(14)圓慶法親王も、同じく參らせ給ひて、變成男子の法(15)を修せられけり。

通釈　七日の日には彗星が、東方の空に現れた。これは蚩尤氣とも、又、赤氣ともいふものである。十八日には益々光を加へた。入道太政大臣の御女建禮門院は、其の時はまだ中

盛んなかたちをたとへたものである。

(4)建禮門院　清盛の二女である、名は德子。高倉天皇の皇后となつて安德天皇を生まれた、承安元年に女御、二年二月十日に中宮、養和元年十一月二十五日女院號を賜はつた。

(5)官幣使　官幣社へ幣帛を奉るために派遣せらるゝ勅使

(6)陰陽　陰陽師のことを略して云つたのである。

(7)大法秘法　僧侶大勢で大規模に修するのが大法。秘法とは秘密の法。

(8)星宿　支那の天文では、天体を二十八宿中其南極に當るものを星宿と稱する、七星であつて形鞠の如く、后妃御女の位を主るとした。

(9)著帶　妊婦が腹帶をすること、昔は女子懷姙して五ヶ月に達し

宮へお呼ばれになつてゐたが、御病氣だといふので、宮中でも、又民間でも大した心配であつた。方々の寺々ではお經が始まり、又、名高い宮々へは官幣使が立てられる。陰陽師はあるだけの方術をつくし、醫師は出來るだけの醫療に骨を折り、凡て効驗のあると云はれる大法や秘法は、一つとして殘さずに修せられた。しかし其の御病氣といふのは只の御容態ではなくつて、御懷姙だと申す事であつた。聖上は當年御十八、中宮は二十二にお成り遊ばされるが、しかしまだ皇子も姫宮もお出來にならない。若し今度のが皇子のいらつしたら、どんなにお目出度い事だらうと、平家一門の人たちは、今が今皇子の御誕生でもあるやうに申して、いそいそと欣び合はれた。他家の人たちも、「平家は繁昌の運に向いてるから、皇子御誕生に相違ない」と申し合はれた。いよいよ御懷姙と御內定になつたので入道太政大臣は、効驗のある高德の僧や位の貴い僧たちに命令して、大法秘法を修し、后の位を守るといふ星宿や、佛菩薩に申上げて、どうか皇子御誕生があるやうにと其の事ばかり御祈禱おさせになる。中宮は六月一日になつて帶の祝を遊ばされた。仁和寺の御室の守覺法親王が、急いで御參內になつて、孔雀明王經の法を以てお加持を遊ばされる。天台の座主覺快法親王、三井寺の長吏圓慶法親王も同じく御參內の上、變成男子の法を修せられた。

かゝりし程に中宮は、月の重なるに從つて御身を苦しうせさせ給ふ。一度笑めば百の媚(10)ありけむ漢の李夫人(11)、昭陽殿の病の床もかくやと覺え、唐の楊貴妃梨花一枝(12)春の雨を帶び、芙蓉の風に萎れつゝ、女郎花の露重げなる　り猶痛はしき御樣なり。かゝる御惱の折節に合せて、こはき御物の怪(13)ども數多取り入り

奉る。神子⑳、明王の縛㉑にかけて、靈顯れたり。殊に讃岐の院㉒の御靈、宇治の惡左府㉓の御憶念、新大納言成親の卿の死靈、西光法師が惡靈、鬼界が島の流人どもの生靈なンどとぞ申しける。之に因つて、生靈をも死靈をも宥めらるべしとて、先づ讃岐の院の御追號㉔あつて崇德天皇と號し、宇治の惡左府、贈官贈位行はれて、太政大臣正一位を贈らる。勅使は少內記㉕維基㉖とぞ聞えし。件の墓所は、大和國添上郡河上村の、般若野㉗の五三昧㉘なり。保元の秋、堀り起して捨てられし後は、死骸路の傍の土と化つて㉙、年々に唯春の草のみ繁れり。今勅使尋ね來つて宣命を讀みければ、亡魂尊靈如何に嬉しと思しけむ。されば早良の廢太子㉚をば崇道天皇と號し、井上の內親王㉛をば皇后の職位に復す。是皆怨靈を宥められし筞とぞ聞えし。怨靈は、昔もかく怖しかりし事どもなり。冷泉院㉜の御物狂はしうましまし、花山の法皇㉝の十善の帝位をすべらせ給ひしは、基方の民部卿㉞が靈なり。又三條の院㉟の御目も御覽ぜられざりしは、桓算供奉㊱が靈とかや。

【通釋】 さう斯うするうちに、中宮は月が重なるにつれて、お身体を苦に遊ばされる。一度につこりと笑ふと普通人に百倍する程のコケチッシュな美しさがあつたといふ漢の李夫人が、病氣で昭陽殿中のベッドに寢てゐた時の惱ましい姿もこんなだつたかと思はれ、唐の

たならば、腹帯又は岩田帯と稱して、布片を以て腹部を緊縛したゞこれは主として保温の爲であるが、あまりに強く之を緊縛すると腹部を壓迫して胎兒の發育を妨げるものとし、現代では之を獎勵しない。

（10）仁和寺の御室● 仁和寺は京都市外花園村にある、宇多法皇の創建された眞言宗御室派の大本山である。御室とは此の寺に限つて寺務の總攬者をいふ詞で、宇多法皇が其處にあらせられた御室があるからの稱だといふ。代々法親王が其職をつがれる定である。

（11）守覺法親王● 法親王とは〻出家されてから親王宣下を受けられたお方をいふ。

（12）孔雀經● 孔雀明王經ともいふ、之を誦すれば明王の利生によつて除災の効驗があると

揚貴妃が、一枝の梨の花が春の雨にぬれ、芙蓉が風に吹かれて萎れて、女郎花の花が露も重げにしてゐる姿に譬へられてゐるそれよりも、一層いたいたしい御樣子である。斯樣な御異常な機會として、ひどい物の氣が、數多く附いてお惱まし申上げる。祈禱者が、靈媒を不動明王の呪縛の法にかけて、責めると、怨靈が現れた。それ等の靈は一々名のりを揚げたが、殊に讃岐の崇德院の御靈、宇治の左大臣の御思ひ、新大納言成親卿の死靈、西光法師の惡靈　鬼界ヶ島の流刑者たちの生靈などといふのがあつた。それで生靈も死靈も慰めらるべきであ、と云ふので、一番に讃岐の院に御追號を送られて崇德天皇と申上げ、宇治左大臣には官位を贈られて、太政大臣正一位とされた。其の時の勅使は少內記の維基だといふことであつた。其の左大臣の墓所は、大和國添上郡河上村般若野の五三昧である。保元の秋に發掘して捨てられて後は、死骸が道ばたの土になつて、年々只春の草ばかりが青々と茂つてゐたが、今度勅使が尋ね寄つて來て、贈位の宣命を讀んだから、亡くなつた左大臣の靈魂も、どんなに嬉しく思はれた事であらう。さういふわけだから、早良の廢太子を崇道天皇と申上げ、井上の內親王を元通り皇后の位にかへされたのも、是等は皆怨靈を慰められる爲の策だといふことであつた。怨靈は昔も、斯ういふ風に恐ろしかつたものである。冷泉院が御物狂ほしくいらせられ、花山法皇が十善の帝位をお退きになつたのは、基方の民部卿の靈のした事である。又三條の院の御目が見えなくなつたのは、桓算供奉の靈がした事だとかいふ事である。

門脇の宰相かやうの事どもを傳へ聞き給ひて、小松殿に申されけるは、「今度中宮御產の御祈、樣々に候ふなり。何と申すとも、非常の赦(33)に過ぎたる程の事、

された。

(13)加持　眞言宗で佛力の加護を祷る一種の呪法、如來の大悲と衆生の信仰心との合致をいふので「佛日ノ影衆生ノ心水ニ現ズルヲ加トイヒ、行者ノ心水能ク佛日ヲ感ゼシムルヲ持ト名ク」と即身成佛義にある。

(14)長吏　三井寺園城寺の主長。

(15)變成男子の法　胎內の女子を佛力によつて男子に變成せしめる呪法。

(16)一度笑めば百の媚　武帝の寵姫李夫人の事を評して漢書に書いた語。又白樂天の長恨歌にも「迴首一笑百媚生」とある。

(17)漢の李夫人　漢武帝の寵妃、其の甘泉殿に病臥してゐた姿が美しかつたといふ。

(18)梨花一枝　長恨歌に揚貴妃の事をうたつ

て「梨花一枝春ノ雨ヲ帶ブ」とある。
(19)ものゝけ　物の氣即ち精のことである。Sp[illegible]。
(20)神子　ミヂマム即ち靈媒のことである、すべて加持又祈禱の時には、或る生靈又は死靈と信ずるものをミヂマムに憑依させて其のものゝ口から第二人格に依つて發言される言葉を聞いて、其の憑靈即ち物の氣の何ものたるやを判斷するのだ。
(21)明王の縛　不動明王の法力に依つて生靈死靈を呪縛すること。
(22)讃岐の院　保元の亂に座して讃岐へお遷されになつた崇德院。
(23)宇治の惡左府　保元の亂を企てゝ事敗れ非業に死んだ宇治左大臣賴長。
(24)讃岐の院の御追號　此時始めて院號があつた。

有るべしとも覺え候はず。中にも鬼界が島の流人どもを、召し還されたらむ程の功德㉝善根㉞、何事か候ふべき」と申されたりければ、父の禪門の御前に在して、「あの丹波の少將が事を、門脇の宰相、餘に嘆き申すが不憫に候ふ。殊更中宮御惱の御事、承り及ぶ如くんば、成親卿が死靈など聞えて候ふ。大納言が死靈を宥めむと思しめさむにつけては、生きて候ふ少將をこそ召し還され候はめ。人の思をやめさせ給はゞ、思しめす事も叶ひ、人の願を叶へさせましまさば、御願も則ち成就して、御産平安、皇子御誕生あつて、家門の榮花、愈盛に候ふべし」など申されければ、入道相國、日比より事の外に和いで、「俊寛や、康賴法師が事は如何に」と宣へば、「それも同じうは召しこそ還され候はめ。若し一人も殘されたらむは、中々罪業たるべう候ふ」と申されたりければ、入道相國「康賴法師が事はさることなれども、俊寛は隨分入道が口入を以て、人となつたる者ぞかし。それに所しもこそ多けれ、東山鹿の谷、我が山庄に寄り合ひて、奇怪の振舞どもありけむなれば、俊寛が事は思ひも寄らず」とこそ宣ひける。


門脇の宰相敎盛は、斯ういふ事を傳聞されて、小松殿に申されたには、「今度中宮の御産について、色々の御祈禱があるやうですが、何と云つても、非常の赦に越すことはあらうとも思はれません。其の中でも鬼界ケ島の流刑者どもをお呼返しになつたら、それ

程の功德善根はありますまい」と申されたので、重盛卿は早速父の入道の御前へいらつして「あの丹波少將の事を、門脇の宰相が餘りに愁訴するのでかはいさうです。殊に中宮の御病氣の御事も、世間での噂が本當なら、成親卿の死靈の祟だとか申す事です。若しか大納言の死靈を慰めようと思召すなら、生きてゐる少將を呼還しておやりになるのが一番でせう。人の怨を晴らさせておやりになつたら、父上の思召もかなひませうし、人の願を聞屆けておやりになつたら、父上の御立願も直ぐに成就して、中宮も御安產で、お望み通り皇子も御誕生遊ばされ、我々平家一門の榮花は益々盛になるでせう」など、申されると入道太政大臣も、いつもとは殊更物和らかな調子で、「俊寛と康賴法師の事はどうしたものだらう」と仰やつた。で、重盛卿は、「同じことならそれも一所に呼還したらいゝでせう、もし一人でもお殘しになつては、却つて罪でせう」と申されると、入道は「康賴法師の事はさうしてもいゝが、俊寛は隨分此の入道が口を開いてやつて、地位を得た人間なんだ。それだのに場所もあらうに、東山鹿ケ谷の自分の別莊で寄合つて、不都合な事をしたのだから、あの俊寛を赦すなんて事は思ひも寄らない」と仰やつた。

大臣歸つて、叔父の宰相を呼び奉つて、「少將は既に赦免あるべきで候ふぞ。御心安う思召され候へ」と申されたりければ、宰相聞きもあへ給はず、泣く〳〵手を合せてぞ喜ばれける。「下り候ひし時も、是程の事、などや申し受けざらむと思ひたりげにて、教盛を見候ふ度毎に、涙を流し候ひしが不愍に候ふ」とぞ申されける。小松殿、實にさこそは思しめされ候ふらめ。子は誰とても愛しければ、よ

(25)少內記。中務省の內記局に屬する文章の官で、詔勅案を作り、禁中で日々の記錄を司る役人である。定員二人、正七位上に相當官。

(26)俊基。傳記不明。

(27)般若野。奈良市の南にあつた刑場。

(28)五三昧。墓地。

(29)死骸路の傍の土さへ云々。白樂天の詩に「古墓何ノ代ノ人ゾ、姓ト名トモ知ラズ、化シテ路ノ傍ノ土ト爲ツテ、年々ニ春ノ草生ズ」とあるのから來てゐる。

(30)早良の廢太子。光仁天皇の皇子、早良といふのは御諱である、天應元年四月、桓武天皇の皇太子となられたが、延暦四年中納言藤原種繼と爭うて、之を射殺さしめられた爲天皇の怒を買ひ、廢せられて乙訓寺に幽せられた。太子怨んで絕食死

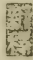
を圖つて而も死を得ず淡路に流刑に處せられ其の途で薨じた、後皇太子の御惱に次いで人の疫死するもの多くこれ皆太子の祟であると云はれたので、延暦十九年七月崇道天皇と追號した。所謂八所御靈の一。

(31)井上の内親王。聖武天皇の皇女で光仁天皇の皇后となられたが御子他戸親王を皇太子たらしめんとして事成らなんだので天皇を呪咀し奉つたと傳へられ幽屏されて恨の死に死なれた。

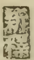
(32)冷泉院、村上天皇の第二皇子で康和四年十月紫宸殿で即位せられた、東宮時代から御多病で、御即位後も時々御發作があつたので在位一二年で位を圓融天皇に讓らせられた。

(33)花山の法皇。冷泉天皇の皇子で、圓融天皇についで、六十五代

く〳〵申し候はむ」とて、入り給ひぬ。


小松内大臣は、それから自分の邸へ歸つて、叔父の宰相教盛卿を呼んで來させて、「少將は最早御赦免ときまりました、御安心なさい」と申されると、宰相はすつかり話を聞きさらぬうちに、もう嬉し涙をホロホロとこぼして手を合せて喜ばれた。「下つて行きました時にも、これ位の事をどうして許して貰つて呉れないのだらうと思つてゐるらしい様子で、娘が、此の教盛の顔を見ては涙をこぼしましたのが可哀想でたまりませんでした」と申された。小松内大臣もそれを聞いて、「實際さう思はれたでせう。子といふものは誰しも可愛いものですからね。いや此の上ともよいやうに申して置きませう」と云つて奥へお入りになつた。

さる程に、鬼界が島の流人ども、召し還さるべき事定りしかば、入道相國の赦文(40)書いてぞたうびける。御使既に都を立つ。宰相餘の嬉しさに、御使に私の使を添へて下されける。夜を晝にして急ぎ下れとありしかども、心に任せぬ海路なれば、波風を凌いで行く程に、都をば七月下旬に出でたれども、九月二十日比にぞ、鬼界が島には着きにける。


さういふうちに、鬼界ケ島の流刑者たちを呼返されるといふことが決定したので、入道太政大臣の赦免書を書いて下げられた。そして其の事を傳へる使者は既に京都を出發した。宰相は餘りの嬉しさに、其使者に更に自家の使を添へて下された。夜も晝同樣に歩いて急いで下れと云ふ命令ではあつたが、人の思ひ通りにはならない海上を行くことであるが

ら、波風を凌いで行く間に、月日がたつて、都を出たのはまだ七月の下旬であつたが、九月二十日頃に漸うの事で目的の鬼界ヶ島に著いた。

の天皇となられた、女御の薨に會うて御悲歎甚だしかつたのに乘じて、藤原氏之を欺き奉り、御出家をおさせ申した。

(34)基方の民部卿・　村上天皇の更衣となつた自分の女がお持ち申した廣平親王を皇太子にと思つてゐた、其アテが外れて冷泉天皇がお立ちになつたため失望の極憤死した男で、其の怨が冷泉天皇並に其御系統の花山天皇に祟つたといはれてゐる。

(35)三條院・　三條院は天皇時代から眼疾であらせられたので、道長が之を諷して退位を促し奉つたのである。大鏡には「一院にならせ給ひて、御目を御覽ぜざりしこそ、いといみじかりし。こと人の見奉るには聊變らせたまふ事おはしまさざりければ、その事のやうにぞおはしましける。御眼なども、いときよらにおはしますばかり、いかなる折にか、時々は御覽ずる時もありけり、御簾のあみ緒の見ゆるなども仰せられて」云々とある。

(36)桓算供奉・　供奉は僧官で、海内の僧侶中から特に持戒高徳の者十人を選んで内道場に奉仕せしめられるものゝ事をいふ。内道場に供奉するから内供奉又は内供、供奉ともいふのである。桓算供奉とは賀靜の事で、大鏡には「御病によりて、金液丹といふ藥をめしたりけるを、その藥くひたる人はかく目をばやむなど、人は申しゝかど、まことには桓算供奉の御物怪にあらはれて申しけるは、御首にのりゐて、左右のはねをうちおほひ申したるに、うちはぶき動かすをりに少し御覽ずるなり、とこそいひ侍りけれ」とあるが、大日本史には妄誕不稽敢て取らずとある。又、小右記には冷泉院の御祟だとしてゐる。

(37)非常の赦・　赦の一種である。朝廷では吉凶の事があつた時には、既決未決の囚人の罪を宥して其刑を減免することを凡て赦といふが、それには常赦、大赦、非常赦の區別がある。前二者は制限的であるが、非常赦は八虐、故殺、謀殺、貨幣僞造、强竊盜其他一切の有罪者を赦すのである。

(38)功德・　佛教でいふ德行。

(39)善根・　善果を得る根本行爲。

(40)赦文・　凡大赦には詔書を用ゐるのが慣例である、今清盛自ら赦書を與へたとあるのは誤りであらう。

二、足ずり

御使は丹左衛門の尉基康(1)といふ者なり。急ぎ船より上り、「是に都より流され給ひたりし平判官康頼入道 丹波の少將殿や在す」と、聲々にぞ尋ねける。二人の人々は、例の熊野詣してなかりけり。俊寛一人ありけるが、是を聞いて、餘に思へば夢やらむ、又天魔波旬(2)の、我心を誑さむとていふやらむ、現とも更に覺えぬものかなとて、あわてふためき、走るともなく、倒るゝともなく、急ぎ御使の前に行き向つて、「是こそ流されたる俊寛よ」と、名のり給へば、雜色が頸に懸けさせたる布袋より、入道相國の赦文取り出でて奉る。之をあけて見給ふに、「重科は遠流に免ず。早く歸洛の思をなすべし。今度中宮御産の御祈によつて、非常の赦行はる。然る間、鬼界が島の流人、少將成經、康頼法師赦免」とばかり書かれて、俊寛といふ文字はなし。禮紙(3)にぞあるらむとて、禮紙を見るにも見えず。奥より端へ讀み、端より奥へ讀みけれども、二人とばかり書かれて、三人とは書かれず。


新釋 赦免の御使は丹左衛門基康といふ者である。鬼界ケ島へ着くと直ぐ船から上つて、

(1)丹左衛門尉基康 傳記不明。丹治氏の氏人であらう。

(2)天魔波旬 天魔は梵語でいふ障礙で Progress に對する Impediment を意味する。波旬も同じく障礙の惡魔。

(3)禮紙 本紙の上へ別に今一枚卷重ねてある紙。

「この島に京都から流されておいでになつた平判官康頼入道と丹波の少將とがいらつしやいませんか」と、供につれて來た者と一緒に、みんなで尋ね求めた。二人の人たちは、例の通り熊野參りをしてゐてちやうど居なかつた。俊寛一人だけゐたのが、其の聲を聞きつけて、あんまり都の事ばかり思つてゐるから夢ではないだらうか、それとも又惡魔が私をだまさうと思つてるのだらうか、本當だとは少しも思はれないが、と思ひ乍ら、走りついたといつていゝか、倒れかゝつたと云ふ方がいゝか分らないやうな樣子で、あたふたと、御使の前へ出て行つて、「私が流された俊寛だ」とお名のりになつたので、雜色の頸にかけさせておつた布袋から、入道太政大臣の赦免狀を取出して差上げる。それをあけて御覽になると「其方たちの重罪は今までの遠流によつて免除される。早く歸京する覺悟をしてよからう。今度中宮お產のお祈のために、非常の赦が行はれる。それによつて、鬼界ヶ島の流人少將成經、康頼法師は赦免される」と書いてあるだけで俊寛といふ字はない。きつと禮紙の方にあるのだらうと思つて、禮紙を見たが矢張それにも見えない。奥の方から初へ見返し、又初から奥の方へ讀み返して見たが、二人と書かれてあるばかりで、三人とは書いてなかつた。

さる程に、少將や、康頼法師も出で來り、少將の取つて見るにも、康頼法師が讀みけるにも、二人とばかり書かれて、三人とは書かれざりけり。夢にこそかゝることはあれ。夢かと思ひなさむとすれば現なり。現かと思へば又夢の如し。その上、二人の人々の許へは、都より言傳てたる文ども、幾らもありけれども、俊寛

僧都の許へは言問ふ文一つもなし。されば我由緣の者どもは、皆都の内に跡を留めずなりにけるよ、と思ひ遣るにも覺束なし。抑我等三人は、同じ罪、配所も同じ所なり。如何なれば赦免の時、二人は召し還されて、一人爰に殘るべき。平家の思ひ忘れかや、執筆のあやまりか、こは如何にしつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲しめどもかひぞなき。


【新釋】 其のうちに少將や、康賴法師も出て來たが、少將が手に取つて見ても、康賴法師が讀んで見ても、やつぱり二人とだけ書いてあつて、三人とは書いてなかつた。夢にこそこんな事はあるものだが、夢かと思はうとすると現實である、現實かと思ふと又夢のやうでもある。其の上に二人の人たちのところへは、京都から託送せられた手紙が幾らもあつたが、俊寬僧都のところへは、尋ね狀の一本もない。これで見ると、自分に緣故のある者は皆京都市内には跡方もなくなつて了つたのだナと想像するにつけてもたよりない氣がするのだつた。抑も我々三人は罪も同じ罪、配所も同じ配所である。それに何だつて赦免の時には、二人だけが呼還されて、一人だけは此處へ殘されるといふ事があらう、平家の思ひ忘れか、書記の書き落しか、これはまアどうした事だらうと、天に仰ぎ地にひれ伏して泣き悲しんだが何とも仕方もなかつた。

僧都、少將の袂にすがり、「俊寬が斯樣になるといふも、御邊の父故大納言殿のよしなき謀叛の故なり、されば他所の事と思ひ給ふべからず。赦されなければ、

都までこそ叶はずとも、せめては此船に乘せて、九國(1)の地まで着けて給べ。各々是におはしつる程こそ、春は燕、秋は田の面の雁の音づるゝやうに、おのづから故郷の事をも傳へ聞きつれ、今より後は何としてか聞くべき」とて、悶え焦れ給ひけり。少將、「誠にさこそは思しめされ候ふらめ。我等が召し還さるゝ嬉しさも、さる事にては候へども、御有樣を見奉るに、更に行くべき空も覺え候はず。此船に打ち乘せ奉つて、上りたうは候へども、都の御使、如何にも叶ふまじき由を頻に申す。その上赦されもなきに、三人ながら島の内を出でたりなど聞え候はゞ、中々惡しう候ひなむず。成經先づ罷り上つて、人々にもよく／＼申し合せ、入道相國の氣色をも伺ひ、迎に人を奉らむ。其程は、日頃おはしつるやうに思ひなして、待ち給へ。命は如何にも大切のことなれば、假令此瀬にこそ洩れさせ給ふとも、終にはなどか赦免なくて候ふべき」と、やう／＼に慰め宣へども、僧都堪へ忍ぶべうも見え給はず。

【新釋】 俊寛僧都は其時少將の袖にすがりついて、「俊寛がこんた事に成つたといふのも元はといへば、君の亡くなられたお父さんの大納言殿がつまらない謀叛なんかを企てられたからである。だから、よそ事だと思はれてはたらぬ。孤罪の言渡がなければ、京都までは行かれないにしても、せめては此の船に乘せて九州までつれて行つて下さい。諸君がこゝに

(1)九國　九州

ゐられた間こそ、春になれば燕が來、秋には田の水面へ雁が尋れて來るやうに、自然と故郷のたよりも傳へ聞くことが出來たんだが、これから先はそんな事もどうしたら聞けよう」と云つて、ひどく煩悶されたと少將は聞いて、「實際あなたとしてはさう思はれるでせう。我々が呼返されるのも嬉しいには嬉しいんですが、さうした御樣子を見ると、少しも歸つて行く空がしません。仰やる通り此の船にお乘せ申して、御一緒に上りたいとは思ひますが、京都の御使者は何としても成らぬと頻に云はれますし、其の上御赦免もないのに、三人とも皆島から出たなどゝいふ事が聞こえたら、却つてよくないでせう。だから成經が先づ京へ上つて、人々ともよく相談をして、入道太政大臣の心持も聞いて見て、お迎への人をよこしませう。それまでの間は、今までいらつした樣にして待つて居て下さい。何と云つても命が大切ですから、御無事でさへいらつしやれば、假令此の機會にはお漏れになつても、末にはどうして御赦免のないといふ事があるものですか」と段々にお慰めになつたが、僧都はそれまでの辛抱がおできになれさうにもない。

さるほどに、船出さむとしければ、僧都船に乘つては下りつ、下りては乘りつ、あらまし事をぞし給ひける。少將の形見には、夜の衾、康頼入道が形見には、一部の法華經をぞ留めける。既に纜解いて船押し出せば、僧都綱に取りつき、腰になり、脇になり、長の立つまでは引かれて出づ。長も及ばずなりければ、僧都船に取りつき、「さていかに各、俊寛をば終に捨て果て給ふか、日頃の情も今は何ならず。赦されなければ都までこそ叶はずとも、せめてはこの船に乘せて九國の地

まで」と、口說かれけれども、都の御使如何にも叶ひ候ふまじとて、取り附き給ひつる手を引きのけて、船をば終に漕ぎ出す。

【新釋】其うちに水夫どもが船を出さうとしたので、僧都は船に乘つては下り、下りては又乘つて、荒々しい狂態が示された。少將の記念品としては夜具の蒲團、康頼入道の形見には、法華經一部を殘された。最早船の纜を解いて船を押出すと、僧都は其の綱に取りついて引きずられつゝ、水が腰までになり、脇の下までになり、背丈の立つまでの間はついて出られた。そして遂に身体が沒しさうになると、今度は船ばたにすがりついて、「それではどうでも諸君は到頭此の俊寛を見捨てゝ行つてしまはれるのか。今までの親切も斯うなつては何にもならん。御赦免がないから都までは行かれないにしても、せめては此の船に乘せて九州までつれて行つて下さい」と口說かれたが、都の御使は「何と仰やつてもいけません」と云つて、お取りつきになつてゐる手を引き離して、到頭船を漕出した。

僧都せむ方なさに渚に上り、倒れ伏し、稚きものゝ乳母や母などを慕ふやうに、足摺をして、「これ乘せて行け、具して行け」と宣ひて、をめき叫び給へども、漕ぎ行く船の習にて、跡は白波ばかりなり。まだ遠からぬ船なれども、涙にくれて見えざりければ、僧都高き所に走り上り、沖の方をぞ招きける。かの松浦小夜姫(1)が唐船を慕ひつゝ、領巾(2)振りけむも、是には過ぎじとぞ見えし。さる程に船も漕ぎ隱れ、日も暮るれども、僧都あやしの臥處へも歸らず、波に足打ち洗はせ、露に萎

(1)松浦小夜姫　大伴佐提比古が、欽明天皇の命を受けて、新羅へ行つた時に別れを惜んで松浦山に登つて、其處

れて、其夜は其處にてぞ明しける。さりとも少將は情深き人なれば、よき樣に申す事もやと、たのみを繫けて、其瀨に身をも投げざりし、心の中こそはかなけれ。昔さうり、そくりが(3)海巖山へ放たれたりけむかなしみも、今こそ思ひ知られけれ。

新譯 僧都は仕方がないので又砂濱に歸り上つて、其處にうつぶしに倒れ乍ら、幼い子供が乳母や母などの跡を追うて泣慕ふ時のやうに、足をバタ〳〵として「コラ乘せて行けつれて行け」と仰しやつて、大聲に怒鳴つたり呼び立てたりされたが、漕いで行く船には通例の事で、其の聲も耳には入らないのか、見る間に段々漕ぎ離れて跡には只白波が岸を打つばかりであつた。船は其の時にまだそれ程遠くは行つてゐなかつたが、淚で目が曇つて見えなかつたので、僧都は高い丘の上へ走り上つて、沖の方を招かれた。あの松浦小佐姬が、夫の乘つて居る唐船を慕うて、領巾をふつて招いた時の心持も、此の俊寬以上ではあるまいと思はれた。其のうちに船もいよ〳〵視界から漕ぎ離れて、日も暮れて了つたが僧都は粗末な寢床のある所へも歸らず、寄せて來る波が足を洗ふに任せて、折柄の露にうち萎れつゝ、其の晚は其のまゝ其處で明かして了つた。それにしても少將は同情心の深い人だから、いゝやうに取做して賴んで吳れるかも知れないと、それを賴みにして目の前の波濤に身を投げもしなかつた心の中こそたよりないものであつた。昔印度の壯里息里といふ二人の兄弟が、海巖山へ棄てられた時の悲みも、今こそ思ひ知られるのであつた。

研究 此の一段は謠曲にも脚色されて、有名な悲劇になつてゐるが、固よりこれは作り話

から遥く見える船を領巾をふりつゝ招いたといふ傳說中の女主人公

(2)領布 上代の婦人用服飾の一種。錦又は紗、羅等で作り、正裝の時に、頸から肩にかける。

(3)そうりそくり 壯里息里で兄弟であり、繼母のために僧まれて、海巖山に遺棄されたといふ印度の傳說がある

で眞實味に乏しい。旣に上欄にも註記して置いた通り、非常の赦とある以上、凡ての罪囚は一律に放免されるのであつて、除外例はないのである。だから旣に物語の主人公た俊寬も疑うてゐる通り、共犯者にして且つ刑罰を同じうする成經、康賴が赦に會つた以上、俊寬だけが取殘されるわけはない。假令淸盛が如何に俊寬を憎んでゐたとしても、彼には罪囚赦免の權がないのであるから、依怙の沙汰は許されない。愚管抄に依ると、俊寬は配流後間もなく死んでゐるから、これは非常赦以前に病死したといふのが事實であらう。

三、御産

さる程に二人の人々は、鬼界が島を出でて、肥前の國鹿瀨の庄にぞ着き給ふ。宰相京より人を下して、「年の內は波風も烈しう、道の間も覺束なう候へば、春になりて上られ候へ」とありしかば、少將、鹿瀨の庄にて年を暮らす。

【新譯】其のうちに、二人の人たちは、鬼界ケ島を出て、肥前國鹿瀨の庄に到着された。宰相敎盛は京都から其處まで人を遣つて、「年內は波風も烈しくつて、海路が不安心ですから春になつてから御上洛なさい」との事であつたので、少將は鹿瀨の庄で越年することになつた。

さる程に、同じき十一月十二日の寅の刻(1)より、中宮御産の氣ましますとて、京中、六波羅ひしめきあへり。御産所は、六波羅池殿(2)にてありければ、法皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相(3)雲客(4)、すべて世に人と數へられ、官加階に望を懸け、所帶、所職(5)を帶する程の人の、一人も漏るゝはなかりけり。

【新譯】其の間に都では、同じ年の十一月十二日の午前四時頃から、中宮の陣痛御發作だといふので、京都全市殊に六波羅では大騷ぎである。御産所は六波羅の池殿だつたから、法

(1)寅の刻　子の刻を午前零時として、丑、寅と二時間毎に一刻が進むのであるから、寅の刻は正に午前四時である。

(2)六波羅池殿　六波羅にあつた中納言賴盛の邸のこと。

(3)卿相　三位以上の人即ち公卿。

皇も御幸遊ばされる。關白殿を初めとして、太政大臣以下の公卿や殿上人で、世間で相當に認められ、官位昇進を希望し、身分あり、何かの任務についてゐる程の人は、すべて一人も其のお祝に漏れたものはなかつた。

先例も、女御(1)。后(2)御産の時に臨みて、大赦あり。大治二年九月一日(3)の日、待賢門院(4)御産の時、大赦行はるゝ事ありけり　今度も其例とて、非常の大赦行はれて、重科の輩多く赦されける中に、此俊寛僧都一人、赦免なかりけるこそうたてけれ。御産平安、皇子御誕生ましまさば、八幡(5)・平野(6)・大原野(7)なんどへ行啓(8)あるべきよし、御立願(9)あり。仙源法印(10)承つて、之を敬白す。神社は太神宮を始め奉つて、二十餘箇所(11)、佛寺は東大寺、興福寺、以下十六箇所へ御誦經あり。御誦經の御使には、宮の侍の中に有官の輩(12)之を勤む。平紋(13)の狩衣に帶劍したる者どもが、いろ／＼の御誦經物(14)、御劍、御衣を持ちつゞいて、東の對より南庭をわたつて、西の中門に出づ。めでたかりし見物なり。


先例としても女御や后方のお産の時には大赦が行はれてゐる。大治二年九月一日に待賢門院のお産の時にも、大赦が行はれたことがあつた。今度も其の例に依るといふので非常の大赦が行はれて、重罪の者どもが大勢赦免になつたが、其の中に俊寛僧都一人だけは赦免されなかつたのは、情ない事であつた。若し御安産で、皇子が御誕生になつたら、八幡・平野　大原野などの各社へ中宮が行啓せられるとの御願立がある。仙源法印が御命

(4)雲客　所謂雲の上人即ち五位以上の昇殿者を指す。
(5)所帶所職　身に帶ぶる所及び職とする所で、前者は所領、後者は職務を意味する。

(1)女御　宮廷侍妃の一。本來皇后の次位であるが、皇后の册立がなかつた時代には、皇后同樣の權威があつた。
(2)后　後宮妃嬪の一般的な稱呼。後には皇后のみを稱するに至つた。
(3)大治二年九月一日……御産　大治二年は一七八七年で、即ち崇德天皇の御代である。此の時雅仁親王が生れさせ給ふたのである。
(4)待賢門院　大納言公實の女、藤原璋子、鳥羽天皇の皇后となつて崇德、後白河の兩帝が生まれた。延久六年

正月中宮に進み、天治元年十一月院號を賜はつた。

(5)八幡・今の官幣大社男山八幡宮である、京都府久世郡石清水山所在、古くは石清水八幡宮と呼んだ。應神天皇を主神とする。宇佐から清和天皇の貞觀元年に勸請したもの。朝延の崇敬殊に重く、往々大神宮と並び稱せられた。

(6)平野・京都、北野天滿宮の近くにある、平家代々の氏社として尊信篤く、今は官幣大社である。祭神は今木、久度、相開、比咩神で、今木は外國神である、延暦元年以前の創建である。

(7)大原野・京都市の郊外大原野にある大原野神社。元來藤氏の氏神たる春日神を祭つたものであるか、毎年十一月五日の祭には勅使の外、中宮、東宮からも

令を承つて、意思表示をする。神社としては伊勢大神宮を最初にお使へ申して二十餘箇所寺としては奈良の東大寺、興福寺以下十六箇寺で、お經をおあげさせになる。其のお使に、中宮附の武士の中で官位を帶びてゐる人々が之を勤める。色々の彩色のある狩衣に、帶劍した者どもが大勢・色々の御布施物や、御劍、御衣を持つて、あとからあとへと續いて、東の對屋から南庭を通つて、西の中門へ出て行く光景は、誠に結構な見ものであつた

小松の大臣は、例の善惡につきて騷ぎ給はぬ人にて在しければ、遙に程經て後、嫡子權亮少將維盛以下の公達の車ども遣り續けさせ、色々の御衣四十領、銀劍七つ、廣蓋⑭に置かせ、御馬十二匹引かせて參らせらる。是は、寛弘⑮に上東門院⑯御產⑰の時、御堂殿⑱の御馬參らせられし、其例とぞ聞えし。大臣は中宮の御兄にておはしける上、取りわき父子の御契⑲なれば、御馬參らせ給ふも理なり。又五條の大納言國綱⑳の卿も、御馬二匹參らせらる。「志の至か、德の餘か」とぞ人申しける。猶伊勢より始め奉つて、安藝の嚴島に至るまで、七十餘箇所へ神馬を立てらる。内裏にも寮㉑の御馬に四手㉒附けて、數十匹引つ立てたり。仁和寺の御室守覺法親王は孔雀經の法㉓、天台座主覺快法親王は七佛藥師の法、㉔寺の長吏圓慶法親王は金剛童子の法㉕、その外五大虛空藏㉖、六觀音㉗、一字金輪五壇の法㉘、六字河臨㉙、八字文珠㉚、普賢延命㉛に至るまで、殘る所なう修せられけり。護摩の煙御所中に滿ちて、鈴の音雲をひゞかし、修法の聲身の毛

よだつて、如何なる御物氣なりとも、何面を向ふべしとも見えざりけり。猶佛所の法印に仰せて、御身等身の藥師、並に五大尊(22)の像を造り始めらる。

 小松の内大臣は、例の通り善いにつけ惡いにつけ騒ぎ立てない人だつたから、ずつと時を經てから、お世嗣の御子の權亮少將維盛を初め、其れより下の御令息たちの御乘車を澤山列をさせて行かせて、色々の御衣裝を四十かさねと、銀ごしらへの劍七本とを廣蓋に置かせ、別にお馬を十二匹馬丁に引かせて差上げられる。これは寛弘五年に、上東門院のお産があつた時に、門院の父君御堂關白殿がお馬を參らせられた先例によられたと云ふ事であつた。小松の内大臣は中宮の實の御兄君でいらつしやる上に、別して、御親子といふ事に成つてゐるから、御馬を差上げられるのも御尤である。又、五條の大納言國綱卿もお馬を二疋差上げられる。「お志が篤いのか、それとも有餘る御身上だからだらうか」と世間の人はお噂申した。其の外にもまだ、伊勢大神宮を最初にお算へ申して、安藝の嚴島神社まで、七十餘ヶ所の神々の社へ神馬を差上げられる。宮中の方でも左右馬寮の御馬に、御幣飾りをして、五六十疋も各所の神前へ引立てられた。又、仁和寺の御室の守覺法親王は孔雀經の法、天台座主の覺快法親王は七佛藥師法、三井寺の長吏圓慶法親王は金剛童子法、その外五大虚空藏、六觀音、一字金輪五壇の諸法、六字河臨法、八字文珠法、普賢延命法などまでも、殘らず修せられた。護摩の煙は御所中一ぱいになつて、振立てる鈴の音は雲に振動を傳へ、作法の聲は聞いてゐても身の毛が逆立つ程の恐ろしさで、これではどんな物の氣でも、顔向けができようとは見えなかつた。其上にまだ、佛像彫刻所の法印にいひつけて、中宮と御等身大の藥師像並に五大明王の像を造り始めさせられる。

お使の立つのが例であつた。今は官幣中社である。仁明天皇嘉祥三年の勸請で、公事根源には一此神社は后宮のまゐらせ給はんため、春日の本社遠きによりて、都近き所に移し奉る、されば大原野の行啓など申す事の侍るに一とある。

(8)行啓。天皇の御外行を行幸といふに對して皇后、皇太子等の御外行を行啓と稱する。

(9)立願。或る條件附で神に報謝を約して願を立てること。この時の願文は次の如くである。

立中大願事
一可レ參石清水事
一可レ參平野社事
一可レ參日吉社事
右大願所立申如件
治承二年十一月十二日

(10)仙源法印。傳記不明、或は大納言藤原實明の子の全玄法印の誤ではないかと云はれて

ゐる。
（11）神・社・は・——二・十・餘・ヶ所・　抄には二十二社の事であらうとしてゐる。
（12）平・文・　狂紋又は豹文の意であらう。種々の色で交りに地文を織出したもの、又は紋を種々の色で彩つたものだともいふ。
（13）御・誦・經・物・　讀經僧に出される布施物。
（14）東・の・對・　東の對屋である。
（14）廣・蓋・　衣類等を入れる唐櫃衣筥などの蓋のこと。時服其他を上位の人から賜はる時には之を其蓋に入れて賜はつたのが元で、後には進物を入れる爲の器具として、又、客の衣類を假に入れて置くため、客間への通ひ盆などに用ゐる爲めの物を特に作るに至つた。
（15）寛・弘・　一條帝の年

かかりしかども、中宮は隙なくしきらせ給ふば㉝かりにて、御産も頓に成りやらず。入道相國、二位殿、胸に手を置いて、「こは如何がせむ、如何にせむ」とぞあきれ給ふ。人の物申しけれども、只「兎もかうも善きやうに〳〵」と許ぞ宣ひける。「あはれ淨海、軍の陣ならば、さりとも是程までは臆せじものを」とぞ宣ひける。

【譯】　こんなにまで手をお盡しになつたが、中宮には、殆んど間斷なく陣痛の發作がおありになるばかりで、急に御出産にもならないので、父君の入道太政大臣や母君の二位殿は、胸に手をあてゝ、「これはどうしよう」「どうしませう」と只ボンヤリしていらつしやる。人がお側へいつて何かを申上げても、「どうでもよいやうにしておくれ」とばかりで何も耳に入らない樣子だつた。後になつてから、「あゝ淨海も、戰線での事なら、いくら何でもあんなにビクビクはしないんだが」と仰しやつた。

御驗者㉞には、房覺㉟、性運㊱兩僧正、俊堯㊲法印、豪禪㊳、實專㊴兩僧都、各僧伽の句㊵ども上げ、本寺本山の三寶㊶、年來所持の本尊達、責め伏せ責め伏せ揉まれければ、誠にさこそはとおぼえて尊かりける中に、をりふし法皇は、新熊野㊷へ御幸なるべきにて、御精進の序なりけるが、錦帳近う御座あつて、千手經を㊸打ち上げ〳〵遊ばされけるにぞ、今一際事變つて、さしも躍り狂ひける御神子ども、縛も暫く打ち靜めけり。法皇仰なりけるは、「假令如何なる御物氣なりとも、この老法師がかくて候はむには、いかでか近づき奉るべき。就中今顯るゝ

號（一六六四―一六七一）

（16）上東門院。關白道長の長女藤原彰子、一條天皇の皇后となつて後一條、後朱雀兩天皇の御母となられた。長保元年十一月女御、二年二月十五日中宮となられた、院號を賜はつたのは萬壽三年正月十九日である。

（17）上東門院御產　上東門院の御產には其の中宮時代で、寛弘五年、皆成就、王即ち後一條天皇をお生みになつたのである。

（18）御堂殿　上東門院の御父藤原道長のこと。御堂關白といつた。

（19）父子の御契　山槐記には「一旦於二內府公一有二父子儀一」とある。

（20）五條大納言國綱　補任には國綱とある。從五位下盛國の子、治承元年に權大納言となつた。

所の怨靈は、皆我朝恩を以て、人と成りたる者ぞかし。假令報謝の心をこそ存ぜずとも、いかでか惡障碍を爲すべきや。速に罷り退き候へ」とて、「女人㉑生產し難からむ時に臨んで　邪魔遮障して、忍び難からむにも、心をいたして　ひじゆを稱誦せば、鬼神退散して、安樂に生ぜむ」とあそばいて、皆水晶㉒の御珠數を押し揉ませ給へば、御產平安のみならず、皇子にてこそましましけれ。

〔解釋〕　御祈禱者としては、房覺・性運の兩僧正、俊堯法印、豪禪・實專の兩僧都に、各それぞれのお經の文句を讀み上げ、本寺本山の尊い佛像や難有いお經や、立派な高僧たちなあるたけ集め、長年の持佛たちを、責めに責めて、珠數を押揉んで祈禱されたから、其の光景は實際これではさつと御利益があるだらうと思はれて尊かつた中に、ちやうど其の折法皇は、新熊野神社へ御幸になるために御精進をしておいでになる機會であつたが、御戶帳近くお座りになつて、千手經を何度も何度もお上げになつたのは、今一層又趣が異つてゐて、あれ程までに躍り狂うてゐたミチマムたちの呪縛も暫くはうち靜まつて見えた。法皇は、「たとひどんな物の氣でも、此の老法師が斯うしてこゝにゐるからは、どうしておそばへ寄れるものでない。殊に今出て來てゐる怨靈どもは、皆我が皇室の御恩を受けて一人前に出世をしたものである。よし報恩の心がないにしても、どうして妨げをするといふ事があらう。さア立退け、早く立退け」と仰しやつて、「女人が產し難からむ時に臨んで、邪魔遮障して、忍び難からむにも、心を致して大悲呪を稱誦せば、鬼神退散して、安樂に生れむ」と聲高らかに千手經を御朗誦になつて、總水晶の御珠數をサラ／＼とお押揉

（21）寮。左馬寮、右馬寮。
（22）四手。注連などに垂らしてある切木綿又は切紙。シデ・シダレの約。
（23）孔雀經の法。孔雀明王の孔雀經を本尊さとして除災の爲に修する法。
（24）七佛藥師の法。天台宗で、善名稱吉祥王如來、寶月智嚴光音自在王如來、金色寶光妙行成就如來、無憂最勝吉祥如來、法海雷音如來、法海勝慧遊戯神通如來、藥師瑠璃光如來な本尊こし、息災安產其他を祈る法。七佛經には、「或ハ女人有ッテ當ニ產ムベキ時ニ當ッテ、極苦ヲ受ケンニ若シ、能ク心ヲ至シテ稱名シ、禮讚恭敬シ、彼ノ如來ヲ供養スレバ、一切ノ衆苦皆除カレテ、生ズル所ノ子、顏貌端正、見ル者歡喜セン」とある。
（25）金剛童子の法。天台、折伏の軍神たる金剛童子を本尊こして修す

みになると、其功力で、間もなく御安產があつたばかりか、まして皇子であらせられた。本三位の中將重衡の卿、その時は未だ中宮の亮にておはしけるが、御簾の中よりつッと出て「御產平安、皇子御誕生候ふぞ」と、高らかに申されたりければ、法皇を始め參らせて、關白松殿、太政大臣以下の卿相雲客、各の所修、陰陽頭、典藥頭、輩輩の御驗者、すべて堂上堂下、一同にあつと悦びあはれける聲は、門外までもどよみて、暫しは靜まりもやらざりけり。入道相國嬉しさの餘りに、聲を上げてぞ泣かれける。悦び泣とは、之をいふべきにや。小松の大臣は、急ぎ中宮の御方へ參らせ給ひて、金錢九十九文(46)、皇子の御枕に置いて「天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命は方士東方朔(47)が齡を保ち、御心には天照太神入り替らせ給へ」とて、桑の弓、蓬の矢(48)を以て、天地四方を射させらる。

【通釋】　本三位の中將重衡卿は、當時まだ中宮の亮でいらしたが、御簾の中からツイと出て「只今御安產でした、皇子御誕生ですぞ」と聲高く申されると、法皇を御始め關白の松殿や太政大臣以下の公卿殿上人、それぞれの修法僧、陰陽頭、典藥頭、五六人の修驗僧、其外居合はせた堂上堂下の人たちが、皆一緒にワーッと喜び合はれた聲は、門の外にまでも波動して、暫くは靜まらなかつた。入道太政大臣は餘りの嬉しさに、聲をあげて泣かれた。喜び泣とは、こんなのを云ふのであらうか。小松內大臣は急いで中宮のいらつしやる方へおいでになつて、お呪ひの金錢を九十九文、皇子のお枕元において、「天を以て父、地を以

て母とお定め遊ばしますやう。御壽命は方士東方朔ほども御　命遊ばせ、お心には天照大神がお入りかはり遊ばせ」と申して、桑の弓に蓬の矢を番へて天地四方を射させられた。

る法。
(26)五大虚空藏法・ 法界、金剛、寶光、蓮華、業用等の五つの虚空藏を本尊として修する法。
(27)六觀音の法・ 千手、聖、馬頭、十一面、准胝、如意輪等の六觀音を本尊として修する法。
(28)一字金輪五壇の法・ 眞言宗で行ふ秘法の一、一字眞言を唱へて息災を祈るからの稱、五壇の法といふのは五ケの壇を築き列ねて行ふからである。
(29)六字河臨の法・ 六字即ち六觀音の眞言を唱へ河に臨んで船を道場として修する法。
(30)八字文珠法・ 文珠八字法ともいふ。眞言宗で行ふ秘法の一、八字文珠の姿を現ずる文珠菩薩を本尊として、壇を作つて修する法である。
(31)普賢延命法・ 金剛壽陀羅尼經を誦し、普賢菩薩を本尊として、延命の祈禱の爲に修する法。
(32)五大尊・ 不動、降三世、軍荼利夜叉、金剛夜叉の五大明王のこと。
(33)しきる・ 臨産時の陣痛發作。
(34)驗者・ 加持祈禱をする人。
(35)房覺・ 傳記不明。
(36)性運・ 少納言藤原忠成の子に昌雲といふのがある、其人の事であらう。
(37)俊堯・ 神祇伯源顯仲の子。
(33)豪禪・ 傳記不明。
(39)實專・ 藤原公能の子實全か。
(40)僧伽の句・ 僧伽とは僧といふことであるが、僧伽の句とは分らない。抄の説も考證の説も學問的でない。
(41)三寶・ 佛法僧の三寶をいふ、佛寶とは佛像の類、法寶とは經文の類、僧寶とは僧たちのことである。
(42)新熊野・ 京都市下京區今熊野町字椰木に永暦元年、後白河上皇が創建された熊野神社のこと。今は村社として小さ

な社或しかないが、往時はずつと廣かつたのである。
(43)千手經・ 千手觀音の事を讃歎する經文。
(44)女人云々・ 千手經の文句である。
(45)皆水晶・總水晶、全部水晶の珠で出來てゐる珠數」
(46)金錢九十九文・ 花園院御記に「以レ天爲レ父、以レ地爲レ母、頂二金錢九十九文一合二呪壽一」とある。金で作つた錢九十九文を頭に頂かせて、九十九歳まで生き延びさせるといふのは、陰陽道から出た長壽の呪であらう。
(47)方士東方朔・ 方士は支那の仙術者、東方朔は漢武帝の時の人で、元來滑稽諧謔を以て知られた人であるが、仙女西王母の植ゑた三千年に一たび結實する仙家の桃を三回まで偸み食ひして長命だつたといふので、不老不死の仙術に通じ九千歳まで活きた方士だとして傳へられてゐる。
(48)桑の弓蓬の矢・ 禮記によると、支那では男子が生れた時に、射人が「桑弧、蓬矢六、以て天地四方を射る」儀がある。これは「天地四方者、男子之所レ有レ事也」とあるから、天地四方を射るのは、生れた子の前途を祝福する爲で、鳴弦とは別であらう。鳴弦は矢を矧がずに弓弦だけを鳴らして妖魔を驚かして追拂ふ爲にすることである。

四、公卿ぞろへ

御乳には、前の右大將宗盛の卿の北の方①と定められたりしかども、去んぬる七月に難産をして失せ給ひしかば、平大納言時忠の卿の北の方②ぞ、御乳には參らせ給ふ。後には帥のすけ殿とぞ、人申しける。

皇子のお乳の人は、前右大將宗盛卿の夫人といふことに豫定されてあつたが、去る七月に夫人は難産でおなくなりになつたから、平大納言時忠卿の夫人が、お乳の人には參られる。此のお方の事を後には帥典侍殿と世間の人が申した。

法皇還御あり。門前に御車を立てられたり。入道相國嬉しさの餘に、黃金一千兩、富士の綿①二千兩、法皇へ進上せらる。「是亦然るべからず」とぞ人申しける。今度の御産に、笑止②數多あり。先づ法皇の御驗者、次に后御産の時、御殿の棟より③甑④を轉かす事ありけり。皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落されたりければ、人々如何にと騒ぎ、取り上げ、落し直されたりけれども、猶惡しき事にぞ人申しける。をかしかりしは入道相國の呆れ樣、めでたかりしは小松の大臣の振舞、本意なかりしは前右大將宗盛の卿の、最愛の北の

（1）北の方。貴人の妻のこと、人として女は陰、方向として北は陰、又家として奥は陰である。妻は常に奥に引きこもつてゐるから北の方といふのだ。

（2）平大納言時忠卿の北の方。[illegible]門院の生[illegible]の見嫁[illegible]。

（1）富士の綿。駿河國富士郡産の綿で、あつた。

（2）笑止。おかしい、笑ふべきこと、又氣の毒さに笑ふ[illegible]やうなこと。

（3）[illegible]。御殿の棟より云々。[illegible]一御産の[illegible]にも[illegible]、[illegible]の[illegible]事にさまらず、[illegible]を[illegible]ある時のまじない。

ひなり。滞らせ給はれば、此の事なし。下樣より事起りて、させる本說なし。大原の[illegible]たる[illegible]にて、古き[illegible]たる書に[illegible]ある、中[illegible]以[illegible]にこそ見える。これは胎盤の早く出る呪ひで、胎盤は子の敷いてあるものだからコシキを落すといふ、一種の洒落めいたことから來てゐるのである。

(4) 甑。飯を蒸して炊く器、カシケの轉語で古くからある。儀式に[illegible]使ふこともある、瓦製のものである。

(5) 千度の御祓。陰陽師が千度の祓を[illegible]にて[illegible]千度繰返すこと。[illegible]

方に後れ給ひて、大納言。大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に出仕あらば如何にめでたからむ」次に七人の陰陽師參つて、千度の御祓⑤仕る。その中に掃部頭⑥時晴⑦といふ老者あり 所從なども乏少⑧なりけるが、餘に人多く參り集ひ、たかんなをこみ⑨稻麻竹葦⑩の如し。「役人ぞ、あけられ候へ」とて、大勢の中を押分け〳〵參る程に。いかゞはしたりけむ、右の沓を踏み脫がれて、其處にてちつと立ちやすらふが、剩へ冠をさへ衝き落されて、さばかりのみぎりに、束帶正しき老者が髻放つて練り出でたりければ、若き公卿、殿上人は耐へずして、一度にどつとぞ笑はれける。陰陽師⑪などいふは、反閇⑫とて、足をもあだに踏まずとこそうけたまはれ 其外不思議どものありけるを、其時は何とも覺えざりけれども、後には思ひ合はする事ども多かりけり」

〔通釋〕 法皇は間もなくお還り遊ばされるので、門前にお車が立てられた。入道太政大臣はあんまり嬉しさに、失禮をも忘れて、金一千兩と、富士產の綿を二千兩と、法皇へ差上げられる。これも亦法に外れた事だと世間の人は申した。總じて今度のお產については、笑ふに笑へないやうな事が澤山ある。第一番に法皇が祈禱者にお成り遊ばした事、次には中宮のお產の時には、御殿の棟から甑を轉ばし落とす習はしがあつたが、皇子の御誕生の時には南側へ落し、皇女御誕生には北へ落すのが恒例である。ところが此の時には皇子であるのに北へ落されたので、どうした事だと大騷ぎになつて、一旦拾ひ上げた上で、又落し

直されたが、それでもやつぱり宜しくない事だと、世間の人は申した。それから又、可笑しかつたのは入道太政大臣が馬鹿見たやうにボンヤリとなられた樣子、感心したのは小松內大臣の態度、本意なかつたのは前右大將宗盛卿が、最愛の夫人に先へ死なれて、大納言も大將も皆辭職して了つて引籠られたことである。兄弟揃つて出仕されたら、どんなに結構だつたらう。次に陰陽師が七人參つて、千度の祓を奉仕する。其の中に掃部頭時晴といふ老人がある、供人なども極少かつたが、あんまり大勢人が參集して、まるで筍がゴチヤゴチヤと生へ揃つたか、稻か又は麻、竹、葦の類が叢生したやうなので、「今日の役人だ、道をあけなさい」と云つて、大勢の中を押分けて參るうちに、どうしたのか、右の方の沓を人に踏み脫がされて了つたので、其處に立つてうろうろしてゐるうちに、お負けに冠まで衝落されて、それ程大切の折節に、チヤンと正裝した老人が、ザンバラ髮に成つて練り出したので、年の若い公卿衆や殿上人たちは、こらへてゐられないで、一度にドッと笑はれた。陰陽師などといふものは、反倍といつて、足踏さへ徒らには踏まないと聞いてゐるのに飛んでもない事だ。其の外まだ色々と不思議な事があつたのを、當時は別に何とも思はずに過ごしたが、あとに　つて見ると思ひ合はされる事が多かつた。

御產に依つて、六波羅へ參らせ給ふ人々・關白松殿(13)、太政大臣妙音院(14)、左大臣大炊の御門(15)、右大臣月の輪殿(16)、內大臣小松殿、左大將實定(17)、源大納言定房(18)、三條の大納言實房(19)、五條の大納言國綱(20)、藤大納言實國(21)、按察使資賢(22)、中御門の中納言宗家(23)、花山の院中納言兼雅・源中納言雅頼(24)、權中納言

思想である。此の時の事は山槐記を見ると、六月二十六日には御產の御祓として、又閏六月二十三日には御座を淨め祓るに、兩回まで千度祓が行はれてゐる。

(6)掃部　掃部は、上代の掃部連以來出產の事を司る事に定まつてゐる。掃部をカニモリといふのは、曾て神代に豐玉姫命が海邊でお產の時、天忍人命が侍して帚で蟹を拂ふたからだと云はれてゐる。

(7)時晴　掃部頭安倍時晴。

(8)ぼくせう　ごくせうの訛りちがひであらう。古くは「乏少」の字を當てゝゐるが、少し無理である。

(9)たかんなをこみ　筍の發生してゐる形容であらう。

(10)稻麻竹葦　何れも隙なく叢生してゐる例。

(11)陰陽師　陰陽寮の

實綱(25)、藤中納言資長(26)、池の中納言頼盛(27)、左衛門の督時忠、別當忠親(28)、左宰相の中將(29)實家(30)、右宰相中將實宗(31)、新宰相の中將通親(32)、平宰相敎盛、六角の宰相家通(33)、堀川の宰相頼定(34)、左大辨の宰相長方(35)、右大辨の三位俊經(36)左兵衛の督重敎(37)、右兵衛の督光能(38)、皇太后宮の大夫朝方(39)、左京の太夫長敎(40)太宰の大貳親宣(41)、新三位實清(42)、以上三十三人、右大辨(43)の外は直衣なり。不參の人々には、花山の院の前の太政大臣忠雅公、大宮の大納言隆季の卿、以下十餘人、後日に布衣着して、入道相國の西八條の邸へ、參り向はれけるとぞ聞えし。

〔通釋〕 御產があつたので六波羅へお祝に參られた方々は、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊御門、右大臣月の輪殿、內大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條の大納言實房、五條の大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中の御門の中納言宗家、花山の院中納言兼雅、源中納言雅賴、權中納言實綱、藤中納言資長、池の中納言賴盛、左衛門の督時忠、別當忠親、左の宰相の中將實家、右の宰相の中將實家、新宰相の中將通親、平宰相敎盛、六角の宰相家通、堀川の宰相賴定、左大辨の宰相長方、右大辨の三位俊經、左兵衛の督重敎、右兵衛督光能、皇太后宮大夫朝方、左京の大夫長敎、太宰大貳親宣、新三位實淸と以上三十三人で、服裝は右大辨俊經の外は皆直衣である。當日行かなかつた人々は花山ノ院ノ前ノ太政大臣忠雅公、大宮の大納言隆季の卿以下十人餘りであつたが、これは後日に布衣を着て、入道太政大臣の西八條邸へお祝に參られたと申す事であつた。

職員、占筮及相地の事を司る者。

(12)反倍 陰陽道で尊重する足踏の方式で、ただ本さいふ。反閇とも書き、皆陣に在る時、臨むに唱へ前に列ぶ。九字を唱へて、右兵では右足左足から踏みつつ、一歩一歩と右足を左足の三足へつつ、二二踏ふで、定めたのまま足を數へて踏んで、風に行くのがつまる規則である。その共規則である。

(13)松殿 基房、法性寺關白の第二子、菩提院關白と號す、前にも出てゐる。

(14)妙音院 太政大臣藤原師長。

(15)大炊の御門 左大臣經宗。

(16)月の輪殿 右大臣兼實。

(17)實定 左大將とあるが、當時は正二位大納言である。

(18)定房 大納言源定

房、源氏、中納言雅兼の子である。
(19)實房。三條の大納言と云つた、内大臣藤原公教の三男。
(20)邦綱。前にも出てゐた中宮の御産について馬二疋を進献された邦綱である、五條の大納言である。
(21)實國。實房の兄藤原氏。
(22)按察使資賢。當時大納言であつた、音樂、蹴鞠、馬術の達人であつた。
(23)宗家。中御門中納言、内大臣藤原宗能の子。
(24)雅頼。源氏で中納言。源中納言雅兼の三男。
(25)實綱。實國實房の兄。
(26)資長。藤原氏、中納言。藤中納言實光の二男。
(27)頼盛。清盛の弟。中納言で、世に池の中納言と呼ばれた。
(28)忠親。藏人の別當。
(29)左宰相。中將。參議兼左近衛中將。
(30)實家。右大臣藤原公能の二男。權中納言藤原忠實の二男である。
(31)實宗。權大納言公通の二男、參議兼右近衛中將。
(32)通親。内大臣源雅通の長男、參議兼左近衛中將。
(33)家通。正二位大納言重通の子、官は參議である。六角の宰相と呼ばれた。
(34)頼定。權中納言藤原經定の子、官は參議、堀川宰相と呼ばれた。
(35)長方。權中納言顯長の長男、參議兼左大辨。(36)俊經。參議藤原顯業の二男、從三位右大辨。(37)成範。少納言通憲の子、藤原氏、官は左兵衛督。(38)光能。官は右兵衛督、民部少輔藤原忠成の子。(39)朝方。中納言藤朝隆の子、官は皇太后宮大夫。(40)長教。官は左京大夫、藤原氏、少納言通憲の五男、脩範のこと。(41)親宣。大宰大貳親房、右京大夫信輔の四男、藤原氏。(42)實清。右京大夫長輔の三男、新叙の三位。(43)右大辨。藤原俊經のこと。

五、大塔建立

(1)東寺・京都市下京區九條町にある、本稱は教王護國寺、弘仁年間弘法大師の開基である。眞言宗東寺派の總本山、寺內の金堂、御影堂、五重塔は特別保護建造物である。
(2)・大元法・大元帥明王を本尊として修する法、衣筥に入れた御衣を緋の綱で緊縛して祈禱するのである。眞言宗での修法である。
(3)圓良法眼・守覺法親王の法弟、大納言藤師仲卿の子で、横川の穀與坊と云つた。
(4)座主の宮・天台の座主覺快法親王。
(5)・覺成僧都・覺快法親王の法弟、中納言藤原忠[illegible]の子。
(6)、まう擧・網羅して

御修法の結願には、勸賞ども行はる。仁和寺の御室は、東寺(1)修造せらるべきなり。後七日の御修法、大元の法(2)、並に灌頂興行せらるべきよし、仰せ下さる。御弟子圓良法眼(3)、法印になさる。座主の宮(4)は二品、並に牛車の宣旨を申させ給ふを、御室支へ申させ給ふに由つて、御弟子覺成僧都(5)、法印になさる。その外の勸賞ども、枚擧(6)に遑あらずとぞ聞えし。


御祈禱の最終日には賞與が行はれる。仁和寺の御室は、東寺を修造せらるべきであると、そして後七日の御祈禱、大元法、並に灌頂を行はれるやうにと仰せ下される。御法弟の圓良法眼は法印に陞される。天台座主の覺禪法親王は二品に陞叙せられて、同時に牛車の宣旨をお受けになる筈だつたが、仁和寺の御室から御異議を申されたので、御弟子の覺成僧都を法印に陞される。其の外の賞與は、數へてゐる暇もない位だと云ふ事であつた。

日數經にければ、中宮は六波羅より內裏へ歸り參らせ給ふ。入道相國の御女、后に立たせ給ふ上は、あはれ疾くして、此御腹に皇子御誕生あれかし、位に即け奉つて、夫婦共に外祖父外祖母と仰がれむと願はれけるが、崇め奉る嚴島へ申されて、月詣(1)を始めて、祈り申されければにや、中宮やがて御懷姙ありて、御產平安、皇

擧げる意味であらうといふが、これは枚擧の音便であらう。

(1)月詣。毎月參詣すること。

(2)高野の大塔。和歌山縣伊都郡高野村にある、高野山金剛峯寺の大塔。清盛が建てたのは高さ十六丈あつたといふ。

(3)渡邊の遠藤六郎賴方。傳記未詳。

(4)雜掌。雜事を掌る者。

(5)奧の院。承和二年三月入定した空海の定身を其の六大弟子が安置したところ。

(6)鹿杖。頭部の丁字形をしてゐる杖。

(7)氣比の宮。福井縣敦賀郡敦賀町字曙にあり、古來越前の一ノ宮であつた式内の大社で、現在は國幣中社。

子御誕生まし〳〵けるこそめでたけれ。抑平家、安藝の嚴島を信じ始められける事を如何にといふに、清盛公未だ安藝の守たりし時、安藝の國を以て、高野の大塔(2)修理せられけるに、渡邊の遠藤六郎賴方(3)を雜掌(4)に附けられて、六年に修理畢りぬ。修理畢りて後、清盛高野へ上り、大塔をがみ、奧の院(5)へ參られけるに、何處より來るともなく、老僧の白髮なるが、眉には霜を垂れ、額に浪を疊み、鹿杖(6)の二股なるにすがつて出で來給へり。此の僧、何となう物語をしけるほどに、「それ我山は、昔より密宗をひかへて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理畢り候ぬり。それに就き候うては、越前の氣比の宮(7)と、安藝の嚴島は、兩界(8)の垂跡にて候ふが、氣比の宮は榮えたれども、嚴島はなきが如くに荒れ果て、候。あはれ同じうは、此序に奏聞して、修理せさせ給へかし。沙汰にも候はば、官加階は肩を並ぶる人、天下に又もあるまじきぞ」とて立たれけり。此老僧の居給へる所に、異香則ち薰じたり。人を附けて見せらるゝに、三町ばかりは見え給ひて、其後は搔き消すやうに失せ給ひぬ。是凡人にあらず、大師(9)にてまし〳〵けりと、愈々尊くおぼえて、娑婆世界の思出にとて、高野の金堂(10)に曼陀羅(11)を書かれけるが、西曼陀羅をば、常明法印(12)といふ繪師に書かせらる。東曼陀羅をば清盛書かむとて、自筆に書かれけるが、八葉の中尊(13)の寶冠をば、如何が思は

れけむ、我頭の血を出いて書かれけるこぞ聞えし。その後都へ上り院參して、此由を奏聞せられたりければ、君も臣も御感ありけり。猶任を延べられて、嚴島をも修理せらる。鳥居を建て替へ、社々を造り替へ、百八十間の廻廊をぞ造られける。修理畢つて後、淸盛嚴島へ參り、通夜せられける夢に、御寶殿の御戸押し開き、鬢結うたる天童の出で、「我はこれ大明神の御使なり、汝この劍を以て朝家の御かためたるべし」とて、銀の蛭卷したる小長刀を賜はる、といふ夢を見て、覺めて後見給へば、現に枕上にぞ立つたりける。さて大明神御託宣ありけり。「汝知れりや、忘れたりや、或聖を以て言はせし事はいかに、但し惡行あらば、子孫まては叶ふまじきぞ」とて、大明神上らせ給ひけり。難有かりし事ごもなり。

【通釋】 晦忌の日數が立つたので、宮は六波羅から宮中へお歸りになる。入道太政大臣は自分の令嬢が、お后に立たれた上は、あゝどうか早く、此の人のお腹に皇子がお出來になればよい、皇位にお卽け申して、夫婦共に、外祖父、外祖母と仰がれようと望んでゐられたが、それについては に崇敬する嚴島へお願申さうと云ふので、月參りを始めて、お祈り申された御利益があつてか、中宮は、それから間もなく御懷胎になつて、お產も安々と皇子が御誕生になつたのは結構であつた。抑も平家が安藝の嚴島を信仰し始められたのはどう云ふ事からかと云ふと、淸盛公がまだ安藝守だつた時分に、安藝の國の國費で、高野山に大塔の修繕工事をせられた時に、渡邊の遠藤六郎賴方といふものを、庶務主任に附

である。伊奢沙別命を主として十座の神を祭神とする。應神天皇と名を交換せられた有名な神で、其因緣で應神天皇初め其血緣關係の神々が共祭せられてゐるのである。

（8）兩界・・金剛界、胎藏界の二である。

（9）大師・・弘法大師、名は空海、讃岐の人である。延暦二十三年唐國に留學し、大同元年歸朝、弘仁七年今の高野山を開創した。

（10）金堂・・本堂のこと

（11）曼陀羅・・・梵語で完全無缺の意、大日經の疏には「如來眞實ノ功德ヲ以テ集メテ一處ニ在リ」とある。其意味で諸佛諸菩薩を一幅に集めたものが繪マンダラである。

（12）常明法印・・・・佛畫に巧な人だつたらしい、昔の僧侶には多く繪畫彫刻に長じてゐた。

（13）八葉の中尊　八葉　則ち花瓣が八つある蓮華中にある中央の尊、眞言の曼陀羅では大日如來である。

（14）百八十間の廻廊　廻廊とは廻り廊下のこと。嚴島の廻廊は宮殿の左右に翼の如く延びてゐる、屈曲して四十八間、一間毎に鐵燈籠が吊つてある。水に臨んでゐるから、満潮が廊脚を浸す時には、萬燈と映じて波忽ち金光を躍らしめる。

（15）鬟　ビンヅラとよむ、みづらのこと。古代に於での童子の髪の結び方で、眞中から左右に髪をわけて、あげまきに結んだのである。

けられて、六年間ですつかり工事が竣成した。其の竣成後に、清盛が高野へ上つて、大塔を拜み、奥の院へ參詣されたところが、年取つた僧侶の白い鬚を生やしてゐるのが、長い眉毛も白く、顏には皺が幾筋も寄つてゐるのが、撞木杖の下が二股になつてゐるのに縋つて何處からともなく出て來られた。此の僧は清盛を見かけて、これと取とめたこともない色々の雜談をしてゐたが、其うちに「此の山は、昔から密宗の道場として衰へた事はありません、又外に類もありません。お蔭で大塔の修繕も出來ました。それについては、越前の氣比神宮と、安藝の嚴島とは、金剛胎藏兩界の垂跡ですが、其の氣比宮の方は繁昌してゐますけれども、嚴島はあるかないか分らぬ位に荒廢しきつてゐます。あゝどうか同じ事なら、此の序に奏聞して、修覆させて下さい。あなたのお力で其の事がいよ／＼きまりましたら、官位の昇進に於て肩を列べる人は天下に又とありますまい」と云つて立たれた。ふと氣がついて見ると、其の老僧の今までゐられたあたりには、何とも云はれぬいゝ香ひがまだ薫つてゐた。人に跡をつけさせて御覽になると、三町程は姿が見えたが、それからは吹いて消したやうに見えなくなつた。これは當り前の人ではない弘法大師でいらつしたに相違ないと、一層尊く思はれて、此の世の思出にと云ふので、高野山の金堂へ曼陀羅を書かれる事になつたが、西の曼陀羅は常明法印といふ繪畫師に畫かせられる。東の曼荼羅は清盛が書かうといふので、自筆で書かれたが、何と思はれたか、八葉の蓮華座の中尊の寶冠は自分の頭から血を出して書かれたといふ事であつた。其の後に京都へ上つて院の御所へ參つて、其事を奏上せられたところが君臣共に御感心遊ばされた。其の後もまだ安藝守の任期を延ばされて、今度は嚴島も修繕せられる。鳥居を立てかへ、各社の社殿を造替して、百八十間の廻り廊下を造られた。修繕がすつかり終つてから、清盛が嚴島の神前へ

參つて徹夜り參籠をしてゐられると、其の時の夢に、神殿の戸を中から押しあけて、ミヅラに髮を結つた天童が出て來て、「私は嚴島大明神のお使だ、お前は此の劍で、皇室を警護し奉るやうに」と云つて、銀の蛭卷をした小長刀を賜はつたといふ夢を見て、目がさめてから御覽になると、現在その小長刀が枕もとに立つてゐた。そして大明神のお告げがあつた。「お前は知つてゐるか、それとも忘れたか、或る聖僧に托してお前に話させた事があるだらう。さうだ。但しわるい行ひがあつたら、子孫までの繁昌はかなふまいぞ」と仰やつて大明神は昇天せられた。まことに難有い事である。

六、賴豪

白河の院御在位の時、京極の大殿の御女、后に立ち給ふ事ありけり。賢子(2)の中宮とて、御最愛ありしかば、主上この后の御腹に、皇子誕生あらまほしう思しめして、其頃三井寺に有驗の僧と聞ゆる賴豪(3)阿闍梨を召して、「汝、此后の御腹に皇子誕生祈り申せ、御願成就せば所望は請ふに依るべし」と仰せ下さる。賴豪畏り承つて、三井寺に歸り、肝膽をくだいて祈りければ、中宮やがて御懷姙あつて、承保元年十二月十六日、御産平安、皇子御誕生ありけり。主上斜ならず御感あつて、賴豪阿闍梨を内裏へ召して、「さて汝が所望は如何に」と仰せければ、三井寺に戒壇(4)建立の由を奏聞す。「一階僧正(5)などの事をも、申さむずるかとこそ思しめしつるに、是こそ存じの外の所望なれ。凡皇子誕生あつて、祚を繼(6)がしめむも、海内無事を思しめす御故なり。今汝が所望を達せば、山門憤つて世上も靜なるべからず。兩門共に合戰せば、天台の佛法亡びなむず」とて、聞し召しも入れざりけり。賴豪、「こは口惜しきに事こそあンなれ」とて、急ぎ三井寺に走り歸つて、干死せむとす。

(1) 京極の大殿　關白藤原師實。

(2) 賢子　實は六條右大臣顯房の女を、京極關白が養子にしたのだ。延久三年太子宮に入り、承保元年中宮となられた。

(3) 賴豪　伊賀守有家の子、碩學の淸僧として聞えた。比叡山の鼠の社は此の僧を祭つたものだといふ。大江匡房の弟だとも、大江成衡の兄弟だともいふ。

(4) 戒壇　授戒の式典を行ふ壇場、當時大乘の戒壇は比叡山延曆寺の外にはなかつた。

(5) 一階僧正　一飛びに僧正になること。盛衰記には「一度に僧正僧都にもなり、寺領坊領をも申さんずるにや

さこそ思召されつれ」とある。

（6）祚を継ぐ・・・・　踐祚といふのと同義である。祚の本字は阼で、主人の上る階段　こと。位に即くには高御座に陞らせられるのであるから、其意味で即位のことを踐祚といふのである。

（1）江師匡房・・・・　大江匡房のこと、江帥の江は大江、帥は太宰権帥の略称。此の人が帥になつたのは承保元年のことで、天永二年には大蔵卿を兼ねた。詩歌の



白河の院の御在位の時に、京極關白の御息女がお后にお立ちになる事があつた。賢子の中宮と申して一番の御寵愛であつたから、お上は此のお后のお腹に、皇子がお出來になればよいと思召して、其の頃三井寺中でも祈禱上手だと傳へられた頼豪阿闍梨をお呼寄せになつて、「お前は此の后のお腹に皇子が御誕生あるやうにお祈り申せ、此の立願がかなつたら何でも望み次第にやらう」と仰せられた。頼豪は謹んでお受をして、三井寺に歸つて、一生懸命に祈つたので、中宮は間もなく御懐姙になつて、承保元年十二月十六日に御安産があり、皇子がお生れになつた。お上は非常にお感心遊ばされて、頼豪阿闍梨を宮中へお召しになつて、「そこでお前は何を望むのか」と仰せられると、どうか三井寺に戒壇建立をお許し願ひたいと奏上した。陛下はお聞きになつて、「一飛びに僧正にしてくれとでも云ふのかと思つて居たら、それは案外な望みだ。大体皇子が生れたら位を繼がせようと思ふのも、國内の無事太平を思ふからの事だ。それだのに今お前の望みを通してやつたら、きつと山門が怒つて、世の中安泰とは行くまい。それに山門と寺門とで戰爭したら、天台の佛法が滅びる原因だらう」と仰やつて、到頭お聽入れにならなかつた。頼豪は「これは殘念な事だ」と云つて、急いで三井寺へ走り歸つて、絶食して死なうとした。

主上大に驚かせ給ひて、江師匡房(1)の卿、其時は未美作の守と聞えしを召して、「汝は頼豪に師檀の契(2)あれば、行きて拵へ(3)て見よ」と仰せければ、畏り承つて、急ぎ三井寺に行き向ひ、頼豪阿闍梨が宿坊(4)に行きて、勅定の趣仰せ含めむとすれば、以ての外にふすぼつたる持佛堂に立て籠り、怖ろしげなる聲して、「天子

には戯の言なし(5)、綸言(6)汗の如し(7)とこそ承つて候へ。是程の所望叶はざらむに於ては、我祈り出し奉つたる皇子なれば、取り奉つて魔道へこそ行かむずらめ」とて、終に對面もせざりけり。美作の守歸り參つて、此由奏聞せられければ、主上御歎斜ならず。頼豪終に干死に死にゝけり。さる程に、皇子御惱つかせ給ひて、打ち臥させ給ひしかば、様々御祈どもありけれども、叶ふべしとも見えさせ給はず。白髪なる老僧の、錫杖(8)を以て、常は皇子の御枕に彳むと、人の夢にも見え、現にも又立ちけり。怖ろしなども愚なり。承暦元年(9)八月六日の日、皇子御年四歳にて、終に薨れさせ給ひぬ。敦文の親王是なり。


お上は大層お驚きになつて、後に太宰權帥になつた大江匡房卿が、其の時はまだ美作守と云はれたのをお呼寄せになつて、「お前は頼豪と師弟の關係があるのだから、行つて何とかなだめて來て見ろ」と仰せられたので、匡房卿は委細畏つて、急いで三井寺へ行つて、頼豪阿闍梨の住んでゐる坊へ行つて勅旨を言ひ含めようとすると、特別にくすぶり返つた持佛室の中に引籠つてゐて、恐ろしいやうな聲で、「天子といふものには串戯を云はないものだ。綸言汗の如しと承つてゐる。これ位の望がかなはないやうなら、此の俺の法力でお祈り出し申した皇子なんだから、俺が又お命をお取り申して魔道へ行かうと思ふのだ」と云つて、到頭面會もしなかつた。美作守は歸つて參つて、其の由を復命せられると、お上のお歎きは大抵でなかつた。頼豪は到頭飢え死に死んで了つた。其のうちに皇子は御

才があつて當時藤原伊房、爲房と並び稱せられて三房と呼ばれた、美作守時代は延久六―承保元年の〃である。

(2)師檀の契　師僧と檀那との關係。

(3)拵へる　言ひなだめる、慰めて取做す。

(4)宿坊　僧の平生居住する所。

(5)天子には戯の言なし　史記の晋世家に出てゐる語。

(6)綸言　禮記に「王ノ言ハ糸ノ如シ其出ルヤ綸ノ如シ」とある、詔勅のこと。綸とは細い糸のことで、王の詔勅は綸の如く細いから世に發布されて能く天地四方にも行きわたるといふ意である。

(7)綸言汗レ如し　王の言は一たび出ては元へ戻らないことを云つた譬。

(8)錫杖　修驗者の持

つてゐる杖、中軸を木で作り、下部にはオ叉は角、上部には多數の鐶を装ふた錫製の塔婆形のものを附けて、行歩の時に突いて歩くと其の鐶が響いて音を發するやうに出來てゐる、其の響で惡獸毒蛇を避けしめる爲だといふ。

(9)承曆元年。一七三七年。

(1)良眞。兵部丞源通輔の子、後に大僧正で比叡山西塔の座主となつた。當時は圓融坊の僧都と云つた。

(2)九條の右丞相師輔。右丞相は右大臣。師輔は、攝政忠平の二男である。

(3)慈慧大僧正。天台座主、良源のこと。近江淺井郡木津氏の出、横川の開基で、天台座主には康保二年になつた。永觀三年七十四で死んだ。

病身に成らせられて、床にお就きになつたので、色々御祈禱やなんかを遊ばしたが、効驗がありさうにもお見えにならないで、白髮の老僧が、錫杖を手に持つて、始終皇子のお枕もとに立つてる姿が、人の夢にも見え、又現實にも見えた、恐ろしいなどと云つた位ではまだ不十分である。承曆元年の八月六日に、皇子はお四つで到頭おかくれになつた。敦文の親王と申されたのは此のお方である。

主上斜ならず御嘆あつて、其頃又山門に有驗の僧ときこえし西塔の座主良眞(1)大僧正、その時は未圓融坊の僧都と聞えしを内裏へ召して、「こは如何に」と仰せければ、「何時も斯樣の御願は、我山の力でこそ成就する事では候へ。されば九條の右丞相師輔(2)公も、慈慧大僧正(3)に御契り申させ給ひてこそ、冷泉院の皇子御誕生は候ひしか。やすい程の御事候ふ」とて、山門に歸つて、百日肝膽を摧いて祈られければ、中宮軈て百日の中に御懷姙あつて、承曆三年七月九日(4)の日、御產平安、皇子御誕生ありけり。堀川の天皇是なり。怨靈は、かく昔も怖しかりし事ども也。今度さしもめでたき御產に、非常の大赦行はれたりといへども、この俊寛僧都一人、赦免なかりけるこそうたてけれ。


お上は非常にお歎きになつて、其の頃に又山門即ち比叡山の方で祈禱の効驗があると云はれた西塔の座主良眞大僧正が、その時分にはまだ圓融坊の僧都と呼ばれてゐたのを宮中へお召しになつて、「この事はどうだ」と仰せられると、良眞は承つて、「いつも斯

(4) 承暦三年七月九日御產　善仁親王の御生誕を指す。後の堀川天皇である。

(1) 同じき十二月八日　治承二年十二月である、一に十二月十五日に作る。又公卿補任によると、此の時傅には従一位藤原朝臣經宗、大夫には正二位平朝臣宗盛が任ぜられてゐる。

(2) 春宮　トウグウと讀ませる、皇太子の御座所といふ語から轉じて皇太子御自身をも申上げる、東宮といふと宮殿についていふのである、支那では四時のうちで東を春とする。

(3) 傅　道徳を以て春宮を輔導する東宮の職員。正四位上相當官。

ういふ御願は我が比叡山の力で成就するのです。さればこそ右大臣、九條師輔公も、慈慧大僧正とお約束になつて、冷泉天皇の御誕生があつたので御座います。何アにお易い御用です」と云つて山門へ歸つて、百日の間一所懸命になつて祈られると、中宮は間もなく百日の中に御懷胎になつて、承暦三年七月九日に、御安產で、皇子・御誕生があつた。堀川天皇が即ち其の時、皇子でいらせられる。怨靈といふものはこれほどまで怖ろしいものである。今度の目出度いお產には、あれほどまで結構なお志で、非常の大赦が行はれたが、あの俊寛僧都一人だけ御赦免なかつたのは歎かはしい事であつた。

同じき(1)十二月八日の日、皇子(2)春宮に立たせ給ふ。傅(3)には小松の内大臣、大夫には池の中納言頼盛の卿とぞ聞えし。さる程に今年も暮れて、治承も三年になりにけり。

新釋　同じ治承二年の十二月八日に、皇子言仁親王が皇太子にお立ちになる。傅には小松内大臣、春宮大夫は池の中納言頼盛卿だと申す事であつた。其のうちに此の年も暮れて、治承も三年になつた。

七、少將都歸

同じ正月下旬に、丹波少將成經、平判官康賴入道、二人の人々は、肥前の國鹿瀨庄を立つて、都へとは急がれけれども、餘寒も未烈しう、海上も痛く荒れければ、浦づたひ島づたひして、二月十日比にぞ備前の兒島には着き給ふ。それより父大納言殿の御わたりあるなる有木の別所とかやに、尋ね入りて見給へば、竹の柱、舊りたる障子などに書き置き給ひつる、筆のすさびを見給ひて、「あはれ、人の形見には、手跡に過ぎたるものぞなき。書き置き給はずば、いかでか之を見るべき」とて、康賴入道と二人、讀みては泣き、泣いては讀む。「安元三年七月二十日出家、同じき二十六日信俊下向」とも書かれたり。さてこそ源左衞門の尉信俊が參りたるをも知られけれ。側なる壁には、「三尊來迎①便あり、九品往生②疑なし」とも書かれたり。此形見を見給ひてこそ、さすが欣求淨土③の望もおはしけりと、限りなき歎の中にも、聊賴もしげには宣ひけれ。

【新釋】治承三年の正月下旬になつて、丹波の少將成經と平判官康賴入道との二人の人たちは、いよいよ肥前の國の鹿瀨の庄を出立して、都を指して旅路を急がれたが、まだ餘寒も嚴しいし、海もひどく荒れたので、海岸傳ひ島づたひに、船で行つて、二月十日頃に、漸

（1）三尊來迎　三尊とは阿彌陀如來、觀音菩薩、勢至菩薩の事て、常に心から念佛をしてゐるものは、其功德によつて、死期に臨んで三尊が極樂淨土へ迎へ取るために來られるといふ信仰が、平安朝末には殊に強くあつた。繪畫などにも此の期の

く備前の兒島にお着きになる。それから父君大納言が其處にいらせられる筈の有木の別所とか云ふところを探し當てゝ、入つて御覽になると、竹の柱や古ぼけた襖などに書殘してお置きになつたいたづら書が澤山ある。少將はそれを御覽になつて「あゝ人の形見には書いたものが何よりだ。と云つて、お書きにならなかつたら、どうして御動靜を知ることが出來よう」と云つて、康頼入道と二人で、讀んでは泣き泣いては讀みされる。「安元三年七月二十日出家、同じき二十六日信俊下向」とも書かれてある。これで、源左衛門ノ尉信俊が尋ねて參つたことも知られた。側の壁には又、「三尊來迎便あり、九品往生疑なし」とも書かれてある。此のお形見を御覽になつて、それでも極樂往生のお望もあつたのだナと、際限もない歎きの中にも、少しは頼もしさうに思はれた。

其墓を尋ねて見給へば、松の一村ある中に、甲斐々々しう壇を築いたることもなく、土の少し高き所に向ひ、少將袖掻き合せ、生たる人に物を申す樣に、泣々掻き口說いて申されけるは、「遠き御守(1)とならせおはしましたる事をば、島にても、微に傳へ承りて候ひしかども、心に任せぬ憂き身なれば、急ぎ參ることも候はず。成經かの島へ流されて、後の便なさ、一日片時の命もありがたうこそ候ひしかども、さすが露の命は消えやらで、此二年を送つて、今召し還さるゝ嬉しさも、さる事にては候へども、父大納言殿のましまさうこの世に渡らせ給はむを見參らせても候はばこそ、さすが命の長き甲斐も候はめ。是までは急がれつれども、今日より後は急ぐべしとも覺えず」とて、掻き口說いてぞ泣かれける。實に存

ものには、それを現したものが多い。

（2）九品往生。淨土宗では極樂往生にも上中下の品等があつて、其各等の中には又上中下の三種の往生があるとした。即ち上品上生、上品中生、上品下生、中品上生、中品中生、中品下生、下品上生、下品中生、下品下生がこれである。委しくは觀無量壽經にある。

（3）欣求淨土。安養淨土を願ひ求めること。

（1）遠き御守。備中へ流されて遠地を守る身となつたこと。

生の時ならば　大納言入道殿こそ、「如何に」とも宣ふべきに、生を隔てたる習ほど、恨めしかりけることはなし。苔の下には誰か答ふべき。唯嵐に騷ぐ松の響ばかりなり。

【新譯】其の墓を探して御覧になると、松が一かたまり叢生してゐる中に、チヤンと正式に壇を築いたのではなく、只土が少し小高くなつてゐる。少將は其の方を向いて、袖を掻合はせて、生きてゐる人に話しかけるやうに、涙ながらに掻口説いて申されたには、遠國の御守護においなり遊ばしたといふ事は、島でも幽に傳へ聞いて居りましたが、何事も思ひ通りにはならぬ情ない身の上ですから、急いで參る事もできませんでした。成經は此の鬼界ケ島へ流されてからといふもの、もう頼り無くつて〳〵、一日片時も生きてゐられようとは思はれませんでしたが、それでもどうやら死にもしないで、此二年の間暮らしまして、今度呼還される事になつたのは嬉しいには嬉しう御座いますが、父君が確に此の世にいらせられるのをお見受け申してこそ、何と云ても今まで生きてゐた甲斐があるといふものですし、又早くお目にかゝりたいと思へばこそこゝまでは急いで來たのですけれど、もう此後は別に急がうとも思ひません」と云つて、又掻口説いては泣かれた。實際これが生きておいでになる時ならば、大納言入道殿が二人を見かけて「やアどうした」と仰しやるところだのに、此の世あの世と世界を隔てゝ了つた事ほど、怨めしい事はなかつた。何と云つて泣いても口説いても苔の下では誰が返事しよう、只嵐にザワザワと搖れる松の響が寂寞を破るばかりである。

(1)行道・佛像へは墓の周圍を何回も廻つて歩くこと、法會で僧侶が本尊の周圍を誦經しつゝ廻るのもそれである。西域記には「西天須隨ニ所レ宗事一禮後皆施遶ニ蓋歸敬之至也一」とある、多く廻れば廻る程敬の極を表することになら。
(2)釘貫・・・・華表形の貫門をつけた柵を廻らすこと。
(3)證大菩提・・・・菩提は梵語、道と譯する。證大菩提とは佛の悟得した眞理を證すること。
(4)三世・・過去世、現世、未來世の三つをいふ。
(5)十方・・東、西、南北、乾、坤、巽、艮、天上、下界の十方角をいふ。

其夜は康頼入道と二人、墓の廻を行道(1)し、明け、れば新しう壇築き、釘ぬき(2)せさせ、前に假家造り、七日七夜が間念佛申し、經書いて、結願には大なる卒都婆を立て、過去精靈出離生死、證大菩提(3)と書いて、年號月日の下には孝子成經と書かれたれば、賤山がつの心なきも、子に過ぎたる寶なしとて、袖を濡らさぬはなかりけり。年去り年來れども、忘れ難きは撫育のむかしの恩、夢の如く幻の如し。盡きがたきは、戀慕の今の涙なり。三世(4)十方(5)の佛陀の聖衆も憐み給ひ、亡魂尊靈も、如何に嬉しと思しけむ、「今暫く候ひて、念佛の功をも積むべう候へども、都に待つ人どもの心許なう候ふらむ、又こそ參り候はめ」とて亡者に暇申しつゝ、泣く〳〵其處をぞ立たれける。草の陰にても、名殘惜しうや思はれけむ。

通釋　其の晩は、康頼入道と二人、お墓の周圍を行道して歩いて、夜が明けると、新に壇を築かせ、柵を作らせて、其の前には假小屋を作り、まる一週間念佛を申しお經を書いて満願の日には大きな塔婆を立て、「過去聖靈、出離生死、證大菩提」と書いて、年號月日の下には「孝子成經」と書かれたから、山間生活の無教養な下層者どもゝそれを見て、本當に子よりも立派な寶はないと云つて、同情の涙に袖をぬらさない者はなかつた。實際何年たつても忘れることの出來ないのは大きくなるまで可愛がつて育てゝくれた親の恩で、今考へて見ると夢か幻かのやうである。又いつまでたつても盡きないものは昔をなつかしい

と慕ふ今の涙である。三世十方にいらせられる佛のお弟子方も可哀想だと御覽になり、亡くなられた大納言殿の靈魂も、どんなにか嬉しく思召した事であらう。「もう暫くこゝに居りまして、念佛の効果を層顯させたうございますが、都に待つて居ります者が嘸心配して居りませうから、これで歸らせて戴きまして、後日又參りませう」と云つて、死なれた父君に暇乞をして、涙ながらに其處を立去られた。草葉の陰でも嘸名殘惜しく思はれた事であらう。

同じき三月十六日、少將鳥羽へ明かうぞ着き給ふ。故大納言殿の山庄、すあま殿とて鳥羽にあり。それに立ち寄り見給へば、住み荒らして年經にければ、築地(1)はあれども蓋もなく、門はあれども扉もなし。庭に立ち入り見給へば、人跡絶えて苔深し。池の邊を見廻せば、秋の山の春風に、白波頻に折りかけて、紫鴛白鷗(2)逍遙す。興ぜし人の戀しさに、唯盡せぬものは涙なり。家はあれども、欄門(3)破れて、蔀(4)遣戸(5)も絶えてなし。「此處には大納言殿の、ここそおはせしか。この妻戸(6)をば、かうこそ出入り給ひしか。あの木をば、自らこそ植ゑ給ひしか」なンどいひて、言の葉につけても、唯父の事をのみ、戀しげにこそ宣ひけれ。三月中の六日なれば、花は未なごりあり。楊梅桃李の梢こそ、折しり顏に色々なれ。昔の主人はなけれども、春を忘れぬ花なれや。少將花の下に立ち寄りて、

桃李不レ言(7)春幾暮、煙霞無レ跡昔誰栖、

(1)築地・ 土塀の上に屋根を葺いてあるもの

(2)紫鴛白鷗・ 本朝文粹にある源順の作つた賦の中に「東顧亦有二林塘ヶ妙一、紫鴛白鷗逍二遙於朱檻之前一」とあるのから取つたのである。

(3)欄門・ 透し彫のある門。

(4)蔀・ 檐の格子の上へ更に蔽ひをかけて日覆、又は雨よけにする戸、板のも竹のもある、又釣蔀、上蔀、半蔀、立蔀等の區別がある、普通の格子に板を張つた

物。

(5)遣戸・・　框がなく左右へ引きちがひにあける戸。

(6)妻戸・・　寢殿造の家の四隅にある開戸で、兩方へあくもの。

(7)桃李不言・・・・　和漢朗詠集の菅公の詩に「一山中景色月花低、石床留洞嵐空沸、玉案抛林鳥獨啼、桃李不言春幾暮、煙霞無跡昔誰栖、王喬一去上長斷、早晩笙聲歸故溪」と見えてゐる。

(8)故郷の・・・・・　後拾遺集の春の下の卷に出羽辨の歌として出てゐる、

(9)雞籠の山云々・・・・　本朝文粹に出てゐる紀齊名の作つた賦に「雞籠之山欲曙」とある。

故郷の花のものいふ世なりせばいかにむかしのことを問はまし

この古き詩歌を口ずさみ給へば、康頼入道も、折ふしあはれに覺えて、墨染の袖をぞ濡しける。暮るゝ程とは待たれけれども、餘に名殘惜しくて、夜更くるまでこそおはしけれ。更け行くまゝには、荒れたる宿の習とて、古き軒の板間より、洩る月かげぞ隈もなき。雞籠の山明けなむとすれども、家路は更に急がれず。

【新譯】同じ治承三年の三月十六日に、少將は鳥羽へまだ明るいうちにお着きになる。お亡くなりに成つた大納言殿の御別莊で、洲濱殿といふのが此の鳥羽にある。其處へ立寄つて御覽になると、住み荒して年月がたつたから、土塀はあつても屋根はなく、門はあつても扉もついてない。庭へ入つて御覽になると、人の足跡は絶え果てゝ苔が深く生へてゐる。又、池の附近を見廻すと、秋野山の春風に、白波が頻に折りかけて、鴛鴦や鷗が浮んで遊んでゐる。此の景色を見て面白かつた人の事が戀しく思はれるにつけて、只盡きないものは涙である。家はあるが、透かし彫のある門は破れて了つて、蔀も遣戸も影形もない。「こゝの處では、父の大納言殿が、斯ういふ風にしておいでになつたつけが、此の妻戸を、斯うして出たり入つたり遊ばしたつけが、あの木を御自身でお植ゑに成つたつけが」などとお話しになる其の言葉につけても、只父君の事ばかりを、戀しさうに仰せられた。三月十六日の事であるから、花はまだ幾らか殘つてゐて、楊や梅や桃や李などの樹々の梢は、季節を知り顏に色々咲亂れてゐる。昔の主人は居なくなつても、春を忘れない花ではある。少將は花の下へ立寄つて

桃李モノ言ハズ春幾バクカ暮レヌル、煙霞跡無シ昔誰レカ栖シジ

ふるさとの花のものいふ世なりせば如何に昔の事を問はまし

此の古い詩や歌を口吟されると、康頼入道も折が折とて感傷的な氣分になつて、墨染の袖をぬらした。日が暮れるまでの間と云つて待つておいでになつたのであるが、あんまり名殘が惜しいので、夜が更けるまでいらつした。段々更けて行くにつれて、荒廢した古い家に通有の現象として、古い軒の板屋根の間から、洩れて來て照る月光に、隅々迄も明るく見えた。雞籠の山は夜明にならうとするが、急いで家へ歸らうといふ氣はしないのだつた。

さてしもあるべきことならねば、迎に乘物ども遣して待つらむも心なしとて、少將泣く〳〵すあま殿を出でつゝ、都へ歸り上られける。人々の心の中、さこそは嬉しうも又哀にもありけめ。康頼入道が迎にも、乘物はありけれども、今更名殘の惜しきにとて、それには乘らず、少將の車の尻に乘つて、七條河原までは行き、それより行き別れけるが、猶行きも遣らざりけり。花の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過ぎ行くに、一樹の蔭に立ち寄りて、別るゝ名殘も惜しきぞかし。况や是はうかりし島の住居、船の中、波の上、一業所感(1)の身なれば、先世の芳縁も淺からずや思はれけむ。

【新釋】いつまでさうしてもゐられないから、迎の乘物なんか出して待つてゐるかも知れないのに、若しさうなら心ない仕打だといふので、少將は涙ながらに洲濱殿を出て、都へ歸

(1)一業所感 前世に同じ業因を持つてゐるため、現世で同じ果報を感ずること。

（1）靈山　京都東山淸閑寺町鷲尾町一帶をいふ、此の邊は祇園寺、方觀寺、長樂寺等多數の寺があるので、鷲尾の鷲といふ字に因んで僧たちが靈鷲山に擬して之を靈山と呼んだのである。しかし後世には正法寺の事をも靈山と稱するし。寺自らも靈鷲山と號してゐる。また、長樂寺の如きも鷲峯の麓にありと見えるし、高台寺の上の山を靈山とも鷲峯山とも

り上られた。其の無事な姿を見られた人々の心の中は、嘸うれしくもあり又涙ぐましい心持でもあつたらう。康頼入道の爲にも迎の乘物は來てゐたが、別れるとなると又今更に名殘が惜しいからと云ふので、それには乘らないで、少將の車の後部に一緒に乘つて、七條河原まで行つて、そこから左右に別れたが、それでもまだ容易に別れては行き得なんだ。花の下でたつた半日の間同座した客でも、月の前で語り交はした一夜なじみの友達でも、少時間の驟雨を同じ樹の蔭へ立寄つて晴らしてゐただけの間柄でも、さア別れるとなると名殘惜しいものである。況してこれは、つらい情ない孤島の生活も、歸り路の船の中の長旅も、同じ業因を持つて生れて一緒に体驗した仲であるから、前世からの緣も淺くはないと思はれた事であらう。

少將の母上、靈山(1)におはしけるが、昨日より宰相の宿所に在して待たれけり。少將の立ち入り給ふ姿を、唯一目見給ひて、「命あれば」とばかりにて、引き被いてぞ伏し給ふ。北の方はさしも美しう、花やかにおはせしかども、盡きせぬ物思ひに痩せ黑みて(2)、其人とも見え給はず。六條が黑かりし髮も白くなりたり。少將の流されし時、三歲で別れ給ひし稚き人も、今はおとなしうなつて、髮結ふほどなり。その傍に、三つばかんなる稚き人のおはしけるを、少將「あれは如何に」と宣へば、六條「是こそ」とばかり申して、涙を流しけるにこそ、さては我流されし時、心苦しげなる有樣どもを見置きしが、事故なう育ちけるよと、思ひ出

でゝも悲しかりけり。少將は元の如く院へ參らせ給ひて、宰相の中將まで(3)上り給ふ。康賴入道は、東山雙林寺(4)にわが山庄のありければ、それに落ち着いて、先づかくぞ思ひ續けゝる。

ふるさとの軒の板間に苔むして思ひしほどは洩らぬ月かな

やがて其處に籠居して、うかりし昔を思ひやり、寶物集(5)といふ物語を書きけるとぞ聞えし。

新譯 少將の母君は、靈山においでになつたが、昨日から宰相敎盛の邸へいらつしやつて少將の歸りを待つておいでになつた。少將が入つておいでになる姿を、一目チラリと御覽になると「命さへあればねえ」と云はれたゞけで、引つかついでお泣伏しになる。少將夫人はあれほどまでお美しく花やかな御樣子でいらつしやつたけど、絕えぬ物思ひですつかり痩せ黑ずんで、これがあの人かと思はれる程である。六條の黑かつた髮の毛も白くなつた。少將の流されたときに、三つでお別れになつたお小さい方も、今では成人してもう髮を結ふお年頃である。夫人の傍に三つ位の幼いお方がいらつしやつたのを、少將は見つけて「あの子は何處の子だ」と仰しやると、六條は此のお方さまはと申したばかりで、ハラ〳〵と落淚したので、それでは自分が流されたときに、心苦しさうな樣子をして居たつけが、無事に育つたのだナと思ひ出すにつけても、悲しい氣がした。其の後少將は元通り又院の御所へお上がりになつて、宰相の中將まで御昇進遊ばされる。康賴入道は東山の雙林寺に自分の別莊があつたので其處へ一先づ落ちついて、こんな風に思ひ續けた。

云つてゐるのである。

(2)痩せ黑み。痩せて榮養が不良になると血行が不活潑になるから、血液中の或る色素が沈着して皮膚に黝黑色を現すのである。

(3)宰相の中將。成經は、壽永二年右少將に還任、元曆二年中將に進み、建久元年十月廿六日に參議即ち宰相となつた。

(4)雙林寺。京都市下京區圓山鷲尾町所在、靈山長樂寺の西南にある天台宗の寺である。延曆年中桓武帝勅願、傳敎開基。

(4)寶物集。佛法を以て眞の寶物とすべき由を論じた本、全七卷。

ふるさとの軒の板間に苔むして思ひしほどは洩らぬ月かな

其の後はそのまゝ其處に引籠つて、つらかつた昔の事を思ひ出して、寳物集といふ物語を書いたといふ事であつた。

〇八、有王が島くだり

さる程に、鬼界が島の流人ども、二人は召し還されて都へ上りぬ。今一人殘されて、うかりし島の島守となりにけるこそうたてけれ。僧都の稚うより不愍にして召し使はれける童あり、名をば有王とぞ申しける。鬼界が島の流人ども、今日既に都へ入ると聞えしかば、有王鳥羽まで行き向つて見けれども、わが主は見え給はず。「如何に」と問へば、「それは猶罪深しとて、一人島に殘されぬ」と聞いて、心うしなども愚なり。常は六波羅邊に彳みて聞きけれども、何時赦免あるべしとも聞き出さざりければ、僧都の御女の忍うでおはしける所へ參りて、「この瀬にも洩れさせ給ひて、御上りも候はず。今は如何にもしてかの島へわたつて、御行方をも尋ね參らせばやと存じ候。御文賜つて參り候はむ」と申しければ、姫御前斜ならずに悦び、やがて書いてぞ賜うびける。暇を乞ふとも、よも赦さじとて、父にも母にも知らせず、唐船の纜は四月五月に解くなれば、夏衣(1)たつを遲くや思ひけむ。彌生の末に都を立つて、多くの海路を凌ぎつゝ、薩摩潟へぞ下りける。

【通解】其のうちに鬼界ヶ島の流人たちのうちで、二人までは呼び還されて都へ上つたが、あ

(1)夏衣 衣を裁つと夏が立つとを言ひかけた一種の言語遊戯である。

その今一人だけは、つらかつた島の番人となつたのは情ない事であつた。俊寛僧都が幼い時に、可愛かつて手もとで使はれた少年がある、其の名を有王と云つた。鬼界ケ島の流人たちが、今日はもう入京するといふ風聞があつたので、有王は鳥羽まで行つて見たけれども、自分の主人はお見えにならない。で、「どうされたのでせう」と尋ねると、「その人はまだ罪が深いからといふので、一人だけ島に殘された」と聞かされた時の心持は情ないなどと云つた位では、とても不十分である。それからは毎日のやうに六波羅附近に立つてゐて聞いたけれども、いつ御赦免があるとも聞出す事ができなかつたので、僧都の姫君が世を忍んで隠れていらつしやる處へ參つて、「此の機會に御赦免の人數にお洩れになつて、御上洛もないやうです。此の上はどうにでもして其の島へ渡つて、御行方をお尋ね申さうと存じます。お手紙を戴いて參りませう」と申すと、姫君は非常にお喜びになつて、直ぐに書いてお渡しになつた。有王は公然と許しを求めてもとても許しはすまいと思つたので父にも母にも秘密にして、支那の貿易船が解纜するのは例年四月か五月だから、夏の立つのを待つてゐては遅くなると思つたものか、三月の末に京都を出立して、長い間の海路を凌いで、薩摩潟へと下つて行つた。

薩摩より彼の島へ渡る船津にて、有王を人あやしめ(1)、着たる物を剝ぎ取りなどしけれども、少しも後悔せず、姫御前の御文ばかりぞ人に見せじと、髻結の中には隠しける。さて商人船に乘つて、件の島へ渡つて見るに、都にて幽に傳へ聞きしは事の數ならず、田もなし、畑もなし、里もなし、村もなし。自ら人はあれど

(1)あやしめ……怪しみの轉訛である。怪しむこと、疑ふこと、有王が少年として單身で孤島に行くことを怪しんだのである。

も、言ふ詞をも聞き知らず。有王島の者に行き向つて、「物申さう」といへば、何事」と答ふ。「是に都より流されさせ給ひたる、法勝寺の執行俊寛僧都と申す人の御行末や知りたる」と問ふに、法勝寺とも執行とも、知りたらばこそ返事はせめ、只頭を振つて知らぬといふ。其中に或者が心得て、「いさとよ、然樣の人は三人これにありしが、二人は召し還されて都へ上りぬ。今一人殘されて、あそこゝよと迷ひありきしが、其後は行方をも知らず」とぞいひける。山の方の覺束なさに、遙に分け入り、峰に攀ぢ谷に下れども、白雲跡を埋むで(2)往來の道もさだかならず。晴嵐(3)夢を破つては、其面影も見えざりけり。山にては終に尋ねも逢はず、海の邊について尋ぬるに、沙頭に印を刻む鷗(4)、沖の白洲にすだく濱千鳥の外は、跡問ふ者もなかりけり。

通釋 薩摩から鬼界ケ島へ渡る船の發航港で有王を人が怪んで、着物を脱がして調べたりしたが、有王は少しも後悔をせず、姫君のお手紙ばかりは、どんな事があつても人には見せまいと、髻の中へ隱して持つてゐた。さうして商人の船に乘つて、目的の島へ渡つて見ると、京都でボンヤリと人の話に聞いて居たのはとても問題でなく、田もなければ畠もなく、人里もなければ村もない。人は自然住んではゐるが、云ふ事も何が何だか分らない。有王は島の者のゐる所へ行つて、「少々お尋ねします」といふと、「あんたは」と答へる。「此の島に都からお流されになつた法勝寺の執行の俊寛僧都と申すお方は、何處においでにな

（2）、白雲跡を埋めて 和漢朗詠集にある紀齋名の作に「山遠クシテ雲行客ノ跡ヲ埋ム、松寒ウシテ風旅人ノ夢ヲ破ル」といふ句から取つたのである。

（3）晴嵐 晴天の日に起る一種の山氣。

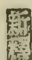
（4）沙頭に印を刻む 和漢朗詠集の後江相公の詩に「沙頭印ヲ刻ンデ鷗遊ブ處」といふ句がある、それからとつたのであらう。沙上についてゐる鷗の足跡がまるで印のやうだからである。

（1 蜻蛉 俗にいふカトンボである。昆蟲學上擬脈翅目の蜉蝣科 Ephemeridae に屬す。學名 Heptagenia [illegible] Etn. 一般に此の科に屬する物は觸角針の如くで短く、二三節を成し、口部は退化し後翅も往々にして退化してゐる。四五個の長き跗節を有し、尾の先に二三節の尾毛を有してゐるが、カトンボに於ては其の尾毛は二個

るか御存じありませんか」と尋ねたが、法勝寺とも執行とも聞いて知つてゐたら返事もしようが、そんな知識はテンで無いのだから、只首ばかり横に振つて知らないと云ふ。と、其の中で一人だけがやつと合點して、「さア、それエな人は三人ばか此處に居たゞが、二人だけは天子樣がけえつて來う言うただで都へ戻つたゞ。も一人は殘されて、あつちこつち、うろついて居たゞが、それからはどうなつたか知んねえ」と云つた。有王は山の方が氣がゝりに思つたので、遠くまで草を踏分けて入つて、峰にも攀ぢ登り谷にも下りて探して見たが、高い峰には白い雲が人の足跡を埋めて了つてゐて、往來の路もよくは分らず、山風が夢を覺まして了ふので、尋ねる主人の面影も見られなかつた。山では到頭尋ね合はなかつたので、今度は海岸へ行つて尋ねて見ると、沙の上に足跡をつけて遊んでゐる鷗か沖の洲に集まつてゐる濱千鳥の外には、主人の行方を問ひかける相手もなかつた。

ある朝磯の方より、蜻蛉(1)なンどの如くに瘦せ衰へたる者、よろぼひ出で來たり。本は法師にてありけりと覺えて、髮は空樣に生ひ上り、萬の藻屑取りつけて、荊棘を戴いたるが如し。纏目顯れて皮ゆたひ(2)、身に着たる物は、絹、布の別も見えず。片手には荒海布(3)を持ち、片手には魚を貰うて持ち、歩む樣にはしけれども、はかも行かず、よろ〳〵としてぞ出で來る。都にて多くの乞丐人は見しかども、かゝる者は未見ず。諸阿修羅等故在大海邊(2)とて、修羅(3)の三惡四趣(3)は深山大海の邊にありと、佛の說き置き給ひたれば、知らず、われ餓鬼道(7)なンどへ迷ひ來たるかとぞ覺えたる。早彼も此も次第に歩み近づく。若し斯樣の者にても、

わが主の御行方や知つたると、「物申さう」といへば、「何事」と答ふ。「是に都より流され給ひたりし、法勝寺の執行俊寛僧都と申す人やまします」と問ふに、わらはこそ見忘れたれども、僧都はいかでか忘れ給ふべきなれば、「是こそそれよ」と宣ひもあへず、手に持てる物を投げ棄てゝ、沙の上にぞ倒れ伏す。さてこそわが主の御行方とは知りてけれ。


或る日の朝、磯の方から、蚊とんぼか何かのやうに瘠せて衰弱した者が、よろよろ歩いて出て來た。本は僧侶だつたらしくて、髮は棕櫚箒のやうに空へ向つて生へ上がり、色々の藻がそれに附着してゐて、まるで荊棘冠をかむつてゐるやうである。關節が上から見える程、肉が落ちて、皮膚は弛緩し、着て居る物は絹とも木綿とも鑑別がつかない。片手には荒海布を持ち、片手には魚を持つて、歩いてゐるやうではあるが、歩みは少しも捗らないで、よろめきよろめき出て來た。有王は京都の市中で、今までに隨分乞食を見かけたが、これ程までの者はまだ見たことがない。お經には「諸阿修羅等、故在大海邊」と出てゐて、修羅の三惡四趣は山奧や大海の邊にゐると佛が說いてお置きになつてあるから、ひよつとしたら、知らずに餓鬼道か何かへ迷ひ込んで來たのではないかと思はれた。其のうちに早もう、其の者も有王も段々近くに歩み寄つた。有王は心の中に、若しかこんな者でも自分の主人の御行方を知つてゐるかも知れないと思つたので、「一寸お尋ねします」と云ふと、「何御用ですか」と答へる。「此の島に都からお流されになつた法勝寺の執行俊寛僧都と申すお方がいらつしやいませんか」と尋ねると、少年の方でこそ見忘れたけれど

で殊に長く翅の透通つてゐるのが特徴である。

（2）つぎ目露れて皮ゆたひ　衰弱のため關節が上から見える程に筋肉が落ちて、皮膚がタブタブにたるんでゐること。

（3）荒海布　植物學上褐色藻類に屬す。學名黒菜（Ecklonia）溫暖なる、近海の稍深所に產する、黒褐色で、高さ一尺乃至三尺の莖の上部に扁平な主葉を長く出し、其の主葉から左右に狹長く且平滑な羽狀又は稍羽狀の副葉を多數に列生する。

（4）諸阿修羅等故在大海邊　抄に報世經の文句だとある。

（5）修羅　阿修羅を略して、修羅とも云ふ、梵語で、舊くは「非端正」近くは「非天」と譯する。恒に飢餓に疲れ、闘亂に疲れ、瞋恚の念に燃えてゐる。瞋恚を

も、僧都はどうしてお忘れになるどころではないから、「此の私がさうだ」と仰やるが仰やらないに、手に持つてゐる物を投げ捨てゝ、沙の上に昏倒された。有王はそれで、直ぐにこれが自分の主人の成れの果だと知つた。

僧都聽て消え入り給ふを、有王膝の上に搔き載せ奉り、「多くの波路を凌ぎつゝ、遙々と是まで尋ね參りたる甲斐もなく、如何にやがてうきめをば見せむとはせさせ給ひ候ふぞ」と、潸然と搔き口說きければ、僧都少し人心地出で來、扶け起され、「誠に汝、多くの波路を凌ぎつゝ、遙々と是まで參りたることこそ神妙なれ。只明けても暮れても、都の事をのみ思ひ居たれば、戀しき者どもの面影を、夢に見る折もあり、又幻に立つ時もあり、身もいたう疲れ弱つて後は、夢も現も思ひわかず。今汝が來れるをも、只夢とのみこそ覺ゆれ。若し此事の夢なりせば、覺めての後は如何がせむ」有王「こは現にて候ふなり。さても此御有樣にて、今まで御命の延びさせ給ひたるこそ、不思議には覺え候へ」と申しければ、「いさとよ、是は去年、少將や判官入道が迎の時、其瀨に身をも投ぐべかりしを、よしなき少將の、『今一度、都の音信をも待てかし』など慰め置きしを、愚に若しやと賴みつゝ、ながらへむとはせしかども、この島には人の食物も絕えてなき所なれば、身に力のありし程は、山に登つて硫黃といふ物を取り、九國より通ふ商人に遇ひ、食物に換へなどせし

抱いて死んだ人間の轉生で、須彌山の東方千由旬をすぎた大海の下に居るといふ。

〔6〕三惡四趣。地獄、餓鬼、畜生を三惡道と稱し、これに修羅を加へて四趣といふ。

〔7〕餓鬼道。三惡道又は六道の一、地下五百由旬の中、又は山谷、曠野、樹林、塚間等にゐると云はれる。之に無財餓鬼、少財餓鬼、多財餓鬼の區別がある。多財餓鬼は供養の物を貴富に食することを得、相當の[illegible]を持つてゐるし、少財餓鬼も不淨物を食する便宜があるため、甚だしい飢を感じないが、最も[illegible]きは無[illegible]鬼で、飲食の前に臨むも、さきには火焰が生じて食ふことを得ないため、喉細く腹大きくなつてゐる。地獄に次いでの苦惱あるところである。

かごも、日に添ひて弱り行けば、今は左樣の業もせず。斯樣に日の長閑なる時には、磯に出て、網人釣人に手を摺り膝を屈めて魚を貰ひ、汐干の時は貝を拾ひ、荒海布を取り、磯の苔に露の命を懸けてこそ、憂きながら今日まではながらへたれ。さらではうき世を渡るよすがをば、如何にしつらむとか思ふらむ。」

【通釋】 僧都は其儘人事不省に成られたのを、有王は自分の膝の上へお載せ申して「海上の長い航路を、難儀して遙々とこゝまでお尋ね申して參つた甲斐もなく、何だつてお目にかゝると直ぐ情ない目を見せようとは遊ばすので御座います」と、さめざめと泣いて掻口說くと、僧都は少し意識を恢復して、扶け起されて「ホントにお前が長の海路を凌いで遙々こゝまで來て吳れたのは難有い、禮をいふよ。何アにね、只明けても暮れても、都の事ばかり思ふてゐる者だから、懷しいと思ふ人たちの顏を夢に見る時もあり、又起きてゐても目の前に幻像のやうに立つてゐるのが見える事もあり、身体までがひどく衰弱してしまつてからは、一切の事が夢だかうつゝだか判斷がつかなくなつたので、今お前が來てゐるのも夢のやうな氣がするのだ。若しこれが夢だつたら、覺めてからどうしよう」と云はれる。有王が「私が參つてゐるのは本當で御座いますから御安心遊ばせ。それにしてもこんな御樣子で、今まで、お命のあつたのが不思議に思はれます」と申すと、「いやね、これは去年少將や判官入道の迎が來た時に、其處の海へ身を投げて死ぬ所だつたんだが、少將が、もう一度都からの便を待てなんてつまらない氣安めを云ひ置いて行つたのを馬鹿正直に若しやとアテにして、生きてゐるつもりには成つたものゝ、此の島には人の食ふやうな物が絕

對にないところだから、身体にまだ氣力のあつた間は山へ登つて硫黄といふ物を掘つて、九州から通つて來る商人に會つて、食べ物と交換したりしてゐたが、其のうち日がたつに隨つて段々身體が弱つたものだから、今ではそんな事も出來ないで、今日見たやうに長閑な日には磯へ出て漁師に會つて、手を合はせたり腰を屈めたりして少しばかりの魚を貰受け、干潮の時には貝を拾ふたり荒海布を取つたり、磯の苔同樣なものに命一つを托して、つらい情ないとは思ひながら、今日までどうやら斯うやら生きて來たのだ。さうでもしなければ、どうして生活が出來てゐたと思ふのだらう」と俊寛僧都は愁然として云つた。

僧都「是にて何事をもいはゞやとは思へども、いざ我家へ」と宣へば、有王、あの御有樣にても家を持ち給へる不思議さよと思ひ、僧都を肩に引き懸け參らせ、教に從つて行く程に、松の一村ある中に、より竹を柱とし、蘆を結び、桁梁にわたし、上にも下にも、松の葉をひしと取り懸けたれば、雨風溜るべうも見えず。有王、「あなあさまし。本は法勝寺の寺務職にて、八十餘箇所の庄務を司り給ひしかば、棟門(1)平門(2)の内に、四五百人の所從眷屬に圍繞せられておはせし人の、眼のあたり斯ゝるうきめに逢はせ給ふことの不思議さよ。業にさまざまあり(3)、順現、順生、順後業といへり。僧都一期が間、身にもちゐる所、皆大伽藍の寺物、佛物ならずといふことなし。されば彼のしんせむざん(4)の罪に依つて、今生にてはや感ぜられけり」とぞ見えたりける。

(1)棟門・　二階門即ち樓門に對し普通に棟を上げた屋根門をいふ。家屋雜考には「常の屋の如く作れる門を云ふなり」とある。

(2)平門・これも家屋雜考に「總じて平門といふは、屋上を少し平にしたる造方なり」と

ある、二本の柱を立てた上に屋を蓋ふた門である。

(3)業にさまざまあり・吾人が意志を決定して表現的又は不表現的に爲すところの善惡の作爲並に其勢力を業と稱する。此の業を因果的に見て、其の原因行爲たる善業又は惡業と、其行爲の結果たる善惡の果報とが、共に現世的である場合を順現受業といひ、現世の作業が來世に果を示す場合を順生受業、果報が直近の來世には現れず、隔世的又は第四次世に現れる場合を順後受業といふのである。

(4)しんぜむざん・信施無慚である。佛陀に對する信仰の表現たる施物を只妄に受けるのみで、如法の修行をせず、放逸にして慚無き行爲の意。

(1)是等・・彼等といふ位の意味、僧都の家族等を指す。



僧都が「此の場ですつかり何も彼も話をしてもいゝとは思ふが、まア、うちへ行かう」と仰やると、有王は、こんな情ないナリをしていらつしても、家をお持ちに成つてゐるとは不思議な事だと思ひながら、僧都を肩にお擔ぎ申して、教へられる通りに行くと、松が一かたまり群生してゐる中に、流れ寄つた竹を柱とし、蘆を結んで、梁ばかりの桁梁の上へ横に渡して、其の上へも下へも松の枯枝や草の枯葉をビッシリと載せてあるだけだから、雨風が防げさうにも見えない。有王は見て、まア情ない、昔は法勝寺の寺務職を勤めて、八十餘ヶ所の庄園の事務を管掌しておいでに成つたから、棟門、平門の奥に、四五百人の家來や一族に圍まれておいでに成つた其お方が、目前こんな情ない目にお逢ひになつてる、といふのは何たる不思議な事だらう。業には色々あつて、順現、順生、順後業の區別があるといふ事であるが、此僧都が生涯、自分用に使はれた物は、皆あの大きな寺の寺有品か又は佛の物でないものは一つもない。それであの信施無漸の罪障に由つて、此の現世で早もう其の報いをお受けになつたのだと思はれた。

僧都、こは現にてありけりと思ひ定めて、「去年少將や判官入道迎の時も、是等(1)が文といふ事もなし。今又汝が便にも、斯とも言はざりけりな」と宣へば、有王涙に咽び、俯伏して、暫しは御返事にも及ばず。やゝあつて起き上り、涙を抑へて申しけるは、「君の西八條へ出でさせ給ひし後、官人參つて、資財雜具追捕し、御内の者ども搦め取り、御謀叛の次第を尋ね問ひ、皆失ひ果て候ひき。北の方は稚き人を隱しかね參らせ給ひて、鞍馬の奥に忍うで御渡り候ひしにも、此童は

（一）もがさ　いもがさのイがドロップしたもので、今日も痘瘡をイモと稱するのは其意である。古くは芋瘡であらうとして、食物其他に禁忌が多いからであると解釋してゐるが、信じられない。或は痘瘡のある顔は凸凹があつて恰も芋の如くであるからだともいふ。痘瘡即ち天然痘のこと。續紀延暦九年にもがさ流行の記事が見える。

かりこそ時々参りて、御宮仕仕り候へ。何れも御歎の疎なる方は候はねども、中にも稚き人は、餘に戀ひ参らせ給ひて、参り候ふ度毎には、「如何に有王よ、われを鬼界が島とかやへ具して参れ」と宣ひて、むづからせ給ひしが、過ぎ候ひし二月に、疱瘡と申す事に失せさせおはしまし候ひぬ。北の方はその御歎と申し、又これの御事と申し、一方ならぬ御物思に思し召し沈ませ給ひて、打ち伏させ給ひしが、去んぬる三月二日の日、遂にはかなくならせ給ひて候ひぬ。今は姫御前ばかりこそ、奈良の姨御前の御許に忍うでおはしけれ。それより御文賜はつて参つて候ふ」とて、取り出でゝ奉る。


俊寛僧都はやつと氣がついてから、これは現實の事であつたんだなと思ひ定めて、「去年少將や判官入道の迎ひの者が來た時にも、うちの者等からの手紙といふものは一本も、來なかつたし、又今度お前が來る時にも何も言傳てはしなかつたんだな」と仰しやると、有王は涙にむせて、さしうつむいて、暫らくはお返事もしなかつたが、稍時たつてから身を起して、涙を押さへ〳〵申したには、「あなた樣が西八條へお出かけになりましてから、檢非違使廳の役人が參つて、家財家具を沒收しました上、御家族の方々を使廳へおつれ申して、御謀叛の顛末を調べてから、皆お亡くなし申して了ひました。奥樣はお小さい方をお隠しになるのに大層御難儀遊ばしまして、鞍馬の奥へソッと忍んでおいでになつた時にも、此の私だけは、時々參つて御奉公致しました。どなたもお歎きに甲乙はござい

ませんが、中でもお小さい方は、あんまり烈しくお慕ひになつて、私が参ります度毎に、「ごうだ有王、私な鬼界ヶ島とかへ伴れて行つてお呉れ」と仰しやつて、おだゝけになりました。しかし先だつての二月に、疱瘡と申す御病氣でお亡くなりに成りました。奥様は其のお歎きと申し、又あなた様の事の御心配と申し、一方だけではないお物思ひにお沈みになつて、御病床にいらつしやいましたが、此の三月二日の日に、到頭儚なくお成り遊ばしました。只今では姫君様だけが、奈良の姨御様の所にかくれていらつしやいます。で、そちらからお手紙を戴いて参りました」とさう云つて、取り出して差上げた。

僧都これを開けて見給へば、有王が申すに違はず書かれたり。奥には、「なごや、三人流されおはします人の、二人は召し還されて候ふに、何とて一人殘されて、今まで御上りも候はぬぞ。あはれ貴きも賤しきも、女の身程いひがひなき事は候はず。男の身にても候はゞ、渡らせ給ふ島へも、なごか尋ね參らで候ふべき。此童を御伴にて、急ぎ上らせ給へ」とぞ書かれたる。「これ見よ有王よ、この子が文の書き樣のはかなさよ。おのれを伴にて急ぎ上れと書きたることの恨めしさよ。俊寛が心に任せたるうき身ならば、いかでか此島にて、三年の春秋をば送るべき。今年は十二になると覺ゆるが、これ程にはかなうては、いかでか人にも見え、宮仕をもして、身をもたすくべき」とて、泣かれけるにぞ、人の親の心は（1）闇にあらねども子を思ふ道に迷ふごは、今こそ思ひ知られけれ。

（1）人の親の心「人の親の心はやみにあらねども子をおもふ道にま

よひぬるかな」これは後拾遺集に出てゐる。中納言兼輔の詠んだ歌である。

（1）麥秋。和漢朗詠集の李嘉祐の詩に「千峰鳥路含梅雨、五月蟬聲送麥秋」とある。麥秋とは禮記月令の註に依ると、「秋者百穀成熟之期、此於時雖夏、於麥則秋、故云麥秋也」

（2）白月　滿月。


通釋 僧都がそれを開封して御覧になると、有王が申した通り書かれてゐる。そして奥には、「三人流されていらつしやる方々の中で、二人はお還されに成りましたのに、どうしてお父様、一人だけが残されてゐて、今まで御上洛も遊ばさないんです。あゝ身分の高い低いに拘はらず、女ほどつまらないものはありません。私が男だつたら今いらつしやる島へも、どうしてお尋ね申さないでゐるものですか。此の少年をお供にして早くお上り遊ばせ」と書かれてあつた。僧都はそれを見て、「これ見ろ有王、此の子の手紙の書き様の儚なさつたらどうだ。お前を供にして急いで上洛しろと書いてあるのが、俺は恨めしいよ。俊寛の此の身體が自分の思ひ通りに成るのだつたら、どうしてこんな島で三年も暮らしてゐるものかい。今年は十二に成ると思ふが、こんなにたよりないやうでは、どうして夫を持つて、内事の世話やなんかをして、暮らして行かれよう」と云つてホロ／＼と泣かれた。人の親の心は闇ではないが、子を思ふ道には迷ふといふ歌の意味は、此の事についても思ひ知られるのであつた。

「此島へ流されて後は、暦もなければ、月日の立つをも知らず。只自ら花の散り、葉の落つるを見ては、三年の春秋を辨へ、蟬の聲ばく秋(1)を送れば、夏とおもひ、雪の積るを冬と知る。白月(2)黑月(3)の變り行くを見ては、三十日を辨へ、指を折りて數ふれば、今年は六になると覺ゆる稚き者も、はや先立ちける。こさんなれ、西八條へ出でし時、此子が行かむと慕ひしを、軈て還らむずるぞと慰め置きしが、只今のやうに覺ゆるぞや。それを限りとだにも思はましかば、今暫く

もなごか見ざらむ。親となり子となり、夫婦の縁を結ぶも、皆此世一つに限らぬ契ぞかし。今は姫が事ばかりこそ、心ぐるしけれども、それは生身なれば、嘆きながらも過さむずらむ。さのみながらへて、おのれに憂き目を見せむも、わが身ながらつれなかるべし」とて、みづから食事を止め、偏に彌陀の名號を唱へ、臨終正念(4)をぞ祈られける。

新譯 僧都は猶こゝろの中で「此の島へ流されてからは、暦もないから月日のたつ事も知らず、只自然に花が散つて葉が落ちるのを見ては、三年間の春と秋とを辨別して、蟬の聲が聞こえると、あゝ夏だナ今頃は麥が熟してゐるぞと思ひ、雪が降積むのを見ては冬だと知り、月の盈虚の變化を見ては三十日の經過を判別してゐた。そんな事をしてゐる間に、指折數へて見ると、今年は六つになる筈だと思ふ小さい子供も、もう先へ死んで行つて了つたのだ。あゝ、しまつた事をした、私が西八條へ出かけて行つた時に、あの子が一所に行きたいと云つて跡を慕ふたのを、直ぐに歸るからと云つて慰めて出たのが、つい昨日の事のやうに思はれるよ。もうこれ限り逢へないのだといふ事に一寸でも氣がついたら、もう暫く位延ばせない事はなかつたんだが。……しかし、人間親となり、子となり、又、結婚して夫婦になるのも、皆此の世だけの緣ではない。が、今更そんな事を云ふのは愚痴だらう。只、今のところで苦になるのは姫の事だけだが、これは生き身だから、自分の不運を歎きながらでも、どうにか斯うにか暮らして行くだらう。そんなにまで生き延びてゐて、自分につらい目を見せるのも、我身ながら、あんまり、冷酷といふものだらう」とさ

(3)黑月 月の缺けたのをいふ。

(4)臨終正念 死に臨んでも正念を失はないことをいふ。即ち俗にいふ死にざはに取亂さないこと。

う思つて、自分から絶食して、只もう彌陀の名號を唱へつゝ、臨終正念を祈られた。

有王わたつて二十三日と申すに、僧都庵の中にて、遂にをはり給ひぬ。年三十七とぞ聞えし。有王空しき姿に取りつき奉り、天に仰ぎ地に俯し、心の往く程泣き飽きて、「軈て後世(1)の御伴仕るべう候へども、此の世には、姫御前ばかりこそ渡らせ給ひ候へ、後世弔ひ參らすべき人も候はず。しばしながらへて、御菩提(2)を弔ひ參らすべし」とて、臥所を改めず、庵をきりかけ、松の枯枝、蘆の枯葉をひしと取りかけて、藻鹽の煙と爲し奉り、荼毘(3)事をへぬれば、白骨を拾ひ、首にかけ、又商人船の便にて、九國の地にぞ着きにける。

【譯】有王が島に渡つて二十三日目といふ日に、僧都は到頭其の小屋の中でおなくなりになつた。年は三十七だといふ事であつた。有王は今はもう生活力の無くなつた死体にお取りつき申して、天を仰いでは泣き、地びたにしがみついては泣き、思ふ存分泣けるだけ泣いてから、「直ぐに此のまゝあの世へお供を致すのですが、此の世にはお姫様がたつたお一人だけ殘つていらつしやいますし、それに後生の訪ひ弔ひをする者も私の外には誰もございませんから、もう暫く生きてゐて御成佛を祈りませう」と云つて、死なれた時のまゝで寢床を動かさず、小屋を其の上へ切倒し、松の枯枝や蘆の枯葉を、其の上へピンシリと蔽ひかけて、火葬にして、それが了ふと、白骨を灰の中から拾ひ上げて首にかけ、又、商人船に便乘して、一旦九州へ着いた。

(1)後世　死後の世、來世、あの世。
(2)菩提　梵語である覺と譯する。
(3)荼毘　焚燒すること、即ち死体を火葬にすること。

生曠劫　無限に長い時間

それより僧都の御女の忍うでおはしける御許に參つて、ありし樣を、始より細々と語り申す。「中々文を御覽じてこそ、いとゞ御思はまさらせ給ひて候ひしか。件の島には、硯も紙もなければ、御返事にも及ばず、思し召されつる御事どもは、さながら空しうて止み候ひぬ。今は生々世々を送り、他生曠劫をば隔て給ふとも、いかでか御聲をも聞き、御姿をも見參らせ給ふべき。只如何にもして、御菩提を弔ひ參らさせ給へ」と申しければ、姫御前聞きもあへ給はず、伏し轉びてぞ泣かれける。やがて十二の年尼になり、奈良の法花寺(1)に行ひすまして、父母の後世を弔ひ給ふぞあはれなる。有王は俊寛僧都の遺骨を首にかけ、高野へのぼり、奥の院に納めつゝ、蓮花谷(2)にて法師になり、諸國七道(3)修行して、主の後世をぞ弔ひける。斯樣に人々の思ひなげきのつもりぬる平家の末こそおそろしけれ。

【通譯】それから僧都の姫君のかくれていらつしやつた所へ參つて、在つた事を最初から委しくお話申した。「なまなかお手紙を御覽になつて、一層お物思ひが加はりました。其の島には硯も紙も御座いませんのですから、お返事をお書き遊ばす事もできず、御心中に思召していらつしやつたことは、みんな其のまゝに成つて了ひました。もう此の上は、生き代り、死にかはつて、何代目向ふの世代に成つたつて、どうしてもお聲をお聞きになるとか、お顏を御覽になるとか云ふお望は達せられません。只どうにでもして御成佛を願つてお上げ遊ばせ」と申上げると、姫君は有王が皆までいはないうちに、轉げ廻つてお泣きになつた。直

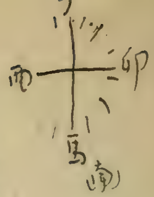
（1）奈良の法花寺　奈良市の郊外、添上郡佐保村大字法華寺にある律宗の寺、文武天皇の皇后宮子媛の御所を其のまゝ寺院としたもので、天平年中の創建に屬するともいふが、元来其の名の示す如く法華滅罪の寺である。聖武天皇創建國分尼寺の一つで、光明皇后も此寺に住せられたと傳へられ、有名な浴室の遺跡がある。代々尼僧修法の道場で、瀧口時賴の戀人横笛も尼になつて、此の寺にゐたといふ、住職は代々貴族出の尼である。

ぐ其の十二の年に尼僧になつて、奈良の法華寺で立派に修行をして、御兩親の後生をお弔ひになつてゐるのは感じ入つた事である。有王は俊寛僧都の遺骨を首にかけて高野山へ登つて、それを奥の院へ納めてから、蓮華谷の寺で得度を受けて僧になり、畿內諸國を始め七道を修行して廻つて、主人の後世を弔ふた。こんなにまで人々の物思ひや歎きを積らせた平家の前途こそ、思へば恐ろしい事であつた。

【評】 俊寛僧都が大赦の恩典に漏れたことの不當な態度が論じて來て、遂に「斯樣に人々の思ひ歎きの積りたる平家の末こそおそろしけれ」と落してゐるところは、實に用意周到な書き方である。先づ「御產の卷」には、「非常の大赦行はれて、重科の輩多く赦されける中に、この俊寛僧都一人赦免なかりける事こそうたてけれ」と正面から論じ、次には「公卿ぞろへ」で、「その外不思議どものありけるを、その時は何とも覺えざりけれども後には思ひ合はす事ども多かりけり」と記し、最後に賴豪の怨靈を點出して來て、「おそろしなどもおろかなり」と十分恐怖觀念を誘ふた上、「怨靈は斯く昔も恐ろしかりし事どもなり、今度さしもめでたき御產に、非常の大赦行はれたりといへども、この俊寛僧都一人、赦免なかりけるこそうたてけれ」と重ねて、不條理に對する注意を喚起し、俊寛に對する不公平の處置が平家滅亡の一因を釀生したことを知らしめてゐるのである。

(2) **蓮華谷** 高野山の總本山金剛峰寺の前から奥の院に至る間の一の橋の手前を右へ入つた奥の谷。

(3) **七道** 東海、北陸、東山、山陽、山陰、西海、南海。



九、飈　風

さる程に、同じき五月十二日(1)の午の刻ばかり、京中に飈風(2)夥しう吹いて、人屋多く轉倒す。風は中の御門京極より起つて、坤の方へ吹いて行くに、棟門平門吹きぬいて、四五町十町ばかり吹きもて行き、桁、長押、(3)柱などは虛空に散在し、檜皮葺(4)板の類は、冬の木の葉の風に亂るゝが如し。夥しう鳴りとよむ音は、彼の地獄の業風なりとも、是には過ぎじとぞ見えし。只舍屋の破損するのみならず、命を失ふ者も多し。牛馬の類、數を知らず打ち殺さる。是徒事にあらず、御卜あるべしとて、神祇官にして御卜あり。「今百日の中に、祿を重んずる大臣のつゝしみ、別しては天下の大事、佛法、王法、共に傾き、並に兵革相續すべし」とぞ、神祇官、陰陽寮共にうらなひ奉る。

〔通譯〕　其のうちに、同じ年の五月十二日の正午頃の事であつた。京都市中に非常な風速の颶風が吹いて、家屋が多數に破壞された。風は突如として中の御門京極邊から起つて、西南の方へさ吹いて行つたが、棟門や平門を吹き取つて、四五町乃至十町程隔たつた所までも持つて行き、桁や、長押や柱なんかは空中に吹散らされ、屋根を葺いてある檜皮や板の

(1)同じき五月十二日・方丈記及明月記には、治承四年四月二十九日としてゐる。今三年の事としてゐるのは、恐らく誤りであらう。

(2)飈風・　恐ろしくむつかしい字を持つて來たものである。支那の辭書では飈は「狂風」の事たとしてゐる。ところが、本書には之をつじかぜと訓ませてゐる。つじかぜはつむじかぜ即ち地球上の或る局所に非常に氣壓の低い所が生じたゝめに、四圍の空氣が平衡を得んとして非常の急速度で其點に流動するによつて生ずる猛烈な風であつて、狂風即ち只の暴風とは違ふのである。

(3)長押・　鴨居又は敷

やうなものは、まるで冬の枯葉が風に亂れ飛んでゐるやうである。大變な響を立てゝ鳴轟く風の音は、あの地獄の業風だつても、これ以上恐ろしくはあるまいと見えた。只家屋が損壞したばかりでなく、命をなくした者も多い。牛や馬などは無數に打殺された。これは普通の出來事ではない、早速お占ひをおさせにならなくてはと云ふので、神祇官で御卜が行はれたが、「こゝ百日の間は、高い俸給を貰つてゐる大臣の謹愼を要する。氣をつけないと、國家非常の大事が起つて、佛法も王法も共に傾き、其の上に兵亂が續發するであらう」と神祇官でも陰陽寮でも、同じやうにお占ひ申した。

居の上に、今一本横に長くわたした木材で、裝飾のため又、柱と柱とを緊縮するために用ゆるもの。

（4）檜皮葺　檜皮といふのは檜の樹皮を剝いで之を方形の板狀にしたもので、それを密に重ねて葺上げた屋根が檜皮葺である。

一〇、醫師問答

同じき夏の頃、小松の大臣は、斯樣の事どもに、萬心ぼそくや思はれけむ、其頃熊野詣の事ありけり。本宮證誠殿の御前にて、靜に法施參らせて、終夜敬白せられけるは、「親父入道相國の體を見るに、惡虐無道にして、やゝもすれば君を惱し奉る。其振舞を見るに、一期の榮花猶危し。重盛長子として、頻に諫をいたすといへども、身不肖(1)の間、彼以て服膺(2)せず。枝葉連續(3)して、親を顯し名を揚げむ事かたし。この時に當つて、重盛苟うも思へり。憖に列して、世に浮沈せむこと、敢て良臣孝子の法にあらず。しかず、名を遁れ身を退いて、今生の名望を投げ棄てゝ、來世の菩提を求めむに。但し凡夫薄智、是非に惑へるが故に、志を猶ほしいまゝにせず。南無權現、金剛童子、願はくは子孫繁榮絶えずして、仕へて朝廷に交るべくは、入道の惡心を和げて、天下の安全を得せしめ給へ。榮耀又一期を限つて、後昆(4)恥に及ぶべくば、重盛が運命を縮めて、來世の苦輪(5)を助け給へ。兩箇の求願、偏に冥助を仰ぐ」と、肝膽を碎いて祈念せられ

(1)不肖• 肖は「似る」といふ字で、不肖は他の人に肖ない。愚物であると自ら謙讓して云つたのである。

(2)服膺• 膺は胸のことである、服膺は胸に印象して忘れない事。

(3)枝葉連續• 幹を親にたとへ、枝葉を其の末裔たる子孫にたとへて云つたのである。

(4)後昆• 後昆の昆は「後」といふことで、末孫の子を昆孫といふのも其意味である。こゝでは後代の子孫といふ位に解してよからう。

(5)苦輪• 輪廻の苦みであらう。

ければ、燈籠の火の樣なるもの〻、大臣の御身より出でて、はつと消ゆるが如くして失せにけり。人數多見奉りけれども、恐れてこれを申さず。

【新譯】同じ年即ち治承三年の夏時分に、小松内大臣は、斯うした色々の變事があつたので萬事につけて心細く思はれたのだらうか、其の頃熊野へ御參詣があつた。本宮の證誠殿の神前で、靜にお經をあげて、一晩中一心に神に祈つて申されたには、「父入道太政大臣の此頃の樣子を見まするのに、背理的非人道的で、どうかすると君をお惱まし申上げます。勿論私は長子として、頻に諫めるのでは御座いますが、人とは似もつかぬ愚鈍な天性で御座いますから、父は馬鹿にして了つて聞き入れません。こんな事では子孫が連綿と續いて、親の名を顯し、自分の名を後世に知られることは困難です。それで此の重盛は、なまなか父と一緒に世の中に浮沈してゐることばかりが忠臣孝子の法ではないから、名利の生活から脱離し、一切の官職から退き、此の世の望を拋棄して了つて、來世の成道を求めるに越した事はないと考へました。但し智慧の足りない凡夫の悲しさには、是非の判斷ができませんので、思ひきつて其の考へ通りにすることが出來ないんです。南無權現樣、金剛童子樣どうか何處までも子孫が繁昌して、此の末とも官吏として朝廷に出入出來るものならば、入道の惡心を和げて、國家を安泰にして下さい。それとも又榮耀榮華が父一代限で、子孫が耻づかしい目に遭はねばならぬやうならば、此の重盛の命を縮めて、來世の輪廻の苦みをお助け下さい。此の兩方の願のどちらかをお聞入れ下さるやうに、只もうお助けを願ひます」と一所懸命に祈られると、其の時に燈籠の火のやうなものが内大臣のお身體から出

て、パッと消えるやうに見えなくなつた。其の跡に大勢居た人々は皆それを歴然とお見受け申したが、恐ろしさに誰も口へ出しては申さなんだ。

大臣下向の時、岩田河を渡られけるに、嫡子權の亮少將維盛以下の公達、淨衣①の下に薄色②の衣を着て、夏のことなれば、何となう水に戲れ給ふ程に、淨衣の濡れて衣にうつつたるが、偏に色③の如くに見えけるを、筑後の守貞能、之を見咎めて、「何とやらむ、あの御淨衣の、世に忌はしげに見えさせましまし候ふ。急ぎめしかへらるべうもや候ふらむ」と申しければ、大臣、「さては、わが所願既に成就しにけり。敢て其淨衣改むべからず」とて、岩田河より熊野へ、別して悦の奉幣をぞ立てられける。人怪み思へども、猶其心をば得しめ給はず。然るにこの公達、ほどなく驪て誠の色を着給ひけるこそ不思議なれ。その後大臣下向の時幾許の日數を經ずして、病みつき給ひぬ。權現既に御納受あるにこそとて、療治をもし給はず。まして祈禱をも致されず。

【新譯】　内大臣がお歸り道に、岩田河を渡られたときに、お世嗣の權の亮少將維盛以下の令息方は、白い淨衣の下に薄紫色の衣を召して、折しも夏の事であるから、何といふこともなく水いたづらをしていらつしたが、其のうちに、淨衣が濡れて下の衣にうつゝたのを見ると、只もう喪服の色のやうだつた。筑後守貞能がこれを見咎めて、「何とやら、あの御淨衣が非常に、イヤな色に見えますやってす。急いでお召しかへになりまして は如何で

(1)淨衣　清淨な衣、即ち白衣で、こゝは白の狩衣の事であらう。
(2)薄色　淡紫色。
(3)色　喪服の色のこと、後世に關西で喪服を色といふのは此の言葉の殘りである。濡れた白衣の上から薄紫色を見ると、恰も鈍色のやうに見える。

（1）宋・宋は建隆元年（一六二〇）太祖趙匡胤が周王を廢して國を建てゝから、欽宗が金に降るまで九代百六十七年間續いた。其後は南宋として殘端を保つたが祥興二年（一九三九）元の世祖に亡された。治承三年は南宋二代の帝孝宗の時に當つてゐる。
（2）越中の前司盛俊・前任の越中の國司平盛俊、
（3）所勞・いたつき即ち病氣。
（4）延喜の御門・延喜

す」と申上げるさ、内大臣は、「それでは私の願はもう成就したのだ、强ひて其の淨衣を着かへることはない」と仰やつて、岩田河から熊野へ、特別にお禮參りの奉幣使を立てられた。人々は變な事をなさると思はれたが、まだ其の意味をお悟りには成れなかつた。ところが此の令息たちは、間もなく直ぐに、本當の喪服をお着になつたのは不思議である。内大臣は其の時お歸りになつてから幾らの日數も經過しないうちに、お病みつきになつた。しかし御本人は、これは權現樣がもうお聞入れ下さつたのだとして、醫療もされず、又況して祈禱なんかもされなかつた。

其比宋(1)朝より勝れたる名醫渡つて、本朝にやすらふことありけり。をりふし入道相國は、福原の別業におはしけるが、越中の前司盛俊(2)を使者として、小松殿へ宣ひ遣されけるは、「所勞(3)いよ／＼大事なるよし、そのきこえあり。かねては又、宋朝より勝れたる名醫渡れり。折ふし之を悦こす。因つて彼を召し請じて、醫療を加へしめ給へ」と、宣ひ遣されたりければ、大臣扶け起され、盛俊を御前へ召して對面あり「先つ醫療の事、畏つて承り候ひぬと申すべし。但し汝も能く承れ。延喜の御門(4)は、さばかりの賢王にて渡らせ給ひしかども、異國の相人を、都の中へ入れられたりし事をば、末代までも、賢王の御謬、本朝の耻とこそ見えたれ。況や重盛程の凡人が、異國の醫師を王城へ入れむ事、全く國の耻にあらずや。漢の高祖は三尺の劍を提げて、天下を治めしに、淮南の黥布を討

ちし時、流矢に當つて疵を蒙る。后呂太后、良醫を迎へて見せしむるに、醫の曰く、この疵治しつべし。但し五十斤の金を與へば治せむといふ。高祖の曰く、われ守彊かつし程は、多くの戰に遭うて疵を蒙りしかども、その痛なし。運既に盡きぬ。命は則ち天にあり。扁鵲⑨といふとも何の益かあらむ。然れば又金を惜むに似たりとて、五十斤⑩の金を醫師に與へながら、遂に治せざりき。先言耳にあり、今以て甘心す。重盛苟も九卿⑪に列し、三台⑫に昇る。其運命を計るに、以て天心にあり。何ぞ天心を察せずして、愚に醫療をいたはしうせむや。所勞若し定業たらば、醫療を加ふるとも益なからむか、又非業たらば、療治を加へずとも助かる事を得べし。彼の耆婆が醫術及ばずして、大覺世尊、滅度を跋提河⑮の邊に唱ふ。是則ち定業の病癒さゞる事を示さむが爲なり。治するは佛體なり。療するは耆婆なり。定業若し醫療に拘るべう候はゞ、豈釋尊入滅あらむや。定業猶治するに堪へざる旨明けし。然れば重盛が身佛體に非ず。名醫又耆婆に及ぶべからず。假令四部の書⑯を鑑みて、百療に長ずといふとも、爭でか有待⑰の穢身を救療せむ。假令又五經⑱の説に詳にして、衆病を癒やすといふとも、豈先世の業病を治せむや。若し彼の醫術に依つて存命せば、本朝の醫道なきに似たり。醫術効驗なくば面謁其詮なし。就中本朝鼎臣⑲の外相を以て、異朝浮遊の來客に見えむ事、かつ

は醍醐天皇の年號で、此天皇の治政三十三年中、其三分の二即ち廿二年間は延喜である。此の天皇の統治時代は京都附近は最も無事太平を極めたから、之を延喜の治として激賞し天皇を延喜の聖帝と申上げた。

〔5〕異國の相人　大鏡勘文に、古老云、延喜御時異國相者參來、天皇御子旅中閒御聲云々とある。

〔6〕漢の高祖　前二百三年、楚の王項羽を滅して、前漢の皇帝となつた。沛公劉邦のこと。

〔7〕淮南の黥布　六安の人で、本は姓を英と云つたが、罪を得て黥せられたので、爾來黥布と稱した。初め楚の軍に從つてゐたが、轉じて漢に仕へ、遂に淮南王となつた、高祖の十一年即ち前一九六年反して翌十二年に殺された。

〔8〕呂太后　漢高祖の

うは國の耻、かつうは道の陵遲(11)なり。假令重盛命は亡ずといふとも、いかでか國の耻を思ふ心を存せざらむ。此由を申せ」とこそ宣ひけれ。盛俊泣く〳〵福原へ馳せ下り、此由を申しければ、入道相國、「國の耻を思ふ大臣、上古に未聞かず。まして末代にあるべしとも覺えず。日本に相應せぬ大臣なれば、如何樣にも今度失せられなむず」とて、急ぎ都へ上られけり。

其の時分に、宋の國から卓越な名醫が渡航して來て、我が日本に滯在してゐた事がある。ちやうど其時入道太政大臣は福原の別莊にゐられたが、其の事を聞かれて、前に越中國の國司であつた盛俊といふ者を使にして、早速小松御殿の方へ「聞けば、病氣は段々よくないとの事である。ついては今度宋朝から立派な名醫が渡來したのは願つても好い折で、喜ばしい話だ。一つあの者を呼んで治療をさせたらよからう」と仰やつてお遣りになつたところが、内大臣は父の使が來たと聞いて、介抱の人々に扶け起されて、盛俊を御前へ呼んでお會ひになり、「第一に醫者に見せろと云ふ事は、謹んで承りましたと申上げてお吳れ。但しお前もよく聞くがよい。醍醐天皇は、あれ程のお賢いお方であらせられたけれども、外國の人相見を僅にも帝都の中へお踏込ませになつた事は、此の賢王の末代までもの御過失で、日本の國辱であるといふことが書物には見えてゐる。まして重盛程のつまらない者が日本に醫者がないとでも云ふ事か、外國の醫者を帝都へ入れるなどとは、全くの國辱ではないか。漢の高祖は三尺の劍を提げて天下を一統した人だが、淮南王の黥布を征伐された間に、流れ矢に中つて負傷されたので、お后の呂太后が、非常に上手だといふ

皇后、呂氏の女で、孝恵帝を生まれた、孝恵帝立つに及んで皇太后と仰がれた。

(9)扁鵲・前五世紀頃周の名醫として聞えた秦越人の事。渤海郡鄭の人で、長桑君に秘術を受け、内科、婦人科、小兒科の名醫として天下を漫遊し至る所に其の神効を歌はれたが、同業者に妬まれ刺殺された。

(10)五十斤・大寶令によると斤兩には大小の二種がある。小兩でいふと、二十四銖が一兩で、十六兩が一斤であるが、大兩では、小兩の三兩が一兩である。此の大兩は銀銅を量るにのみ用ゐたもので、恰も百八十匁に當つてゐる。ところが延喜式では小兩を制限して之を湯藥を量るのみに用ゐしめた。更に後世になると六朱が一分で、四分が一兩、十二兩が一斤である。

評判の醫者を呼迎へて、診察をさせて御覧になると、醫者がいふには、此の疵は確に直りますが、但し療治代には五十斤の金を貰はなくてはとの事であつた。すると、高祖が仰やるには、朕の氣性がまだしつかりしてゐた時分には、隨分度々戰爭にも出て負傷したけれども、痛くも何ともなかつた。それだのに此の位の傷で寢込むといふのは、もう運が無くなつたのだ。すべては天命だ。死ぬときまつたものなら、扁鵲ほどの名醫だつて何の足しに成るものか。しかし今更其の醫者を頼まないんぢやア又金でも惜しがつてるやうだからと云つて、醫者には五十斤の金を遣るには遣つたけれども、到頭治療をさせなかつた。斯ういふ先人の言葉は今でも私の耳に殘つてゐるが、私はそれを會心の言葉だと思つてる。重盛は假にも九卿の一人に算へられて三公の一人にまで成つてゐる。自分の運命を考へて見るのに、すべては天の神の御心にある。天神の御心を察しないで、疎忽に醫者を勞するといふやうな事が出來るものか。私の今度の病氣が若し、前世からの定まつた因果だとしたら、醫者に療治を頼むでも仕方がなからうし、又、定まつた運命でないとすれば、療治をしないでも助かるだらう。あの世界の大先覺者である釋迦に、耆婆の術でも力が及ばないで自分が死ぬといふことをヒランナバチーの河の岸で聲明したが、これは即ち前世から定まつた結果としての病氣は治療しないといふ事を一般大衆に示さむが爲である。治療の客体は佛たる釋迦の肉體である、之を治療する主体は名醫と呼ばれた耆婆である。前世からの定まつた因果と醫療との間にも若し相關的關係があるものなら、どうして釋迦が入滅されるものか。之を見ても定業はやはり醫術で治癒の出來ないものだといふ事が明白だ。さすれば重盛の身体は佛体ではないし、其の宋の名醫とかいふ者の技術も耆婆には及ぶまい。たとひ四部の書を研究して、百般の治術に長じてゐるとしても、どうせ一度は死ぬ事

(11)九卿 支那周代の卿相たる冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空、少師、少傅、少保を九卿といつた。

(12)三台 三台星に因んで、三公即ち太政大臣、左右大臣をいふ。

(13)定業 前世又は現世の業因によつて定まつてゐる果報のこと。

(14)耆婆 印度の名醫。佛在世時の人で『觀無量壽經には頻婆娑羅王の子だとある、又尸羅國の賓迦羅について醫を學んだが、七年にして頗る本草學に通じ妙薬を製したといふ。耆婆は梵語で、譯すると能活即ち起死回生といふ程の意である。

(15)跋提河 釋迦の入滅地たる拘尸那城(Kusinara)に近く流れてゐる河で、Nepal(尼波羅)國に發源し、ガンガに合してゐる新連禪跋提(Hiranyavati)

河の略稱である。

(16)四部の書●●●●　抄には醫、鍼、按摩、呪禁の四部であらうかさしてゐる。

(17)有待●●　待つこさある身。

(18)五經●●　大素經、新修本草、小品、明堂、八十一難經の五つを延喜の典藥式には五經さしてゐる。

(19)鼎臣●●　三公のこさ鼎は三足になつてゐるからいふのである。

(20)陵遲●●　山が下るに隨つて段々低くなつて行く形を陵さいふ。物の自然に衰へることゝ

(1)横紙を破る●●●●●　紙を横に破るこさ、即ら無理をするこさ。昔の紙は今日の如くパルプを製紙原料さしないで、直接に木纖維を漂白して製造したから、紙質が強靱で、纖維の排列に隨つて破るのは容易

が期待される穢れた肉体を救ひきる事が出來るものか。よし又、五經の學説に精通してゐて凡ての疾患を治癒することが來るさしても、どうして前世からの因果の絡んだ病氣を直せるものか。それに又若し其の者の醫術のお蔭で死ぬる命が助かつたさしたら、日本には醫道がないさ同然になるし、其者の醫術に効驗がないやうなら、呼んだ所で仕方がない。殊に鼎にしたら三本足の一本さ云つてもよい高位にあるものが、外來の浮浪人に會ふさいふことは、一つには國辱であるし、一つには又政道の衰へを來す基である。よし重盛は死にかけてゐても、どうして國辱を感ずる心が銷磨してたまるものか。歸つて此の事を父君に申上げる」と仰しやつた。盛俊は承つて涙乍らに福原まで急いで歸つて、斯々の由を申上げると、入道太政大臣は、「國家の恥辱さいふ事を考へる大臣があつた事は大昔からまだ聞いた事がない。まして末代の今日にはあらうさも思はれない。此の日本には不相應な大臣だから、何としても今度は死なれるだらう」と云つて急いで上洛された。

七月二十八日、小松殿出家し給ひぬ。法名は淨蓮とこそ附き給へ。やがて、八月一日の日、臨終正念に住して失せ給ひぬ。御年四十三。世は盛とこそ見えつるに、哀なりし事ごもなり。入道相國の、さしも横紙を破ら(1)れしにも、この人のおはして・やうやうに宥め宣ひつればこそ、世は今日までもおだしかりつれ。此後天下に如何ばかりのこさか出で來むずらむさて、上下皆嘆きあへり。又前の右大將宗盛の卿の方樣の人々、世は只今大將殿へ參りなむずさて、勇み悅びあはれけり。人の親の子を思ふ習は、愚なるが先立つだにも、悲しきぞかし。況や是

であるに拘はらず、之を横に裂くことは困難であつた。それを強いて破るのは即ち無理で、無理を通さうとするものを横紙破りと稱したのである。

(2)棟梁。棟の梁木が屋根の全重量を支へる如く、一家一門を其双肩に擔つてゐる人材の意。

は當家の棟梁(2)、當世の賢人にてましませば、恩愛の別、家の衰微、悲みても猶餘あり。されば世には良臣を失へることを嘆き、家には武略の癈れぬることを悲む。凡はこの大臣、文章うるはしうして、心に忠を存し、才藝優れて、詞に德を兼ねたまへり。



新譯　七月二十八日に、小松殿は出家された。法名は淨蓮とおつけになつた。間もなく八月一日には、臨終正念を守つてお亡くなりに成つた。お年は四十三である。正に男盛り働き盛りとお見えになつたのに、お氣の毒な事である。入道太政大臣があれ程の横紙破りであつたにも拘はらず、此のお方がいらつして、段々お言ひなだめになつたればこそ、世の中は、今日まで平穩で來たのである。この後は天下にどんな事が起つて來るだらうと云つて、上下の各階級を通じて人々は皆歎き合つた。しかし又一方では、前右大將宗盛卿一黨の人たちは、世の中も今に大將殿のお手へ來るだらうといつて勇み立つて悦び合はれた。人の親として子を思ふのが、一般の風習であることは云ふだけ野暮であるが、其の中での愚な子に、先へ死なれたのでも悲しいのに、況して此の重盛卿は平家一門の中心人物でもあり、又現代の代表的人材でいらつしたから、愛する者との別れと、一家の衰微の原因との二つが重なつてゐるわけで、幾ら悲しんでもまだ足らない。されば世の中では立派な賢臣を失ふたことを歎き、平家としては戰術の癈れたことを悲しんだ。一般的に云ふと、此の內大臣は、文章も美しい文章を書かれたし、心は忠誠で、學才は勿論諸種の藝能にもすぐれ、詞才と德行とを兼ねてゐられた。

【[illegible]】　重盛が果してどの程度までの德行家であつたかと云ふことは今日なほ疑問である。彼に對する後々の好評は恐らく此の平家物語に原因してゐることが多いだらうと思はれるが、性質上誇張の少い他の文獻に依ると、少くとも從來の重盛評には或る割引が行はれねばならぬ。第一には、比較的廣く知られてゐる事であるが、あの關白の車を要擊した一件が實は淸盛には何の關係もなく、重盛が敎唆しての暴行である一事である。「愚管抄」にも「小松内府に、いみじく心うるはしくて、父入道が謀叛心あると見て、とく死なばやなど云ふと聞えし」と重盛の人材を激賞してゐるに拘はらず、關白要擊は重盛が間接正犯であることを確認して、此の事は不思議に其父淸盛の示唆に從つたものでないことを注意してゐる。父の惡逆無道を慨いて自己の死を熊野に祈つたなどゝ云ふのも信ぜられない事で、元來が淸盛の惡逆即ち法皇幽閉の志は、重盛死後の事である、隨つて重盛の思ならんと欲すれば孝ならず云々の一件は、恐らく後の行爲から想定したものに過ぎないと見ればならぬと共に、重盛がそれを慨いて死期を早めむと願ふたといふ一件も、信ぜられない。其の上に「玉海」に依ると、熊野參詣に出立する以前から、彼には病氣があつて、高度の食慾不振があつたと共に、數回の嘔血をしてゐるのである。これについて重盛は胃患で死んだなどゝいふ說が明治時代に行はれた事もあるが、これは吐血をすれば必ず呼吸器疾患であると輕信する素人考であつて、吐血は屢々他の臟器の疾患に原因することがある。私は重盛は、寧ろ消化器病で死んだらうと考へる。但し重盛が平家の一門には珍らしい人格者であつた事は、愚管抄の記事からも信ぜられる。

一一、無紋の沙汰

天性この大臣は、不審第一の人にて、未來の事をも、豫て悟り給ひけるにや、去んぬる四月七日の夜の夢に、見給ひたりける事こそ不思議なれ。譬へば或濱路を遙々と歩み行き給ふ程に、傍に大なる鳥居のありけるを、大臣夢の中に、「あれは如何なる御鳥居やらむ」と問ひ給へば、「春日大明神の御鳥居なり」とぞ申しける。人群集したり。その中より大なる法師の頭を太刀の先に貫き、高く指し上げたるを、大臣「何者の頭ぞ」と宣へば、「平家太政入道殿の惡行超過し給へるに依つて、當社大明神の召し取らせ給ひて候ふ」と申すと覺えて夢覺めぬ。當家は保元平治より以來、度々の朝敵を平げ、勸賞身に餘り、帝祖、太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年のこのかた官加階天下に肩を比ぶる人もなかりつるに、さては入道の惡行超過し給へるによりて、當家の運命の末になるにこそと思しめして御涙を流させ給ふ。折節妻戸をほと〳〵と打ちたゝく者出で來り。大臣、何者ぞ、あれ聞けと宣へば、瀨尾太郎兼康が、「今夜餘に不思議のことを見候うて、申し上げむがために、夜の明くるが遲く覺えて、參つて候。御前の人を遙に退けられ

候へ」とて、人を除けて對面ありけり。大臣御覽ぜられける夢に、少しも違はず、具に語り申したりければ、さてこそ兼康は神にも通じたるものかなとぞ、大臣も感じ給ひける。

【新譯】　生れつき此の内大臣は最も不思議な人で、未來の事までも前以て知覺されたものか去る四月七日の曉の夢に御覽になつた事こそは世にも不思議な事柄であつた。例へば或る海岸の路を、遙々と歩いていらしやるうちに、不圖見ると、道ばたに大きな鳥居があつたので、大臣は夢の中で、「あれは何神樣のお鳥居でせうか」とお尋ねになると「春日大明神さまのお鳥居です」と申した。見ると其の邊には人が大變に群集してゐて、其の中から大きな坊主首を太刀の切尖に刺貫いたのを、高く差上げた。大臣が「何者の首だ」と仰やると、「平家太政入道殿の惡行が餘り過ぎるので、當社の大明神がお召取になつたのです」と申すと思つたら夢が覺めた。其の時内大臣は、「我が平家は保元平治の兵亂以來、何度も朝敵を平定して、身に餘る程の御賞典に浴し、天皇の御外戚ともなり、官は太政大臣にまで成つて、一族の昇進した者は六十人餘にも達し、二十餘年來、官位の昇進に於ては此の國内に肩を較べる人もなかつたのに、それでは父入道が餘りに度を過ごした惡行をされるものだから、當家の盛運も末に成つたんだナ」と思召して、思はず御落涙になつた。其の時出て來て妻戸をトントンと敲くものがあつた。内大臣は聞咎めて、「誰が來たのか、聞いて來い」と仰やると、それは瀬尾太郎兼康で、「今夜あんまり變な夢を見たものですから其の事を申上げる爲に、夜の明けるのが待遠しくつて参りました。憚り乍らお人拂ひを願ひます」と云つたので、人を遠ざけて二人きりで御對面になつた。聞くと、瀬尾も大臣の

御覽になつた夢とそつくり同じ夢を見た事を、委しくお話し申したので、さてこそ兼康は神の靈感に通じてゐると大臣も感心せられた。

其朝嫡子權亮少將維盛、院へ參らむとて出で立たれけるを、大臣呼び奉つて、「人の親の斯樣の事申すはをこがましけれども、御邊は人の子には優れて見え給へり。あれ少將に酒進めよ」と宣へば、筑後の守貞能御酌にまゐる。之をば少將にこそ賜ぶべけれども、親より先にはよも賜はらじとて、大臣三度酌むで、其後少將殿にぞさゝれける。少將又三度受け給ふ時、「あれ少將に引出物(1)せよ」と宣へば、畏り承つて、赤地の錦の袋に入れたる御太刀、持つて參りたり。少將これは當家に傳る小烏(2)といふ太刀やらむと、嬉しげに見給へば、さはなくして、大臣葬の時用ゐる無紋の太刀(3)なり。その時少將、以ての外に氣色變つて見え給へば、大臣涙をはら〳〵と流いて、「それは貞能が僻事にはあらず。大臣葬の時佩いて供する無紋といふ太刀なり。日比は入道殿如何にもなり給はば、重盛佩きて供せむとこそ存ぜしか。今は重盛、入道殿に先立ち奉らむずれば、御邊に賜ぶなり」とぞ宣ひける。少將とかうの返事にも及び給はず、涙を抑へて宿所に歸り、其日は出仕もし給はず、引き被いてぞ伏し給ふ。その後大臣熊野へ參り、下向して、幾許の日數を經ずして、病づきて失せ給ひけるにこそ、げにもと思ひしられけれ。

---

(1)**引出物**　後世客を饗する時に附けて出す「引物」「引菓子」なども同じ事である。最初は人への進物に馬を引出して與へたことから來てゐる。

(2)**小烏**　平家累代の名劍。昔大神宮の使の靈烏が羽の下に入れて持つて來て天皇に献じたといふ傳說のある劍であるが、貞盛の時に賜はつたのだといふ。金の獨銘の目貫があつて「大寶三年天國」とつ

在銘のものであるといふ。

（一〇）無紋の太刀　古は五位以上に太刀の蒔畫飾するを許したが、但凶喪の時は黒漆、蒔繪のないものを用ゐた。延喜彈正式に見える無紋の太刀とはこの事である。柄も鞘も黒づくめで、金具も彫刻のない坊主金具であり、帶取の革も無紋の藍革を用ゐた。



其の翌朝、長子の權の亮少將維盛が、院の御所へ出仕しようとして出かけられたのを、大臣はお呼びになつて、「親の口からこんな事を云ふのは、聊か親馬鹿の嫌ひがあるが、君はよその子供よりは優秀なやうに見える。それ、少將に酒をあげろ」と仰やると、筑後守貞能がお酌に參つた。內大臣は盃をお取りになつて、「これを少將に先へあげようと思ふが、親より先にはとても飮まれまいから」と云つて、自分で先へ三獻飮んでから、其の盃を少將にさゝれた。で、少將も亦三獻だけお受けになる時に、「それ、少將に引出物をしろ」と內大臣は仰やつた。貞能は謹んで承つて、赤地の錦の袋に入れた御太刀を持つて參つた。少將は、これは我家に傳來の小烏といふ太刀だらうかと嬉しさうに御覽になると、さうではなくつて、大臣の葬式の時に佩用する無紋の太刀である。その時に少將は思はずサッと顏色をお變へになると、大臣は淚をハラハラと流して、「それは貞能の過失ではない。大臣の葬式について行く時に佩用する無紋の太刀である。平素は入道殿がどうかされたら、此の重盛が佩用してお供をしようと思つてゐたのだが、今度重盛は入道殿よりも、お先へ行くことになると思ふから、そなたに進上するのである」と仰やつた。少將は何のお返事もされず、チッと淚を押さへて自邸へお歸りになつたが、其の日は到頭出仕もしないで、蒲團を引つかぶつておやすみになつた。其の後に內大臣は熊野參りをされたが、歸つて來られて幾日もたゝないうちに、病氣になつておなくなりになつたので、成る程此の事を仰やつたのだナと思ひ知られた。

(1)當來・二世。現在と未來との二世。

(2)六八弘誓。彌陀の四十八願のこと。彌陀の弘誓は弘く救濟することの誓願。

(3)鸞鏡。鳳凰の繪が裏についてゐる鏡、

(4)大念佛。即ち融通念佛のこと。大治二年に大原の良忍の始めたもので、自分の唱へる念佛の功德を他人に廻向はしめ、他人の唱名の功德を自己に轉ぜしめるといふ風に相互に融通して往生成佛の妙果を證得するもの、これ即ち此宗の本旨である。

(4)唱名・阿彌陀佛の名を唱へて祈念すること。

(5)ひぐわん・悲願、衆生の苦惱を拔いてやらうとする大慈大悲の願。

(6)せつしゆふしや・攝取不捨である。彌陀

二一、燈籠

すべてこの大臣は、滅罪生善の志ふかうおはしければ、當來①の浮沈を歎き、六八弘誓②の願に准へて、東山の麓に四十八間の精舍を建てゝ、一間に一つづゝ四十八の燈籠を懸けられたりければ、九品の臺目の前に輝き、光耀鸞鏡③をみがいて、淨土のみぎりに臨みぬるが如し。毎月十四日、十五日を點じて大念佛ありしかば、當家・他家の人々の許より、顏貌好く、若う盛なりし女房を請じて、一間に六人づゝ、二百八十八人の尼衆と定めて、かの兩日が間は、一心不亂の唱名④の聲怠らず。誠に來迎、引接のひぐわん⑤も、此所に影向を垂れ、⑥の光も、此大臣を照し給ふかとぞ覺えたる。十五日の日中を結願として、大念佛ありけり。大臣行道の中に交つて、西方に向ひ手を合せ、「南無安養世界⑦の敎主、彌陀ぜんせい、⑧三界六道⑨の衆生を遍く濟度し給へ」と、廻向發願し給へば、見る人慈悲心を起し、聞く者感淚をぞ催しける。それよりしてこそ、この大臣をば燈籠の大臣とは申しけれ。

通釋 一体に此の内大臣は罪障を消滅して善果を生ぜしめようとする志がお深くていらつ

の救を求めるものは悉く攝め取つて、一人も捨てないといふこと。

(7)安養世界　極樂世界といふのと同意。

(8)ぜんせい　善逝。

(9)六道　地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六つである。

(10)濟度　生死の海に苦むものを救濟し、彼岸に渡して佛果を得せしめること。

(11)廻向　廻らし向けること。即ち自分が修した善業の効果を回轉して所期の一切衆生又は佛道の理想に向けること。淨土門に於て云へば自分の積んだ功徳を他の衆生にも轉向せしめて共に極樂往生を願ふのは前者で、之を往相廻向と稱する。又一たび淨土に轉生して後多くの功徳を積み此世に再還して一切衆生を教化し淨土に往生せしめんと期するのは後者で、之を還相廻向と稱する。

したから、現世來世の盛衰浮沈を歎き、阿彌陀如來の四十八願に擬して、京都の東山の麓に、四十八間の寺を建てゝ、一間に一個宛即ち總計四十八個の燈籠を掛け列れられたから話に聞いてゐる九品の臺が目の前に輝き出したやうで、燈光はまるで磨き出した鏡かと思はれ、極樂淨土の直ぐ近くまで行つたやうである。毎月十四日と十五日とを期として大念佛の催しがあつたから、平家は勿論他家からも、美人で、而も年の若い娘ざかりの女中ばかりを頼んで來て、一間に六人宛配置し、此の合計二百八十八人を假に尼と見立てゝ、其の兩日の間は、一心不亂に不斷の念佛を勤めさせた。實際來迎引接の悲願を發せられた阿彌陀如來も此處にばかりはお姿をお現しに成り、攝取不捨の光も、此の内大臣一人をお照らしになるかと思はれた。十五日の日中を結願として、大念佛は愈々行はれた。大臣は其の時行道する人々の中に交つて、西方淨土の方に向つて手を合はせて、南無、安養界の教主彌陀善逝、三界六道の衆生を普く濟度し給へと廻向發願をされたので、それを見てゐる人は何れも皆慈悲心を起し、それを聞いて居る者は皆感じ入つて涙を催した。此の事があつて以來此の大臣の事を燈籠大臣とは申した。

一三、金わたし

大臣又、如何なる善根(1)をもして、後世弔はればやと思はれけるが、わが朝には、如何なる大善根を爲置いたりとも、子孫相續いで、重盛が後世弔はむことありがたし。他國に如何なる善根をもして、後世弔はれむとて、安元(2)の春の比、鎭西より妙典(3)といふ船頭を召しのぼせ、人を遥に除けて對面あり。金三千五百兩召し寄せて、「汝は聞ゆる大正直の者なれば」とて、「五百兩をば汝に得さす。三千兩をば宋朝へわたし、一千兩をば育王山(4)の僧に引き、二千兩をば御門へ參らせて、田代(5)を育王山へ申し寄せて、重盛が後世弔はすべし」とぞ宣ひける。めうでん之を賜つて、萬里の遠浪を凌ぎつゝ、大宋國へぞ渡りける。

新譯 内大臣は其の外にも又、どんな事でも出來るだけの善根をして置いて、後生の成道を弔はれたいと思はれたが、日本ではどんな立派な善根をして置いたつても子孫が系統的に連續して、重盛の後世を弔うて呉れようとは、思はれないから、他國へどんな善根でもして置いて後世を弔はれようとさう思はれたので、安元何年かの春頃に、九州から妙典といふ船頭を呼寄せて、人をずつと遠ざけて對面せられた上、「お前は名高い正直者だから」と云つて、「五百兩はお前に遣る。三千兩は宋の朝廷へ引渡して、其の中の千兩は育王山の

(1)善根 諸善增長の根本たるべき行爲。
(2)安元 安元は治承の前の年號で二年間しか續かなかつた。一八三五、一八三六年。
(3)妙典 傳記不詳。
(4)育王山 浙江省の寧波府にある有名なる寺。正しくは阿育王山といふ。支那五山の一である。
(5)田代 デンダイと讀む。田料と云ふのと同じである。寺院維持のため田の購入資金を寄附するのである。

（1）方丈　一山の長老のこと。是等の長老の居室は方一丈即ち一丈平方の廣さがあつたからである。

（2）佛照禪師徳光　宋時代の支那の高僧。

（3）隨喜　他人の善行に對し贊同の意を表して喜ぶこと。

僧たちに進物とし、殘り二千兩は天子に差上げて、田代の寄進を育王山へ申込んで、此の重盛の後世を弔はして貰ひたい」と仰しやつた。妙典は之を戴いて、萬里の海波を凌ぎつゝ大宋國へ渡航して行つた。

育王山の方丈(1)佛照禪師徳光(2)に、逢ひ奉つて、この由を申しければ、隨喜(3)感歎して、軈て千兩をば育王山の僧にひき、二千兩をば御門へ參らせて、小松殿の申されつるやうを、具に奏聞せられければ、御門大に感じ思しめして、五百町の田代を、育王山へぞ寄せられける。されば日本の大臣、平の朝臣重盛公の後生善所と祈ること、今にありとぞ承る。

［通釋］育王山に着いて、長老の佛照禪師徳光にお逢ひ申して、右の由を申入れたところが、禪師は大喜びをして感心して、直ぐに千兩を山内の僧達への進物に配當し、二千兩を皇帝に差出して、小松内大臣の申された通りを、すつかり奏上せられた。すると宋の皇帝も大層感心な事だと思召して、五百町の田を育王山へ寄進せられた。それで育王山では、今に日本の大臣平の朝臣重盛公が後生では善い所へお生れになりますやうにと祈り續けてゐるといふことを聞いてゐる。

入道相國、小松殿には後れ給ひぬ、萬心ぼそくや思はれけむ、福原へ馳せ下り、閉門してこそおはしけれ。

［通釋］入道太政大臣は、長男の小松殿には先へ死なれて了ふし、何かにつけて心細い氣がしたのであらう、急いで福原へ歸つて引籠つておいでになつた。

一四、法印問答

同じき十一月七日の夜の、戌の刻①ばかり、大地夥しう動い②てやゝ久し。陰陽の頭安倍の泰親③、急ぎ内裏へ馳せ參り、「今度の地震、占文のさす所、其謹輕からず候。當道三經④の中に坤儀經の説を見候ふに、年を得ては年を出でず、月を得ては月を出でず、日を得ては日を出です、以ての外に火急に候」とて、涙をはらはらと流しければ、傳奏⑤の人も色を失ひ、君も叡慮を驚かさせおはします。若き公卿・殿上人は、「けしからぬ泰親が泣きやうかな、只今何事のあるべきか」とて、一度にどつとぞ笑ひ合はれける。されども此泰親は、晴明五代の苗裔⑥を受けて、天文は淵源を極め、推條掌を指すが如し。一事も違はざりければ、指すの神子とぞ申しける。雷の落ちかゝりしかども、雷火のために狩衣の袖は燒けながら、其身は恙もなかりけり。上代にも末代にもあり難かりし泰親なり。

【通釋】これも同じ治承三年の事である。十一月七日の晩の八時頃に、大地震があつて相當長時間に亘つた。此の時陰陽頭の安倍泰親が急いで宮中へ駈けつけて參つて、「今度の地震は、占ひに現れたところに依りますと、比較的重大な謹愼を要します。私の專門の三經

(1)戌の刻。午後零時として、二時間毎に、未、申、酉と算へて來ると戌は恰も午後八時に相當する。

(2)大地夥しく動く。地震である。百練抄を見ると治承三年十一月七日の條に、「戌刻大地震」とある。

(3)安倍の泰親。晴明五世の孫であつて、非常に占卜に長じて、指す所悉く違はないので指御子と世にうたはれた。彼が治承三年十一月七日の地震を以て大亂の前兆であると豫言したことは有名な話である。

(4)當道三經。當道は此の道といふのと同じ意で、即ちこゝでは陰陽道のこと。陰陽道の三經とは坤儀經、明道經、星宿經の三をいふ。

(5)傳奏。天皇上皇に對する親王、攝家、寺社等からの奏請を傳へ

典の中にある坤儀經の學説に隨ひますと、年としては一年以內、月としては一ヶ月以內、日としては其の日を出ない程の、特別に切迫した大事です」と云ひさま、涙をハラ〳〵と流されたので、お取次の役人も聞いて顏色を變へたし、お上もビックリしておいでになつた。しかし若い公卿や殿上人たちは、問題にしないで「この位の地震で泣くなんて、泰親といふ男も變な奴だな、此の天下太平の時に何があるものかい」と云つて、一度にドッと笑ひ合はれた。しかし此の泰親は安倍晴明五代の末裔で、其家の專門學たる天文學を根本的に深く研究してゐて、其の明快な推斷は、まるで手の平の上にあるものを指すやうであり、どんな事でも寸分の違ひなく言ひ當てたから、世間では之を「指すの神子」と申した。嘗て自分の目の前へ落雷して、感電したゝめ、着て居た狩衣の袖は燒けたが、それでも身体は無事だつた。上代にも末代にも珍しい人間である。

同じき十四日、入道相國、いかゞは思ひなられたりけん、數千騎の軍兵を棚引いて、都へ還り入り給ふ由聞えしかば、京中何と聞き分きたる事はなけれども、上下騷ぎ合へり。又何者の申し出したりけるやらむ、入道相國、朝家を怨み奉るべしといふ披露（1）をなす。關白（2）殿も內々聞し召さるゝ旨もやありけむ、急ぎ御參內あつて、「今度入道の入洛は、偏に基房を滅すべき由の結構にて候へ。終に如何なるうきめにか遭ひ候はむずらむ」と、奏せさせ給へば、主上聞し召して「そこに如何なる目にも遭はむは偏にわがあふにてこそあらむずらめ」とて、龍顏（3）より御

奏する職官。これに天皇の傳奏と院傳奏とがあり、其兩者に通じて諸種の傳奏事項がある中、これは天皇の傳奏が凶事傳奏をしたのである、

（6）苗裔　要那で遠い子孫をいふこと、苗は草の莖と葉のことで、根から生じたものであり、裔は襟のことで、衣の末であるから云ふ。

（1）披露　披はヒラク露はアラハスで、心中に思つてゐる事を少しも隱さずに披き出して述べること。後漢書蔡邕傳に「宜披露得失具對經術」とある。轉じて秘密にすることの反對で一般に知らせることにいふ。「皆々樣に御披露被下度」などといふのがそれである。正しい讀み方はヒロであるが、普通には長く延ばしてヒローといふ。

涙を流させ給ふぞかたじけなき。誠に天下の御政は、主上攝籙の御はからひにてこそあるに、これは如何にしつる事どもぞや。天照大神、春日大明神の神慮の程も計りがたし。

通譯　同じ十一月の十四日の事、入道太政大臣はどう云ふ氣になられたのか、數千騎の軍兵をまるで霞が棚引いてゐるやうに長く續かせて、京都へ歸つておいでになるといふ風聞があつたので、京都市中の者は、別に、これと云つてハッキリと聞いた事ではないが、上下の各階級を通じて物情騒然たるものがあつた。又何者が云ひ出した事か、入道太政大臣が皇室をお怨み申して攻め寄せて來るだらう、と云ふ事を吹聽して廻る者があつた。關白基房殿も内々お耳に入つた事でもあるのか急いで御參内になつて、「今度の入道の出京は專ら此の基房を亡さうといふ計畫でございます。結局私はどんなひどい目にあはされる事でせう」と奏上されると、お上はお聞きになつて、「そなたがどんな目に遭はされるかも知れないと云ふ事は、即ち朕がひどい目にあはされると云ふ事と同じだらう」と仰やつて、お顔から御落涙遊ばされたのは勿躰ないことであつた。實際天下の御政治は、萬事天皇と攝政との御管掌なさるべき事であるのに、これはまア何たる事であらう。こんな有樣では、天照大神や春日大明神の神慮が何とあるかも測られない。

同じき十五日、入道相國朝家を恨み奉るべき事、必定と聞えしかば、法皇大に驚かせ給ひて、故少納言信西の子息靜憲法印を御使にて、入道相國の許へ遣さる。仰せ下されけるは、「近年朝廷靜ならずして、人の心も整らず、世間も未だ落居

(2)關白　基房。

(3)龍顔　天皇の御顔を比する。支那では常に天皇に龍を比する。天皇の玉体を龍体、帝王の徳を龍徳、即位を龍飛といふ類である。史記には「文王龍顔虎眉」又「高祖爲人、隆準而龍眼」などとある。

(4)攝籙　攝政のこと。籙は攝はおさめること、籙と同じで、統轄すること。

せぬさまになり行くことを、そうべつに附けて歎き思し召せども、さてそこにあれば、萬事は頼み思しめされてこそあるに、假令天下を鎭むるまでこそなからめ、あまつさへ嗷々(1)なる體にて、朝家を怨み奉るべしと聞し召すは、何事ぞ」と仰せ下さる。

 同月十五日、入道太政大臣が皇室をお怨み申して何等かの行動に出るといふことは愈々間違のない事實だといふ評判が立つたので、法皇は大層お驚きになつて、亡くなつた少納言信西の子の靜憲法印をお使として、入道太政大臣のところへお遣りになり、「近年朝廷には兎角穩かならぬ事があつて、人心も一致を缺き、世間もまだ何となく安定しないやうな時勢になつてゆくのを、總体に歎かはしい事だと思召してゐるが、さうしてそなたが居る以上、萬事の頼みに思召されてゐるのに、積極的に天下の騷ぎを鎭めようとでもする事か、また其のやうに騷々しい樣子で出京して來て、皇室をお怨み申すといふ風聞があるのは、どうした事だ」と仰せ下された。

法印勅定を承つて、西八條の邸に行き向ふ。入道對面もし給はず、朝より夕に及ぶまで待たれけれども、無音なりければ、さればこそと無益に思ひ、源太夫の判官季貞(1)を以て、勅諚の趣言ひ入れさせ、暇申すとて出でられければ、その時入道、「法印呼べ」とて出られたり。呼び返して、「やゝ法印の御坊、淨海が申す所はひが事か。先づ内府が身まかり(2)ぬる事、當家の運命を測るに似て、入道

(1)嗷々。やかましいこと、騷々しいこと。前にある「數千騎の軍兵をたなびいて、都へ還り入りたまふ云々」を指すのである。

(1)源太夫判官季貞。傳記不詳。清盛の部下。

(2)身まかる。まかるは目前から離れ去ることで、身まかるは離る即ち身體が目前から離れて見えなくなることは即ち

随分悲涙を抑へてこそ罷り過ぎ候ひしか。御邊の心にも推察し給へ。保元以後は亂逆打ち續いて、君安き心もましまさゞりしに、入道は只大方を執り行ふばかりでこそ候へ、内府こそ手をおろし、身を碎いて、度々の逆鱗(3)をば靜め參らせ候ひしか。其外臨時の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣はありがたうこそ候へ。こゝを以て古を按ずるに、唐の太宗(4)は魏徴(5)に後れて、悲しみのあまりに、「昔の殷宗(6)は夢の中に良弼を得(7)、今の朕は覺めての後賢臣を失ふ」といふ碑の文を、自ら書いて、廟に立てゝだにこそ悲み給ひけるなれ。我朝にも間近う見候ひしことぞかし。顯頼の民部卿(8)が逝去したりしをば、故院(9)殊に御歎あつて、八幡の行幸延引あつて、御遊なかりき。すべて臣下の卒するをば、代々の御門、皆御歎あることにてこそ候へ。それに内府が中陰(10)に八幡の御幸あつて、御遊ありき。御歎の色、一事も之を見ず。假令内府が忠をこそ、思し召し忘れさせ給ふとも、などか入道が悲をば、御憐なくては候ふべき。假令入道が悲をこそ、御憐なくとも、などか内府が忠をば思しめし忘れさせ給ふべき。父子共に叡慮に背き申すこと、今に於て面目を失ふ。これ一。次に越前の國をば(11)、子々孫々まで御變改あるまじきよし御約束候ひて、下し給ひて候ひしかども、内府に後れて後、やがて召し返され候ふは、何の過怠(12)にて候ふやらむ。これ一。次に中納言闕(13)の候ひ

死ぬことである。

(3)逆鱗・天子の憤怒を龍に譬へていふたこと。支那人の說話によると龍の喉部には何枚とかの鱗があつて、それが憤怒する時には逆立するのだといふ。

(4)唐の太宗・李世民のこと。高祖李淵について立つた。其治世は、我が朝の推古天皇三十五年(一二八七)から孝德天皇の大化五年(一三〇九)にまで及んでゐる。

(5)魏徴・字は玄成、下曲陽の人で、唐の太宗の時に諫議大夫となり、直諫すること二百餘回、唐の二十四功臣の一人として凌烟閣に其像が揭げられた、貞觀十七年、太宗に先立つて薨じた。

(6)殷宗・殷の武丁のこと。

(7)夢の中に良弼を得・良弼とは賢良なる輔弼の臣のこと。殷の武丁

し時、二位の中將（11）頻に所望候ひしを、入道隨分執り申しゝかども、遂に御承引なくして、關白の息（12）をなさるゝことはいかに、たとひ入道如何なる非據（13）申し行ふとも、一度はなどか聞し召し入れでは候ふべき。位階といひ、家嫡といひ、（14）理運左右に及ばざることを、引き違へさせ給ふ御事は、餘に本意なき御取計ひとこそ存じ候へ。これ一つ。次に新大納言成親の卿以下、近習の人々、鹿の谷に寄り合ひて、謀叛を企てし事も、全く私の計略にあらず、併しながら、君御許容あるによつてなり。事新しき申事にて候へども、この一門をば、七代までは、いかでか思し召し捨てさせ給ふべきに、それに入道七旬（15）に及びて、餘命幾許ならぬ一期の中にだに、動もすれば滅さるべきよしの御結構候ふ。申し候はむや子孫相續いて、朝家に召し仕はれむことも、ありがたうこそ候へ。凡老いて子に後るゝは、枯木の枝なきに異ならず。今は程なきうき世に、さのみ心を費しても、何にかはせむなれば、いかでもありなむと思ひなつてこそ候へ」とて、かつうは腹立し、かつうは落涙し給へば、法印怖ろしうも又哀にも覺えて、汗水にこそなられけれ。

【新釋】靜憲法印は勅諚を承つて、早速西八條の平氏邸に向つたが、入道はテンで會はうともしないで、朝から晩になるまで待つてゐても、何の音沙汰もないから、これでは駄目だ

が、夢中に夏彌を得さは傳說のことである。支那史の所傳に依ると、武丁王は或る時說といふ夏彌を得た夢を見たので、其名の者を探させてゐると、或る時陝州虢の界に傳巖といふ所があつて谷川の溢水のために、道路が破壞された、そこで殷の政府では行靡の輕罪囚をして其道路を修築させたが、其土地に說といふものがゐて、罪人に代つて土木工事に從事して勞銀を得て乏しい生活をしてゐた。王は圖らず其事をきかれて早速之を呼んで宰相としたと云ふ。

（8）顯賴の民部卿　中納言葉室顯隆の子、崇德天皇の永治元年民部卿に任じ近衛天皇の久安四年正月三日出家して五日に薨じた。

（9）故院　鳥羽院。

（10）中陰　人の死後四十九日間を中陰とも中

有ともいふ。人が死んでまだ次の生を得ず、其身に色受想行識の五陰を具へて迷ふて居る間をいふ。七日毎に亡者の追善の法事を修するのは之が爲で、遺族が此の期間に追善を怠ると死者は惡趣に生れると云はれてゐる。

(11)越•前•の•國•を•ば•召•返•さ•る•　愚管抄に「小松内府は、八月一日うせてのち、是らが年頃さりける越前國を入道にもさかくの仰もなくて、さうなく公けに收められ」とある。これは功田であつて妄に官没すべきものではないのである。

(12)過•怠•　過失懈怠の意から轉じて過失懈怠に對する處分。

(13)中•納•言•闕•　治承二年四月五日權中納言宗盛が權大納言になつたので其のあとが闕員となつてゐたのである。

(14)二•位•の•中•將•　清盛

と思つて、源大夫判官季貞に託して勅諚の趣旨を取次がせて、それでは歸りますと挨拶をして出ようとせられたところが、其の時入道は、「法印を呼べ」と云つて出て來られた。さうして呼返して、「ヤア法印の御坊、淨海の云ひ分は間違つてゐるかどうか、あんたに批判して貰はう。第一に内府が死んだことは、此の平家一門の悲運を豫示するやうなもので、此の入道も隨分今日までヂツと涙をおさへて辛抱して來ました。これはあんたにも推察して貰ひたい。保元からこつちはずつと兵亂續きで、お上も御安心の成る間もなかつたのを、此入道はホンの大体の事を取賄うてゐただけだつたからどうでもよいとして、内府は實際皇室の御爲に身を粉にして働いて度々のお怒りをお靜め申しましたのぢや。其の外にも臨時の御大事や日々の政務についても、あの内府は忠實に御用を勤めました。口幅つたい申分ながら恐らく内府程の功臣は少からうと思ひます。そこで昔の事を考へて見ますのに、唐の太宗は功臣の魏徵に先に死なれて、あまりの悲しさに「昔の殷宗は夢の中に良弼を得、今の朕は覺めての後賢臣を失ふ」といふ碑文を、自分で書いて、廟へ建てゝからまでも矢張り悲んでゐられたといひます。我が日本でも近く例のある事です。民部卿の葉室顯賴卿が逝去された時には、お亡くなりになつた鳥羽院が特別お歎きになつて、それが爲に八幡の行幸もお延ばしになり、音樂の御遊もありませんぢやつた。斯ういふ風に凡て臣下の卒去したことを、代々の天皇は、皆お心からお歎きに成つてゐますわい。それだのに内府の中陰もまだ明けないうちに、法皇樣はかけかまひなく八幡へ行幸になつて、音樂の御遊がありました。其の外にもお歎きに成つてゐるらしい御樣子は一と事も見えません。よし内府の忠節はお忘れになつたとしても、此の入道の悲しい心の中をお憐み下さらないつて理窟がどうしてありませうか。親子が揃つてどちらもお氣に入らないといふのは、今

の女婿たる從二位右中將藤原基通のこと、當時十九歳であつた。

(15)關白の息•關白基房の三男師家のこと、治承三年十月九日師家は僅に八歳にして權中納言となつた。

(16)非據•理據のないこさ、即ち無理なこさ。

(17)位階といひ家嫡といひ云々•當時基通の位階は從二位、師家は從三位であり、基通は基實の長男であり、師家は基房の三男であつた。

(18)七旬•旬は十日のことであるが、之を假に十年の意にとつて七十歳の事を斯く云つたのである。しかし此の時の清盛、實際の年は六十二である。

更面目次第もない事です。これが私の不平の一つです。それから次に重盛の孫子の代まで決して御變改がないさいふお約束で下さいましたけれども、私が内府に先へ死なれると、それから直ぐにお取上げになりましたのは、此の清盛にどういふ過ちがあつたからでせう。これが又不平の一つです。次に先年中納言に闕員がありました時に、二位の中將が頻に望みましたので、此の入道が隨分お願ひ申しましたけれども、到頭御承知下さらないで關白の子息を中納言にされたのはどういふ御理由ですか。よし入道がどんな無理を申したさしても一生に一度位は、お聞入れ下さらないつて事がどうしてありませう。まして位階から云つても、又攝政家の嫡子さいふ身分から申しても、理論上問題にもならない程明白な事を、條理に背いて遊ばしたといふ事は、あんまり不本意な御處置だと思ひます。これが又不平の一つです。次に新大納言成親卿以下院の御近習の人たちが鹿の谷に集會して謀叛の計畫をした事も、全くあの人達の私の企てゞにありません。何と云つても、君がお許しに成つたからです。今更らしい申分ですが、此の平宗一門を七代の間までは どんな事があつてもお見捨てに成るべき筈ではありませんのに、此の入道が七十近くにも成つて、もう幾年の壽命でもない短い一生の間にさへ、どうかすると滅さうと遊ばす御計畫があるのです。これでは況して、孫子の代まで引續いて御奉公をさせて戴くなんて事は、とても出來さうにありません。凡そ年を取つてから子供に先へ死なれるといふ事は、枯木の枝がなくなつて了つたやうなものです。所詮もう先のない此の世に、こんなに氣をつかつたつて何にも成るものぢやありませんから、私はもうエ、ッどうでも成るやうに成れといふ氣になりました」と云つて、腹を立てたり、心細さうに淚をこぼしたりされたので、靜憲法印は聞いてゐて、恐ろしくもあり、又氣の毒なやうな氣もして、思はず汗びつしより

に成られた。

其時は如何なる人も、一言の返事には及び難きことぞかし。其上我身も近習の仁にて、鹿の谷に寄り合ひしことを、正しう見聞かれしかば、只今も其人數こて召しや込められむずらむと思はれければ、龍の鬚をなで、虎の尾を踏む心地①はせられけれども、法印もさる怖ろしき人にて　些とも騷がず、申されけるは、「誠に度々の御奉公、淺からず候ふ。一旦御恨み申させまします旨、そのいはれ候ふ。但し官位といひ、俸祿といひ、御身に取つては悉く滿足す。されば功の莫大なることをも、君常に御感あるでこそ候へ。然るに近臣事をみだり、君御許容ありなど申すことは、謀臣の凶害にてぞ候はむずらむ。凡耳を信じて目を疑ふは、俗の常の弊なり。小人の讒言を重くして、朝恩の他に異なるに、今更又君を傾け參らさせ給はむ事、冥顯②につけて、其恐れ少からず候ふ。凡夫心は蒼々として測り難し。叡慮定めて其儀でぞ候はむずらむ。下として上に逆ふことは、豈人臣の禮たらむや。よく〳〵御思惟候ふべし。詮ずる所、此趣をこそ披露仕り候はめ」とて立たれければ、其座に並み居給へる人々「あなおそろし。入道のあれ程怒り給ふに、些ともさわがず、返事うちして立たれけるよ」とて、法印を譽めぬ人こそなかりけれ。

（1）**龍の鬚を撫で虎の尾を踏む心地**　戰々兢々たる心持を恐ろしい龍虎の害悪に對する恐怖の情を以てたとへたのである。書經に「心之憂苦、若踏二虎尾一渉二于春氷一」とある。

（2）**冥顯**　冥は凡夫の眼に見えない冥界、即ち神又は佛の界、顯は此の人間世界のこと。

さういふ場合にはどんな人でも、一言の返事さへも出來にくいものであるのに、其の上靜憲法印は、自分も法皇の近習の一人で、鹿の谷で成親卿等の一味が會合してゐた事を其の場で現に見もし聞きもされたのであるから、今にも其の連累者の一人として捕へられて監禁されるだらうと思ふと、龍の鬚を撫で、虎の尻尾を踏むやうな恐ろしい氣はしたが、此の法印もどうして、中々氣性の恐ろしい人だから、少しも騷がずに、「まことに度々の御奉公は淺い事ではありません。就いては法皇をお怨み申されるといふのも確に一應の理由はあると思ひます。しかしあなたは官位といひ又俸祿といひ、もう十分といふところまで行つておいでに成ります。これで見ると、あなたの御大功を、お上は確に御感賞に成つてゐることが認められます。それだのに御近習の者が不正の企をして、君にもそれをお聞入れになつたなどと申すのは、何か爲にしようとする者が惡意を以て言ひふらす事でせう。凡そ耳で聞いた事ばかりを信用して現在自分の目に見えてゐる事まで疑ふといふのは俗人に通有のわるい癖です。小人の作り事を重んじて、人一倍皇室の御恩を受けていらつしやるにも拘らず今更又君をお傾け申されようといふのは、神佛に對しても、上皇室に對しても、非常に憚多い事です。凡そ天の心といふものは、蒼々として何處まで奥があるのか量る事が出來ませんが、陛下の大御心といふものも、きつとそれと同じ事であらうと思ひます。假にも下として、上に反撥するといふのは、決して人臣の禮ではありません。よ　よく御思案あつてよからうと思ひます。結局私は仰の趣を御前で御披露申しませう」と云つて立たれたので、其の座に列んでゐられた人たちは、「まア恐ろしい、入道があれほど怒つてゐられるのに、少しも騷がずに、返事をして立つて行かれた」と云つて此法印を譽めない人はなかつた。

一五、大臣流罪

法印歸り參つて、此由奏聞せられければ、法皇も道理至極して、重ねて仰せ下さる丶旨もなし。同じき十六日、入道相國、この日頃思ひ立ち給へる事なれば、關白殿を始め奉りて、太政大臣以下の卿相雲客四十三人（1）が官職を止めて、押し籠め奉らる。中にも關白殿をば太宰の帥に移して、鎭西へ（2）とぞ聞えし。「かゝらむ世には、とてもかくてもありなむ」とて、鳥羽の邊故川（3）といふ所にて、御出家あり。御年三十五。「禮義能くしろしめして、曇なき鏡にておはしつる人を」とて世の惜み奉る事斜ならず。遠流の人の、道にて出家したるをば、約束の國へは遣さぬ事にてある間、始は日向の國と定められたりしかども、これは御出家の間、備前の國府の邊、湯迫（4）といふ所にぞ置き奉る。


新釋 法印が歸つて參つて、此の由を奏聞せられると、法皇も道理至極な事だと思召したので、二度とは何の仰せ下されることもない。同じ月の十六日、入道太政大臣は、かねてから決心してゐられた事であるから、關白殿を最初に、太政大臣以下の公卿殿上人四十三人の官職を停めて、監禁せられる。中にも關白殿は太宰の權帥に移して、九州へ流される

（1）卿相雲客四十三人　四十三人全部の名は分つてゐないが此の時十一月十七日附で官職を解かれてゐる公卿は前關白基房、太政大臣師長、權大納言源資賢、權中納言藤原兼雅、同實綱、同師家、非參議隆忠、親信等である。百錬抄には太政大臣已下檢非違使信盛に至るまで三十九人解官、多くは是院中祗候の輩也とある。

（2）關白殿をば鎭西へ　公卿補任に依ると、基房は十七日解官の上、十八日は太宰權師に任じて太宰府に配流されたが、二十一日路頭で出家したので改めて備前國に配流されてゐる。

（3）故川　下鳥羽の草津と同じ所。

と云ふ事であつた。「こんな世の中では、どうなつてもよい」と關白は其の時仰やつて、鳥羽附近の故川といふ所で御剃髮になつた。お年は三十五歲でゐらせられる。「禮儀正しい方で、まるで何處に一つ曇りも見えない鏡のやうなお方でいらつしたのに」と云つて世間の人は非常にお惜み申上げる。遠流に處せられた人が途中で出家した場合には、之を宣告された國へは遣らぬのが慣例なので、最初は日向の國と定められたのであつたが、既に關白は御出家になられたので、備前の國府附近の湯迫といふ所にお置き申上げる。

大臣流罪の例は、左大臣蘇我の赤兄(1)、右大臣豐成(2)、左大臣魚名(3)、右大臣菅原、(4)掛けまくもかたじけなく、今の北野の天神の御事なり。左大臣高明公(5)、內大臣藤原の伊周公(6)に至るまで、其例既に六人、されども、攝政關白流罪の例は、これ始とぞ承る。

【解釋】 大臣が流刑に處せられた例は、左大臣蘇我の赤兄、右大臣豐成、左大臣魚名、右大臣菅原、これは我々の口頭にかけて申すも恐れ多い今の北野の天神の御事である。其外、左大臣高明公、內大臣藤原の伊周公に至るまで既に六人を算へる。しかし攝政關白が流された例はこれが初だと聞いてゐる。

故中殿(7)の御子、二位の中將基通は、入道の婿にておはしければ、大臣關白に(8)なし奉らる。〔去んぬる圓融院の御宇、天祿三年(9)十一月一日の日、一條の攝政謙德公(10)失せ給ひしかば、御弟堀川の關白忠義公(11)、其時は未從二位の中納言

(4)・迫・ 本文にある通り、備前の國府附近の地、今では岡山市上道郡高島村の大字に殘つてゐる。基房が清盛の爲に流されて養和元年に歸洛するまで三年間ゐた館蹟は關白屋敷の名の下に殘つてゐる。

(1)・左大臣蘇我赤兄・ 大友天皇の左大臣である。壬申の亂に天皇の軍が敗れたゝめ當時の敵將大海人皇子の憎みを受け皇子が天武天皇と成らるゝに及んで其元年八月配流された。

(2)・右大臣豐成・ 續日本紀によると孝謙天皇天平寶字元年七月太宰員外帥に貶された。橘奈良麿の叛に與したゝめである。

(3)・左大臣魚名・ 藤原房前の子である、天應元年左大臣となつたが延暦元年事に坐して免官せられ、太宰府に流された。

にておはしき。其御弟法興院の大入道兼家公、⑫其比は大納言の右大將にてまし〳〵ければ、忠義公は、御弟に加階越えられさせ給ひたりしかども、今又越え返して、內大臣正二位して、內覽の宣旨⑬蒙らせ給ひしをこそ、人皆耳目を驚かしたる御昇進とは申しあはれしか。是はそれには猶超過せり。非參議⑭二位の中將より、大中納言を經ずして、大臣攝政になる事、是はじめ。普賢寺殿⑮の御事なり。上卿、⑯宰相、大外記⑰、大夫、史⑱に至るまで、皆あきれたる樣にてぞ候はれける。

新釋 お亡くなりになつた中殿のお子樣の二位の中將基通卿は入道の婿君でいらつしたから、大臣關白におさせ申される。ずつと前の圓融院の御代のこと、天祿三年の十一月一日に、一條の攝政謙德公が亡くなられた當時、其の御弟の堀川關白忠義公は、まだ從二位の中納言でおいでになつたのに、其の御弟の法興院の大入道兼家公は、もう大納言の右大將でいらつしたから、忠義公は御弟に官位をお乘越えられになつてゐたわけであるが、次には又越えかへして、內大臣正二位となつて內覽の宣旨をお受けになつた。で世間では皆其の事を見聞して實に驚き入つた昇進であると申し合はれたものだ。ところが今度の基通卿のはそれに上越す破格の昇進である。非參議の二位の中將から、大中納言を歷任しないで一躍して大臣攝政になつた例はこれが最初である。此の基通公といふのは普賢寺殿の御事である。上卿、參議、大外記から、五位の人たち、左右の大少史までが、皆呆れかへつた樣な顏をしてゐられた。

(4) 右大臣菅原道眞 のこと。これも藤氏の專權を抑さへんとして事敗れ、太宰府に流されたが、後其靈が京都の北野に祭られた。即ち北野の天神である。

(5) 左大臣高明 醍醐帝の皇子、源滿仲等の黨爭に關し安和二年三月太宰府に流された、

(6) 維周公。藤原道隆の子である。私怨を以て東三條院を呪詛したとの理由で、太宰權師に左遷された。

(7) 故中殿、前の攝政基實のこと、中殿とは六條殿の別稱である。字の上手な色の白いキレイな男であつたが、永萬二年の七月に二十四で死んだ。

(8) 基通は。大臣關白に 基通が內大臣に任じ、正二位に陞叙され、尙關白になつたのは治承三年十一月十七日である。

(9) 天祿三年　一六三

二年。

(10)謙●德●公● 藤原伊尹

(11)忠●義●公 兼通のこと。

(12)法●興●院●の●大●入●道●兼●家●公● 右大臣師輔の子村上帝の朝に東宮亮であつた關係上、東宮が立つて冷泉帝とならるゝに及び、一躍して從三位中納言に任ぜられた。

(13)内●覽●の●宣●旨● 又百官並天下執行宣旨ともいふ。特に關白を置かず又太政大臣が事故に由り政務を執行しない場合に、一定の高等官をして公務を執行せしめる旨の天皇の宣旨をいふ。之を内覽といふのは太政官並に殿上から奏上する文書を奉呈前に内見して萬機を宣行するからである。此の時の太政大臣は藤原伊尹だつたが、病氣で公務を執らなかつたので當時權中納言であつた弟の兼通が内覽の宣


考證　基通の關白就任が異樣であつたことは當時の人を驚かせたに相違ない。「百鍊抄」にも其の日の事を記して「今日……二位ノ中將基通卿ヲ以テ關白内大臣氏ノ長者タルベキノ由宣下、節會ヲ行ハレズシテ大臣ニ任セラル、ノ例、今度之ヲ始メトス、未曾有ノ珍事ナリ」とある。此の時大臣の節會を行はれなかつたことは、公卿補任にも「任大臣ノ時公卿參ラズ、饗祿ノ事無シ、宣命バカリ也」とある。

太政大臣師長(一)は、官を止めて東の方へ流され(二)給ふ。去んぬる保元には(三)、父惡左大臣(四)殿の緣座(五)によつて、兄弟四人(六)流罪せられ給ひにき。御兄右大將兼長、(七)御弟左中將隆長、範長禪師三人は、歸洛を待たずして、配所にて遂に失せ給ひぬ。是は土佐の畑(八)にて、九かへりの春秋を送り迎へ、長寬二年八月に召し還されて、本位に復し、次の年正二位して、仁安元年十月に、前の中納言より權大納言に上り給ふ。折節大納言あかざりければ、數の外にぞ加へられける。大納言六人になる事之始。又前の中納言より權大納言に上る事も、後山階の大臣三守公(九)、宇治の大納言隆國(十)卿の外は、是始とぞ承る。管絃の道に達し、才藝優れておはしければ、次第の昇進滯らず。太政大臣まで極めさせ給ひて、又如何なる罪の報にや、重ねて流され給ふらむ。保元のむかしは、南海土佐へ移され、治承の今は、又東關尾張の國とかや。本より罪なくして配所の月を見む(十一)といふこ

とをば、心ある際の人の願ふことなれば、大臣敢て事ともし給はず。彼の唐の太子の賓客白樂天(21)、潯陽の江の邊に(22)休らひけむ、その古を思ひ遣り、鳴海潟(23)汐路遙に遠見して、常は朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を彈じ、和歌を詠じて、等閑がてらに月日を送り給ひけり。

新釋　太政大臣藤原師長は官職を停めて、東の方の國へお流されになる。去る保元元年には父君惡左大臣殿の內亂罪に連座して兄弟四人共流刑におされになつた。其の中で御兄の右大將兼長、御弟の左中將隆長、範長禪師の三人は許されて歸京のできる時期の來るのも待たずに、配流された場所で到頭お亡くなりになつたが、此の師長卿は流刑地の土佐の畑といふところで、九回の春を送り秋を迎へ、長寛二年の八月には呼びかへされて、本の位にかへり、翌年には正二位に陞叙されて、仁安元年十月に前中納言から權大納言に昇進された。しかしちやうど其の時には、大納言に闕員がなかつたので、定員外に加へられた。大納言の人員が六人になつたのはこれが初めであると共に、又前中納言から權大納言に上るといふ事も、後山階の大臣三守公、宇治の大納言隆國卿を除いては、此のお方が最初だと聞いてゐる。音樂の技術にも達してゐられるし、學才藝能共に優秀でいらつしたから、其の後も段々鰻上りに上つて、太政大臣といふ極官にまでお成りになつたが、今度は又こんな前世の罪の報いで、二度までお流されに成るやうな事が出來したのであらうか。保元の昔は南海道の土佐へ流され、治承の今日は又、逢阪の關の東に當る尾張の國とかへお流されになるといふ事である。固より犯罪者としてゞはなくつて配所の月を見たいといふ事は趣味的な心境を解する人々の皆願ふ所であるから、大臣はそんな目にあつても別に何と

旨を受けて公務を執行したのである。

(14)非參議　四位以上の人で、無官のものゝこと。

(15)普賢寺殿　基通。

(16)上卿　一定の公事について最上席者として其の事を奉行する大臣又は大中納言。

(17)大外記　太政官外記局の上官、正七位上相當官で、定員は二人である。

(18)史　太政官の左右辨官局の屬吏、辨官の次位にあつて、局の公務を執行する。これに左大史左少史右大史右少史がある、大史は正六位上少史は正七位上相當官である。

(19)太政大臣師長　左大臣藤原頼長の二男、安元三年三月五日、内大臣から太政大臣になつた。

(20)東の方へ流さる　京都を中心として東の

方である。公卿補任には流罪とのみあつて配流の記載がないが、十二月十一日尾張國に於て出家とある「治承の今は又東關の尾張の國とかやしとある外に、盛衰記には尾張國井戸田へ流罪とあるし、井戸田には其舊蹟もあるから尾張國へ流されたのであらう。

(21)保元には　保元元年師長十九歳の時に彼は從二位左中將であつたが、父左大臣頼長が保元の亂の頭首として死んだので、八月三日除名されて土佐國に配流された。

(22)惡左大臣　頼長のこと、[illegible]に惡左府とあつたのと同じである。

(23)緣座　連座と同義語だ、犯罪者と[illegible]族たる緣に繫かる者は共犯関係の存在せぬにも拘はらず、一定の處罰を免れなかつた。これを連座又は緣座といふのである。如何なる國で

もお思ひにならないで、あの唐の國の皇太子のお客分になつてゐた詩人の白樂天が潯陽江頭に滯留してゐた其の當時の事を想像して、鳴海潟の海面を遙に望み見て、常に明月に對し、浦風に吟嘯し、琵琶を彈いたり、和歌を詠んだりして、悠々たる閑日月を送られた。

ある時當國第三の宮、熱田明神(24)に參詣あつて、其夜神明法樂(25)のために、琵琶彈き朗詠し給ふに、所素より無智の境なれば、情を知れる者もなし。邑老、村女、漁人、野叟、頭をうなだれ、耳を欹つといふとも、更に淸濁を分けて、呂律(26)を知ることなし。されども瓠巴琴を彈ぜ(27)しかば魚鱗躍り迸り、虞公歌を發せ(28)しかば、梁塵動き搖ぐ。物の妙を極むる時は、自然に感を催す道理なれば、諸人身の毛よだつて、滿座奇異の思ひをなす。漸々深更に及んで、風香調(29)の内には花馥郁の氣を含み、流泉の曲(30)の間には、月淸明の光を爭ふ。「願はくば(31)今生世俗文字の業、狂言綺語の誤を以て」といふ朗詠をして、秘曲を彈き給ひしかば、神明感應に堪へずして、寶殿大に震動す「平家の惡行なかりせば、今この瑞相をばいかでか拜むべき」とて、大臣感涙をぞ流されける。

【新譯】或る時此の尾張の國の第三の宮たる熱田明神に參詣されて、其の晩は神樣の御法樂の爲に琵琶を彈いたり朗詠をしたりされたが、何と云つても場所柄として無智の衆愚が多い田舍の事であるから、高尙な情趣を解する者もない。村の老人や女、漁師、百姓などは皆分らぬなりに其のよい音に聞き惚れて、一心に首を垂れ聞耳を立てゝはゐるが、少しも

澄んだ聲と濁つた聲とを聽分けて、呂と律とを判じ知る者はない。しかし昔瓠巴といふ琴の妙手が琴を彈いたら魚が水から跳れ出したといふし、歌の名人の虞公がうたひ出したら梁の上の塵が動いたといふ。何の藝でも妙所に達した時には、自然に感動するのが道理であるから、聞いてゐる人たちは、身の毛がゾッと立つて、皆不思議の靈感に打たれた。段々夜が更けて來てからは、風香調をやつてゐると、花が芳ばしい香氣を含み、流泉曲をやつてゐる間は、月が之と清明の光を爭ふた。更に興に乘つて、「願ハクハ今生世俗文字ノ業、狂言綺語ノ誤ヲ以テ」といふ朗詠をうたつて、秘曲をお彈きになると、神も感動してもうぢつとしてゐられなくなつて、之が爲に御本殿が烈しく震動した。「平家が暴横を働いて私を流し者にしたりなんかしなかつたら、今此の瑞相をどうして拜する事が出來よう」と云つて、大臣は感涙を流された。

按察使の大納言資賢㊶の卿、子息右近衞の少將兼讃岐守源資時㊷、二つの官をとゞめらる。參議皇太后宮の權太夫兼右兵衞の督藤原の光能㊸、大藏卿右京の大夫兼伊豫の守高階の康經㊹、藏人左少辨兼中宮の權の大進藤原の基親㊺、三官共にとゞめらる。中にも按察使の大納言資賢の卿、子息右近衞の少將、孫の右少將雅賢㊻、この三人をば、今日廳て、都の中を追ひ出さるべしとて、上卿には藤大納言實國㊼、博士の判官㊽中原の範貞㊾に仰せて、その日廳て都の中を追ひ出さる。大納言のたまひけるは「三界廣しといへども、五尺の身置き所なし。一生程なしといへども、一日暮し難し」とて、夜中に九重の中をまぎれ出でて、八重立

も犯罪責任の獨立性が認められず又刑罰が復讐目的で加へられた時代には之が行はれた。

(24) 兄弟四人　兼長隆昌範長の三人に師長を加へて四人である、

(25) 右大將兼長　左大臣賴長の長男とはいふが、師長とは實母見弟で生れた年は等しく保延四年である。仁平四年八月十八日右近大將となつたが、保元々年父の罪に連座して八月三日除名され出雲國に配流された。保元三年正月二十一才で配所に客死してゐる。

(26) 畑　土佐國幡多郡地方。

(27) 後山階大臣三守公　式部卿巨勢暦の孫で、從五位下阿波守眞作の五男である。平城嵯峨淳和の三帝に歷仕した。弘仁十四年十一月廿二日重ねて上奏して中納言を辭したが天長五年三月十九日一躍して、

つ雲の外へぞ赴かれける。かの大江山や、生野の道にかゝりつゝ、始は丹波の國村雲(31)といふ所に、暫しは休らひ給ひしが、それより遂には尋ね出されて、信濃の國とぞ聞えし。

【評釋】按察使大納言の資賢卿と、其の子息の右近衛少將兼讃岐守源資時とは、それぞれ本官兼官の兩方共停任せられる。又、參議で皇太后宮權大夫右兵衞督藤原光能、大藏卿と右京の大夫で伊豫守を兼ねてゐる高階泰經、藏人左少辨兼中宮權大進の藤原基親は、三官共停められる。其の中でも按察使兼大納言の資賢卿と其の子息の右近衛少將資時、孫の右少將雅賢と此の三人を、今日直ぐに京都市中から追出すやうにといふので、上卿には大納言藤原實國、明法博士兼檢非違使尉の中原範貞に御命令があつて、其の日直ちに京都市中から追出される。其の時大納言は、「三界は廣いけれども、此の五尺の身體の置き所はないのだ。一生は短いものだが、此の一日は暮らしにくい」と仰やつて、夜の暗まぎれにそつと九重の宮居を脱け出して、八重立つ雲の外へ身をかくされた。あの小式部内侍の歌にある大江山や生野の道へかゝつて行つて、最初の間は丹波の國の村雲といふ所に暫く潜伏してゐられたが、其の後到頭探し出されて信濃の國へ護送されたといふ事であつた。

大納言となつた。

（28）宇治の大納言隆國　左大臣源高明公の孫で民部卿正二位俊賢の第二子である。後朱雀天皇の長久四年九月十九日參議から權中納言になつたが、後冷泉天皇の康平四年二月二十八日之を辭退し、治暦三年二月六日權大納言に任ぜられた。

（29）罪なくして配所の月を見る　一條院の寵臣顯基中納言が「あはれ罪無くして配所の月を見ばや」と云つたとの事が古事談にある。是は隆國の兄である。

（30）唐の太子の賓客白樂天　唐の憲宗帝の太子時代に白樂天を賓禮を以て待遇されたといふ。元和元年憲宗位に即くに及んで出でゝ仕へ、次いで翰林學士となつた。白氏長慶集は其著として廣く知られ我國でも平安朝時代には盛に愛讀された。

(31)潯陽の江のほとり　白居易が事に座して江州司馬に貶せられた時、潯陽江の附近を逍遙して、有名な「琵琶行」を作つた。「潯陽江頭夜送客」といふのは其の詩中の句である。

(32)鳴海潟　尾張愛知郡鳴海町附近の海潟。平常は乾潟となつてゐるので、人は多く其處を通行したのであるが、滿潮の時には「行人上野チ通ル」と三才圖會にある。「なるみがた鹽ひに浦や成りぬらん上野のみちを行く人もなし」といふ歌は之を反證する。蓋し鳴海の地は、其附近の地勢低くして、天白川、扇川、高針川を誘うて共に海に注いでゐるから天白川が其水源から持つて來る諸土の爲に海底の水深を淺くして、こゝに海潟を形成したのであらう。

(33)當國第三の宮熱田明神　熱田明神とは云ふまでもなく三種の神器の一たる草薙の寶劍を奉祀する今日の官幣大社熱田神宮の事で、延喜式の名神大社であり、朝廷の尊崇伊勢神宮に亞ぐべきものである。然るにこゝにはそれが當國第三の宮となつてゐる。第三の宮といふことは、當然第一第二の宮の存在を示すもので、斯の如き大社が第三位に置かれてゐるとすれば甚だ不條理であるが、一の宮といふことは必ずしも等級を意味するものではなく、單なる行政事務の便宜上に過ぎないのである。尾張の一の宮は中島郡にあつて天火明命を祭る眞清田神社(國幣小社)である。

(34)神明法樂　神に法樂をすゝめることである。法樂とは法の爲にする快樂の回向の義で、神佛の前に誦經し、又音樂を奏することは勿論、轉じて舞踏を神前ですること、和歌を獻ずることまでも法樂と云つた。

(35)呂律　日本の古音樂に於ける十二の調子を十二律と云つて、其内の陰調に屬するもの六つを呂、陽調に屬するもの六つを律といふ。

(36)瓠巴琴を彈ず　列子に「瓠巴琴チ鼓シテ鳥舞ヒ魚躍ル」とある。淮南子には「瓠巴ハ楚人ナリ、琴チ鼓シテ飛鳥下リ、潭魚出ヅ」と見えてゐる。

(37)虞公歌を發す　虞公は劉向別錄に「漢興ツテヨリ以來善ク歌フ者人虞公聲チ發スレバ清哀ニシテ梁塵チ拂ヒ動カス」杜氏通典にも「漢ニ虞公アリ善ク歌フ、能ク梁塵チシテ起サシム」

(38)風香調　琵琶の調子の名で笛の黃涉調に當ると、考證に三五要錄を引いて書いてゐる。

(39)流泉の曲　琵琶の秘曲の一つで今は斷絕したといふ。

(40)願くば云々　答中集記に、白居易が所作の文章を以て香山寺の經藏に移置するの序を引いて「願以二今生世俗文字之業、狂言綺語之誤一、飜爲二當來世々、讃佛乘之因轉法輪之緣一」とある。

(41)按察使の大納言資賢　宮內卿有賢の長男で宇多源氏である。應保二年六月二日五十歲の時、事に坐して其二十三日信濃國に配流され、二條天皇の長寬二年に召還され、高倉天皇の承安四年には按察使に、治承三年には六十七才で權大納言となつたが、其の年に又官職を解かれて宮城を追出された。

（42）資時　資賢の四男で、後白川院の近侍者である。
（43）藤原光能　民部少輔従五位上忠成の子。
（44）高階泰經　高市親王裔、若狭守泰重の子。
（45）藤原基親　参議平親範の子の基親である。
（46）右少將雅賢　資賢の長男たる左少將通家の子である。
（47）藤原大納言實國　權大納言藤原實國のこと、内大臣公教の二男である。高倉天皇の嘉應二年十二月三十日に三十一歳を以て權大納言に任ぜられた。
（48）博士の判官　明法博士兼檢非違使判官。
（49）中原範貞　明法家の中原氏である。
（50）丹波の國村雲　丹波國多紀郡の山村。今の雲部村を中心に村雲庄があつて、九條家の所領になつてゐた。

一六、行隆の沙汰

前關白松殿の侍に、江太夫の判官遠業(1)といふ者あり。是も平家に快らざりけるが、六波羅より搦め捕らるべしと聞えし程に、子息江左衛門の尉家業(2)相具して、南を指して落ち行きけるが、稲荷山(3)に打ち上り、馬より下りて、親子言ひ合せけるは、「是より東國へ落ち下り、流人前の右兵衛の佐頼朝を頼まばやとは思へども、それも當時は勅勘の身にて、わが身一つをだに叶ひ難うおはすなり。其外日本國に、平家の庄園ならぬ所やある。とても遁れざらむもの故に、年比住み馴れたる所を、人に見せむも恥ぢがまし。是より取つて返し、六波羅より召の使あらば、舘に火かけ、燒き上げ、腹掻き切つて死なむにはしかじ」とて、又河原坂(4)の宿所へ取つて返す。按の如く、源太夫の判官季貞、攝津の判官盛澄(5)、ひた兜三百餘騎、河原坂の宿所へ押し寄せて、鬨をどつとぞつくりける。江太夫判官縁に立ち出でゝ、大音聲を揚げて、「如何におの/\、六波羅ではこの樣を申させ給へ」とて、舘に火かけ、燒き上げ、父子共に腹掻き切つて、焔の中にて燒け死にぬ。

(1)江大夫判官遠業　前大夫判官大江遠業のこと。大夫の判官は左衛門尉兼檢非違使の判官で五位に叙された人をいふ。遠業の自殺は治承三年十一月二十一日の事である。

(2)江左衛門尉家業　遠業の子、大江家業である。

(3)稲荷　京都府下にある伏見稲荷の山。

(4)河原坂　不詳。

(5)攝津の判官盛澄　傳記不詳。

（1）前の大殿　前關白基房。
（2）三位中將　師家のこと、從三位左中將である。基房の三男で、母は前太政大臣藤原忠雅の女忠子である。
（3）二位中將　從二位右中將基通のこと、これは攝政前左大臣基實の長男である。
（4）中納言御爭論　別項の考證を見よ。

新釋　前關白松殿の侍に大夫判官大江遠業といふ者がある、これも平家を快く思はない者であつた、六波羅から逮捕に來るといふ風聞を耳にしたので、子供の左衛門尉家業をつれて南の方を目あてに落ちて行つたが、伏見の稲荷山まで逃げのびると、山へ上がつて馬から下りて、親子が互に言ひ合はせたには、「これから關東の方へ落ちて行つて、今伊豆に流されてゐられる前右兵衛佐頼朝に頼らうかとは思ふが、あの人も今では勅勘を被つてゐる身で、自分の身体一つだけの自由も叶はない境遇でいらつしやるのだ。その外には、此の日本全國で、平家の領地でない所つてあるだらうか。これではとても逃げ了ほせられまいと思ふ。ついては、長年住み馴れた所を人に見られるのも耻づかしいから、これから引返して、六波羅から引きつれに來たら、家に火を放つて焼棄てゝ、切腹して死ぬに越した事はない。」とさう云つて、又河原坂の自宅へ引返した。すると案の定、太夫判官源季貞、攝津の判官盛澄が嚴重に武装した三百餘騎の軍隊を引率して、河原坂の大江邸へ押寄せて來て、鬨の聲をドッとあげた。其の時大江遠業は縁側まで出て行つて、大きな聲を張上げて、「さア諸君六波羅へ歸つたら此の様子を報告し給へ」と云つて、我が家に火を放つて火の上がるのを見定めた上、親子一緒に切腹して、燃え盛る火焰の中で焼け死んだ。

抑もかやうに人の滅び損ずることを如何にといふに、前の大殿の御子、三位の中將殿と、當時關白にならせ給ふ二位の中將殿と、中納言御爭論故とぞ聞えし。さらば關白殿御一所ばかりこそ、如何なる御目にも逢はせ給ふべきに、四十三人の人々の事に遇ふべきやは。凡はこれにも限るまじかンなれども、入道相國の心に、

天魔入り變つて、萬腹を据ゑかね給ふ由聞えしかば、京中又騷ぎあへり。去年讃岐の院御追號(5)あつて、崇德天皇と號し、宇治の惡左府、贈官贈位行はれたりといへども、世間は猶も靜ならず。

（5）讃岐院御追號云々 怨靈の祟りを恐れて、治承元年七月二十九日、讃岐院を崇德院と號し奉り宇治の左府に太政大臣正一位の官を贈られたことをいふ。

新釋 抑も此の頃こんなに災難にあふ人が多くあるのはどういふわけかといふに、前關白基房公の御子の三位中將師家卿と、現在關白になつていらつしやる二位中將基通卿との中納言爭ひからの事だと云ふ事であつた。それなら關白殿お一方だけが、どんな目にでもお會ひなさるべきで、四十三人の人たちには何の關係があらうか。一体は此の事ばかりに限つた事ではなからうが、入道太政大臣の心に天魔が入りかはつて、何かにつけて腹立ちつぽく成つていらつしやるといふ事だつたので、京都市中の人々は又騷ぎあつた。去年讃岐の院樣に御追號があつて崇德天皇と申上げ、宇治の惡左大臣にも贈位贈官が行はれたが世間はまだ不穩であつた。

考證 中納言御爭論といふのは、「法印問答」の條に、「次に中納言闕の候ひし時、二位の中將頻に所望候ひしを、入道隨分執り申しゝかども、遂に御承引なくして、關白の息をなさるゝことはいかに」とある一件である。此の事は愚管抄にも、「花山大相國忠雅、むすめを持ちたりける、攝籙の北の方になしたがりて聟にとり申してけり。世間のゆゝしき沙汰にて最愛の中になりて、師家と云子うみて八歲にて中納言になして、かゝる事ども出できにけり」とあるし、又、「玉海」にも、「三位ノ中將師家、二位ノ中將基通ヲ越エテ中納言ニ任ズ、師家年僅ニ八歲古今例無シ、是博陸（關白）ノ罪科ナリ」とあり、「帝王紀抄」にも「天

下之チ驚ク」とあるところで、如何にも此の事が基房清盛確執の直接動機ではあるが、基房の此の行動は謂はゞ清盛に對する彼の報復であつて、原因は遡つて仁安二年七月清盛の女婿たる攝政基實薨去の時にある。基實が死ぬと當然の順序として其弟の左大臣基房が、攝政となると同時に氏の長者として大家長權を揮ふこととなつた。既に大家長權を取得した以上は、基經以來の家例として、其の凡ての動産不動産の相續權は當然基房に屬すべきであつたが、基房の家には其の未亡人たる白河殿が殘存して、其の自ら御養育申上げた皇太子と共に、東三條の御所に御准母としての勢威を揮うてゐたし、基實別腹の子たる基通といふ者もゐたから、是等を無視して基實の遺産の全部を其のまゝ基房に相續せしめることには情の上から上皇の同意せさせ給はぬ所であつた。清盛に至つては「中ノ殿聟ニテ世ヲバイカニモ行ヒテント思ヒケル程ニ……攝政ノウセラレ」(愚管抄)たのであるから、自己の權勢擁護の爲の背景の一つである基實一族の利益を失ふことは勿論不同意であつた。そこで故基實の援引を被つて現在の地位を得た中宮の亮藤原邦綱が、故殿下の御遺産は必ずしも全部氏の長者の相續權に歸すべきものではない、白河殿にも御異腹の若君にも立派に相續權がある、と主張したのを採用して、「興福寺法成寺平等院勸學院又鹿田方上ナド云所バカリヲ攝籙ニハツケテ奉リテ、大方の家領鎭西ノシマヅ以下、鴨居殿ノ代々ノ日記寶物、東三條ノ御所ニイタルマデ……邦綱北政所ノ御後見ニテ」(愚管抄)基通に相續させた。基房が清盛を快く思はないのは實にそれ以來の事で、此の兩人の爭ひはやがて廣く藤原氏對平氏の爭ひとなり、遂に此の報讐を見るに至つたのである。

其頃前の左少辨行隆(1)と聞えしは、故中山中納言顯時(2)の卿の長男なり。二條の院の御時(3)は、辨官に加つて、さしもゆゝしうおはせしが、この十餘年は官をも

(1)左少辨行隆。中山大納言顯時の長男。

(2)中山中納言顯時　大藏卿坊城爲房の孫、因幡守長隆の長男、權中納言に任ぜられたのは二條天皇の永曆元年で、六條帝の仁安二年二月十四日五十八で薨じた。

(3)二條の院の御時。此天皇の御治世は平治から永萬まで(一八一九—一八二五)である。

止められて、夏冬の衣更(4)にも及ばず、朝暮の飡(5)も稀なり。有るか無きかの體にておはしけるを、入道相國、使者を以て、「屹度立ち寄り給へ、申し合はすべき事あり」と、宣ひ遣されたりければ、行隆、「此十餘年は、官をも止められて、萬何事にも交らざりつるものを、如何樣にも讒言して、失はむとする者のあるにこそ」とて、大に恐れ騷がれけり。北の方以下女房たち、聲々にをめき叫び給ひけり。

新釋 其の時分に、前の左少辨行隆と云はれた人は、亡くなつた中山の中納言顯時卿の長男である。二條院の御代には辨官の一人に算へられて、隨分堂々たる勢ひであつたが、こゝ十年餘りは停職されて、夏冬の支度も出來ず、朝夕の食事もカツカツで、殆ど有るか無いかの生活狀態でいらつしたのを、入道太政大臣から不意に使を出して、「お序に是非寄つて下さい、御相談したい事がある」と仰やつてお遣りになつたので、行隆は「此十年餘りの間は停職になつて、一切世間のつきあひはしなかつたのに、何としてもこれは有る事無い事を言ひ立てゝ、私を亡さうとする者があるのに違ひない」と云つて、大層恐がつて騷ぎ立てられた。夫人以下の女たちも、皆大聲をあげて泣叫ばれた。

さる程に、西八條殿より使しきなみにありしかば、行隆、「出で向うてこそ、ともかくもならめ」とて、人に車借つて出られたれば、思ふには似ず、入道聽て出で會ひ、對面あつて、「御邊の父の卿は、入道大小事を申し合せし人なり。其子息にておはすれば、御邊とても全く疎に思ひ奉らず。年比籠居の事も痛しうは覺ゆれど

（4）夏冬の衣更　夏は四月、冬は十月を以て昔は衣を更へた。

（5）朝夕の飡　朝夕二回の食事である。上代日本人は一日二食であつたことは、伊勢大神宮の供饌でも、又大嘗祭に於ける神饌祝供の御儀でも、共に朝御食、夕御食の二回であるのに依つても斷言出來るが、この朝夕の飡も、決して舊註の如く、單なる文章上の問題でなく、此の時もなほ、一日二食主義が行はれてゐたのであらう。

も、法皇の御政務の上は力及ばず。今は出仕し給へ。官途の事も、申し沙汰仕り候はむ。さらば疾う歸られよ」とて歸されたれば、宿所には女房侍さし集ひて、死にたる人の生き還りたる心地して、悦泣をぞせられける。


其のうちにも西八條邸からは、頻に使が來て矢の催促をするので、行隆は「此の上は出て行つて入道殿に會つて、どうでも運命に任せよう」と云つて、知合の人の車を借りて、それに乘つて出られると、豫想に反して、入道は直ぐに出て來て面會して、「君のお父さんは、此の入道が萬事の相談相手にした人です。其の令息でゐられるんだから、君の事だつても全く疎そかには思つてゐない。長年の間埋沒してゐられる事も氣の毒だとは思ふが、法皇が凡ての政務を御指圖になつてる以上口出しの仕樣がなかつたんだ。しかしもう大丈夫だから出て來給へ。官途の事も陛下に奏上して何とか沙汰をしませう。ぢやアそれで話が分つたら早く歸り給へ」と云つて歸されたので、自宅では女中や侍たちは、それと見ると皆寄つて來て、まるで死んだ者が生還つて來たやうな心持で、嬉し泣に泣かれた。

その後源太夫の判官季貞を以て、知行(1)し給ふべき庄園狀(2)ども、數多なし遣し、先づさぞおはすらむとて、百疋百兩(3)に、米を積んでぞ送られける。出仕の料にとて、雜色・牛飼・牛車に至るまで、淸げに沙汰し送られければ、行隆手の舞ひ足の踏む所をも覺え給はず、「こは夢やらむ」とぞ驚かれける。同じき十七日、五位の侍中に補せられて、本の如く左少辨になし返さる。今年五十一、今更若やぎ

(1) 知行　知り行ふこと即ち支配する事で、こゝでは一定の土地に對する支配權を行ふこと。

(2) 庄園狀　後世の地券即ち庄園の券契である。庄園に對する支配權の存在を證明する文書。

(3) 百疋百兩　百疋は馬、百兩は車だといふ。

給ひけり。只片時の榮花とぞ見えし。



其の後に入道太政大臣は、大夫の判官源季貞に云ひつけて、行隆の支配される筈の庄園の支配權證明書に多くの權利を書込んでやつて、取敢ず爲御不自由でいらつしやるだらうと云つて、馬百疋車百輛に、米を山と積んで贈與せられた上、別に出仕する時の用にといつて、雜色から牛飼牛車まで、一々指圖して、小ぎれいなものを揃へて送られたので、行隆は嬉しさに夢中で躍りながら、これは夢ぢやないかと驚かれた。同じ月の十七日に、五位の藏人に補せられて、本の通り左少辨に復任された。行隆は當年もう五十一であつたが、今更又若やがれたわけである。しかし只それは一瞬間の榮花に過ぎないと思はれた。

評釋　實に老獪な文章だ。平家の惡行を叙して來て、松殿關白の失脚流罪、江大夫の判官遠業の憤死といふ、大きなトラジェデェで、讀者の感情を高度に刺戟して置いて、其の緊張しきつてゐる心持の前へ、ドサリと此の意外なエピソードを投げ出して見せる手腕は、確に凡手でない。一個の小人行隆の一憂一喜が、限りもなく和いだ心持の中に、人を誘うて呉れる。但し我々は、「いたはしうは覺ゆれども、法皇の御政務の上は力及ばず、今は出仕し給へ」と云ふ數句を無意識に見のがしてはならない。此の後に展開して來る淸盛の驚天動地的兇暴は、此の數句の中に胎まれてゐるのだ。

（4）手の舞ひ足の踏む所を知らず　感情の亢奮に原因して起る四肢の不隨意運動である。禮記樂記編には「之ヲ嗟歎シテ足ラズ故ニ手ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ知ラザル也」とある普通には歡喜の絶頂に達した時にいふ。

（5）侍中　藏人の唐名　事物紀原に「丞相ノ侍史五人、殿中ヲ來往シテ事ヲ奏ス、故ニ之ヲ侍中ト謂ノ」とある。

一七、法皇御遷幸

同じき二十日の日、法住寺殿をば軍兵四面を打ち圍んで、平治に信頼の卿が、三條殿をしたりしやうに、御所に火をかけ、人をば皆燒き亡すべきよし聞えしかば、局の女房、あやしの女の童に至るまで、物をだに打ち被かずして、われ先にとぞ遁げ出でける。前の右大將宗盛の卿、御車を寄せて、「疾う／＼」と申されたりければ、法皇叡慮を驚かせおはしまし、「成親・俊寬等がやうに、遠き國遙の島へも遷しやられむずるにこそ。更に御咎あるべしとも思しめさず。主上さて渡らせ給へば、政務の口入するばかりなり。それもさらずは、自今以後さらでもあれかし」と仰せければ、宗盛の卿涙をはら／＼と流して、「如何に只今さる御事候ふべき。暫く世を靜めむ程、鳥羽の北殿へ御幸をなし參らせよと、父の禪門申し候」と申されたりければ、「さらば汝軈て御供仕れ」と仰せけれども、父の禪門の氣色に恐をなして、御供には參られず「是につけても、兄の内府には、事の外に劣りたるものかな。一年もかゝる御目に遇ふべかりしを、内府が身にかへて制し止めてこそ、今日までも御心安かりつれ。今は諫むる者のなきとて、かくはするやら

(1)金行　力者の名

(2)力者　僧形で力わざをする者。力者法師とも、又、青色の裝束をしてゐるが故に、青法師とも云つた。院の御所の外、門跡、武家等にもあつた。

(3)紀伊の二位　法皇の乳母である。紀伊の守兼永の娘で、二位であつたから云ふ。少納言入道信西の妻。

む。行末とても頼もしからず思しめす」とて、御涙せきあへさせ給はず。さて御車に召されけり。公卿・殿上人、一人も供奉せられず、北面の下﨟と、さては金行(1)といふ御力者(2)ばかりぞ參りける。御車のしりには、尼前一人參られけり。この尼前と申すは、軈て法皇の御乳の人、紀伊の二位(3)の御事なり。七條を西へ、朱雀を南へ御幸なし奉る。「あはや、法皇の流されさせおはしますぞや」とて、心なきあやしの賤男・賤女に至るまで、皆涙を流し、袖を濡らさぬはなかりけり。

【通釋】同じ十一月の二十日の日に、誰が言ひ出した事か、後白河法皇のおいでになる法住寺殿の四方を軍兵が包圍して、平治の亂の時に、信頼卿が三條殿を圍んで上皇を幽閉し奉つたやうに、御所に放火して、中にゐる人を全部燒殺して了ふのださうださいふ風評が立つたので、それぞれの局にゐる女房や、賤しい身分の女の童までが、かむり物さへロクにかむらないで、我れ一にと遁出した。すると其處へ、前右大將の宗盛卿が御車を引かせて來て、御車寄へつけて、法皇に「どうか早くお乘り下さい」さ申されたので、法皇はお驚きになつて、「成親や俊寛等のやうに、又、何處かの遠い國か、離れ島へでも遣られるんだナ。しかし朕には少しも惡い點があらうとも思はない。主上があゝいふ風にまだ御幼少でいらつしやるから、只政務に口出しをしてるだけの事だが、それもいけないさ云ふのなら、將來は止してもいゝ」さ仰せられるさ、宗盛卿は涙をハラハラさ流して、「どうして只今、そんな事が御座いませう。暫く世の中が鎭靜するまでの間、鳥羽の新殿へ御幸をおさせ申せさ父の禪門が申しました」さ申されたので、法皇は「それぢやお前は、直ぐ此の

まゝ供をしろ」と仰せられたが、宗盛卿は、父禪門の意向を憚つて、お供に參らうとはしなかつた。法皇は、「此の一事を見ても、此の男は兄の內大臣に比べて遙に劣つた人物だつて事が分る。先年もこんな目にあふ所だつたのを、內大臣が自分の身にかへて父を押止めてくれたので、今日まで安心してゐられたのだ。あの男が死んだので、もう今は誰も異見をする者が無いと思つて、こんな事をするのだらうか。これぢや將來も、たよりないものだ」と思召して、溢落ちる淚を止めきれないでいらつしやる。さてお車に召されたが、公卿や殿上人は一人もお供申されないで、只北面の下級武官と其の外には金行といふ御力者法師ばかりがついて參つた。又、お車の後部には尼御前が一人乘つてお供に參られた。此の尼御前といふのは、即ち法皇の御乳母であつた紀伊の二位の御事である。お車は七條通を西へ、朱雀大路を南へと御幸申上げる。「そらッ、法皇樣がお流されになるぞ」と云つて、心ない下賤の男や女までが皆淚を流して袖をぬらさない者は無かつた。

去んぬる七日の夜の大地震も、かゝるべかりける前表にて、十六洛叉(1)の底までも應へ、堅牢地神の驚き騷ぎ給ふらむも、理かなとぞ人申しける。さて鳥羽殿へ御幸なつて後、御前に人一人も候はず。何としてか紛れ入りたりけむ、大膳の太夫信成が(2)、唯一人候ひけるを、御前へ召して、「我は近う失はれむずると思しめすぞ。御行水(3)を召さばやと思し召すは如何に」と仰せければ、さらぬだに信成は、今朝より肝魂も身にそはず、あきれたるさまにて候ひけるが、この仰承ることの忝さに、狩衣の玉襷あげ、釜に水汲み入れ、小柴墻壞ち、大床の束柱割り

(1)十六洛叉　洛叉とは十萬の事を意味する梵語の數詞である。十六洛叉は其の十六倍で即ち100000×16=1600000百六十萬である、淵の深度を誇張して云つたものである。

(2)大膳太夫信成　不詳。

(3)行水　俗に云ふ水

行といふのと同じことで、原意は潔齋の爲の淨行として水を浴びることであるが、後には湯を浴びることを云ふやうになつた。
(4)束柱。床束のこと廣縁の下に立ててある短い支柱。

なごして、かたの如くの御湯し出いて奉る。

【通釋】 去る七日の晩の大地震も、こんな事に成る前兆で、これでは百六十萬里の地の底までも感應して、堅牢地神が驚いてお騒ぎになつたのも尤もだと世間の人は皆申した。さて鳥羽殿へ御幸になつてからは、御前には一人としてお附き申してゐる者がなかつたが、どうして紛れ込んだものか、大膳の大夫の信成が、たつた一人だけゐたのを、法皇は御前へお呼びになつて、「朕は近いうちに殺されさうな氣がする、行水をしたいと思ふがどうだらう」と仰せられたので、信成は、それでなくてさへ、餘りの異常な出來事に、氣ぬけがしたやうになつてボンヤリしてゐたが、此のお詞を承つて、實に恐れ多い事だと感じて、早速狩衣の上から襷をかけて、釜に水を汲み込み、傍にあつた小柴垣をこはしたり、廣縁の束柱を叩きわつたりして、どうやら斯うやら、お湯を沸かして差出した。

又靜憲法印、入道相國の西八條の邸へ行き向つて、「昨夕、法皇の鳥羽殿へ御幸なりて候ふなるに、御前に人一人も候はぬよし承つて、餘にあさましく覺え候。何か苦しう候ふべき、靜憲ばかり御許されを蒙つて參り候はゞや」と申されければ、入道相國如何が思はれけむ、「御坊は一向事過つまじき人なり。疾う〳〵」とて許されけり。法印斜ならず悦び、急ぎ鳥羽殿へ參り、門前にて車より下り、門の內へさし入り給ふに、折ふし法皇は、御經打ちあげ〳〵遊ばされける御聲の、殊に凄うぞ聞えさせおはします。法印のつと參られたれば、遊ばされける御經に、御淚

(1)きうたい　裘代と書く。一種の僧服。裘といふのは皮ころもの事で、僧体には皮衣を着られないから、其の代りに着る。

のはら〳〵とかゝらせ給ふを見參らせて、法印あまりの悲しさに、きうたいの袖を顔に押し當てゝ、泣く〳〵御前へぞ參られける。

【新譯】 又靜憲法印は、入道太政大　の西八條邸へ行つて「昨夜法皇は鳥羽殿へ御幸になりましたのに、お傍には誰一人おつき申してる者も無いといふ事を承つて、あんまりの事に驚いてゐます。別に何も差支はありますまいから、此の靜憲だけ特にお許しを被つて參りたいと思ひますが」と申されると、入道太政大臣は、それを聞いて、何と思はれたものか「御坊なら、決して間違ひはあるまい、いゝから早く行き給へ」と云つて許可された。法印は非常に喜んで、急いで鳥羽御殿へ參つて門前で車を下りて御門内へ入つて行かれるとちやうど、其の時法皇がお經を繰返し〳〵あげていらつしやるお聲が、殊に物凄く聞こえた。法印がずつと御前の方へと參られると、法皇は今お讀み遊ばされてゐるお經本の上へお涙をハラハラとお落としになつたのを遠眼に拜して、法印は餘りの悲しさに、着てゐた裘代の袖に顔を押當てゝ、涙ながらにお傍近く參られた。

御前には尼前ばかりぞ候はれける。「やゝ法印の御坊、君は昨日の朝、法住寺殿にて供御聞しめして後は、夕も今朝も聞しめさず。長き夜すがら御寢もならず。御命も已に危くこそ見えさせおはしませ」と申されければ、法印涙を抑へて申されけるは、「何事も限有る事でこそ候へ。平家世を取つて二十餘年。されども惡行法に過ぎて、已に亡び候ひなんず。されば天照大神、正八幡宮(1)も、君をばい

(1)正八幡宮　八幡の

かでか思しめし放たせ給ふべき。中にも君の御頼みおはします日吉山王七社(2)、一乘守護(3)の御誓未改まらずば、彼の法花八軸(4)に立ちかけつてこそ、君をば守り參らさせ給ふらめ。されば政務は君の御代となり、凶徒は水の泡と消え失せ候ひなむず」と申されければ、法皇、此詞に少し慰ませおはします。



御前には只尼御前だけがおいでになつたが、法印が參られたのを見ると、「おゝ法印樣、お上は昨日の朝、法住寺御殿で朝御飯を召上がりましてから、昨晩も今朝も召上がらず、此の夜の長いのに、一晩中御寢も遊ばさないのです。これではお命もどうかと存じられます」と申された。法印は承つて涙を押さへ押さへ、「何事にも限が御座います。平家が天下を取つてから、ちやうど二十年餘りに成りますが、あんまり無法の惡行が過ぎますから、最早滅亡致しませう。ですから天照大神だつても、正八幡宮だつても、どうして陛下をお見放しになるものですか。殊にお上が御信心になつてゐる日吉山王七社の神々が一乘の教をお守りになるといふ御契約がまだ解除になつて居ないとすれば、只今お讀みになつてゐる其の法華八軸の上を立ち翔つても、陛下をお守り申されるで御座いませう。さうすれば又陛下御親政の御代になつて、わるい奴等は皆水の泡のやうに消えてなくなつて了ひませう」と申されると、法皇は其の詞に勵まされて、少しはお心をお慰めになつた。

主上は關白流され給ひ、臣下の多く亡び損ずる事をのみこそ、御歎ありつるに、今又法皇の鳥羽殿へ御幸なりぬる由聞し召して、つや〳〵(1)供御も聞しめさず。

神をいふのである。特に正の字を冠する理由は明らかでない。或は佛教の八正道の思想から出てゐるのであらうと說く學者もある。しかし正といふのは他に別種の八幡宮の存在することを暗示するものと私は觀る。八幡宮の祭神についての粟田寛先生の說は此の意味で大いに注意に値するものである。

(2)日吉山王七社　前出

(3)一乘守護　大乘教中特に「法華」に於てのみ見る所の平等主義である。元來「乘」とは乘せ運ぶの意味で、人を乘せて理想の彼岸に運び到らしめる教法が即ち乘である、其のな教体系には聲聞、縁覺、菩薩の三乘があつて、他の二乘では、修道者の到達境に差別を立て、菩薩のみが成佛し得るのであるとするのに對して「法華」では一切衆生の悉皆成佛

御惱にて、常は夜の御殿にのみ入らせおはします。御前に候はせ給ふ女房だち、后の宮を始め參らせて、如何なるべしとも思しめさず。法皇の鳥羽殿へ御幸なつて後、內裏には臨時の御神事②とて、清涼殿の石灰の壇③にして、主上夜ごとに伊勢太神宮を御拜ありける。是は一向法皇御祈のためとぞ聞えし。二條の院はさばかりの賢王にて渡らせ給ひしかども、天子に父母なしとて、常は院の仰を申し返させおはしましければにや、繼體の君までもましまさず。されば御讓を受けさせ給ひたりし六條の院④も、安元二年七月十四日、御年十三にて遂に隱れさせ給ひぬ。あさましかりし事どもなり。

【通釋】　お上は關白がお流されになり、臣下が大勢殺されたりした事を聞召して、始終其の事ばかりお歎きであつたのに、今度は又法皇が鳥羽御殿へ御幸になつたといふことをお聞き遊ばして、絕對に御飯も召上がらず、お氣分が惡いと仰やつて、ずつと御寢所にばかりお入りきりに成つていらつしやる。それでお前におつきになつてゐる婦人たちは、后の宮を初めとして、どうなる事やらと途方にくれておいでになる。法皇が鳥羽御殿へ御遷幸になつて以來、宮中では臨時の御神事として、清涼殿の石灰の壇で、お上が每晩伊勢の大神宮を御親拜になつたが、これは只もう法皇の御爲のお祈だと申す事であつた。二條の院はあれ程のお賢い天皇であらせられたが、天子には父母がないのだと仰やつて、いつでも上皇の仰やる事に御反對になつてゐたからか、お世繼の皇子もあらせられない。だから其の二條院から皇位をお讓受けになつた六條の院も、安元二年の七月十四日に、御十三で到頭おかくれになつた。實に驚き入つた事である。

を說くのである、これが即ち法華の一乘の敎である。一乘守護とは此の一乘の敎を日吉山王の神が守るとのことである。

（4）法花八軸　法華經二十八品は八軸の卷子本に收められてゐるから、之を八軸、又は八卷と稱するのである。

（1）つや〳〵　絕對に。

（2）臨時の御神事　恒例の御神事に對していふ。

（3）石灰壇　京都御所の清涼殿の身舍の東南即ち東廂の南寄りにある。土を高く板敷と同じ高さに盛上げ、石灰で固めて、コンクリートにした壇で、天皇はこゝで每日沐浴の後大神宮と內侍所とに對して御神拜を遊ばされた

（4）六條院　六條天皇の御事。二條天皇の第二皇子であらせられる。

一八、城南の離宮

百行の中には孝行を以て先とす。明王は孝を以て天下ををさむといへり。されば唐堯(1)は老い衰へたる母を尊び、虞舜(2)は頑固なる父を敬ふと見えたり。彼の賢王、聖主の先規をおはせまし／＼けむ、叡慮の程こそめでたけれ。

【通釋】孝は百行の本である、賢明な王は孝を以て天下を統治する、とは支那の古い本に書いてある所の文句である。さればこそ唐堯は老衰した母を尊び、虞舜は頑愚な父を敬ふたと云ふ傳説がある。是等の賢王、聖主の先例をお追ひになつた天皇の御心中は、實に感じ入つた事であつた。

其比、内裏より鳥羽殿へ、密に御書ありけり。「かゝらむ世には、雲居に跡を止めても、何にかはし候ふべきなれば、寛平の昔(1)をもとぶらひ、花山の古(2)をも尋ねて、山林流浪の行者ともなりぬべうこそ候へ」と遊ばされたりければ、法皇の御返事に、「さな思し召され候ひそ。さて渡らせ給へばこそ、一つの頼にても候へ。跡なく思しめしならせ給ひなむ後は、何のたのみか候ふべき。只ともかうも、愚老がならむやうを、御覽じ果てさせ給ふべうもや候ふらむ」と遊ばされたりけれ

(1)、唐堯 支那上古五帝の一人たる陶唐氏、帝堯のこと。平陽に都して國を唐と號した。

(2)、虞舜 虞舜は、唐堯と相並んで後代の理想的賢主である。其の父瞽叟は頑固で、幼時頗る之をいぢめたが、而も舜は飽くまで孝を致して仕へ、之を敬愛することを忘れなかつた。

(1)、寛平の昔 寛平は宇多天皇の御時の年號である。宇多天皇は讓位後京都郊外の仁和寺へ入つて僧院生活を送らせ給ふた。

(2)、花山の古 花山天皇は愛妃の死を悼んで花山寺で出家された。

（3）君は船、臣は水　荀子王制編に「君ハ舟ナリ、庶人ハ水ナリ、水ハ則チ舟ヲ載セ、水ハ則チ舟ヲ覆ス」とある。孔子家語にも、貞觀政要にもまた同樣の語がある。

（1）大宮の大相國　藤原伊通のこと、故民部卿宗通卿の二男、卅で參議、崇德院の保延二

ば、主上此の御返事を、龍顔に押し當てさせ給ひて、御涙せきあへさせ給はず。君は船、臣は水（3）、水よく船を浮べ、水又船を覆す、臣能く君を保ち、臣又君を覆す。保元平治の比は、入道相國、君を保ち奉るといへども、安元、治承の今はまた、君をなみし奉る。史書の文に違はず。

〔譯〕其の頃に、宮中から鳥羽御殿へ秘密にお手紙をお上げになつた。それには「こんな世の中では、徒らに宮中にゐたつても、何にもなりませんから、寛平の法皇の昔の跡をお尋ね申し、花山院の舊蹟を訪うて、山林を流浪する修行者になりたいと思ひます」とお書きになつたところが、法皇はそれに對して、「そんな事をお考へになつてはいけません。さうして其處にいらつして下さるので、私は何よりのタヨリにしてゐるのです、それを何處かへ行つてお了ひになつたんぢや、誰をタヨリにしませう。只此の年寄りがどうにか成るまで、先途を見屆けて載きたいと思ひます」とお返事遊ばされたので、お上は其のお手紙をお顔に當てゝ、落ちる涙をとめかねていらつしやる。古い支那の本には、君は船、臣は水である、水は船を浮べるが、又船を覆沒させる。臣も能く君を保護するが、同時に又君を覆滅させるとあるが、保元平治の頃には、入道太政大臣は君を御保護申上げたけれども、安元、治承の今日は又君を無視し奉つてゐる。これは正に古書の文句の通りである。

大宮の大相國（1）、三條の内大臣（2）、葉室の大納言（3）、中山の中納言（4）も失せられぬ。今ふるき人とては、成親（5）親範（6）ばかりなり。この人人も、かゝらむ世には

年に正中納言、後内大臣左大臣等を經て、平治二年太政大臣となつたが、二條院の長寛三年二月十五日に七十三で死んだ。

(2)三條の内大臣　藤原公教のこと、權大納言實行の長男、三十一で參議、崇德院の保延二年に權中納言、保元二年に内大臣となつたが、二條院の平治二年七月九日赤痢病に罹つて死んだ。年五十八。

(3)葉室の大納言　民部卿顯頼の長男藤原光頼のこと。三十三で參議、保元三年に卅五で權中納言、二條院の永曆元年に、三十七で權大納言になつたが、高倉天皇の承安三年正月五日に死んだ。

(4)中山の中納言　前にも出た顯時である。

(5)成頼　正二位民部卿顯頼の三男、卅一で參議、三十二で正三位

朝に仕へ身を立て、大中納言を經ても、何にかはせむとて、未盛なつし人々の、家を出で世を遁れ、民部卿入道親範は、大原(7)の霜に伴ひ、宰相入道成頼は、高野の霧に交つて、一向後世菩提の外は、又他事なしとぞ聞えし。昔も商山の雲に隱れ(8)、潁川の月に心をすます(9)人もありけむなれば、是豈博覧淸潔にして、世を遁れたるにあらずや。中にも高野におはしける宰相入道成頼、此由を、傳へ聞き給ひて、「あはれ心疾くも世をば遁れたるものかな。かくて聞くも同じ事なれども、まのあたり立ち交つて聞かましかば、如何ばかり心憂からむ。保元平治の亂をこそ、あさましと思ひつるに、世季になれば、かゝる不思議も出で來にけり。此後天下に、如何ばかりの事か出で來むずらむ。雲を分きても上り、山を隔てゝも入りなばや」とぞ宣ひける。實に心あらむ程の人の、跡を止むべき世とも覺えず。

【通釋】大宮の太政大臣も、三條の内大臣も、葉室の大納言、中山の中納言も今ではもう故人になられた。生殘つてゐる古い人と云つたら、成頼と親範との二人だけである。しかし是等の人々もこんな世の中には、いつまでも官吏生活をして、出世したところで、高が大納言や中納言ぐらゐに成つたからつて何に成るものかと云つて、まだ働き盛りだつた人々が、出家遁世をして、民部卿入道親範は大原野の霜を友とし、宰相入道成頼は高野の霧に

になつたが、高倉帝の承安四年正月菩提心を起して出家となり、法名知成、高野宰相入道と號した。死んだのは建仁二年十月である。

〔6〕親範　平氏である故入道從三位範家の長男、二十九で參議さなり、承安元年に近江權守、民部卿さなつたが、承安四年六月五日、三十八才で病に依つて出家し、承久二年九月二十八日に八十四で死んだ。

〔7〕大原　京都府乙訓郡大原野村。前いつた通り大原女で名高い。大原の霜に伴ひさあるからは其處で出家したのであらう、即ち勝持寺大原院で僧となつたものさ思はれる。

〔8〕商山の雲に隱れ　商山さいふのは、支那にある。東園公、角里先生、綺里季、夏黄公の四人は世を厭うてこゝに隱棲した。

交はつて、只もう後世の成道を祈る外に餘念もないさいふこさであつた。支那の昔にも商山の雲に隱れ、穎川の月に心を澄ます人もあつたのだから、此の二人は博識でもあり清廉潔白な精神から此のイヤな世の中を遁れたものではないか、其の中でも高野山にいらつした宰相入道成頼は、今度の一件を傳聞されて、「あゝ我乍らうまい具合に素早く遁世したものだナ。こゝにゐて聞くのもイヤな感じのする點に於ては同じ事だが、眼の前で、あの醜い人たちの鬪に交つてゐて聞いたんぢや、どんなにイヤだらう。俺は保元平治の亂ほどあさましい事はないさ、思つてゐたのに、世が末になるさこんな不思議も現はれて來た。此の分ぢやアこれからの世の中には、又どんな事が起るか知れたものぢやない。雲を押分けて行つてどもつと高いところへ遁げ登つて、もつと浮世を遠く隔てた山奥へ入つて了ひたいものだ」さ仰やつた。實際少しでも物の道理を知つてゐる人が、いつまでも愚圖々々してゐる世の中とも思はれない。

同じき二十一日、天台座主覺快法親王、頻に御辭退ありしかば、前の座主明雲大僧正還着し(1)給ふ。入道相國、かく散々にしちらされたりしかども、中宮と申すも御女、關白殿も亦婿なりければ、萬心安くや思はれけむ、政務は一向主上の御計ひたるべしとて、福原へぞ下られける。同じき廿三日、前の右大將宗盛卿急ぎ參內して、此由奏聞せられたりければ、主上「法皇の讓りまし〳〵たる世ならばこそ。只執柄にいひ合せて、宗盛ともかうもよきやうに相計へ」とて、聞し召し

も入れざりけり。

【通釋】同じ月の二十一日のこと、天台座主の覺快法親王は頻に御辭任の申出があつたので前座主の明雲大僧正が又元へお直りに成つた。入道太政大臣は、斯ういふ風にさんざつぱら勝手な眞似をし散らされたが、中宮と申上げるのも自分の娘であるし、關白殿も亦聟であつたから、萬事心配するものがないと思はれたのであらう、政務の事は只もうお上のお心任せにするやうにと云ひ置いて、福原へ行つて了はれた。それで其の二十三日に、前右大將の宗盛卿は早速參內して、其の由を奏上されたところが、お上は、「法皇から正式に政務を讓られたのなら兎も角だが、さうぢやないんだから、關白と相談して、宗盛、お前がどうともいゝやうにしろ」と仰やつて、耳にもおかけにならなかつた。

法皇は、城南の離宮(1)にして、冬も半過させ給へば、射山(2)の嵐の音のみ烈しくて、寒庭の月ぞさやけき。庭には雪降り積れども、跡蹈みつくる人もなく、池には氷とぢ重ねて、群れ居し鳥も見えざりけり。大寺(3)の鐘の聲、遺愛寺(4)の聞をおどろかし、西山(5)の雪の色、香爐峯(6)ののぞみを催す。夜霜に寒けき砧(7)のひゞき、微に御枕につたひ、曉氷をきしる車の跡、遙の門前に橫はれり。巷を過ぐる行人。征馬の忙しげなる景色、うき世をわたる有樣も、思し召し知られてあはれなり。宮門を守る蠻夷(8)の、夜晝警衞を務むるも、前の世の如何なる契にて、今緣を結ぶらむと、仰せなりけるぞかたじけなき。凡物に觸れ事に隨つて、御心を

(9) 潁川の月に心を澄ます。　許由の事、前出

(10) 天台座主還著。　百錬抄には十六日の條に「前僧正明雲天台座主ニ還補ス」とある。

(1) 城南の離宮。　鳥羽殿のこと。鳥羽は京都市の南方に當るからいふ。

(2) 射山。　藐姑射の山の略稱、上皇の御所の事を仙洞と稱するところから、之を仙人が住んでゐる山として知られてゐる藐姑射の山に附會したのである。藐姑射の山の事は莊子に「藐姑射ノ山ニ眞人有テ居レリ肌膚氷雪ノ如ク綽約トシテ處士ノ如

シ」とある。
（3）大寺・鳥羽邊には勝光院、安樂壽院などの大きな寺があつた。
（4）遺愛寺・香爐峯の　北麓にあつた寺、白樂天の詩に「遺愛寺ノ鐘ハ枕ヲ欹テテ聽キ、香爐峰ノ雪ハ簾ヲ撥ゲテ看ル」とあるのは周知の話である。
（5）西山・丘陵。京都の西方にある丘陵。
（6）香爐峯・支那の江西省九江府の南にある廬山の北峰を香爐峯と稱する。風光絕佳の山で、絕えず雲氣を吐いてゐるのが、恰も香爐の煙のやうだと云つたのである。
（7）砧・洗濯した衣服を練り、又木綿を漂白する目的で搗つために石又は木で造つた臺。

傷ましめずといふことなし。さるまゝにはかの折々の御遊覽、所々の御參詣、御賀のめでたかりし事ども、思しつゞけて、懷舊の御涙抑へがたし。年去り年來つて、治承も四年になりにけり。

【譯】法皇は京都の南に當る鳥羽の離宮にいらつして、もう冬の半分をお過ごしになつたので、藐姑射の山にも譬ふべき御所の中にも嵐の音ばかりが烈しくひゞいて、見るから寒げな庭上には月光が清明に照つてゐる。庭には雪が一面に降積つてゐるが、其の上を踏んで來て足跡をつける訪問者もなく、池の水は氷つた上から又幾重にも凍結して、群がつて遊んでゐた鳥の姿も見えない。附近の大きな寺で鳴らす鐘の聲は支那で有名な遺愛寺の鐘の音を髣髴せしめ、西山一帶の雪景色は、香爐峰の眺望を聯想させる。霜夜の大氣の中に響く寒さうな砧の音は、微かに御枕に傳はり、夜明方の氷を軋つて通る車の跡は、遙に隔たつた御門前の道に纖線を引いてゐる。町中を通り過ぎて行く人や馬の忙しさうな樣子を見ると、人間生活の苦しい有樣も、思ひ知られて感懷が深い。離宮の御門を守つてゐる蒼くれない男が、夜も晝も警衛の役目を勤めてゐるのを御覽になるにつけても、前世からのどういふ約束があつて、此の世では斯ういふ緣を結ぶのであらうと、仰せられたのは恐れ多い事であつた。斯樣に何事を御見聞遊ばされるにつけても、凡て御傷心の種でないものはなく、あの折々の御遊覽や所々への御參詣、御賀の結構だつた事などをそれからそれへとお思ひ續けになるにつけて、昔懷しさの涙は、幾ら止めようとしても止められなかつた。一年が立つて了ふと、又新しい年が來て、治承ももう四年になつた。

四の巻

一、嚴島御幸

治承四年正月一日の日、鳥羽殿には、相國も許さず、法皇も、恐れさせまし〳〵ければ、元日元三(1)の間、參入仕る人もなし。されども、其中に故少納言入道信西の子息、櫻町の中納言成範卿(2)、その弟左京の大夫修範(3)ばかりぞ、許されては參られける。

【新譯】治承四年の正月には、鳥羽御殿では、太政大臣も許さず、法皇もお恐れになつたから、元朝のお祝に參入する人もない。しかし其の中に、亡くなつた少納言信西の子の櫻町中納言成範と、其の弟の左京大夫修範とだけは許されて參られた。

同二十日の日、春宮御袴著(4)、并に御魚味初(5)とて、めでたき事どもありしかども、法皇は鳥羽殿にて、御耳のよそにぞ聞し召す。二月廿一日、主上異なる御恙も渡らせ給はざりしを、おしおろし奉つて、春宮踐祚あり。是も入道相國、萬思ふさまなるが致す所なり。時よくなりぬ(6)とて、ひしめきあへり。神璽(7)、寶劍(8)、內侍所(9)わたし奉る。上達部陣(10)に集つて、古き事ども先例にまかせて行

(1)元三・「師古の漢書の註に、「歳ノ朝、月ノ朝、日ノ朝、之ヲ三朝ト謂フ、元三モ亦同義ナリ」とある、要するに元日の事である。

(2)櫻町中納言成範・百錬抄に「成範修範等ノ卿、法印靜憲、女房兩三ノ外、參入セズ、門戸ヲ閉シテ人ヲ通サズ、武士等之ヲ守護シ奉ル」とある、成範は入道少納言通憲の第三男で四十六歳、當時は正三位權中納言だつた。

(3)修範・成範の弟で、通憲の第五男である、當時從三位左京大夫で、年は三十才であつた。

(4)袴著・男女兒初め

ひしに、左大臣⑪殿陣に出て、御位讓の事ども仰せしをきゝて、心ある人々の涙を流し、心を傷ましめずといふことなし。われと御位を儲の君に讓り奉り、藐姑射の山のうちも靜になど思しめすさき〳〵だにも、哀は多きならひぞかし。況や是は、御心ならず押しおろされさせまし〳〵けむ御心のうち、申すもなかなか疎なり。傳はれる御寶物ども品々、司々請け取つて、新帝の皇居五條の內裏へ渡し奉る。閑院殿⑫には、火の影かすかに、雞人⑬の聲もとゞまり、瀧口⑭の問籍⑮もたえにしかば　ふるき人々は、かゝるめでたき祝の中にも、今さら哀に覺えて、涙を流し　袖をぬらさぬはなかりけり。新帝今年三歳、あはれいつしか⑯なる讓位かなとぞ、人々さゝやきあはれける。

【訳】其の二十日の日には、東宮の御袴着と御魚味始だといふので、色々お目出度い事があつたけれども、法皇は鳥羽御殿で、無關渉な事として聞いていらつしやる。次いで二月二十一日には、お上が別にこれといふ御病氣もおありにならないのを御退位おさせ申して皇太子が御踐祚あらせられる。これも入道太政大臣が萬事自分の思ひ通りに行動した結果である。平家の人々は、それこそ我々に都合の好い時代が來たと云つて騒ぎ合つてゐる。三種の神器を新帝の御所へお引移し申上げる。公卿たちは皆陣座に集合して、昔からの儀式を先例通りに行ふたが、其の時老左大臣の經宗公が陣座へ出られて、御讓位の事を公宣せられたのを聞いて、心ある人々は皆、覺えず落涙して、悲傷的な心持になつた。御自分の

て袴を着ける式を行ふこと。今日は五歳と定まつてゐるが、中世には必ずしも定まつてゐなかつた。此の間の事は百錬抄の治承四年一月廿日の條に「東宮內裏ニ於テ魚味並袴ノ事有リ、親日有リ」と見えてゐる。此の東宮は後の安德帝で、當時御三歳であつた。

（一六）御魚味祝。魚味の祝ともいふ。ナとは凡て食物を呼ぶ古語で、マは眞である。だから眞菜とも書く。後世でいふ食初の式である。小兒三歳に達した時に之を行ふ。普通生後二十ケ月乃至二十六ケ月の間が多い、正式に膳部を調へて汁、鯛、雉等を供するが、眞の目的は魚肉にあつて、之を三箸口へふくませるのである。今も關西地方には魚肉用の箸をマナ箸、魚用の庖丁をマナ庖丁と稱する。マナ板もそれである。

お心から皇位を皇太子にお讓り申されて、これからは仙洞御所で靜な生活に移らうなど、思召される今までの御退位の時にでも、一種の哀愁をお感じになるのは普通の感情であるのに、況して今度は、御自身の思召ではなく御退位をお强ひられになつた形であるから、其の御心中の御殘念さは、どんな形容詞を使つて申上げても、どうして中々不十分である。皇室御傳統の御寶物類を、それ〴〵の役人が受取つて、新帝の皇居たる五條の内裏へお移し申上げる。今までの皇居であつた閑院内裏には燈火の影も急に微かになつて、時を知らせて廻る夜番の聲も止まり、瀧口の名對面をする聲も絶えて了つたから、古くからお側にゐる人々は、かうしたお目出度いお祝ひ事の中にも、今更哀れつぽい感じに打たれて、涙を流し、袖をぬらさぬ者はなかつた。新帝は今年御三つである、まあ今までついに聞いた事のない御讓位だと、人々は小聲で囁き合はれた。

平大納言時忠卿は、内の御乳母帥のすけの夫たるによつて、「今度の讓位いつしかなりと、誰か傾け申すべき。異國には、周の成王⑬三歳、晉の穆帝⑭二歳、我朝には、近衞院⑮三歳、六條院⑯二歳、是皆襁褓⑰の中に包まれて、衣帶を正しうせざつしかども、或は攝政負うて位につき、或は母后抱きて朝に臨むとみえたり、後漢の孝殤皇帝⑱は生れて百日といふに踐祚あり。天子位をふむ先蹤、和漢かくの如し」と申されければ、其時の有職⑲の人々、「あなおそろし、ものな申されそ。さればそれらはよき例どもかや」とぞつぶやきあはれける。

（6）時よくなりぬ　時機到来。
（7）神璽　曲玉。
（8）寶劍　草薙劍。
（9）内侍所　神鏡。踐祚の時之を奉上する。
（10）陣　陣座といふ所である、公事のある場合に公卿の著く座。
（11）左大臣　此の時の左大臣は從一位藤原經宗である。當時六十二歳、皇太子の傳であつた。故正二位行大納言經實の四男で、鳥羽、崇德、近衞、後白河、二條、六條、高倉の七朝に奉仕し、左大臣に任ぜられたのは仁安元年十一月十一日で、經宗四十八才の時であるから、文治五年七十一才で辭任出家するまで二十四年間左大臣であつたわけである。
（12）閑院殿　高倉上皇の御所である。閑院内裏は所謂里内裏の一つ

で、京都市二條西洞院の西にあつた。東西一町南北二町といふから比較的狹い所である、

（13）雞人・夜番の官人が時を知らせてあるくのを、雞の時を知らせるのに擬へて雞人と謂ふたのである。都良香が雞人曉唱聲明王ノ眠ヲ驚カスと吟じてゐる。

（14）瀧口・瀧口とは清涼殿の東北、承香殿の西、御溝水の落ち口に其詰所があつたからの稱。皇宮の警察官で、後には院の武者所にも配置された、下北面ともいふのはこれである。

（15）問籍・名對面とも又宿直申ともいふ。當夜の宿直に當つた瀧口が、亥の一刻即ち夜十時に、取次の藏人に姓名を名のつて其勤に就いてゐることを奏上して貰ふのである、

（16）いつしかなる・・・・・・いつそんな事を聞いたら

【新譯】大納言平時忠卿は、天皇の御乳母を奉仕してゐる帥の亮の夫であるので、「今度の譲位を前代未聞の例だなんて、誰も不審を打つ理由はない筈だ。外國では周の成王は三歳晋の穆帝は二つで位に即いた例があるし、我が日本では近衞院が御三つ、六條の院が御二つで、御即位遊ばされた。是等のお方々は皆所謂襁褓の中に包まれて、チヤンと御正裝を遊ばされはしなかつたが、或は攝政がお負ひ申して御即位になり、或は御母后がお抱きになつて玉座に就かせられたと昔の書物には見えてゐる。又、後漢の孝殤皇帝は、生誕後唯た百日だといふのに踐祚された、幼沖の天子が踐祚された先例は、和漢共に斯の如く歴々たるものがあるのだ」と申された、當時の物識りたちは、それを聞いて、「まあ恐ろしいそんな事は、云はないで置いて貰ひたい。それぢやア其れ等の御即位は皆御目出度い先例だつたかい」とブツブツ言ひ合はれた。

春宮踐祚ありしかば、入道相國夫婦ともに、外祖父、外祖母とて、准三后宣旨㉔を蒙り、年官年爵㉕を賜つて、上日の者㉖をめしつかひ、繪かき花つけたる者㉗ども出で入つて、偏に院宮の如くにてぞありける。出家の人の准三后の宣旨を蒙ることは、法興院の大入道殿兼家公㉘の外は、これ始とぞ承る。

【新譯】斯うして東宮が愈々御踐祚になつたので、入道太政大臣夫婦は、外祖父、外祖母として、何れも共に准三后の宣旨を受け、年官、年爵を戴いて、當番の殿上人や藏人を呼んで使ひ、繪をかいたり絲花をつけた服裝の者どもが出たり入つたりしたから、まるで院の御所か皇族邸ソツクリの有様であつた。出家した人が准三后の宣旨を被つたのは、法興院の大入道殿といはれた藤原兼家公の例を除いては、これが最初だと聞いてゐる。

う、ツイぞそんな事は聞いた事がないと云つた樣な場合に使ふ語。

(17)成・王・武王の太子

(18)晉・の・穆・帝・東晉の皇帝、三才で即位。

(19)近・衛・院・御名は體仁。(Narihito)鳥羽天皇の第九皇子である、永治元年御三歳で即位遊ばされたが、久壽二年十七で崩ぜられた、

(20)六・條・院・(Nobuhito)御順仁二條天皇の第二皇子。永萬元年七月七十九代の天皇とならせられたは御生誕後約半年の後だつたが、御五歳で御讓位あつて上皇となられ御十三で崩ぜられた。元服以前に上皇となられたのは此天皇が最初である。

(21)襁・褓・今云ふムツキ、乳兒を包做しく置く物、支那で云ふ、襁は絹布で作るもので、巾が八寸、長さが八尺ある、これで小兒を背中

【附説】年給は、元來在京高等官の俸給が比較的薄くて、到底華美な都會生活を續けて地位相當の體面を張つてゐることが困難なのに反して、地方官は生活費が少くて濟む上に、俸給以外の別途收入があつて容易に富を成すことができる不衡平を緩和する爲に行はれた便宜の方法である。最初は下級在京官のみが此の便法に浴したが、延暦貞觀以後には、親王は勿論公卿の人々も之に均霑した。年官年爵といふのがそれである。そこで年官として賜はる地方官は、一般に掾、目、史生。年爵として賜はるのは五位であるが、是等の受ける地方官の職祿は格が公廨稻の3/10、目は2/10、史生は1/10である、又從五位のは位田八町を給せられる。だから年官年爵を賜はつた者は、當然是等の官位に屬してゐる收入を所得することになるのである。だから任命は常に形式的で、勿論其の當人は吏務に就かず、時には實在せぬ人名を假作して任命する事さへあつた。

同じき三月上旬に、上皇安藝の嚴島へ、御幸なるべしと聞えけり。帝王位をすべらせ給ひて、諸社の御幸始には、八幡、賀茂、春日へこそ御幸はなるべきに、遙々と安藝の國までの御幸はいかにと、人不審をなす。ある人の申しけるは、白河院は熊野へ御幸、後白河は日吉の社へ御幸なる。されば知んぬ。叡慮にありと申すことを。御心中に深き御立願あり。その上この嚴島をば、平家なのめならずに崇めうやまひ申されける間、上には平家に御同心、下には、法皇のいつとなく鳥羽殿に押しこめられて渡らせ給へば、入道相國の心も和らぎ給ふかとの御祈

念のためとぞ聞えし。山門の大衆いきどほり申しけるは、「主上御位をすべつて、諸社の御幸初には、八幡、加茂、春日へ御幸ならずば、わが山の山王へこそ、御幸はなるべきに、遙々と安藝の國までの御幸は、いつのならひぞや。その儀ならば、神輿ふり下し奉つて、御幸をとゞめ奉れ」とぞ申しける。是によつて、しばらく御延引ありけり。入道相國、やう／＼になため宣へば、山門の大衆靜まりぬ。

新院　同じ年の三月上旬に、新上皇が安藝の嚴島へ御幸になるといふ事であつた。帝王が御退位になつて、最初の神社への御幸には、石清水八幡か、賀茂兩社、奈良の春日神社へ御幸になるのが御慣例であるのに、遙々安藝の國まで御幸になるとはどうした事だらうと世間では不審に思つた。しかし或る人が申したには、イヤ何も不思議な事はない、白河院は熊野へ御幸始があつたし、後白河天皇は日吉山王社へ御幸になつた、これで見ると、何も先例には拘らないことで、何處へお參りにならうと、それは陛下の御心一つにあるといふ事が分る、とさう云つた。實は此の時の嚴島御社參は、新上皇の御心中に深い御願立てがあつての事で、其の上又、此の嚴島は、平家の特別に崇敬してゐる社だから、表面上は平家と同じ御信心であることを示し、内實は法皇が殆ど無期限に鳥羽御殿に幽屏されておいでに成るから、斯うでもしたら入道太政大臣の心も幾らか緩和されはすまいかと思召されて、其の御祈念の爲だといふことであつた。此の時山門の衆徒たちは、上皇の嚴島御社參の事を漏れ承つて、「お上が御退位になつて、諸社への御幸始の時には八幡か、賀茂か春日神社かへ御參りになるのが定例で、其の三社へ御參詣のない時には、我が比叡山の山

に負ふので、一種のタスキである。論語子路篇に「四方ノ民其子ヲ襁負ス」とあるのは之を云つたものである。褓は日本でいふムツキで、小兒にかけて置くものである、淮南子要略訓に、「武王崩ズ、成王襁褓ノ中ニ在リ、未ダ事ヲ用フル能ハズ」とある。

（22）孝殤皇帝。後漢第五代の皇帝。名は隆。

（23）有職。有識と書くのが正しい。官職其他公家の故事に付て知識有る者の事、イウシキ、イウショク、イウソクと三つの讀み癖がある。

（24）准三后の宣旨。三后即ち太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮に准じて外祖父母其他を御優遇ある旨の宣旨、

（25）年官年爵　年官としては掾一人、目一人、内官一人を、年爵としては五位一人を賜はるのが例である。是等の

官人を賜はるといふことは即ちそれ等の者の俸祿の幾分を所得とした場合には、これ等の者の所得となるのである。最初から其所得を與へることを目的として任叙が行はれるのである。

(26)上日の者・・・・・上日とは殿上人、藏人等の當番として出勤の日であることは前にも述べた通りであるが、殿上の間には日給簡(ニッキフノフダ)といふものがあつて、長さ五尺三寸、巾は廣部に於て七寸、狹部に於て八寸の大きな木の札があつて、其木札に三段にわけて書いてある自己の名の下に上番の日を書いた紙を貼つて出仕を證明するのが例である。

(27)繪かき花つけたる・・・・・・・・繪を染出した地模樣のある者、又は繪をかいたり、縫花で飾つた衣を着けてゐる者をいふので、中世の宮中の判官階級の者は多くなりである。

王社へこそ御幸になるべき筈であるのに、遙々と安藝の國三界まで御幸になるとは、いつそんな先例があつた事か。さういふわけなら、山王の神輿をお振り下ろし申して行つて御幸をお引止め申せ」と申して激し立つた。それで、上皇は御出發を暫くお延ばしになつたが、入道太政大臣が、段々とおなだめになつたので、さすがの山門の衆徒も鎭靜した。

同じき十七日、上皇厳島御幸の御門出(40)とて、入道相國の北の方二位殿(41)の宿所、八條大宮へ御幸なる。其夜やがて、厳島の御神事始めらる。殿下(42)より唐の御車(43)、うつしの馬(44)など參らせらる。明くる十八日、入道相國の邸へ入らせおはします。其日の暮方に、前の右大將宗盛の卿をめして「明日厳島へ御幸の御ついでに、鳥羽殿へ參つて、法皇の御見參に入らばやと思し召すは、相國禪門に知らせずしてはあしかりなんや」と仰せければ、宗盛の卿「何條ことか候ふべき」と奏せられたりければ「さらば汝、今宵鳥羽殿へ參つて、其樣を申せかし」と仰せければ、かしこまり承つて、いそぎ鳥羽殿へ參つて、此由奏聞せられければ、法皇は、あまりに思し召す御事にて、こは夢やらむとぞ仰せける。


新釋

同月十七日に、上皇は厳島へ御幸になる御門出だといふので、入道太政大臣夫人二位殿の八條大宮の邸へ御幸になつて、其晩直ぐに厳島の御神事をお初めになる。關白殿下(基通)からは、御餞別として唐庇のお車やお乘替のお馬などを奉呈される。翌十八日には上皇は入道太政大臣の邸へいらせられる。其の日の夕暮れ頃に、前右大將の宗盛卿をお召し

ぐかついふ服装をした。

(28)法興院の大入道殿。藤原兼家である。

(29)嚴島へ御幸。百錬抄に「治承四年三月十九日、新院御幸安藝伊都岐島、讓位之後、未幸他社、最初御幸、當時、以成奇、然有殊御願之、入道大相國申行之故也」とある。

(30)門出。首途とも書く。

(31)二位殿。清盛の妻時子。

(32)殿下。こゝでは、攝政關白に對する敬稱、元来は皇太子、三后に對して申上げる尊稱で、あつて直接に啓上するのは恐れ多いから、御殿の下に侍する取次の者に言上することから轉じて是等の御方々の尊稱となつたのである。臣下たる殿下と稱するのは固より不遜の極みであるが、藤原氏が外戚として權威を振ふ

になつて「明日嚴島へ行くついでに、鳥羽御殿へ參つて、法皇にお目にかゝらうと思ふが太政大臣に知らさずに行つてはわるいだらうか」と仰せられると、宗盛卿は「何のお差支が御座いませう」と奏上せられたので、「それぢやお前、今夜鳥羽御殿へ參つて、其の事を申上げて來てお呉れ」と仰やつた。宗盛卿が委細畏まつて、急いで鳥羽御殿へ參つて、其の由を奏上せられると、法皇はあんまり御熱望になつてゐる御事なので、これは夢ではないかと仰せられた。

明くる十九日、大宮の大納言隆季卿、未だ夜ふかう參つて、御幸催されけり。此日頃聞えさせ給ひつる嚴島御幸をば、西八條の亭より既にとげさせおはします。三月もなかば過ぎぬれど、霞に曇る有明の月は猶朧なり。越路をさしてかへる雁の、雲居に音づれゆくも、をりふしあはれに思しめす。まだ夜のうちに鳥羽殿へ御幸なる。門前にて御車よりおりさせおはしまし、門の内へさし入らせ給ふに、人まれにして、木ぐらく物さびしげなる御すまひ、先づあはれにぞ思しめす。春既に暮れなむとす。夏木立にもなりにけり。梢の花色衰へて、宮の鶯聲老いたり。去年の正月六日、朝覲のために法住寺殿へ行幸ありしには、樂屋に亂聲を奏し、諸卿列に立つて、諸衞陣を引き、院司の公卿參り向つて幔門を開き、掃部寮、莚道を布き、正しかりし儀式一事もなし。今日はたゞ夢とのみぞ思しめす。櫻町の中納言成範卿參つて、御氣色申されたりければ、法皇は早、

た結果、こゝに至つたのである。皇太孫から女王までの皇族を殿下と申上げるやうになつたのは明治二十二年の憲法制定の時以來である。

（33）唐の御車。唐庇の車である、車蓋即ち屋根を唐風の搏風に作つた車太天皇其他皇后、東宮、准后、親王、攝關等の乘用に供する。

（34）うつしの馬。乗りかへ用に準備してある副馬

（35）大宮大納言隆季。權大納正二位藤原隆季のこと、此の二月二十一日に新院の別當となつた人で中納言家成の長男である。權大納言になつたのは六條天皇の仁安三年十二月十三日である。

（36）亂聲。元來樂曲の名であるが、こゝのは入御の亂聲である、一種の奏延樂ともいふべきもので、朝覲行幸の

寢殿の階がくしの間(42)へ御幸なつて、待ち參らせ給ひけり。上皇は今年二十、明方の月の光にはえさせ給ひて、玉體もいとゞうつくしうぞ見えさせましましける。御母儀(43)故建春門院に甚く似參らさせ給ひたりしかば、法皇はまづ故女院の御事おぼしめし出て、御涙せきあへさせ給はず。兩院の御座近くしつらはれたり。御問答は人承るに及ばず。御前には、尼前ばかりぞ候はれける。稍久しく御物語せさせおはしまし、はるかに日たけて後、御暇申させ給ひて、鳥羽の草津(44)より、御船にぞめされける。上皇は、法皇の離宮の古亭、幽閑寂寞の御すまひ、御心苦しう御覽じおかせ給へば、法皇は又、上皇の旅泊の行宮、波の上、船のうちの御有樣、おぼつかなくぞ思しめされける。誠に宗廟(45)、八幡、賀茂などをさしおかせたまひて、遙々と安藝の國までの御幸をば、神明もなどか御納受なかるべき。御願成就うたがひなしとぞ見えたりける。

新譯 翌十九日になると、新院の別當たる大宮大納言隆季卿が、明方のまだ暗いうちから參つて、御幸を御催促申された。過般から仰せられてゐた嚴島の御幸を、此の日西八條の平氏の邸からお出になつて、今の御遂行遊ばされかうとするのである。もう三月も二分の一以上の日數を經過したが、霞がかゝつて曇つて見える有明月の光はまだ朧である。北國地方の空を目ざして歸つて行く雁が、此の皇都の上空を啼いて通るのも、折が折とて何となく哀れつぽいお氣がする。鳥羽御殿へはまだ夜の明けぬうちにお着きになる。門前で御

時には之を奏するのが例である。
(37)諸衛・六衛府即ち左右兵衛府、左右近衛府、左右衛門府の總稱。
(38)幔門・幔幕を張つた門だといふ。
(39)掃部寮・唐名酒掃寮、宮内省の被官で、公事の場合、天皇の御座席、簾筥等を舗設し並に宮中の酒掃を司る。
(40)筵道・天皇通御の路に敷き續ける筵で、絹で縁がとつてある。
(41)御氣色申す・言葉で申上げず、態度を以て示すのである。
(42)階がくしの間・正殿の階前に柱を二本立て、屋根を張出し階が濡れぬやうにしてある所を階隱しといひ、其階段を上りきつたところが階がくしの間である。
(43)建春門院・平滋子、兵部少輔時信の女、後白河帝の女御として高

車からお下りになつて、門内へお入りになると、御所の中は人少で木が暗い程に生ひ茂り見るから物寂しさうな御住居であるのを、先づ物あはれに思召される。あたりを御覽になると、春はもう暮れようとして、御所内の樹々は皆夏木立の裝ひになつた。梢の花は美しい色が減衰して、宮鶯の聲も漸く老いかけてゐる。去年の正月六日、朝覲の爲に、法住寺御殿へ行幸になつた時には、樂屋で奉迎の亂聲樂を奏し、公卿たちは列立し、各衛府の官人たちは陣頭を警固し、院の御所附の公卿たちがお迎へに參内して、幔幕で飾つた門を開け、掃部寮の役人がお通り路に筵道を布いて、凡ての儀式は整然たるものであつたが、其正しかつた儀式の一事さへも今日はない。お上は只もう夢かとばかり思召される。櫻町の中納言成範卿が法皇の御前へ參つて、新院着御の事を態度で示して申上げられたので、法皇はもう寢殿の階隱しの間までお出ましになつて、お待受け申された。上皇は今年御二十の若盛りでいらつしやるのが、明方の月光に映發して玉体も一層美しうお見えになつた。さうした御樣子が、お亡くなりに成つた御母君の建春門院に大層似ていらつしやるので、法皇は一番に故女院の御事をお思出しになつて、お涙をとめかねていらつしやる。法皇と上皇と院の御所樣お二人の御座席は、互に近々と設けられてあるので、どんなお話があつたか、外の者には聞こえない。御前には只尼御前一人だけがおつき申されてゐた。やゝ暫くお話を遊ばして、ずつと日が高くなつてから、上皇はお暇乞を遊ばして、鳥羽の草津から御乘船になつた。上皇は法皇のいらせられる鳥羽離宮の古い小座敷や、物靜で寂しい住なお住居をお心にかけて御出立になると、法皇は又上皇の御旅中の行宮や、波の上を走つて行く間の船内の御不自由がちな有樣を、不安心に思召した。實際、國家の宗廟たる伊勢

倉天皇を生まれた。

（44）鳥羽の草津　京都府紀伊郡下鳥羽村の舊名。一に木津とも今津といふ。俗稱狐川。淀川の渡口で、崇徳院の讃岐御遷幸にも、菅原道眞の貶謫の時にも此處から乘船せられたのである。

（45）宗廟　國君の祖宗の靈廟、日本では即ち伊勢の大神宮。

大神宮、八幡、賀茂などをお差置きになつて、遙々と安藝の國まで御幸遊ばす事を、嚴島の神もどうして御納受ないことがあらう、御願成就は疑のない事だと思はれた。

二　還御

同二十六日、上皇嚴島へ御參着。入道相國の最愛の内侍が宿所、皇居になる。中二日御逗留あつて、經會(1)舞樂行はる。結緣の導師(2)には、公顯僧正、高座にのぼり、鐘打ちならし、表白(3)の詞にいはく、「九重の都を出させ給ひ、八重の潮路をわきもつて、はるばると是まで參らせ給ひたる、御志のかたじけなさよ」と高らかに申されたりければ、君も臣も、皆感涙を催されける。大宮(4)、客人(5)をはじめ參らせて、社々、所々へ皆御幸なる。大宮より五町ばかり山をまはらせ給ひて、瀧の宮(6)へ參らせ給ふ。公顯僧正、拜殿の柱に書きつけられけるとかや。

雲井より落ちくる瀧のしらいとにちぎりを結ぶことぞうれしき

神主佐伯の景廣加階、從上の五位、國司藤原の有綱、品あげられて從下の四品、並に、院の殿上をゆるさる。座主尊永、法眼(7)になさる。神慮もうごき、入道相國の心も、和らぎ給ひぬらむとぞ見えし。

【通譯】同じ月の二十六日に、上皇は嚴島へ御參着になつた。島では入道太政大臣の最愛の内侍の住んでゐる所が、御皇居になる。中二日間御逗留になつて、お經の法會や、舞樂な

(1)經會。讀經の法會

(2)導師。正道に導く師僧のこと。轉じて法會のコンダクターたる主僧。

(3)表白。佛に對する信仰心の表示。

(4)大宮。嚴島神社の本社、市杵島姫と、田心姫、湍津姫の三女神を祭つてある外、天照大神、國常立、素戔嗚の三尊を相殿に奉祭してあるをいふ。

(5)客人。客神社である。天照大神、天忍穗耳、天穗日、天津彦根、天御中主の諸神が祭神だといふ。

(6)瀧の宮。彌山の麓白絲の瀧の附近にある社で如意輪觀音を祭つてあるといふ。

(7)法眼。僧位の一種で、僧都が任せられる位である。

行はれる。結願の日の導師には公顯僧正が成つて、高座に上り、鐘を鳴らして、申し出した表白の詞の中で、「九重の都を出でさせ給ひ、八重の潮路を分きもつて、遙々とこれまで參らせ給ひたる御志の忝けなさよ」と聲高く云はれたので、君臣何れも皆感涙を催された。大宮、客神社、を始めとして、各所の攝社末社へも皆御幸遊ばされる。大宮から五町ほど山道をお廻りになつて、瀧の宮へお參りになる。此の時公顯僧正は

　雲居より落ちくる瀧の白絲にちぎりを結ぶ事ぞうれしき

と云ふ歌を詠んで、拜殿の柱に書きつけられたとか云ふ事である。神主の佐伯景廣は位階を進められて從五位上、國司藤原有綱も位を上げられて從四位下となり、並に院の御所の殿上を許された。嚴島の座主である尊永は法眼にされた。神も御感動遊ばされ、入道太政大臣の心もこれで和らいだらうと思はれた。

同じき廿九日、御船かざつて還御なる。折節波風はげしかりければ、御船漕ぎもどさせ、其日は嚴島の中、ありの浦(1)といふ所にとゞまらせ給ふ。上皇、「大明神の御名殘をしみに、歌つかまつれ人々」と仰せければ、隆房の少將(2)、

　立ちかへるなごりもありのうらなれば神もめぐみをかくる白波

夜半ばかりに風靜まつて、海上も穩なりければ、御船こぎ出させ、其日は備後の國しきなの泊(3)につかせ給ふ。此所は去んぬる應保(4)の頃ほひ、一院(5)御幸の時、國司藤原の爲成が造りたりける御所のありけるを、入道相國、御設にしつらはれたりしかども、上皇、それへは御幸もならず、「今日は卯月(6)一日、衣更と

(1)ありの浦・嚴島の樞要區で沙濱に近く市街を成してゐる地。有の浦」

(2)隆房の少將・前に出た權大納言、隆季の子である。たが、しかし公卿補任によると治承三年の十一月十七日には既に右中將に成つてゐる。高倉院嚴島御幸記にも「中將隆房」とある。

(3)備後の國しきなの泊・古來不明であるさ

いふ事のあるぞかし」とて、各都の事を宣ひ出し、ながめやり給ふ程に、岸に色深き藤の松の枝に咲きかゝりけるを、上皇叡覽あつて、「あの花をりにつかはせ」と仰せければ、大宮の大納言隆季の卿うけたまはりて、左史生(7)中原の康貞が、はし船(8)に乘つて、御前を漕ぎ通りけるを召して、をりにつかはす。藤の花を松の枝につけながら、折りて參らせたりければ、心ばせありなど仰せられて、御感ありけり。「この花にて歌仕れ各」と仰せければ、隆季の大納言、

千歳へむ君がよはひに藤波の松の枝にもかゝりぬるかな


二十九日には、お船の飾りつけをすませてお還りに成る。ちやうど其の時風が荒吹いて波が烈しかつたので、一旦漕ぎ出したお船を漕戻させて、其の日は嚴島の中のありの浦といふ所に御碇泊になる。上皇が「大明神とのお別れの記念に、みんな歌を詠め」と仰せられたので、隆房の少將が、こんな歌を詠んだ。

立ちかへる名殘もありの浦なれば神もめぐみをかくる白波

夜中頃に風が靜になつて、海上も穩やかだから、又お船を漕出させて、その日は備後の國敷名の港に御到着遊ばされる。此の地には去る應保頃に、一ノ院の御幸があつたときに、國司の藤原爲成が造營した御所が殘つてゐたのを、入道太政大臣は御寄航になる時の準備に修理してお置きに成つたけれども、上皇は其處へは御幸も遊ばさずに、「今日は四月の一日で、都なら衣更のある日だぞ」と仰しやつて、テンデに皆都の事を仰しやり出して、何となく物思はしい心持であたりの景色を眺め渡していらつしやるうちに、上皇は、海岸

してゐるが、これは備後國沼隈郡千年村の古名である。別に口無の泊とも稱した。阿武戸の瀨戶の西岸に當つてゐる。

(4) 應保・ 二條天皇の年號、一八二一―一八二二年。

(5) 一院・御幸・ 一ノ院は後白河法皇のこと。後白河法皇は承安四年(一八三四)三月二十六日建春門院と嚴島御幸があつた。

(6) 卯月・ 四月のこと。卯の花月の略だといふ。

(7) 左史生・ 太政官の左右辨官局の屬官に史生といふのがある。こゝは左辨官局の史生のこと。

(8) 端舟・ 小舟のこと

近くに色の淡い藤の花が松の枝に蔓を纒ふて咲き下つて咲いてゐるのを、目早くお見つけになつて、「あの花を折りに遣れ」と仰しやつたので、大宮の大納言隆季卿が拜承して、ちやうど其處へ左史生の中原康定が小舟に乘つて御前を漕いで通つたのを呼寄せて、折りにお遣りになつた。と、間もなく、其の藤の花を松の枝につけた儘で、折つて來て差出したので、氣が利いてゐるなどゝ仰しやつて、御感心遊ばされた。「此の花で又、みんな歌を詠め」と仰せられると、今度は隆季の大納言が詠んだ。それは

千年へむ君がよはひに藤波の松の枝にもかゝりぬるかな

と云ふのだ。

二日の日は、備前の兒島のとまりに著かせ給ふ。五日の日、天はれて、海上ものどけかりければ、御所の御船をはじめ參らせて、人々の船どもみなこぎいだす。雲の波、煙の波をわき凌がせ給ひて、其日は播磨の國山田の浦(1)につかせ給ふ。それより御輿にめして、福原へ入らせおはします。六日の日は御逗留あつて、福原の所々を皆歷覽あり、池の中納言頼盛の卿の山庄、荒田まで、御覽ぜらる。明くる七日の日、福原をたゝせ給ふとて、入道の家の賞行はる。入道相國の養子丹波守清邦、正下の四位、同じく入道の孫越前の少將(2)は、四位の從上とぞ聞えし。其日寺井(3)につかせ給ふ。八日の日、御迎の公卿殿上人、鳥羽の草津までみな參られけり。還御の時は、鳥羽殿へは御幸もならず、すぐに入道相國の西

(1)山田の浦　播磨國明石郡垂水村大字山田の海岸地方。

(2)越前の少將　重盛の子資盛のこと、仁安元年十二月三十日越前守となり、治承二年十二月二十四日には右近權少將となつた。

(3)寺井　古記錄には

寺江（百練抄）とも、寺所（山槐記）とある。前、邦綱卿の別莊所在地、大物川の河尻で、今の久世郡寺田に當つてゐる。

（1）太政官の廳　太政官の南八足門を入つた正面にあつた、これが正廳で、官の廳又は司廳とも云つた。東西七間南北四間、こゝで即位式を行ふやうになつたのは中世以後である。

八條の邸へぞ入らせおはします。

新院　二日の日は備前の兒島港にお着きになる。五日の日は快晴で、海上も長閑だつたから、院様の御座船を始めとして、臣下の舟等も皆漕いで出る。雲の波を押分け、煙の波を冒してお進みになつて、其の日は播磨の國の山田の浦へ御到着になる。其處から御上陸遊ばされてお輿に召して福原の町へお入りになる。六日の日に其のまゝ御逗留で、福原の名所々々を皆見てお歩きになる。池の中納言頼盛卿の別莊や荒田までも御覽遊ばされる。翌七日には福原を御出立になるといふので、入道の家の者に賞與を行はせられる。入道太政大臣の養子の丹波守清邦は正四位下、同じく入道の孫に當る越前守右近權少將資盛は從四位といふ事であつた。其の日寺井にお着きになる。八日の日にはお迎の公卿や殿上人が鳥羽の草津まで皆參られた。お還りには、鳥羽御殿へは御幸も遊ばさず、直ぐに入道太政大臣の西八條邸へいらせられた。

同廿二日、新帝の御即位あり。大極殿にて行はるべかりしかども、一年炎上の後は、いまだ造りも出されず。大極殿なからむ上は、太政官の廳（1）にて行はるべきかと、公卿僉議ありしかば、九條殿（2）申させ給ひけるは、「太政官の廳は、凡人の家にとらば、公文所（3）體の所なり。大極殿なからむ上は、紫宸殿にてこそ御即位はあるべけれ」と申させ給へば、紫宸殿にてぞ御即位はありける。去んじ康保四年十一月十一日、冷泉院の御即位、紫宸殿にてありしは、主上御邪氣によつ

て、大極殿への御幸かなはざりし御故なり。後三條院の延久の嘉例(4)に任せて、太政官の廳にて行はるべきものをと、人々申しあはれけれども、其時の九條殿の御はからひの上は、左右におよばす。春宮踐祚ありしかば、中宮(5)は弘徽殿より仁壽殿へうつつて、やがて高御座へ參らせ給ふ。平家の人々皆出仕せられける中に、小松殿の公達は、去年大臣薨ぜられにしかば、倚廬(6)にて籠居せられけり。

新釋 其の二十二日には、新帝の御即位式があつた。舊例通り大極殿で行はれるべきであつたが、先年燒失後はまだ建築に着手もされてゐない。大極殿がない以上大政官の廳で行はるべきであらうかと、公卿たちが問題にして論議されたので、九條殿が申されたには、「太政官の廳は、普通人の家とすれば、公文所のやうな所である。大極殿が無くなつた以上、紫宸殿で御即位になつたら宜しからう」と申されたので、紫宸殿で御即位になつた。去る康保四年の十一月十一日に、冷泉天皇の御即位式が紫宸殿であつたのは、お上がお風邪氣で、大極殿への御幸がかなはなかつた故である。後三條院の延久の時のおめでたい先例の通り、太政官の廳で行はれたがよいのにと、人々は申合はれたが、其の公卿會議の時のお說通り九條殿が御處置せられた以上、議論の餘地はない。既に東宮が御踐祚になつたので、御母中宮は弘徽殿から仁壽殿へお遷りになつて、其處から直ぐに高御座へお上をお抱き申して參られる。平家の人々は皆其の日のお式に出仕せられた中に、小松殿の令息たちは、去年内大臣が薨ぜられてまだ喪中であるので、別室で引籠もつておいでになつた。

研究 東宮踐祚ありしかば、とある所から以下の文章は、注意しないと分りにくい。第一

(2)九條殿　右大臣藤原兼實のことである。
(3)公文所　一名文殿、一家の所領年貢等の事を處理する所で、所領に關する文書はこゝに納めて置いた。院の御所は勿論、攝關家、寺家等には必す此ノ公文所があつた。元來各地方廳の公文所に傚つたものである。
(4)後三條院の延久の嘉例　延久とあるのは治暦の誤である。百錬抄には「治暦四年四月十九日踐祚、七月二十一日太政官廳ニ即位ス大極殿未ダ成ラザルノ故ナリ」とある。
(5)中宮　高倉天皇の中宮建禮門院。
(6)倚廬　喪中引籠つてゐる假川の土屋。元來天皇の喪に籠らせ給ふ假御殿をいふ。禮記の喪服傳疏によると「倚廬は門外東壁に

在り木に倚つて廬を傷す」とある。仁明天皇の崩御の時には常陽殿の東庭に造られた。常御殿より板數も低く、簾も蘆で、萬事質素にするのである。

に明らかにして置かねばならぬのは、踐祚と即位との異同である。踐祚と即位とは古來日を異にして各別に行はれることになつてゐるので、隨つて踐祚は即位でないと云ふのが今までの定型的解釋である。しかし踐はフム、祚は正韻に「位也」とあつて、正しく即位と同義語である。これが即位でないと云ふならば、それは云ふ者の誤りである。語義がちがつても本質がちがつても、踐祚は正しく即位である。現行の皇室典範には、「天皇崩御アレバ皇太子即チ踐祚ス」とあるが、此の踐祚があると共に、新帝は三種の神器をお受けに成つて、名實共に皇位に備はらせ給ふのであつて、國法上即位の效力は踐祚と同時に發生するのである。即位式は、此の御即位の事實を天下萬衆に公宣せられる儀式であるに過ぎない。そこで「東宮踐祚ありしかば」とある踐祚の意味は右に述べた如くであるが、之に對して即位式の事を昔は單に即位と云つた。安德天皇の場合で云ふと、百錬抄治承四年二月の條に、「廿一日、天皇位ヲ皇太子ニ讓リ、劔璽ヲ新帝ノ御在所ニ渡サル」とあるのが即ち踐祚である。斯くして踐祚が終つて後、大内遷幸が四月九日にあつた。これは國家大切の儀式たる即位式、大嘗祭を行ふ必要上、里内裏たる五條殿から臨時大内に臨幸されたのであつて、斯樣な時には移徙の御儀式に準據せられるのである。「中宮、弘徽殿より仁壽殿へ移つて」とあるのは、此の御移徙の事で、中宮が天皇を奉じて御遷幸をおさせ申されたのである。そして其の二十二日には、「天皇紫宸殿ニ即位ス」で、「中宮はやがて高御座に參らせ給ふ」たのである。何でもない事のやうであるが、これだけの事實を頭に置いてゐないと、誤解し易い惧があるのである。

三、源氏ぞろへ

藏人の左衞門の權の佐定長(1)、今度の御即位に違亂なくめでたきやうを、厚紙十枚ばかりに書いて、入道相國の北の方、八條二位殿へ參らせたりければ、笑を含んでぞよろこばれける。かやうに花やかにめでたき事どもありしかども、世間は猶、にがにがしうぞ見えし。其比一院第二の皇子以仁の王と申しゝは、御母加賀の大納言季成(2)卿の御女なり。三條高倉にましましければ、高倉の宮とぞ申しける。去んじ永萬元年十一月十五日の曉、御年十五にて、忍びつゝ、近衞河原の大宮の御所にて、窃に御元服ありけり。御手跡うつくしうあそばし、御才覺もすぐれてましましければ、太子にもたち、位にも即かせ給ふべかりしかども、故建春門院の御そねみによつて、押し籠められさせ給ひけり。花の下の春のあそびには、紫毫を揮つて、手づから御作をかき、月の前の秋の宴には、玉笛をふいて、自ら雅音をあやつり給ふ。


【語釋】藏人兼左衞門の權の佐定長は、今度の御即位が滯なく結構にすんだ事を、厚紙十枚程に書いて、入道太政大臣夫人の八條の二位殿へ差上げると、二條殿は大層なお欣びで、

(1) 藏人の左衞門權の佐定長 鎌足十五代の孫右中辨光房の子で、母は丹後守爲忠の娘である。

(2) 加賀の大納言季成 正二位行權大納言、季實の子、保安二年加賀守となり、後白河帝の保元二年八月十九日權大納言になつた。

紫毫は筆の異称

にこにこして御覧になつた。斯うした華やかな、お目出度い事が色々さあつたけれども、世間ではやつぱり苦々しさうであつた。其の頃に・後白河法皇の第二皇子で以仁王さ申上げたのは、加賀守兼大納言季成卿の息女のお腹である。三條高倉にいらつしたから高倉の宮さ申上げた。去る永萬元年十二月十五日の夜明け方に、世を忍ぶやうにして近衛河原の大宮樣の御所で、そつさ御元服遊ばされた。御筆蹟もお見事だし、御才智のお働きも人一倍すぐれておいでに成つたから、普通ならば皇太子にもお立ちに成り、皇位にもお即き遊ばす筈であつたが、亡くなられた建春門院の御嫉妬のために、埋沒されてお了ひになつたのであつた。花の下の春のお遊びの時には、筆を揮つて御自作をお書き遊ばされ、月の前の秋の御酒宴の時には、笛を吹いて御自分で風雅な音色を御自由にお吹きかけになつた。

かくして明かし暮させ給ふ程に、治承四年には、御年三十にぞならせまし〳〵ける。其頃、近衛河原に候はれける、源三位入道頼政、ある夜密にこの宮の御所に參りて、申されける事こそおそろしけれ。たとへば、「君は天照大神四十八世(1)の正統、神武天皇より七十八代(2)に當らせ給ふ。しかれば太子にも立ち、位にも即かせ給ふべかりし人の、三十まで宮にて渡らせ給ふ御事をば、御心うしとは思しめされ候はずや。はやばや御謀叛おこさせ給ひて、平家を滅し、法皇のいつとなく鳥羽殿に押し籠められて渡らせ給ふ御憤をも安め參らせ　君も位に即かせたまふべし。これ偏に御孝行の御至にてこそ候はむずれ。もし思しめしたゝせ給

(1)四十八世・・・・世系的に云ふさ以仁王までは四十八世になる。
(2)七十八代・・・・皇位継承の代数からいふさ七十八代なる。
(3)令旨・・・・正しくは皇太子、三后から出る御命令の旨を傳へる公文書であるが、後には親王、法親王、女院から

出るものも令旨さいふやうになつた。
(4)出羽の前司光信 出羽は今日の秋田縣山形縣地方の總稱である。前司は前の國司の稱で、光信は賴光から算へて四世の末孫、出羽守光國の子である。
(5)冠者光義 光義は光信の子で冠者である。冠者は元服した人のこと。
(6)武藏の權守入道義基 義光の子孫、陸奧六郎義時の子。
(7)判官代 朱雀上皇の時、初めて置かれた官人で、院の廳內の事を批判する。五位六位が普通であるが稀には四位の例もある。
(8)宇野七郎親治 親弘の子。
(9)山本 山本冠者義清。
(10)柏木 柏木判官義康。
(11)錦織 錦織冠者義廣。

ひて、令旨③を下され給ふものならば、よろこびをなして馳せ參らむずる源氏どもこそ、國々に多く候へ」とて申しつゞく。先づ京都には、出羽の前司光信④の子ども、伊賀の守光基、出羽の判官光長、出羽の藏人光茂、出羽の冠者光義⑤、熊野には、故六條判官爲義が末子、十郎義盛とてかくれて候。攝津には多田藏人行綱こそ候へども、是は新大納言成親の卿の謀叛の時、同心しながら返忠したる不當人にて候へば、申すにおよばず。さりながら、其弟多田の次郎朝實、手島の冠者隆賴、太田の太郎賴基、河内國には、石川の郡を知行しける武藏の權守入道義基⑥、子息石川の判官代⑦義包、大和國には、宇野の七郎親治⑧が子ども、太郎有治、次郎淸治、三郎成治、四郎義治、近江の國には、山本⑨、柏木、⑩錦織⑪、美濃・尾張には、山田の次郎重弘、河邊の太郎重直、泉の太郎重光、浦野の四郎重遠⑫安直次郎重賴、其子の太郎重資、木田の三郎重仲、開田の判官代重國、矢島の先生⑬重高、其子の太郎重行、甲斐の國には、逸見の冠者義淸⑭、其子の太郎淸光、武田の太郎信義⑮加々美の次郎遠光、同じき小次郎長淸⑯、一條の次郎忠賴、板垣の三郎兼信、逸見の兵衞有義、武田の五郎信光、安田の三郎義定、信濃の國には、大內の太郎維義、⑰岡田の冠者親義⑱、平賀の冠者盛義⑲その子の四郎義信、故帶刀の先生義方⑳が次男木曾の冠者義仲、伊豆の國には流人

(12)蒲野の四郎重遠　滿仲の弟の滿政から算へて五代の孫。

(13)先生　センジヤウと讀む。帶刀先生の事である。舍人監ッ下の舍人中から武勢抜群の者を特に乘馬術射術を試驗の上簡抜して東宮に侍らしめ、武裝して非常警衞に當らせた。これが即ち帶刀で、其の長官を帶刀先生と呼んだ、重に源平二氏の中から選任せられた。

(14)義清　新羅義光の子。

(15)信義　清光の子。

(16)長清　遠光の子。

(17)惟義　源頼義から四代目の孫。

(18)義親　新羅三郎義光の子。

(19)盛義　同上。

(20)義方　六條判官源爲義の子。

(21)六孫王　清和天皇

前右兵衛助頼朝、常陸の國には信太の三郎先生義憲、佐竹冠者昌義、其子の太郎忠義、三郎義宗、四郎高義、五郎義季、陸奥の國には、故左馬頭義朝が末子九郎冠者義經、これ皆六孫王(21)の御苗裔、多田の新發意(22)滿仲が後胤なり。朝敵をたひらげ、宿望を遂ぐることは、源平いづれ勝劣なかりしかども、今は雲泥(23)交を隔てゝ、主從の禮にも猶劣れり。國は國司にしたがひ、庄は預所(24)に召しつかはれ、公事雜事にかりたてられて、安き心もし候はず。つら／＼當世の體を見候ふに、上には從ひたるやうなれども、内々には一向平家をそねまぬものや候。君若し思しめしたゝせ給ひて、令旨を賜ひつるほどならば、國々の源氏ども、夜を日についで馳せ上り、平家を滅さむことは、時日を廻すべからず。其儀にて候はゞ、入道も年こそ寄つて候へども、若き子供數多候へば、引き具して參り候ふべし」とぞ申しける。


新譯　斯うして日々を送つていらつしやる間に、治承四年には御年三十に成らせられた。其の頃近衛河原の御所に伺候してゐられた源三位入道頼政が、或る晩のこと、密かに此の宮様の御所へ參上されて申上げられたのは、實に恐ろしい事であつた。假に其の口吻を眞似て見ようならば、「あなた様は天照大神四十八世の御正統で、神武天皇から七十八代目にお當りになります。ですから本來ならば、皇太子にもお立ちになり、皇位にもお即き遊ばして然るべきお方でいらつしやいますのに、それが三十におなり遊ばしてまでもまだ只

の宮様でいらつしやるのを、情ないとは思召しませんか。早速御謀叛をお起しになつて、驕る平家を亡ぼし、法皇がいつまでも鳥羽御殿に押籠められておいでになる御憤怒のお心をもお慰め申して、あなた様も御即位遊ばしませ。これこそ何よりの御孝行と申すもので御座いませう。若し此の事をお思ひ立ちになつて、御令旨を下されませうものなら、喜んで馳付けて参る源氏の武士どもは、諸國に大勢御座います」と云ふ風に云つて、又申し續ける。「一番に此の京都には、出羽の前國司光信の子どもで伊賀守光基、出羽の判官光長、出羽の藏人光茂、出羽の冠者光義。次に熊野には、亡くなりました六條判官爲義の末子十郎義盛といふ者が潜伏して居ります。又攝津の國には多田の藏人行綱が居りますが、これは新大納言成親卿が謀叛された時に、一旦加盟して置きながら途中で敵に寢がへりを打つた非人道的な人間ですから、これは問題ぢや御座いません。しかし其の弟の多田次郎朝實、手島の冠者隆頼、太田の太郎頼基が居ります。又河内の國では石川の郡を支配して居りました武藏の權の守入道義基、其子の石川の判官代義包。大和の國では宇野の七郎親治の子どもで、太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治。近江の國には山本、柏木、錦織。美濃尾張には山田の次郎重弘、河邊の太郎重直、泉の太郎重光、浦野の四郎重遠、安食の次郎重頼、其の子の太郎重資、木田の三郎重長、開田の判官代重國、矢島の先生重高、其の子の太郎重行。甲斐の國には逸見の冠者義清、其の子の太郎清光、武田の太郎信義、加々美の次郎遠光、同じく小次郎長清、一條の次郎忠頼、板垣の三郎兼信、逸見の兵衛有義、武田の五郎信光、安田の三郎義定。信濃の國では大内の太郎維義、岡田の冠者親義、平賀の冠者盛義、其子の四郎義信、亡くなりました帶刀先生義方の次男で木曾冠者義仲。伊豆の國には流人になつて居ります前右兵衛佐頼朝。常陸の國では信太の三郎先生義憲、佐竹の

の第六皇子貞純親王の御子たる經基の子、第六孫王の意で六孫王と呼ぶのである。

(22)新發意・法華經に「新發智菩薩供養無數佛」とある。梵語阿夷恬の譯語で、新學の意である。新に無上菩提を欣求する意を發したもので、畢竟佛教の新入門者である。史上の人で新發智と稱したのは此の多田滿仲が最初である。

(23)雲泥・天地といふのと同じやうな、非常に隔絶したコントラストを示す語。天地雲泥の相違、又雲泥萬里の差などいふ。晉書に「雲ト途チ異ニス逖タリ隔絶スルコト」とある。

(24)預所・庄園の役所である。其の領家から委任されて、庄園を管理し、年貢物成等の事を取扱ふ。

冠者昌義、其の子の太郎忠義、三郎義宗、四郎高義、五郎義季。陸奥の國には亡くなりました左馬頭義朝の末子で九郎冠者義經が居ります。是等は皆六孫王の御末裔で多田の新發智滿仲の血筋を引いてゐる者で御座います。曾ては朝敵を平定して、年來の出世の望を遂げた點に於て、源平二氏のどちらにも優劣はなかつたのですが、今では天地の隔たりで、主從の關係よりも、もつとひどいものです。國では國司の家來となり、庄園では預所に使役せられて、公私の雜用にまで追立てられ、みんながオド〳〵して暮らして居ります。よく〳〵注意して、世の中の狀態を見ますのに、表面は服從してゐるやうで御座いますが、內心では平家の横暴を惡んでゐないものが御座いませうか。若しあなた樣がお思ひ立ちになつて、御令旨を下されませうものなら、諸國の源氏の武士どもは、夜も晝も驅け通しに驅けて參つて、其の日のうちに平家を亡ぼして了ふでせう。愈々さういふ事に御決心がつきましたら、此の入道も年こそ取つて居りますが、若い子どもゝ大勢居りますから、皆引きつれて參りませう」とお勸め申した。

宮は、此事いかゞあらむずらむと、思し召しわづらはせ給ひて、暫しは御承引もなかりけるが、ここに阿古丸大納言宗通①の孫、備後の前司季通が子に、少納言維長②と申しゝは、勝れたる相人の上手にてありければ、時の人、相少納言とぞ申しける。其人此宮を見參らせて、「位に即かせ給ふべき御相まします。天下の事、思し召し棄つな」と申されける。折節この三位入道も、かやうに勸め申されければ、さてはしかるべき天照大神の御告やらむとて、ひし〳〵と思し召

〔1〕阿古丸大納言宗通。右大臣藤原俊家の子。天永二年、權大納言といつた。保安元年、惡性腫瘍のために五十歳で薨じた。

〔2〕少納言維長　備後の前司季通の子

〔3〕新宮の十郎義盛　賴政が諸國の源氏を列擧した中に「熊野には故六條判官爲義が末子十郎義盛とて隱れて候」と云つた男である。

し立たせ給ひけり。先づ新宮の十郎義盛(3)を召して、藏人になされ、行家と改名して、令旨の御使に東國へこそ下されけれ。四月廿八日都を立つて、近江の國より始めて、美濃、尾張の源氏どもに、次第にふれて下る程に、五月十日には、伊豆の北條蛭か小島(4)に着いて、流人前の右兵衛佐殿に、令旨を取り出いて奉る。信太の三郎先生義憲(5)は、兄なればたばむとて、信太の浮島(6)へ下る。木曾の冠者義仲は、甥なれば取らせむとて、山道(7)へこそ赴きけれ。

新譯 以仁王は、此の事はどういふものだらうと、御思案にお悩みになつて、暫くは御承知もなかつたが、こゝに阿古丸大納言宗通卿には孫、備後の前國司季通には子に當る少納言維長と申したのは、非常に人相を見ることが上手だつたので、當時の人は之を相少納言と申した。此の人が此の宮様の御人相を拜見して、「御即位遊ばす御相がおありに成ります。必ず御決意遊ばして、天下の事をお思ひ捨てになりませんやうに」と申された。ちやうど其の時に、此の三位入道も、斯ういふ企てをお勸め申されたので、それではさうしろといふ天照大神のお告かも知れない、と思召して堅い御決心をお立てになつた。先づ熊野に隱れてゐた新宮の十郎義盛を、お呼出しになつて、之を藏人に遊ばし、行家と改名させて、御令旨を傳へるお使として關東の方へお下しになつた。それで行家は四月二十八日に京都を出發して、近江の國から初めて、美濃の源氏、尾張の源氏と段々に宣傳して下つて行くうちに、五月の十日には、伊豆の北條の蛭ヶ小島に着いて、其處に流されてゐられた前右兵衛佐殿に、御令旨を出して差上げた。それからは、信太の三郎先生義則は自分の兄だ

熊野の新宮にゐたから新宮の十郎と呼んだのである。

(4)伊豆の北條蛭ヶ小島•今の靜岡縣田方郡韮山村大字蛭ヶ島のこと。此地は狩野川の流域であつて、嘗ては其の分支流が交叉して島狀を形成してゐた。蛭ヶ小島といふのは草蛭が多かつたからだといふ、今日は耕地の中になつて了つてゐる。

(5)信太の三郎先生義憲•頼政が常陸の國の源氏として擧げた一人である。信太は常陸國の舊郡名であると共に又舊鄕名である。物部信太連の末孫の占據地である。

(6)信太の浮島•茨城縣稻敷郡浮島村の事。霞ヶ浦の東南隅に周回三里二十町の島形を成してゐる地。物部信太連の末孫たる浮島氏の居城址がある。既に常陸風土記にも現れて

からそれに御令旨を戴かせようといふので、信太の浮島へ下つて行き、次には木曾の冠者義仲は甥であるから、これにも渡してやらうと云つて、中山道の方へ行つた。

茲に熊野の別當湛增は、平家重恩の身なりしが、何としてか聞きいだしけむ、「新宮の十郎義盛こそ、高倉の宮の令旨賜ひて、既に謀反を起すなれ。那智、新宮の者どもは、定めて源氏の方人をぞせむずらむ。湛增は平家の御恩を大山に蒙りたれば、いかでか反き奉るべき。矢一つ射かけて、其後都へ仔細を申さむ」とて、ひたかぶと、一千餘人、新宮の港へ發向す。新宮には鳥居の法眼、高坊の法眼、侍には宇井、鈴木(1)、水屋、龜の甲、那智には、執行法眼以下、都合其勢一千五百餘人、鬨つくり矢合して、源氏の方にはとこそ射れ、平家の方にはかくこそ射れと、互に矢さけびの聲の退轉もなく、鏑なりやむ隙もなく、三日が程こそ戰つたれ。されどもおぼえの法眼湛增は、家子郎等多く討たせ、わが身手負ひ、辛き命いきつゝ、泣く〳〵本宮へこそ還り上りけれ。

新釋　こゝに熊野の別當の湛增といふ僧侶は、平家から幾重にも恩惠を受けてゐる者であつたが、どういふところから聞出したものか、「新宮の十郎義盛は、高倉の宮の御令旨を戴いて、既に謀叛を企てゝゐるといふ事だ。那智、新宮の者どもは、きつと源氏の味方をするだらう。この湛增は平家の御恩を多く受けてゐるから、どうして背く事ができよう、矢を一つ敵の陣地へ射かけて置いてから、京都へ委しい事を注進しよう」と云つて、すつ

ゐる山地で、「四面絶嶮山野交錯、舊戸凡十五烟、里七八町餘、所屬百姓火ﾚ爲ﾚ業」とある。

(7)山道　中山道の略稱。

(1)宇井・鈴木　鈴木氏の宇井氏は共に、熊野社の神人で、熊野權現縁起に據ると、熊野權現降臨の時其先祖が奉仕した關係がある。

かり武裝した約千人餘の僧兵を引きつれて、新宮の港へ行進した。すると新宮では鳥居の法眼、高坊の法眼、武士としては宇井、鈴木、水屋、龜ノ甲の人々、那智の方では執行の法眼以下の人々で、總勢千五百人程のものが、待受けてゐて、忽ち鬨の聲をあげ互ひに矢を射合つて、源氏の方で斯う射ると、平家の方ではあゝ射かへすと云ふ風で、兩軍共に矢叫びの聲の衰へることなく、鳴鏑の音の鳴り止む間もなく、約三日間は必死の戰をした。しかし戰術にかけては自信のある法眼湛增も、家來や一族を大勢戰死させ、自分の身体にも負傷したので、命辛々、泣面かいて本宮の方へ逃げて還つた。

四、鼬

さるほどに法皇は、成親、俊寛等がやうに、遠き國、遙の島へも、遷しぞやりまゐらせむずるにこそと、思し召されけれども、さはなくして、鳥羽殿にて、治承も四年に送らせおはします。同じき五月十二日の午の刻ばかり、鳥羽殿には、鼬夥しう走り騷ぐ。法皇御占方あそばいて、近江守仲兼(1)、其時は未藏人(2)にて候ひけるを、御前へ召して、「これ持つて安倍の泰親かもとへ行き、屹度勘へさせて、勘狀を取つて參れ」とぞ仰せける。仲兼之を賜つて、安倍の泰親が許へ行く。折ふし宿所にはなかりけり。白川なる所へといひければ、それへたづね行きて、勅諚の趣仰すれば、泰親やがて勘狀をこそ參らせけれ。仲兼之を取つて、鳥羽殿へ馳せ參り、門より入らむとすれば、守護の武士ども許さず。案内は知つたり、築地をこえ大床の下を這うて、御前の切板(3)より、泰親が勘狀をこそ參らせけれ。法皇之を開きて叡覽あるに、「今三日が中の御喜、並に御歎」とぞ勘へ申したる。法皇、「この有樣にても、御喜はしかるべし、又如何なる御目にか遭ふべきやらむ」とぞ仰せける。

(1)近江守仲兼　不明

(2)非藏人　非藏人のことであらう。良家の子の六位の者の中から選んで藏人所樣[illegible]に昇殿を許される者の稱、勿論殿上の走り使をするだけの事で表立つた公務に從事はしなかつた。

(3)切板　柱に切りかけとして板を嵌込んだもの。

新釋 其の間に法皇は、自分も亦成親や俊寛どものやうに、何處かの遠國か、遙に都を隔たつた島へでも移さうと思つてゐるのだナとお考へに成つてゐたが、さうではなくて鳥羽御殿で、治承も四年までお暮しになつていらつしやる。其の年の五月十二日の正午時分のこと、鳥羽御殿では鼬が非常に澤山走つて出て騷ぎ廻つた。法皇は御自分で占つて御覽になつて、近江の守仲兼が、其の時分まだ鶴藏人でゐたのを御前へお呼びになつて、「これを持つて安倍の泰親のところへ行つて、しつかりと研究させて、其の鑑定書を受取つて參れ」と仰せられた。仲兼はそれを戴いて、安倍の泰親の所へ行つたが、ちやうど折わるく泰親は自宅にゐなかつた 白川の何處其處へ行つたといふ事だつたので、其處へ尋ねて行つて、法皇の仰せの通りに言ひつけると、泰親は直ぐに鑑定書を書いて差上げた。仲兼はそれを受取つて鳥羽御殿へ走つて歸つて、御門から入らうとすると、番人の兵士が許さないので、勝手はよく知つてゐるし、土塀を乘越えて、廣緣の下へ這込んで行つて、御前にある切板のスキ間から泰親の鑑定書を出して差上げた。法皇がそれをあけて御覽になると、「今日から三日の中にお喜びになる事とお歎きになる事とが御座います」といふ御鑑定を申した。法皇は「こんな有樣でも、喜び事があるといふのは結構だが、歎き事があるといふのは、又どんな目に遭はされるのだらう」と仰せられた。

同じき十三日、前右大將宗盛の卿、父の御前におはして、法皇の御事を、折節申されければ、入道相國やう／＼に思ひ直つて、法皇をば、鳥羽殿を出し奉り、都へ還御なし奉り、八條烏丸の美福門院(2)の御所へ入れ奉る。今三日が中の御喜

(1)法皇都へ還御 山槐記に「及深更自鳥羽奉渡法皇於八條坊烏丸西亭云々」とある。

こは、泰親これをぞ申しける。かゝりける所に、熊野の別當湛增、飛脚を以て、高倉宮の御謀叛の由を、都へ申したりければ、前の右大將宗盛卿大に騷いで、折節、入道相國は、福原の別業におはしけるに、此の由申されたりければ、入道相國大に怒りて、「その儀ならば高倉宮を搦め取つて、土佐の畑③へ遷すべし」とぞ宣ひける。上卿には、二條の大納言實房④、職事⑤には、頭辨光雅とぞ聞えし。武士には源大夫の判官兼綱⑥、出羽判官光長⑦、ひた兜三百餘騎、宮の御所へぞ向ひける。この源大夫の判官と申すは、三位入道の次男なり。然るを、この人數に入れられけることは、高倉宮の御謀叛を、三位入道勸め申されたりといふことを、平家未知らざりけるに依つてなり。


其の月の十三日のこと、前右大將の宗盛卿は、父君入道太政大臣の御前に、おいでになつて、法皇の御事を折にふれては申されたので、さすがの入道太政大臣も漸く考へ直して、法皇を鳥羽御殿からお出し申上げて、京都へ還御をおさせ申した上、八條烏丸にある美福門院の舊御所へお入れ申上げた。今日から三日の中にお喜び事があると泰親が申したのは、此の事を豫言したのであつた。さうしてゐるところへ、熊野の別當湛增から、急使を以て、高倉の宮の御謀叛の事を、京都へ注進に及んだので、前右大將の宗盛卿は大騷ぎをして、ちやうど其の時福原の別莊にいらつした入道太政大臣に、其の事を申してお遣りになると、入道太政大臣は大層怒つて「さういふ事なら高倉の宮を逮捕して、土佐の幡

これは俊盛入道の亭へ入らせられたのである

(2)美福門院・藤原得子。太政大臣長實の女で鳥羽法皇の妃として近衞天皇を生まれた、院號を賜はつたのは久安五年である。

(3)土佐の畑・土佐の國の幡多郡地方である

(4)二條の大納言實房・内大臣公教の三男、仁安三年八月十日權大納言に任ぜられ、壽永二年四月五日正大納言、文治五年右大臣、建久元年左大臣となつたが建久七年三月病に依つて辭し、四月出家した

(5)職事・藏人頭、並に五六位の藏人、辨官兼藏人などをいふ。現職の藏人の意。

(6)源太夫の判官兼綱・百練抄にも「檢非違使源兼綱」とある、源賴政の次男。

(7)出羽判官光長・右衞門尉源光長。

多へお還し申せ」と仰やつた。そこで上卿としては二條の大納言實房、職事としては頭の辨の光雅が其の事を處分したといふ事であつた。又逮捕に向ふ武士としては源太夫の判官兼綱、出羽の判官光長が選ばれて、すつかり武裝した者ばかり三百餘騎が、高倉の院の御所へ向つて急行した。此の源太夫の判官と云ふのは、三位入道賴政卿の次男である。それだのに之を討伐隊の人員に入れられたのは、高倉の宮の御謀叛を實は三位入道がお勸め申されたのだといふ事を平家の方ではまだ知らなかつたからである。

五、信連合戰

さる程に、宮は、五月十五夜の雲間の月をながめさせ給ひて、何の行方も思し召し寄らざりけるに、三位入道の使者とて、文持つていそがはしげに出できたる。宮の御乳母子六條の亮の大夫宗信(1)、これを取つて、御前へ參り、開いて見るに、「君の御謀叛、既に顯れさせ給ひて、土佐の畑へ移しまゐらすべしとて、官人どもが、別當宣(2)を承つて、御迎に參り候ふ。急ぎ御所を出でさせ給ひて、三井寺へ入らせおはしませ。入道もやがて參り候はむ」とぞ書かれたる。

新釋　其の時分に、高倉の宮は、五月十五日の晩の雲間に明るく照つてゐる月を見るともなしに仰いで、將來の運命がどう成らうなんて事はテンでお思ひ浮べにも成らないでいらつしやる所へ、三位入道からの使だと云つて、手紙を持つたものが、如何にも氣ぜはしない樣子で出て來た。高倉の宮の御乳人子の六條の亮の大夫宗信が、其の手紙を受取つて、御前へ參つてあけて見ると、「宮樣の御謀叛が既に發覺しました。土佐の幡多へお遷し申上げろと云ふことで、役人どもが別當の命狀を受けて、今お迎ひに參ります。直ぐに御所をお出になつて、三井寺へお越し下さい。入道も直ぐに參りませう」と書かれてあつた。

宮は、此事如何がはせむと思し召し煩はせ給ふ所に、宮の侍に、長兵衞尉長

(1)六條の亮の大夫重信。不詳。

(2)別當宣　廳宣ともいふ。檢非違使廳の別當の命令書で、勅宣に準ずる効力があつた。

(1)長兵衞尉長谷部の信

谷部の信連(1)といふ者あり。折節御前近う候ひけるが、進み出でゝ申しけるは、「只何のやうも候ふまじ。女房裝束に出で立たせ給ひて、落ちさせ給ふべうもや候ふらむ」と申しければ、此義尤然るべしとて、御髮を亂り、重ねたる御衣に、市女笠(2)をぞ召されける。六條の亮大夫宗信、傘持つて御供仕る。鶴丸といふ童、袋に物入れて戴いたり。譬へば青侍(3)が女を迎へて行くさまに出で立たせ給ひて、高倉を北へ落ちさせ給ふに、大なる溝のありけるを、いと物輕う越えさせ給へば、道行人が立ち止つて、「はしたなの女房の溝の越えやうや」とて、怪しげに見參らせければ、いとゞ足早にぞ過ぎさせおはします。


高倉の宮は、此の事をどうしたものだらうと思案に餘つていらつしやると、此の宮の御家來に右兵衛の尉の長谷部信連といふ者がある。ちやうど其の時御前間近くにゐたが進んで出て申したのには、「別に何もむつかしい事は御座いませんでせう、婦人の服裝を遊ばして、お落ち延びになつたらよくは御座いませんか」と申したので、それが一番よからうといふので、美しく結ひ上げてあつたお髮をバラバラにして、襟を幾つも重ねて出したお召物に、市女笠をおかぶりになつた。六條の亮大夫宗信は傘を持つてお供申上げ、鶴丸といふ少年は袋に物を入れて頭へ乘せて之に隨つた。つまり譬へて云へば、若い武士が女を迎へてゆくやうな風に見せかけて、高倉を北へお落ちになつたのであるが、其の途中に大きな溝があつたので、高倉の宮はヒヨイとお身輕にお飛越えになると、道をあるいてゐる人が立ちどまつて見て、「まアあの女中はどうだ、何てはしたない溝の越えやうだらう」

●連　長兵衛尉とは兵衛尉の長谷部といふ事である。隨つて長谷部と重れたのは、後世の事であらう。

(2)●市●女●笠●　當時の婦人用の笠。よく芝居に出て來る常盤御前のかぶつてゐるやうな黒漆塗の笠である。凸字形に中央部が高く突起したもので、顏の大部分は隱れて見えぬやうになつてゐる。市女のかぶる笠だから此名がある。

(3)●青●侍●　若い武士。

と云つて、不審さうに御注視申上げたので、一層急ぎ足にお通り過ぎになつた。

御所の御留守には、長兵衞尉長谷部の信連をぞ置かれける。女房達の少々おはしけるをば、彼所此處へ立ち忍ばせて、見苦しきものあらば取りしたゝめむとて見る程に、さしも宮の御秘藏ありける小枝と聞えし御笛を、常の御所(1)の御枕に取り忘れさせ給ひたるぞ、立ちかへつても取らまほしうや思し召されけむ。信連之を見つけて、「あなあさまし。さしも君の御秘藏の御笛を」と申して、五町がうちにて追つ著いて參らせたり。宮斜ならず御感あつて、「われ死なば、此笛をば御棺に入れよ」とぞ仰せける。「やがて御供仕れ」と仰せければ、信連申しけるは、「只今あの御所へ、官人どもが御迎に參り候ふなるに、人一人も候はざらむは、無下に口惜しう存じ候ふ。其上、あの御所に信連が候ふと申すことをば、上下皆知つたることでこそ候へ。今夜候はざらむは、それも其夜は逃げたりなどいはれむこと口惜しう候ふべし。弓矢執る身は、假にも名こそ惜しう候へ。官人どもに暫くあひしらひ、一方打ち破つて、やがて參り候はむ」とて、只一人取つてかへす。

新釋　御所の御留守居としては右兵衞尉長谷部信連を殘してお置きになつた。信連は女官たちが少々居られたのを、あちらこちらの物蔭へ忍ばせて置いて、見苦しい物があつたら

(1)常の御所。平常いらせられる御所。

（1）萠黄匂　上から下へ萠黄色をボカシにしたやうな縅し方。
（2）衞府の太刀　衞府の官人の佩用する太刀後世の府の官人には多く貴族が補せられたゝめ、隨つて衞府の太刀は形式的裝飾的なものとなつたが、此の時代にはなほ武勇の人が

片づけようと思つて、其の邊を見廻すと、あんなにも宮樣がお大事に遊ばしてゐた小枝といふお笛を、お居間のお枕もとに置き忘れておありになる。きつと宮樣は、途中でお氣がついて、も一度引返して取りに歸りたいと思召した事であらう。信連はそれを見つけて、「まア驚いた、あんなにも御秘藏のお笛だのに」と云つて其の笛を持つて駈出して、まだ宮樣が五町といらつしやらぬうちに追つゝいて差上げた。宮樣は非常に御感動遊ばして、「麿が死んだら、此の笛を棺の中へ入れておくれ」と仰しやつた、そして「此のまゝ一緒についておいで」と仰しやつたが、其の時信連は「今にもあの御所へ、役人どもがお迎ひに參りますのに、誰一人も居ないといふのは、非常に殘念です。其の上にあの御所には此の信連が居ります事を、世間では皆存じてゐます。それに今夜若し居りませんでしたら、信連もあの晩には逃出したのだなどゝ言はれますのが、私としては殘念です。武士としては命よりも名の方が惜しうございます。暫く相手になつてから、一方を斬破つて、直ぐに又引返して參りませう」と云つて、たつた一人で引返した。

信連がその夜の裝束には、薄青の狩衣の下に、萠黄匂（1）の腹卷を著て、衞府の太刀（2）をぞ帶びたりける。三條表の總門をも、高倉表の小門をも、共に開いて待ちかけたり。案の如く、源大夫判官兼綱、出羽判官光長、都合その勢三百餘騎、十五日の子の刻に、宮の御所へぞ押し寄せたる。源大夫判官は、存ずる旨ありと覺えて、遙の門外に控へたり。出羽の判官光長は、乘りながら門の内へ打ち入れ、庭にひかへ、大音聲をあげて、「宮の御謀叛既に顯れさせ給ひて、土佐の畑へう

あつて鋭利のものを用ゐた。

(3)金武　不詳。

(4)打物　刀劍のこと、日本刀は鎚で鐵を打つて鍛へる物だからである。

(5)同僚　ドウレイと讀む。同役の意。

(6)馬道　一本には面廊とある。馬道ならば長廊下の事である。之を馬道とよぶのは、其の一部を馬にも通らせたからである。大鏡に帝が馬をお好きて淸涼殿の馬道から通して朝餉の壺へお引下ろしになつたといふ記事がある。

つし參らせむがために、官人どもが別當宣を承つて、只今御迎に參りて候ふ。疾う／＼御出で候へ」と申しければ、信連大床に立つて、「當時は御所でも候はず、御物詣にて候ふぞ。何事ぞ、事の仔細を申されよ」といひければ、出羽の判官「なんでうこの御所ならでは何處へか渡らせ給ふべかンなるぞ。其儀ならば、下部ども參つて搜し奉れ」とぞ申しける。信連重ねて、「物も覺えぬ官人どもが申しやうかな。馬に乗りながら門の内へ參るだにも奇怪なるに、あまつさへ下部ども參つて搜し奉れとは、いかでか申すぞ。長兵衛尉長谷部の信連が候ふぞ、近う寄つて過すな」とぞいひける。廳の下部の中に金武(3)といふ大力の剛の者、打物(4)の鞘をはづし、信連に目をかけて、大床の上へ飛び上る。之を見て同僚(5)ども十四五人ぞ續いたる。信連之を見て、狩衣の帶紐引つ切つて捨つるまゝに、衛府の太刀なれども、身をば心得て作らせたるを拔き合せて、散々にこそ振舞うたれ。敵は大太刀、大長刀で振舞へども、信連が衛府の太刀に切り立てられて、嵐に木の葉の散るやうに、庭へ颯とぞ下りたりける。五月十五夜の、雲間の月の顯れ出で、明かりけるに、敵は無案内なり、信連は案内者にてありければ、彼處の馬道(6)に追つ懸けてははたと切り、此所のつまりに追つつめてはちやうと切る。「如何に宣旨の御使をばかうはするぞ」といひければ、「宣旨とは何ぞ」とて、太刀

ゆがめば躍りのき、押し直し、蹈み直し、矢庭によき者ども十四五人ぞ切り伏せたる。その後は、太刀の鋒三寸ばかり打ち折れて捨てゝけり。腹を切らむと腰をさぐれども、鞘卷落ちてなかりければ、力及ばず、大手をひろげて、高倉表の小門より跳り出でむとする所に、大長刀持つたる男一人寄り合ひたり。信連長刀に乘らむと飛んでかゝるが、乘り損じて、股を縫ひざまに貫かれ、心は猛く思へども、大勢の中に取り籠められて、生捕にこそせられけれ。

新釋 其の晩の信連の服裝はと云ふと、薄青色の狩衣の下に、萠黄ぼかしの腹卷をつけて、腰には衞府の太刀を帶びてゐた。三條通に面した大門も、高倉に面した方の小門も、すつかりあけひろげて待ちかけて居ると、豫期の通り源太夫の判官兼綱と、出羽の判官光長とが、總勢三百餘騎を率ゐて、十五日の午前零時に、高倉の宮の御所へ押寄せた。源太夫の判官は、考へがあると見えて、遙の門外に控へてゐたが、出羽の判官光長は馬上のまゝで門の中へ乘込んで、庭に立つて、大きな聲をあげて「高倉の宮の御謀叛は既に發覺致したから、土佐の幡多へお遷し申す爲に、我々役人どもが別當宣を承つて、只今お迎ひに參りましたぞ、早々おいで下されたい」と申すと、信連は廣緣に立つて、「只今宮は何れかへ御參詣で當御所においでに成りませんぞ。如何なる御用あつて參られたか、委しいわけを申されい」と云つたので、出羽の判官は「何のお留守だなんてそんな事があるもんか、此の御所の中でなくつて、何處にいらつしやるもんか。さういふわけなら、オイ、下郎ども、踏込んで參つてお搜し申せ」と申した。信連はそれを聞いて重ねて又、「物のわからぬ役人

ごもの申し様だナ、馬上のまゝで御門内へ參るさへ奇怪なのに、其の上にまだ、下郎ごも踏込んで參つてお探し申せさは、何たる無禮の申し方だ。こゝには右兵衛の尉長谷部の信連が控へてゐるぞ、近寄つて怪我をするな」さ云つた。するさ、其の時、檢非違使廳の下部の中の一人に金武さいふ大力の剛勇者が、刀をスラリさ拔くや、信連を目がけて、廣緣の上へヒラリさ飛び上つた。と、それを見た同僚ごも十四五人も直ぐ其のあさに續いた。信連はそれと見ると、着て居た狩衣の帶紐をプツリさ引きちぎつて捨てさまに、衛府の太刀でこそあるが、中身は特に注意して作らせたのを拔合はせて、散々に奮鬪した。敵は何れも大太刀、大長刀で戰ふたが、信連の衛府の太刀一本の爲に切立てられて、木の葉が嵐に吹き散らされるやうに、庭の方へサツさ退却した。折柄庭上には、五月十五夜の雲の間から月が姿を現してゐて白晝のやうに明るかつたのに、敵は少しも勝手を知らず、信連は十分勝手を心得きつてゐたから、彼處の長廊下へ追つかけて行つてはスパリさ切り、こちらの行止まりに追ひ詰めてはバサリさ切つた。そして役人ごもが「何だつて宣旨のお使に向つて斯様に手向ひ致すのか」さ云つて詰問するさ信連は「何が宣旨だ」さ云つて、切つて切つて切りまくつて、刀がゆがむさ飛びのいては、元通りに押延ばし、踏み直し、アツさいふ間に相當な武士を十四五人も切り伏せた。が、しかし其の後は、さすがの剛刀も、先の方が三寸ばかり折れたので、捨てゝ了つた。で、此の上はもう腹を切つて死なうさ腰のさころを探つて見るさ、いつの間に脫け落ちたのか鞘卷が無くなつて居たので、仕方なしに大手をひろげて、高倉に面した小門から飛出さうさすると、其處へ大長刀を持つた一人の男が迫り寄つて來た。信連は咄嗟に敵の長刀に乘つて手元へつけ入らうさして飛びかゝつたが、つけ入り損なつて、股を縫ふやうに突刺されたので、氣ばかしはシツカリして

ゐても、大勢の中に包圍されては働きが出來ず、到頭捕へられて了つた。

【研究】此處に書出されてゐる長谷部信連は、頗る誇張され過ぎてゐる。文章は旨いし、調子に乘せられて讀んでゐると、信連氏の萬夫不當の働きは、實に痛快を極めてゐるが、吾妻鏡に依ると、實は「光長ノ郎黨五六輩、之ガ爲ニ疵ヲ被」つたに過ぎないのである。これは百練抄に「右兵衛尉長谷部信連相禦グの間、光長ノ郎黨四人死去」といふのと略合致してゐるし、又山槐記に「曉頭彼ノ宮ニ參リ向フノ處皆門ヲ閉ヂテ」誰答へる人もないので、光長が高倉西面の門を踏開かしめて入ると「左兵衛尉信連之ヲ射ル、疵ヲ被ル者兩三人有リ」と云ふのとも大同小異である。何としても「矢庭によき者ども十四五人ぞ切り伏せたる」は割引を要する。又此の物語では「女房たちの少々おはしけるをば、彼處此處へ立ち忍ばせて、見苦しき物あらば、取りしたゝめ」たとなつてゐるが、これも山槐記に依ると、實は光長が踏込むと「女房等裸於東西ニ馳セル」といふ醜態だつたのである。

其後御所内に亂れ入つてさがせども、宮は渡らせ給はず。信連ばかり搦めて、六波羅へ率て參る。前右大將宗盛の卿大床に立つて、信連を大庭に引きすゑさせ、「誠にわ男は、宣旨の御使と名のるを、宣旨とは何ぞとて切つたりけるか、其上廳の下部ども多く刃傷殺害したンなれば、能く〳〵糺問して、事の仔細を尋ね問ひ、其後河原に引き出いて、首を刎ねよ」とぞ宣ひける。信連もとより勝れたる大剛の者なりければ、居直り、嘲笑つて申しけるは、「この程あの御所を、夜な〳〵者の窺ひ候ふを、なんでうことのあるべきと思ひ侮つて、用心も仕らぬ所に、

夜半ばかりに鎧うたる者どもが、二三百騎打ち入つて候ふを、何者ぞと尋ねて候へば、宣旨の御使と申す。當時は諸國の竊盜、强盜、山賊、海賊など申す奴原が、或は公達の入らせ給ひたるぞ、或は宣旨の御使など名のり申すと、かねがね承つて候ふ程に、宣旨とは何ぞとて、切つたるに候ふ。凡信連物具をも思ふやうに仕り、かね善き太刀をも持つて候はむには、只今の官人どもをば、よも一人も安穩にては返し候はじ。其上宮の御在所は、いづくに渡らせ給ひ候ふやらむ知り參らせぬ候。假令知り參らせて候ふとも、侍程の者の、一度申さじと思ひ切つてむことを、糺問に及んで、申すべき樣なし」とて、其後は物も申さず。

新釋　それから警察隊の者は御所の中へドヤドヤと亂入して探し廻つたが、高倉の宮は何處にもいらつしやらなかつたので、信連だけを縛り上げて、六波羅へ伴れて參つた。其の時前右大將の宗盛卿は廣緣に立つて、信連を大庭へ引きすゑさせて、「實際お前は、宣旨のお使だと名のつた者を、何が宣旨だと云つて切りかゝつたに違ひないか。其の上に檢非違使廳の下部どもを大勢殺したり負傷させたのだから、十分に訊問して、其の事實を取調べた上で、河原へ引出して首を刎ねさせろ」と仰やつた。しかし信連は元來特別の大剛の者であつたから、それを聞くと、坐り直して、嘲笑して云ふには、「先頃からあの御所を、毎晩のやうに覗いて廻るものがありましたが、何アにどれ程の事があるものかと、馬鹿にして特別用心もしないでゐますと、夜中時分に甲冑を着た者が二三百人も亂入しましたのを、

何者だと云つて咎めますと、宣旨のお使だと申しました。しかし當節は諸國の竊盜や強盜、山賊、海賊などといふ奴ばらが、或る時には、公達のお入だぞとか、宣旨のお使だぞなどと、いゝ加減な事を申して參るといふことを、かねがね聞いて居るものですから「何が宣旨だ」と申して切つたので御座います。一体信連が、十分身ごしらへをして、上等の鐵で鍛へたよい刀を持つて居ましたら、今夜の役人衆を一人だつてまさか無事にはかへさなかつたでせう。それに又、高倉の宮の御在所は、何處でございますやら存じません。よし知つて居たとしても、武士ともあらうものが、一度申すまいと決心した事を、拷問されたからつて申す筈はありません」と云つてそれからは一言も云はなかつた。

幾らも並み居たりける平家の侍ども「あつぱれ剛の者や、是等をこそ一人當千の兵ともいふべけれ」と、口々に申しければ、その中に或人の申しけるは、「あれが高名は今に始めぬことぞかし。先年所(1)にありし時、大番衆(2)の者どもの止め兼ねたりし強盜六人に、只一人追つかゝり、二條堀川なる所にて、四人切り伏せ、二人生捕つて、其時なされたりし長兵衛尉ぞかし。あつたら男の斬られむずることの無慙さよ」と惜みあへりければ、入道相國いかゞ思はれけむ、「さらばな斬りそ」とて、伯耆の日野(3)へぞ流されける。平家亡び、源氏の世になつて、東國へ下り、梶原平三景時(4)について、事の根元一々に申したりければ、鎌倉殿(5)、「神妙なり」と感じ給ひて、能登の國に御恩蒙りけるとぞ聞えし。

（1）所・・院の御所の略

（2）大番衆・・諸國の武士が集め組を分けて交代に上京し、禁闕の衞護、洛中の巡警に當るものを大番役又大番侍ともいふ。殊更に大の字のついてゐるのは禁闕に關する重大の役目だからである。

（3）伯耆の日野・・伯耆國日野郡日野郷地方。

（4）**梶原平三景時**　鎌倉景政の末孫で景清の子、初めて平氏に屬したが、後に頼朝の幕下に參じた。監軍として平軍を討ち、勢力があつたが、末路は悲慘だつた。

（5）**鎌倉殿**　源頼朝。


淺人も其處に並んで見てゐた平家の武士たちは感心して、「あツえらい奴だナ、斯ういふ者こそ一人當千の武士といふべきだらう」と口々に歎賞すると、其の中にゐた或る人が申したには、「あいつの高名は今始まつた事ぢやないよ。先年院の御所にゐた時にも、大番役の人たちが制しかねた強盗六人に、唯一人で追ひかゝつて行つて、二條堀川で、四人は切伏せ、二人は引つ捕へて、其の時の功で兵衛尉にもして貰つた男だよ。惜しい男が斬られるのは情ないなア」と皆で惜しがり合つたので、入道太政大臣はどう思はれたか、「それぢやア斬るな」と云つて、伯耆の日野へ流された。平家が滅亡して、源氏の世になつてから、關東へ下つて行つて、梶原平三景時に就いて、一々最初からの事實を申立てたところが、鎌倉殿は、「えらい奴だ」と御感心になつて、能登の國の或る地方を恩賞に賜はつたといふことであつた。

六、高倉宮園城寺へ入御

さる程に宮は、高倉を北へ、近衛を東へ、鴨川をわたらせ給ひて、如意山(1)へ入らせおはします。昔淸見原の天皇(2)、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、吉野山へ入らせ給ひけるにこそ、少女の姿をば借らせ給ひけるなれ。今此宮の御有樣も、それには少しも違はせ給ふべからず。知らぬ山路を、夜もすがら遙々と分け入らせ給ふに、何時習はしの御事なれば、御足より出づる血は、沙を染めて紅の如し。夏草のしげみが中の露けさも、さこそは所狹う(3)思し召されけめ。かくして曉方に、三井寺へ入らせおはします。甲斐なき命の惜しさに、衆徒を賴むで入御ありと仰せければ、大衆大に畏り喜んで、法輪院に御所をしつらひ、かたの如く供御(4)し出いて奉る。

通釈 其の間に、高倉ノ宮は、高倉を北へ、近衛を東へ、賀茂川を向ふへとお渡りになつて、如意山へお分入りになつた。昔天武天皇は大友の皇子の急襲をお受けになつて、吉野山へお逃入りになつた時に、少女の姿に假裝遊ばされたが、今の高倉の宮の御有樣も、それと少しのお違ひもない。勝手のわからない山路を、夜どほし遙々とお分入りになるのに、

(1) 如意山　京都市の東方に連なる比叡山脈の中の山、所謂る東山三十六峰に屬してゐる。一ケを大文字山といつて、毎年七月十六日には山腹に堀つてある大の字形の凹所に火を焚く行事があるので有名である。

(2) 淸見原天皇　天武天皇のこと、此の天皇の皇居は大和國高市郡の上居原の淸見原宮であつたからである。

(3) 所せう　元來は場所が狹い、即ち窮屈なといふ程の意であるが、こゝでは「露けさ」にかゝつてゐる。

(4) 供御　こゝでは以仁王の御膳部。

これまでついぞそんな御經驗もない事であるから、おみ足は痛ましくも破れて、其處から出る血は小砂利を紅のやうに染めた。高く生ひ茂つた夏草が露で一ぱいにぬれてゐる中を、押分け押分けていらつしやるにつけても、さぞ御涙の置き所もなく思召された事であらう。斯ういふ御難儀を遊ばして、やつと夜明け方に三井寺へお入りになつた。「かひない命の惜しさに、衆徒を賴みに來ましたぞ」と仰せられると、大衆は大層畏まつて喜んで、法輪院に御所を作つて、式作法通りに召上り物を調へて差出した。

(1) 漫に。 漫然、何の理由もなく。
(2) 鹿毛。 鹿のやうな毛の意、茶褐色の馬にいふ。これに赤鹿毛、黒鹿毛、白鹿毛等の種別がある。

七、競

明くる十六日、高倉の宮の御謀叛起させ給ひて、三井寺へ落ちさせ給ふぞや、と申す程こそありけれ、京中の騒動斜ならず。抑この源三位入道頼政は、年來日比もあればこそありけめ、今年如何なる心にて、謀叛をば起されけるぞといふに、平家の次男宗盛の卿の、不思議の事をのみし給ひけるに依つてなり。されば人の世にあればとて、漫に(1)いふまじき事をいひ、すまじき事をするは、よくよく思慮あるべきことなり。譬へば、その比三位入道の嫡子伊豆の守仲綱の許に、九重に聞えたる名馬あり。鹿毛(2)なる馬の雙なき逸物、乘り走り心むけ、世にあるべしとも覺えず。名をば木の下とぞいはれける。

新釋 翌十六日には、高倉の宮が御謀叛をお起しになつて、三井寺へお落ちになつたといふ噂がパッと立つと、京都市中の騒ぎは大變である。抑も此の源三位入道頼政は、長年の間別にこれといふ不平もなかつたからこそ平穩にして居たんだらうのに、今年になつて急にどういふツモリでこんな謀叛を起されたのかといふに、それは平家の次男宗盛卿が奇怪な仕向けばかりをされたからの事である。だから人はたとひどんな全盛の社會的地位にあつたからつて、漫に云つてはならぬ事を云つたり、してはならぬ事をするのは、よくよく

考慮すべき事である。早い話が、其の頃三位入道の長男である伊豆守仲綱の所に、宮中にまで其の名の聞えてゐる名馬がある。鹿毛の、世間に二つとない良い馬で、乘り心地も走り工合も、馬の性根も、又とこんな馬はあるまいと思はれる程であつた。其の名を木の下と呼ばれた。

（1）庭乘り　庭の中で乘廻して調馬することである。
（2）一時　一刻即ち今の二時間のこと。

宗盛の卿、使者を立てゝ、「聞え候ふ名馬を賜つて見候はゞや」と宣ひ遣されたりければ、伊豆の守の返事には、「さる馬をば持つて候ひしを、此程餘に乘り疲らかして候ふ程に、暫くいたはらせむがために、田舍へ遣して候ふ」と申されければ、さらむには力及ばずとて、其後は沙汰なかりけるが、多く並み居たりける平家の侍ども、「あつぱれ其馬は一昨日も候ひし。昨日も見えて候ふ。今朝も庭乘り(1)し候ひつる」など、口々に申しければ、「さてはをしむ、ござんなれ、惡し、乞へ」とて、侍して馳せさせ、文などして、一時(2)が中に五六度、七八度など乞はれければ、三位入道之を聞き、伊豆の守に向つて宣ひけるは、「假令金を以て丸めたる馬なりとも、それ程人の乞はうずるに、惜むべきやうやある。其馬、速に六波羅へ遣せよ」とこそ宣ひけれ。伊豆の守力及ばず、一首の歌を書き添へて、六波羅へ遣さる。

戀しくば來ても見よかし身にそふるかげをばいかが放ちやるべき

（1）金燒　燒灼した鐵片で、馬の手に或る文字を燒きつけること。烙印、又燒印。

宗盛卿は人から話を聞いて急に其の馬が見たくなつたので、使を出して「評判の名馬を暫く拜借して見たいと思ひます」と仰しやつてお遣りになつたところが、其の時伊豆の守からの返事には、「さういふ馬を持つて居りましたが、此の頃あんまり乘り疲らかしたものですから、暫く養生させる爲に、田舍へ遣りました」とあつたので、それぢや是非がないといふので、其のまゝに成つてゐたが、大勢列んでゐた平家の武士たちが、「あゝ、其の馬なら一昨日もゐましたよ」、「昨日も見ました」、「今朝も庭乘をしてゐました」などゝ口々に申したので、「さては惜しんでるんだナ、惡い奴だ、是非貰つて來い」と云つて、武士を走らせたり手紙を持たせて遣つたりして、僅二時間のうちに五六度乃至七八度も要求されたので、三位入道がそれを聞いて、伊豆守に向つて仰しやつたには、「よし金を固めて出來てゐる馬だつても、それ程まで人が欲しがつてるのに、惜がるといふ事があるものか。其の馬を早く六波羅へ遣れよ」と仰しやつた。伊豆守も仕方なしに、次のやうな一首の歌を附けて、六波羅へ遣られた。

戀しくばきても見よかし身にそふるかげをばいかゞ放ちやるべき

宗盛の卿、先づ歌の返事をばし給はで、「あつぱれ馬や、馬は實に善い馬でありけり。されども餘に惜みつるが惡きに、主が名乘を金燒(1)にせよ」とて、仲綱といふ金燒をして、廐にこそたてられけれ。客人來つて、「聞え候ふ名馬を見候はゞや」と申しければ、「その仲綱めに鞍置け、引き出せ、乘れ、打て、はれ」なンどぞ宣ひける。伊豆の守此由を傳へ聞き給ひて、「身に代へて思ふ馬なれども、

權威について取らるゝさへあるに、剰へ天下の笑はれ種とならむずる事こそ安からね」と大に憤られければ、三位入道宣ひけるは、「何條事のあるべきと思ひ侮つて、平家の人どもが、斯樣の痴事をするにこそあンなれ。その儀ならば、命生きても何にかはせむ、便宜を窺ふにこそあらめ」と宣へども、私には思ひも立たれず、高倉宮を勸め申されけるとぞ、後には聞えし。

新譯 宗盛卿は、歌の返事も先へしもしないで、「あゝいゝ馬だ。馬は實際いゝ馬だが、あんまり吳れ惜みをしたのが癪だから、持主の名前を燒印にしろ」と云つて、仲綱といふ字を燒きつけて、厩へ繫いで置かれた。そして來客があつて「評判の名馬を拜見させて下さい」と申すと、「其の仲綱めに鞍を置け、引ずり出せ、乘れ、打て、引つぱたけ」などゝ口汚く罵られた。伊豆守が其の事を人傳てに聞いて「自分の身にも代へられない程大事に思つてる馬だのに、それを權柄づくで取られたのさへ口惜しいのに、其の上また天下の笑はれ者にされたのは殘念だ」と非常に憤慨されると、三位入道が仰やつたには「奴らどんな事をしたつても何が出來るものかと馬鹿にして、平家の連中が、そんな不埒な事をするのだ。さういふ事なら徒らに生きてゐたつても何になるものか、いゝ折を見て奮起しよう」と仰やつたが、自分一家の私事としては思ひ立たれないで、高倉の宮をお勸め申されたのだと云ふことが、後に傳へられた。

これにつきても天下の人、小松の大臣のことをぞ偲び申しける。或時大臣參內の



（1）さしぬき・・・・指貫袴である。袴の裾に括り絲を指貫いてある物。公卿が多く着用する、綾織物で作り、穿いてから括り寄せる。

（2）輪・・・・指貫の裾が輪のやうに成つてゐる所だといふ。

（3）衛府の藏人・・・・衛府の役人で同時に藏人。

（4）弓場殿・・・・朝家累代の典籍を藏置する校書殿の別稱、紫宸殿宣陽殿春興殿の西方、清涼殿の南方、安福殿の北方にある。其の東北間近いところに弓場があつて、東廂の一番寄りの室から賭弓を御覽になる事もあるので、弓場殿とも稱する。

（5）御倉の小舍人・・・・御藏殿とは校書殿の正殿の事で、累代の御本其他はこゝに藏置されてゐるのである。小舍人は殿上童とも云つて出納の命令に隨つて御物を持運び又雜役に從ふ。常は校書殿にゐるが、

序に、中宮の御方へ參らさせ給ふに、八尺ばかりありける蛇の、大臣のさしぬき①の左の輪②を這ひ廻りけるを、「重盛さわがば女房達もさわぎ、中宮も驚かせ給ひなむず」と思し召し、左の手にて尾をおさへ、右の手にて頭を取つて、直衣の袖の中へ引き入れ、些とも騷がず、つい立つて、「六位や候、六位や候」と召されければ、伊豆守仲綱、其時は未衛府の藏人③にて候はれけるが、「仲綱」と名のりて參られたるに、この蛇を給ぶ。たまはつて、弓場殿④を經て、殿上の小庭に出でつゝ、御倉の小舍人⑤を招いて、「是賜れ」といはれければ、大に頭を振つて逃げ去りぬ。伊豆の守力及ばず、わが郎等の競を召して之を賜ぶ。たまはつて捨てゝけり。其朝、小松殿より善い馬に鞍置いて、伊豆守の許へ遣すとて、「さても昨日の振舞こそ、優にやさしう候ひつれ。これは乘一の馬⑥で候ふぞ。夕に及んで、陣⑦外より傾城の許へ通はれむ時、用ゐらるべし」とて遣さる。伊豆守、大臣の御返事なれば、「御馬畏つてたまはり候ひぬ。さても昨日の御振舞は、還城樂⑧にこそ似て候ひしか」とぞ申されける。いかなれば小松殿は、かやうに優なる例もおはせしぞかし。此宗盛の卿はさこそなからめ、人の惜む馬乞ひ取つて、剩へ天下の大事に及びぬるこそうたてけれ。

新釋 こんな事があるにつけても、世の中の人は、亡くなられた小松殿の事を思ひ出して

校書殿と殿上の間とは鈴の綱で聯絡がついてゐて、公用のある時には藏人が其綱を引き鈴を鳴らして小舍人を呼ぶのである。

（6）乘一の馬・・・・乘り工合の最もいゝ馬、

（7）陣・こゝの陣は衞府の官人の詰所で、公卿の座とは別である

（8）還城樂・・唐の玄宗の時に出來た樂で、手に箔押の蛇を執つて舞ふ、西城の人は蛇を食することを好んで、蛇を見ると欣喜雀躍する、其樣をうつしたのが此の樂で、正しくは見蛇樂といふのだとも傳へられてゐる。

（1）館・タチと訓む。

なつかしがつた。ある時の事、小松内大臣は參内された序に、中宮の御方へお上がりにならうとすると、八寸ほども長さのある蛇が出て來て、内大臣の穿いてゐられる指貫袴の左足の輪の所を這廻つたのを、大臣は、此の重盛が騷ぎ立つたら女官たちも大騷ぎするだらうし、中宮もお驚きにならうと思はれたので、左の手で其の蛇の尾を押さへ、右の手で頭をつかんで、御自分の直衣の袖の中へ引入れて、平氣で、立つたまゝで、「オイ六位は居らんか、六位は居らんか」とお呼びになつた。伊豆守仲綱は、其の時分はまだ衞府の役人で藏人を兼ねてゐられたが「仲綱が居ります」と名を告げて參られると、默つて其の蛇をお渡しになつた。で、受取つて、校書殿の所を通つて、殿上の小庭へ出て、校書殿附の小舍人を呼んで「オイ、これを受取れ」と云はれると、頭を大きく振つて逃げて行つて了つた。伊豆の守は仕方がないので、自分の郞等の競を呼んで、それをお渡しになると、競は受取つて捨てゝ了つた。と、其の翌朝、小松殿から、さてもいゝ馬に鞍まで添へて、伊豆の守の所へ「扨々、昨日の君の態度は、立派であつた、これは乘り工合のとてもいゝ馬です、夕方になつて陣から出て遊びにでも行く時に乘つて行き給へ」と云つて引かせてお遣りになつた。伊豆守は、大臣への返事であるから「お馬は謹んで頂戴しました それにしても昨日の御態度は、還城樂に似てゐると存じました」と申された。何と云つても小松殿には斯ういふ優雅な例もおありに成つたのだ。此の宗盛卿にはそれ程の事は出來ないとしても、人が大切にして惜しがつてゐる馬を無理に要求して、其の上にまた天下の一大事まで惹起したのは情ない事である。

さる程に、同じき十六日の夜に入つて、源三位入道賴政、嫡子伊豆の守仲綱、次

(1)城塞から轉じて住宅の意。こゝは白川にあつた、頼政の家のことである。
(2)相傳の主。先祖代々受け傳へて仕へてゐる主人。
(3)兼參。おれの方へも兼ねて、來てゐたものだの意。

男源大夫の判官兼綱、六條藏人仲家、其子藏人太郎仲光以下、ひた兜三百餘騎、舘(1)に火をかけ燒き上げて、三井寺へこそ參られけれ。茲に三位入道の年比の侍に、渡邊の源三競の瀧口といふ者あり。馳せ後れて止りたりけるを、六波羅へ召して、「など汝は相傳の主(2)三位入道が供をばせで止つたるぞ」と宣へば、競畏つて申しけるは、「日比は自然の事も候はゞ、眞先かけて命を奉らうとこそ存ぜしか、今度は如何が候ひつるやらむ、かうとも知らせられざりつる間、止つて候ふ」と申す。宗盛卿「是にも兼參(3)の者ぞかし。先途後榮を存じて、當家に附いて奉公せむとや思ふ。又朝敵頼政法師に同心せむとや思ふ。ありのまゝに申せ」とこそ宣ひけれ。競涙をはら／＼と流いて、「假令相傳の好候ふとも、如何んか朝敵となれる人に、同心をば仕り候ふべき。只殿中に奉公致さうずるに候ふ」と申しければ、大將、「さらば奉公せよ、頼政法師がしけむ恩には、些とも劣るまじきぞ」とて入り給ひぬ。朝より夕に及ぶまで、「競はあるか」「候ふ」「在るか」「候ふ」とて伺候す。

新釋 其のうちに、同月十六日の晩になると、源三位入道頼政、其の長子の伊豆守仲綱、次男の大夫の判官兼綱、六條の藏人仲家、其の子の藏人太郎仲光以下、何れも嚴重に武裝したものばかり三百餘騎は、今まで居た家に火をつけて燒却して、三井寺へ驅付けられた。こゝに三位入道に長年使はれてゐた武士に、渡邊の源三競といふ瀧口がある。みんなと一

（1）夜討　夜間の襲擊（A night attack）
（2）白葦毛　帶青白色に黑の差毛のあるのが葦毛で、その中でも白みの勝つてゐるものが白葦毛である。

緒に行きおくれて殘つてゐたのだ、宗盛は六波羅へ呼んで來させて、どうしてお前は代々の主人の三位入道の供をしないで、殘つて居たのだ」と仰やると、競は謹んで「今までは自然戰爭でもおこつたら、人よりも先がけて主人の爲に命を捨てようと存じて居りましたが、今度はどういふものですか何ともお知らせがありませんでしたから、一人殘つて居りました」と申した。宗盛卿は聞いて、お前は此の邸へも來た事のあるものだ。どうだ將來出世がしたいと思ふなら、おれの所へ奉公しないか。それとも又、朝敵の賴政法師に同心しようと思ふか、思ふ通りに言つて見ろ」と仰やつた。競は此の時淚をハラハラと流して「たとひ先祖代々からの主人だといふ情誼はあると致しましても、朝敵となつた人にどうして同心が出來ませう、これからは當お邸で一心に御奉公致さうと思ひます」と申すと、大將宗盛は頷いて、「それではおれの所へ奉公しろ、賴政法師より以上の待遇をしてやるぞ」と云つて奧へ入られた。これからは朝から晩まで、「競はゐるか」「ハイ居ります」「ゐるか」「居ります」といふ工合で、側についてゐた。

日もやう／＼暮れければ、大將出でられたり。競畏つて申しけるは、「誠や三位入道は、三井寺にと聞え候。定めて夜討(1)なんどにもや向はれ候はむずらむ。三位入道の一類、渡邊黨、さては三井寺法師にてぞ候はむずらむ。心惡うも候はず。罷り向つて撰り討なども仕るべきに、さる馬を持つて候ひしを、この程親しい奴めに盜まれて候。御馬一疋下し預り候はゞや」と申しければ、大將、「尤さるべし」とて、白葦毛(2)なる馬の、南れうとて秘藏せられたりけるに、善

(3)眞先がけて　最先頭に進むこと、先進すること。(to go first; lead the way)

(4)討死　戦線で敵を討つて戦死すること、戦死(Death in action)

(1)菊綴　菊花形の扁平な丸綴で、現代の子供服などにある飾ボタンの類である。もと縫目の綻ばないやうに綴ぢつけた組緒の飾りを縮れたものであつたが、後には全然裝飾用のものとして美しい色絲を以て別に造り、之を糊着せしめた。

き鞍置いて競にたぶ。たまはつて宿所に皈り、「はや日の暮れよかし、三井寺へ馳せ參り、入道殿の眞先かけて③、討死④せむ」とぞ申しける。

通釋 日も段々暮れたので、大將が出て來られた。競が謹んで申したには「情報に依りますと、三位入道は三井寺にゐると申す事でございます、きつと夜討でも仕かけて來るツモりでせう。敵は三位入道の一類と渡邊一黨、それに三井寺の坊主くらゐなもので御座いませうから、格別恐ろしくも御座いません。出て行つて、よい敵を見かけ次第擇り討でもしようと思ふのですが、生憎私が持つてゐた馬を、此の間友達の奴に持つて行かれて了つたので困つて居ります。ついてはどうかお馬を一疋貸して戴きたいものですが」とさう申すと、大將宗盛は「如何にも尤もな申し分だ、よし馬を遣らう」と云つて、白葦毛の馬で、南鐐と云ふ宗盛秘藏のものに、立派な鞍を置いて競に賜はつた。競はそれを貰つて自宅に歸つて「早く日が暮れるといい。三井寺へ駈けつけて、入道殿の軍隊の先頭に進んで討死しよう」と申した。

日もやう〳〵暮れければ、妻子どもをば、彼所此處に立ち忍ばせて、三井寺へと出で立ちける、心の中こそむざんなれ。狂紋の狩衣の菊綴①太らかにしたるに、重代の着長緋縅の鎧着て、星白兜の緒をしめ、いか物作②の太刀を佩き、二十四さいたる大中黑③の矢負ひ、瀧口の骨法④忘れじとや、鷹の羽ではいだりける的矢⑤一手⑥ぞさし添へたる。滋籐の弓持つて、南れうに打ち乘り、乘替一騎打ち

（2）いかものづくり・頑丈づくりの義。
（3）大中黒・矢の上下の兩部に白い羽を矧ぎ、中央部に黒い羽を矧いだのが中黒の矢で、其の黒色部の特に大きいのが大中黒である。
（4）骨法・作法。
（5）的矢・的を射る爲につかふ矢で、實戰の爲の物ではない、宮中でも瀧口は射術の練習としてこれを許されてゐたので、其の時には此の的矢を使つた。
（6）一手・二本。
（7）持楯・前線に出て戰ふ際に手に持つて身を敵の亂の矢を防ぐ武器の一種。
（8）延して・着手を遲延しての意。

具し、舍人男に持楯⑦脇挾ませ、屋形に火かけ焼き上げて、三井寺へこそ馳せたりけれ。六波羅には、競が屋形より火出で來たりとてひしめきけり。宗盛の卿急ぎ出て、「競はあるか」「候はず」と申す。「すは奴めを手延⑧にしてたばかられぬるは。あれ追つ懸けて討て」と宣へども、競は勝れたる大力の剛の者、矢つぎばやの手きゝにてありければ、「二十四さいたる矢では、先づ二十四人は射殺されなむず。音なせそ」とて、進む者こそなかりけれ。

新釋　間もなく日がそろ〳〵と暮れかけたのを見ると、女房や子どもを、あつちこつちの知人の所へ隱れさせて置いて、三井寺へ出かけて行つた競の心中こそは可哀想であつた。斑染の狩衣に菊綴の大きなのを附けたのに、先祖代々の着た緋縅の鎧を着て、銀の星のついた兜の緒をしつかりとしめ、頑丈ごしらへの太刀を佩いて、大中黒の矢ばかり二十四本さした箙を負ひ、瀧口の武士の作法を忘れまいとてか、鷹の羽で矧いだ的矢を二本だけさし加へた。そして、手には籐を全体に卷いた弓を持つて、南鐐に乘り、別に乘換用の馬を一疋つれて、舍人に手持楯を脇挾ませ、自分の家に、火を放つてすつかり燒棄した上、三井寺へかけ附けた。六波羅では競の家から火事が起つたといふのでみんなが大騒ぎをしてゐると、宗盛卿は急いで出て行つて、「競はゐるか」と聞かれた「いゝえ居りません」と申すと、「さアしまつた、油斷してゐて奴めに欺されたわい。やア、追つかけて行つて奴を討て」と仰やつたが、競は特別に、大力のある剛男の者で、而も速射の名人であつたから、「二十四本さしてゐる矢では、先づ二十四人は射殺されよう、シッ默つて默つて」と尻込し

て誰一人進むで行かうとする者はなかつた。

只今しも三井寺には、渡邊黨寄り合ひて、競が沙汰ありけり。「如何にもして、此競瀧口をば、召し具せられ候はむずるものを」と、口々に申されければ、三位入道競が心を能く知つて、宣ひけるは、「無下に其者捕へ搦められはせじ。入道に志深き者なれば、見よ只今參らむずるぞ」と宣ひも果てぬに、競つと參りたり。「さればこそ」とぞ宣ひける。競畏つて申しけるは、「伊豆の守殿の木下が代に、六波羅のなんれうをこそ、取つて參つて候へ。參らせ候はむ」とて、奉る。伊豆の守斜ならず悦び給ひて、やがて尾髮を切り、金燒をして、其夜六波羅へ遣さる。夜半ばかりに門の内へ追ひ入れたりければ、厩に入つて、馬どもと嚙ひ合ひければ、その時舍人驚きあひ、「なんれうが參つて候」と申す。宗盛の卿急ぎ出て見給ふに、「昔はなんれう、今は平の宗盛入道」といふ金燒をこそしたりけれ。大將、「につくい競めを斬つて捨つべかりけるものを、手延にして、謀られぬることこそ安からね。今度三井寺へ寄せたらむずる人々は、如何にもして競めを生捕にせよ。鋸で首斬らむ」と、躍り上り／＼怒られけれども、なんれうが尾髮も生ひず、金燒もまた失せざりけり。


【新釋】其の時ちやうど三井寺では、渡邊一黨の者が寄合つて、競の事を噂してゐたところ

だつた。「どうでもしてあの瀧口の競を連れておいでになれば宜しうございましたのに」と、一黨の人々が口々に申されると、三位入道は競の精神をよく知つてゐて、仰やつたには、「やみやみとあの男は捕へられたり縛られたりはすまい。此の入道には忠誠の志の深い者だから、見てゐろ、今に來るだらうから」と仰やりきるか仰やりきらないに、競がツッと出て來た。「そらどうだ、私の言つた通りだつたらう」と三位入道はそれを見て云はれた。競は其の時磯を出して「伊豆守殿の木の下の代りに、六波羅の南鐐を取つて參りました。差上げませう」と云つて獻上した。伊豆の守は非常にお喜びになつて、直ぐに其の馬の尻尾を切つて、燒印をして、其の晩六波羅へ遣られた。夜中頃に平家の門内へ追込んだので、南鐐は厩へ入つて、外の馬どもと嚙合をした。舍人どもは其の騷ぎに驚き合つて「南鐐が歸つて參りました」と注進した。宗盛卿が急いで出て御覽になると、「昔は南鐐、今は平の宗盛入道」といふ燒印をしてあつた。あの憎い競めを切つて捨てるのだつたに、遲延して欺かれたのは心外だ。今度三井寺へ攻寄せて行く人たちは、どんなにしてとも競めを捕虜にして來い。鋸で首を引切つてくれる」と大將宗盛は何度も[illegible]上つて、憤られたが、そんな事をしても、一旦切られた南鐐の尻尾も急に生へないし、燒印も亦消えて了ひはしなかつた。

八、山門への牒狀

さる程に、三井寺には貝鐘鳴いて、大衆僉議す。「抑近日、世上の體を案ずるに、佛法の衰微、王法の牢籠(1)、正にこの時に當れり。今度入道の暴惡を戒めずば、何れの日をか期すべき。宮こゝに入御の御事、正八幡宮の衛護、新羅大明神(2)の冥助にあらずや。天衆(3)地類(4)も擁護を垂れ、佛力、神力も降伏を加へまします事なごかなからむ。就中北嶺(5)は、圓宗(6)一味の學地、南都(7)は夏臈得度(8)の戒場なり。てふそうの所に、なごか與せざるべき」と、一味同心に僉議して、山へも奈良へも牒狀をこそ遣しけれ。

[illegible] 其の間に、三井寺では、法螺貝を吹き鐘を撞き鳴らして衆徒の非常呼集をやつて會議を開いた。「抑も、最近の社會狀態を考へて見るのに、佛法の衰微、國法の梗塞は、今や現實に現れてゐる。此の機會にあの淸盛入道の暴惡を懲らさなければ、いつまでたつても實行する時はあるまい。高倉の宮が此の三井寺へいらつしたといふ事は、正八幡宮の御擁護、新羅大明神のお助けではないか。天部の神々、大地の自然神も姿を現し、神佛も排敵降伏の爲に力をお添へ下さらない事が、どうしてあらうか。中にも比叡山は同じ天台宗の學問をする所であるし、奈良の興福寺は安居得度の戒を授ける式場である。我が

(1)王法の牢籠。　王法[illegible]は佛法を妨げられてゐる形態、

(2)新羅大明神。　延暦寺の開祖圓珍が支那留學から歸つて來る途中の船中で夢告を得た關係で比叡山に祭つた神。

(3)天衆。　天部の神將たち。

(4)地類。　大地神其他の佛教の神。

(5)北嶺。　南都の興福寺に對して比叡山の事を北嶺といふ。

(6)圓宗。　天台宗。

(7)南都。　奈良の興福寺。

(8)夏臈得度。　夏臈さ

は僧徒が毎年の夏四月十六日から七月十五日まで九十日間閑居して法華經、最勝王經、仁王般　經を研究し、寂靜の修行生活を送ること、夏行、夏書、安居ともいふ。此の修業を經て、得度即ち到彼岸の資格を得ることが夏臘得度である。

(9)戒場・戒を授け又は受ける式場。其式場に設けてある壇が即ち戒壇である。

(10)衙・役所、府。

(11)門跡・寺僧の門葉「門流」。考證には、「門跡と云ふは門徒なり」とある。

(12)圓頓一味・一乘圓頓戒の法味を一にすることをいふ。

(13)ていれば・日本紀などには者の字を書いてテヘレバと訓ませてある。「といへれば」の約語。

三井寺からの檄文にどうして味方しないと云ふ事があらう」と、全員一致で決議をして、比叡山へも奈良へも檄文を送った。

先づ山門への牒にいはく、「園城寺牒す。延暦寺の衙⑩。特に合力を致して、當寺の破滅を助けられむと思ふ狀。右入道淨海、ほしいまゝに佛法を破滅し、王法を亂らむと欲す。愁歎極りなき所に、今月十五日の夜、一院第二の王子、不慮の難を遁れむがために、竊に入寺せしめ給ふ。こゝに院宣と號して、出し奉るべきよし、頻に責ありといへども、出し奉るに能はず。仍つて官軍を放ち遣すべき旨そのきこえあり、當寺の破滅、正にこの時に當れり。諸衆何ぞ愁歎せざらむや。就中延暦園城兩寺は、門跡⑪二つに相分るといへども、學する所は是圓頓一味⑫の教門は同じ。譬へば鳥の左右の翅の如く、又車の兩つの輪に似たり。一方缺けむにおいては、いかでかその歎なからむや。ていれば⑬、特に合力を致して、當寺の破滅を助けられれば、早く年來の遺恨を忘れ、住山の昔に復せむ。衆徒の僉議此の如し。仍つて牒奏件の如し。治承四年五月十八日、大衆等」とぞ書いたりける。

新釋　先づ山門延暦寺へ遣った飛檄には、「園城寺衆徒一同拜、延暦寺御役所御中、特に協力して當寺の破滅を御救助有之度儀に付き御願。右は此の頃入道淨海が、兎角我がまゝ勝手な振舞をして佛法を破滅し、國法を亂さうとしますので、我々一同痛歎して居りまし

た處、今月十一日の晩に、後白河法皇樣の第二王子以仁王が、突發的な御災難をお遁れになる爲に、密かに當寺へお入りになりました。そこで平家方からは、院宣だと申して王子樣を當寺からお出し申すやうにと頻に責められますが、當寺としては絶對にお出し申す事は出來ません。そこで官軍を派遣して攻寄せて來るといふ專らの評判です。これは正に當寺破滅の時機です。我々衆徒一同どうして之を歎かずに居られませう。日本に寺が多い中でも延暦寺と園城寺とは、山門寺門と門流こそ二派に別れてゐますが、研究題目は、等しく一乘圓頓戒の教門です。だから譬へて見るなら、鳥の左の羽と右の羽、車なら兩側にある車輪のやうなものです。一方が缺けたら、どうして歎かずにゐられませう。ですから特に此の際協力して、當寺を破滅から助けて下さつたら、今までの遺恨は直ぐに水に流して了つて、同じ山に住んでゐた當時の親しさに復歸しませう。これは我々衆徒一同の決議です。さういふわけで此の檄文を送ります。治承四年五月十八日、大衆一同」と書かれてあつた。

（14）住山の昔　同じ山に住んでゐた昔の意。貞觀元年延暦寺の僧圓珍が三井寺と改めて後、三井寺は延暦寺の別院となり、久く一山の誼を結　でゐたが、園城寺が獨立運動を起して承保元年新に戒壇院の建立許可を得るに及んで兩山互に確執し、永保、保安、保延、應保の四回に亘つて山門衆徒の爲に燒討された。

九、南都への牒狀

山門の大衆、この狀を披見して、「こはいかに、當山の末寺でありながら、鳥の左右の翼の如く、又車の兩つの輪に似たりと、抑へて書く條、是以て奇怪なり」とて返牒にも及ばず。其上入道相國、天台座主明雲大僧正に、衆徒を鎭めらるべき由宣ひければ、座主急ぎ登山して、大衆を鎭め給ふ。かゝりし程に宮の御方へは、不定(1)のよしをぞ申しける。又入道相國の謀に、近江米二萬石、北國の織延絹(2)三千疋、往來のために山門へ寄せらる。是を谷々嶺々へ引かれけるに、俄の事にてありければ、一人して數多取る大衆もあり、又手を空しうして一つも取らぬ衆徒もあり、何者の所爲にやありけん、落書をぞしたりける。

　山法師おりの衣薄くして　はぢをばえこそかくさゞりけれ

又絹にも當らぬ大衆の詠みたりけるにや。

　織りのべを一切も得ぬ我等さへ　うす恥をかくかずに入るかな

【通釋】山門の衆徒は、此の牒文をあけて見て、「これは何だ、當山の末寺の分際でありながら鳥の左右の翼の如くだの、又、車の兩輪に似たりだのと、口幅つたいことを高慢面に書

---

〔1〕不定。　態度の未決であること。

〔2〕北國の織延絹。　絹のこと、普通絹の具合で一疋の寸尺を本に長いから織延絹といふのである。

いてよこすといふのは、實に奇怪千萬だといつて返事一つしなかつた。其の上に、入道太政大臣から、天台座主の明雲大僧正に、衆徒が騷がないやうに鎭めて下さいと仰やつたので、座主は急いで山へ行つて、衆徒たちをお鎭めになつた。そんなわけで、高倉の宮の方へは差當つて確なお返事は出來ませんと申してやつた。又、平家方では、入道太政大臣の懷柔策として、近江米二萬石と、北國產の織延絹三千疋とを、通りかゝつた序にと云つて山へ寄進せられた。それを谷々嶺々の各坊へ引き物さして配布されたところが、何しろ急の事であつたから、一人で澤山取る大衆もあり、又しまひまでカラ手で、一つも取り得ない衆徒もあつた。それで何者のした事か、こんな落書をした。

　山法師おりのべ衣薄くして恥をばえこそかくさゞりけれ

又、一疋の絹にも取り當らぬ大衆が詠んだのだらうか、

　織延を一きれも得ぬ我等さへうす恥をかく數に入るかな

といふ歌もあつた。

又南都への牒狀にいはく、「園城寺牒す。興福寺の衙、特に合力を致して、當寺の破滅を助けられむと乞ふ狀。右佛法の殊勝なる事は、王法を守らむがため、王法亦長久なることは、則ち佛法に依る。こゝに入道前太政大臣平朝臣清盛公、法名淨海、ほしいまゝに國威を竊にし、朝制を亂り、內につけ外につけ、怨をなし、歎をなす間、今月十五日の夜、一院第二の皇子、不慮の難を遁れむが爲に、俄に入寺せしめ給ふ。爰に院宣と號して、出し奉るべき旨頻にせめありと雖も、衆徒

一向惜み奉つて、出し奉るに能はず。仍つてかの禪門、武士を當寺へ入れむと欲す。佛法といひ、王法といひ、一時に將に破滅せむとす。昔唐の會昌天子①。軍兵を以て佛法を滅さしめし時、清涼山②の衆、合戰を致して之を防ぐ。王權猶此の如し。如何に况や謀叛八逆③の輩に於てをや。誰の人か匡正すべきぞや。就中南京は例なくして、罪なき長者を配流せらる。此時にあらずンば、何れの日か會稽を遂け④む。願はくは衆徒、内には佛法の破滅を助け、外には惡逆の叛類を退けば、同心の至、本懷に足りぬべし。衆徒の僉議此の如し。仍つて牒奏件の如し
治承四年五月十八日、大衆等」とぞ書きたりける。

新釋　又、奈良の興福寺への飛檄には、「園城寺衆徒一同拜、興福寺衙役所御中、殊に協力して、當寺の破滅を御救助相願ひ候書狀。右は、佛法の殊に勝れて難有い點は、國法を擁護する爲のものだといふことにあります。又、國法が長く其の威力を失はないのは、取も直さず佛法あるが爲です。ところが今や入道前太政大臣平ノ朝臣清盛公、法名淨海なる者は勝手氣儘に國威を借竊し、朝憲を紊亂し、內外に怨を結び、禍をかけてばかりゐますので、今月十五日の晩に、後白河法皇の第二皇子以仁王が、突發的の災禍をお遁れになる爲に、急に當寺へいらせられました。そこで平家方では、院宣だと申して、以仁王をお出し申すやうにと頻に督促して來ますが、衆徒一同は只もうお惜しがり申して、宮をお出し申す事は出來ません。そこで、あの禪門は兵士を當寺へ踏込ませようさしてゐます。そし

（1）唐の會昌天子・　唐の武宗の會昌五年に天下の佛徒を滅したことをいふ。
（2）清涼山・　崇敬登山の徒が多いことを以て支那で有名な五台山。
（3）八逆・　支那古代刑法上の罪として、謀叛、大逆、不道、不孝、大不孝、義、惡逆、不信を八逆罪と云つた。
（4）會稽を遂ぐ・　會稽の恥を雪ぐこと。會稽は支那の浙江省紹興府城の、南にある。越王勾踐曾て呉王夫差の爲に此の山に圍されて、中に戰敗者の恥辱を忍ぶ事十數年後に范蠡大夫種の謀によつて呉を伐ち、遂に夫差を姑蘇に幽屏し自殺せしめて始て報復した。之を會稽の恥を雪ぐといふのである。

て今や將に佛法も國法も同時に破滅の機會に置かれようとしてゐます。昔唐の會昌時代の天子が軍隊を以て佛法を滅却された時には、清凉山の衆徒一同が奮闘して防戰しました。國王の大權に對してすら此の通りです。況して平家は謀叛八逆の輩なんだから何の憚ることがありませう。我々が今之を懲らさなければ誰が匡正するでせう。中にもあなたの方では、先例のない長老、而も何の犯罪事實もない長老を流刑に處せられたのです。今此の時を除いてはいつ果して會稽の恥を雪ぐことが出來ませう。どうか御一同で、內的には佛法を破滅から助け、外的には惡逆無道の謀叛者どもを追ひのけて下さつたら、同心の至で、我等の滿足は此の上もありません。我々園城寺の衆徒一同は斯樣に決議し此の通牒を差出します。治承四年五月十八日、大衆一同」と書いてあつた。

一〇、南都返牒

南都の大衆、この状を披見して、一味同心に僉議して、やがて返牒をこそ送りけれ。其返牒に曰く、「興福寺牒す。園城寺の衙。来牒一紙に載せられたり。右入道浄海がために、貴寺の佛法を滅さむと欲するよしの事牒す、玉泉・玉花(1)両家のしうぎを立つといへども、金章・金句(2)、同じう一代の教文より出でたり。南京・北京、共に以て如来の弟子たり。自寺他寺互に、調達が魔障(3)を伏すべし。抑清盛入道は、平氏の糟糠、武家の塵芥なり。祖父正盛、蔵人五位の家に仕へて、諸国受領のむちをとる。大蔵卿爲房(4)加州刺史(5)の古、けんびしよ(6)に補し、修理の大夫顕季(7)播磨の太守たりし昔(8)、厩の別当職に任ず。然るを親父忠盛昇殿を許されし時、都鄙の老少、皆蓬戸のかきん(9)を惜み、内外の英豪各馬臺の讖文(四七四ページA)に泣く。忠盛青雲の翅をかきつくろふといへども、世の民猶はくをく(10)の種を軽んず。名を惜む青侍、其家を望むことなし。

【通釈】奈良の興福寺の衆徒は此の牒文をあけて見て、三井寺方に同心して味方する決議をして、直ぐに、答牒を送つた。其の答牒には「興福寺衆徒一同拜、園城寺御役所御中、御

〔1〕玉泉・玉花。玉泉は支那の荊州にある天台宗の本山、宗祖天台大師開創の寺である。玉花はよく分らないが、同じく天台の寺であらう。
〔2〕金章・金句。経典の章句のこと。金は讃称である。
〔3〕調達が魔障。調達は提婆達多の略だといふ。釈迦の従兄弟で、佛教の流布を妨げたといふ[illegible]の人[illegible]。
〔4〕大蔵卿為房。藤原鎌足から算へて十四代の末、正四位上行但馬守隆方朝臣の長男、此の男が大蔵卿になつ

たのは鳥羽天皇の天永三年正月二十六日である。

(5) 加•賀•刺•史•　加賀守を支那流に書いたのである。爲房が加賀守に成つたのは寛治四年六月五日であつて、爾來同六年五月まで二年間續いた。

(6) け•び•し•よ•　檢非違所の訛、ある檢非違所は諸國守に屬する司法警察官廳で、京都衞府の檢非違使廳に對するものである。

(7) 修•理•大•夫•顯•季•　修理大夫は宮城の造築修理を掌る修理職の長官で、令外の官である。顯季は正四位下行美濃守經の子。其修理大夫任官は寛治八年七月十三日で、爾後保安三年十二月まで續いた。

(8) 播•磨•の•太•守•た•り•し•　昔顯季が播磨守に任ぜられたのは承保二年正月二十八日で、正曆二年六月丹波守に轉じ

來狀の趣拜見致しました。承れば入道淨海の爲に貴寺の佛法が破滅に瀕してゐるとの事ですが、玉泉玉花兩家にわかれて各々別の宗義を立てゝはゐても、其の聖典の章句は等しく一代の教文の中から出てゐます。奈良の興福寺も洛北の三井寺も如來の法弟たることに相違はありません。自他互に力を合はせて佛教の障礙を征伏すべきであります。抑も清盛入道は、平氏の中のカスで、武家の中のゴミ屑のやうなものです。祖父の正盛は、藏人で五位の男の奉公人になつて、諸國の受領の手先を勤めてゐた人間です。大藏卿爲房が曾て加賀守だつた時には、檢非違使所の役人にして貰ひ、修理大夫顯季が播磨守だつた時には、厩の別當をしてゐました。だから親の忠盛が昇殿を許されたときには、生粹の京都人も田舍の人も、年寄も子供も、特權階級の名譽に疵がついたといひましたし、宮廷の英才も城外の豪傑も、銘々皆耶馬臺の讖文を思ひ合せて泣きました。忠盛は斯くして出世の路を開いて一身の飛躍を期してゐましたが、世間の者はやはり其の下賤の系統を輕蔑して、苟くも名譽を尊重する程の若侍は、平家の家人となることを望みません。

然れば則ち、去んぬる平治元年十二月、太上天皇(11)、一戰の功を感じて不次の賞を授け給ひしより以來、高く相國に上つて、かねて兵仗をたまはる。男子或は台階(12)を辱うし、或は羽林に列り、女子或は中宮職に備り、或は准后の宣を蒙る。群弟庶子、皆棘路(13)に歩み、その孫、かの甥、悉く竹符(14)を割く。加之九州を統領し、百司を進退して、皆奴婢僕從とす。一毛心に違へば王侯といへども之を捕へ、片言耳に逆ふれば公卿といへども之を搦む。是に依つて或は一旦の身命を延

べむがため、或は片時の凌蹂を遁れむと思って、萬乘の聖主猶面轉の媚をなし、重代の家君却つて膝行⑮の禮を致す。代々相傳の家領を奪ふといへども上宰も恐れて舌を捲き、宮々相承の庄園を取るといへども、權威を憚つて物言ふことなし。勝に乘るあまり、去年の冬十一月、太上皇のすみかを追捕して、博陸公⑯の身をおし流す。叛逆の甚しき事、誠に古今に絶えたり。其時我寺すべからく賊衆に行き向つて、其罪を問ふべしといへども、或は神慮に相憚り、或は倫言と稱するに依つて、鬱陶を抑へて光陰を送る間、重ねて軍兵を起して、一院第二の親王宮を打ち圍む所に、八幡三所⑰、春日大明神、竊に影向を垂れ、仙蹕⑱を捧げ奉り、貴寺に送りつけて、新羅の扉⑲に預け奉る。王法盡きざる旨明けし。

新釋　そういふわけで、去る平治元年の十二月に、後白河法皇が唯一回の戰を御感賞遊ばされて、過分の恩典をお與へになつて以來、清盛は大政大臣の高位に上つて、なほ又兵仗をさへ賜はりました。男の子供の或る者は、勿体なくも三公の位を戴き、る者は又近衛の將官に列してゐます。女の子の或る者は中宮の位に備はり、或る者は准三后の宣旨を受けてゐます、其の外伯兄弟や庶子までも皆公卿に進み、甲の孫も乙の甥も、皆官符を戴いてゐます。いや單にそればかりでなく、平家は日本全國を支配し、官吏の任免黜陟を司つて、皆自家の奴隷さしてゐます。少しでも氣に入らなかつたが最後、王侯でも之を引捕へ、一言でも耳に逆らふたが最期、公卿でも縛上げます。だから或は一日一刻でも命が生

後尾張守伊豫守に歴任したが、寛治八年二月又讃岐守となつた。

(9)蓬戸のかきん　蓬戸は茅屋などゝ同じく下賤の家、瑕瑾は「きず」であるが、それでは意味がわからない。恐らく何かの誤りであらう。

(10)はくおく　白屋である、これも下賤の家。

(11)太上天皇　後白河法皇のこと。

(12)台階　三台即ち三公たる階級。

(13)棘路　九卿に上ること。支那では九卿のことを列棘といふのから來てゐる。

(14)竹符　俗にいふ割符。任官者には其の事實を證するために必ず割符即ち契符を割つて其の符の半を交付された。

(15)膝行　膝で歩いて行くこと。屈服の極致で、權威者の前には身

延びたさに、或は又片時でもひどい目に遭ひたくないが爲に、萬乘の聖主でさへも御機嫌取を遊ばし、重代の主人筋のお方が却つて膝で歩いて敬禮を盡されるといふ有樣です。そんな始末で、よし先祖代々の領地を横領しても、其の主要者さへ恐がつて舌を捲いて何も云ひませんし、各宮家御傳承の御庄園を取つたつても、平家の權威を憚つて苦情を云ひ立てる者もありません。それをいゝ事にして、平家は去年の冬の十一月に、太上天皇の御所へ踏込み、關白を配流しました。まことに古今に例のない甚だしい叛逆の行爲です。其の時に我々は、早速此の賊徒のところへ行つて、其の罪を詰責するのが本當なんでしたが、或は神慮を恐れ、或は勅旨だと彼等が云つてゐるのに憚つて、鬱憤を抑へてゐたのです。ところが承れば今度又平家は軍兵を動かして、法皇の第二皇子以仁王を攻め圍みに參つたのを八幡宮三所の神々や春日大明神が御守護になつて、御乘駕を捧げ奉り、貴寺に送りつけて新羅權現のお社にお預け申されたといふのは、王法の衰へないことを示すものです。

仍りて貴寺、身命を棄てゝ、守護し奉る條、含識の類(1)、誰か隨喜せざらむ。此時我等遠域にあつて、其情を感ずる所に、淸盛公猶凶器を起して、貴寺に入らむと欲するよし、仄に傳へ承るに依つて、かねて用意を致す。十八日辰の一點(2)に大衆を發し、諸寺に牒奏し、末寺に下知して、軍士を得て後、案內を達せむと欲する所に、靑鳥(3)飛び來つて芳翰を投げたり。數日の欝念一時に解散す。彼唐家淸涼一山のひしゆ(4)、猶武宗の官兵を返す。况や和國南北兩門の衆徒、何ぞ謀臣の邪類を拂はざらむ。能く梁園(5)左右の陣を固めて、よろしく我等が進發の告

た伸ばして歩くことさへもしないのである。

(16)博陸・公・　博陸は關白の唐名、漢の昭帝が攝政霍を封じて博陸公と稱したのに基いてゐる。

(17)八幡・三所・　石清水八幡宮は八幡大神、大帶姫命、比咩神の三神殿にわかれてゐるからである。

(18)仙蹕・　仙洞御所の皇子であるから、以仁王の御乘馬を、仙蹕と云つたのである。

(19)新羅の扉・　三井寺の守神たる新羅大明神の御戸帳。

(1)含識の類・　知ある者、有識の者、考のある者。

(2)辰の一點・　子を午前零時として、二時間毎に丑寅卯と算へると辰は午前八時に當る。

(3)靑鳥・　漢の武帝が正殿にゐると靑い鳥が

飛んで來た、東方朔がそれを見て、これは西王母が來る兆です、西王母はいつも自分の側に三羽の靑い鳥を使つて居ると云つた、それで靑鳥、使者であるといふ意味から書翰の意にとつたのである。

(4) ひしゆ●　芻蕘の字を當てゝある。草刈の僧侶のこと。

(5) 梁園●　皇族の事をいふ。竹の園生といふのと同じこと。漢の文帝の子の梁の孝王が三百里に亙する竹園を構へて、其中に住でゐたから、皇族の事を梁園又は竹園といふのである。

(6) 馬臺の讖文●　俗にいふ邪馬臺の詩。梁の僧が日本の將來に關して感得したといふ豫言詩。其の中に「黑鼠牛腸ヲ喰フ」とあるのが平淸盛の事だといふ。

を待つべし。狀を察して、疑貽をなすことなかれ。以て牒す、件の如し。治承四年五月二十一日、大衆等」とぞ書きたりける。


貴寺が、其の爲に身命を棄てゝ御守 申上げてゐられるといふ事は、苟くも智慮ある者なら、誰だつて喜ばないものはないでせう。さういふわけで我等は遠い土地にこそ居れ、貴寺の態度には同感して居ましたところへ、淸盛公が其の上にまた兵を動かして、貴寺に攻入らうとしてゐるとの事を仄聞して、お手紙の來る前から實は出陣の用意をしてゐました。來る十八日の午前八時に、大衆を動員し、諸方の寺々へ檄文を傳へ、末寺に命令して軍隊を編成してから、お知らせをしようと思つて居たところへ、お使者があつて檄文を屆けられました。こゝ五六日の鬱憤を一時に散じたやうな氣がします。あの唐の淸涼山では一山の僧徒が、それこそ草刈の僧侶まで一緒に奮起して、武宗皇帝の官兵を追返しました。まして日本國南北兩門の衆徒ともあらうものが、どうして詐謀姦邪の逆臣どもを追拂はないでゐられませう。よく注意して以仁王樣の周圍の陣地を固守して、我々の進發の通知を待つてゐて下さい。十分狀況を洞察して疑念を持たないで下さい。以上御通告申上げます。治承四年五月二十一日、大衆一同」と書いてあつた。

一一、大衆ぞろへ

寺①には、宮入らせ給ひて後、大關小關堀り切つて、大衆又僉議す。「抑山門は心變りしつ。南都は未參らず。此事延びては惡しかりなむ。いざや今夜六波羅に押し寄せて夜討にせむ。その儀ならば、老少二手に相分つて先づ老僧どもは如意が峰より搦手②へ向ふべし。足輕③どもを先立てゝ、白川④の在家に火をかけ燒き上げば、在京六波羅の武士ども、あはや事出來たりとて、馳せ向はむずらむ。其時岩坂、櫻本の邊に暫し支へて、防ぎ戰はむ間に、大手は松坂より伊豆守を大將軍として、若大衆、惡僧共は六波羅に押し寄せ、風上に火をかけ燒き上げ、一揉揉むで責めむに、などか太政入道燒き出いて討たざるべき」とぞ僉議したりける。

新譯 三井寺では宮樣がお入りになつてから、大小の塹濠を掘り、防禦陣地を布いて、大衆會議を開いた上、「抑も山門は變心したし、南都の援軍はまだ來ないし、此の戰は時日を延ばしては不利益だらう。さア今夜こちらから六波羅へ攻めかけて行つて、夜討にしよう。そして愈々さうするときまつたら、老僧組と青年組と二隊に分れて、先づ老僧たちは如意ケ岳から裏門の方へ進擊するがよい。歩兵を先頭に立てゝ行つて、白川村の地方人の部落へ放火して火の手を上げたら、京都方面にゐる六波羅方の武士どもは、やア事變が起

(1)寺● 三井寺。

(2)搦手● 後の入口。之を搦手といふ理由はわかつてゐない。武家名目抄には「搦め括りといはか如く曲輪の括りの方なる故、搦手といへるにや」と書いてあるが、不十分である。強ひて考へれば、追搦手共に捕吏の用語で、罪人を逮縛するには、後手を搦めるから搦手、追捕するときは前に手を伸ばすから前方を追手といふのかもしれぬが、確實な根據はない。

(3)足輕● 足が輕くて敏捷に疾走し得る者。吳子に所謂輕足、能走者の義である。今日の步卒に當つてゐる。

(4)白川● 京都市の東

つたぞといつて、其の方へ駈付けて行くだらう。其の時には、岩坂、櫻本附近で暫く敵を支へて防戰するがよい。其の間に正面攻擊軍は、松坂から伊豆守を司令官にして、若い大衆や勇僧たちの一隊で六波羅へ堂々と進軍して行つて、風上から火をつけて燒き上げて、一揉み揉んで攻擊したら、どうして太政入道を燒出して討たれない事があらう」といふことに決議した。

こゝに平家の祈しける一如坊の阿闍梨眞海は、弟子同宿(1)數十人引き具して、僉議の庭に進み出でゝ申しけるは「斯樣に申せば平家の方人とや思し召され候ふらむ。一向其儀にては候はず。假令然候ふども、如何が衆徒の義をも思ひ、我寺の名をも惜までは候ふべき。昔は源平左右に爭ひて、朝家の御固たりしかども、近比は源氏の運傾き、平家世を取つて廿餘年、天下に靡かぬ草木も候はず。されば內々の館の有樣も、小勢にては容易く叶ひがたし。能く〳〵謀(2)を運し、勢を催し、後日に寄せらるべうもや候ふらむ」と、程を延はさむがために、長々とこそ僉議したりけれ。


新譯　こゝに常々平家に呼ばれて祈禱を賴まれつけてゐる一如坊の僧眞海阿闍梨は、門弟や同宿を五六十人程も引きつれて、會議の席へ進み出て云つたには、「こんな事を申すと平家の味方と誤解されるかも知れませんが、斷じてそんな事にはないのです。よしさうだとしても、どうして此の場合、諸君に對する公義を思ひ、又此の三井寺の名を惜まずに居

北に當つてゐる村。
(5)岩坂　如意ヶ岳の一地點。
(6)櫻本　京都の神樂ヶ岡、即ち今の第二高等學校のある近の。
(7)松坂　粟田口街道の一地點。
(1)同宿　同じ宿坊に居るもの。
(2)謀　作戰方略のこと。Plan of operations

られませう。昔は源氏と平氏とが、左右に分れて、皇室の藩屏となつてゐましたが、此の頃は源氏の勢力が傾いて、平家が天下を取つてから二十年餘りにもなり、今では天下に靡かぬ草木もないと云つてもいゝ位です。だから郡内の配備も到底少數の勢力では容易に敵することが困難でせう。よくよく作戰計畫を立て直して、もつと軍勢を召集して、十分攻撃準備の完成した後日になつて進軍された方がよくはありませんか」と攻撃の時日を延ばさせようが爲に、態と長たらしく提議した。

爰に乘圓坊の阿闍梨慶秀は、衣の下に萠黃匂の腹卷を着、大なる打刀前垂にさしほらし、白柄の長刀杖につき、僉議の庭に進み出でゝ、「證據を外に引くべからず。先づ我寺の本願(1)天武天皇未春宮の御時、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、芳野の奥を出させ給ひて、大和國宇多の郡を過させ給ふには、其勢僅に十七騎、されども伊賀、伊勢に打ち越え、美濃、尾張の軍兵を以て、大友の皇子を亡して、終に、位に即かせ給ひき。窮鳥懷に入る(2)、人倫之を憐むといふ本文あり。自餘は知らず、慶秀が門徒に於いては、今夜六波羅に押し寄せて、打死せよや」とぞ僉議しける。圓滿院大輔源覺進み出でゝ、「僉議端多し。只夜の更くるに、急げや、進め」とぞ申しける。


新釋　すると、此の時、乘圓坊の阿闍梨慶秀は、衣の下に萠黃ぼかしの腹卷をつけ、大きな太刀を前下りにブラブラと吊下げ、白柄の長刀を杖について、會議の場所へ進んで出て

(1)本願　本初の願主
(2)窮鳥懷に入る　「窮鳥懷ニ入ル、仁人ノ憫ム所」と顏氏家訓にある。

「證據を外に引くことはない。先づこの三井寺の最初の願主でいらつしやる天武天皇がまだ皇太子であらせられた時に、大友の皇子に襲撃をお受けになつて、芳野の山奥からお出になつて、大和の國の宇多郡を御通り遊ばした時には、其の勢力僅に十七騎に過ぎなかつたが、伊賀から伊勢に越え、美濃、尾張でお集めになつた軍兵を以て大友皇子と戰ひ、遂に之を亡ぼして御即位遊ばされた。『窮鳥懐に入る、人倫之を憫む』といふことは支那の本にもチヤンと出てゐる文句である。外の者はどうか知らないが、此の慶秀が門徒に於ては今夜これから六波羅に押寄せて行つて皆討死しろ」と論定した。圓滿院の大輔源覺も進んで出て「何だ彼だと議論が多過ぎる。そんな事をしてゐると時が徒らにたつぢやないか、急いで進め」と申した。

先づ、搦手に向ふ老僧共の大將軍には、源三位入道賴政、乘圓坊の阿闍梨慶秀、律成坊の阿闍梨日胤、帥の法印禪智、禪智が弟子義寶、禪永を先として、都合その勢一千人、手に手に燒松(1)を持て、如意が峰へぞ向ひける。大手の大將軍には嫡子伊豆の守仲綱、次男源太夫判官兼綱、六條の藏人仲家、其子藏人仲光、大衆には圓滿院(2)の大輔源覺、律成坊の伊賀の公、法輪院の鬼佐渡、成喜院の荒土佐、是等は力の強さ、弓箭打物とつては、如何なる鬼にも神にもあふといふ、一人當千の兵なり。平等院には、因幡の竪者荒大夫、角の六郎房、島の阿闍梨、筒井淨法師に、卿の阿闍梨、惡少納言、北の院には、金光院の六天狗、式部大輔、

(1)燒松　たきまつの轉音。昔は松の生木に火をつけて樹脂の可燃性を利用してそれで夜暗を照らしてあるいたのである。

(2)圓滿院　三井寺金堂の北にある。園城寺長吏の住房。

能登、加賀、佐渡、備後等なり。松井の肥後、澄南院の筑後、かやの筑前、大矢の俊長、五智院の但馬、慶秀が房人六十人の中、加賀光乘、刑部春秀、法師原には一來法師にしかざりき。堂衆には、筒井の淨妙、明秀、小倉の尊月、尊永、じけい、らくぢう、かなこぶしのげんえう、武士には、渡邊の省 播磨の次郎授、薩摩の兵衛長七唱 競の瀧口、與の右馬の允、續の源太、淸 進を先として、都合其勢一千五百餘人、三井寺をこそ打ち立ちけれ。


先づ搦手に進攻する老僧たちの司令官には、源三位入道賴政、乘圓坊の阿闍梨慶秀律成坊の阿闍梨日胤、帥の法師禪智、禪智の弟子の義寶、禪永を初めとして其の勢力は總計一千人、各自皆其の手に燒松を持つて如意ヶ嶽にさ向つた。又、大手の方の司令官には賴政の長子伊豆守仲綱、次男の大夫判官兼綱、六條の藏人仲家 其子の藏人仲光、大衆では圓滿院の大夫源覺、律成坊の伊賀の公、法輪院の鬼佐渡、成喜院の荒土佐、これ等は何れも力の強い點に於て、弓矢を持たせ刀を持たせたら、どんな鬼とでも神とでも戰はうといふ所謂一騎當千の强勇者である。又、平等院組では、因幡の竪者荒大夫、角の六郎房、島の阿闍梨、筒井法師に卿の阿闍梨、惡少納言、北の院組では金光院の六天狗、式部大輔、能登、加賀、佐渡、備後等の人々である。松井の肥後、澄南院の筑後、賀屋筑前、大矢の俊長、五智院の但馬、慶秀の房の者六十人の中では、加賀光乘、刑部春秀、法師どもの中には一來法師に及ぶ者はなかつた。又堂衆には筒井の淨妙、明秀、小倉の尊月、尊永、慈慶、樂住、鐵拳の玄永、武士としては渡邊の省、播磨の次郎授、薩摩の兵衛長七唱、競の

瀧口、與の右馬允、續の源太、清、進を初として其の勢力は總計一千五百人、隊伍堂々として三井寺を出發した。

寺には、宮入らせ給ひ、後、大關小關堀り切り、搔楯（1）かき、逆木（2）引きたりければ、堀に橋渡し、逆木取り除けなどしける程に、時刻推し移つて、關路の鷄鳴きあへり。伊豆守「こゝにて鷄鳴いては、六波羅へは白晝にこそ寄せむずれ。如何がせむ」と宣へば、圓滿院の大輔源覺、又先の如くに進み出で、「昔秦の昭王（3）、孟嘗君（4）を召し禁められたりしに、后の御助に依つて（5）、兵三千人を引き具して逃げ免れけるが、程なく函谷關（6）に至りぬ。異國の習ひに、鷄の鳴かぬかぎりは關の戶を開くことなし、彼の孟嘗君が三千の客の中に、田甲といふ兵あり。雞の鳴く眞似をゆゝしうしければ、鷄鳴ともいはれけり。彼の雞鳴、高き處に走り上り、雞の鳴く眞似をゆゝしうしたりければ、關路の鷄聞き傳へて、皆鳴きあへり。其時關守、鷄のそら音に誑されて、關の戶を開けてぞ通しける。されば是も敵の謀にや鳴かすらむ。只寄せよや」とぞ申しける。

新釋　三井寺では宮樣がお入りになつて以來、大小の塹濠を掘鑿して、楯を立て列べ、鹿柴を設けて防禦準備をしてあつたから、今度出るについては、塹濠の上へ架橋をして、鹿柴を排除したりしてゐる間に時刻がたつて、逢坂關ではもう鷄が啼くのが聞えた。伊豆守

（1）搔楯　陣地に立てゝ、敵の射擊を防ぐ遮蔽物。之を長く垣のやうに列して陣を張るのを搔楯又は楯列と稱する。楯の材は槇、檜類の厚板又は鐵板で、長さは四五尺、幅二三尺のものである。

（2）逆木　サカモギとよむ、堅い木の枝の鹿角を成してゐるのを縛り合はせて、垣として、敵の襲擊を防衛する裝置。一名鹿柴（ろくさい）abatti.

（3）秦の昭王。　春秋戰國時代の秦王。

（4）孟嘗君　齊の宣王の庶弟たる靖郭君田嬰の子、名は文と云つた。孟嘗君といふのは、其の綽名である。士を愛して食客常に數千人を算へ、其名聲は諸侯の間に嘖々たるものがあつた。秦の昭王は其の

野を開いて質子を齊に納れて會見を求めた。孟嘗君が行くと囚へて歸さず、之を殺さんとした。

(5) 后の御助に依りて 孟嘗君は其の[illegible]を免れんが爲に、人をして昭王の寵妃に助を求めた。すると其の婦人は、君が持つて來られた白狐の裘をくれたら、何とかしようと云つた、所が其白狐裘は既に昭王に献じて了つて手元にないので困つたが、孟嘗君の食客中に忍術に巧なものがあつて、秦の土藏の中に入つて盜み出して來たので、それを寵姫におくつて釋放せらるゝことを得た。それで直ちに姓名を變じて夜半に函谷關に到つた、

(6) 函谷關 支那の河南省陝[illegible]靈寶縣の南にあつた關所。

はれたを聞いて、「こゝで鷄が啼いたんぢや、六波羅へは眞ッ晝間に攻めかゝる事になるだらう、どうしたものだらう」と仰やると、圓滿院の大輔源覺は、又先刻のやうに進んで出て、「昔秦の昭王が孟嘗君を呼んで囚へられた時に、孟嘗君は昭王の后のお助けで、三千人の兵士をつれて首尾よく逃げたが、間もなく函谷關に行きついた。外國の慣例では鷄が啼かない以上、關門をあけない事になつてゐる。そこで孟嘗君はハタと困つたが、こゝに其の孟嘗君のつれてゐた三千人の食客の中に田甲といふ兵士がある、鷄の鳴眞似をするのが非常にうまかつたから、人綽名して鷄鳴と呼んだ。其の鷄鳴が此の時、急いで高い所へ走つて上つて、得意の鷄の鳴眞似をして鬨をつくつて聞かせると、關門附近の鷄どもは皆其の聲を聞傳へて、一齊に鳴き合つた。それで關門の番人は、此のうその鷄鳴に欺かれて門の戸をあけて一行を通した、といふ話がある。だから今鳴いた鷄も或は敵の詐謀かも知れない。構ふことはない、進め、進め」と云つた。

かゝりし程に、五月の短夜なれば、ほの〴〵とぞ明けにける。伊豆の守宣ひけるは、「夜討にこそさりともと思ひつれ、晝軍には如何にも叶ふまじ。あれ呼び返せや」とて、大手は松坂より取つて返し、搦手は如意が峰より引き返す。若大衆、惡僧ども、「これは一如房が長僉議にこそ夜は明けたれ。其房斬れ」とて、押し寄せて、房を散々に斬る。坊所の弟子、同宿、皆討たれにけり。我身手負ひ、はふ〳〵六波羅へ參つて、此由訴へ申しけれども、六波羅には軍兵數萬騎馳せ集つて、些とも騷ぐ氣色もし給はず。

新譯 さうかうしてゐる間に、夏の夜の短い時分の事であるから、もうボンヤリさ明るくなつて來はじめた。此の時伊豆守が仰やつたには、「夜討なら小勢でも奇勝を博することさが出來ると思つたが、晝間の戰ではさても平家の大軍に敵することは出來まい。あの皆の者を呼び返せ」さ云はれたので、正面から進んだ一隊は松坂から後退し、敵の後方へ迂廻しようさした一隊は如意ヶ嶽から引返した。若い大衆や荒法師たちは「これも一如房の長談義の爲に時刻を費したからだ。其の坊主を斬つて了へ」さ云つて、押かけて行つて一如房に散々に斬りつけた。其の坊の弟子も同宿も皆討ち殺された。一如房は負傷しながら、這ふやうにして漸く六波羅へ行つて、今までの顛末を訴へたが、六波羅では軍兵が、五六萬騎も驅け集まつて來てゐるので、少しも騒ぐやうすもなかつた。

さる程に宮は、山門は心變りしつ。南都は未參らず、この寺ばかりでは、如何にも叶ふべからずとて、同廿三日の曉方に、三井寺を出でさせ給ひし　南都へ落ちさせおはします。此宮は、蟬折、小枝とて、漢竹(1)の笛二つ持ち給へり。中にも蟬折は、昔鳥羽院の御時、宋朝(2)の御門へ砂金(3)を多く參らせさせ給ひたりしかば、返報と思しくて、生きたる蟬の如くに節の附きたる笛竹を、一節參らせ給ひけり。是程の重寶を、如何が左右なく彫らせらるべきとて、三井寺の大進の僧正覺宗に仰せて、壇上に立て、七日加持して彫らせ給へる御笛なり。或時高松の中納言實平卿參つて、此御笛を吹かれけるに、尋常の笛の樣に思ひ忘れて、

（1）漢竹・特種の竹ではない、支那の竹さいふまでゞある。

（2）宋朝・鳥羽の御時の宋朝さいへば宋の徽宗皇帝の大觀二年（西暦一一〇八年）から宣和五年（一一二五）までゞあるが、日本から砂金をやつて錢を貰つたさいふ事實はない。ウソだらう。

（3）砂金・沖積層の砂

膝より下におかれたりければ、笛や咎めけむ、其時蟬折れにけり。さてこそ蟬折とは召されけれ。此宮笛の御器量たるによつて、御相傳ありけるとかや、されども今を限りとや思し召されけむ、金堂の彌勒(5)に籠め參らさせ給ひけり。龍華の曉(6)、ちぐ(7)の御爲かと思しくて、哀なりし事どもなり。



新譯 其のうちに高倉の宮は、山門は變心しだし、南都からの援軍はまだ來ないし、此の三井寺の武力だけでは、何としても平軍に敵することは出來まいといふので、其の二十三日の夜明け頃に、三井寺をお出になつて奈良へお落ち遊ばされる。此の宮は蟬折、小枝と云つて、支那竹で出來た笛を二本持つておいでになつた。中でも蟬折の方は、昔、鳥羽の院の御代に、宋の國の皇帝へ砂金を澤山お上げに成つたので、其の返禮としてらしく、まるで生きてゐる蟬のやうな形の節がついてゐる笛竹を一節獻上された。これ程の貴重な寶物をどうして無やみに彫らせてよいものかといふので、三井寺の大進の僧正覺宗に御命令になつて、壇の上に安置して七日間お加持をしてから初めてお彫らせになつた御笛である。或る時高松の中納言實衡卿が參内して此の笛を吹かれたところが、ツイ忘れて普通の笛と同じやうに思つて、膝から下へ置かれると、笛が咎めたのだらうか、其の時蟬の部分がポキリと折れて了つた。蟬折といふ名はそれでついたのである。此の高倉の宮は笛の天才でいらつしやるので、其の名笛をお受け傳へになつたのだとか云ふ事である。しかし今度はもう助からないと思召したのだらうか、此の三井寺の本堂の彌勒佛へお納めになつた。龍華三會の曉にお値ひ遊ばしたい御爲かと思はれて、御奇特な事である。

礫中に細微粒狀を成して昆在する金。我國では孝謙天皇の天平勝寶二年三月に、駿河の國守楢原造東人等が部內の廬原郡多胡浦濱から獲たと云つて獻じたとあるのが、文獻に出てゐる最初である。

(4)高松の中納言實平・・・・・・大納言藤原仲實の長男。もしくは實衡である。堀川天皇の長治二年に敍爵し、天永三年十五才で鳥羽天皇の侍從となつた。權中納言になつたのは崇德天皇の保延六年三月二十七日であるが、翌々年の永治二年二月八日に薨じた。

(5)金堂の彌勒・・・・・金堂は、前にも云つた通り本堂、三井寺金堂の本尊は丈六の彌勒佛であつた。

(6)龍華の曉・・・・慈愛のシンボルである彌勒の教化に浴したいとの意味であらう。彌勒が成佛して龍華樹下の華林園で三會說法して一切

衆生を濟度するといふことは彌勒下生經にも出てゐることで、其の時機は佛滅後五十六億七千萬年の後であると云はれてゐる。之を龍華三會の暁とはいふのである。

（7）ちぐ・値遇である。彌勒の龍華三會の暁に會ひたいといふのである。値遇も共にアフと訓む。

（8）鳩の杖・　鳩が先端についてゐる杖。鳩は食物に饐せないといふので、老人は昔、皆鳩の杖を持つたのである。宮中でも八十以上の元老には之を賜はるのが古來の例になつてゐる。

（9）あさふところ——わからない文句だ、本には與ふとあるが、それでは分らぬ。騰戯なには書いてある、内海文學士は後の懐の意に解いてゐられるがそれがよいかも知れぬ。

さる程に宮は、老僧共には皆暇賜ひて、止めさせおはします。然るべき若大衆、悪僧共は參りけり　三位入道の一類、渡邊の黨・三井寺の大衆引き具して、其勢一千五百餘人とぞ聞えし。乘圓房の阿闍梨慶秀は、鳩の杖(8)に縋り、宮の御前に參り、双眼より涙をはら／＼と流いて申しけるは、「何處までも御供仕るべう候ひしかども、年既に八旬にたけて、行歩も叶ひ難く候へば、弟子にて候ふ刑部房俊秀を參らせ候はむ。是は一年平治の合戰の時、故左馬頭義朝が手に候ひて、六條河原にて討死仕り候ひし、相模國の住人、山内の須藤刑部丞俊通が子にて候ひしを　聊縁候ふによつて、あさ懷(9)にておほしたてゝ、心の底までも能く知つて候へば、何處までも召し具せられ候へ」とて、涙を抑へて止りぬ。宮も哀に思し召して、「いつの好に、かくは申すらむ」とて、御涙せきあへさせ給はず。

【通釋】其の時、宮は、老僧どもには皆其處限りで別れをおつげに成つて、三井寺へ殘してお置になつた　相當な若い大衆や荒法師たちはお供に參つた。三位入道の一族や、渡邊一黨は三井寺の大衆を引きつれて、其の勢力約千五百人餘だといふことであつた　乘圓坊の阿闍梨慶秀は鳩の杖にすがつて、宮の御前へ參つて、兩方の眼から涙をボロ／＼流して申したには、「何處までもお供を致したいと存じましたが、もう八十にもなりまして、如何にも歩きますのがつらうございますから、弟子の刑部房俊秀を代りに差出しませう。こ

の者は先年平治の戰役の時に亡くなつた左馬頭義朝の部隊について居りまして、六條河原で討死致しました相模の國の住人山の內の須藤刑部の丞俊通の子でございましたのを、少々俗縁がございますので、引取つて育てまして、よく心底のわかつて居るものでございますから、何處までもお伴れ下さいまし」といつて、淚を押さへてあとへ殘つた。宮も哀感にお誘はれになつて、「いつ何處でどうしたといふ緣もゆかりもないのに、何だつてこんなに親切に云つて吳れるのだらう」と思召して、あとからあとから出て來る淚をとめかねていらつしやる。

一二、橋合戰

さる程に宮は、宇治(1)と寺との間にて、六度まで御落馬ありけり。是は去んぬる夜御寢ならざりし故なりとて、宇治橋(2)三間引き放し、平等院(3)に入れ奉り、暫く御休息ありけり。六波羅には、「すはや宮こそ南都へ落ちさせ給ふなれ、追つ懸けて討ち奉れや」とて、大將軍には左兵衞の督知盛、頭中將重衡(4)、薩摩の守忠度、侍大將(5)には上總の守忠淸、其子上總の太郎判官忠綱、飛彈の守景家、其子飛彈の太郎判官景高、高橋判官長綱、河内の判官秀國、武藏の三郎左衞門有國、越中の次郎兵衞盛續、上總の五郎兵衞忠光、惡七兵衞景淸を先として、都合其勢二萬八千餘騎、木幡山(6)打ち越えて、宇治橋の爪(7)にぞ押寄せたる。敵平等院にと見てければ、鬨を作る事三箇度なり。宮の御方にも、同じう鬨の聲をぞ合せたる。先陣が、「橋を引いたるぞ、過すな。橋を引いたるぞ、過すな」とよみけれども、後陣は之を聞きつけず、我先に〱と進む程に、先陣二百騎餘押し落され、水に溺れて失せにけり。

新釋 其のうちに高倉ノ宮は奈良を目ざしておいでになつたが、三井寺から宇治まで行く

（1）宇治　山城宇治郡宇治川南岸の地方、今は北岸の方が宇治村、南岸の方は久世郡に屬して宇治、となつてゐる。三井寺から奈良市へ行くには當然此處を通るのが順路である。

（2）宇治橋　宇治村から宇治町へ渡されてゐる橋。大化二年道登といふ者が初めて此の橋を架けた事が寛政三年發掘された碑でわかる。今其の碑は橋寺に殘つてゐる。

（3）平等院　宇治川の南岸にある、河原左大臣源融の別業であつたのが、後陽成、宇多、朱雀の離宮となり、後又六條左大臣雅信、藤原道長等の別莊となつたが、道長の子賴通に

間で、六度まで馬からお落ちになつた。これは先夜からオチオチと御寢ならなかつたセイだといふので宇治橋の橋板を三間撤去して了つて、平等院へお入れ申し、暫く其處で御休息おさせ申した。六波羅では「そらこそ高倉ノ宮は奈良へお落ちになるのだ、追つかけてお討ち申せ」と云つて、司令官には左兵衛の督知盛、頭の中將重衡、薩摩の守忠度、侍大將には上總の守忠清、其の子の上總の太郎判官忠綱、飛彈の守景家、其の子の飛彈の太郎判官景隆、高橋の判官長綱、河内の判官秀國、武藏の三郎左衛　有國、越中の次　兵衛盛續、上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清を初として、其の勢力總計二萬八千餘騎の者が木幡山を越えて、宇治橋の北岸に押寄せた。敵は平等院に在ると見たので、鬨の聲を三度擧げて挑戰した。と、宮方の軍隊でも、同じく鬨の聲をあげて之に應じた。平軍の方の先頭部隊は、宇治橋の橋板が撤去されてあるのを見て、「橋板を剝がしてあるぞ、氣をつける橋板がないぞ、氣をつけろ」と大聲で騷ぎ立つたが、後續部隊はそれを聞きつけないで、われ先にと後から後から押して出たので、先頭部隊の二百餘騎は烈しい勢で押落されて、河の中で溺死して了つた。

さる程に、橋の兩方の爪に打ち立ちて、矢合せす。宮の御方より大矢の俊長、五智院の但馬、渡邊の省、授、續の源太が射ける矢ぞ、楯もたまらず、鎧もかけず、通りけり。源三位入道賴政は、今日を最後とや思はれけむ、長絹(1)の鎧直垂に科皮威(2)の鎧きて、わざと兜をば着給はず。嫡子伊豆の守仲綱は、赤地の錦の直垂に、黑糸威の鎧なり。弓を强う引かむがために、これも兜をば着ざりけり。

至つて之を寺としたのが永承七年（一〇五二年）の事である。天台淨土兩宗に屬する。度々の兵燹に大破して今日では本堂たる鳳凰堂だけが特別保存建造物として昔のまゝ殘つてゐる。

（4）頭・中・將・重衡・ 藏人頭兼中將。重衡は治承三年正月十九日左近權中將に四年正月二十八日藏人頭となつた。

（5）侍・大・將・ 武門の侍の中で特に選まれて一軍に將たる者のこと。或る時には軍司令官の參謀のやうにも取扱はれてゐる。後世には小隊長級のものまでも侍大將と云つた。

（6）木・幡・山・ 京都方面から伏見を經て宇治へ出る間にある山。伏見の東南約二里に當つてゐる。

（7）爪・ こゝは橋詰のこと。橋の袂。

（1）長・絹・ 張絹の事だらうといふ、強く張つ

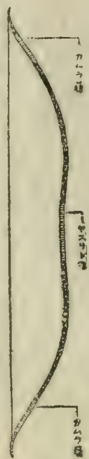
 其のうちに兩軍は、橋の兩方の袂に立つて矢合はせをした。宮方の軍から大矢の俊長、五智院の但馬、渡邊の省、授、續の源太が射擊した矢は、楯も支へ、ことが出來ず、鎧にも引つかゝらずに、貫通した。源三位入道賴政は今日こそ最後の運命だと思はれたのであらう、張絹の鎧直垂に科皮縅の鎧を著て、わざと兜は著られない。長男伊豆の守仲綱は、赤地の錦の直垂に、黑糸縅の鎧である。弓を强い勢で引かむがために、これも兜を著られなかつた。

こゝに五智院の但馬、大長刀の鞘をはづいて、唯一人橋の上にぞ進んだる。平家の方には是を見て、「唯射とれや、射取れ」とて、さしつめ引きつめ、散々に射けれども、但馬少しも騷がず。あがる矢をばついくゞり、下る矢をば躍り越え、向つて來るをば長刀にて切つて落す。敵も味方も見物す。それよりしてこそ、矢切の但馬とはいはれけれ。

 こゝに五智院の但馬は、大長刀の鞘を外して、唯一人、橋の上へ進んで出た。平軍の方では之を見て、「相手になるな、只射殺せ射殺せ」と云つて、矢をつがへては引き、つがへては引き、頻に射つゞけたが、但馬は少しも騷がず、上の方を飛んで來る矢は下へツヽと潜つて避け、下の方へ飛んで來る矢は飛び越え、正面から來るのを長刀で切つて落した。敵の方でも味方でも感じ入つて見物した。それ以來此の男の事を矢切の但馬と云つた。

た絹。
（2）科皮縅　革縅の鎧の一種、韋縅とも書く。正しくは藍染韋縅であらう。藍地を青く染めたところへ、藍染を打ちちがへた紋を白抜にした皮を細く、裁つて、それで縅したものである。

又堂衆の中に、筒井の淨妙明秀は、褐(1)の直垂に黑革縅の鎧著て、五枚兜の(2)緒をしめ、黑漆の太刀を佩き、二十四さいたる黑母衣の矢(3)負ひ、塗籠籐(4)の弓に、好む白柄の大長刀取り添へて、是も唯一人橋の上にぞ進んだる。大音聲をあげて、「遠からむ者は音にも聞け、近からむ人は目にも見給へ。三井寺には隱れなし。堂衆の中に筒井淨妙明秀とて、一人當千の兵ぞや。我と思はむ人々は寄りあへや、見參せむ」とて、二十四さいたる矢をさしつめ引きつめ、散々に射る。矢庭に敵十二人射殺し、十一人に手負せたれば、箙に一つぞ殘つた



る。その後弓をばからと投げ捨てゝ、箙も解いて捨てゝけり。貫(5)脫いで跣になり、橋の行桁(6)をさら／＼と走りける。人は恐れて渡らねども淨妙房が心地には、一條二條の大路とこそ振舞うたれ。長刀にて向ふ敵五人薙ぎ伏せ、六人に當る敵に會うて、長刀中より打ち折れて捨てゝけり。其後太刀を拔いて戰ふに、敵は大勢なり、蜘蛛手、かくなは、十文字、蜻蜓がへり、水車、八方すかさず切つたりけり。向ふかたき八人切り伏せ、九人に當る敵が、兜の鉢に、餘に强う打ち當て、目貫(7)のもとより丁と折れ、ぐつと拔けて、川へざつぶと入りにける。賴む

(1)褐・黑色に近い程の濃藍色、焦茶色。

(2)五枚兜・鉢に付いてゐる板が五枚ある兜。

(3)黑ほろの矢・鳥の兩翼ホロ羽といふ。それで作つたのがホロ羽の矢で、保呂羽又母衣羽とも書く。黑ほろとは其の黑色のもので、別に青保呂もある。

(4)塗籠籐・重籐即ち籐を隙間もなく卷きつめて、上下兩部のカムラ籐竝に中央部にある矢すり籐の三所を除き、其他を籐ごと黑漆で塗りこめたもの(下圖參照)

(5)貫・熊の毛皮製の沓で特に武裝した時に用ゐるもの、俗にモミタビとも云ふ。裏の中央部には緒のすりきれるのを防ぐために三寸ばかりの革を別に貼付してある。左足から穿くのが故實で、緒は前へとつて足首の所で左右へ交叉し、各其先端

を裏へ廻して、又足の甲の上へ持つて來て其處で結ぶのである（左圖參照）



（6）の行桁　橋梁の支柱間に縱に架してある耐力ある木材の桁。

（7）目貫　刀の欛がぬけないやうに欛の中央に穴をあけて貫き刺してある金具のこと。

所は腰刀、死なむとのみぞ狂ひける。

【新釋】又、堂衆の中に筒井の淨妙明秀は、褐色の直垂に黑革縅の鎧を著て、五枚兜の緒をしつかりと締め、黑漆塗の大刀を佩き、白柄の大長刀を取り添へて、これもやつぱり唯だ一人で、橋の上へ進んで出た。そして大きな聲を張上げて、「遠からむものは音にも聞け近からむ人は目にも見給へ。三井寺では誰知らぬ者もない堂衆の中に筒井淨妙明秀といつて一騎當千の剛勇者ぢや我こそ腕に覺えがあると思ふ人たちは、寄つて來て戰へ、お相手せうぞ」と云つて、箙の中に二十四本さしてゐた矢を、つがへては引いて放し、つがへては引いて放し、散々に射た。即座に敵を十二人射殺し、十一人に手傷させたので、箙に殘る矢は一本となつた。それからは、弓をカラリと投げ捨てゝ、箙も紐を解いて捨てゝ了ふと、穿いてゐた「貫」を脫いで、跣になつて、橋の縱桁をスラスラと走つた。外の人は恐がつて渡り得ないが、淨妙房の心持では一條二條の大通でゝもあるやうに行動した。持つてゐた長刀で向ふて來た敵を五人まで薙ぎ伏せ、六人目に當る敵に出會ふた時に、長刀が眞中から折れたので捨てゝ了つた。それからは太刀を拔いて戰ふたが、敵は大勢であるので、蜘蛛手、かくなは、十文字、蜻蛉がへり、水車と四方八方に隙も見せずに切りまくつた。手向ふて來る敵を八人まで切伏せて、九人目に當る敵の兜の鉢に、あんまり強く切當てたので、刀身は目貫の所からポキリと折れて、するりと拔けて川の中へザブリと落ち込んだ。もうあとに賴みとする所は腰刀ばかりだから、それで切死をしようと狂ひ廻つた。

こゝに乘圓坊の阿闍梨慶秀が召し使ひける、一來法師といふ大力の剛の者、淨妙

房が後に續いて戰ひけるが、行桁はせばし、側通るべきやうはなし。淨妙房が兜のしころに手を置いて、「惡しう候ふ淨妙房」とて、肩をづんと跳り越えてぞ戰ひける。一來法師討死してけり。淨妙房は這ふ〳〵返りて、平等院の門の前なる芝の上に、物具①脱ぎ棄て、鎧に立つたる矢目②を數へたれば、六十三、うらかく③矢五所。されども痛手ならねば、處々に灸治④し、頭からげ、淨衣着、弓切りをり杖につき、平足駄穿き、阿彌陀佛申して、奈良の方へぞ罷りける。其後に淨妙房が渡つたるを手本として、三井寺の大衆、三位入道の一類　渡邊の黨、我先にと走り續き〳〵、橋の行桁をこそ渡りけれ。或は分捕⑤して歸る者もあり、或は痛手負うて腹かき切り、川へ飛び入るものもあり。橋の上の戰、火出づる程にぞ見えたりける。

新釋　こゝに乘圓坊の阿闍梨慶秀の下に使はれてゐた、一來法師といふ大力の剛勇者がある。淨妙房のあとに續いて奮戰してゐたが、橋桁は狹いし脇を通つて行く事は出來ないし仕方がないので、淨妙房の兜の錣に手をかけて、「いけません。淨妙房さん」と、云つて、肩の上をウンと飛び越えると共に進んで戰ふた。しかし此の一來法師は間もなく戰死した。淨妙房は這ふやうにして漸く陣地に歸つて來ると、平等院の門前にある芝の上で武裝を解き捨てゝ、鎧に立つた矢の穴を數へて見るとちやうど六十三ケ所あつた。そして其の中で裏まで貫け通つてゐる矢が五ケ所ある。しかし何れも重傷ではないから、處々に燒

(1)物具・武具。
(2)矢目・矢の貫通した穴。
(3)うらかく・鎧の裏まで矢が貫通すること。
(4)灸治・創傷部の燒灼療法である。
(5)分捕・言海に「戰場ニテ敵ノ首ニ大小刀兜ナドヲ添ヘテ取リ來ルコト」とあるが、これだけでは意味不明瞭であるゝ恐らく古代の戰鬪に於て敗者の遺棄した品は勝者が自由に分け取りしたことから來てゐるのであらう。鹵獲。to loot, spoil

灼宿毒をして、頭部に繃帯を巻き、白の狩衣を引つかけ、持つて居た弓を折つて杖にして、平足駄を穿いて、南無阿彌陀佛々々々々々と云ひ乍ら、奈良の方へ落ちて行つた。それからは皆、淨妙房が渡つたのを手本にして、三井寺の大衆三位入道の一族、渡邊一黨、何れも我先にと幾人も走り續いて、橋の縱桁を渡つて進んだ。其の中には或は分捕品を取つて歸るのもあり、或は重傷を負うて腹を切つて川へ飛込むのもあり、橋の上の追擊戰は火の出る程にも烈しく見えた。

平家の方の侍大將上總の守忠淸、大將軍の御前にまゐり、「あれ御覽候へ、橋の上の戰手痛う候ふ。今は川を渡すべきにて候ふが、折節五月雨の比、水增つて候へば、渡さば馬人多く亡び候ひなむ。淀、一口へや向ふべき、又河内路へや廻るべき、如何がせむ」と申しければ、下野の國の住人足利又太郎忠綱、生年十七歲にてありけるが、進み出でゝ申しけるは、「淀(1)、一口(2)河内路(3)へは、天竺、震旦の武士を召して向はれ候はむずるか、それも我等こそ承りて向ひ候はむずれ。目に懸けたる敵を討たずして、宮を南都へ入れ參らせなば、吉野、十津川(4)の勢ども馳せ集つて、愈御大事でこそ候はむずらめ。武藏と上總との境に、利根川(5)と申す大河候ふ。秩父(6)足利(7)中違うて、常は合戰を仕り候ひしに、大手は長井の渡(8)、搦手はこがすぎの渡(9)より寄せ候ひしに、爰に上野の國の住人、新田入道、足利に語らはれて、杉の渡より寄せむとて設けたりける船どもを、秩父

（1）淀・宇治川、桂川の合流と、巨椋池の潟口とが會流してゐる地點にある町、京都府久世郡に屬する。

（2）一口・イモアラヒとよむ。巨椋池の西方淀に向ふ地点。今久世郡佐山村に屬してる、

（3）河内路・淀から下津屋の邊で渡河して、木津川の左岸を木津へ出る路。

（4）十津川・奈良縣吉野郡にある熊野川上流域の山間部落で、此の地の人は俠血に富み剛勇を以て稱せられてゐる。元弘二年護良親王の潜ませ給ふたのも、德川末に天誅組の人々が義兵をあげたのも此の地である。

（5）利根川・水源を群馬縣の文珠山に發して諸川を合せ、武藏下總の國界を流れ、渡良瀬川と合流して後、栗橋で又權現堂、赤堀の二川に別れ、權現堂川は更

が方より、皆破られて、申しけるは、只今こゝを渡さずば、長き弓箭の疵なるべし。水に溺れても死なば死ね、いざ渡さうとて、馬筏を作つて渡せばこそ渡しけめ。坂東武者⑩のならひ、敵を目にかけ、川を隔てたる軍に、淵瀬嫌ふやうやある。此河の深さ早さ、利根川に幾程の勝り劣りはよもあらじ。續けや殿原」とて、眞先にこそ打ち入れたれ。

新釋 平家の方の侍大將たる上總の守忠清は大將軍の御前へ參つて、「あれを御覽なされませい、宇治橋の上では激戰の最中です。此の上は川を渡渉する外はありませんが、ちやうど梅雨期で、水深が高くなつてゐますから、渡渉するとしたら、馬も人も多數に喪失するでせう。淀、一口の方から進みませうか、それとも河內街道の方から迂回行進をしませうか、どう致しませう」と申すと、其時傍で聽いてゐた下野國の住人の足利又太郎忠綱は此の時十七歲であつたが、進んで出て申したには、「淀や一口や河內街道の方へは、支那か印度の武士でも呼寄せて御進軍なさらうといふのですか、それも我々が命令を受けて行くんだつたら私は眞ッ平御免です。目前に居る敵を擊たないで置いて、高倉の宮を奈良へお入れ申したら、吉野や十津川地方の軍勢が馳集まつて來て、一層大問題になるでせう。武藏と上總との境に利根川と云ふ大きな河が御座います。秩父一黨と足利一黨との間に爭が起つて、絕えず戰爭をして居りましたが、或る時大手の方は長井の渡、搦手の方は古河の杉の渡から攻寄せて行きましたのに、此の時上野國に住んでゐる新田の入道が、足利に說きつけられて、杉の渡から襲擊しようとして用意して置いた船を、秩父方の者に皆破壞

に江戶川、中川となつて東京灣に注ぐが、本流は東方銚子に至つて海に注ぐ。河幅の最も廣い所は二十五町に餘る大河で、長さは七十三里に及んでゐる。

〔6〕秩父　有名な秩父黨のこと。畠山氏を首めとして、葛西氏、河越氏、高山氏、江戶氏、小山田氏等は即ち秩父一黨である。

(桓武平氏)
村岡忠頼─將恒─┬武基(秩父別當)
　　　　　　　　└武常(葛西氏)
─(　)─(　)─(　)─(　)─
─重綱─┬重弘
　　　　├重隆(河越氏)
　　　　├重遠(高山氏)
　　　　└重繼(江戶氏)
─┬重能(畠山庄司)─重忠
　└有重(小山田氏)

(7)足利　足利一黨を

いふ。下野國足利郡足利に根據を持てゐた。元來清和源氏で源義家の末裔である、義家の子の義國が義重、義康の二子を生んだ。其義重が新田氏の祖で義康は足利氏の祖である。

(8)長井の渡　群馬縣邑樂郡長柄村の渡津地點を指す。舊長柄鄉の地で、渡良瀨、利根二川の間にある。

(9)古河杉の渡　古河の杉の渡であらう。古河は下總猿島郡の西北境に當つてゐて渡良瀨川が思川と會流する所の東に當つてゐる。粟橋から北方二里兵要陣地として見るべき所である。

(10)坂東武者　坂東武者とは碓氷嶺の御坂から東方諸國出身の武士である。關東武士といふのと同じこと。

(11)大胡云々　大胡山上は、上野國勢多郡に

されましたので、申しましたには、只今此處を渡らなかつたら、將來永久に武士道の耻辱だらう。よし溺死するならしてもいゝ、さア皆渡らうと云つて、馬を並べて渡りましたがこれも渡ることが出來ればこそ渡つたのでせう。坂東武者の風習として、目前に敵を見ながら、川を中にしての戰爭に、水の深淺を厭つてゐることがあるものですか。此の河の深淺も流速も、利根川に比べてまさか幾らの違ひもあるまい。さア諸君、後に續けと云つて一番先に乘り込んだ。

續く人々、大胡(11)大室、深須　山上、那波の太郎、佐貫の四郎大夫廣綱、小野寺の禪師太郎　邊屋子の四郎、郎等には、宇夫方の次郎、桐生の六郎、田中の宗太をはじめとして、三百餘騎ぞ續きける。足利大音聲をあげて、「弱き馬をば下手に立てよ、強き馬をば上手になせ。馬の足の及ばうほどは、手綱をくれて歩ませよ。はづまばかいくつて泳がせよ。下らう者をば弓の弭に取り附かせよ。手に手を取り組み、肩を並べてわたすべし。馬の頭沈まば引き上げよ。いたう引きて引きかづくな。鞍壺(12)によく乘り定つて鐙(13)を強う踏め。水しとまば、三頭(15)の上に乘りかゝれ。川中にて弓引くな。敵射るともあひ引きすな。常にしころを傾けよ。いたう傾けて、天邊射さすな。馬にはよわう、水には強う當るべし。かねに渡して(16)推しおさるな。水にしなうて(17)渡せやわたせ」とおきてゝ、三百餘騎一騎もながさず、向の岸へさつとぞ打ちあげたる。

ゐた足利の支族、大室も同郡、那波は佐波郡、佐貫は邑樂郡、桐生は山田郡、田中は新田郡、小野寺と邊には、下野下都賀郡出身の名族である。

（12）鞍壺。馬の鞍の中央部で、人の乘る部分をいふ。

（13）鐙。馬に乘つた時に、左右の足を安定させて置く馬具。アブミは足踏の略。

（14）しさむ。水のよどみ滯ることだといふ。

（15）三頭。馬の琵琶股の上、尾のもとの所を三頭といふのださうな（下圖參照）

（16）かはに渡す。眞直に、直線に。

（6）水にしなふ。しなふは恰も竹のしなふやうに、斯ういふ風になること。こゝでは、水流を曲線狀に避けること。



通釋 あとにつゞく人々は、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、佐貫の四郎太夫廣綱、小野寺の禪師太郎、邊屋子の四郎、郎等では宇夫方の次郎、桐生の六郎、田中の宗太を始めとして、三百餘騎が引續いた。足利は其の時大きな聲をあげて、「弱い馬を下流へ置け、強い馬は上流の方へ廻せ。馬の足が水底へ屆く間は、手綱を延ばして自由に歩かせろ。飛上りさうになつたらグッと手綱を引き緊めて泳がせろ。溺れさうな者は弓の弭につかまらせろ。手と手をしつかり組み合はせて、肩を並べて渡せ。馬の頭が沈んだら引上げろ、しかし餘り上げすぎて引つくりかへるな。鞍壺にしつかりと腰をすゑて、鐙を強く踏張れ。水流が滯つたら馬の三頭へ乘りかゝれ。川の中では弓を引くな、敵が射ても相手になるな。始終鐙を傾けてゐろ。しかし傾け過ぎて頭の天邊を射られるな。馬にはゆるやかに、水には強く當れ。眞直に渡らうとして押落されるな。斜に水を切るやうにして渡れ」と命令して、三百餘騎の者を一騎も流さずに對岸へサッと乘上げた。

（1）朽葉・　染色としては帯黄淡紅色、織色としては、赤色に染めた緯糸と、黄色に染めた經糸とで織つたもの。

（2）高角・　兜の前立に牛又は鹿の獸角を用ゐたもの。

（3）切斑の矢・　所謂矢段まだらに羽を矧いだ矢（下圖參照）

（4）連錢葦毛・　葦毛馬で、濃淡の灰色の錢貨狀圓形の斑文が連なつてゐるもの。トラゲとも又城の石垣に似てゐる故イシカケ馬ともいふ。

（5）金覆輪・　馬の鞍の前輪と後輪とを金で覆ふたもの。

（6）俵藤太の秀郷・　藤原秀郷のこと、世に田

一三、宮の御最後

足利が其日の裝束には、朽葉(1)の綾の直垂に、赤革縅の鎧着て、高角(2)打つたる兜の緒をしめ、金作の太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢(3)負ひ、滋籐の弓持つて、連錢葦毛(4)なる馬に、柏木にみゝづく打つたる金覆輪(5)の鞍置いてぞ乘つたりける。鐙踏ん張り立ち上り、大音聲をあげて、「昔朝敵將門を亡して、勸賞蒙つて名を後代にあげたりし、俵藤太秀郷(6)に十代の後胤、下野の國の住人足利の太郎俊綱が子又太郎忠綱、生年十七歳に罷りなる。斯樣に無官無位なる者の、宮に向ひ參らせて弓を引き矢を放つことは、天の恐少からず候へども、但し弓も矢も冥加(7)のほども、平家の御上にこそ止り候はめ。三位入道殿の御方に我と思はむ人人は、寄りあへや、見參せむ」とて、平等院の門の内へ、攻め入り〳〵戰ひけり。大將軍左兵衛の督知盛之を見給ひて、「渡せやわたせ」と下知し給へば、二萬八千餘騎、皆打ち入れてわたす。さばかり早き宇治川も、馬や人にせかれて、水は上にぞたゝへたる。雜人原は、馬の下手に取りつき〳〵渡るほ



原藤太と呼んだ。
(7)冥加　冥界よりの加護、即ち神佛が守護を加へること。

ごに、膝より上をぬらさぬ者も多かりけり。おのづから外るゝ水には、何もたまらず流れたり。

新釋　足利忠綱の其の日の服裝は、朽葉織の綾の直垂に、赤革で緘した鎧を着て、高角を前立に打ちつけた兜の緒を緊め、金裝飾の太刀を佩き、箙には切斑の矢を二十四本さして負ひ、滋藤の弓を持つて、連錢葦毛の馬に、柏の木に木兎を配した模樣の金覆輪の鞍を置いて、乘つてゐた。鐙をグッと踏張つて馬上に高く背延をして、大きな聲を張り上げて、「我こそは昔、朝敵平將門を亡ぼして、賞典を受け、名を後世に轟かした俵藤太秀郷には十代の後胤、下野の國の住人足利の太郎俊綱が子に又太郎忠綱、といふ者である。今年取つて十七歳になる。この樣な位も官職もない者が、宮樣に對し奉つて弓を引き、又矢をお放ち申す事は、天に對して憚り多い事ではあるが、但し自分は上官の命令でする事であるから、射擊に付ての責任も、又神佛の援護も、一切平家の御上に歸すべきものであらう。三位入道殿の御方に、我こそ腕に覺えがあると思はれる人々は、寄つて來て戰ひ給へお相手に成らう」と云つて、平等院の門内へ、攻入つては戰ひ、攻め入つては戰ひした。此の方面の司令官左兵衛の督知盛は之に御覽になつて「皆、渡れ渡れ」と指揮されたので、二萬八千騎の平軍は全部河へ馬を乘入れて、强行渡涉をした。あれ程流れの早い宇治川も大勢の馬や人の爲に堰止められて、水は一時上流のところに、湛へられた。雜兵どもは銘々皆馬の下手の方にすがりついて渡つて行つたので、お蔭で膝から上を濡らさないで了つたものも多かつた。しかし自然決水口を得た所では、烈しい勢ひで水が奔つて、何ものも皆一氣に押流された。

（1）神無備山。奈良縣生駒郡龍田町大字神南（の一三三〇）所在の山、神南山とも又三室山ともいふ。三方に水を控へてゐる半島形の地で、山上には神丘社（一六三〇三）がある、昔は紅葉の名所であつた。

（2）龍田川。奈良縣生駒川の下流で、龍田町の西境に沿うて流れ、末は大和川に注いでゐる。

（3）網代。網の代りに河流の一部に多數の木杭を簀の目形に交又して打込み、其の後方に簗をあてゝ滿潮の時に入つた魚が、乾潮時に堰止められて殘つてゐるのを捕へる裝置。宇治川の網代に依る氷魚の漁場は古來有名である。百人一首の中にある「朝ぼらけ宇治の川霧たえ〲にあらはれ渡る瀬々の網代木」といふ歌は之を證する。

爰に伊賀、伊勢兩國の官兵等、馬筏押し破られて、六百餘騎こそ流れたれ。萠黄、緋縅、赤縅、色々の鎧の、浮きぬ沈みぬゆられけるは、神南備山（1）の紅葉の、嶺の嵐にさそはれて、龍田の川（2）の秋の暮、井堰にかゝりて流れもあへぬに異ならず。その中に、緋縅の鎧着たる武者三人、網代（3）にながれかゝりて、浮きぬ沈みぬゆられけるを、伊豆の守見給ひて、かくぞ詠じ給ひける。

伊勢武者は皆ひをどしの鎧きて宇治の網代にかゝりぬるかな

是等は皆伊勢の國の住人なり。黑田の後平四郎、日野十郎、乙部の彌七といふ者なり。中にも日野の十郎は、古兵にてありければ、弓の弭、岩のはざまにねぢ立てて搔き上り、二人の者どもをも引き上げて、助けゝるとぞ聞えし。

【通釋】此の時、伊賀、伊勢兩國出身の平軍の兵士たちは、其の激流のために組んでゐた馬筏を押破られて、六百騎ばかりは下流へドッと流された。見てゐると、萠黄や、緋縅や、赤縅や、色々の鎧を着た將士が、浮いたり沈んだりして波に漂うてゐる光景は、まるで大和の神南備山の紅葉が、峰吹く嵐に誘はれて、晩秋の龍田川の水面に落ちて、堰にかゝつて流れかねてゐるのにソックリである。其中に、緋縅の鎧を着た武士が三人、網代木に鎧を引つかけられて、浮いたり沈んだりしてゐるのを伊豆守は御覽になつて、こんな歌をお詠みになつた。

伊勢武者はみな緋縅の鎧着て宇治の網代にかゝりぬるかな

（4）伊勢武者はよく意味のわかつた歌だ。ひをごしで「緋縅」と「氷魚」とをエひかけた一種の言語遊戲だ。

是等の武士は皆伊勢の國の住人である、黑田の後平四郞、日野の十郞・乙部の彌七と云ふ者である。中でも日野の十郞は何度も實戰の經驗のある兵士であつたから、持つてゐた弓の尖を岩の間へグイと突込んで、其の反動で飛上つて、二人の戰友を引上げて助けたといふ事であつた。

〔補說〕 こゝで問題になるのはカムナビといふ言葉である。龍田川に紅葉を流すといふ美しい聯想から大和の神南山が代表的に著名に成つてゐるが、同一又は類似の名を持つた山及び村は全國に數多く散在してゐる。見當つた者だけを抄拔して見ると次の如くである。

名稱	種別	所在
神流（Kanna）	村	群馬縣上野國多野郡
神和（〃）	村	愛媛縣伊豫國溫泉郡（舊風早郡）
神名火（Kanna-BI）	山	島根縣出雲國八束郡佐太村（朝日山の別稱）
〃（〃）	山	同　簸川郡（佛經山の別稱）
〃（〃）	山	同　檜山村（大船山の別稱）
神邊（Kanna-BE）	驛	廣島縣備後國深安郡川南村
函南　Kanna-MI）	村	靜岡縣伊豆國田方郡
神南（〃）	山	愛媛縣伊豫國喜多郡

是等の中には、或は川南即ち川の南方にあるといふ位置の説明から來てゐるものも混在してゐるであらうと思はれるが、大体に於て kam.bi と云ふ地名が、單に大和だけに固有

（1）弓手　ユンデとよむ。弓を持つ方の手の意味で、即ち左の手である。

（2）唐綾縅　綾を細裂

でないことだけは、これで證明し得ると思ふ。さうすると、是等の中でどれが最も根原的な名稱であるかを決定することに依つて、其の正しい語義を知り得るわけであるが、これについては神並說、（鈴木重胤）神森說（賀茂眞淵）の二つが普通に認められてゐる。神並說は「神が並んでゐる場所」といふ意味に解くのであつて、一座の主神と共に幾多の關係的な神の共同鎭座を其の場所に認めるもので、神森說は、數の觀念とは無關渉に、其處を神のいます森と觀るのであるから、此の二說は要するにカムナビを「神の所在」と認めることに於て一致してゐるのである。大和の神南備山が、「神の所在」の意味を持つ「御室山」の名を以て別に呼ばれてゐることは、益々之を裏書してゐると云つてよい。證例にあげた「神流」又は「神和」は、k mna-bi の bi がドロップしたものと觀てよからう。

餘談　例の此の作者一流の老猾な骨法で、緊張した心持を、俄然として緩和して見せてゐる。緋縅と氷魚（ヒヲ）の幼稚な駄洒落と、伊豆守の餘り歌を詠み過ぎるのが、少からず實感を銷却するが、而も其のあとを直ぐに日野の十郞の行動で受けて、讀者を再び戰陣の氣分に引込んで行く手腕は實に慣れたものだ。

大勢皆渡つて、平等院の門のうちへ、攻め入り攻め入り戰ひけり。このまぎれに、宮をば南都へ先立たせ參らせ、三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆、殘り止つて防矢射けり。源三位入道は、七十に餘つて軍して、弓手⑴の膝口を射させ、痛手なれば、心靜に自害せむとて、平等院の門の內へ引き退く處に、敵襲ひかゝれば、次男源太夫の判官兼綱は、紺地の錦の直垂に、唐綾縅⑵の鎧着て、白月

毛(3)なる馬に、金覆輪の鞍置いて乘り給ひたりけるが、父を延さむがために、返し合せ／＼防ぎ戰ふ。上總の太郎判官が射ける矢に、源太夫判官、内兜(4)を射させてひるむ處に、上總の守が童次郎丸といふ大力の剛の者、萠黄匂の鎧着、三枚兜の緒をしめ、打物の鞘をはづいて、源太夫判官に押し並べて、むずと組んで、どうと落つ。源太夫判官は、大力にておはしければ、次郎丸を取つておさへて首をかき、立ち上らむとする所に、平家の兵ども十四五騎落ち重つて、終に兼綱を討つてけり。伊豆の守仲綱も散々に戰ひ、痛手數多負うて、平等院の釣殿(5)にて自害してけり。其頸をば、下河邊の藤三郎淸親取つて、大床の下へぞ投げ入れたる。六條藏人仲家、その子藏人太郎仲光も、散々に戰ひ、一所にて討死してけり。此仲家と申すは、故帶刀先生義方が嫡子なり。然るを父討たれて後、孤にてありしを、三位入道養子にして、不便にし給ひしかば、日比の契約を違へじとや、一所で死にけるこそむざんなれ。



して疊み重ね、之を糸に代用して緘した鎧。

(3)白月毛・帶白赤色の馬が月毛で、其の帶白分の殊に多いのが白月毛である。

(4)內兜・冑の眉庇の內部即ち顏面。眉庇は下圖參照。

(5)釣殿・曾て平等院が河原左大臣即ち源融の別業だつた時には、其下を宇治川が流れてゐた。其處で左大臣が魚を釣つたといふ由緒のある名所である。瓦屋であつて北向に建つてゐる。頻回の兵火にも燒けずに今日も猶殘つてゐる。特別保護建造物の一つ。

新譯　大部隊の將卒が皆渡河して了ふと、平軍は平等院の門內へ、攻め込んでは戰ひ、又攻め込んでは戰うた。賴政軍の方では、其のドサクサ紛れに、高倉ノ宮を、奈良へ先へお立たせ申して、三位入道の一族や渡邊一黨、三井寺の大衆たちは皆踏み止まり、防禦陣地を布いて、射撃した。源三位入道はもう七十餘にもなつてゐるのに、若い者にも劣らず奮戰してゐたが、左足膝關節に貫通矢創を負うたのが、重傷だつたので、心靜に自殺して死なうと思つて、平等院の門內へ退却しようとするところへ、敵兵が襲撃して來たので、次男の大夫判官兼綱は、此の日は紺地の錦の直垂に唐綾縅の鎧を着て、白月毛の馬に金覆輪の鞍を置いて乘つてゐられたが、父の賴政を出來るだけ遠く逃げ延びさせようとして、引返しては戰ひ引返しては戰ひ防戰した。其の時上總の太郎判官が射て放した矢に、兼綱は兜の眉庇の內部を射られたので、思はずハツとしたところを、上總の守の侍童の次郎丸といふ大力の剛勇者が、萌黃ぼかしの鎧を着て、三枚兜の緒を締め、刀を拔いてかゝりさまに兼綱に飛びかゝつて、しつかりと組むと、ドサリと地上へ倒れた。兼綱は大力でいらつしたから、次郎丸を取つて押さへて、首を切つて、今や立上がらうとせられたが、ちやうど其處へ、平家の兵士が十四五騎も驅けつけて來て、折重なつて押さへつけて、到頭此の大夫の判官を討取つた。長男の伊豆守仲綱も散々に奮鬪して、多數の重傷を負うたので、平等院の釣殿で自殺した。其の首は下河邊の藤三郎清親が取つて、廣緣の下へ投込んだ。六條の藏人仲家と、其の子の藏人太郎仲光も散々に戰うて、同じ場所で戰死した。此の仲家といふのは亡くなつた帶刀先生義賢の長男である。父が討たれてからは孤兒でゐたのを、三位入道が引取つて養子にして、かはいがつておやりになつたから、平素の誓言に背くまいとてか、同じ所で死んだのは悲慘であつた。

（1）十念・無量壽經に「乃至十念」觀無量壽經に「具足十念稱南無阿彌陀佛」とある。阿彌陀佛の稱號を十回稱へて念ずることをいふ。

三位入道、渡邊長七唱を召して、「我頸打て」と宣へば、主の生頸打たむずるこその悲しさに、「仕るとも存じ候はず。御自害候はゞ、其後こそ賜り候はめ」と申しければ、實にもとや思はれけむ、西に向ひ手を合せ、高聲に十念(1)唱へ給ひて、最後の詞ぞあはれなる。

　埋木の花咲くこともなかりしに身のなるはてぞかなしかりける。

是を最後の詞にて、太刀の先を腹に突き立て、俯樣に貫かつてぞ失せられける。その時に歌詠むべうはなかりしかども、若うよりあながちに好いたる道なれば、最後の時も忘れ給はず。その頸をば長七唱が取つて、石に括り合せ、宇治川の深き所に沈めてけり。


三位入道は、渡邊長七唱を呼んで、「俺の首を斬れ」と仰せられたが、唱は現在生きてゐる主人の首を斬るのが悲しさに、「私には出來ようとも思へません。御自害遊ばしましたら、そのあとで頂戴致しませう」と申すと、尤もだと思はれたのであらうか、西の方へ向いて手を合はせて、聲高く南無阿彌陀佛と十度お唱へになつて、最後にお詠みになつた辭世の歌こそあはれなものであつた。

　埋木の花咲くこともなかりしにみのなる果ぞ悲しかりける

と、之を最後の詞にして、持つて居た太刀の切先を腹にグツと突立て、うつむけに刺し貫かれて死なれた。そんな場合に歌を詠んでる所ではなかつたが、若い時から非常に好んで

ゐられた風流の道であるから、最後の時にも其の心持をお忘れにならなかつたのである。

其の首は長七唱が切つて、大きな石に縛りつけて、宇治川の深いところへ沈めた。

平家の侍ども、如何にもして、競瀧口をば生捕にせばやと窺ひけれども、競も先に心得て、散々に戰ひ、痛手數多負ひ、腹掻き切つて死にゝける。圓滿院の大輔源覺は、今は宮も遙に延びさせ給ひぬらむとや思ひけむ、大太刀、大長刀、左右に持つて敵の中をわつて出で、宇治川へ飛んで入り、物具一つも捨てず、水の底を潜つて、向の岸にぞ着きにける。高き所に走り上り、大音聲をあげて、「如何に平家の君達、是までは御大事かよう」といひ捨てゝ、三井寺へこそ歸りけれ。

新釋　平家の武士たちに、どうにかして競の瀧口を捕虜にしようと思つてつけ覘つてゐたが、競の方でも豫期してゐたので、散々に奮闘して多數の重傷を負ふて、自分で腹を切つて死んで了つた。圓滿院の大輔源覺に、もう今頃は高倉ノ宮も、ずつと遠くへお逃げ延びになつたらうと思つたものか、大太刀と大長刀とを、左の手と右の手とに持つて、敵の包圍線を突破すると、宇治川へ飛込んで、つけてゐた武具を一つも捨てずに、水中を潜つて對岸へ泳ぎついた。そして高い所へ走り上がつて、大きな聲をあげて、「どうです、平家の若紳士たち、こゝまでは御大儀かよーツ」と云ひ捨てゝ、三井寺へ歸つた。

飛驒の守景家は、古兵にてありければ、このまぎれに、宮は定めて南都へや落ちさせ給ふらむとて、混甲四五百騎、鞭鐙を合せて追つ懸け奉る。案の如く、宮

は三十騎ばかりで落ちさせ給ふ所を、光明山(1)の鳥居の前にて追つ附き奉り、雨の降る樣に射奉りければ、何れが矢とは知らねども、矢一つ來つて、宮の左の御側腹に立ちければ、御馬より落ちさせ給ひて、御頸取られさせ給ひけり。御伴申したる鬼佐渡、荒土佐、荒大夫、刑部俊秀も、命をば何のためにか惜むべきとて、散々に戰ひ、一所にて討死してけり。

新譯 飛騨家景家は老功の武士であつたから、このドサクサ紛れに高倉ノ宮はきつと奈良の方へお落ちになつたらうといふので、すつかり武裝した四五百騎の者が、鞭をあげて鐙を同時に踏張ると、全速力でお追ひかけ申した。するさ豫期通り、宮は三十騎程に守られてお落ち延びになるところを、光明寺の鳥居の前でお追ひつき申して、雨の降るやうに矢をお射かけ申すと、どの矢だかは分らないが、矢が一筋飛んで來て、宮の左の御脇腹に立つたので、御落馬遊ばして、お首をお取られになつた。お供申してゐた鬼佐渡・荒土佐、荒大夫、刑部俊秀などの人々も、今は命を何の爲に惜む事があらうと、散々奮戰して、同じ所で戰死を遂げた。

其の中に乳母子の六條の亮大夫宗信は、新野が池(1)へ飛んで入り、浮草顏に取り蔽ひふるひ居たれば、敵は前をぞ打ち通りぬ。やゝありて、敵四五百騎、さゞめいて歸りける中に、淨衣着たる死人の頸もなきを、蔀の下より舁き出いたるを見れば、宮にてぞおはしましける。「我死なば御棺に入れよ」と仰せられし小枝と

(1)光明山　京都府久世郡富野莊村觀音堂にある。宇治から奈良への大和街道にある寺。新義眞言宗に屬してゐる。本尊は行基菩薩の作だと傳へられる十一面の千手觀音像である。今此の附近に高倉ノ宮の御冑を祭つたといふ冑明神社がある。

(1)新野ケ池　不明。

（1）木津　京都奈良間を繋ぐ大和街道の重要點で、奈良からは一里三〇町、京都からは八里三十五町ある。東大寺建立用の木材が到着して揚陸した所だから木津の名があるさ傳へられる。地は京都府相樂郡に屬してゐる。

聞えし御笛をも、未御腰にさゝせまし〱ける。走り出でゝ取り附き奉らばやとは思へども、怖ろしければ、それも叶はず。敵皆通つて後池より上り、濡れたる物どもしぼり著て、泣く〱都へ上りたりけるを、惡まぬ者こそなかりけれ。

通釋　其の中に宮の御乳母子の六條の亮の大夫宗信は、新野ヶ池へ飛込んで、浮草で顔をかくしてブルブル慄へてゐるさ、いゝ工合に敵は其の前を通つて行つた。暫くすると、敵が四五百騎ワイワイ云つて歸つて來た中に、白い淨衣をつけた死人の頸のないのを、蔀の下から引張り出したのを見るさ、それが高倉の宮でいらつした。「麿が死んだら棺の中へ入れてお吳れ」さ仰やつた小枝さ申した御笛も、チヤンさまだお腰にさしておいでになつた。宗信は餘つ程走つて出ておすがりつき申さうさ思つたが　敵が恐ろしさに、それも出來ず、敵が皆通り過ぎて了つてから、漸く池から這ひ上つて、濡れた着物を絞つた上で着直して、涙乍らに又都へ上つた其の卑怯な態度を、爪彈きして憎まない者はなかつた。

さるほどに、南都の大衆七千餘人、兜の緒をしめ、宮の御迎に參りけるが、先陣は木津（1）に進み、後陣は未興福寺の南大門に（2）ぞゆらへたる。宮ははや光明山の鳥居の前にて、討たれさせ給ひぬと聞えしかば、大衆力及ばず、涙を抑へて止りぬ。今五十町ばかり待ちつけさせ給はで討たれさせ給ひける、宮の御運の程こそうたてけれ。

　其のうちに、奈良の興福寺では出兵準備が出來たので、七千餘人の大衆が、何れも

兜の緒を堅く緊めて、宮のお迎へに參つたが、先頭は木津に進んでゐるのに、後續部隊はまだ興福寺の南大門あたりにゴチャゴチャしてゐるといふ大部隊であつた。しかし、高倉ノ宮はもう光明寺の鳥居前でお討たれになつたと云ふ情報が達したので、大衆は最早何とすることも出來ないで、淚を抑へて前進を中止した。もう五十丁ほどのところをお待ちされになれないでお討たれになつた宮樣の御不運さこそ情ない事であつた。

(2)後陣は云々に　本當は36+30=66町である。此長さの間に先陣は木津に進み、後陣は南大門にゐたといふと
66町×60=3960間
3960間×6=23760尺
$23760 \div 7000 = \frac{3139}{350}$
約三尺毎に一人がゐた勘定だ。

一四、若宮御出家

平家の人々、宮並に三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆、都合五百餘人が頸切つて、太刀、長刀の先に貫き、高くさしあげ、夕に及んで六波羅へ歸り入り、兵ども勇み訇る事夥し。中にも三位入道の頸(1)をば、長七唱が、宇治川の深き所に沈めてければ、見えざりけり。子供の頸をば、あそこゝより皆尋ね出されたり。中にも宮の御頸をば、常に參り通ふ人もなかりしかば、誰見知り參らせたる人もなし。典藥頭定成こそ、先年御療治のために召されしかば、それぞ見知り參らせたるにこそとて召されけれども、現所勞とて參らず。又六波羅より、常は、宮の召され參らせける女房とて、尋ね出されたり。御子數多產み參らせなごして、さしも御契淺からざりしかば、なじかは見損じ奉るべき。唯一目見參らせて、袖を顏に押し當てて淚を流しけるにぞ、やがて宮の御頸とは知つてける。

新釋 平家の人々は、高倉ノ宮や三位入道の一族、渡邊一黨、三井寺の大衆、總計五百人餘りの首を斬つて、太刀や長刀の尖頭に突刺して高く差し上げ、夕暮頃になつて六波羅へ凱旋したが、兵士たちの勇み立つて大騷ぎすることつたらない。其の中で、三位入道の首

(1)三位入道の頸…見えざりけり　源頼政、仲綱、兼綱、仲宗等の首は京都で梟首せられたが「三品禪門(頼政)ノ首ハ、彼ノ面ニ非ザル由、歌云々」と吾妻鏡にもある。

は、長七唱が宇治川の深い所へ沈めたので見當らなかつた。其の子どもの首は、あつちこつちから皆探し出された。其中で高倉ノ宮の御首級は、平生參候し慣れてる者もなかつたから、誰もお見知り申してゐる者がなかつた。典薬の頭の定成は、先年御醫療の爲に召された事があるから、あの者ならお見知り申してゐるだらうといふので御召喚になつたが、現在病氣で臥床中だからと申して參らない。それで別に又六波羅の方で内偵して、いつも宮樣のお身近くへお召しに預かつた女といふのが探し出された。お子樣を幾人もお持ち申したりしてゐる程に御寵愛の深い人だつたから、どうしてお見損ひ申す事があらう、只一目お見上げ申すと、顔に袖を當てゝワッと泣伏したので、直ぐに高倉の宮のお首に違ひないことが判明した。

（1）八條の女院　鳥羽天皇の第三皇女たる暲子内親王、二條天皇の准母で、應保元年十二月、院號を賜はつた。

此宮は、腹々に御子の宮達數多おはしまりけり。八條の女院(1)に候はれける伊豫の守盛教が女、三位局と申しける女房の腹に、七歳の若宮、五歳の姫宮おはしましけり。入道相國の弟、池の中納言頼盛卿を以て、八條女院へ申されけるは「姫宮の御事は申すに及ばず、若宮をば疾く出し參らさせ給へ」と申されたりければ、女院の御返事に、「かゝる聞えのありし曉、御乳の人なンどが、心幼う具し奉りて失せにけるにや、全く此の御所には渡らせ給はず」とぞ仰せける。頼盛の卿歸り參つて、此由かくと申されければ、「何條其御所ならでは、何處へか渡らせ給ふべかんなるぞ。其儀ならば、武士ども參つて捜し奉れ」とぞ宣ひける。此中納言は、女院の

御乳母宰相殿と申す女房に相具して、常は參り通はれければ、日比はなつかしうこそ思し召しつるに、此宮の御事申しに參られたれば、何時しか疎ましうぞ思し召されける。若宮、女院に申させ給ひけるは、「是程の御大事に及び候上、終には遁れ候ふまじ。早々出させおはしませ」と申させ給ひければ、女院御涙を流させ給ひて、「人の七つ八つは、未何事をも聞き別かぬ程ぞかし。それが御身ゆゑかゝる大事の出で來たるを、片腹いたくおぼして、かやうに仰せらるゝことよ、よしなかりける人を、此六七年手馴して、今日はかゝる憂き目を見るよ」とて、御涙せきあへさせ給はず。頼盛卿、若宮の御事重ねて申しに參られければ、女院力及ばせ給はず、遂に出し參らせ給ひけり。

新釋　此の高倉の宮は、御關係のあるそれぞれの婦人のお腹に、お子樣が大勢おありに成つた。八條の女院にお仕へ申されてゐる伊豫守盛教の息女の三位の局と申した婦人の腹にも、七つの若宮と、五つの姫宮とがおいでに成つた。入道太政大臣は弟の池の中納言頼盛卿をして、八條の院へ申さしめられたには、「姫宮の御事は問題に致しませ〳〵。若宮を早くお出し申されるやうに」との事であつたが、其の時女院の御返事として、「そんな噂があつた日の明方に、お乳の人か何かが、淺はかな考へからお伴れ出し申して、何處へ行つて了つたのか、全く此の御所にはいらつしやらない」と仰せられた。頼盛卿が父の所へ歸つて參つて、其の由を申されると、「何アに、あの御所でなくて、何處へいらつしやるもの

か。さういふ事なら武士ども參つてお探し申せ」と入道は云はれた。此の池の中納言は、女院の御乳母の宰相殿と申す婦人と夫婦になつてゐて、よく女院の御所へお通ひ慣れになつてゐたから、今までは懷かしう思召してゐたのに、今度此の若宮の事を申しに參られたので、いつの間にか、イヤになつてお了ひになつた。若宮が女院に申されたには、「これ程事件が大きくなつて了つた上は、所詮のがれられますまい。どうぞ早く私を六波羅へお突出し下さい」と申されると、女院は涙をお流しになつて、「人の七つ八つといへば、まだ何も聞分のない年頃です。それだのに御自身のために、こんな大騷ぎが起つたのを氣の毒に思召して、まアそんな事を仰しやる。あゝ、由ないお方を此の六七年手なづけて、今日はこんな情ない目を見ますわい」と仰しやつて、お涙を止めきれないでいらつしやる。其のうちに又、頼盛卿が、若宮の御事を重ねて申しに參られたので、もう女院のお力にはお及びにならないで、到頭若宮をお出しになつた。

御母三位局、今をかぎりの御別なれば、さこそは御なごり惜しうも思し召されけめ。さてしもあるべきことならねば、泣く〳〵御衣きせ參らせ、御ぐし搔き撫でゝ、出し參らせ給ふも、只夢とのみぞ思はれける。女院を始め參らせて、局の女房、女の童に至るまで、涙を流し袖を濡さぬはなかりけり。頼盛卿、若宮を受け取り參らせ、御車に乘せ奉つて六波羅へ渡し奉る。前右大將宗盛卿、此宮を見參らせて、父の禪門の御前におはして、「前世の事にや候ふらむ、若宮を唯一目見參らせて候へば、餘に御いたはしう思ひ參らせて候。何か苦しう候ふべき。

此宮の御命をば、枉げて宗盛に賜ひ候へかし」と申されければ、入道いかゞ思はれけむ、「さらば疾う御出家をせさせ奉れ」とぞ宣ひける。宗盛の卿、八條の女院へ此由申されたりければ、女院、「何の様もあるべからず、只疾う〳〵」とて、御出家せさせ奉らる。釋氏(一)に定らせ給ひしかば、法師になし参らせて、仁和寺の御室の御弟子になし参らせ給ひけり。後には東寺の一の長者、安井の宮の大僧正道尊と申しゝは、此の宮の御事なり。


御生母の三位の局は、此の世でこれが最後のお生き別れであるから、嘸お名殘惜しく思召した事であらう。しかしいつまでさうしていらつしやれる事でもないから、涙ながらにお召物をお着かへさせ申して、お髮を櫛で掻き揃へて、お出し申されるにつけても、只もう夢かとばかり思召した。女院を御初めさして、部屋持の女官、召使の少女までが皆誰一人涙を流して袂をぬらさない者は無かつた。賴盛卿は若宮をお受取り申すと、お車にお乘せ申して、六波羅へお伴れ申された。前右大將宗盛卿は此の宮をお見上げ申して、父の入道の御前へ行かれて、「前世の緣でゝも御座いませうか、若宮を唯だ一目お見上げ申しましたら、あんまりおいたはしいとお思ひ申す氣が出ました、別に差支もございますまいから、此宮のお命を、どうか枉げて此の宗盛に戴かせて下さいませ」と申されると、入道はどう思はれたか、「それぢやア早く御出家をおさせ申せ」と仰やつた。宗盛卿から八條の女院へ其の事を申されると、女院は「何の異議もありません、只早々其の通りに計らふて下さい」と仰やつて、御出家をおさせ申される。さういふわけで御出家をなさる事に

(一)釋氏　僧侶のこと

決定したので、法師姿におさせ申して、仁和寺の御室のお弟子にお成らせ申された。後に東寺の第一の長老安井の宮の大僧正道尊と申したのは、此の宮の御事である。

奈良にもまた御一所おはしけるを、御めのと讃岐の守重秀が御出家せさせ奉り、具し奉りて北國へ落ち下りたりしを、木曾義仲の上洛の時、主にし參らせむとて、還俗せさせ奉り、具足し奉りて都へ上りたりければ、木曾が宮とも申し、又還俗の宮とも申す。後には、嵯峨の邊、野依(1)にましましければ、野依の宮とも申しき。

新釋 奈良にも別に又お一方いらつしたのを、お守役の讃岐の守重秀が御出家をおさせ申して、北國へ落ちていつたが、後に木曾義仲が上洛する時に、皇位にお附け申さうと思つて、還俗をおさせ申した上、お連れ申して京都へ上つたから、此のお方の事を木曾の宮とも申し、又還俗の宮とも申し上げる。後には嵯峨地方の野依においでになつたから野依の宮とも申上げた。

昔通乘(1)といつし相人あり。宇治殿(2)二條殿(3)をば、君三代の關白、共に御年八十(4)と申したりしも違はず。帥の内の大臣(5)を、流罪の相(6)ましますと申したりしも違はず。又聖徳太子の、崇峻天皇を横死の相ましますと申させ給ひたりしが、馬子の大臣に殺されさせ給ひぬ。必ず相人としもあらねども、上古にはかうこそめでたかりしか。是は一向、相少納言が不覺には非ずやとぞ、人申しける。

(1) 野依　古書にも「其ノ所ヲ知ラズ」とある。不明。

(1) 通乘　一本には道乘とある。古事談にある洞昭の事だらうといふ説もある。

(2) 宇治殿　宇治に別墅のあつた藤原頼通のこと、寛仁三年十二月二十五日、二十八歳で關白になつた。

新釋 昔通乘といつた人相見があつた。宇治殿と二條殿との骨相を觀て、お父君と揃つて三代の關白で、お二方共お年は八十以上の御長壽ですと申したのも其の通りだつたし、帥の內大臣伊周公を流罪の相がおありになると申したのも違はなかつた。又聖德太子が、崇峻天皇の御事を、横死の相がおありになると申されたが、果して馬子の大臣にお殺されになつた。必ず人相見でなくとも、昔の人はかういふ風に觀相術に長じてゐたものだ。それだのに此の高倉ノ宮の御事はどうだ、これは全然相少納言の失敗ぢやないかと、世間の人は申した。

中比兼明親王(6)、具平親王(7)と申しゝは、前中書王(8)、後中書王とて、共に賢王聖主の皇子にて渡らせ給ひしかども、終に位には卽かせ給はず。されども何時かは御謀叛起させ給ひたりき。又後三條院第三の皇子輔仁親王(9)と申しゝは、御才學勝れておはしましければ、白河院未だ春宮の御時、御位の後は此宮を位に卽け參らさせ給へと、後三條院御遺詔ありしかども、白河院いかゞ思し召されけむ、終に位には卽け參らさせ給はず。せめての御事にや、輔仁親王の御子の宮(10)に、源氏の姓を授け參らさせ給ひて、無位より一度に三位に叙して、やがて中將になし參らせて、三位の中將とぞ申しける。一世の源氏、無位より三位することは、嵯峨の皇帝の御子、陽成院の大納言定卿(11)の外は、是始とぞうけたまはる。花園の左大臣有仁公の御事なり。

（3）二條殿　頼通の弟教通のこと、治暦四年四月十六日、兄頼通に代つて關白となつた。

（4）共に御年八十　頼通は延久六年二月二日八十三歳で、教通は承保一年九月二十五日の午前六時に八十歳で死んだ。

（5）師の內の大臣　藤原伊周のこと。攝政道隆の二男、二十一の年の正暦五年八月二十八日に、三人を飛越して權大納言から一躍、內大臣となつたが、一條天皇の長德二年四月二十四日、事に坐して太宰權帥に左遷された、帥の內大臣といふのは之が爲である。

（6）兼明親王　醍醐天皇第九の皇子。

（7）具平親王　村上天皇第六の皇子。

（8）中書王　中務卿の唐名、

【通釋】中務兼明親王、具平親王と申したお方々は、前中書王、後中書王と云つて、共に賢王聖主と呼ばれ給ふた天皇の皇子でいらせられたけれども、到頭皇位にはお即き遊ばさなかつた。しかしそれだからと云つて、いつ御謀叛をお起しに成つたらうか。又、後三條天皇の第三皇子輔仁親王と申したお方は、御才學が優秀でいらつしたから、白河の院がまだ皇太子時代に、御即位になつたら此の宮を次の皇太子になさるやうにと、後三條の院が御遺詔になつたが、白河の院はどういふ思召があつてか、到頭皇太子にはお立てにならなかつた。しかしせめてはと云ふおツモリだつたのか、其の輔仁親王の御子の宮に源氏の姓をお授け申されて、無位から一足飛に三位に叙して、直ぐに右中將にお任じ申されたので、之を三位の中將と申した。一代源氏が、無位から三位になることは、嵯峨天皇の御子の陽成院の大納言定卿の例を除いては、これが最初だと拜承した。斯く云ふのは花園の左大臣有仁公の御事である。

されど今度の高倉宮の御謀叛に依つて、調伏(1)の法承つて行はれける高僧たちに勸賞ども行はる。前右大將宗盛卿の子息、侍從淸宗、三位に叙(2)して、三位侍從とぞ申しける。今年十二歲。父の卿は(3)、此齡では、僅に兵衞佐までこそ至られしか。忽に上達部(4)に上り給ふ事、一の人(5)の公達の外は、是始とぞうけたまはる。さる程に、源以仁(6)并に三位入道賴政父子追討の賞とぞ聞書にはありける。正しい太上法皇の皇子を射奉るだにあるに、剰へ凡人になし奉るぞあさまし

（9）輔仁親王。無品三の宮と申したお方。

（10）御子の宮。後花園左大臣有仁公、後三條院の第三親王輔仁の皇子である。鳥羽天皇の元永二年源氏となり、同日に從三位右中將となつた。左大臣任官は崇徳天皇の保延二年である。

（11）陽成院の大納言定。卿。四條大納言ともいつた。嵯峨天皇第八王子。天長五年源姓を賜ひ、同十年正月、無位から從三位に叙し、貞觀元年大納言に任じた。

（1）調伏。呪詛すること、調は調御、伏は降服を意味する。眞言でも天台でもする。眞言の一種で、不動、降三世、軍茶利、大威德、金剛夜叉等の忿怒の五大尊を本尊として修する。怨敵歷代の祈りである。

（2）清宗三位に叙す。平宗盛の長男。治承四

き。　**源以仁とは、此高倉宮の御事なり。**

【新譯】　されば、今度の高倉の宮の御謀叛事件について、調伏の修法を言ひつかつて行はれた高僧たちに、賞與を行はれる。前右大將宗盛卿の子息の侍從清宗は、三位に叙せられて三位の侍從と申した。今年十二歳である。父の宗盛卿は其の年では、僅に兵衛の佐まで陞任されたものだつた。こんなに早く公卿に上つたこさは、攝政關白の令息以外では、これが最初の例ださ聞いた。それはさうと、此の陞叙は、源の以仁、並に三位入道頼政父子追討の賞であるさ聞書には書かれてあつた。正しく太上法皇の皇子であらせられるお方を御射擊申上げるさいふ事さへ恐れ多いのに、お負けに臣下に押下ろし奉るといふのに、實に非難すべき事である。源の以仁さは此の高倉の宮の御事である。

年五月三十日、父宗盛卿が源以光並頼政法師等を追討した賞として從四位上から從三位に陞叙せられた。時に年十歳であつた。

（3）父の卿は云々・宗盛は保元二年其十一歳の時に五位になつて、平治元年十三で遠江守、永曆元年十四で右兵衛佐、同二年十五で、從五位上、

（4）上達部・關白以下三位以上を公卿さも又上達部とも稱する。

（5）一の人・攝政關白のこと。攝關たる人は必ず宮中に於て席次第一の座の宣旨を受けるからである。

（6）源以仁・罪名を加へて逮捕令狀を發するについて、特に臣籍に落して以仁王を、源以仁さしたのである。百鍊抄には「御名以仁ヲ源以光ト改ム」とある。

一五、鵺

抑此源三位入道頼政は、攝津守頼光に五代、三河守頼綱が孫、兵庫頭仲正が子なりけり。保元の合戰の時(1)も、御方にて先をかけたりしかども、させる賞にも預らず、又平治の逆亂にも、既に親類を棄てゝ參じたりしかども、恩賞是疎なりき。大內守護にて、年久しうありしかども、昇殿をば許されず。年たけ齡傾いて後、述懷の和歌一首詠みてこそ、昇殿(2)をばしたりけれ。

　人知れぬおほうち山の山守は木がくれてのみ月を見るかな。

これに依つて昇殿を許され、正下の四位(3)にて暫くありしが、猶三位(4)を心にかけつゝ、

　のぼるべき便なき身は木の下にしひをひろひて世をわたるかな

さてこそ三位はしたりけれ。やがて出家(5)して、源三位入道頼政とて、今年は七十五にぞなられける。

 抑も此の源三位入道頼政は、攝津守頼光からは五代目、三河の守頼綱には孫、兵庫

（1）保元の合戰の時　保元の亂の時には、頼政は一族郎黨を隨へて後白河院の御方に屬して先陣したといふのだ。保元物語にも「兵庫頭源頼政に從ふ兵誰々ぞ、先づ渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衛、連源太、與右馬允、競瀧口、丁七唱を始めとして、二百騎ばかりなり」とある。

（2）年たけ齡傾きて…昇殿　頼政が院の昇殿を許されたのは保元三年十二月、五十三歲の時、內裡の昇殿を許されたのは仁安元年十二月三十日、六十一歲の時である。

（3）正下の四位　頼政

頭伸政には子に當るものであつた。保元の戰爭の時もお味方について戰線では先登第一の働きをしたけれども、指してこれといふ程の行賞にも預らず、又平治の叛亂の時にも、現に親類の交誼を拋棄して馳參じたけれども、恩賞はこれ亦菲薄であつた。皇居の警衞役を長年の間勤務して居たけれども、容易に昇殿の特許はなく、老年になつて死期が近づいて後に、鬱憤を述べた和歌を一首詠んで、初めて昇殿ができたのである。即ち

人知れぬ大内山の山守は木がくれてのみ世をわたるかな

此の歌の德によつて昇殿を許されて、正四位下で暫く居たが、其の上に三位になりたいと云ふ望を懸けて、

昇るべきたよりなき身は木の下にしひを拾ひて世をわたるかな

此の歌を詠んだので三位にはなつたのだつた。間もなく出家して源三位入道頼政と呼ばれた。今年取つて七十五歳になられたのである。

此人一期の高名と思しきことは多きが中にも、殊には仁平の比ほひ、近衛院御在位の御時、主上夜な〳〵おびえさせ給ふ(1)事ありけり。有驗の高僧、貴僧に仰せて、大法秘法を修せられけれども、その驗なし。御惱は、丑の刻ばかりの事なるに、東三條の森の方より黑雲一叢立ち來つて、御殿の上に蔽へば、必ずおびえさせ給ひけり。是によつて公卿僉議ありけり。去んぬる寛治(2)の頃ほひ、堀河院御在位の御時、主上しかの如くおびえたまぎらせ給(3)ひけり。其時の將軍義家(4)朝臣、南殿(5)の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及んで鳴絃(6)する事三度の後、

が正四位下になつたのは承安元年十二月九日の六十六才の時である。

（4）三位・頼政は治承二年正月二十四日七十三才で從三位に叙せられたのである。傳ふる所に依ると、これは清盛の同情的執奏に依るものだと云はれてゐる。

（5）やがて出家・頼政の出家は治承四年二月である。

（1）おびえさせ給・おびえる、魘はる、うなされる、皆同義語だ。幼兒期に於ての此の種の發作は、夜恐症に普通の症状であるが、傳說に依ると、此の時の出來事は仁平三年四月であると云はれてゐる。さすれば近衛天皇は當時既に御十五才である。

から夜恐性であるとは思はれない。成人がうなされるのは消化器若くは呼吸器系統疾患のある場合に多い。

(2)寛治。堀河天皇第一期の年號(一七四七・四・七日—一七五四・一二・一五日)

(3)たまぎらせ給ふ。靈魂の斷滅せんとする狀態、即ち強烈なる驚怖に依る心臓の刺戟。

(4)將軍義家。源義家のこと、義家は永保三年陸奧守兼鎭守府將軍となつた。

(5)南殿。紫宸殿のこと、内裏の中央から少し南にある。正殿中の最南部にあるから南殿とも南大殿ともいふのである。

(6)鳴弦。弓の弦を彈いて音高く鳴らす事。斯くすると惡魔が恐れて退散するといふのである。弦打とも云た。源氏物語の夕顔の巻に

高聲に前陸奧國守源義家と名のりたりければ、聞く人身の毛よだつて、御惱必ず怠らせ給ひけり。然れば則ち先例に任せて、武士に仰せて警固あるべしとて、源平兩家の兵の中を選ばせられけるに、此賴政をぞ選び出されたりける。其時は未兵庫頭(7)にて候はれけるが、申されけるは「昔より朝家に武士を置かるゝ事は、逆反の者を退け、違勅の輩を亡さむが爲なり。目にも見えぬ變化の物仕れと仰せ下さるゝ事、未承り及ばず」と申しながら、勅宣なれば、召に應じて参内す。賴政賴み切つたる郎等、遠江の國の住人猪早太(8)に、母衣の風切(9)はいだりける矢負はせて、唯一人ぞ具したりける。我身は二重の狩衣(10)に、山鳥(11)の尾を以て作いだりける鋒矢(12)二筋、滋籐の弓に取り添へて、南殿の大床に伺候す。賴政矢二手挾みけることは、雅賴(13)の卿、其時は未左少辨にておはしけるが、變化の物仕らむずる仁は賴政ぞ候ふらむと、選み申されたる間、一の矢にて變化の物射損ずる程ならば、二の矢には、雅賴辨のしや頸(14)の骨を射むとなり。案の如く、日頃人の申すに違はず、御惱の刻限に及んで、東三條の森の方より、黑雲一叢立ち來つて、御殿の上に棚引いたり。賴政屹と見上げたれば、雲の中に怪しきものゝ姿あり。射損ずる程ならば世にあるべしとも覺えず。さりながら矢取つて番ひ、南無八幡大菩薩と心の中に祈念して、能つ引いてひやうと放つ。手答(15)してはたと

も、六條御息所の生靈が現れて源氏の伴ふた婦人を脅すところに、「隨身もつるうちして、たえず聲づくれよとおほせよ」とある。怪事があつた時の外、病氣の時にも之をした。三度するのが法式のやうである。勿論一種の形式であるが、昔の單純な人々は、これで妖怪や病魔が逃去つて、怪事が去り、病氣が治癒するといふ暗示を感じたのであつた。

（7）兵庫頭　兵庫寮の長官である、大内裏の安嘉門の西諸陵寮の東にあつた。宮中にある兵器庫で、庫内藏置の兵器を管理し、勅旨によつて之を出すのが其官廳の權限である。頭は從五位上相當官、賴政が兵庫頭になつたのは久壽二年十月廿二日、仁安[illegible]年である。

（8）猪早太　一種のニックネームであらう。實は下河邊氏だと傳へ

當る。得たりやをうと、矢叫をこそしてんけれ。猪早太つとより、落つる所を取つておさへ、柄も拳も通れ〳〵と、續けざまに九刀ぞ刺したりける。其時上下手んでに火を點いて、之を御覽じ見給ふに、頭は猿、軀は狸、尾は蛇、手足は虎の如くにして、鳴く聲鵺⑨にぞ似たりける。怖しなども疎なり。主上御感のあまりに、獅子王と申す御劍を下さる。宇治左大臣⑩殿、之を賜はり、次いで、賴政に賜ばむとて、御前の階を半ばかり下りさせ給ふ折しも、頃は卯月十日あまりのことなれば、雲井に郭公二聲三聲音づれて通りければ、左大臣殿、

時鳥名をも雲井にあぐるかな

と仰せられかけたりければ、賴政右の膝をつき、左のそでをひろげて、月をすこしそば目にかけつゝ、

弓張月の射るにまかせて

と仕り、御劍をたまはつて罷り出づ。此賴政卿は、武藝にも限らず、歌道にもすぐれたりとぞ、時の人々感じあはれける。さて彼の變化のものをば、うつぼ船⑪に入れて、流されけるとぞ聞えし。

【評釋】　此の賴政一生涯の中での名譽な事件と思はれる事は澤山ある中でも、殊に仁平時分の事であるが、近衞天皇御在位時代に天皇が每晩きまつておうなされになつた事がある。

られてゐる。

(9)•母•衣•の•風•切•　前掲保呂羽の下に生へてゐる一種の長い剛羽毛を風切羽さいふ。それで矧いだ矢が風切羽である。

(10)•二•重•の•狩•衣•　表も裏も同色の狩衣。

(11)•山•鳥•　山にゐる鳥

(12)•鋒•矢•　トがり矢さ訓む。鏃の殊に尖鋭に尖つてゐる矢の、左圖參照



(1)•雅•頼•　具平親王三代の孫で、雅兼の三男久壽三年九月十七日左少辨となり、保元二年權右中辨になつた。

(14)•し•や•頭•　素頭の詭であらう。「しや」はシヤツで、其奴の轉だといふのには贊成でき

隨分効驗があるさいふ色々の高僧や貴僧に頼んで、大法、秘法の類をおさせになつたが、一向其の利目がない。お苦みになるのは、きまつて夜中の午前二時頃の事であるが、東三條の森の方向から眞黑な雲が一叢起つて來て、御殿の上一ぱいにかぶさるさ、きつと烈しくおうなされになるのだつた。そんなわけなので、公卿たちは、色々協議せられた。去る寛治年間、堀河天皇の御在位時代にも、やつぱり斯ういふ風にお上がおうなされになつてたまぎるやうな聲をお出しになる事があつた。其の時鎭守府將軍の義家朝臣が、召に依つて紫宸殿の廣緣に伺候されたが、お苦みになる定刻に鳴弦を三度してから、大きな聲で前の陸奥の國守源の義家さお名乘りになるさ、傍で聞いてゐる人も恐ろしさにゾッさして身の毛が立つ程だつた。するときつとお苦みはおうすらぎになつた。さういふわけだから、其の時の先例に隨つて、武士に命令をして警固をおさせになつたがよからうといふので、源平兩家の武士の中から適任者を御人選になつたところが、其の結果此の頼政が選み出されたのだつた。頼政は其の時まだ兵庫頭であられたが、申されたには、「昔から朝廷に武士をお置きになるのは、叛逆者を追ひのけ又違勅の輩を討滅せむが爲である。人間の目にも見えない化物を退治せよさいふ御命令を受けるさいふのは、まだ曾て承つた事も御座いません」さは申したものゝ、何にもせよ、陛下からの御命令であるから、お召に應じて參內した。其の時頼政は、此の者こそさ絕對の信頼を置いてゐる郞黨で、遠江の國の住人猪の早太に、母衣の風切羽を矧いだ矢を入れた箙を負はせて、唯だ一人だけぐしつれた。自分はさ云ふさ、二重の狩衣に、山鳥の尾羽を矧いだ鋒矢を二本だけ、滋籐の弓に持ち添へて、紫宸殿の廣緣に伺候した。頼政が此の時唯だ二本の矢だけしか持たなかつたのは、當

時まだ左少辨であられた雅賴卿が、化物を退治の出來る人物は賴政でせうと指名されたからの事で、若し第一矢で化物を射損じたら、第二矢で其の雅賴卿の素つ首の骨を射ようといふ覺悟であつたと。やがていつも陛下がお苦みになるといふ時刻になると、果して此の頃人々が云ひはやしてゐる通り、東三條の森の方から、一抹の黒雲が起つて來て、御殿の上へかゝつて來た。賴政がきつと見上げると、其の黒雲の中に怪物の姿が動いてゐる。之を若し射損なつたら、所詮生きてはゐられないと思つたが、矢を取つて弓につがへて、南無八幡大菩薩と心中に祈念して、引けるだけ十分に引いてヒユツと射放した。と、確に手ごたへがあつてパッと當つた。しめたッと、賴政は其の時思はず矢叫ひをした。猪の早太はツツと駈寄つて、怪物の落ちて來たところを取つて押へて、己れ糞ッ、柄も拳も通れ通れと、續けて九度まで刺貫いた。其の時宮中上下の人々は、銘々皆其の手に燈火を持つて來て御覽になると、頭は猿、胴體は狸、尻尾は蛇、手と足は虎のやうで、鳴く聲は鵺に似てゐた。恐ろしいなどゝ云つた位では其の感じが十分に云ひ盡せるものでない。陛下はお感じになつた餘りに獅子王と申す御劍を賜はつた。で、御前にゐた宇治の左大臣が、それを拜受して、取次いで之を賴政に賜はらうとして御前の階段を半分程お下りになると、其の時分はちやうど四月十日過の事であるから、折柄郭公が二聲三聲空を啼いて通つたので左大臣殿が

　ほとゝぎす名をも雲ゐにあぐるかな

とお言ひかけになると、賴政は右の膝を地上に突き、左の袖をひろげて、月をやゝ斜に見ながら

　弓張月のいるにまかせて

ない。

(15)手ごたへ　暗中で他物を毆打し又は斬つけた時に於て其手に感ずる所の或る感覺が手ごたへである。轉じて射擊又は拋物に因る音響に對しての聽覺にもいふ。此の場合は一種の靈感又は直覺に近い場合が多い。

(16)鵺　現代日本の鳥類としては分布してゐないが、支那にはそんな鳥がゐたやうである。

(17)宇治左大臣　宇治に別莊を持つて居た左大臣賴長。

(18)うつぼ船　木をくりぬいて作つた舟。

さ下の句をついで、御劍を拜戴して退出した。此の賴政卿は武藝ばかりでなく、歌道にも亦優秀な才分があるさ云つて、當時の人々は皆感心し合はれた。扨其の化物はうつろ舟に入れて流されたさいふ事である。

論評 劇のシーンさして實に面白い場面である。宇治の左大臣が恩賜の御劍を捧げつゝ、長く裾を曳いて紫宸殿の南階を半分下りかけてゐる。するさ下では、賴政が片膝を半分地について、御劍を拜受する爲に片袖を廣げつゝ、月を脇目に見て、「弓張月の――」さいふ所は、鳥居清忠にでも書かせたい程だ。又面白いのは手ん手に火をさぼして、「之を御覽じ見給ふ」さ云ふ文句だ。まだ滿月でこそないが月夜の事で、折柄あたりは明るかつたらうさ思はれることは「東三條の森の方より黑雲一叢立來つて御殿の上にたなびく」のや、其雲の中にゐる「あやしき物の姿」までも、賴政の目に見えたさいふ記載でも分るのに、特に火を點じて見に來たさいふ所に、「どんな怪物か、行つてよく見よう」さいふ人々の好奇的心持が躍動してゐる。

研究 此の頗る變轉に富んだ物語が、全然作爲に係るものである事は云ふまでもないが、頭が猿で、胴が狸、尾が蛇、手足が虎であるさ云ふ怪奇な想像の綜合が何に根據を持つてゐるか、又いつ頃、此の傳説が作爲されたか、を調べて見るのも一興であらう。御惱の刻限が丑で、手足が寅、尾が巳、頭が申、之を退治した者の一人が亥であることも、注意に値するが、これは私の研究範圍でないから謹んでエスケープして置く。今一つ見のがしてならぬのは、怪物の屍体を、うつぼ舟に入れて流したさいふ記載である。後世の例に依るさ、凡て怪物の屍体は火葬に附して、灰にして祟の根を絶ち、骨は埋めて菩提の爲に塚を

築くのが、定則であるが、此の場合、刳舟に入れて流したといふのは餘程注意に値する。私は今それを何の本で見たかを想起出來ぬことを遺憾とするが、或る原始民族の間では、屍体を刳舟の中へ入れて、その上を又同じ刳舟で覆ひ、嚴封して葬る習俗がある。これは死靈恐怖に基いてゐるのであつて、斯くして死靈が他の人を伴れに來る事から防ぐのである。日本人のトライブの中にも元來そんな習俗があつたのか、それとも道教の傳へた思想であるかは不明であるが、兎に角此の怪物の屍体の處置法と關聯して研究の對象とすべきである。

又應保(1)の比ほひ、二條院御在位の御時、鵺といふ怪鳥禁中に鳴いて、屢宸襟(2)を惱し奉ることありけり。然れば先例に任せて、頼政をぞ召されける。頃は五月二十日あまり、まだ宵のことなるに、鵺只一聲音づれて、二聲とも鳴かざりけり。目ざすとも知らぬ闇夜ではあり、姿形も見えざりければ、矢つぼ(3)をいづくとも定め難し。頼政が謀に、先づ大鏑取つて番ひ、鵺の聲したりける内裏の上へぞ射上げたるに、鵺鏑の音に驚いて、虚空にしばしぞひらめいたる。次に小鏑取つて番ひ、ひいふつと射切りて、鵺と並べて前にぞ落しける。禁中さゞめき渡つて、頼政に御衣をかづけさせ(4)おはします。今度は大炊御門の右大臣公能(5)公のたまはり次いで、頼政にかづけさせ給ふとて、「昔の養由(6)は、雲の外の雁を射き。今の頼政は、雨の中の鵺を射たり」とぞ感ぜられける。

(1)應・保・　二條天皇第三回の年號、一八二一年九月四日に永暦が應保と改まつたが、一八二三年三月九日長寛と改元された。

(2)宸・襟・　宸は宮の深奥なるもので、即ち皇居。襟はエリで、轉じて襟の當る所、即ち胸を意味する。そして宸襟と熟すると、帝王の御心といふことになる。支那の熟語である。

(3)矢・つ・ぼ・　矢を射中てる點。

(4)か・づ・け・さ・す・　舊法では、かづけるとは當

座の褒美として御衣を賜はると、頂戴したものはそれを肩にかけて即ちかついで退出するから云ふのだと說いてゐる。

(5)大炊御門の右大臣　公能　權大納言實能の長男。平治二年八月右大臣となつたが、永暦二年八月十一日に死んだ。「應保」となつた九月四日には、もうあの世の人であつた。

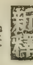
(6)養由　正しくは養由基といふのだ。支那の春秋戰國時代の楚人で頗る射術に長じ、柳樹を去ること百歩にして柳葉を射るのに百發百中、少しも誤らなかつた。淮南子の說山訓に依ると、楚王が飼つてゐた白猿を王自ら射られても、テンで相手にしなかつたが、養由基が弓に矢をつがへて引きしぼると、まだ射ない先に、猿が桂を擁して號泣したといふ。

　五月(さつき)やみ名(な)をあらはせる今宵(こよひ)かな

と仰(おほ)せられたりければ、頼政(よりまさ)、

　たそがれ時(どき)もすぎぬとおもふに

と仕(つかまつ)り、御衣(おんぞ)を肩(かた)にかけて罷(まか)り出(い)づ。


又、應保頃の事、二條天皇の御在位中に、鵺といふ怪禽が皇居近くで啼いて、度々陛下の御神經をお惱まし申した事があつた。それで先例通り又頼政をお呼寄せになつた。頃は五月二十日過ぎの事で、まだ宵のうちであるのに、鵺が唯一聲啼いたゞけで、二聲とも鳴かなかつた。目標の分らぬ闇夜の事ではあり、姿も形も見えなかつたので、覘ひ所を何處と定めることも困難である。そこで頼政の方略として、先づ大鏑矢を取つてつがへて今鵺の聲がしたと思はれる皇居の上空へ射上げた。と、鵺は其の鳴鏑の音に驚いて、空中で暫くバタバタとやつた。そこで其の次は小鏑矢を取つてつがへて、ヒユッと射切ると、其の矢と一緒に鵺を前へうち落とした。宮中は一時にワーッといふ騒ぎで、頼政に御衣をお授け遊ばされた。今度は大炊御門の右大臣公能公がお受けになつて、取次いで頼政にお授けにならうとして、「昔の養由は雲の外の雁を射たが、今の頼政は雨の中の鵺を射た」と御感賞になつた、そして

　五月やみ名をあらはせるこよひかな

とお言ひかけになると、頼政は

　たそがれ時も過ぎぬと思ふに

さあさの句を仕つて、戴いた御衣を肩にかけて退出した。

論評　これは前の鵺退治の繰返しである。話の筋も全然同一である。只前のは啼く聲鵺に似たる變化であるのに對して、後のは本物の鵺であるといふだけで、極めて變化に乏しい。恐らく幾人もの語り手に依つて語り傳へられてゐる間に、何者かゞ故意に作り添へたものと思はれるが、一つに纏まつた讀み物として見た上では、甚だ面白くない。

その後伊豆の國たまはり(1)、子息仲綱受領になし、わが身三位して、丹羽の五箇の庄(2)、若狹の東宮川(3)を知行して、さておはすべかりし人の、よしなき謀叛起いて、宮をも失ひまゐらせ、我身も子孫も、亡びぬるこそうたてけれ。

新釋　其の後に伊豆の國を賜はつて、子供の仲綱を其處の實際上の事務官とし、自分は三位になつて、丹波の五箇の庄と若狹の東宮川とを領有し、それで一生を安樂にお暮らしに成れる筈だつたお方だのに、つまらない謀叛を企てゝ、高倉ノ宮のお命をもお失はせ申し、自分も子供や孫も、亡んで了つたのは情ない事であつた。

(1)伊豆の國賜はる　頼政の伊豆を賜はつた事は不明、但し安元二年二月に所職を罷めて長男仲綱を正五位下に叙した。

(2)丹波の五箇の庄　丹波國船井郡に今の五個庄村がある。

(3)宮川　福井縣若狹遠敷郡の村。北川の支流たる宮川の谿地方である。式内社彌和神社が大字加茂にある。

一六、三井寺炎上

日頃は山門の大衆こそ、發向のみだりがはしき訴仕るに、今度はいかゞ思ひけむ。穩便(1)を存じて音もせず。然るを南都、三井寺同心して、或は宮受け取り參らせ、或は御迎に參る條、是以て朝敵なり。然らば奈良をも寺をも、攻めらるべしと聞えしが、先づ三井寺を攻めらるべしとて、同じき五月二十七日、大將軍には、左兵衛の督知盛、副將軍には、薩摩の守忠度、都合其勢一萬餘騎、園城寺へ發向す。寺にも大衆一千人、兜の緒をしめ、掻楯かき、逆木引いて待ちかけたり。卯の刻より矢合せして、一日戰ひ暮し、夜に入りければ、大衆以下法師原に至るまで、三百餘人討たれぬ。夜軍になりて、闇さはくらし、官軍寺中に攻め入つて火を放つ。燒くる所は、本覺院、成喜院、眞如院、花園院、大寶院、清瀧院、普賢堂、けうだいくわしやう(2)の本坊並に本尊等、八間四面の大講堂、鐘樓、經藏、灌頂堂、護法善神の社壇(3)、新熊野の御寶殿(4)すべて堂舍、塔廟六百三十七宇、大津の在家一千八百五十三宇、並に智證(5)の渡し給へる一切經(6)七千餘卷、佛像二千餘體、忽に烟となるこそ悲しけれ。諸天五妙の樂(7)もこの時永くつき、

(1) 穩便　後世的な句ひのする熟字であるが、長孫無忌の冕服議に、「臨レ事施行實不二穩便一」といふ句がある。オダヤカといふ意。

(2) 教待和尚　三井寺開創以來在住の老僧だといふ。

(3) 護法善神の社壇　三井寺五社の鎭守の一つ。大門の側にあつて智證大師の作と傳へる。

善神の像がある。

(4)新•熊•野•の•御•寶•殿•　金堂の西方、閼伽井の近くにある。

(5)智證•　貞觀五年に灌頂壇を三井寺に開いた僧圓珍のこと。智證大師といふのは、其諡號である。弘仁五年に生れ、比叡山で十二年修行の後、支那に遊學すること六年、サンスクリツトを學んだ。三井寺の別當になつたのは貞觀八年の五月で、三井寺中興の祖と云はれてゐる。寛平三年七十七で死んだ。

(6)一•切•經•　大藏經又略して藏經といふのも同じ事である。サンスクリツトの原典は、律論のみであるが、支那及日本では其他に諸高僧の施した論釋をも含んでゐる、全數は六七七一卷ある。

(7)諸•天•五•妙•の•樂•　諸天とは天部の諸神、五妙の樂は「宮、商、角

龍神三熱の苦(8)も、愈盛なるらむとぞ見えし。



今までは比叡山の大衆といふものは、理由を成さない不穩當な訴訟をするのが常であるのに、今度は何と思つたのか、靜穩を守つてガタリともしない。それだのに奈良の興福寺と、三井寺とが心を合はせて、或は高倉の宮をお引取申し、又はお迎へに參るといふのは、即ち朝廷に敵意を示すものである。それで今度、興福寺へも、三井寺へも責任を問ふ爲に攻撃隊をお差向けに成るといふ事であつたが、第一に三井寺をお攻めになるといふので、其の年の五月二十七日の事、司令官には左兵衞督知盛、副司令官には薩摩守忠度を任じて、總兵力一萬餘騎の者が、園城寺に向つて前進した。其の事が分ると、三井寺の方でも、一千人の大衆が、何れも兜の緒を緊縛し、楯を立て列べ、鹿柴を配置して、敵の攻撃を待受けてゐた。午前六時から兩軍が射撃を開始し、一日中戰鬪を續けて夜に入つたので、大衆以下法師ばらに至るまで三百餘人の者が討たれた。それからは夜戰になつて暗さは暗し、平軍は、三井寺の城内に攻め込んで放火した。燒けたのは、本覺院、成喜院、眞如院、花園院、大寶院、清瀧院、普賢堂、教待和尙の本坊と本尊其他のもの、八間四面の大講堂、鐘樓、經藏、灌頂堂、護法善神の社壇、新熊野の御寶殿、すべてお堂や塔、廟など六百三十七軒、大津在の民家が千八百三十三軒、それから智證大師が持つて歸られた一切經七千餘卷、佛像二千餘体が、暫くの間に烟になつて了つたのは悲しい事であつた。諸天の五妙の樂みも此の時以來永久になくなり、龍神の三熱の苦みもこれから又一層烈しくなるであらうと思はれた。

それ三井寺は、近江の義大領(9)が私の寺たりしを、天武天皇に寄せ奉つて、御

願となす。本佛⑩も彼の御門の御本尊、然るを生身の彌勒⑪と聞え給ひし教待和尚、百六十年行うて、大師に附屬し給へり。とした天⑫上まにはうでん⑬より天降り、遙に龍花下生の曉を待たせ給ふとこそ聞えつるに、こは如何にしつる事どもぞや。大師この所を傳法灌頂の靈跡として、井花水の三つをむすび給ひし故にこそ、三井寺とは名づけたれ。かゝるめでたき聖跡なれども、今は何ならず。顯密須臾に亡びて、伽藍更に跡もなし。三密⑭道場もなければ、鈴の聲も聞えず。一夏⑮の花もなければ、閼伽の音もせざりけり。宿老碩德の名師は行學に怠り、受法相承の弟子は又經教に別れんだり。寺の長吏⑯圓慶法親王⑰は天王寺の別當をも停められさせ給ふ。其外僧綱⑱十三人闕官せられて、皆檢非違使に預けらる。堂衆は筒井の浄妙明秀に至るまで、三十餘人流されけり。かゝる天下のみだれ、國土のさわぎ、徒事ともおぼえず、平家の世の末になりぬる先表やらむとぞ人申しける。


抑も三井寺は近江國志賀郡の義大領が一私人として建てた寺であつたのを、天武天皇に御寄進申上げて御願寺とした所である。本佛もやつぱり其の天皇の御持佛であつた。さころが生彌勒だといふ評判のあつた教待和尚が、百六十年間此の寺で行法をし續けた後に、智證大師へお引渡しになつた。彌勒菩薩は都率天の摩尼寶珠で出來た御殿から天降つ

徴、羽の五妙音をつくした音樂のたのしみ」(評釋)「出家功德經」云「生自在天上受種々五欲妙樂云々」(考證)「五妙は清淨法界、大圓鏡智、平等性智、妙觀察智、成所作智、是なり」(抄)などゝ舊註にあるが、私は五妙樂とは諸欲の根源たる五妙欲(Panca kama-guna)ではないかと思ふ、五官々能の欲求の對象たる可意、可愛、可樂のもの、即ち色聲香味觸の五境がそれである。

(8)龍神三熱の苦・・・・・・蛇体に三熱の苦ありと云ふ事、阿含經十八、閻浮提州品にあり(抄)。

(9)近江の義大領・・・・・・盛衰記に近江國志賀郡擬大領大友夜須良麻呂とあるのと同一の人物であらう。大領とは郡の役人の一つで、長官たる郡領の下に郡の政務を執行する者をいふ。擬大領とは大領に擬せられたものゝこと、即

ち大領候補者。

（10）本佛　本尊の事。三井寺金堂の本尊は欽明天皇の朝に百濟から傳來した三寸二分の彌勒像で、天武天皇の奉安されたものである。

（11）生身の彌勒　今昔物語に智證大師が三井寺で老僧に　つたが、其老僧が自分は此寺に百六十年住んでゐる、彌勒の出世まで持つべき寺だのに住持になる人がなかつた、今日幸に貴僧が來られたから貴僧に讓ると云つた、隣の部屋の僧侶に其事を告げると、それは教待和尚だ、人の夢には彌勒さして姿をお見せになると云つたさいふ。

（12）としだてん　覩史多天の字を當ててある。兜率天さいふのも同じ事である。下界から第四層目の天で、彌勒菩薩は其處にゐると傳へられる。

（13）まにはうでん　摩

て、龍華樹下で說法される遠い將來のチャンスをお待ちになつてゐるのだといふ事であつたのに、これはまあどうした事であらう。智證大師は此の處を以て戒を授け灌頂をする靈妙な場所として、井、花、水の三つの印をお結びになつたからこそ、三井寺といふ名はついたのである。かやうな結構な名讚ではあるが、今は何事も空しい夢となつた。顯教も密教も暫くの間に亡んで、さしもの大伽藍の跡もない。三密修業の場所もなければ、お勤めをする鈴の聲も聞えず、夏の安居に花を供へる者もなければ、水を汲む音もしなかつた。德を積んだ年功のある高僧は、學問の研究を怠り、法義を敎へられてそれを承け傳へる地位にある弟子僧は又、經文にも法にも別れて了つた。三井寺の總統であられる圓慶法親王は天王寺の別當までお免ぜられになつた。其の外僧綱が十三人まで免官になつて、皆檢非違使の監視に附せられた。堂衆では筒井の淨妙明秀まで三十人餘の者が流刑に處せられた。斯うした天下の兵亂、國家の騷動があつたといふのは、尋常の事とも思はれない。これはきつさ平家の運命が衰へ初める前兆だらうさ世間では人が噂した事であつた。

研究　得度の事であるが、此の三井寺燒討の記事は大分日附が違つてゐる。百錬抄の五月二十七日の條を見るさ、「新院ニ於テ、興福園城ノ兩寺濫行ノ事、何樣ニ行ハルベキ哉ノ由議定有リ」と云ふ穩かな話で、逆茂木を引くの、垣楯をするさいふ樣な騷ぎは少しも見えない。此の時は三井寺の衆徒が宇治の三室戸に城郭を構へてゐたのを平軍の兵士が燒拂ふたのを誤まつたもので、三井寺が平軍に攻撃せられて燒かれたのは其の年の十二月十一日である。攻撃軍の司令官も知盛ではなく重衡で、此の時は立派に衆徒も戰つてゐる。吾妻鏡に依るさ、知盛も十二月一日に數千の兵を率ゐて近江に向つてゐるが、それは頼朝の

擧兵を聞いて起つた山本前兵衛尉義經並に、其弟の柏木冠者義兼を討たんが爲である。また三井寺討伐の理由が高倉ノ宮に加擔した爲だといふ事は、吾妻鏡にも記すところであるが、百錬抄に依ると、「近江ノ國謀叛ノ輩ニ同意ノ由其ノ聞有ルニ依テ也」とあるし、なほ吾妻鏡には、此の事は長い間不問に附せられてゐたのだが、頼朝が高倉ノ宮の令旨に應じて關東で兵を擧げたので、三井寺の衆徒が又與しはせぬかと恐れて入道が思慮を廻らして此の儀に及んだのだと書いてあるのを照合して見ると、何れにしても頼朝の擧兵が討伐の直接動機であるに違ひないやうである。燒亡の日は、百錬抄と吾妻鏡で一日宛違ふが、其の燒亡は前日の戰に於てゞはなく翌日の追撃戰に於てゞ百錬抄の方には淡路守清房が園城寺を追討して、堂塔房舍底を拂つて燒拂ひ、金堂一字だけが殘つたとあり、吾妻鏡には「金堂以下堂舍塔廟幷ニ大小乘ノ經卷、顯密聖教、大略以テ灰燼ト化ス」とある。

尼寶殿である。摩尼珠は龍王の腦の中から出る清淨不染の珠で、それを持つてゐれば、火にも燒けず、何ものもよく害することを得ないといふ。一種のフェチッシュであらう。

(14)三密・身口意の三密をいふ、身密とは座作進退に威儀をつとめること、口密とは、口に眞言を誦すること、意密とは心中に本佛を祈念することである。

(15)一夏・四月八日から七月八日まで夏季の九十日間に於ける一安居期間をいふ。

(16)長吏・三井寺では別當の事を長吏といふの一山の支配者。

(17)圓慶法親王・後白河法皇の第五皇子。

(18)僧綱・僧官としては僧正、僧都、律師を僧位としては法印、法眼、法橋をいふ。僧綱とは僧尼を監督統率して法務を綱持する者の謂である。

五の巻

一、都うつり

治承四年六月三日の日、福原へ御幸なるべしときこゆ。此日頃、都遷りあるべしと聞えしかども、忽に今明の程とは思はざりしものをとて、京中の上下騒ぎあへり。三日と定められしかども、剰へ今一日引き上げられて、二日になりぬ。二日の卯の刻に、行幸の御輿をよせたりければ、主上は今年三歳、未だ幼うましましければ、何心もなうぞ召されける。主上幼う渡らせ給ふ時の御同輿には、母后こそ參らせ給ふに、是はその儀なし。御乳母帥のすけ(1)殿ばかりこそ、一つ御輿には參られけれ。中宮(2)、一院(3)、上皇(4)も御幸なる。攝政殿(5)をはじめ奉りて、太政大臣(6)以下の卿相雲客、我も〳〵と供奉せらる。平家には太政入道を始め參らせて、一門の人々皆參られけり。明くる三日の日、福原へ入らせ在します。入道相國の弟、池の中納言賴盛卿の山莊、皇居になる。同じき四日の日、賴盛、家の賞とて正二位し給ふ。九條殿の御子(7)右大將良通の卿、加階越えられさせ

(1)帥のすけ　平時忠卿の夫人。
(2)中宮　建禮門院德子、當時の天皇高倉帝には御母である。
(3)一院　後白河法皇
(4)上皇　高倉院。
(5)攝政　藤原基通。
(6)太政大臣　此の時

太政大臣は缺けてゐる正式に云ふならば、「左大臣以下」であらう。左大臣は經宗である。
（7）九條殿の御子 九條兼實公の子右大將良通、此の時從二位であつた。

給ひけり。攝籙の臣の御子息、凡人の次男に加階越えられさせ給ふ事、是始こそうけたまはる。



治承四年六月三日の日には、福原へ御幸になるといふ評判である。過般來、御遷都が行はれるといふ事であつたけれども、直ぐ今日明日の事とは思はなかつたのにと云つて京都市中では各階級の者が騒ぎ合つてゐる。三日といふ御決定であつたが、お負けに又、もう一日切上げられて二日になつた。二日の午前六時になつて、行幸の爲の御輿を横附にすると、陛下は今年まだお三つで、頑是がなくつていらつしたから、何のお氣もなく召させられた。陛下御幼年であらせられる時には御母君の皇太后も御同乘遊ばす筈であるが、此の時には其の御儀がなかつた。御乳母の帥の亮殿だけが、御陪乘申された。中宮。一院上皇も同時に御幸がある。攝政基通殿を始として太政大臣以下の公卿殿上人が、我も我もとお供申される。平家では入道前太政大臣を始めとして一門の人々が皆お供に參られた。翌三日の日に福原へお入りになる、入道前太政大臣の弟の池ノ中納言賴盛卿の別莊が皇居になる。四日の日に、賴盛は入道一家の者に對する御挨拶の御行賞として、正二位に成られる。九條殿の御子の右大將良通卿は、位階をお乘越されになつた形である。攝政關白の御令息が、攝關家以下の者の次男に位階をお乘越されになるといふ事は、これが始だと拜承する。

入道相國やう／＼思ひ直つて、法皇をば鳥羽の北殿を出し參らせて、都へ還御なし奉られたりしが、高倉の宮の御謀反によつて、大に憤り、又福原へ御幸なし

（1）はた板　板がこひ。
（2）原田の太夫種直　不明。
（3）安元　一八三五、一八三六の二年で、安元二年には平盛方を佐渡國に配流してゐる。
（4）我婿　基通。

奉る。四面にはた板(1)して、口一つあきたる内に、三間の板屋を造つて押し込め奉る。守護の武士には、原田の大夫種直(2)ばかりぞ候ひける。たやすう人の參り通ふべきやうもなければ、童などは牢の御所とぞ申しける。聞くも忌々しう、あさましかりし事どもなり。法皇、「今は世の政を知し召さばやとは、露も思し召しよらず。唯山々寺々修行して、御心のまゝにて慰まばや」とぞ仰せける。平家の惡行に於いては、悉く極まりぬ。去んぬる安元(3)より以來、多くの大臣公卿、或は流し、或は失ひ、關白流し奉つて、我婿(4)を關白になし、法皇を城南の離宮に押し籠め奉り、剩へ第二の皇子高倉の宮討ち奉つて、今殘る所の都遷りなれば、かやうにし給ふにやとぞ、人申しける。

新釋　入道前太政大臣は、漸く考へ直して、法皇を一旦鳥羽の北殿からお出し申して、京都へお還らせ申されたが、御子の高倉ノ宮の御謀叛が原因で又大層怒つて、福原へ御幸申上げる。四方に板圍をして、入口を一ケ所だけあけた中へ、三間四方の板小屋を急造して其の中へ御幽屏申上げる。守護の武士としては原田の太夫種直だけがお附き申してゐた。容易に人がお側へ交通の仕樣もない所であるから、口のわるい少年なんかは之を牢御所と申した。聞くだけでもイヤな心外な事であつた。法皇は、「最早俗世間の政務を見ようとは、少しも思はない。只名高い山々や寺々を修行して廻つて、氣まゝに暮らして心を慰めたい」と仰せられた。今や平家の惡逆の行ひは全く絶對のものとなつた。去る安元以來、

大勢の大臣や公卿を或は流罪とし、或は殺害し、關白を流し者にして、自分の聟を其の代りに關白にし、法皇を鳥羽の離宮に幽屏し奉るばかりか、お負けに其の第二皇子の高倉ノ宮をお討ち申して、あとに唯だ一つ殘つてゐるのは遷都の事だけだから、今度は斯うしてそれをも實行しようとせられるのだらうかと、世間の人は申した。

都うつりは是先蹤なきにあらず。神武天皇と申すは、地神五代(1)の帝、彦波瀲武鸕鷀草葺不合命第四の皇子、御母は玉依姫、海神の女なり。神の代十二代(2)の後を受け、人代百王の帝祖なり。辛酉の年、日向の國宮崎郡にして、皇王の寶祚をつぎ、五十九年といつし巳未の年十月に東征して、豊葦原の中つ洲に止り、この頃大和國と名づけたる畝傍山をてんじて帝都をたて、橿原の地を伐り拂つて、宮室を造り給へり。是を橿原の宮と號けたり。それよりこのかた代々の帝王、都を他國他所へ遷さるゝ事、三十度に餘り、四十度に及べり。神武天皇より景行天皇まで十二代は、大和の國郡々に都を建て、他國へは遂に遷されず。然るを成務天皇元年(3)に、近江の國にうつつて、志賀の郡に都を建て、仲哀天皇二年に、長門の國に遷つて、豊浦の郡に都をたつ。其國彼の都にして、帝かくれさせ給ひしかば、后神功皇后、御代を受け取らせ給ひ、女帝として、鬼界、高麗、契丹(4)まで攻め從へさせ給ひけり。異國の軍を鎭めさせ給ひて、歸朝の後、筑前の國三笠

（1）地神五代　國常立ノ尊以下伊弉諾伊弉冉尊までを天神七代とするのに對して、天照大神以下葺不合尊までを地神五代と稱するのである。これは本居宣長翁も云つてゐる如く恐らく鎌倉時代以後の思想であらう。神皇正統記あたりにも同じ記述が見えてゐる。天照大神が皇室の御祖先である以上、こゝに一時代を割して地神と見るのは必ずしも非難すべきであるまい。

（2）神の代十二代　天神七代・地神五代。

（3）成務天皇元年　日本書紀に景行天皇五十八年春二月辛丑朔辛亥幸近江國居志賀三歳是謂高穴穗宮とある。成

務は昇行の誤である。
(4)契丹。支那吉林省附近にあつた國、
(5)宇美の宮。盛衰記一本に産の宮につくつてゐる。筑前國筑紫郡に隣接してゐる糟屋郡の山村にある。今、宇美八幡宮がある。
(6)磐余稚櫻宮。今の奈良縣十市郡池田村にあつた。皇后の攝政時三年の遷都地。
(7)輕島明宮。輕島豐明宮は奈良縣高市郡白橿原大字大輕にあつた。天皇元年の遷都地、
(8)高津の宮。仁德天皇の宮址として味原地附近が指定されてゐるが、喜田博士は、宮都としては土地が狹いとして吹田附近の味生村まで持つて行かれてゐる。正しいことはまだ不明である、
(9)履仲天皇。第十七代の天皇。其元年に、磐余稚櫻宮と同地に遷

の郡にして皇子御誕生、即て其所をば宇美の宮⑤とぞ申しける。掛けまくも忝く、八幡の御事これなり。位に即かせ給ひては、應神天皇とぞ申しける、其後神功皇后は、大和の國に遷つて、磐余稚櫻の宮⑥におはします。應神天皇は、同き國輕島明宮⑦に住ませたまふ。仁德天皇元年に、津の國難波に遷つて、高津の宮⑧におはします。履中天皇⑨二年に、又大和國にうつつて、十市の郡に都を建つ。反正天皇⑩元年に、河內國に遷つて、柴籬の宮⑪にすませ給ふ。允恭天皇四十二年に、又大和國に歸つて、飛鳥の明日香の宮⑫におはします、雄略天皇二十一年に、同じき國泊瀨朝倉⑬に宮居し給ふ。繼體天皇五年に、山城國筒城⑭に遷つて十二年、其後乙訓⑮に宮居し給ふ。宣化天皇元年に、又大和の國に遷つて、檜隈廬入野宮⑯にすませ給ふ。孝德天皇大化元年に、攝津國長柄に遷つて、豐崎宮⑰におはします。齊明天皇二年に、又大和國に遷つて、岡本宮⑱にすませ給ふ。天智天皇六年に、近江國に遷つて、大津の宮⑲におはします、天武天皇元年に、猶大和國に歸つて、岡本の南の宮⑳にすませ給ふ。これを淨見原のみかどと申しき。持統文武二代の聖朝は、藤原の宮㉑におはします、元明天皇より光仁天皇まで七代は、奈良の京にすませ給ふ。

都されて六年間いらせられた。

（10）反正天皇　履仲天皇の御弟。十八代の天皇、

（11）柴籬宮　反正天皇の元年十月に遷都された所。正しくは丹比の柴籬宮といふ。大阪府南河内郡松原村大字上田所在、今の廣庭社が即ち其廣庭のあとださいふ。

（12）飛鳥の明日香の宮　飛ふ鳥のはイスカにかゝる枕詞、アスカのアは轉訛である。後世に「飛鳥」とかいてアスカと謂ませるのはこれから來てゐる。允恭天皇の皇居は、奈良縣高市郡飛鳥村にあつた遠飛鳥宮（トホツアスカノミヤ）さいふのがそれである。四十二年間こゝにゐられた。

（13）泊瀬朝倉宮　奈良縣磯城郡朝倉村所在。

（14）山城筒城　筒城宮

【通釋】尤も遷都さいふことは先例のない事ではない。神武天皇と申上げるのは地神第五代の皇帝でゐらせられる。彦波瀲武鸕鷀草葺不合の命の第四皇子で、御母は玉依姫と申して海神の御娘である。神代十二世の後を受けて人皇萬代の祖宗でいらせられる。辛酉の年に日向國宮崎郡で皇位をお繼ぎになつてから五十九年目に當る己未の年の十月に御東征遊ばされて、豐葦原即ち日本の中央地方にお留りになり、その頃大和ノ國と名づけた畝傍山の地を卜して帝都を御建設遊ばされ、橿原の地を開拓して、皇居を御造營になつた。之を橿原の宮と名づけられた。それ以來代々の帝王が、都を他國或は他の場所へお遷しになつたことは、三十回以上四十回程に達してゐる。神武天皇から景行天皇まで十二代は、大和ノ國の諸郡に都を建てて、他の國へは遂に遷されなかつた。ところが成務天皇の元年に初めて近江の國へ御遷都になつて、滋賀郡に新都をお建てになり、仲哀天皇はその二年に長門の國へお遷りになつて豐浦郡に都をお建てになつた。而も其の國の其の宮で帝は崩御になつたので、お后の神功皇后が御政務をお引受けになつて、女帝さして鬼界ヶ島から、高麗遠くは契丹まで攻め伏せられた。斯くて外國軍を御鎮定になつて御歸朝になつてから、筑前國三笠郡で皇子を御誕生になつた。そこで其の場所をやがて其のまゝに宇美の宮さ申した。我々の口にかけて申すのも恐れ多いが、これは八幡宮の御事である。御即位になつてからは應神天皇と申した。其の後に神功皇后は大和の國に遷つて、磐余稚櫻の宮においでになり、應神天皇は同じく大和の國の輕島の豐明の宮に住まはせられる。次の御代の仁德天皇の元年には、攝津の國の難波に遷つて高津の宮にいらせられる。履仲天皇の二年には又、大和の國に歸つて十市の郡に都をお建てになる。反正天皇の元年には更に河内の國に

は京都府綴喜郡與戸と陀々羅との二村の間にあつた。五年に遷つて十二年まで八年間いらせられたのである。

(15)乙訓・京都府乙訓郡乙訓村今里にあつた弟國宮の事。繼体天皇の第二遷都地で、明星野が其舊地だといふ。

(16)檜隈廬入野宮・奈良縣高市郡檜隈村所在。

(17)豐崎宮・大阪の北部にあつた。正しくは長柄豐崎宮。今西成區豐崎かと稱する地。

(18)岡本宮・齊明天皇の皇居は第一が飛鳥板蓋宮(Asukanoitabukinomiya)で、奈良縣高市郡飛鳥村字飛鳥南近、第二が飛鳥川原宮、第三が飛鳥岡本宮で皆互に相近である。

(19)大津宮・正しくは淡海大津宮、滋賀縣滋賀郡の南滋賀村と錦織村との間にあつた。五年間の皇居。

遷つて、柴籬の宮にお住みになる。允恭天皇の四十二年には又大和の國に遷つて遠つ飛鳥の宮にいらせられる。雄略天皇の二十一年には、同じ大和の國の泊瀬の朝倉に皇居を置かせられる。繼體天皇の五年には、山城の國の筒城に遷都遊ばされて其處に十二年まで、其の後は乙訓に皇居を御設定になる。宣化天皇の元年には亦大和の國に遷つて、檜隈の廬入野の宮にお住みになる。孝德天皇の大化元年には、攝津國の長柄村に遷つて、豐崎の宮においでになる。齊明天皇の二年には又、大和の國に遷つて、岡本の宮にお住みになる。天智天皇の六年には近江の國に遷つて大津の宮にいらつしやる。天武天皇の元年にもやつぱり大和の國に歸つて、岡本の南の宮にお住みになる。此の天皇を淨見原の帝と申した。持統文武二帝の御代には藤原の宮にいらせられる。元明天皇から光仁天皇まで七代の間は續いて奈良、即ち平城京にお住みになつた。

然るを桓武天皇の御宇、延暦三年十月三日の日、奈良の京春日の里㉒より、山城國長岡㉓に遷つて、十年といつし正月に、大納言藤原小黒麻呂㉔、參議左大辨紀古佐美㉕、大僧都玄慶㉖等をつかはして、當國葛野の郡宇太の村㉗を見せらるゝに、兩人ともに奏して曰く、「此地の體を見候ふに、左青龍㉘、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の地なり。尤帝都を定むるに足れり」と申す。是によつて、愛宕郡におはします賀茂の大明神㉙に此由を告げ申させ給ひて、延暦十三年十一月廿一日㉚、長岡の京より此京へ遷されて、帝王は三十二代、星霜は三百八十餘歳の春

(20)岡本の南の宮　天武天皇は元年に、飛鳥淨御原宮に皇居を置かれた。奈良縣高市郡上居村所在。

(21)藤原の宮　奈良縣高市郡大原村所在。

(22)奈良の京春日の里　平城京は春日野附近にあつた。今の奈良市は恰も其の京の城内に當つてゐる。即ち西は今の西大寺、東は大安寺跡、南は九條村郡山町、北は東大寺法華寺邊までに亘つてゐた、正殿のあつた所は恐らく今の生駒郡都跡村大宅超昇寺邊であらうと云はれてゐる。

(23)山城國長岡　京都府乙訓郡の向日町邊から乙訓村、新神足村邊までを含んだ可なり大きな地域で、向日町の雞冠井が正殿の蹟であらうと云はれてゐる。

(24)小黑麿　從五位下鳥養の二男、延暦九年二月に大納言となつた。

秋を送り迎ふ。それより以來代々の帝、國々所々へ多くの都を遷されしかども、斯の如くの勝地はなし(31)と、桓武天皇殊に執し思し召して、大臣公卿、諸國の才人等に仰せて、長久なるべきやうとて、土にて八尺の人形を作り、鐵の鎧兜を着せ、同じう鐵の弓矢をもたせて、末代といふとも、此京を他國へ遷すことあらば守護神とならむと誓ひつゝ、東山の峯(32)に、西向に立てゝぞ埋まれける。されば天下に事出で來むとては、此塚必ず鳴動す。將軍が塚とて今にあり。就中此京をば平安城と名づけて、たひらやすき都と書けり。尤平家の崇むべき都ぞかし。桓武天皇と申すは、平家の曩祖にておはします。先祖の君のさしも執し思し召しつる都を、させる故なうして他國他所へ遷されけるこそ、あさましけれ。一年嵯峨の皇帝の御時、平城の先帝(33)、尙侍のすゝめ(34)に依つて、既に此京を他國へ遷さむとせさせ給ひしかども、大臣公卿、諸國の人民背き申しゝかば、遷されずして止みにき。一天の君、萬乘のあるじさへ、遷し得給はぬ都を、入道相國、人臣の身として遷されけるぞあさましき。


ところが桓武天皇の御代の延暦三年十月三日の日に、奈良の京の春日の里から山城國長岡の新京へお遷りになつて、十年目になるといふ正月に、大納言藤原の小黒麻呂、參議左大辨紀の古佐美、大僧都玄慶等をお遣はしになつて、同じ山城の國の葛野郡宇太の村

を觀察させられると、小黑麻呂と古佐美との二人が口を揃へていふには、「地相を見ましたところが、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武といふ四神の配位に適應した理想的の地所です。帝都を御點定遊ばすには持つて來いの所です」と申上げた。それで第一番に愛宕郡に御鎭座になつてゐる賀茂の大明神に其の由を御奉告になつて、延暦十三年十月の二十一日に、長岡の京から都を新京に遷されて、それ以來帝王としては三十二代、暦數の上では三百八十年餘の春秋を送迎した。此の新京へ御遷都になつた後に、桓武天皇は、代々の天皇が隨分方々の國々や違つた場所へ帝都をお遷しに成つたが、こんないゝ土地はないと特別に御執着になつて、大臣や公卿、諸國の才能のある人たちに御命令になつて、永久に此の都が動かぬ印にと仰やつて、土で丈八尺の人形を作つて、それに鐵製の鎧兜を着せ、同じく鐵製の弓と矢とを持たせて、よしどれ程後世になつても、此の都を他國へ遷すやうな事があつたら、守護神となつて引留めて呉れるやうにと、お誓ひになつて、東山の峰のところへ西向に立てゝ埋まれた。だから天下に何か一大事が起らうとすると、此の塚が必ず鳴動する。將軍塚と云つて今でも殘つてゐる。今まで方々に建てられた多くの帝都の中でも此の京都の事は殊に平安城と云つて、平安き都と書いてある。平家にとつては何よりも緣喜のいゝ尊崇すべき都である。又、其の都をお褒めになつた桓武天皇と申上げるのは平家第一の御先祖でいらつしやる。先祖の天皇が、さほどまでに御執心に思召した都を、これといふ格別の理由もなしに他國の他所へ遷されたのは、呆れかへつた事である。曾て嵯峨天皇の御時に、上皇の平城天皇が、尚侍藥子の勸めによつて、すんでの事に、他國へ遷さうと遊ばした事があつたが、大臣や公卿は勿論、國々の人民までも御反對申上げたの

（25）古佐美・大納言麻呂の孫、正六位上宿奈麿の子、延暦四年、征夷將軍として東夷を討ちに遣はされた人。延暦四年參議に、五年六月左大辨となつた。

（26）大僧都玄慶・續日本記延暦三年六月の條に「詔〆賢環法師ヲ以テ大僧都ト爲ス」とある、此の人であらう。

（27）宇太野村・平安京の地の古名。

（28）左青龍云々・東は青龍、西は白虎、南は朱雀、北は玄武を以て各其方角の神とする。これが即ち四神である。そして朱雀即ち南に正面し、玄武即ち北を後とし、東青龍を左に、西白虎を右にするのが、支那では最もよい地相であるとして、陵墓の如きもよく皆此の方向をとつてゐる。四神相應とは之をいふのである。

（29）賀茂大明神　日本記略によると、延暦十二年二月二日、參議治

部親壹志濃王等を遣して遷都を賀茂大神に奉告されてゐる。

(30)延暦十三年十一月・・・・・二十一日本紀略によると遷都は十二年の事になつてゐる。

(31)斯の如き勝地はな・・・・・・し。「桓武天皇遷都の詔に「葛野ノ大宮地ハ、山川モ麗シク、四方ノ國ノ百姓ノ參出來ム事モ便シテ一・・・・とある。

(32)東山の峰・・・・・京都府愛宕郡長樂寺の峰。

(33)平城の先帝・・・・・嵯峨天皇の御先代たる平城天皇の御事、五十一代の天皇、

(34)尚侍のすゝめ・・・・・尚侍とに正四位藤原藥子のこと。上皇に勸め奉つて都を再び奈良に遷し上皇を又位に即け奉つて、權威を專らにせんとした。弘仁元年九月の事で、藥子は上皇の恩行だと云つて既に令を傳へ、坂上田

で、到頭御遷都は行はれずにすんだ。天下の國君、萬乘の御主でさへも、お遷しには成れない都た、入道前太政大臣が、臣下の身として遷されたといふのは非難すべき事である。

舊都はあはれめでたかりつる都ぞかし。王城守護の鎮守は、四方に光をやはらげ、靈驗殊勝の寺々は、上下に甍を並へたり。百姓萬民煩ひなく、五畿七道もたよりあり。されども今は辻々を堀り切つて、車などのたやすう行き通ふこともなく、邂逅に行く人は、小車に乘り、道を經てこそ通りけれ。軒を爭ひし人の住居、日を經つゝ荒れゆき、家々は賀茂川、桂河にこぼち入れ、筏に組み浮べ、資財雜具舟につみ、福原へ運び下す。たゞなりに花の都、田舍になるこそかなしけれ。何者のしわざにやありけむ、ふるき都の内裏の柱に、二首の歌をぞ書きつけゝる。

百とせを四かへりまでに過ぎ來にしおたぎの里のあれやはてなむ
咲き出づる花の都をふりすてゝ風ふくはらのすゑぞあやふき


あゝ前の帝都はいゝ都だつた。王城守護の鎮守の神々は四方に和光同塵の惠を垂れておいでになるし、靈驗の殊にすぐれた寺々は、上下に甍を並べてゐる。百姓萬民すべて何の煩ひもなく、五畿七道の交通も平安に行はれてゐる。しかし既に舊都となつた今日は、辻々を掘りかへしてあるので、車なども容易に通らないし、たまに道を行く人は、小車に乘つて廻り道をして行く。今まで軒の高さを競爭してゐた人々の住宅は、日がたてば

たつ程荒れる一方で、こはした家は皆賀茂川や桂川に投げ込んで、筏に組み、家財諸道具は船に積んで福原へ運送する。斯うして段々なりに、花の都が田舍になつて了ふのは悲しい事である。何者のした事か、舊都の皇居の柱に、二首の歌を書きつけてあつた。それは斯ういふのだ。

百年を四かへりまでに過ぎ來にしおたぎの里の荒れや果てなむ

咲出づる花の都をふり捨てゝ風ふくはらの末ぞあやふき

村麿、藤原冬嗣、紀田上等は造宮使にまで任ぜられた、之が爲に人心大に動搖したので、一時は、伊勢、近江、美濃の三國府並に舊關所を軍隊で警備するまでの騒ぎを演じた。

(35)王城守護の鎭守　日吉山王をいふ。

(36)賀茂川　京都市を貫流する川、愛宕郡北部の山中から出た(石川一名瀬見ノ小川)が、鞍馬、貴船、高野の三川を合せて京都市に來て賀茂川となるのである。後又高瀬川を合せて、鳥羽で桂川と合流する。

(37)桂川　桂の渡から下流で大堰川を呼ぶ名。葛川とも高野川ともいふ。京都府北桑田郡から發する保津川が山城に入つて嵐山々麓に沿うて流れ、桂川となつて鳥羽まで行き、そこで加茂川と合流して、淀で又宇治川と合し、途に淀川となるのである。だから京都から水上を輸送する貨物は、賀茂川か桂川を利用した。

(38)たゞなり　遞加的に。

(39)百とせを四かへり云々　平安城へ遷都以來四百年に及ぶことをいふ。

(40)咲き出づる　花の都は平安京の繁榮の讃稱。下句は風のふくと福原とをいひかけて將來の不安を諷刺したのである

二、新都

おなじき六月九日の日、新都の事始①あるべしとて、上卿には、德大寺の左大將實定の卿、土御門の宰相中將通親の卿、奉行②の辨には、前の左少辨行隆、多くの官人共召し具して、當國和田の松原③、西の野をてんじて、宮城の地を割られけるに、一條④より下五條までは其所あつて、それより下はなかりけり。行事官⑤歸り參つて、此由を奏聞す。さらば播磨の印南野⑥か、猶攝津國昆陽野⑦かなンど、公卿僉議ありしかども、事行くべしとも見えざりけり。舊都は既にうかれぬ。新都はいまだ事行かず。ありとしある人は皆、身を浮雲の思をなし、もと此所に住む者は、地を失つて憂へ、今移る人々は、土木の煩をのみ歎き合へり。凡て唯夢のやうなつし事どもなり。土御門の宰相の中將通親⑧の卿の申されけるは、「異國には三條の廣路⑨を開いて、十二のごうもん⑩を建つと見えたり。況や五條まであらむ都に、などか內裏を立てざるべき。かつがつ先づ里內裏を造らるべし」と、公卿僉議あつて、五條の大納言邦綱⑪の卿、臨時に周防⑫の國を賜つて造進せらるべきよし、入道相國計ひ申されけり。

（1）新都の事始。新帝都の建設事務開始。

（2）奉行。上長官の命を奉じて一定の事務を行ふ人。

（3）和田の松原。神戸市兵庫の岡方の西部、長田の東、和田岬附近の地、百錬抄の六月十一日の條に「新院殿上ニ於テ遷都ノ事ヲ議セラル、左大臣以下參入、輪田ヲ以テ其處ト定メラル、而モ條里足ラズ、又宮城ヲ縮メラルベキカ、又平地內右京無シ云々」とある。

（4）一條。當時は四坊十六保、七十四町を以て一條とした。一町とは四十丈平方である。

（5）行事官。一定の事務を專任として施行する人のこと。朝廷の行事



その年の六月九日には、新都の建設事務が開始されるといふので、上卿には徳大寺の左大將實定卿、土御門の宰相の中將通親の卿、奉行としての辨官には前の左少辨行隆が、大勢の官吏を引きつれて、攝津の國の和田の松原の西にある原野地を測量して、九條の地割をして見られたところが、一條から五條までの場所にあるが、六條以下に配するだけの餘地はなかつた。行事官の人々が歸つてその由を奏上すると、それならいつそ播磨の印南野か、それでもいけなければ、やつぱり此の國の昆陽野かだナなどゝ公卿たちが色々の說を吐かれたが、實行されさうにもなかつた。既に舊都の方は尻が浮いてゐるし、新都の方は此の通りまだ凡ての事が進捗しないので、總ての人が皆フワフワとした安定のない心持がして、元から福原にゐついてゐた者は自分の住む土地のなくなつたことを氣に病んでゐるし、今度新に引移つて來た人々は、建築に費用や手間がかゝることの愚痴ばかり言ひあつてゐる。一切が只もう夢のやうな有樣である。此の時土御門の宰相中將通親卿が申されたには、「外國では三條の廣小路を開いて、十二門を立てるのが王城の定制だといふ事が書物に見えてゐる。まして五條まである都なら、どうして內裏が建てられない事があらう。どうかかうかまア里內裏なら造れると思ふ」と、云はれたので、公卿會議の結果五條の大納言邦綱卿に臨時に周防の國を賜はる事にして、新京を造進させるといふ事に、入道前太政大臣が取計らはれた。

此邦綱の卿と申すは、双なき大福長者にておはしければ、內裏つくり出されむこと、左右に及ばねども、いかんが國の費、民の煩なかるべき。誠にさし當つた

公事には主として辨が之に任ぜられた。本行の辨といふのも行事官といふのも卿ちこれである。

(6)播磨の印南野　播磨國加古郡から明石郡にかけて、明石加古兩河の流域の間の地方約三里四方の原野。

(7)攝津國昆陽野　大阪府河邊郡稻野村地方古への兒屋野の地で、恰も今の伊丹町の西に當る。昔は此邊一帶に原野であつた。大字寺本には昆陽寺、行基僧正の堀つたと云ふ周圍三十三町の昆陽池がある。百鍊抄治承四年六月十五日の條に「輪田ヲ以テ帝都ニ用ヒラレ難シ、小屋野タルベキノ由改メ仰セラル而シテ又播磨印南野宜シカル可キノ山沙汰有リ、水無キニ依リテ叶ヒ難シトノコト」とある。

(8)土御門の宰相の中將通親　故內大臣正二

長男源通親のこと、參議兼左近衞の權中將である。

(9)三條の廣路　周禮考工記匠人職に「匠人國ヲ營ム、方九里、旁三門、國中九經九緯」とあつて注に。國中とは城内也、とある。即ち東西南北に各三門であるから、城内の通路は三條になるわけである。

(10)十二の、ごうもん　通門、洞門、棟門と色々の字が宛てゝある。支那では長安洛陽共に其周圍に十二の門があつた、周禮考工記の注に「天子十二門十二子ヲ通ス」とある。

(11)五條大納言邦綱　前右馬權助、從五位下藤原盛國の男、仁安三年十二月權中納言に、安元々年十一月中納言に治承元年四月二十四日權大納言になつた。

(12)大嘗會　即位式直後の新嘗祭に代る大祀

る天下の大事、大嘗會⑫などの行はるべきをさし置いて、かゝる世のみだれに、遷都、造内裏、少しも相應せず。古のかしこき御代⑬には、即ち内裏に草を葺き、軒をだにも整へず、煙の乏しきを見給ふ時には、限ある貢物をも免されき。是即ち、民を惠み國を輔け給ふによつてなり。楚、章華の臺⑭を建てゝ黎民⑮散け、秦、阿房殿⑯を起しては天下亂るといへり。茅茨剪らず⑰、采椽斲らず、舟車飾らず、衣服文なかりける世もありけむものを。されば唐の太宗は、驪山宮⑱を造つて、民の費をや憚らせ給ひけむ、遂に臨幸なくして、瓦に松生ひ⑲、墻に蔦茂つて、止みにけるには相違かな。とぞ人申しける。


此の邦綱卿と申すのは、當時二人とない大富豪でゐらつしたから、内裏を御造營になる事ぐらゐは問題でないが、どうして國庫の失費、人民の勞苦が無いと云へよう。誠に國家の大祀たる大嘗會やなんかが是非しなければならない事を差置いて、斯ういふ物騷な時に遷都だとか内裏造營だとかいふ事は、あんまり不相應である。昔の聖主の御代には、即ち皇居を茅葺にして、軒の雨漏さへもチヤンと修理しないで、人民の家で飯を炊く竈の烟が乏しいのを御覽になつて、御内帑には限があるにも拘らず租税の納入をさへも御免除になつた。これは取りも直さず國民を愛し憐んで、全体としての國家の疲憊を救はうと遊ばすお心があるからである。支那の本にも、楚が章花臺を建てたゝめに人民が離散し、秦が阿房宮の大工事を起した爲に天下が亂れたと云つてある。嘗ては屋根を葺いた茅茨の先を

剪揃へもせず、山出しの木を鉋もあてずに丸木のまゝで椽に使ひ、舟も車も裝飾せず、着物には織出し模樣がなかつた時代もあつたのである。されば唐の太宗が驪山宮を造られたものゝ、國民の失費をお憚りになつたものか、到頭臨幸されないで、瓦には齒朶類の雜草が生へ、墻には蔦が生ひ繁つて其のまゝ立ち腐れになつたといふのと、今度の遷都騷ぎとは大した違ひだナと世間の者は申した。

天皇親しく悠紀主基の二殿に到つて齋服を召して皇祖天照大神並に天神地祇を親祭し饗饌を共にせられる最も大切な儀式である。

(13)古のかしこき御代　仁徳天皇の御代。

(14)章華臺　楚の靈王が建てた樓臺の名。

(15)黎民　黎は黑色のこと。人民の顏は皆黑いから、庶民のことを黔首とも黎民とも支那では呼んだのである。

(16)阿房の殿　秦の始皇帝が建てた阿房宮のこと、殿の四阿が皆房舍になつてゐるので阿房といふのだとも、咸陽に近(阿)い房だからだとも種々の說がある。

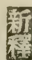
(17)茅茨剪らず　韓非子に「堯ノ天下ニ王タルヤ、茅茨剪ラズ、采椽斲ラズ、糲粢ノ食、藜藿ノ羹、冬日ニハ麑裘、夏日ニハ葛衣」とある。

(18)驪山宮　長安の西方有名な温泉地驪山の麓にあつた唐太宗の離宮。

(19)瓦に松生ひ　白氏文集の樂府に、「牆ニ衣有リ、瓦ニ松アリ、吾君位ニ在ルコト巳ニ五歲」とある。

三、月見

六月九日の日新都の事始、八月十日の日上棟(1)、十一月十三日遷幸、(2)とさだめらる。舊き都は荒れゆけど、今の都は繁昌す。あさましかりつる夏も暮れて、秋にも既になりにけり。秋もやうやう半になり行けば、福原の新都にまし／＼ける人々、名所の月を見むとて、或は源氏の大將の昔(3)の跡を偲びつゝ、須磨(4)より明石(5)の浦傳ひ、淡路の迫門(6)を押し渡り、繪島(7)が磯の月を見る。或は白浦、(8)、吹上(9)、和歌の浦、住吉、難波、高砂、尾上の月の曙を眺めて歸る人もあり。


新釋　六月九日の日が新都福原での起工式で、八月十日には上棟式、十一月十三日には愈々新皇居へ御遷幸さいふことが決定せられる。斯くして古い帝都は段々荒廢して行くばかりであるが、今度の新しい都は日増に繁昌する。イヤな何かにつけて面白くなかつた夏も暮れて、もう秋ともなつた。其の秋もそろそろもう中頃になつたので、福原の新都においでになつた人々は、名所の月見をしようといつて、中には源氏の大將の物語を思ひ出しながら須磨から明石へ海岸傳ひに行つて、明石海峽を舟で淡路の方へ渡り、繪島の岩の上で月を見る人もあれば、又、中には白浦の濱から吹上の濱、和歌の浦、住吉、難波、高砂、

(1)上棟・棟上の式。
(2)十一月・十三日・遷幸・百錬抄には、十一日に「福原新造ノ内裏ニ遷幸ス」とある。
(3)源氏の大將の昔・源氏物語のヒーローたる光源氏の大將のこと。婦人關係の事で、此の大將は須磨へ流されることに物語の上ではなつてゐる。
(4)須磨・神戸市の西南約一里半にある兵庫縣武庫郡の村。前面は直ちに須磨浦で、對岸には淡路島が手に取るやうに見える。
(5)明石・兵庫縣明石郡の町。風光の明媚なを以て須磨と並稱されてゐる。前面には有名な明石浦の波が蒼々と見えて島がくれゆく白帆が詩のやうである。
(6)淡路の迫門・明石町と淡路岩屋町との間の海峽、今は明石海峽と稱する。

(7)繪・・淡路の津名郡岩屋町の東端にある。徒崖、歌枕の一つ。

(8)白浦・しらゝの濱の事。和歌山縣西牟婁郡所在。溫泉で名の高い。瀬戸鉛山の湯崎といふ。砂の色が特別に白いからの稱。

(9)吹上、和歌浦・・共に紀伊國にある。吹上濱は和歌山縣海草郡紀の川口の西南に當る海濱である。和歌浦即ち和歌山市の海濱と共に絕勝地である。

(10)廣澤・・京都府葛野郡にある名所。

(11)德大寺の左大將實定・・中納言右大將公能の長男、正二位大納言左大將である。四十二歲。

(12)大宮・・皇太后藤原多子。德大寺實定卿と一つちがひの姉君。

(13)源氏の宇治の卷・・源氏物語總角の卷をい

尼上などの夜明方の月を眺めて歸つて來る人もあつた。

舊都に殘る人々は、伏見、廣澤(10)の月を見る。中にも德大寺の左大將實定(11)の卿は、舊き都の月を戀ひつゝ、八月十日あまりに、福原よりぞ上り給ふ。何事も皆變りはてゝ、稀に殘る家は、門前草深くして庭上露茂し。蓬が杣、淺茅が原、鳥のふし所と荒れはてゝ、蟲の聲々怨みつゝ、黃菊、紫蘭の野邊とぞなりにける。今故鄕の名殘とては、近衞河原の大宮(12)ばかりぞまし〳〵ける。大將其御所へ參り、先づ隨身を以て惣門を叩かせらるれば、內より女房の聲にて、「誰そや、蓬生の露打ちはらふ人もなき所に」と咎むれば、「是は福原より大將殿の御のぼり候」と申す。「さ候はゞ、惣門は錠のさゝれて候ふぞ、東の小門より入らせ給へ」と申しければ、大將さらばとて、東の小門よりぞ參られける。大宮は御つれ〴〵に昔をや思し召し出でさせ給ひけむ、南面の御格子上げさせ、御琵琶遊ばされける所へ、大將つと參られたれば、暫く御琵琶をさしおかせ給ひて、「夢か現か、是へ〳〵」とぞ仰せける。源氏の宇治の卷(13)には、優婆塞の宮(14)の御女、秋の名殘を惜みつゝ、琵琶を調べて終夜、心をすまし給ひしに、有明の月の出でけるを、猶堪へずや思しけむ、撥にて招き給ひけむも、今こそ思し召し知られけれ。

通釋　元の都に殘つてゐる人々は、伏見や廣澤の月見に行つた。中にも德大寺の左大將實

ふ。此卷は宇治十帖の中であるからかくいふのである。

(う)優婆塞の宮　優婆塞とは俗体で佛道を修行する者のこと、優婆塞の宮とは宇治にゐられる八ノ宮として源氏物語に描出されてゐる作中の人物。

(1)待宵の小侍從　大僧正で法印の光清といふものゝ子成清の娘。

定卿は、故都の月を戀しがつて、八月の十日過にわざわざ福原から御上洛になると何も彼も皆すつかり變つて了つて、偶ま殘つてゐる家があるかと思ふと、門の前には草が深々と生繁つて、庭には露が一ぱいに置いてゐる。蓬は密林のやうに繁り、茅萱は原野を髣髴せしめるばかりに茂生して、まるで鳥の巣のやうに荒れ亂れた中に、蟲が色々の聲で恨むが如くに鳴いてゐる有樣は、所謂黄菊紫蘭の野邊の光景である。斯うした中に唯一つ故都の名殘を留めておいでになるのは、近衞河原にいらつしやる大宮樣ばかりであつた。大將が其の御所へ參つて先づ供の者に大門をお叩かせになると、中から女の聲で、「どなたです蓬生の露を拂ふ人もないこんな所へいらつしたのは?」と咎めたので、「福原から徳大寺大將が御上洛になつたのです」と申した。すると、「それぢや大門は錠がおりて居ますよ東の小門からお入りなさい」と申したので、大將は、それぢやアといふので、東の小門から參られた。大宮はお心寂しいにつけて、昔の事をお思ひ出しに成つたのだらうか、南向の格子をお上げさせになつて、琵琶をお彈きになつてゐたところへ、大將がふと參られると、暫く琵琶を下へお置きになつて、「まア夢ぢやないか、さアこちらへ、こちらへ」と仰せられた。源氏物語の宇治の卷に出てゐる優婆塞の宮の姫君が、暮れてゆく秋の名殘を惜んで、琵琶を彈いて、一晩中心を澄ましていらつしやる内に、有明月が出て來たのを、それでもまだたまりかねたやうなお氣がしたのだらうか、撥でお招きになつたといふ話も今になつて初めて痛切に御体驗になるのであつた。

待宵の小侍從(1)と申す女房も、この御所にぞ候はれける。抑々此女房を待宵と召されける事は、或時御前より「待つ宵、歸る朝、何れかあはれ勝れる」と仰せけれ

ば、かの女房

　まつよひの更け行く鐘の聲聞けばかへるあしたの鷄はものかは

と申したりける故にこそ、待宵とは召されけれ。大將此女房を呼び出で〻、昔今の物語どもし給ひて後、小夜もやう／＼更け行けば、舊き都の荒れゆくを、今樣②にこそうたはれけれ。

　舊きみやこを來て見れば　淺茅が原とぞあれにける
　月のひかりはくまなくて　秋風のみぞ身にはしむ

と押し返し／＼、三返うたひすまされたりければ、大宮を初め奉つて、御所中の女房たち、皆袖をぞぬらされける。

新釋　待宵の小侍從といふ女房も、此の御所にゐられた。抑も此の女房を待宵と名づけられたことは、或る時、御前から、「戀人の來るのを待つてゐる宵の心持と、朝になつて別れて歸つて行くのを送る心持と、どつちが餘計シンミリした情趣があるか」と仰せられると、其の問はれた女房は即座に

　まつよひの更けゆく鐘の聲きけばかへるあしたの鷄はものかは

と申したからこそ、待宵とはお呼びになつたのである。大將は此の女房を呼出して、昔の事やら最近の話なんかをせられてから、段々と夜も更けて行くので、古い都の荒廢してゆく哀感を一首の今樣に表現された。

（2）今樣　舊くからの謠物ではなく此時代に謠ふたものだから今樣又は新樣といつたのである。越天樂の調に合せて作り出したものである。必ずしも定型的でないが、一般に七五を一句とし四句一聯又は二聯を以て終つてゐるソネツトである。初めて歌ひ出したのは敏達天皇の時代であるが、今樣の名の大いに起つたのは山蔭中納言が再興して以來のことだ。

ふるき都を來て見れば　淺茅ヶ原とぞ荒れにける
月の光はくまなくて　秋風のみぞ身にはしむ

と繰返し、繰返し三度までお歌ひすましになると、大宮を御初めとして、御所中の女房たちは、皆涙に袖をぬらされた。

さる程に、夜も漸う明け行けば、大將いとま申しつゝ、福原へぞ歸られける。供に候ふ藏人を召して、「侍從が何と思ふやらむ、あまりに名殘惜しげに見えつるに、汝歸つて、ともかくもいうて來よ」と宣へば、藏人走り歸り、かしこまつて、「是は大將殿の申せと候」とて

ものかはと君がいひけむ鷄の音のけさしもなどか悲しかるらむ

女房とりあへず、

待たばこそふけゆく鐘もつらからめ歸るあしたの鷄の音ぞうき

藏人走り歸つて、此由を申したりければ、「さてこそ汝をば遣したれ」とて、大將大に感ぜられけり。それよりしてこそ、ものかはの藏人とは召されけれ。

新譯 其の内に、そろそろと夜が明けかけて來たので、大將は別れを告げて、福原へ歸られた。少し行つてから供についてゐた藏人を呼んで、「侍從がどう思つてか、あんまり名殘惜しさうだつたから、お前もう一度引返して行つて、何とかいふやうに云つて來てお吳れ」と仰やると、藏人は直ぐ走つて行つたが、謹んで「大將殿が斯樣申せとの仰せでござ

います」と云つて

ものかはと君がいひけむ雞の音の今朝しもなどか悲しかるらむ

と詠みかけると、女房は取敢ず

待たばこそ更けゆく鐘もつらからめ歸るあしたの雞の音ぞうき

と返歌した。藏人が走つて歸つて、其の事を報告すると、「それだからお前を遣つたのだ」といつて大將は大層御感心になつた。それ以來、藏人の事を「ものかはの藏人」とお呼びになつた。

四、物　怪

平家都を福原へ遷されて後は、夢見も惡しう、常は心さわぎのみして、變化(1)の者共多かりけり。或夜、入道の臥し給ひたりける所に、一間にはゞかる程の者の面の出で來て、覗き奉る。入道些ともさわがず、はつたと睨まへておはしければ、たゞきえに消え失せぬ。岡の御所(2)と申すは、新しう造られたりければ、然るべき大木なンどもなかりけるに、或夜大木の倒るゝ音して、人ならば二三千人が聲して、虛空にどつと笑ふ音しけり。いかさまにも是は天狗(3)の所爲といふ沙汰にて、晝五十人、夜百人の番衆を揃へ、蟇目(4)の番と名づけて、蟇目を射させられけるに、天狗のある方へ向いて射たる時は、音もせず。又無い方へ向いて射たる時は、どつと笑ひなンどしけり。

通釋　平家が都を福原へ遷されてからは、夢見もわるく、常に胸騷ぎばかりして、色々の化物が多く姿を現した。或る晩も、入道が寢てゐられた所へ、其の大座敷一ぱいになつてもまだ幅つたい程の大きな顏の物が出て來て、お覗き申した。入道が其の時少しも騷がずに、グツと睨みつけていらつしやると、段々スーツと小さくなつて消えて了つた。又、岡

(1)變化・所謂化物である。

(2)岡の御所・六波羅の邸內庭園の小高い所にあつた離れ座敷であらう。妖怪變化の出る舞臺として誂へ向のところである。

(3)天狗・人のやうな形で、鼻が特に高く、翼を有してよく飛行すると想像された怪物。これに大天狗、小天狗、烏天狗、木葉天狗等のバライチーがある。大陸から輸入された天狗星についての傳說に尾鰭がついて日本化したものらしい。

(4)蟇目・鳴鏑式の木製中空の鏑の一種で、之に數個の目即ち穴があいてゐるため、之を

射る時は穴に風が入つて音響を發する、故に響き目といふのだ。蟇目は其の當字である。蟇と何の關係もない。古來の法に用ゐるのは、魔の射術家が之を降、鳥獸が其の音響に恐れる事から來てゐる。勿論敵を傷けるための軍陣の矢ではなく弦打に專用するものである。

（1）帳臺・・寢殿中一定の場所を劃して主人の平常の居座する所。即ち上段の間で、入口には帳が垂れてゐた。

（2）坪・・建築物又は墻塀を以て區劃された小さな庭。壺せんざいともいふ。

（3）しやれ頭・・・されかうべ。風雨に曝された頭蓋骨。

の御所といふのは、新築されたところだから、其邊にはそれ程大きな木もなかつたのに、或る晩大木の倒れるやうな大きな音がしたと思ふと、人ならそれこそ二三千人もゐやうといふ夥しい聲がして、空中でドッと笑つた。何にしてもこれは天狗の仕業に相違ないと云ふ見込で、晝は五十人、夜は百人宛の當番係の人を揃へて、之を蟇目の番と名づけて、蟇目の矢を射させられた。ところが天狗がゐる方へ向つて射たと思はれる時には、何の音もしないけれど、居ない方へ向つて射た時にはドッと聲をあげて嘲笑したりした。

又あるあした、入道相國帳臺(1)より出て、妻戸を押し開き、坪(2)の内を見給へば、死人のしやれ頭(3)どもが、幾らといふ數を知らず、坪の内にみち／＼て、上なるは下になり、下なるは上になり、中なるは端へ轉び出し、端なるは中へ轉び入り、轉び合ひ轉び退き、からめき合へり。入道相國「人やある／＼」と召されけれども、折節人も參らず。かくして多くの髑髏どもが一つに固り合ひ、坪の内に憚る程になつて、高さは十四五丈もあるらむと覺ゆる山の如くになりにけり。彼の一つの大頭に、生きたる人の眼のやうに大の眼が千萬出で來て、入道相國をきつとにらまへ、暫はまたゝきもせず。入道些とも騷がず、ちやうと睨まへて立たれたりければ、露霜などの日に當つて消ゆるやうに、跡かたもなくなりにけり。

新釋　又或る朝方の事、入道前太政大臣が帳臺から出て、滑り戸を押しあけて、何心なく坪の内を見られると、死人の頭蓋骨が無數に、其の坪の内に充滿してゐて、上にあるもの

は下になり、下にあつたのは上になり、中にあつたのは端つこへころがり出、端に出てゐたのは中へ轉び込むといふ風に、轉び合つたり、轉びのいたり、くる／＼廻り合つてゐる。入道前太政大臣は、「誰かゐないか、誰かゐないか」とお呼びになつたけれども、其の時は誰も來ない。さうしてゐる間に其の澤山の頭蓋骨は、見る見る一つに凝集して、坪の內にも幅つたい程の大きさになつて、むくむくと高さが十四五丈もあらうかと思はれる山のやうになつた。其の一つの大きな頭蓋骨に生きてゐる人間の眼のやうで大きいのが、見る間に千も萬も出來て、入道前太政大臣をグツと睨んで、暫くは瞬き一つしなかつた。しかし入道は少しも騒がず、こちらでも負けずに、グツと睨みつけて立つてゐると、まるで露や霜などが日光に當つて解けるやうに、しまひには痕跡も留めなくなつて了つた。

又入道相國、一の御厩に立てゝ、舍人あまたつけて、朝夕撫で飼はれける馬の尾に、鼠一夜の中に巣をくひ、子をぞ産むだりける。是徒事にあらず、御卜あるべしとて、神祇官にして御卜あり、重き御つゝしみと占ひ申す。此馬は、相摸の國の住人大庭の三郎景親(1)が、東八箇國(2)一の馬とて、入道大相國に參らせたりけるとかや。黑き馬の、額の少し白かりければ、名をば望月とぞいはれける。陰陽頭安倍泰親が賜つてけり。昔天智天皇の御宇に、寮(3)の御馬の尾に、鼠一夜の中に巣をくひ、子を産んだりけるには、異國の凶賊蜂起(4)したりとぞ、日本紀(5)には見えたりける。

(1)大庭三郎景親 葛原親王十三代の末裔、大庭平太景忠の子、一說には景忠の義子だともある。大庭は今の相模國高座郡明治村地方の事で、舊大庭庄の地。
(2)東八ケ國 關東八ケ國。
(3)寮 左右馬寮。
(4)蜂起 蜂が巢から飛び立つやうに雜がり起ること。
(5)日本紀 三十卷ある。神代から持統天皇までの漢文体編年史

である。元正天皇の養老四年一品舍人親王が編纂主任として完成せられた。馬の尾に鼠の巢つた事は、其の天智天皇元年四月の條に「鼠產於馬尾。釋道顯占曰、北國之人、將附南國。蓋高麗破而屬日本乎」とある。

(1)方人　味方をする人。

(2)宿老　年功の老人。

(3)節刀　軍防令には凡大將出征授節刀とある。大將たる人これを賜はつて三軍に令する故に、持節將軍の稱がある。節とは符節の義で即ち軍司令官として賞罰の權を之に附與したことを證示する標章である。元來支那では節は毫牛尾を以てし

新釋　又入道前太政大臣が、一番立派な廐舍に舍人を大勢つけて、朝夕愛撫して飼つてゐられた馬の尾に、鼠が一晩のうちに巢をつくつて子を產んだ事があつた。これは普通ならぬ事である、占はせなければ、といふので、神祇官で御卜を行はせられると、殊に重い御謹愼が肝要でございますとお占ひ申した。此馬は相摸國の住人大庭の三郎景親が關東八ヶ國で一番の馬だといつて入道大相國に獻上した馬だと云ふ事である。黑馬で、顏の所が少し白かつたから、名を望月と呼ばれた。其の馬は陰陽頭安倍泰親が、引取つて行つた。昔天智天皇の御代に、御馬寮のお馬の尾に鼠が一晩のうちに巢を作つて子を產んだ時には、外國の兇賊が群がり起つた、と日本紀には見えてゐる。

又、源中納言雅賴卿の許に召し仕はれける靑侍が、見たりける夢も、恐しかりけり。譬へば大内の神祇官と思しき所に、束帶正しき上﨟の數多寄り合ひ給ひて、議定の樣なる事のありしに、末座なる上﨟の、平家の方人(1)爲給ふと思しきを、其中よりして追つ立てらる。遙の座上に氣高げなる御宿老(2)のまし／＼けるが、「此日頃、平家の預り奉る節刀(3)をば召し返いて、伊豆の國の流人前の右兵衛佐賴朝に賜ばうずるなり」と仰せければ、其側に猶御宿老のまし／＼けるが、「其後は吾孫にも賜び候へ」とぞ仰せける。靑侍、夢の中にある老翁に、次第に之を問ひ奉る。「末座なる上﨟の、平家の方人し給ふと思しきは、嚴島の大明神。節刀を賴朝に賜ばうと仰せらるゝは八幡大菩薩、其後吾孫にも賜へ、と仰せけるは、春日の大明

たものであろが後に刀劍にかへたのである。爰の文は征戰の權を平家に授け給ふたのを召し返して賴朝に授けんとの事をかく神達の神議り給ふた話である。

（4）武內の明神　神功皇后に奉侍して三韓を征したと傳へられる武內宿禰の神靈。鳥取縣岩美郡の國幣中社宇倍神社は其の社である。

（5）逐電　出奔逃走すること。馬が風を追ひ電光を逐ふやうに早く奔ることの形容から來てゐる。

神、かう申す翁は、武內の明神(4)」と答へ給ふといふ夢を見て、覺めて後、人にこれを語る程に、入道相國洩れ聞き給ひて、雅賴の卿の許へ使者をたてゝ、「それに夢見の青侍の候ふなるを、賜つて委しう尋ね候はゞや」と宣ひて遣されたりければ、彼の夢見たりける青侍、惡しかりなむとや思ひけむ、軈て逐電(5)してけり。其後雅賴の卿、入道相國の第に行きて、「全くさる事候はず」と陳じ申されたりければ、其後は沙汰もなかりけり。それに又、何より不思議なりける事には、淸盛未安藝守たりし時、神拜のついでに靈夢を蒙つて、嚴島大明神より現に賜はられたりける銀の蛭卷したる小長刀、常の枕をはなたず立てられたりしが、或夜俄に失せにけるこそ不思議なれ。平家日頃は朝家の御かためにて、天下を守護せしかども、今は勅命にも背きぬれば、節刀をも召しかへさるゝにや、心ぼそうぞ聞えし。

新釋　又源中納言雅賴卿のところで使はれてゐた若侍が見た夢も恐ろしかつた。早い話が宮中の神祇官の廳舍のやうな所に、チヤンと禮裝をした貴人が大勢お集まりになつて、會議のやうな事があつたが、其の一番末席にゐられた貴人で、平家の味方をせられると思はれるお方を其の席から放逐せられるのだつた。遙の上座に如何にも氣品の高さうな御老人がおいでになつたが、嚴そかに「今まで平家に預けて置いた節刀を取返して、今伊豆の國

へ流されてゐる前の右兵衛の佐頼朝に遣はさうと思ふ」と仰やると、其の傍にもまだ御老年のお方がおいでになつたが、「その次には私の孫にも下さい」と仰やつた。若侍は其の夢の中で、或る老人にお名前をお席順にお尋ね申すと、「末席の貴人で平家の味方をせられてゐるらしいのは嚴島の大明神、節刀を頼朝に遣はさうと仰やつたのは、八幡大菩薩、其の次に私の孫にも下さいと仰やつたのは春日の大明神、斯く申す老人は武内の明神」とお答へに成つたと見て、其の夢が覺めたので、あまりの不思議さに起きてからツイうつかりと人に話したのが、いつの間にか入道相國の耳にも入つたと見えて、雅頼卿の所へ使を出して、「あなたの所に何か變な夢を見たといふ若侍がゐるさうですが、其の者を暫く拜借して委しい話を聞きたいと思ひます」と仰やつてお遣りになつたので、其の夢を見た若侍は、こいつはいけないぞと思つたものか、直ぐ逃亡して了つた。其の後に雅頼卿は入道相國の邸に行かれて、「全然そんな事はございません」と御辯解になつたので、その後は問題にもならなかつた。それに又何より不思議だつたのは、清盛がまだ安藝の守だつた時分嚴島の社殿で神拜をしてゐた折に、有難い夢のお告を受けて、嚴島大明神から現實に戴かれた、例の銀の蛭卷のついてゐる小長刀は、いつも枕もとを放さないで立てゝおかれたのであつたが、或る晩俄になくなつたのは不思議な話である。平家は今まで皇室の藩屏として天下を守護してゐたのであつたが、今は勅命にも背いたから、節刀までもお取返しになるのだらうかと、心細く思はれた。

【所感】例の鎌倉時代特有の妖怪が、かたまつて出て來るところが面白い。數千の髑髏が前後左右に轉がり合つた後に、一つになつて、大きな髑髏になるといふ過程も非常に秀拔である。

五、大庭が早馬

中にも、高野におはしける宰相入道成頼、此事どもを傳へ聞いて、「あはや平家の代は、漸う末になりぬるは。嚴島の大明神の、平家の方人し給ふといふ事も、そのいはれあり。但この嚴島の大明神は沙羯羅龍王(1)の第三の姫君なれば、女神とこそうけたまはれ。八幡大菩薩の、節刀を賴朝に賜ふと仰せられつるもことわりなり。春日大明神の、其後は我孫にも賜び候へと仰せられけるこそ心得ね。それも平家亡び源氏の世盡きなむ後、大織冠(2)の御末、執柄家(3)の君だちの、天下の將軍になり給ふべきか」なンど宣ひける。折節或僧の來りけるが申しけるは、「それ神明は和光垂跡の方便(4)まち／＼にましませば、或時は女神ともなり、又或時は俗體とも現じ給へり。誠に此嚴島の大明神は、三明(5)六通(6)の靈神にてましませば、俗體と現じ給はむことも難かるべきにあらず」とぞ申しける。浮世を厭ひ、まことの道に入り給へば、偏に後世菩提の外は、又他事あるまじき事なれども、善政を聞いては感じ、愁を聞いては歎く、是皆人間のならひなり。


中にも當時高野山にいらつした宰相入道成頼は、是等の事を人傳てにお聞きになつ

(1)沙羯羅龍王　鹹海を領してゐる龍王で八大龍王の一つである。所謂讀みのクセではシヤガラとよむのだ。

(2)大織冠　藤原鎌足のこと。孝徳天皇の大化三年に制定された冠位に七色十三階ある中で、其の最高位を示す大織冠を天智天皇から最初に賜はつた。

(3)執柄家　世襲的に政柄を執る家、即ち攝關家のこと。

(4)方便　方法上の便宜、衆生濟度の爲に佛がする種々の工夫。

(5)三明　第一に過去

世に於ける業因を明細にし、第二に未來に現るべき相を明らかにし第三に煩惱を斷つて不生不死の道を明らかにすること。

(6)六通　宿命通、天眼通、漏盡通、天耳通他心通、眞如意通の六つをいふ。又六神通とも云ふ。

(1)早馬　急使である。急速度で馬を疾驅させてゆく故の稱。

(2)舅北條四郎時政　時政の女の政子は頼朝の夫人だからである。

(3)目代　國守の委任代理者。目代とは目に代るといふ意味だ。王

て、「さア平家の時代もそろそろ末に成つて來たぞ。嚴島の大明神が平家の味方をされるといふのも理由のある事だ。但し此の嚴島の大明神は沙竭羅龍王の第三番目の姫君なんだから女神だと聞いてゐる。八幡大菩薩が節刀を頼朝に遣ると仰せられたのも道理である。只春日大明神が、其の次には私の孫にも下さいと仰やつたといふのが分らない。それとも平家が亡び源氏の時代も過ぎてから、大織冠鎌足公の御末裔である攝關家の令息が天下の將軍になられるのだらうか」などと仰やつた。ちやうど其の機會に、其處へ出て來た或る僧侶が申したには、「神樣と申すものは和光垂跡の御方便が色々とおありに成りますから或る時は女神ともなり、又或る時には俗体としてお現れにも成ります。實際あの嚴島の大明神は、三明六通を得られた御靈神でゐらせられますから、俗体をお示しになる事も困難ではございますまい」と申した。成親卿は既に此の浮世を厭ひ捨てゝ、眞理の道にお入りになつたのであるから、只もう一筋に後生の成道をお願ひに成る外には、他事を顧みられてはならぬ筈であるが、善政が布かれてゐる事を聞いては感心し、國民の愁苦を聞いては嘆歎されるのは、これ皆人間としての習性である以上、世外の人と雖も免れることは出來ないのである。

さる程に、同じき九月二日の日、相摸の國の住人、大庭の三郎景親、福原へ早馬(1)を以て申しけるは、「去んぬる八月十七日、伊豆國の流人前の右兵衛の佐頼朝、舅北條四郎時政(2)をかたらうて、伊豆國の目代(3)和泉の判官兼隆(4)を、山木が館にて夜討にうち候ひぬ。其後、土肥(5)土屋(6)岡崎(7)を始として三百餘騎、石橋山(8)に

たて籠つて候ふ所を、景親、御方に志を存ずる者ども一千餘騎⑨を引率して、押しよせて散々に攻め候へば、兵衛佐僅七八騎に打ちなされ、大わらは⑩に戰ひなつて、土肥の杉山へ逃げこもり⑪候ひぬ。畠山⑫五百餘騎にて御方を仕る。三浦大介⑬が子ども⑭、三百餘騎にて源氏方して、由比⑮小坪⑯の浦で攻めたたかふ。畠山⑰、軍にまけて武藏國へ引き退く。其の後畠山が一族、河越、稻毛、小山田、江戸、葛西、惣じて七黨⑱の兵ども、悉く起り合ひ、都合其勢二千餘騎、三浦衣笠の城⑲におしよせて、一日一夜攻め候ひし程に、大介討たれ候ひぬ。子どもは皆九里濱⑳の浦より船に乗つて、安房上總へわたり候ひぬとこそ、人申しけれ」

新釋 其うちに、同じ年の九月二日の日に相模國の住人大庭三郎景親が、福原へ急使を走らせて申したには、「去る八月十七日に、伊豆の國の流刑囚である前の右兵衛の佐頼朝が、舅の北條四郎時政を味方につけて、伊豆の國の目代和泉の判官兼隆を、山木の館へ夜襲して行つて殺害しました。それから土肥、土屋、岡崎を始として、三百餘騎の者が石橋山に陣地を布いて據守してゐましたのを、景親は平家の御方に忠志を抱いてゐる武士たち一千餘騎を隨へて、前進して行つて、猛烈に攻撃しましたところが、兵衛佐は僅七八騎に討ち減らされ、亂髪になつて苦闘して、土肥の椙山へ逃げ籠りました。畠山は五百騎でお味方をしましたが、三浦大介の子どもが三百餘騎で源氏方をなして、由井、小坪の海岸で遭遇戰

朝時代の末頃には、遙任遙授と唱へて、國守が實際任地に赴かず、自家の一族又は郎黨を自分の代理として遣つて行政事務を執行させた。かういふ特殊の私的關係から成るものが多く、而も中には傀儡子のやうな者まで任ぜられたので、其の大部分は人格の低い單なる俗吏で收賄私利を事とした。

(4)和泉判官兼隆　前の檢非違使尉で、和泉守の平信兼の子だから和泉の判官といふのである。父の訴訟によつて伊豆の山木郷に流されたから山木判官とも云つた。其後清盛の權威を藉つて威を郡郷に輝かした。

(5)土肥　足柄下郡土肥にゐた次郎實平一族。

(6)土屋　中郡土屋にゐた三郎宗遠の一族、

(7)岡崎　中郡岡崎にゐた四郎義實の一族。

なしました。畠山は一時敗戰して、武藏方面へ退却しましたが、後に其の一族の河越、稲毛小山田、江戸、葛西等總て七黨の兵が、悉く起りあひまして、二千餘騎の勢力で、三浦の衣笠城を攻撃して、一晝夜の間攻め續けますうちに、大介は戰死しました。子どもは九里濱の海岸から乘船して、安房上總方面へ渡つたといふ情報を接手しました」との報告であつた。

(8)石橋山　神奈川縣足柄下郡石橋村の石橋山のこと。頼朝は治承四年八月二十三日午前、四時を以て、北條時政、盛長、達光、實平等三百餘騎を以て此山に陣地を布いたのである。

(9)一千餘騎　吾妻鏡には平家被官の輩三千餘騎の精兵を率ゐ云々とある。

(10)大わらは　苦闘のため亂髪になつたこと。

(11)土肥の杉山へ逃げこもる　石橋山の戰は衆寡敵せず源軍大敗したので、頼朝は暴風暴雨の中を疲勞と惱亂とにあへぎ乍ら二十四日の夜には土肥の杉山へ逃れ、山内の堀口邊に陣したが、景親も追撃して來たので又後方に逃げ入つた。

(12)畠山　畠山重忠のこと、石橋山の戰に於て重忠は平軍の別働隊として由井ヶ濱附近に陣し三浦一黨と戰つてゐる

(13)三浦大介　相模守三浦義明のこと。元桓武平氏で其先祖は鎭守府將軍良文から出てゐる。四代目の爲通の時に源義家に從つて以來源氏と深い關係を持つてゐる。三浦半島地方に相當兵力を有してゐたので、大庭景親も之を恐れた。

(14)三浦大介が子ども　次男三浦義澄、七男義連、三男大和義久等である。

(15)由井　鎌倉の由井ヶ濱。

(16)小坪　由井ヶ濱附近三浦郡田越村の大字である。

(17)畠山軍にまけて　二十四日の戰には夕刻の挑戰の後、畠山軍は敗れて郎從五十餘騎を失ふた。

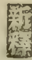
(18)七黨の兵　七黨とは武藏七黨のこと。村山、私市、兒玉、猪股、西野、山口である。或は田口黨を一書には丹の黨に作る。

(19)三浦衣笠の城　三河義明の本城である。神奈川縣三浦郡衣笠村の中央山上に今倉峰山の土壘跡のある所が其城址で其附近に二の丸跡大手口などいふ名が殘つてゐる。畠山重忠等の數千の平軍が衣笠城を攻めたのは治承四年九月二十六日であつた。三浦黨力戰して遂に敗れ、義澄等卒更城を棄てゝ安房に逃れたが、ひとり義明は八十九の老齢を以て城内に留り翌二十七日午前八時烈しき風雨の中に戰死した。

(20)九里濱　神奈川縣三浦郡の東海岸浦賀を西南に隔つ約半里の地點にある漁村、ペルリの上陸地點。

六、朝敵ぞろへ

平家の人々、都遷りの事もはや興さめぬ。若き公卿、殿上人は、「あはれ疾くして事の出で來よかし。我先に討手に向はう」などいふぞはかなき。畠山の庄司重能(1)、小山田の別當有重(2)、宇都宮左衛門朝綱(3)、是等は大番役にて、折節在京したりけるが、畠山申しけるは、「親しうなつて候ふなれば、北條は知り候はず。自餘の輩は、よも朝敵の方人は仕り候はじ。唯今聞し召し直さむずるものを」と申しければ、實にもと申す人もあり、「いや／＼只今御大事に及び候ひなむず」と、さゝやく人もありけるとかや。


新譯　平家の人々は遷都の事にも最早氣乘がしなくなつたので、若い公卿や殿上人たちは「あゝ早く何か事件が起ればいゝ、さうすれば麿が一番先に征討總督に成つて出發するんだがナ」などと夢のやうな空想を云つてゐるのだつた。畠山の庄司重能や小山田別當有重、宇都宮の左衛門朝綱などの地方武士は、大番役としてちやうど其の時分京都に在勤してゐたが、畠山が其のときに「此頃では親類になつてゐますから北條はどうか知りませんが、外の連中はまさか朝敵の味方はしないでせう。今にお聞きちがひだつた事が分りませう」と申すと、中には「成る程さうだらう」と云ふ人もあつたが「イヤイヤ、今に一大事にな

(1) **畠山の庄司重能**・桓武平氏村國義顯の長子將恒から算へて四世の孫重綱には孫、子秩父の太郎大夫重弘には子で重忠の父に當る。畠山にある平家の莊園の所司であるので畠山を氏とした。

(2) **小山田の別當有重**・今の東京府南多摩郡忠生村地方を廣く領してゐた小山田氏である。

(3) **宇都宮左衛門朝綱**・鳥羽院の北面の武士で八田と號した。宇都宮權守宗綱の子。

ろだらう」とコソコソ耳こすりする人もあつたとか云ふことである。

（1）池の禪尼　清盛の繼母。少納言藤原宗兼の女で、忠盛の後妻である。

（2）三寶　元來は、佛法と僧とをいふ佛家のことであるが、こゝでは單に佛といふ位の意味。

（1）高尾の村　日本紀巳未年春の條に「又高尾張邑ニ土蜘蛛有リ、其人ト爲リヤ、身ハ短クテ手足ハ長ク、侏儒ト相類タリ、官軍葛ノ網ヲ結キテ掩ヒ襲ヒ殺ス。因テ改テ其邑ヲ號ケテ葛城ト曰フ」とある。

入道相國の怒られける様、斜ならず「抑もかの頼朝は、去んぬる平治元年十二月、父義朝が謀反によつて、既に誅せらるべかりしを、故池の禪尼(1)の強に歎き宣ふ間、流罪には宥められたンなり。然るに其恩を忘れて、當家に向つて弓をひき、矢をも放つにこそあんなれ。其の儀ならば、神明も三寶(2)もいかでか赦し給ふべき。唯今天の譴蒙らむずる頼朝かな」とぞのたまひける。


新釋　入道相國が、頼朝の擧兵を聞いて怒つた事つたらなかつた。「元來あの頼朝は、去る平治元年の十二月に、父義朝の謀叛罪に連座して、既に死刑にされる筈だつたのを、亡くなられた池の禪尼が、たつて助命をして呉れと云はれたので、特別に宥恕減刑をして流刑に處せられたのである。それに其の恩惠を忘れて、平家に對して敵對行爲をするとは不都合な奴だ。そんな事をすれば、神も佛もどうして赦してお置きになるものか。今に見ろ、頼朝は天罰を受けるぞ」と仰やつた。

抑わが朝に朝敵の始りける事は、昔倭磐余彦命の御宇四年、紀州名草の郡高尾の村(1)に、一つの蜘蛛あり。軀短く手足長くして、力人に勝れたり。人民多く損害せしかば、官軍發向して宣旨を讀みかけ、葛の網を結んで、遂に之を覆ひ殺す。それよりこのかた野心を挾むで、朝威を亡さむとする輩、大石の山丸(2)大山の

皇子③、山田の石川④、守屋の大臣⑤、蘇我の入鹿、大友の眞鳥⑥、文屋の宮田⑦、橘の逸勢⑧、氷上の川繼⑨、惠美の押勝⑩、早良の太子⑪、井上の皇后⑫、伊豫の親王⑬、太宰の少貳藤原廣嗣⑭、藤原仲成⑮、平の將門、藤原の純友、安倍の貞任、宗任、前の對馬の守源義親、惡左府、惡衞門督に至るまで、其例既に廿餘人。されども一人として素懐を遂ぐる者なし。皆屍を山野に晒し、首を獄門⑯にかけらる。


抑も我が日本で朝敵の始は、昔神武天皇の御治世の第四年目に、紀州の名草の郡高尾の村に一疋の蜘蛛がある。身体は小さく手足は長くして、力は人間よりも勝つてゐる。人民が其の爲に害を被つたので、官軍が進發して其の前で宣旨を讀み聞かせ、葛で網を作つて到頭之を壓殺したのが其最初の例である。それ以來、野心を抱いて、國家の威力を亡ぼさうとした連中は、大石の山丸、大山守の皇子、山田の石川、守屋の大臣、蘇我の入鹿、大友の眞鳥、文屋の宮田、橘の逸勢、氷上の川繼、惠美の押勝、早良の太子、井上の皇后、伊豫の親王、太宰の少貳藤原の廣嗣、藤原の仲成、平の將門、藤原の純友、安倍の貞任、宗任、前の對馬の守源義親、惡左府、惡衞門の督に至るまで、其の例は既に二十人餘に上つてゐるが、一人として所期の目的を達した者はない。皆何れも屍体を山野に曝され、首を獄門にかけられた。

この世こそ王位も無下に輕けれ。昔は宣旨を向つて讀みければ、枯れたる草木も

が、之は土蜘蛛を後世日本紀編纂時代の智識で蟲の蜘蛛と考へて書いた一種の地名說話で、本當は土グモとは土人の酋長といふ意味である。別の所に「又高尾張ノ邑ニ赤銅ノ八十梟師有り」とあるのがそれであらう。

（２）大石の山丸　古來分らないとされてゐる。

（３）大山の皇子　大山守の皇子、應神天皇の御子であつたが、菟道稚郎子が末弟を以て皇儲たるを讓り、父帝の崩後菟道を襲つて却つて殺された。

（４）山田の石川　蘇我の馬子の孫、倉山田石河麿のこと、弟の日向が文化五年に中大兄皇子に兄の石河麿は謀叛の企があると讒したので、太子の兵の爲に其家を包圍されたので、十市郡の山田寺に逃れて自殺した。

（５）守屋の大臣　物部

の守である。

（6）大友の眞鳥　平群の眞鳥ではない。標註には天智天皇の皇子とある。大友の皇子を出したのかも知れない。

（7）文屋の宮田　聖武天皇の時に兄廣嗣の謀叛に連座して隱岐に配流された藤原田麿の事かもしれない。宇合の子である。

（8）橘の逸勢　奈良麿の孫。承和年間に淳和天皇の皇子恒貞親王を擁し奉り、伴健岑等と東國に事をあげんとしたが、未遂の中に捕へられて伊豆に流された。

（9）氷上の川繼　藤原仲麿の謀叛事件の共犯者として死刑に處せられた鹽燒王の子に當る氷上の志計志麿の事。此の人も父の連坐で土佐に流された。

（10）惠美押勝　藤原の武智麿の子仲麿の事。孝謙帝の時寵を他に奪はれて叛を謀り兵を越

忽に花咲き、實なり、飛ぶ鳥も從ひき。近比の事ぞかし、延喜の帝神泉苑へ行幸なつて、池の汀に鷺の居たりけるを、六位を召して、「あの鷺取つて參れ」と仰せければ、如何んか捕らるべきとは思へども、綸言なれば歩み向ふ。鷺羽つくろひして立たむとす。「宣旨ぞ」と仰すれば、怯むで飛び去らず。即ちこれを捕つて參らせたりければ、「汝が宣旨に從って參りたるこそ神妙なれ。軈て五位になせ」とて、鷺を五位にぞなされける。今日より後、鷺の中の王たるべし」といふ御札を、親ら遊ばいて、頸につけてぞ放たせ給ふ。全く是は鷺の御料にはあらず。只王威の程を知し召さむがためなり。


今こそ平家が暴威を張つてゐて、皇位の尊嚴もひどく輕視されてゐるが、昔は何物に對しても宣旨を讀みかけたら、枯れた草木にも忽ち花が咲いて、實が成り、空飛ぶ鳥も謹んで服從したものである。これはツイ近頃の事である、延喜の聖帝と呼ばれた醍醐天皇が神泉苑へ行幸遊ばされて、池の水際に鷺がゐたのを、六位をお呼寄せになつて「あの鷺を捕へて參れ」と仰せられると、其の六位は、どうして捕へられるものかと思つたが、勅命であるから、鷺のゐる方へ歩み寄つた。鷺はそれと知つて、今にも飛立たうとする姿勢を取つたが、「勅命だぞ、とまれ」と命令されると、すくんで飛び去り得ないのを、すぐに捕へて來て差上げると、陛下は「お前が宣旨に服從しておとなしく捕へられて來たのは感心だ、すぐ五位にしてやれ」と仰やつて、鷺を五位に叙せられた。そして今日以後、鷺の

中の王たるべきものであるといふ御札を、御自分でお書きになつて、首につけてお放しになつた。全くこれは鷺を御料にといふ御精神ではない、只天皇の御威光をためして御覽にならうが爲である。

前にあげたが途に敗れた。

(11) 早良の太子　光仁天皇の皇子。不敬罪があつて配流せられた。

(12) 井上の皇后　早良太子の母君即ち、光仁天皇の皇后。

(13) 伊豫の親王　桓武の皇子、藤原宗成等の讒言により大同二年謀叛罪の嫌疑を受けて、河原寺に禁錮せられ、母君と共に毒を仰いで薨ぜられた。

(14) 太宰の少貳藤原の廣嗣　宇合の長子。天平十二年黨爭に敗れて反を謀り、筑前松浦郡に戰うて敗死した。

(15) 藤原の仲成　種繼の子、平城上皇の寵に募つて上皇の聖意を矯め、平城再遷都を圖つたが、嵯峨帝のため斥けられて宮廷から追はれた。

(16) 獄門にかけらる　監獄即ち刑務所の門前にある棟の木に其首をさらされること。

(17) 神泉苑　二條と三條の間、大宮から壬生の間にあつた皇室の御苑。

(18) 鷺を五位に　鷺を五位にされた、それが五位鷺だといふのであるが、恐らく其の名から來た附會の傳說であらう。五位鷺は鷺の一種で、脚が長く蹼がない、殊に顯著なのは体色で、頭と背は黑く、翼と尾は灰白色で腹部は白い、水邊にすんで魚又は蛙の類を捕食することと白鷺に等しい。

七、咸陽宮

又異國に先蹤をとぶらふに、燕(1)の太子丹(2)、秦の始皇帝に囚れて、禁め置かるる事十二年、或時燕丹涙を流いて、「我故郷に老母あり。暇を賜って今一度彼を見む」とこそ歎きける。始皇帝あざ笑って、「汝に暇賜はむ事、馬に角生ひ、烏の頭の白く(3)ならむを待つべきなり」とぞ宣ひける。燕丹、天に仰ぎ地に伏して、「願はくは馬に角生ひ、烏の頭白くなしたべ。本國へ歸つて、今一度母を見む」とぞ祈りける。彼の妙音菩薩(4)は靈山淨土(5)に詣して、不孝の輩を戒め、孔子、顏回(6)は、支那震旦に出でゝ、忠孝の道を始め給ふ。冥顯(7)の三寶、孝行の志を憐み給ふ事なれば、馬に角生ひて宮中に來り、烏の頭白くなつて庭前の木にすめりけり。始皇帝烏頭馬角の變に驚き、綸言歸らざることを深く信じて、太子丹を宥めつゝ、本國へこそ歸されけれ。始皇帝猶悔しみ給ひて、秦の國と燕の國の境に楚(7)國といふ國あり。大なる河ながれたり。彼の河に渡せる橋を楚國の橋といへり。始皇先に官軍を遣して、燕丹が渡らむ時、川中の橋を蹈まば落つるやうにしたゝめて、渡されたりければ、なじかはよかるべき、眞中にて陷りぬ。されども水には些とも濕

(1)燕・春秋、戰國時代の支那の一國、日本紀元四三九年に秦のために亡ぼされた。

(2)太子丹・燕王喜の太子。秦始皇の二十五年に始皇が王賁[illegible]なして燕を亡した時捕虜されて秦につれかへられ、獄中にあること十二年に及んだといふ。

(3)馬に角生ひ烏の頭白く・索隱に「燕丹歸ヲ求ム、秦王曰、烏頭白ク馬角ヲ生ズレバ乃チ許サンノミ、丹乃チ天ヲ仰イデ歎ズレバ、烏頭即チ白ク、馬亦角ヲ生ズ」

(4)妙音菩薩・妙音天ともいふ。法華經涌出品に出てゐる菩薩。常は常光莊嚴國に住んで

ゐるが、三十八種身を現じて衆生救濟に當られると云はれてゐる。
(5)靈山・靈山淨土は釋迦が法華經を說いたさいふ印度の靈鷲山。
(6)顏回・孔子の門弟中十哲と呼ばれた人で孔子と同じく魯の國の人である。
(7)楚・春秋戰國時代の支那の一國。

れず、平地を行くが如くにて、向の岸にぞ着きにける。燕丹こは如何にと思ひて、後を顧みたりければ、龜どもが幾らといふ數を知らず、水の上に浮れ來て、甲を並べて其上をぞ通しける。是も孝行の志を、冥顯の憐み給ふによつてなり。

新釋 又、外國の先例を尋ねて見ると、昔、燕の國の皇太子丹が、秦の始皇帝の爲に捕虜となつて、監禁十二年に及んだが、或る時に、燕丹は涙を流して、「私の故鄕には年取つた母があります。暫くお暇を戴いて、も一度逢つて來たいと思ひます」と愁訴された。すると始皇帝は嘲笑つて「暇が欲しければ、馬に角が生へて、烏の頭が白くなるのを待つて居ろ」と仰やつた。燕丹は天を仰いで拜し、地に跪いて拜して、「どうか馬に角が生へて烏の頭が白くなるやうにして下さいませ。本國へ歸つて、も一度母に逢ひたうございますから」と神に祈つた。あの妙音菩薩は、靈山淨土に參つて、親不孝な人間たちを戒められた。又、孔子や其の弟子の顏回は、支那に生れて忠孝の道をお始めになつた。あの世此の世の神佛は、どなたも孝行の志をお憐みになる事であるから、其の御利益で、忽ち角の生へた馬が何處からか秦の宮中へ出て來て、頭の白くなつた烏が庭前の木にとまつた。始皇帝は目前此の烏頭馬角の異變を見て驚いて、帝王が一たび口へ出して云つた事は今更取消せない事を確認して、燕の太子丹をゆるして、本國へ歸して遣られた。しかし始皇はそれにしても、只でかへすのは矢張り悔やしいと思はれたので、秦の國と燕の國との境には楚といふ國があつて大きな河が流れてゐる。其の河に架けてある橋を楚國の橋と稱する。始皇は其の河まで秦の軍兵を先廻りさせて、燕の太子丹が渡らうとして其の橋の眞中まで來

（1）荊軻　衛の人である。燕の太子丹の客となつて荊卿と稱した、秦の始皇の二十年、丹の爲に刺客となつて秦に赴いたが遂に始皇帝を刺す事ができなかつた。「風蕭々トシテ易水寒シ壯士一タビ去ツテ復還ラス」とは、荊軻が易水を渡つて秦に赴く時の有名な詩の句である。

（2）田光　これは燕の賢人である。太子丹が之を招いて優待しようとしたが、其の時に彼は騏驥と駑馬との事を例に引いて辭し、自分の代りに荊軻をすゝめたのである。

たら、自然に落ち込むやうな装置をさせて置いて、太子を渡らせられたので、どうしてたまるものぢやない、計畫通り橋の眞中まで來ると水中に落ち込んだ。しかし不思議に少しも水にはぬれないで、まるで平地を歩くやうに對岸へ着いた。太子はこれは一体どうした事だらうと思つて、後を振向いて見ると、龜が幾疋といふ數が分らない位、水面に浮んで出て、甲を並べて其の上を渡したのだつた。これも太子の孝行の志をあの世此世の神佛がお憐みになつたからの事である。

燕丹猶恨を含むで始皇帝に從はず。始皇官軍をつかはして燕丹を亡さむとす。燕丹大に畏れをのゝいて、荊軻①といふ兵を語らうて大臣になす。荊軻又田光先生②といふ兵をかたらふに、かの先生申しけるは、「君は此身が若ぅ壯なつし事を知し召して、かくは賴み仰せらるゝか。麒麟③は千里をとぶと雖も老いぬれば駑馬にもおとれり。此身は年老いて、如何にも叶ひ候ふまじ。詮ずる所よき兵を語らつてこそ參らせめ」と申しければ、荊軻、「あなかしこ、此事披露すな」といふ。先生聞いて、「此事洩れぬるものならば、我まづ先に疑はれなむず。人に疑はれぬるに過ぎたる恥こそなけれ」とて、荊軻が門前なる杏の木に頭を突き當て、打ち碎いてぞ死にゝける。又樊於期④といふ兵あり。是は秦の國の者なりしかども、始皇のために、親、叔父、兄弟亡されて燕の國に逃げ籠りぬ。始皇四海に宣旨を成し下し、燕の指圖⑤並に樊於期が首を持て參りたらむずる者には、

五百斤の金を與へむと披露せらる。荊軻、樊於期が許に行いて、「我聞く、汝が首五百斤の金に報ぜられたンなり。汝が首我に借せ、取つて始皇帝に奉らむ。喜んで叡覽を歷られむ時、劍を拔いて胸を刺さむは易かりなむ」といひければ、樊於期踊り上り〱、太息ついて申しけるは、「我親、叔父、兄弟を、始皇帝に亡されて、夜晝これを思ふに、骨髓に徹つて忍び難し。誠に始皇帝討つべからむに於ては、我首與へむこと、塵芥よりも易し」とて、自ら首を切つてぞ死にゝける。

【新釋】 燕の太子丹は、歸つてからもまだ秦を怨んで始皇帝には服從しようとしないので、始皇は軍隊を遣つて燕丹を滅さうとした。燕丹は大層恐れて戰慄して、荊軻といふ軍人を賴み込んで大臣にした。荊軻は荊軻で又、田光先生といふ軍人を味方につけようとして說きつけると、其の田光先生がいふ事には、「あなたは私がまだ年が若くて元氣も旺盛だつた時分の事を御存じでゐて、そんなにまで私を信賴して色々と仰やつて下さるんですか。麒麟は千里を一飛びに飛ぶといひますが、年を取ると駄馬よりも劣ります。此の私は年を取つて、どうにもお役には立ちますまい。結局はいゝ軍人を勸めてお味方につけませう」との事であつたので、荊軻は聞いて「やアいけない、いけない。此の話は誰にも絕對に云つちやいけないぞ」と云つた。と、田光先生は其の言葉を聞いて、「此の秘密が若し何處かから漏れたら、一番先に私が疑はれるでせう。武士として人に疑はれるといふ以上の屈辱はない」と云つて、荊軻の家の門前にある杏の木に頭を打ちつけて、腦を碎いて死んで了つた。又、樊於期といふ軍人がある。これは元來秦の國の者であつたが、始皇帝の爲に親も

(3)麒麟 遠く千里の道を一飛びに飛ぶといふ。今日の動物學上でいふジラフ(Giraffe)とは別で、支那人に特有な(Fabulous animal)である。體色は五彩で行歩必ず規矩に中り生きたる蟲を踐まず生きたる草を踐まず、圓跡にして一角、王者至仁の時に出現するといふ。牝が麒で牡が麟である。

(4)樊於期 元來秦の將軍であつたが燕に亡命して丹の扶助を受けてゐた。荊軻に謁せられて荊軻に秦王刺殺の目的を達せしめん爲自分の首を秦王に獻ぜしめんとして自刎して死んだ人。

(5)燕の指圖 指圖とは文面のみでは理解し難い譯を圖示する事で、人に指圖するといふ詞も是から出てゐる。委のは燕の國部の圖である。史記の荊軻傳には督亢の地圖とある。督亢は燕の肥沃の地である。

叔父も兄弟も皆殺されたので、燕の國へと亡命して來て潜伏してゐた。始皇帝は全國に命令を宣布して、燕の國の兵要地圖と、樊於期の首とを持つて來た者には五百斤の金を遣らうといふことを懸賞附で公告された。荊軻は其の事を聞くと早速樊於期の居る所に行つて「何でも人の話ぢやア、君の首は五百斤の懸賞附に成つてるといふ事だよ。どうだ、君の首を俺にくれないか。それを持つて行つて始皇帝に獻上するといつたら、皇帝は喜んで實檢するといふだらうから、其の時に俺が劍を拔いて皇帝の胸へ、刺すことにすりやア、わけなく殺せるだらう」といふと、樊於期は何度もピヨンピヨンと飛上つたが、やがてドッカリと座ると、ハーアとため息をついて、「俺の親も叔父も兄弟も皆あの始皇帝に殺されて了つたのだ。未だにそれを思ひ出すと夜も寢られない位に口惜しくつて、骨身に通つて忘られないんだ。實際それで始皇帝が討てると云ふんなら、俺の首をあげる位、お易い御用だ」と云つて、自分で自分の首を切つて死んで了つた。

又秦舞陽(1)といへる兵あり。是も秦の國の者なりしが、十三の年敵を討つて、燕の國に逃げ籠りぬ。かれが笑んで向ふ時は嬰子も抱かれ、又怒つて向ふ時は大の男も絶入す。ならびなき兵なり。荊軻かれを語らつて、秦の都の案内者に具して行くに、或片山里に宿したりける夜、其邊近き里に管絃(2)するを聞いて、調子を以て本意のことを占ふに、「敵の方は水なり、我方は火なり。白虹日を貫い(3)て通らず、我本意を遂げむことありがたし」とぞ申しける。さる程に、天も明けぬ。されども歸るべき道にあらねば、秦の都咸陽宮(4)にいたりぬ。燕の指圖、

(1)秦舞陽　燕の國の勇士。十三の時に人を殺した体驗がある慓悍の青年。

(2)管絃　管は笛其の他、狹隘な圓管の中に強く息を吹込んで其の震動によつて音を發せしむる装置の樂器。絃は緊張した絲を強く彈いて放つことによつて周圍の空氣を震動させて

音波を起す裝置の樂器で例へば琴の類。

（3）白虹日を貫く　白虹は白氣のこと。白氣が日の中を通過して左右に箭狀を描いてゐるやうに見えること。史記に「荊軻燕丹の義を慕ふ、白虹日を貫く」とある。



並に樊於期が首持つて參りたる由を奏聞す。臣下を以て受けとらむとし給へば、「全く人傳には參らせじ。直に奉らむ」と奏する間、さらばとて節會の儀を整へて、燕の使を召されけり。

【新譯】又、秦舞陽といふ軍人がある。これも本來は秦の國の者であつたが、十三の歳に敵討をして燕の國へ逃げて來て、潜伏してゐた。此の男がニコニコ笑つて對すると、赤子も慕うて抱かれるが、又、怒つて向ふた時には、大の男も恐れて絶息するといふ剛勇無双の武士であつた。荊軻は此の人を味方につけて、秦の都の案内者につれて行つたが、途中で或る片山里で泊つた晩に、其の附近の村で音樂の演奏をしてゐるのを聞いて、其の調子で計畫の成否を占うて見るのに、「相手の方は水の性で、自分の方は火の性である。又、虹が太陽を貫いてゐるやうに見えながら而も向ふまで通つてゐない。察する所、これでは目的を成就することは困難だらう」と云つた。其のうちに東の空も明るくなつたが、しかし今更元來た道へ歸れるわけではないから、秦の首都咸陽の王宮に到着して、燕の地圖と樊於期の首とを持つて來たといふ事を始皇帝のお聞きに達した。すると臣下に取次がせて受取らうとされたので、「お取次の方には全然お渡し出來ません、直接に差上げませう」と云つたので、それではといふので、正式の宴會の用意をチャンとして、燕の使者を呼出された。

咸陽宮は、都の廻一萬八千三百八十里につもれり。内裏をば、地より三里高くつきあげて、其の上にぞ建てられたる。長生殿あり、不老門あり、金を以て日を作

り、銀を以て月を作れり。眞珠の砂、瑠璃の砂、金の砂を敷き滿てり。四方には、鐵の築地を高さ四十丈につきあげて、殿の上にも同じう鐵の網をぞ張つたりける。是は冥途の使(1)を入れじとなり。秋は田面の雁、春は越路へ歸るにも、飛行自在の障ありとて、築地には、雁門と名けて鐵の門をあけてぞ通されける。その中に阿房殿(2)とて、始皇の常に行幸なつて政道行はせ給ふ殿あり。東西へ九町、南北へ五町、高さ三十六丈なり。上をば瑠璃の瓦を以て葺き、下には金銀を磨けり。大床の下には五丈の旗矛(3)を立てたれども、猶及ばぬほどなり。

新釋　咸陽の宮殿は都城の外圍が合計一萬八千三百八十里に及ぶといふ廣さである。皇居の敷地を平地から三里も高く地上げして、其の上へ建てられた。長生殿といふ御殿があるかと思ふと、不老門といふ門があつて、黄金で太陽、銀で月の形を作りつけてある。又、庭には眞珠や、瑠璃や、金を砂の代りに敷き詰めてある。四方には鐵の塀を四十丈の高さに築き上げて、御殿の上にも同じく鐵の網を張りわたした。これは冥途から迎ひに來る死の使者を入れまい爲である。しかし秋になると飛んで來る田の面の雁が、春になつて北方へ歸るのにも飛行の障碍になるといふので、其の鐵の塀には雁門と名をつけて、鐵の門を開いて通して遣られる。其の皇居の中には、阿房の前殿と云つて、始皇帝が常に行幸になつて、政務を行はせられる御殿がある。東西九町、南北五町、高さ三十六丈である。屋上は瑠璃の瓦で葺き上げ、下は金や銀で磨き立てゝある。床が高いので、廣椽の下には五丈の長さの旗竿を直立させても、まだ届かぬくらゐである。

(4)咸陽宮・・・秦の王都たる咸陽に在た宮殿。今の中華民國の陝西省西安府咸陽縣が其の舊地である。南には秦嶺が峙ち、北には渭水、東には覇水があつて天險此上もない所である。

(1)冥途の使・・・冥土即ち死の世界から迎へに來る使をいふ。支那では地下に國家組織を想像し、其の政廳には人間の死期を記錄した帳簿があつて、其の期日には必ず迎へに來るものと信じてゐた。



(2)阿房殿・・・前に出た阿房宮のこと。

(3)五丈の旗矛云々・・・史記の秦本紀に東西五百歩、南北五十丈……下には五丈の旗を建つべしとある。

荆軻は燕の指圖をもち、秦舞陽は樊於期が首を持つて、玉の階を半ばかり昇り上りけるが、餘に内裏のおびたゞしきを見て、秦舞陽わな〳〵とふるひければ、臣下之を怪むで、刑人(1)をば君の傍に置かず、君子は刑人に近づかず、近づけば則ち死を輕んずる道なり」といへり。荆軻立歸つて「秦舞陽全く謀反の志なし。唯田舍の賤しきにのみ習つて、かゝる皇居に慣れざる故に、心迷惑す」といひければ、其の時、臣下皆しづまりぬ。仍つて王に近づき奉り、燕の指圖、並に樊於期が首を見參に入るゝ所に、指圖の入つたる櫃の底に、氷のやうなる劍のありけるを、始皇帝御覽じて、やがて逃げむとし給へば、荆軻御袖をむずと扣へ奉り、劍を胸にさし當てたり。今はかうとぞ見えたりける。數萬の軍旅は庭上に袖を列ぬといへども(2)、救はむとするに力なし。唯此君逆臣に犯されさせ給はむ事をのみ、歎き悲みあへりけり。始皇帝「われに暫時の暇を得させよ。后の琴の音を今一度聞かむ」と宣へば、荆軻暫しは犯しも奉らず。始皇帝は三千人の后をもち給へり。其中に花陽夫人とて、双なき琴の上手おはしき。凡此后の琴の音をきけば、猛き武士の怒れる心も和ぎ、飛ぶ鳥も地に落ち、草木もゆるぐばかりなり。況や今をかぎりの叡聞にそなへむと、泣く〳〵弾き給へば、さこそは面白かりけめ。荆軻首をうなだれ、耳をそばだてゝ、殆ど謀臣の心も弛みにけり。其時、

(1)刑人 刑人とは卑賤の、職を務める者を云ふのであるが、こゝのは只下賤の者との義と聞える。公羊傳に「君子ハ刑人ヲ近ケズ刑人ニ近クハ則チ死ヲ輕ンズルノ道ナリ」とある。

(2)軍旅は…袖を列ぬ と雖も妄に殿上することは許されないからであらう。

(3)らこく 羅縠と書く。薄い絹の着物である。

后始めて更に一曲を奏す。「七尺の屛風は高くとも、跳らばなどか越えざらむ。一條のらこく③は強くとも、引かばなどか絶えざらむ」とぞ彈き給ふ。荊軻はこれを聞き知らず。始皇帝は聞き知りて、御袖を引き切つて、七尺の屛風を跳り越え、銅の柱の蔭へ逃げ隱れさせ給ひけり。其時荊軻怒つて、劍を投げ掛け奉る。折節御前に番の醫師の候ひけるが、劍に藥の袋を投げ合せたり。劍は藥の袋を懸けられながらに、六尺の銅の柱を、半までこそ切つたりけれ。荊軻また劍を持たざれば、續いても投げず。王立ち返つて御劍を召しよせて、荊軻を八裂にこそし給ひけれ。秦舞陽も討たれぬ。やがて官軍を遣して燕丹をも亡さる。蒼天許し給はねば、白虹日を貫いて通らず、秦の始皇は免れて、燕丹遂に亡びにけり。されば今の賴朝もさこそはあらむずらめと、色代④申す人々もありけるとかや。

新釋 荊軻は燕の地圖を持ち、秦舞陽は樊於期の首を入れた函を捧げて、殿前の階を半分ほど上りかけたが、あんまり皇居の嚴然としてゐるのを見て、秦舞陽は思はず戰慄したので、秦王の侍臣はこれを不審と見て、「刑人は陛下のお側へ置くことはできない、又昔から紳士は刑人に近づかない、刑人に近寄るのは死を恐れない道であると云つてある」といつた。荊軻は先に進んだが、引返して來て、「秦舞陽には絶對に謀叛する心なんかありません。只田舍者で貧乏暮しをしつけてゐて、こんな立派な皇居へなんか來慣れないもんだから氣おくれがしてゐるんです」と辯明したので、其の時は、侍臣たちも皆靜まつた。それ

(4)色代　挨拶、會釋敬禮。

で愈々秦王の側へ近寄つて、燕の督亢の地圖と樊於期の首とをお目にかけたが、其の時地圖の入れてある函の底で、氷のやうな劍がキラリと光つたのを、始皇帝は目敏く見つけて直ぐに逃げようとされると、荊軻はシッカリと秦王の袖をつかまへて、片手で劍を其の胸にさし當てた。秦王の命は今やないものと見えた。數萬の軍隊は、殿前の廣庭に堵列してゐたが、規則があるので、妄に駈上つて救ふわけには行かない。只此の主君が刺客に犯されてお弑されになる悲運を歎き合ひ悲み合ふばかりであつた。此の時始皇帝が「どうか朕に暫く時間を與へて呉れ、后の琴を最後の思ひ出にもう一度聞いて死にたいから」と仰やると、さすがの荊軻も同情心に打たれて暫くはお殺し申しもしなかつた。此の始皇帝は三千人の后妃をお持ちに成つてゐるが、其の中に華陽夫人といつて二人とない琴の上手な人があつた。大抵の人が此の后の琴の彈奏を聽くと、勇猛な武士の猛り立つてゐる心も和ぎ空を飛んでゐる鳥も飛翔力を失つて地上に墜落し、草や木もブルブルと慄へて動搖する程である。ましして此の時は秦王の最後のお聞きに入れようとして、涙ながらに彈奏されるのであるから、どんなに面白かつたらう。荊軻もぢつとさしうつむいて聞耳を立てゝ聞いてゐるうちに、其妙音に魅惑されて、殆ど燕の謀臣としての緊張した心も弛緩して了つた。其の時、后は又改めて更に一曲を奏して、「七尺の屏風は高くとも、跳らばなどか越えざらん一條の羅穀は强くとも、引かばなどか絕えざらん」といふ歌をうたつてお彈きになつた。荊軻には其の歌の意味がわからなかつたが、始皇帝は其の暗示を察して、荊軻につかまれてゐた羅穀のお袖を、グッと引きちぎると、いきなり七尺の屏風を飛びこえて、銅柱の蔭へおかくれになつた。其の時荊軻は憤然として、秦王を目がけて劍をパッと投げつけた。と、折柄御前には當番の侍醫が伺候してゐたのが、瞬間に荊軻を目がけて有合せた藥袋を

投げつけたのが、ちやうど劍とぶつつかつたので、荊軻の投げた劍は藥の袋を引つかけられたまゝで、口徑六寸もある太い銅柱を半分まで勢ひ鋭く切り込んだ。荊軻は其の外にもう劍を持たないので、續いては投げなかつた。始皇はそれを見て取ると、引返して御劍をお取寄になつて、荊軻をズタズタにお斬りになつた。秦舞陽も其の場で殺された。また、直ぐに兵を出して燕の太子丹をも亡された。これまでに謀つても、天がお許しにならないから、白虹は日を貫いても通らず、秦の始皇は危い死を免れて燕丹が遂に滅んだ。だから今度の頼朝の擧兵もきつとさうだらうと、平家に敬意を表する人々もあつたとか云ふ事である。

八、文覺の荒行

然るに彼の頼朝は、去んぬる平治元年十二月、父左馬頭義朝が謀反によつて、既に誅せらるべかりしを、故池の禪尼の強に歎き給ふによりて、生年十四歳と申しゝ、永暦元年三月廿日の日、伊豆の國北條蛭が小島へ流されて、二十餘年の春秋を送り迎ふ。年來もあればこそありけめ、今年いかなる心にて謀反をば起されけるぞといふに、高雄(1)の文覺上人(2)の勸め申されけるに因つてなり。

新釋 ところで其の頼朝は、去る平治元年の十二月に、父左馬の頭義朝の謀叛罪の連累者として、既に死刑に處せられるところだつたのを、亡くなつた池の禪尼が、無理に助命を頼まれたので、生れて十四歳と云ふ年の永暦元年三月二十日の日に、伊豆の國北條の蛭が小島へ流されて、二十餘年の月日を送つた。今まで長い間さうして安んじてゐられたのだから、將來もさうしてゐるつもりならゐられたらうが、今年になつてどういふツモリで謀叛を企てられたのかといふのに、それは高雄の文覺上人が勸められたからである。

抑もこの、文覺と申すは、渡邊の遠藤左近の將監持遠が子に、遠藤武者盛遠とて、上西門院(1)の衆なり。しかるを十九の年道心起し、髻切り、修行(2)に出でむとし

(1)**高雄** 文覺は洛西の高雄の神護寺にゐたからである。
(2)**文覺上人** 文覺の事は次の項に委しく出てゐる。

(1)**上西門院** 鳥羽院

の第二皇女で、二條天皇の准后となられた方

(2)修行・修行といふことは、元來佛教哲學の玄旨を研究して之を體驗することである。密教弘通して修驗道が更に其の衣鉢を傳へるに及んで、こゝに山伏の苦行か行はれ、修行といふことはやがて肉体に或る痛苦を與へて耐忍する苦行の意味を帶びるに至つた。こゝにいふ修行は此の後者である。

(3)瀧本・瀧の水が落ちる直下にある社、そこでは瀧其ものを神體として拜殿、本地堂、護摩堂があるのみである。瀧本飛瀧權現といふ。花山法皇の參詣苦行を以て有名な瀧修行場。

けるが、修行といふは、いか程の事やらむ、ためいて見むとて、六月の日の草もゆるがず照つたるに、或片山里の藪の中へ入り、はだかになり、仰のけに伏す。虻ぞ、蚊ぞ、蜂、蟻などいふ毒蟲共が、身にひしと取りついて、螫し喰ひなどしけれども、些とも身をも働かさず。七日までは起きも上らず、八日といふに、起き上りて、「修行といふは是程の大事やらむ」と人に問へば、「それ程ならむには、いかでか命も生くべき」といふ間、「さては安平、ござんなれ」とて、やがて修行にこそ出でにけれ。熊野へ參り、那智籠りせむとしけるが、先づ行の試に、聞ゆる瀧にしばらく打たれて見むとて、瀧本(3)へこそ參りけれ。


新譯　抑も此の文覺といふのは渡邊一黨の遠藤左近將監茂遠の子で、昔ては遠藤武者盛遠と云つて、上西門院の侍衆の一人であつた。それが十九歳の時に、佛教歸依の心を起して髻を切つて、修行に出ようとしたが、修行といふのはどんなむつかしい事かためして見ようといふので、六月の酷熱の日光が、まるで無風帶のやうに草一つ動かない地上に照射してゐる時分に、或る片山里の藪の中へ入つて全裸体になり、大の字なりに仰臥してゐた。すると虻だとか、蜂、蟻などの色々の毒蟲が、皮膚の上へピツシリと取りついて螫傷したりしたが、少しも身動きをせず、一週間の間は起上がりさへもしなかつた。これで八日目だと云ふ日に起上がつて、「修行といふのはこれ位のものだらうか」と人に尋ねると、「イヤそれ程までにしなくともいゝ、そんな事をしたら、どうして命がたまるものか」と云ふ

答だつたので、「それなら何でもない、さア矢でも鐵砲でも持つて來い」と云つて、直ぐに其の場から修行に出た。最初の豫定では、熊野へ行つて、那智へ參詣しようといふツモリであつたが、先づ修行の第一次試驗として、評判の瀧に暫く打たれて見ようといつて、瀧本の社へと行つた。

頃は十二月の十日餘の事なれば、雪ふり積もり、つらゝいて(1)、谷の小川も音もせず、峰の嵐吹き氷り、瀧の白糸垂氷となつて、皆白妙におしなべて、四方の梢も見えわかず。然るに文覺、瀧壺におりひたり、首際つかつて、慈救の呪(2)をみてけるが、二三日こそありけれ、四五日にもなりしかば、文覺堪へずして浮き上りぬ。數千丈漲り落つる瀧(3)なれば、なじかはたまるべき。颯とおし落され、刀の刃の如くに、さしも嚴しき岩角の中を、浮きぬ沈みぬ五六町こそ流れけれ。時に美しき童子一人來つて、文覺が手を取つて引き上げ給ふ。人奇特の思ひをなして、火を燒き、あぶりなどしければ、定業ならぬ命ではあり、文覺程なく生き出でぬ。大の眼を見瞋らかし、大音聲をあげて「我此瀧に三七日打たれて、慈救の三洛叉(4)をみてうと思ふ大願あり。今日は纔五日にこそなれ。未七日だにも過ぎざるに、何者かこれまでは取つて來れるぞ」といひければ、聞く人、身の毛よだつて物いはず。又瀧壺に歸り立つてぞ打たれける。

（1）つらゝいて・水滴が凍結して、即ち氷柱を形成しての意味、

（2）慈救の呪・不動明王が大慈悲の心を以て衆生を救護せんとする眞言が、即ち慈救の呪である。呪は Magic。

（3）數千丈漲り落つる・瀧・那智の瀧の高さから落下する形容の誇張的數字である。那智の瀧は四十八瀧と稱する程あつて、山中には數多の瀑布があるけれども、就中大きいのは　の瀧で、幅十八間、高さ八十四丈に及んでゐる。しかし橘南谿の西遊記續編に見ると、「下には、大石多けれ、瀧壺といふべき淵なし、其音も甚しからず、瀧に

近よるも神氣の遠々しくなるやうにはあらず」と記されてゐる。
(4)**三洛叉**　洛叉はサンスクリットで十萬のことである。

(1)**八人の童子**　不動明王の眷屬たる八大童子のこと。
(2)**びんづら**　みづら

新釋　ちやうど十二月の七日過の事であるから、山には雪が降り積つて、氷柱が凍結し、谷の小川も音を立てず、峰から吹き下ろして來る冷たい山風に、瀧の水は懸垂したまゝに氷り、見渡す限りすべて純白色で蔽はれて、四方の梢も見分けられない程である。しかし文覺は、そんな中でも瀧壺の中へ下りて首の附根まで浸り、慈救の咒を滿たさうとして一心に念じ續けてゐたが、二三日は兎も角、四五日にも成ると、さすがの文覺も堪へかねて水上へ浮き上つた。すると、何しろ數千丈も上から水流が漲つて落ちて來る瀧であるからどうして堪らう、ザーッとばかりに其のつかまつて居る岩から押落されて、あれ程までに嚴然と聳え立つてゐる岩塊の群の中を浮いたり沈んだりして五六町も流された。其の時何とも云へない美少年が一人忽然と現れて、文覺の手を取つてお引上げになつた。見てゐた人たちが皆奇異の感に打たれて、直ぐに火を燃して、文覺の冷えきつた身體をあぶつたり、介抱したので、まだ定命と云ふのでもないのだから、文覺は間もなく息を吹返した。が、正氣にかへると、大きな眼をグッとむいて、大きな聲をして、「俺は此の瀧に三七二十一日の間打たれて、慈救の三洛叉を滿たさうといふ大願があつて苦行をしてるのだ。今日は五日目にしかならない。まだ七ヶ日さへたゝないのに、誰がこんな所までつれて來たのだ」と怒鳴りつけたので、聞いてゐた人たちは、身の毛がゾッと逆立つて、恐ろしさに物も云はれなかつた。で、文覺は又元の瀧壺へ歸つていつて、續いて打たれてゐた。

第二日と申すに、八人の童子(1)**來つて、文覺が左右の手を取つて引き上げむとしたまへば、散々に摑み合うてあがらず。第三日と申すに、終にはかなくなりぬ。**

時に瀧つぼを汚さじとや、鬟②ゆふたる天童二人、瀧の上よりおり下らせ給ひて、世に暖に香しき御手を以て、文覺が頂上よりはじめて、手足の爪先、手裏③に至るまで、撫で下させ給へば、文覺夢の心地して息出でぬ。「そも如何なる人にて在せば、かくは憐み給ふやらむ」と問ひ奉れば、童子答へて曰く、「我はこれ大聖④不動明王⑤の御使に、金伽羅、勢多伽⑥といふ二童子なり。文覺無上の願を起し、勇猛の行を企つ、行いて力を合せよと、明王の勅に依つて來れるなり」とぞ答へ給ふ。文覺聲を怒らかいて、「さて明王は何處にましますぞ」「都率天⑦に」と答へて、雲居遙かに昇り給ひぬ。


それから二日目だと云ふ日に、八人の童子が何處からともなく來て、文覺の兩手を取つて引上げようとされると、文覺はそれを拒んで、散々つかみ合ひをして上がらうとはせず、次いで三日目に當る日に到頭絶息して了つた。其の時に、清淨な瀧壺を穢すまいといふ思召か、髮を垂髻に結ひ上げた天使が二人、瀧よりも上の方から下りて來られて、又とない暖な芳香を放つお手で、文覺の頭の方から、手や足の爪先、手の平まで、マッサージをせられると、文覺は夢から覺めたやうな心持で息を吹き返した。「それにしてもこんなに、御親切にして下さいましたのは、どういふお方樣でいらつしやいますか」とお尋ね申すと、天使たちは、「私は大聖不動明王のお使で、金伽羅、勢多伽といふ二人の少年である。文覺が此の上もない大願を起こして勇ましい荒行を企てゝゐるから、行つて協力し

の轉訛。

(3)手裏・タナウラと訓む。タノウラ即ち手の裏、手の平、掌。

(4)大聖・佛の尊稱。

(5)不動明王・五大忿怒尊の一つで、外道惡魔を降伏せしめる爲に忿怒の相を示してゐる明王。密教で祭る。

(6)金伽羅・勢多伽・不動明王の眷屬八大童子中で、左右に脇侍してゐる者、左に立つて天衣をまとひ、袈裟をつけて一股杵を執つてゐるのが金伽羅童子、右に立つて同じく天衣をまとひ、左の手には縛日羅、右の手には金剛杵を杖ついてゐるのが勢多伽童子である。

(7)都率天・兜率天とも書く。二十五有の一つで、六欲天中、第四層目にある天である、梵語では、(Tusita)といふ。佛陀が此の世に生れる以前に、一時住してゐたところで、後

てやれといふ明王の佛勅を受けて來たのだ」とお答へになつた。文覺は烈しい語氣で「それで明王は何處にいらつしやるのですか」と聞いた。すると二天使は、「兜率天に」と答へて、雲中遠くお昇りになつた。

文覺掌を合せて、さては我行をば、大聖不動明王までしろし召されたるにこそと、彌々頼もしう思ひ、猶瀧つぼに歸り立つてぞ打たれける。其後は誠にめでたき瑞相ども多かりければ、吹き來る風も身にしまず、落ちくる水も湯の如し。かくて、三七日の大願遂に遂げしかば、那智に千日こもりけり。大峰①三度、葛城②二度、高野、粉川③、金峰山④、白山、立山⑤、富士の嶽、伊豆⑥、箱根、信濃の戸隱⑦、出羽の羽黒⑧、總じて日本國殘る所なう行ひまはり、さすが猶故郷や戀しかりけむ、都へ歸り上りたりければ、凡飛鳥をも祈り落すほどの、やいばの驗者⑨とぞ聞えし。



文覺は思はず兩手を合せて、それでは自分の修行を、大聖不動明王までも御存じになつたのに違ひないと、一層頼もしい氣がして、又瀧壺に引返して行つて瀧に打たれた。其の後は實際有難いお示しが多くあつたから、吹いて來る寒風も身にしみ通らず、落ちて來る冷水も湯のやうに感じた。さうして三七日の間の大願も遂に成就したので、それからは那智山に千日間參籠して、大峰に三度、葛城には二度も參つた外、高野山、粉河寺、金峰山の藏王權現、白山權現、立山、富士權現、伊豆山權現、箱根權現、信濃の戸隱明神、

には将来の佛たる彌勒が住むユートピアとされた。

(1)大峰・・修行者の盛に跋渉したところである大和十津川東方の大山脈をいふ。

(2)葛城・・奈良縣大阪府の兩府縣に跨がつてゐる山。其の南方は即ち楠正成の立てこもつた金剛山である。高三三〇〇尺、修驗道の祖たる役小角の修行場として知られてゐる。

(3)粉川・・和歌山縣那賀郡粉河町にある天台宗の施音寺、即ち粉河寺。本尊は千手觀音である。

(4)金峰山・・奈良縣吉野山の最高峰。藏王權現を以て知られる金峰

出羽の羽黒權現など、すべて日本國內の名山をすつかり修行して廻つて、それでもやつぱり生れ故鄕が戀しかつたのか、京都へ歸つて來たが、爾來飛ぶ鳥でも法力で祈り落すくらゐの鋭い修驗者と評判された。

神社のある處。

(5)立山。飛騨山脈の一部で越中一の高山。最高峰の雄山は標高九六八八尺ある。舊噴火山で山容の雄偉を以て知られる

(6)伊豆。伊豆山のこと。有名な温泉の湧出地である。靜岡縣熱海の東北約二十五町に當つてゐる。走湯權現を以て知られる伊豆山神社がある。

(7)戸隱。戸隱明神の鎭座地。長野市の西北五里、長野縣上水內郡に聳立する標高八千尺の山。飯綱、黑姬、妙高は同じ山系である。戸隱明神は修驗道で頗る尊崇する神社で、天手力雄命を祭ると稱せられる。

(8)羽黑。これも修驗道では有名な羽黑權現の鎭座地で、月山、湯殿山と相並んで羽前の三名山といはれた。山形縣東田川郡の東手向村にあつて標高一一八六尺、羽黑權現は伊氐波神社として知られてゐる。

(9)刄の驗者。刄のやうに鋭い修驗者。

九、勸進帳

其後文覺は、高雄①といふ山の奥に、行ひすましてぞ居たりける。彼の高雄に神護寺②といふ山寺あり。是は昔稱德天皇③の御時、和氣の淸麿が建てたりし伽藍④なり。久しく修造なかりしかば、春は霞に立ちこめて、秋は霧に交り、扉は風に倒れて、落葉の下に朽ち、甍は雨露に侵されて、佛壇更にあらはなり。住持の僧もなければ、稀にさし入るものとては、只月日の光ばかりなり。文覺いかにもして、此寺を修造せむと思ふ大願起し、勸進帳を捧げて十方檀那⑤をすゝめありく程に、或時、院⑥の御所法住寺殿へぞ參じたる。御奉加⑦あるべきよしを奏聞す。御遊のをりふしにて、聞し召しもいれざりければ、文覺は本より不敵第一の荒聖ではあり、御前の事なきやうをば知らずして、たゞ人の申し入れぬぞと心得て、是非なく御壺の中へ破り入り、大音聲を上げて、「大慈大悲の君にてまします。是程の事、などか聞し召しいれざるべき」とて、勸進帳⑧を引きひろげて、高らかにこそ讀うだりけれ。

【通釋】其の後、文覺上人は、高雄と云ふ山の奥に修行しておさまつてゐた。其の高雄山に

(1)高雄・紅葉の名所として知られてゐる。京都市外葛野郡の山。ちやうど愛宕山の東方に當つてゐる。鷹雄又高尾とも書いて、栂尾、槇尾と共に三尾と云はれる。山中の神護寺は眞言宗の名刹である。

(2)神護寺・高雄山の山中、正確に云へば京都府葛野郡梅ケ畑村高雄山にある。本尊は藥師如來で、古くは高雄寺又は神願寺とも稱した。開剏は和氣淸麿で神護景雲年中又は延暦中ともいふが、其の頃河内國に建てた、それを和氣仲世が天長元年此の地に遷して建て、翌二年空海之に住するに及んで眞言宗の勅願寺になつた。後頽廢したのを文覺が歎いて、

は神護寺といふ山寺がある。これは昔、稱徳天皇の御代に和氣の清麿が建てた寺である。長いこと修繕もしなかつたから、春は霞の中にこめられ、秋は霧の中に曝されて、扉は風に吹倒されて落葉の下で腐朽し、甍は雨露に侵蝕されて、佛壇などは更に極度の慘澹たる狀態で露出してゐる。住僧さてもないから、たまたまさし込むものはと云ふと、只太陽の光線と月の反射光とばかりである。文覺は此の慘狀を目前に見るにつけ、何とかして此の高雄の寺を修繕しようと思ふ大願を起して、勸進帳を持つて、方々の篤志者に寄附を勸めてあるいてゐるうちに、或る時のこと、後白河院の御所の法住寺殿へ參つた。そして御寄進にお加はり願ひたい旨を奏上した。ところが上皇はちやうど音樂の御遊の最中で、耳にもおかけにならなかつたので、文覺は元來が恐ろしいことを知らない荒法師の事であるし御前間近で騷ぎ立つてはいけないといふ事を知らないで、只誰も取次いで呉れないのだと思つたものだから、何の考もなくお庭の中へ垣根を破つて入つて行つて、大きな聲を張上げて「大慈大悲の君でいらせられるのに、これ位の事を、どうして御承知下さらないと云ふ事があつものですか」と云つて、其處で勸進帳をひろげて、聲高く讀み上げるのであつた。

「沙彌(9)文覺敬ひて白す。殊には貴賤道俗の助成を蒙りて、高雄山の靈地に一院を建立し、二世安樂(10)の大利を勤行せむと乞ふ勸進の狀。それ惟れば、眞如(11)廣大なり。生佛の假名(12)を立つといへども、法性隨妄の雲(13)厚く覆つて、十二因縁(14)の峯にたなびきしより以來、本有心蓮(15)の月の光幽にして、未だ三密圓滿(16)の

仁安元年に再興の大願を發し、壽永元年に完成したといふのが此の寺の縁起である。眞言宗の別格本山。文覺四十五ヶ條の起請文は國寶の一つである。

(3)稱德天皇・孝謙天皇の重祚。稱德天皇として御治世は、天平神護元年(一四二五)から神護景雲三年(一四二九)までの約五年間である。

(4)伽藍・衆園又精舍の意味を有する梵語。寺院、僧坊。

(5)十方檀那・十方とは東西南北の四方に四隅上下を加へたもの。檀那とは施主の意で、佛法弘通の爲に寄捨を行ふものゝこと。最も通俗的には僧に財物を布施する佛敎崇敬者のこと。

(6)院・後白河院。

(7)奉加・神佛に寄進する財物中へ加へ奉る

大虛に顯れず。悲しいかな、佛日はやく沒して、生死流轉(17)の衢冥々たり。唯色に耽り酒に耽る。誰か狂象跳猿の迷を謝せむ。徒に人を謗し法を謗す、是豈閻羅獄卒(18)の責を免れむや。こゝに文覺、偶俗塵を打ち拂つて法衣を飾ると雖も、惡行猶心に逞しうして、日夜に作り、善苗又耳に逆つて、朝暮にすたる、痛ましいかな、再び三途の火坑(19)に歸つて、永く四生の苦輪(20)を廻らむことを。このゆゑに牟尼の憲章千萬軸(21)、軸々に佛種の因をあかし、隨緣至誠の法、一つとして菩提の彼岸(22)に至らずといふことなし。かるが故に文覺、無常の觀門に涙を落し、上下の眞俗を勸めて、上品蓮臺(23)に緣を結び、等妙覺王の靈場を建てむとなり。それ高雄は山堆うして、鷲峰山(24)の梢を表し、谷閑にして商山洞(25)の苔を敷けり。岩泉咽んで布を引き、嶺猿叫んで枝に遊ぶ。人里遠くして囂塵なく、師跡事なうして信心のみあり。地形勝れたり、最佛天を崇むべし。奉加少しきなり、誰か助成せざらむ。仄に聞く、聚砂爲佛塔(26)の功德、忽に佛因を感ず。況や一紙半錢の寶財に於てをや。願はくは建立成就して、禁闕鳳曆、御願圓滿、乃至都鄙遠近、隣民緇素、堯舜無爲の化をうたひ、椿葉再改(27)の笑を披かむ。殊には又聖靈幽儀、前後大小、速に一佛眞門の臺に至り、必ず三身萬德(28)の月を翫ばむ。仍つて勸進修行の趣、蓋以てかくの如し。治承三年三月日。文覺」とこそ讀み上げたれ。

との意で、即ち自分も他人と同じく或る財物を寄進することゝ。

(8)勸進帳。勸進とは勸金募集趣意書。寄附金募集の淨捨即ち寄進を勸めることで、神社佛寺の建立修繕等の費用を集むるに際して行ふものである。

(9)沙彌。始めて剃髮して佛門に入つた者。

(10)二世安樂。現世の幸福生活、來世の淨土の安住。

(11)眞如。梵語 Tathata 永劫不變の絕對眞理の意。

(12)生佛の假名。生は衆生である。衆生も佛も本來平等無差別であるが、假に其の相に即して、名づけると云ふ意。

(13)法性隨妄の雲。法性は眞理であり、鏡である。隨妄は迷妄であつて、淨鏡の面に迷の

雲がかゝることが法性隨妄の雲である。

(14)十二因縁。無明、行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有、生、老死等、人間迷妄の因果を明かす十二因縁である。

(15)本有心蓮。蓮花を清淨のシンボルと觀て我々が本來有するところの清淨心を云つた語。

【評釋】其の勸進帳の文は、「沙彌文覺敬ひて白す……蓋以てかくの如し、治承三年三月日、文覺」と云ふのであつた。

【考證】此の事を治承三年としてあるのは少々怪しい。「平家物語考證」でも既に其の事を注意してゐる通り、文覺の狼藉は承安三年(一八三三)四月二十九日で、狂氣の沙汰として檢非違使廳に引致せられ、其の五月十六日に伊豆へ流されたのである。即ち治承三年(一八三九)からは六年前の事である。高尾文書に依ると文覺は流刑六年にして宥恕放免されたとあるから、治承三年の三月には、まだ伊豆の謫所にゐたらうとさへ想はれる。

(16)三密四曼。三密は前にも說いた如く身口意の三業。四曼は大曼陀羅、三昧耶曼陀羅、法曼陀羅、羯磨曼陀羅の四種の曼陀羅。

(17)生死流轉。生死の輪轉とも輪廻流轉ともいふ。生きては死に、死んでは生きて、種々の痛苦を遍歷するのが、人間に於て三世永劫の苦艱であると云ふ意、而して之を解脫して安樂世界に住することを得るのが即ち化佛である。

(18)閻羅獄卒。閻羅は閻魔羅即ち普通にいふエンマの事。冥界に於ける王で、死者前生の罪業を審判し、科罰する權を持つてゐる。獄卒はエンマの下にあつて刑罰の執行に當る刑務所の下級官吏、即ち普通には鬼畜。

(19)三途の火坑。三途とは冥界にある三個の苦痛多き途である。三惡道ともいふ。三惡道といふさきには地獄道、畜生道、餓鬼道で、三途といふさきには火途、血途、刀途である。普通には火焔地獄、血の池地獄、刀林地獄といふ。三途の火坑とは冥途にある火焔地獄の意である。

(20)四生の苦輪。四生とは胎生、卵生、濕生、化生の四つで、佛教で說く生物の分類である。苦輪は生死輪廻の苦のこと。

(21)牟尼の憲章千萬軸。牟尼の憲章は釋迦牟尼佛の立てたる憲法のことで則ち佛法をいふ。千萬軸は一切經をいふ。

(22)菩提の彼岸。此の迷の岸を離れて彼の菩提即ち正道の悟りの岸に到達するのを到彼岸といふ。

(23)上品蓮臺。九品の往生中、上品上生して極樂世界の蓮臺に生ずることは、即ち成佛得脫である。

(24)鷲峯山。　佛跡たる靈鷲山のこと。
(25)商山洞。　四皓が隱れてゐた支那の商山の洞窟。
(26)聚沙爲佛塔。　沙を聚めて佛塔を爲るが如き一小善事も成道の因緣たることを說いた法華經方便品の一句。
(27)椿葉再改。　大江朝綱の作句に「德ハ是北辰、椿葉ノ影再ビ改マル、尊ハ猶南面、松花ノ色十タビ廻ル」とある。
(28)三身萬德。　法身、報身、應身、此の三身を具へる佛には無量無邊の大功德が積聚するといふ意。

一〇、文覺流され

をりふし御前には、妙音院の太政大臣①殿、御琵琶遊ばし、朗詠めでたうせさせおはします。按察②の大納言資賢③の卿、和琴④かきならし、子息右馬の頭資時⑤、風俗⑥催馬樂⑦うたはる。四位の侍從盛定⑧拍子とつて、今様とりどり謠はれけり。院中さゞめき渡つて、誠に面白かりければ、法皇も附歌⑨せさせおはします。それに文覺が大音聲出來て、調子も違ひ、拍子も皆亂れにけり。「御遊の折節であるに何者ぞ、狼籍なり。そ首突け」と仰せ下さるゝ程こそありけれ。院中のはやり男⑩の者ども、我先に/\と進み出でける中に、資行判官⑪といふ者進み出て、「御遊の折ふしであるに何者ぞ、狼籍なり。疾う/\罷り出でよ」といひければ、文覺、「高雄の神護寺へ、庄を一所寄せられざらむ限は、全く出でまじ」とて働かず。依つてそ首を突かむとすれば、勸進帳を取り直し、資行判官の烏帽子をはたと撲つてうち落し、拳を強く握り、胸をはたと突いて、後へ仰に突き倒す。資行判官は烏帽子打ち落されて、おめ/\⑫と大床の上へぞ逃げ昇る。其後文覺懷より、馬の尾で柄卷いたりける刀の、氷のやうなるを拔き持つて、寄り

(1)妙音院太政大臣　藤原師長。後に清盛の爲に尾張へ流された男である。治承三年の三月には太政大臣であつたが、しかし承安三年にはまだ大納言で、話が大いに違つて來る。こゝは勿論治承三年のつもりで平家物語の作者が書いてゐるのである。

(2)按察　按察は按察使のこと。臨時に任命せられて各地方を巡察し、其行政狀態を監察する行政官たると同時に、發見した事犯を即決審判する一種の巡廻裁判官たる特權をも有した。

(3)按察大納言資賢　資賢は源資賢である。此の公卿は一條左大臣

來む者を突かむとこそ待ちかけたれ。左の手には勸進帳、右の手には刀を持つて、馳せ廻る間、思ひも設けぬ俄事ではあり、左右の手に、刀を持つたるやうにぞ見えたりける。公卿も殿上人も、こはいかにと騷がれて、御遊も既に荒れにけり。院中の騷動斜ならず。

【新釋】ちやうど其の時、上皇の御前には、妙音院の太政大臣殿が琵琶をお彈きになつて、朗詠を大層お上手に遊ばされ、按察使兼權大納言の資賢卿は、あづま琴を彈かれて、御令息の右馬の頭資時が、風俗歌や催馬樂をうたはれ、又、四位の侍從の盛定は拍子をとつて、今樣を色々歌はれてゐた。それで院の御所中はワツワといふ騷ぎで、實際面白かつたので、法皇も時々歌のあとをお附けになつたりしていらつしやる。そんな所だのに、文覺の大きな胴間聲が聞こえて來たので、今までピッタリと合つてゐた調子も狂ひ、拍子も皆亂れて了つた。「御遊の最中であるのに何者だ、亂暴者め、其のそッ首をつけ」と御命令になると直ぐに、院の御所中の氣早の若者たちは我先にと進んで出た中に、資行判官といふ者が進んで出て、「御遊の最中であるのに、何者だ、亂暴だぞ、早くこゝを出て行け」と云ふと、文覺は、「高雄の神護寺へ庄園を一ヶ所御寄進下さらないうちは、絕對に出ない」と云つて動かうともしない。それで其の素ッ首を突かうとすると、文覺は勸進帳を右の手に持ちかへて、資行判官の烏帽子を横に拂つてバタリと打ち落し、強く握り固めた拳で、胸をウンと突いて、後に仰向けさまに突倒した。資行判官は、烏帽子を打落されたまゝで、卑怯未練にもビクビクし乍ら廣椽の上へ逃げて上つた。その間に文覺は、懷から馬の尾で柄を卷いた刀の氷のやうに光るのを出してキラリと引きぬいて、そばへ寄つて來る

雅信公の後裔、故從三位行宮内卿有賢の長男て、承安四年正月二十一日に按察使に、治承三年權大納言となつた。紅葉といふ笛を傳來し音樂に堪能だつた人である。

(4)和琴・やまと琴、即ち東琴、日本固有の形式の六絃琴である。

(5)資時・こゝには子息右馬頭とのみある。

(6)風俗・風俗歌のこと。諸國に古來存した歌謡即ち古民謡中の曲調のよいもので、撰ばれて雅樂に用ゐられてゐるもの。

(7)催馬樂・これも民謠の中から選ばれて雅樂に入つたもの。名の起原は種々の說があつてわからない。

(8)四位の侍從盛定・左大臣高明の六代の孫從四位上盛家の子で侍從だつたから、父の位階で呼んで四位の侍從

と云つたのである。

(9)附歌　あとを附けること、

(10)はやり男　氣のはやつてゐる男。

(11)資行判官　鎌足十二代の孫從五位上民部少輔資盛の子、信濃守從五位下。

(12)おめおめ　おめおめ（壓倒されて畏怖を感ずること）といふ語を重れて其の甚だしいことを表する言葉。轉じて恥しげもなく、卽ち Shamelessly の意味にも使ふが、本來は、寧ろ To tremble for の意味である。

(13)安藤武者右宗　魚名の末流だと云ふ。

(14)武者所　院の御所にあつた。下北面の御諸所の中で殊に武勇智略ある者が其處に伺候して院の御所を警衞したのである。

(15)太刀の胸　ミネ

者があれば一突に突いてくれようと待ち構へてゐた。左の手には勸進帳・右の手には刀を持つて駈廻つてゐるので、豫期しない急場の事ではあり、度を失つてゐる人々の眼には、まるで兩手に拔身の刀を持つてゐるやうに見えた。公卿も殿上人も、これはどうしたらよからうと騷ぎ廻られて、折角の御遊も散々になつてしまつた。院の御所中の大變な騷ぎつたらない。

爰に信濃國の住人、安藤武者右宗(13)、其時の當職の武者所(14)にてありけるが、何事ぞとて、太刀を拔いて走り出でたり。文覺悅んで飛んでかゝる。安藤武者、斬つては惡しかりなむとや思ひけむ、太刀の胸(15)を取りなほし、文覺が刀持つたる右の腕をしたゝかに打つ。打たれてちつとひるむ所に、えたりやをうと、太刀を捨てゝぞ組むだりける。文覺下に伏しながら、安藤武者が右の腕をしたゝかに突く。突かれながらぞ締めたりける。互に劣らぬ大力、上になり下になり、轉びあひける所を、上下寄つて、[illegible]に、文覺が働く所のぢやう(16)を拷じてけり。其後門外へ引き出で、廳の下部にたぶ。賜はりてひつぱる。ひつぱられて立ちながら、御所の方を睨まへ、大音聲を上げて、「假令奉加をこそし給はざらめ。剩へ文覺に是程まで辛き目を見せ給ひつれば、唯今思ひ知らせ申さむずるものを。三界(17)は皆火宅(18)なり、王宮といふとも、いかでか其難をば遁るべき。假令十善の帝位(19)に誇り給ふといふとも、黃泉の旅に出でなむ後は、牛頭馬頭(20)の責をば

免れ給はじものを」とて、跳り上り〳〵ぞ申しける。「此法師奇怪なり。禁獄せよ」とて禁獄せらる。資行判官は、烏帽子打ち落されたる恥がましさに、暫しは出仕もせざりけり。安藤武者は、文覺組みたる勸賞に、一臈(21)を經ずして、當座に右馬の允にぞなされける。

【通釋】こゝに信濃出身の武士で安藤武者右宗といふ者は、當時現任の武者所(22)の北面であつたが、騷ぎを聞きつけて、「何だ、何だ」と云つて、刀を拔いて走つて出た。文覺はそれを見ると、よい相手だと思つて、喜んで飛びかゝつた。安藤武者は斬つて負傷をさせてはよくなからうと思つたものか、刀の峰の方を向け直して、文覺が刀を持つてゐる右の腕を強く打つた。打たれて少々タヂタヂとなつた所を「しめたぞ、やつた」とばかりに太刀を棄てゝ組みついた。文覺は直ぐに下へ組伏せられたが、倒れながらも安藤武者の右の腕を下から強く突いた。しかし安藤武者も剛勇の武士であるから、突かれ乍らも、グッとえらい勢で締めつけた。どちらも互に負けない大力であるから、暫くは上になり下になつて轉び合つてゐたが、其所へ大勢の者が加勢して、寄つてたかつて、文覺の働いてゐる手を、おさへつけたので、さすがの文覺も到頭縛上げられた。それからは大勢で文覺を御所の外へ引出して、檢非違使廳の下級吏員に引渡した。受取つた其の下役人が繩尻を取つて引張ると、文覺は引かれ乍らに立つて御所の方を睨みつけて、大きな聲をあげて、「よし寄進にお加はりにならないのなら成らないでもいゝが、其の上にまた此の文覺を、これ程ひどい目にお遭はせになつた上は今にきつとお思ひ知らせ申しますぞ。三界は皆火宅(23)。たゞ

（峰）ともいふ。刃のついてゐる所と反對の部位。

（16）ちやうを。「手を」のつまつて轉訛したのである。

（17）三界。欲界、色界、無色界。

（18）火宅。法華經譬喩品に「三界無安猶如火宅」と出てゐる。煩惱の火が常に燃えつゞけてゐることを火宅と云つたので、此三界の煩惱を長者の家の燒けるのに譬へた句が法華經譬喩品にある。

（19）十善の帝位。十善とは十戒即ち殺生、偷盗、邪婬、妄語、綺語、惡口、兩舌、貪慾、瞋恚、愚癡の罪業を犯さないで身を保つこと。此の十戒を保つたものは、其の果報で大國の王となるといふ所から、天子を十善の位といふのである。

（20）牛頭・馬頭。地獄にゐる、鬼形の獄卒。

(21)一臈・・首席。武者所中での第一席をいふ。

(1)美福門院かくれさせ給・・美福門院は鳥羽天皇の皇后である。名は得子、贈太政大臣長實の女、近衛天皇の母君、久安五年に院號を受けられた。永暦元年(一一六〇)十一月二十三日に崩ぜられた。

(2)文覺……赦されけり・文覺の暴行は承安三年(一一七三)で六年間は流刑地にゐたのであるから、十三年前に死なれた美福門院の事で大赦になるといふのは誤である。

ひ王宮と申しても、どうして其の災難をお免れになることが出來るものか。よし此の世では十善の帝位をお持ちになつても、一旦冥途の旅にお立出でになつたら、地獄の牛頭馬頭の責苦をおのがれにはなれないのぢやに」と、何度も飛上がるやうにして猛り立つて申した。「此の坊主怪しからん奴だ、禁獄しろ」と云つて牢獄へ監禁された。資行判官は大勢の見てゐる前で烏帽子をうち落されたのが耻かしさに、暫くは出勤もしなかつた。安藤武者の方は文覺を組伏せた賞與として、首席を經ないで、直ぐ其の場で右馬の允に陞任された。

其頃、美福門院(1)隱れさせ給ひて、大赦ありしかば、文覺程なく赦されけり(2)。暫くは何處にても行ふべかりしを、又勸進帳を捧げて、十方檀那を勸めありきけるが、さらばただもなくして、「あはれ此世の中は唯今亂れて、君も臣も共に亡び失せむずるものを」など、斯樣に恐ろしき事をのみ申しありく間、「此法師、都においては適ふまじ、遠流せよ」とて、伊豆の國へぞ流されける。源三位入道の嫡子伊豆守仲綱、其時の當職にてある間、其沙汰として、東海道より船にて下さるべしとて、伊豆の國へ率て罷るに、放免(3)兩三人をぞつけられたる。是等が申しけるは、「廳の下部のならひ、かやうの事に附いてこそ、おのづから依怙(4)も候へ。いかに聖の御房は、知人は持ち給はぬか。遠國へ流され給ふに、土産(5)粮料(6)ごときのものをも乞ひたまへかし」といひければ、文覺は、「さやうの用事いふ

べき得意(7)はなし。さりながら、東山の邊にこそ得意はあれ。いでさらば文を遣らう」といひければ、けしかる紙を得させたり。文覺大に怒つて、「かやうの紙に物書くやうなし」とて、投げ返す。さらばとて、厚紙(8)を尋ねて得させたり。文覺笑つて、「此法師は物を得かゝぬぞ、己等書け」とて書かするやう、「文覺こそ高雄の神護寺創立供養のために、勸進帳を捧げて十方檀那を勸めありきけるが、かかる君の代にしも逢うて、奉加をこそし給はざらめ、剩へ遠流せられて、伊豆の國へまかり候。遠路の間で候へば、土産・粮料如きのものも大切に候。此使に賜べ」といふ。いふまゝに書いて、「さて誰殿へと書き候ふべきやらむ」「清水の觀音房へと書け」といふ。「それは廳の下部を欺くにこそ」といひければ、「一向欺くにはあらず。さりとては文覺は、清水の觀音をこそ深う頼み奉つたれ。さらでは、誰にかは用事をいふべきぞ」と申しける。

新釋 其の時分に、美福門院がお亡くなりになつて大赦があつたので、文覺は間もなく解放された。暫くは何處かで修行してゐるのが本當だのに、それから又勸進帳を持つて諸方の篤志家を勸誘しあるいてゐたが、それも只勸進に廻つてゐるだけの事か、「あゝ此の世の中は今に大亂が起つて、君も臣も皆一緒に滅亡してしまふだらうに」などと、こんな恐ろしい事ばかり觸れあるくので、「此の坊主は都へ置いては不適當であらう、遠流に處するやうに」と云つて伊豆の國へ流された。源三位入道の長男伊豆の守仲綱は、當時伊豆

(3)放免・ 放免された犯罪者即ち免罪囚の中から選まれて、被告人の追捕、囚人の監禁、護送に從ふ者で、看督長に屬する檢非違使廳の最下級吏員である。
(4)依怙・ 俗にいふエコヒイキ、カタビイキ佛教から來た語。
(5)土産・ みやげ。
(6)粮料・ 辨當代。
(7)得意・ 我が意を得てゐるもの。知己。
(8)厚紙・ 今日の鳥の子紙のやうな厚い紙。

の國守であつたので、其の仲綱の指圖で、東海道から船で護送するがよからうといふので伊豆の國へ伴れて行くについて、放免を二三人護送係に附けられた。それ等の者が申したには「われわれ使廳の下役人仲間のまア慣例と云つたやうなわけで、こんな事がある時には、お心づけを願つて自然手心を致すことになつて居ります。どうです、和尚さんには、どなたかお知りあひが御座いませんか。遠國へ流されておいでになるんですから、お土産とか辨當代とか云つたやうなものゝ寄進をお頼みになつたらようがせう」とさう云つたので、文覺が聞いて「そんな事を云つてやるやうな得意先はおれにはないよ、しかし東山邊には一寸した得意がある、ぢやア其處へ手紙を遣らう」といふと怪しげな紙を渡した。文覺は大層怒つて、「こんな紙に物が書けるものか」と投げ返した。すると、それぢやアと云ふので、今度は厚紙を探し出して來て渡した。文覺は笑つて、「此の坊主には字が書けないのだ、お前等が書け」と云つて、其の文句を口授して「文覺儀、高雄神護寺創立供養のため、勸進帳を捧げて十方檀那を勸めあるき候ところ、不幸にも斯かる君の御代に會して奉加をし給はざるのみか、あまつさへ遠流に處せられ、是より伊豆の國へ罷り申し候。遠路の間の事に候へば、土産、糧料の如きものも必要に候、何度此の使にお渡し下されたく候」と書けと云つた。それで其の言ふ通りに書いて「さてお名宛は何と書くんですか」と聞くと「清水の觀音殿と書け」と云つた。放免共は怒つて「それは使廳の下役人をからかふといふもんだ」と云ふと、「いや決してからかふんぢやない。文覺は清水の觀音菩薩にこそ深くお頼み申してゐるが、其外には誰にそんな事を云つてやれるもんか」と云つた。

【評釋】例の又ユーモラスだ。作者得意の安全辨解放であり、一種の換氣法でもある。文覺といふ荒法師、人を人臭いとも思はぬ北面上りの武僧の反抗的な氣分が、最も痛快に書現

（1）阿能の津　伊勢國安濃郡の津。即ち今の三重縣津市である。今の岩田川口の兩岸の地を占めてゐる。

（2）天龍灘　今の遠州灘である。渥美半島の突端伊良胡崎と御前崎の間の海灘をいふ。古來風波の險惡を以て知られてゐる。

されてゐる。

さる程に伊勢の國阿能の津(1)より、船にて下りけるが、遠江國天龍灘(2)にて、俄に大風吹き、大浪立つて、既に此船を打ちかへさむとす。水主楫取ども、いかにもして助からむとしけれども、叶ふべしとも見えざりければ、或は觀音の名號を稱へ、或は最後の十念に及ぶ。されども文覺は些とも騷がず、船底に高鼾かいてぞ臥したりける。既にかうと見えし時、がつばと起上がり、舷に立つて、沖の方をにらまへ、大音聲を上げて、「龍王やある〳〵」とぞ呼うだりける。「何とてかやうに大願發したる聖が、乘つたる船をば過たうとはするぞ。唯今天の責蒙らむずる龍神どもかな」とぞいひける。その故にや、波風程なく靜まつて、伊豆の國にぞ着きにける。文覺京を出でける日よりして、心の中に祈誓する事ありけり。我洛に歸つて、高雄の神護寺創立供養すべくんば死ぬべからず、此願空しかるべくば道にて死ぬべしとて、京より伊豆へ着きけるまで、折ふし順風なかりければ、浦傳ひ島傳ひして、三十一日が間は、一向斷食にてぞありける。されども氣力少しも衰へず、船底に行うちしてぞ居たりける。誠にたゞ人とも覺えぬ事ども多かりけり。

新釋　さう斯うするうちに、愈々伊勢國安濃郡の港から船に乘つて下つて行つたが、遠江

國の天龍灘で、俄に大風が吹起り、大浪が立つて、今にも其の船を覆さうとした。漕手も舵手も、色々の手段を盡してどうにかして助からうとしたけれども、とてもかなひさうに見えなかつたので、或る者は觀音菩薩の御名を唱へ、或る者は最後の十念をしたりした。しかし文覺一人は少しも騷がないで、船底に高鼾をかいて熟睡してゐた。もう今覆沒するといふ時に、パッと飛び起きて、舷頭に立つて、沖の方を睨みつけて、大きな聲をあげて「龍王はゐるか、龍王はゐるか」と呼んだ。そして「何だつて大願を起した聖僧が乘つてゐる船に對して、斯樣な過ちをしようとするのか。今に天の御罰を受けることを知らないのか、馬鹿な龍王だナ」と怒鳴りつけた。其のせいか、波も風も間もなく靜まつて伊豆の國に安着した。此の文覺は、抑も京都を出發した日からして、心中に祈請してゐる事があつた。それは、自分が今一度京都へ歸つて高雄の神護寺を創立して供養する事が出來るまでは、どうか死なさないで下さい、若し此の願がかなはないやうなら、途中で殺して下さいと云ふ願で、京都から伊豆へ着くまでには、ちやうど折わるく追風がなかつたから、海岸づたひ、島傳ひに漕ぎ進んで行つたのだつたが、其の航海に要した三十一日の間は、全然斷食生活を續けた。しかしそれでゐて、氣力は少しも衰へず、船底に絶えず勤行を續けてゐた。實際普通人とは思はれぬ奇蹟が多かつた。

十一、伊豆院宣

其後文覺をば、當國の住人近藤四郎國隆(1)に仰せて、奈古屋(2)が奥にぞ住ませける。さる程に、兵衛佐殿おはしける蛭が小島も程近し。文覺、常はまゐり、御物語ども申しけるとぞ聞えし。或時文覺、兵衛佐殿に申しけるは、「平家には小松大臣殿こそ、心も剛に、謀も勝れておはせしか、平家の運命の末になるやらむ、去年の八月薨ぜられぬ。今は源平の中に、御邊ほど天下の將軍の相持ちたる人はなし。早く謀反起させ給ひて、日本國從へ給へ」といひければ、兵衛佐殿「それ思ひもよらず。我は故池の禪尼に助けられ奉つたれば、其恩を報ぜむがために、毎日法華經一部轉讀(3)し奉るより外は、又他事なし」とぞ宣ひける。文覺重ねて、「天の與ふるを取らざれば(4)、却つて其咎を受くといふ本文あり。かやうに申せば、御邊の御心をがな引かむとて申すとや思し召され候ふらむ。その儀では候はず。先づ御邊のために、志の深いやうを見給へ」とて、懷より白い布にて包んだる髑髏を一つ取り出す。兵衛佐殿「あれはいかに」と宣へば、「是こそ御邊の父、故左馬頭殿の首よ。平治の後は、獄舍の前の苔の下に埋もれて、後世弔ふ人もなか

(1)近藤四郎國隆　不明。

(2)奈古屋　今は奈古谷と書く。靜岡縣田方郡韮山村の大字で、駿豆線で行くと「厚木」で下りて東方にある。文覺流謫當時は茲に奈古谷寺といふ寺があつたといふ。盛衰記に、「籠居したる所は奈古屋寺といふ、本尊は觀音大悲の靈像なり、功驗掲焉の靈場なりければ國中の貴賤參詣隙なし云々」とある、

(3)轉讀　反復して讀むこと。順次に始から終まで讀んで轉じて又最初から讀むこと。

(4)天の與ふるを云々　史記の諸所に出てゐる句「天與弗レ取反受二其咎一」

りしを、文覺存ずる旨ありて、獄守に乞ひ、首に掛け、山々寺々修行して、此二十餘年が間弔ひ奉つたれば、今は定めて「劫(6)も浮び給ひぬらむ。されば故頭の殿の御爲には、さしも奉公の者にて候ふぞかし」と申されければ、兵衞佐殿、一定とは覺えねども、父の首と聞くなつかしさに、涙をぞ流されける。

新譯 其の後に、此の文覺を、伊豆の國の住人の近藤四郎國隆に命じて、奈古谷村の奥に住まはせられた。其のうちに、兵衞佐殿が居られた蛭が小島も近い所であるしするので、文覺は毎日のやうに、其の御座所へ參つてお話相手になつたりしたといふ事であつた。或る時も文覺は參つて兵衞佐殿に申したには、「平家では小松内大臣が、氣性もしつかりしてゐられるし、智謀にも長じてゐられたが、平家の運命も末路になつた爲か、去年の八月に薨去せられた。今では源平二氏の中で、あなた程天下の將軍たる骨相を具へてゐる人は外にありません。早く謀叛をお起しになつて、日本全國を征服したらいゝでせう」とさう云ふと、兵衞佐殿は、「それは思ひも寄らない事だ。私は亡くなられた池の禪尼にお助けられ申したのだから、其の恩報じの爲に、毎日法華經を一部宛轉讀するより外には、何もしようとは思はない」と仰やつた。すると文覺は又重ねて、「天の與ふるを取らざれば反つて其の咎を受く、時至つて行はざれば反つて其の殃を受くと云ふ原典の文句があります。こんな事を申すと、あなたの氣を引かうと思つて申すのだらうと思召すかも知れませんが決してそんなわけぢやないのです。先づあなたの爲をどれだけ拙僧が深く思つてゐるか、之を御覽なさい」と云つて、懷から白い布片に包んだ頭蓋骨を一つ出して見せた。兵衞佐

(5)故左馬の頭殿の首　吾妻鏡文治元年八月の條に「嚴閣天亡シ給フノ後ハ、毎日法華經ヲ轉讀スルヲ以テ、沒後ノ追福ニ備ヘラル」とあつて、既に平家を亡して素願を達した今日寺を建てゝ其處へ父義朝の廟を安置したいと申して其由を法皇に伺ふた。それで法皇も御感あつて、「去ル十二日、列官ニ仰セテ東獄門ノ處ニ於テ故正清ノ首ヲ尋ネラレ：勅使トシテ之ヲ下サル：御遺骨ハ、文覺上人ノ門弟僧等頸ニ懸ケ奉ル」とあるのを、此の作者が作りかへたのである。

(6)一劫　劫は梵語で長時又は大時と譯す。殆ど數學的には測定し遠い非常な長時間を意味する。四十里平方の大石を天人の薄い紗のやうなショールで、三年に一回づゝ摩擦して全部磨滅し終つた時が一小劫だともいふし、

又佛教では、成住壞空の四劫を以て此の世界の歴史を說明し、世界の歴史は要するに此の四劫の反復に過ぎないとしてゐる。現在に卽ち其第二の住劫時代で、先づ人壽無量歳より百年毎に一歳宛を減じて十歳までに至るこれが減の一劫、次には同じく十歳から八萬四千歳に達し、更に又十歳にかへる、これが又増減の一劫である。斯ういふ風に何度も反復して増減劫十八回の後には、又十歳より八萬四千歳に達する一増劫が最後の一劫である。これで住劫は終つて次は壞劫即ち破壞時代が來、最後に空劫即ち萬有絕滅の時代が來て、新に又世界が雖生して新しい人間の出現があるとするのである。

殿が「それは何ですか」と仰やると、「これこそあなたの亡くなられた父君左馬の頭殿の首です。平治の亂があつてからは、獄舍の門前の苔の下へ埋められて、誰一人後世を弔ふ人もなかつたのを、此の文覺は少し考があつたので、看守に賴んで貰ひ受けて、それを首に懸けながら、山々寺々を修行して、此の二十年餘りお弔ひ申しましたから、今ではきつと一劫ぐらゐはお浮びになつたでせう。ですから亡くなられた左馬の頭殿の御爲には、隨分御奉公を申したといふものです」と申されたので、兵衛佐殿は、必ずしも事實だとは思はれないが、父の首だと聞かされた懐かしさに、先づ涙をハラハラと流された。

やゝあつて兵衛佐殿、涙を抑へて宣ひけるは、抑も賴朝勅勘を免りずして、いかでか謀反をば起すべき」と宣へば、「それ易い程のことなり。やがて上つて申し赦し奉らむ」兵衛佐殿あざ笑つて、「我身も勅勘の身にてありながら、人の事申さうと宣ふ。聖の御房のあてがひやうこそ、大に實しからね」と宣へば、文覺大に怒つて、「我身の咎を赦らうと申さばこそ非事ならめ。わ殿の事申さうになじかはひが事ならむ。是より今の都福原の新都に上らうに、三日に過ぐまじ。院宣伺ふに、一日の逗留ぞあらむずらむ。都合七日八日には過ぐまじ」とて、つきいでぬ。

新譯　暫くして兵衛の佐殿は、流れおちる涙を押さへて仰やつたには、「それにしても、賴朝は陛下の罪人としてまだ御赦免の勅旨を承つてもゐないのに、どうして謀叛を起せるものか」とさう仰やると、文覺は、「そんな事は何でもありません。私が直ぐ上京して御

赦免をお願ひ申して來ませう」と云つた。兵衛の佐殿はそれを聞いて一笑に附して、「さういふ御坊自身も、陛下の罪人であり乍ら、人の罪の御赦免を願つて來ると云はれるなんて、御坊の當てずつぽうはちつとも信ぜられませんよ」と仰やると、文覺は大層怒つて、「自分の罪を赦して貰ひに行くさ云ふのなら間違つた行動かも知れませんが、あなたの流罪の赦免をお願ひ申しに行くのが何のわるい事なものですか。今から出かけて行けば福原の新都へ着くまでには、三日以上かゝりますまい。尤も院宣を頂戴するのには一日位の逗留は見込まねばならないでせうが、それを算入してもすつかりで七日か八日とはかゝらないでせう」と云つて、ツイと出て行つた。

聖、奈古屋に歸つて、弟子どもには、人に忍うで伊豆の御山①に七日參籠の志ありさて②出でにけり。實にも三日といふには、福原の新都に上り着いて、前の右兵衛督光能③の卿の許に、聊緣ありければ、それに尋ね行きて、「伊豆の國の流人、前の右兵衛佐賴朝、敕勘を赦されて院宣をだに蒙り候はゞ、八箇國の家人共を催し集めて平家を亡ぼし、天下を靜めむとこそ申し候へ」光能卿「いさとよ、我身も當時は三官ともに停められ④て、心苦しき折ふしなり。法皇も押籠められて渡らせ給へば、如何があらむずらむ。さりながらも伺うてこそ見め」とて、此由竊に奏聞せられたりければ、法皇大に御感あつて、やがて院宣をぞ下されける。文覺喜んで頸に懸け、又三日といふには、伊豆の國へ下り著く。

(1)伊豆の御山　伊豆の走湯權現即ち今日の伊豆山神社ノ事。祭神は古く瓊々杵尊だと傳へられた。白鳳九年からあつたといふ。

(2)七日參籠の志あり　さて、此事盛衰記に七日の間入定と稱し方丈の菴室に籠り外より錠を鎖さしめ我身は其菴の下にかくれて抜穴を堀りおきたる所より竊に出て京へ上りしさある。

(3)前の右兵衛督　能

入道民部少輔藤原忠成の子。治承元年三月十九日に右兵衛督となつたが、關白基房の配流に坐して解官された。
(4)三官共に停めらる　藏人頭、皇太后宮權大夫、右兵衛督の三官を此の時停められたのであらう。

新譯　上人はそれから奈古屋寺へ歸つて、弟子どもには、人にかくれて内々で伊豆山へ七日間お籠したいからと云つて出かけたが、成る程三日目といふ日には、福原の新都へ到着して、前の右兵衛の督の光能卿の所へ、少しの手蔓があるのを使つて尋ねて行つて、「伊豆の國の流人になつて居ります前の右兵衛の佐頼朝が、勅勘をお赦し下さつて、院宣さへ下し置かれましたら、坂東八箇國の家來どもを召集して、直ぐにも平家を亡ぼし、天下を鎮定しようと申して居ります」と申上げた。すると光能卿は「イヤイヤ、麿だつても今では三官共停職にされて、困つてる最中なんだ。法皇も幽屏されておいでになるのだから、どうあらうかナ。しかしまア伺ふだけは伺つて見てあげよう」と云つて其の事を秘密に奏上せられたところが、法皇は大層御感動あらせられて、直ぐに院宣を下された。文覺は喜んで戴いて、それを自分の頸にかけ、又三日目には、伊豆の國へ下着した。

兵衛佐殿、聖の御房のなまじひなる事申し出いて、頼朝又いかなる憂き目に逢はむずらむと、思はじ事なう案じ續けておはしける。八日といふ午の刻に下り着いて、「くは院宣よ」とて奉る。兵衛佐殿院宣と聞き、かたじけなさに、新しき烏帽子・淨衣を着、手水うがひして、院宣を三度拜して開かれけり。「しきりの年(1)より以降、平氏王化(2)を蔑如し、政道に憚る事なし。佛法を破滅し、王法を亂らむと欲す。夫我國は神國なり、宗廟(3)相並んで神德惟新なり。故に朝廷開基の後、數千餘歳の間、帝位を傾け國家を危めむとする者、皆以て敗北せずといふ事なし。

(1)しきりの年　頃年　こゝ二三年。
(2)王化　天皇の教化
(3)宗廟　宗廟は祖宗の靈廟の事であるが、こゝでは御先祖御代々の尊靈の意。

然れば則ち、且は神道の冥助に任せ、且は勅宣の旨趣を守つて、早く平氏の一類を亡ぼして朝家の怨敵を退けよ。譜代相傳の兵略を繼ぎ、累祖奉公の忠勤を抽で、身を立て家を興すべし。ていれば、院宣かくの如し。仍つて執達件の如し。治承四年七月十四日、前右兵衞光能うけたまはつて謹上、前右兵衞佐殿へ」こそ書かれたる。此院宣をば、錦の袋に入れて、石橋山の合戰の時も、兵衞佐殿頸に懸けられけるとぞ聞えし。

新釋　兵衞の佐殿は、そんな事とは知らないで、あの文覺聖人が、なまじつか餘計な事を言ひ出して、此頼朝は又どんな情ない目にあふ事かと、絶えず心配し續けておいでになつた。すると、八日目といふ日の正午に歸り着いて、「さアこれが院宣です」といつて差上げた。兵衞の佐殿は院宣と聞いて、勿體なさに、新しい烏帽子、狩衣と着換へて、手を洗淨し、含嗽をして、院宣を三度拜してから開披せられた。それには

頃年以降、平氏蔑二如王化一、無レ憚二政道一、欲下破二滅佛法一亂中朝威上。夫我朝神國也、宗廟相並、神德惟新。故朝廷開基後、數千餘歲間、欲下傾二帝猷一危中國家上者、皆無レ不二以敗北一。然則且任二神道之冥助一、且守二勅宣之旨趣一、早誅二平氏一類一、退二朝家怨敵一、繼二譜代相傳兵略一、抽二累祖奉公忠勤一、可レ立レ身興レ家。者。院宣如レ此。仍執達如レ件。

治承四年七月十四日　　前右兵衞督光能奉。

謹上　前右兵衞佐殿へ

と書かれてあつた。此の院宣を錦の袋に入れて、石橋山の合戰の時も、兵衛佐殿は頸に懸けてゐられたといふ事であつた。

研究　既に史學家によつて注意されてゐるやうに、院宣一件は例の作り話である。吾妻鏡を見ると、治承四年四月廿七日の條に、行家が高倉宮の令旨を持つて來た時の事を錄して「武衞水干ヲ裝束シ、先ヅ男山ノ方ヲ遙拜シ奉ツテ後、謹ンデ之ヲ披閱セシメ給フ」とあるのからヒントを得て書いたものである。八月二十三日石橋山の陣營にゐた時にも、「此ノ間件ノ令旨ヲ以テ御旗ノ橫上ニ付ケラレ、中四郞惟重之ヲ持ツ」とあつて、決して院宣を奉じてゐない。又賴朝自身の發したステートメントにも、朝廷への上書にも、少しも院宣といふことには觸れてゐないのである。院宣の日附も、七月十四日ならば、既に光能は、七月八日に勅勘を免ぜられてゐるのであるから、三官を停めらるとか何とか愚痴な云ふ筋は少しもないのである。只一つ茲に辨じて置く必要があるのは、賴朝と文覺上人との間に通謀があつたかどうか、即ち文覺が賴朝に擧兵を教唆した事實が有るかどうかの問題である。此の點について故星野恒博士の如きは絕對否認論を採つてゐられるが、「愚管抄」の「聖流サレタリケル中四年、同ジ伊豆國ニテ朝夕ニ賴朝ニ馴タリケル、其文覺サカシキ事ドモヲ仰セモナケレドモ、上下ノ御內ヲサグリツ、云イタリケル」とある記事までも否認する理由はない。私は吾妻鏡、文治二年正月三日の條に胤頼の事に關係して、「此ノ胤賴ハ……遠藤左近將監持遠ノ擧ニ依ツテ上西門院ニ仕ヘ……又持遠ノ好ミニ就テ神護寺ノ文覺上人ヲ以テ師檀ト爲ス。文覺伊豆ノ國ニ在ルノ時、同心セシメ、二品ニ示シ申スノ旨有リ、遂ニ義兵ヲ擧ゲ給フノ由云々」と書いてあるのを根據として、文覺の通謀關係を證明するものである。

十二、富士川

さる程に、右兵衛佐殿謀反の由頻に風聞ありしかば、福原には公て、今一日も勢の附かぬ先に、急ぎ討手を下さるべしとて、大將軍には小松の權亮少將維盛、副將軍には薩摩守忠度、侍大將には上總守忠淸を先として、都合其勢三萬餘騎、九月十八日に新都を立つて、明くる十九日には舊都に着き、軈て同じき二十日の日、東國へこそ赴かれけれ。

【通釋】 其の間に、右兵衛佐殿の謀叛を起されたといふ情報が頻々と達したので、福原では公卿會議を開いた結果一日でも早く敵が兵力の增援を得ない以前、討伐隊を急派したがよからうと云ふことになつて、司令官には小松の權亮少將維盛、副司令官には薩摩守忠度、隊長としては上總守忠淸を最初に算へて、其の兵力合計三萬餘騎の者が、九月十八日に新都福原を出發し、翌十九日には京都に到着し、直ぐ二十日の日に東國へ進軍された。

大將軍小松の權亮少將維盛は、生年廿三、容儀帶佩(1)、繪に書くとも筆にも及び難し。重代のきせなが唐革といふ鎧をば、唐櫃(2)に入れて舁かせらる。道中には赤地の錦の直垂に、萠黃匂の鎧着て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乘り給へり。副將軍薩摩守忠度は、紺地の錦の直垂に、黑糸縅の鎧着て、黑き馬

(1)帶佩　裝束した樣子だとも、又帶刀の恰好をいふ此頃の通語だとも云はれてゐる。
(2)唐櫃。本訓はカラビツであるが、本によ

の太う逞しきに、鑄懸地(3)の鞍置いて騎り給へり。馬鞍、鎧、甲、弓矢、太刀、刀に至るまで、照り輝く程に出で立たれたれば、珍しかりし見物なり。

新釋　司令官の小松の權の亮維盛は、今年とつて二十三歳、姿といひ裝束をつけた樣子といひ、繪に書かうさしても書き現せない程の綺麗さである。家代々著用の唐革縅の鎧を、唐櫃へ入れたのを、供の者に舁かせて從へられた。道中へ出ては、赤地の錦の直垂の上へ萠黄ぼかしの鎧を着て、連錢葦毛の馬に、金覆輪の鞍を置いてお乘りになつた。副司令官の薩摩の守忠度は、紺地の錦の直垂に、黒絲で縅した鎧を着て、黒馬のよく肥えた逞しいのに、金梨地の鞍を置いてお乘りになつてゐた。馬の鞍から鎧兜、弓矢、太刀、小刀に至るまでも、光り輝いてあたりに反射する程に、立派にお裝ひになつたから、實に近來の珍しい見物であつた。

中にも副將軍薩摩守忠度は、或宮ばら(1)の女房の許へ通はれけるが、或夜おはしたりけるに、やむごとなき女房客人來て、小夜もやう／＼更け行くまで歸り給はず。忠度軒端に彳むで、扇を荒く使はれければ、彼の女房、野もせにすだく蟲の音よ(2)と、優に口ずさみ給へば、扇をやがて使ひ止みて歸られける。其後おはしたる夜、「いつぞや何とて扇をば使ひ止みしぞや」と問はれければ、「いさ、かしましなど聞え侍りし程に、さてこそ扇をば使ひ止みては候ひしか」とぞ申されける。其後此女房、薩摩守の許へ小袖を一[illegible]遣すとて、千里

つてカラトともカラウトとも訓ませてある。瞽法師が語りついでゐるうちに段々轉訛したものであらう。

(3)鑄•懸•地•　沃かけ地である。金粉をそゝぎかけたもの、即ち金梨地である。

(1)宮•ば•ら•　宮腹であらう。宮とは内親王のお事で、即ち内親王のお生みになつた人の意。

(2)野•も•せ•に•す•だ•く•蟲•の•音•よ•　扇の音をやかましいとひやかしたのである。「かしかまし野もせにすだく虫の音よ、われだにものを云はでこそ思へ」といふ歌の上の句を當座の即興に云つたのである。

の名殘のをしさに、一首の歌を書き添へて贈られける。

東路の草葉をわけむそでよりもたゝぬたもとの露ぞこぼるゝ

薩摩守の返事に

別路を何かなげかむ越えて行く關もむかしのあとゝおもへば

關も昔の跡と詠めることは、先祖平の將軍貞盛、俵藤太秀鄕、將門追討のために東へ下向したりしことを、今思ひ出でゝよみたりけるにや。いとやさしうぞ聞えし。

新釋 二人の中でも、副司令官の薩摩の守忠度は、或る宮腹の女房に愛人があつて、繁々其の婦人のところへ通つて行かれたが、或る晩もいらしつたところが、其の婦人の部屋に或る貴婦人の來客が來てゐて、もうそろそろ夜が更けるのに歸らうともされなかつた。忠度は仕方がないから、軒の下に立つて、扇を少し亂暴にバタバタと使はれると、其の婦人が聞咎めて、「野もせにすだく蟲の音よ」と、優雅な口ぶりで口吟されたので、忠度は直ぐに扇を使ふのを止めて歸られた。其の後に又いらつしやると、婦人が「いつかの晩にはどうして扇を使ふのをお止めになつたの」と尋ねられたので、忠度は、「さア、かしがましいと云はれたから、それで扇を使ふのを止めて歸つたんですがね」と申された。其の後に此の婦人は、薩摩の守のところへ、小袖を一揃ひ餞別に持たせてやるにつけて、遠く別れる名殘惜しさに、次のやうな歌を一首書き添へて送られた。

あづま路の草葉を別けむ袖よりもたゝぬ袂の露ぞこぼるゝ

之に對して薩摩守の返歌には

別れ路を何か歎かむ越えてゆく關も昔のあとゝ思へば

とあつた。關も昔の跡と詠んだ事は、忠度の先祖の平將軍貞盛と俵藤太秀郷とが、平將門征討のために關東へ赴いた時のことを、今思ひ出して詠み込んだのであらうかと、非常に優しく聞取られた。

昔は、朝敵をたひらげに外土へ向ふ將軍は、先づ參內して節刀を賜はる。宸儀(1)南殿(2)に出御して、近衞階下に陣を引き、內辨外辨の公卿(3)參列して中儀(4)の節會を行はる。副將軍各禮義を正しうして、之を賜はる。承平。天慶の蹤跡(5)も年久しうなつて准へ難しとて、今度は讃岐守平正盛が前の對馬守源義親追討のために、出雲の國へ下向せし例とて、鈴ばかり賜はつて、皮の袋に入れて、雜色の頸に懸けさせてぞ下られける。古朝敵を平げむとて都を出づる將軍は、三つの存知あり。節刀を賜はる日家を忘れ、家を出づるとて妻子を忘れ、戰場にして敵に戰ふ時身をわする。されば今の平氏の大將軍維盛・忠度も、定めてさやうの事共をば存知せられたりけむ。あはれなりし事どもなり。

新釋　昔は朝敵を平定するために畿內から外へ向けて進發する將軍は、先づ參內して節刀を賜はるのが例である。其の時には天皇親しく紫宸殿に出御あつて、近衞府の官人が階下に堵列し、內辨外辨の公卿が參列して中儀の節會を行はせられる。そして大將軍と副將軍

(1)宸儀。天皇。
(2)南殿。紫宸殿。
(3)內辨・外辨の公卿。節會の時に承明門內に於て諸事を辨備する第一大臣が內辨で、承明門外に於て諸事を辨備する第二大臣以下の者が外辨である。
(4)中儀。節會の儀禮の種別である。即位朝賀は大儀であつて、列席者全部は禮服着用である。中儀は、白馬、端午、豐明等の節會、小儀は元日、踏歌等の節會で、何れも通常禮服たる袍である。列席者の資格にも段階がある。
(5)承平、天慶の蹤跡。

藤原純友、平将門等征討の時の先例をいふ。日本紀略によると朱雀天皇の天慶三年二月八日に「天皇南殿ニ御シ征夷大將軍參議右衞門督藤原朝臣忠文ヲ發遣シ節刀ヲ賜フ」とある。

（6）平・正・盛・源義親は康和三年鎭西を劫掠したので追討せられ、四年十月隱岐に流されたが、嘉承二年に配所を逃出して出雲で暴行したので、正盛は其の追討の使として出雲に赴いた。そして鳥羽天皇の天仁元年正月遂に之を誅した。武家名目抄に依ると、此の時にも、正盛は驛鈴を節刀の代りに賜はつたと出てゐる。

（1）九・重・の・都・王城の内外には九重に門があるから之を九重の都といふのである。勿論支那の古制に據つたもので、外部から順次に（1）關門（2）外郭門

さは、何れも禮儀を正しうして其の節刀を戴くのである。しかし、承平・天慶の時の先例は最早大分以前の事で、準據にはならないといふので、今度は讃岐の守平正盛が、前の對馬守源の義親を追討するために、出雲の國へ進發した時の例によらうといふ事になつて、特に驛鈴だけを戴いて、それを革の袋に入れて、雜色の頸にかけさせて進發された。昔から朝敵を平定するために帝都を出る將軍は、三ケ條の覺悟を要した。第一には節刀を賜はる日には家を忘れ、第二には家を出る時には妻子を忘れ、第三に戰線へ出て敵と戰ふ時には自分の身を忘れることである。だから今度の平氏の大將軍たる維盛、忠度の二人も、きつとそれ等の事を覺悟して行かれた事であらう。あゝ實に感心な事である。

評釋　最初に二人の大將の優にやさしい事を書いて、次に大將が出征する時の覺悟を指摘して揶揄一番してゐるのだ。斯うして富士川の見苦しい敗退へ導いて來る作者の茶目氣分は實に愉快だ。

各九重の都①を立つて、千里の東路へ赴かれける。平かに歸り上らむことも、誠に危き有樣どもにて、或は野原の露に宿を借り、或は高峰の苔に旅寢をし、山を越え河を重ね、日數經れば、十月十六日には、駿河國清見が關②にぞ着き給ふ。都をば三萬餘騎で出でたれども、路次の兵③附き添ひて、七萬餘騎とぞ聞えし。先陣は蒲原④富士川⑤に進み、後陣は未だ手越⑥宇津の谷⑦に支へたり。大將軍權亮少將維盛、侍大將上總守忠清を召して、「維盛が存知には、足柄山⑧打ち越え、廣みへ出でゝ軍をせむ」と逸られけれども、上總守申しけるは「福原を御

立ち候ひし時、入道殿仰には、軍をば忠清に任せさせたまへ、とこそ仰せ候ひつれ。伊豆駿河の勢の參るべきだに、いまだ一騎も見え候はず。味方の御勢七萬餘騎とは申せども、國々の驅武者、馬も人も皆疲れはてゝ候。東國は草も木も兵衛佐に從ひ附いて候ふなれば、何十萬騎か候ふらむ。只富士川を前にあてゝ、御方の御勢をまたせ給ふべうもや候ふらむ」と申しければ、力及ばでゆらへ(9)たり。

新釋 やがて二人は、何れも皆、帝都を出發して、畿外千里を遠く隔てた東海道へと赴かれたが、無事に又歸つて來られるかどうか甚だ危ぶまれる狀態で、或る時は原野に露營し又或る時は高い山の絶頂で、ごろ寢をして、幾多の山を越え、幾多の河川を渡渉して、何日も苦しい進軍を續けた上、十月十六日に漸く駿河の國の清見が關に到着した。京都を出發した時には三萬餘騎であつたけれども、道々で徴募した兵士が加はつて、七萬餘騎になつてゐた。先頭部隊は蒲原、富士川に進んでゐるのに、後續部隊はまだ手越、宇津の谷邊にうろついてゐた。司令官の權の亮少將維盛は、隊長の上總の守忠清を呼寄せて、「此の維盛の方略では、足柄山を下りて廣場へ出て野戰をしようと思ふ」と云つて逸られたけれども、隊長の上總守が「福原を御出發になりました時に入道殿の仰では、戰爭の事は一切忠清にお任せになりますやうにとの事でございました。本來なら伊豆、駿州の兵士が參らなければならない筈ですのに、それさへまだ一騎も見えません。味方の兵力は約七萬騎といふ事には成つてゐますが、何れも諸國で驅立てゝ來た新募兵で、馬も人も皆疲れきつてゐます。關東地方は、それこそ草も木も皆兵衛の佐の味方になつてゐるのですから、何

(3)近郊門、これだけが城外の門で、次に(4)城門(5)皐門(6)庫門(7)雉門(8)應門(9)路門である。

(2)清見ヶ關　靜岡縣、庵原郡興津町の西方、清見寺附近の磯崎が清見崎で、其の岬角を起點として安倍郡三保ヶ崎に至るまでの海上が清見潟である。關のあつた場所は清見寺の附近である。清見寺は清見ヶ關の傍に、一字を建てゝ關の鎭護としたものだと云はれ、今寺門のあるところが其關址だといふ。

(3)路次の兵　道々徴集して來た兵士。

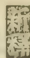
(4)蒲原　富士川河口の町で、靜岡縣庵原郡の東南隅に當つてゐる。

(5)富士川　山梨縣、釜無笛吹二川の合流で、富士山の西峽を流れ、靜岡縣に入つて蒲原町の東方で海に入つてゐる。流長三十里餘、急

流さして有名である。
(6)手越　安倍川の岸にある村。靜岡縣安倍郡長田村の大字。
(7)宇津の谷　靜岡縣安倍郡と志太郡さの中界にある峠。古來十團子の名所を以て聞こえてゐる。
(8)足柄の山　標高二五〇五尺。靜岡、神奈川二縣の界を成してゐる山で、西は富士山に接し、南は箱根山に連なつてゐる。箱根を下りれば、直ちに相模平野が展開してゐる。
(9)ゆらふ　ユラユラしてゐること即ち進まんとして躊躇してゐる状。
(10)黄瀬河　木瀬河さも書く。富士・愛鷹、足柄の谿間を流れて來た黄瀬川が沼津さ三島との間で狩野川さ合する附近の宿驛。現今では靜岡縣駿東郡大岡村の字として殘つてゐる。

十萬騎ゐるか想像が出來ません。ですから我軍の方略としては、富士川を第一線の防禦陣地として、味方の援軍の到着をお待ちになるのが宜しいでせう」と申したので、是非なく其處に滯留してゐた。

さる程に、兵衛佐頼朝鎌倉を立つて、足柄の山打ち越え、黄瀬川(10)にこそ着き給へ。甲斐・信濃の源氏ども馳せ來つて一つになる。駿河の國浮島が原(11)にて勢揃(12)あり。都合其勢廿萬騎とぞ記いたる。常陸源氏佐竹四郎が雜色の、文持つて京へ上りけるを、平家の侍大將上總守忠清、此文を奪ひ取つて見るに、女房の許への文なり。苦しかるまじとて、取らせてけり。さて「源氏が勢はいかほどあるぞ」と問ひければ、「下郎は四五百千までこそ、物の數をば知つて候へ。それより上をば知り參らせず候。多いやらう、(13)少いやらう、凡七日八日が間ははたと(14)續いて野も山も、海も河も、皆武者で候ふ。昨日黄瀬川にて人の申し候ひつるは、源氏の御勢二十萬騎とこそ申し候ひつれ」と申しければ、上總守、「あな心うや。大將軍の御心の延びさせ給ひたる程、口惜しかりけることはなし。今一日も前に討手を下させ給ひたらば、大場兄弟畠山が一族、などか參らで候ふべき。是等だに參り候はば、伊豆・駿河の勢は、皆從ひ附くべかりつるものを」と、後悔すれども甲斐ぞなき。


其の間に、兵衛の佐賴朝は、鎌倉を出立して、足柄山を西へ越え、黄瀬川に到着された。すると、報を聞いて起つた甲斐、信濃の源氏どもも馳附けて來て一緒になつた。直ぐ駿河の國の浮島ヶ原に全軍が集中して總員點呼をやつた。其の時の着到帳には、兵力總計二十萬騎と記された。常陸源氏の一人である佐竹の四郎の雜色が、何か手紙らしいものを持つて京都へ行つたのを、平家の方では、隊長の上總の守忠清が見つけて、其の手紙を奪ひ取つて讀んで見ると、女の所へ遣る手紙である。こんなものなら差支なからうといふので、又返して遣つた。そして其の序に「オイ、源氏の方の兵力はどの位あるか」と尋ねると、「私どものやうな下郎は四百か五百、千ぐらゐまでの數は知つてゐますが、それ以上はよく分りません。多いと云つていゝのか、少いと云つていゝのか、兎に角、私がこゝへ來るまで凡そ七八日行程の間は、ギッシリ人で續いて、野も山も海も河も兵隊だらけです。何でも昨日黄瀬川で人の言つてゐるのを聞いた所ぢやア、源氏方の御軍勢は二十萬騎だとか云つて居ましたつけ」とさう申したので、上總守は、「あゝ情ない、大將軍の氣のユックリしてゐるの程殘念な事はない。もう一日も前に討伐隊をお下しになつたら、大庭兄弟や畠山一族なんかも、どうして來ないといふ事があらう。それ等の者さへ來れば、伊豆駿州の兵士は皆こちらへ附くのだつたのに」と後悔したが効はない。

大將軍權亮少將維盛、東國の案内者とて、長井の齋藤別當實盛(1)を召して、「汝程の強弓精兵、八箇國にいか程あるぞ」と問ひ給へば、齋藤別當あざ笑つて、「さ候へば、君は實盛を大矢(2)と思し召され候ふにこそ。僅十三束(3)をこそ仕り候へ。

（11）浮•島•ヶ•原•　光行紀行に「昔は海の上に浮びて、蓬莱の三つの島の如くに在りけるによつて、浮島となん名づけたると聞く」とある原野。海潮の作用で沖へ運んで行かれた砂土が沖積して成つたもので、静岡縣沼津町と富士郡鈴川との間に當つてゐる。今日須津沼の名を以て知られてを大沼澤浮島沼が此の原に抱かれて殘つてゐる。

（12）勢•揃•　着到した軍兵を揃へて調べること。總員點呼。

（13）多•い•や•ら•う•　多きやらむの轉。今關西で使つてゐる「さうやらう」「斯うやらう」のやらうは此の「やらむ」である。

（14）は•た•と•　「ヒタと」の轉、ピッシリとすき間もなく。

（1）長•井•の•齋•藤•別•當•實•

盛・ 關白家の侍所別當を勤めた者であらう。平家の領地武藏の長井を預つて其所に居住したから長井といふのである。

(2)大・矢・ 長い矢を引くもの。

(3)十・三・束・ 片手一握り即ち四本の指を横に並べたの長さが一束で、それの十三倍の長さの矢が十三束である。

(4)定・ 評定、評價。

(5)大・名・ 庄園即ち私有田を多く有する武士をいふ。元來名田といつて、開發主所有主等の名を以て稱する所有田地を持つから起つた名稱である。

(6)富・士・の・裾・よ・り・搦・手・ 富士の裾野を迂回して平軍の背後を攻撃するだらうといつたのである。

實盛程射候ふ者は、八箇國にはいくらも候。大矢と申す定(4)の者の、十五束に劣つて引くは候はず。弓の强さも、したゝかなる者の五六人して張り候。かやうの精兵共が射候へば、鎧の二三領は容易うかけず射透し候。大名(5)と申す定の者の五百騎に劣つて持つは候はず。馬に乘つて落つる道を知らず、惡所を馳すれど馬を倒さず。軍は又、親も討たれよ、子も討たれよ、死にぬれば乘り越え〳〵戰ひ候。西國の軍と申すは、すべて其儀候はず。親討たれぬれば引き退き、佛事孝養し、忌明けて寄せ、子討たれぬれば、其愁歎とて寄せ候はず。兵粮米盡きぬれば、春は田作り秋は苅收めて寄せ、夏は暑しと厭ひ、冬は寒しと嫌ひ候。東國の軍と申すは、すべてその儀候はず。其上甲斐信濃の源氏等、案内は知つたり、富士の裾より搦手に(6)や廻り候はむずらむ。かやうに申せば、大將軍の御心を臆せさせ參らせむとて、申すとや思し召され候はむ。其儀では候はず。但し軍は、勢の多少に依り候はず、大將軍の謀によるとこそ申し傳へて候へ」と申しければ、之を聞く兵共、皆戰ひわなゝきあへりけり。

通釋 大將軍權の亮少將維盛は、關東の事情に精通してゐる者だからといふので、長井の齋藤別當實盛を呼寄せて、「お前くらゐ强い弓を引く精練された軍人は、坂東八ケ國全体で何人ばかりゐるか」とお尋ねになると、齋藤別當は嘲笑つて、「それぢやア、あなた樣

は此の實盛を大矢だと思つていらつしやるのですナ。私なんかはやつと十三束を引くんです。實盛くらゐの射手なら、八箇國に幾らも居ります。大矢だといふ評判の者で、十五束以下の矢を引くものは御座いません。だから弓の强さだつても、隨分剛力の者が五六人もして張る程です。この位の精兵が射た矢なら、鎧の二三領は、容易に何處へも引つかけずに貫通する事が出來ます。大抵大名と云はれる程のものなら、斯ういふ兵士を五百騎より少く持つてゐるものはありません。馬に乘つても落ちるといふことを知らず、どんな惡路を走らしても馬を倒さず、戰線へ出ては、親も死れ、子も死れと奮進して、死んだ者があれば、其の屍骸を乘越え乘越えて進むのが關東武士です。西國の軍では、全然そんな事はありません。親が討たれると、退却して佛事を勤めて、忌が明けてからユックリと進軍し直します。又子が討たれた時には、其の愁歎の爲だと云つて寄せても行きません。兵粮米が無くなつたが最後、悠々と春は播種をして、田植をして、秋になつてそれを刈取つてから又進擊を始めます。夏は暑いからといつて厭ひ、冬は寒いと云つて嫌ひます。そんな事は全然東國にない事です。其の上、甲斐や信濃の源氏どもは、此邊の地理には精通してゐるするから、富士の裾野から我が軍の背後に迂廻して來るかも知れません。こんな事を云ふと、大將軍のお心をビクビクさせようと思つて申すのだと思召しますかも知れませんが決してそんなわけぢやないのです。但し戰爭といふものは兵力の多少には拘らない事で、司令官の作戰方略の巧拙一つだと昔から申し傳へられてあります」と申したので、其の話を聞いてゐた兵士たちは、覺えず背戰慄した。

さる程に、同じき廿四日の卯の刻に、富士川にて源平の矢合(1)とぞ定めける。廿

(1)矢合。開戰の合圖

さして兩軍から一筋宛鏑矢を射合はせること

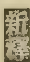
(2)富士の沼　富士八湖の一たる浮島沼の別名。

(3)尾張川　後出。(七一六參照)

(4)墨股　長良川の西岸、岐阜縣安八郡の町である。

(5)株　クヒと訓ませてある。馬を繫いである木の切株。

三日の夜に入つて、平家の兵ども、源氏の陣を見渡せば、伊豆駿河の人民百姓等軍に恐れて、或は野に入り山に隱れ、或は船に取り乘つて、海河に浮びたるが、營の火の見えけるを、あなおびたゞしの源氏の陣の遠火の多さよ、實にも、野も山も、海も、河も、皆武者でありけり、如何せむ、とぞあきれける。其夜の夜半ばかり、富士の沼(2)にいくらもありける水鳥どもが、何にかは驚きたりけむ、一度にばつと立ちける羽音の、雷、大風などのやうに聞えければ、平家の兵共、「あはや源氏の大勢の向うたるは、昨日齋藤別當が申しつるやうに、甲斐信濃の源氏等、富士の裾より搦手へや廻り候ふらむ。敵何十萬騎かあるらむ。取籠められては叶ふまじ。爰をば落ちて、尾張川(3)墨股(4)を防げや」とて、取る物も取りあへず、我先に／＼こそ落ち行きける。餘にあわて騷いで、弓取る者は矢を知らず、矢取る者は弓を知らず、我が馬には人乘り、人の馬には我のり、繫いだる馬に乘つて馳すれば、株(5)を廻る事限なし。其邊近き宿々より、遊君遊女ども召し集め、遊び酒宴しけるが、或は首蹴割られ、或は腰踏み折られて、をめき叫ぶ事おびたゞし。


【新釋】其のうちに、其の月二十四日の午前六時を以て、富士川で源平最初の矢合せをすることに決定した。二十三日の晩になつて、平家の兵士等が源軍の陣地の方を見渡すと、伊豆、駿河の人民や百姓たちが、戦争をこはがつて、或る者は野に入り山に隱れ、或る者は

船に乘つて、海上又は河の中に難を避けてゐるのが、炊事の爲に火をたいてゐるのが見えるのを、「まア何て大變な源氏の陣地の遠火だらう、成る程昨日の雜色が云つた通り、野も山も海も河も、すつかり兵隊だらけだわい、これはどうすればいゝのだらう」と、呆れ返つてボンヤリしてゐた。其の晩の夜中時分に、附近の富士沼に幾らもゐた水鳥が、何に驚いたのか一度にパツさ飛立つた羽音がまるで雷鳴か大風かなんかのやうにドーツと影しく聞こえたので、さうでなくつてさへ恐怖心のついてゐる平軍の兵士どもは「そらこそ源氏の大軍が襲擊して來たぞ、昨日齋藤別當が申したやうに、甲斐や信濃の源氏どもが、富士の裾野から背後へ迂廻して來たのだらうか、敵は何十萬騎ゐるのか分らないが、包圍されては助かるまい、早く此處を退却して、尾張川、洲俣の第二線を防禦しろ」と云つて是非入用なものも其のまゝにして、我先にさ逃げて行つた。あんまり周章てたもので、弓を拾ひ取つた者は矢のありかゞ分らず、矢を探し當てたものは弓が何處にあるか知れず、銘々が他人の馬を取りちがへて乘つて、中には繫いである馬に飛乘つて其のまゝ夢中で走らせるものだから、馬は切株の廻りをグルグル狂ひ廻つてゐるさいふやうな滑稽劇も見られた。其の晩は近くの宿場から、藝娼妓を呼び寄せて、俗謠を歌はせて遊んだり酒を飮んだりしてゐたが、それ等の女たちも、或る者は頭を蹴りわられ、或る者は腰骨を踏み折られて、大聲あげて泣叫ぶなど、大變な騷ぎつたらない。

研究　此の一件は平家の怯懦を笑ふ一つ話として昔から有名であるが、事實は只水鳥の羽音だけではない。吾妻鏡に依ると、二十日の晩の半更に及んで、甲斐源氏の武田太郎信義が「兵略ヲ廻ラシテ潜ニ件ノ陣ノ後面ヲ襲フノ處、富士沼ニ集マル所ノ水鳥等群リ立ツ其

ノ羽音偏ニ軍勢ノ粧ヲ成ス、之ニ依テ平氏等驚キ騒」いだのである。

同じき廿四日の卯の刻に、源氏廿萬騎、富士川に押し寄せて、天も響き大地も動ぐばかりに、鬨をぞ三箇度作りける。平家の方には、靜まり返つて音もせず。人を入れて見せければ、「皆落ちて候」と申す。或は敵の忘れたる鎧取つて參る者もあり、或は平家の棄て置いたる大幕取つて歸る者もあり。「凡平家の陣には、蠅だにも翔り候はず」と申す。兵衛佐急ぎ馬よりおり、兜を脱ぎ、手水うがひをして、王城の方を伏し拜み、「是は全く頼朝が私の高名にはあらず、偏に八幡大菩薩の御計らひなり」とぞ宣ひける。軈て打ち取る所なればとて、駿河の國をば一條次郎忠頼①、遠江國をば安田三郎義定②に預けらる。猶も續いて攻むべかりしかども、後もさすがおぼつかなし③とて、駿河國より鎌倉へぞ歸られける。

新釋　豫定の二十四日の午前六時になつて、源軍二十萬騎は富士川に押寄せて、天も波動し大地も震搖する程の大きな聲で、鬨の聲を三囘あげたが、平軍の陣地では寂然として音もしなかつた。それで直ぐ斥候を放つて偵察させて見ると、「皆退却しました」といふ報告である。そこで我軍の兵士は、敵が置忘れて行つた鎧を鹵獲して來る者もあれば、又平家が置きつ放しにして行つた大幕を取つて歸る者もあつて、口々に「平軍の陣地には、蠅の隻影もありません」と報告した。兵衛の佐は、それを聞くと、急いで馬から下りて、兜を脱ぎ、手を洗滌し、含嗽をして、帝都の方を拜して、「此の勝利は全然頼朝の私功では

(1)一條次郎忠頼　甲斐源氏武田の一類で、長男が太郎信義、次が次郎忠頼、次が三郎兼頼である。吾妻鏡には「武田太郎信義ヲ以テ駿河國ニ置カル、所ナリ」とある。

(2)安田三郎義定　これも甲斐源氏である。吾妻鏡には「安田三郎義定ヲ以テ守護ト爲シ遠江國ニ差遣サル」とある。

(3)後もさすが覺束なし　とて　事實は頼朝が追撃戰に移らうとしたのを、三浦介、常胤、義澄、廣常等が諫めて、常陸國　佐竹共從まだ東國に蟠りあるのだから、先づ東夷を平げてから西進しろと云つたのである。

（1）落書　ラクショと訓む。「落し文」とも云つて、殊更發見され易い場所に遺棄して置く匿名の諷刺文書。

（2）平家をひらやに　平家といふ字は、單層建築の家即ちヒラヤと訓まれるからである。

ございません。只もう八幡大菩薩のお力でございます」と仰やつた。どうせ占領する所だからといふので、駿河の國を一條の次郎忠頼、遠江の國を安田の三郎義定にお預けになる。引續いて追擊戰に移る筈であつたが、何と云つても未だ後方連絡を絶たれる虞が絶無ぢやないからといふので、駿河から一旦鎌倉へ引返された。

海道宿々の遊君遊女ども、「あな忌々しの討手の大將軍や、軍には見逃げをだにあさましき事にするに、平家の人々は、聞逃し給へり」とぞ笑ひける。さる程に、落書(1)ども多かりけり。都の大將軍をば宗盛といひ、討手の大將をば權の亮といふ間、平家をひらやに(2)よみなして、

ひらやなるむねもりいかに騒ぐらむ柱と頼むすけをおとして

ふじ川のせゞの岩越す水よりもはやくも落つる伊勢平氏かな

又上總守忠清が、富士川に鎧棄てたりけるをもよめり。

富士川によろひは棄てつすみぞめのころもたゞきよ後の世のため

忠清はにげの馬にぞのりてけるかづさしりがひかけてかひなし

新釋　街道筋の宿場々々の藝娼妓たちは、「まアいやな討手の大將軍れ、戰争の時には、見逃げをしてさへ、人がわる口をいふんだのに、平家の旦那方つたら聞逃げだわ」と笑つた。そのうちに、方々で無名のいたづら歌が發表された。京都の本營の司令官を宗盛といひ、征討軍の大將のことは權の亮といふから、平家といふ字を態とヒラヤといふ風に訓

んで

ひらやなるむねもりいかに騒ぐらむ柱とたのむすけをおとして

富士川の瀬々の岩越す水よりもはやくも落つる伊勢平氏かな

又上總守忠淸が、富士川に鎧を置き棄てゝ行つたのをも冷かして詠んだ。

富士川に鎧は棄てつ墨染の衣たゞきよ後の世のため

たゞきよはにげの馬にぞ乘つてける上總しりがひかけてかひなし

（1）維盛福原へ歸り上る。吾妻鏡には、二日の條に「今日、小松少將維盛朝臣以下平將、功無クシテ入洛云々」とある、功無くしてが面白い。

（2）不覺人　覺悟のない人。

（3）維盛右近衛中將にあがる。公卿補任に據ると、維盛が右近衛中將になつたのは治承五年六月十日である。

十三、五節の沙汰

同じき十一月八日の日、大將軍權亮少將維盛、福原へ歸り(1)上り給ふ。入道相國大に怒つて、「維盛をば鬼界ヶ島へ流すべし、忠清をば死罪に行ふべし」とぞ宣ひける。是に仍つて、同じき九日の日、平家の侍老少數百人參會して、忠清が死罪の事如何があるべからむと評定す。主馬判官盛國進み出でゝ、「此忠清を日頃不覺人(2)とは存じ候はず。あれが十八の歳と覺え候、鳥羽殿の寶藏に、五畿内一の惡黨二人逃げ籠つたりしを、寄せて搦めうと申す者一人も候はざりしに、此忠清唯一人、白晝に築地を越え、はね入つて、一人をば討ち取り、一人をば搦め取つて、名を後代に揚げたりし者ぞかし。今度の不覺は、徒事とも覺え候はず。是につけても、能く〳〵兵亂の御愼み候ふべし」とぞ申しける。同じき十日の日除目行はれて、權亮少將維盛、右近衛の中將にあがり(3)給ふ。今度坂東へ討手に向はれたりとは申せども、させる仕出したる事も候はず、是はされば何の勸賞ぞやとぞ、人々さゝやきあはれける。

通釋　其の年の十一月八日の日に、大將軍の權の亮少將維盛は、福原へ歸洛された。入道

（1）宇治の民部卿忠文　前に註した藤原忠文のこと。忠文が征東大將軍となつたのは天慶三年三月で、當時は修理大夫兼右衞門督であつたが、後の官でいふのが此の本の例である。民部卿になつたのは天慶四年十二月十八日で天

前太政大臣は大層怒つて、「維盛を鬼界ヶ島へ流せ、そして忠清は死刑にしつちまへ」と仰やつた。それで其の九日の日に、平家の武士は老人も少年も五六百人ばかり參集して、忠清を死刑にしろといふ事だが、どういふものだらうと協議した。其の時主馬の判官盛國が進んで出て、「今までの經歷から觀ても忠清をそんなダラシのない人間だとは思へません。何でもあの男の十八の年の事だと記憶してゐます。鳥羽御殿の御寶藏へ五畿内一番の惡黨が二人逃げ込んでゐたのを、誰も近寄つて縛らうといふ者がなかつた折に、此の忠清はたつた一人で、眞晝間、土塀を越えて飛込んで、一人は殺し、一人は縛り上げて、其の名を後世まで轟かした程のものなんです。今度の失敗は、普通の事とは思はれません。これにつけても、よくよく注意して無益な兵亂はお愼みになつた方がいゝでせう」と申した。同じ月の十日の日に、春宮權亮右近衞少將だつた維盛は右中將に陞進された。今度關東へ討伐に行かれたとは云つても、これと云つて別に仕出來した事もない、さうして見るとこれは何の行賞だらうと、人々は小聲でコソコソと噂をし合はれた。

昔平將軍貞盛、俵藤太秀郷、將門を追討のために、吾妻へ下向したりしかども、朝敵たやすう亡び難かりしかば、重ねて討手を下さるべしと、公卿僉議あつて、宇治の民部卿忠文(1)清原滋藤(2)、軍監(3)といふ職を賜はつて下る程に、駿河國清見關に宿したりける夜、彼の滋藤漫々たる海上を遠見して、「漁舟の火の影(4)は寒うして波を燒き、驛路の鈴の聲は夜山を過ぐ」といふ唐うたを、高らかに口

ずさび給へば、忠文優に覺えて、感涙をぞ流されける。さる程に將門をば、貞盛秀鄕が遂に討ち取つて、其首を持たせて上る程に、駿河の國淸見が關にて行き逢うたり。それより前後の大將軍打ち連れて上洛す。貞盛秀鄕に勸賞行はれけり。時に忠文、滋藤にも勸賞あるべきかと、公卿僉議ありしかば、九條の右丞相師輔公(5)、「今度坂東へ討手向うたりといへども、朝敵容易う亡び難かりし所に、此人々勅諚を承つて關の東へ赴きし時、朝敵既に亡びたり。されば忠文、滋藤にも、などか勸賞なかるべき」と申させ給へども、其時の執柄小野宮殿(6)、「疑はしきをばなすことなかれと、禮記(7)の文に候へば」とて、終になさせ給はず。忠文是を口惜しき事に思つて、小野宮殿の御末をば、奴に見なさむ、九條殿の御末は、いつの世までも守護神とならむと誓ひつゝ、終に干死にこそ死にゝけれ(8)。されば九條殿の御末は、めでたう榮えさせ給へども、小野宮殿の御末には、然るべき人もましまさず。今は絶えはて給ひけるにこそ。

新釋　昔、平將軍貞盛と俵藤太秀鄕とが、將門征討のために關東へ下つて行かれたけれども、朝敵は容易に亡びなかつたので、更に又討伐軍を下されたがよからうといふ公卿會議の決議があつて、後に宇治の民部卿と云はれた忠文卿は征東大將軍、淸原の滋藤は軍監といふ職に補せられて下つて行くうちに、駿河の國の淸見ヶ關に宿泊した或る夜のこと、其の

ある。

(2) 淸原滋藤　皇太后宮の亮藤原秀貞の子の藤原滋藤だといふ。

(3) 軍監　副將軍の更に下位にある者。軍目付。

(4) 漁舟の火の影　杜荀鶴が臨江驛に宿して作つた詩。

(5) 右丞相師輔　忠平の子、右丞相とは右大臣である。これは天慶三年には權中納言であつた。右大臣になつたのはずつと後の天曆元年四月二十六日である。

(6) 小野宮殿　貞信公の一男、太政大臣從一位實賴公のこと。淸愼公と諡した。小野宮は第宅の名。しかし、執柄だつたといふのはウソである。當時の攝關は忠平で、實賴は大納言であつた。關白太政大臣となつたのは康保四年の事である。

(7) 禮記　五經の一。

滋藤が、漫々と　てゐる海上を遠く望んで「漁舟ノ火影ハ寒ウシテ波ヲ燒キ、驛路ノ鈴ノ聲ハ夜山ヲ過グ」といふ唐詩を聲高く口吟されたのを、忠文は優雅な事だと感動して、思はず落淚された。其のうちに、將門は貞盛と秀鄉とで到頭討取つて、其の首を從者に持たせて上つて來たので、恰も駿河の國淸見ヶ關でバッタリ行きあつた。それで前任の大將軍と後任の大將軍とが打ちつれだつて上洛した。そして貞盛と秀鄉とには行賞があつた。其の時に、忠文や滋藤にも行賞せらるべきであらうかについて、公卿間で討議があつたので、九條の右大臣師輔公は、「今度關東へ討伐隊が出發したけれども、朝敵が容易に滅びなかつたので、此の人たちが勅旨を拜して關東へ赴いたが、其の時は既に朝敵が滅びたあとだつた。直接討伐をしたのではないが、討伐に關係したといふ點に二つはない。だから忠文や滋藤にも、行賞がなくては濟むまい」と申されたが、當時の關白であられた小野の宮實賴殿が、「罪ノ疑ハシキヲバ罰セズ、功ノ疑ハシキヲバ賞セズと禮記の本文にもありますから」と云つて、到頭行賞の御沙汰がなかつた。忠文は此の事を殘念に思つて「已れッ、小野の宮殿の孫子代々は奴隷同樣に見下げてくれよう、九條殿の御末裔はいつまでも自分が守り神となつて守らう」と誓つて、到頭絕食して死んだ。それで、九條殿の御末孫は、未だに立派に御繁昌であるが、小野の宮殿の御子孫には相當なお方もいらつしやらないで、今では絕えてお了ひになつたのである。

同じき十一日、入道相國の四男頭中將重衡(1)、左近衞の權中將にあがり給ふ。同じき十三日、福原には內裏造り出されて、主上御遷幸(2)ありけり。大嘗會行はるべかりしかども、大嘗會は十月の末、東河(3)に行幸して御禊(4)あり。大內の

(8)干死にこそ死にゝけれ　忠文が干死即ち餓死したといふのはいゝ加減な話らしい。天慶三年來格別昇進はなかつたが、天暦元年六月二十六日に卒去するまで在官した。死後中納言正三位を贈られてゐる。

(1)頭中將重衡　重衡が左近衞權中將になつたのは治承三年の正月十九日で、藏人頭は四

北の野に齋場所⑤を造つて神服⑥神具を調ふ。大極殿の前、龍尾道⑦の壇下に廻立殿⑧を建て御湯を召す。同じき壇のならびに、大嘗宮⑨を造つて、神膳⑩を供ふ。神宴⑪あり、御遊⑫あり、大極殿にて大禮あり、淸暑堂にて御神樂⑬あり、豐樂院⑭にて宴會あり。然るを此福原の新都には、大極殿もなければ、大禮行はるべきやうもなく、淸暑堂もなければ、御神樂奏すべき所もなし。豐樂院もなければ、宴會も行はれず。今年はたゞ新嘗會、五節ばかりであるべきよし、公卿僉議あつて、猶新嘗の祭をば、舊都の神祇官にて遂げられける。五節はこれ淨見原⑮のそのかみ、吉野の宮にして、月白くさえ、嵐はげしかりし夜、御心をすまして琴を彈き給ひしかば、神女天降つて、五度袖をひるがへす、これぞ五節のはじめなる。

【新譯】其の十一日に、入道前太政大臣の四男、藏人頭兼左近衞權中將の重衡が、此の時中將におあがりになつた。同じく十三日には、福原の方で新皇居の建築工事が竣成して、お上はお引遷りになつた。直ぐに大嘗會が行はれる筈であつたが、大嘗會といふと、十月の末頃に、洛東の鴨河に行幸あつて御禊が行はれ、皇居の北郊に齋場所を新造して、神服、神具を其處で調達し、大極殿の南方、龍尾道の壇の下に廻立殿を建てゝ、お上が御湯沐遊ばされ、同じく龍尾壇の同側に大嘗宮を造營して、神膳の親供があり、終つて神宴があり音樂の御遊があり、大極殿で御即位禮があり、淸暑堂で御神樂があり、豐樂院で祭後の饗宴が行はれるのが恒例である。ところが現在の福原の新都には大極殿もなければ、大禮の

年正月二十八日である。

(2)福・原・に・主・上・御・遷・幸・　百錬抄に依ると、福原新造內裏遷幸は十一月十一日である。

(3)東・河・　皇居の東の河、即ち鴨川を指す。仁明天皇以前は葛野川、近江の大津、松崎川、佐比川などで行はれたが、仁明朝以後は專ら鴨川で行はれた。

(4)御・禊・　ミソギである。身體に附着してゐると信ぜられる汚穢を去るが爲に、肉体を洗滌する事。昔は海水、又河中に入つて現實に水浴したものであるが、後世は形式化した。此の時代の禊はどの程度のものであつたか疑問であるが、文書の上では吾妻鏡などにも將軍家御二所瀨に浴びたまふとある。

(5)大・内・の・北・の・野・に・齋・場所・　齋場所は大嘗宮の悠紀主基殿とは全く別である。今日は頗る

行はれやうもなく、清暑堂もなければ、お神樂を奏する場所もなし、又豐樂院もなければ宴會の行はれやうもない。それで今年は只平常の通り、新嘗祭と五節だけにしようさいふことに、公卿會議でおきめになつて、それでもやつぱり新嘗祭は律部の神祇官で遂行せられた。五節といふのは、これは昔天武天皇の御代に、吉野の皇宮で、月光が白く冴えて、風が烈しく吹いた晩に、お心靜にお琴をお彈きになつてゐると、天女がそれに感じて天降つて來て、五回まで袖を飜へして舞つた、これが五節の舞の起原だといふのである。

略式になつて、白酒黑酒の釀造所なども加茂社の一部に假設するに過ぎないが、往時は、悠紀方の齋場、主基方の齋場さ區別して各々宮城の北郊清淨の地を卜定した上、建設し、此處ですべての神饌を調理し、神服其他大嘗祭の諸調度を調製準備し、卯日の祭儀當日に至つて嚴めしい行列を作り、之を大嘗宮に送致したものである。

(6)神服　所謂麁服絹服である、麁服は粗剛な布の服で、阿波忌部之を造進し、絹服は之に對して柔軟な絹の服で、三河から之を造進するのが古代からの例であつた。

(7)龍尾道　元來支那の制に倣つたもので、遠くから見ると龍の尾が垂れてゐるやうに見えるから名づけたのである。日本では大極殿前南北に亘つてゐる敷石道で蒼龍樓の基から距る二丈、大極殿の基から十七丈のところにある。中央には赤への欄干が設けられてゐる。平道より高くなつてゐるから壇ともいふのである。

(8)廻立殿　天皇が大嘗宮に至らせらるゝ前及び悠紀殿の神祭を終つて主基殿に至らせらるゝ前、潔齋の爲に湯沐遊ばされ、齋服を召させられる御殿。

(9)大嘗宮　悠紀主基の兩殿より成つてゐる。周圍を柴垣さし、黑木を柱に用ゐて建てた茅葺の質素な御殿である。

(10)神膳　神に供する膳部の饌である。

(11)神宴　此日は天皇御親ら神饌及び黑白の酒を神前に供せられ、御自身もお相伴遊ばされるのである。

(12)御遊　音樂の演奏。

(13)清暑堂に御神樂　清暑堂は豐樂殿の後房である。大内裏九堂の一。大嘗會の時の御神樂は此處で行はれる。

(14)豐樂院　大嘗會の饗宴其他すべて宮中關係の公式宴會の催される所。大内裏朝堂院の西にある。

(15)淨見原　天武天皇の皇宮のあつた場所。大和國高市郡上居村。

十四、都がへり

今度の都うつりをば、君も臣も斜ならず御歎ありけり。山(1)奈良(2)をはじめて、諸寺諸社にいたるまで、然るべからざる由訴へ申したりければ、さしも横紙を破られし太政の入道殿も、「さらば都がへりあるべし」とて、同じき十一月二日の日、俄に都がへり(3)ありけり。新都は北は山々聳えて高く、南は海近くして下れり。浪の音常に囂しく、鹽風烈しき所なり。されば新院、いつとなく御惱のみ繁かりければ、是に因つて、急ぎ福原を出させおはします。中宮・一院・上皇も御幸なる。攝政殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、我も／＼と供奉せらる。平家には太政の入道を始め奉つて、一門の人々皆上られけり。さしも心憂かりつる新都に、誰か片時も殘るべき。我先に／＼とぞ上られける。去る六月より屋さも少々毀ち下し、かたの如く取り立てられしかども、今又物狂はしう俄に都がへりありければ、何の沙汰にも及ばず、皆打ち捨て／＼のぼられけり。兩院は六波羅池殿へ御幸なる。行幸は五條の内裏(4)とぞ聞えし。各の宿所もなければ、八幡賀茂、嵯峨、太秦、西山、東山のかたほとりについて、或は御堂の廻廊、或は社

(1)山・・比叡山。

(2)奈良・・南都の寺々をいふ。即ち興福寺、東大寺等である。

(3)十一月二日都がへり・・百錬抄には「十一月二十三日、俄ニ新都ヲ立ツテ舊都ニ還幸ス可シト、今日邦綱卿新造ノ第ニ遷御、兩院同ジク御幸」と見えてゐる。

(4)行幸は五條の内裏・・百錬抄に「主上五條ノ皇居ニ入御」とある。

の寶殿などに、然るべき人も立ち宿つてましましける。

新釋 今度の遷都を、君も非常にお歎きになるし、臣下の者も同樣好まなかつた。京都の比叡山、奈良の興福寺東大寺を初めとして方々の寺々宮々までも、宜しくないと云ふ事をお訴へ申されたので、あれ程まで横紙破りの前の太政大臣の入道殿も、「それぢや舊都へお還りになつたがよからう」と云ふので其の年の十一月二日の日に、急に又御還幸になつた。新都は直ぐ北に山脈が高く聳えてゐて、南は海に近く自然傾斜をしてゐるので、始終浪の音がやかましく聞えて、鹽分を含んだ海風が烈しく吹くところである。それで新院はいつからともなく頻繁に御病氣がちの御狀態でいらせられたので、それで急いで福原をお立去りになるのだつた。中宮も、一の院も、上皇も同じく御幸になる。攝政殿を最初にして、太政大臣以下の公卿殿上人は、私も私もと競うてお供せられる。平家の方でも前太政大臣の入道を始として、一門の人々は皆上京された。さうなつては、それ程までにいやだつた新都に誰が暫くも殘る者があらう、皆我先にと上京された。去る六月頃から家屋やなんかを少しづゝ毀つては皆船で積み下ろして、形式通りに建てられたのであつたが、今度は又氣が違つたやうに急に舊都に還ることになつたので、其のまゝ皆捨てつ放しにして上京された。院の御所お二方は、取敢ず六波羅の池殿へ御幸がある。陛下は五條の皇居へ行幸といふ事であつた。臣下たちも銘々おちつく家がないものだから、八幡、賀茂、嵯峨、太秦、西山、東山などの片田舍へいつて、或はお堂の廊下に、或は神社の神殿などに、相當な人までも皆一時の宿を借りておいでになつた。

論評 此の一條は、遷都といふことが、如何に困難事であるかを語るものである。永い間

の安定生活を破つて、全然なじみのない新都に多數人を遷らせるといふ事は、非常な強固な意志の人が待つて始めて出來るのだ。清盛が十分の自覺を持つて遷都を斷行しながら、忽ち反對に會つて、あさがへりしたところに、彼の意志の弱さと、因襲に對する人間の執着の強さとが見える。わるい意味に於ての女性的な、ヒステリックな平安朝末期のムードが、此の一件に、よく現れてゐる。そしてさすがの清盛にも、もう時代を制する力の減衰してゐることが、此の一事で明らかに察せられる。

抑も今度都うつりの本意をいかにといふに、舊都は山、奈良近くして、いさゝかの事にも、日吉の神輿、春日の神木などいひてみだりがはし。新都は山隔たり、江重つて、程もさすが遠ければ、さやうの事も容易かるまじとて、入道相國計らひ申されけるとかや。

新譯　元來今度の遷都の根本趣旨は何處にあるかと云ふに、舊都たる京都市は、比叡山には勿論奈良にも近くて、ちよつとした事にも、イヤ日吉の神輿だ、春日の神木だなどと云つて亂暴を極める。新都たる福原は、更に山が隔たり、河が幾筋もあつて、何と云つても里程も遠い事であるから、容易にさういふ事も出來まいと云ふので、入道前太政大臣の計策でされたのだとか云ふ事である。

研究　コンスタンチン大帝が歴史と傳統の都であるローマを棄てゝ、ボスフオラス海峽のビザンチオンに新都が築かれた事が想察される。清盛のは只南都北嶺に蟠居して、ともすれば帝都に迫り寄つて來る強烈な壓力から逃避する消極的な行動であつて、其の遷都によ

つて政治的氣分を更新して、新宗教の興起を圖らうといふまでの強い決心のなかつた點に於て、コンスタンチンとは趣を異にしてゐるが、彼の遷都計畫が完全に遂行せられたならば、因襲の桑壓から離脱した新しい氣分に甦生し得る點に於て桓武天皇の御遷都御斷行、コンスタンチンのコンスタンチノプル創建と同一の効果を贏ち得たのだ。而も評判程にもない彼の意志の弱さが新時代を生む大努力を續け得なかつた爲に、彼は時代の支配者たる地位を流人頼朝に讓らねばならなかつた。頼朝は前車の覆轍に鑑みて、舊勢力を遠く離れた鎌倉に幕府を置いた。新宗教は斯うして東國から其の勢を擡頭して行つたのである。

同じき二十三日、近江源氏の背き(1)しを攻めむとて、大將軍には、左兵衛督知盛、薩摩守忠度、都合其勢三萬餘騎、近江の國へ發向す。山本(2)、柏木(3)、錦織(4)などいふあふれ源氏ども攻め落し、それよりやがて、美濃尾張へぞ越えられける。

新釋　其の月二十三日、近江源氏が平家の制令に背いたのを攻めるために、司令官としては左兵衛督知盛、薩摩守忠度が、合計約三萬の兵力を率ゐて、近江の國へ進發した。山本柏木、錦織なんかいふあふれ源氏どもを其の防壘から追出して、それから直ぐに山を越えて、美濃、尾張方面へ進出された。

(1)近江源氏背く　百錬抄には十二月一日の條に「伊賀國住人平家次(號二平田冠者一)追二討近江國謀叛輩一之由言上」とある。そして其翌日に「東國追討使左兵衛督知盛以下發向不レ給二驛鈴節刀一」とある。

(2)山本　前兵衛尉山本義經のこと。刑部丞義光五代の孫で、曾て承元二年十二月三十日、平家のために土佐國に配流され、治承三年に免罪されたものである。

(3)柏木　山本義經の弟、柏木冠者義兼。滋賀縣甲賀郡柏木村にゐた一族。

(4)錦織　木曾川南岸流域の美濃可兒郡錦津村大字錦織にゐた一族。

一五、奈良炎上

都には又南都三井寺同心して、或は宮うけとり參らせ、或は御迎にまゐる條、是以て朝敵なり、然らば奈良をも攻めらるべし(一)、と聞えしかば、大衆大に蜂起す。關白殿より「存知(二)の旨あらば、幾度も奏聞にこそ及ばめ」とて有官の別當(三)忠成(四)を下されたりけるを、大衆起つて、「乘物より取つて引き落せ、髻切れ」とひしめく間、忠成色を失ひて逃げ上る。次に右衞門督親雅(五)を下されたりけれども、「是をも髻切れ」と犇めきければ、取る物も取り敢ず、急ぎ都へ上られけり。其時は、勸學院の雜色二人が髻切られてけり。南都には又大なる毬打(六)の玉を造つて、是こそ入道相國の首と號けて、「打て、踏め」などぞ申しける。言葉の洩れ易きは禍を招く媒なり、言葉の愼まざるは敗を取る道なりといへり。懸けまくも忝く此入道相國は、當今の外祖にておはします。それをかやうに申しける南都の大衆、凡は天魔の所爲とぞ見えし。

通釋　京都では又、奈良の興福寺と、三井寺とが通謀して、或は高倉宮をお引取申したり或はお迎ひに參つたといふのは、これは朝敵の行爲である、だから三井寺同樣、奈良をも

（一）奈良をも攻めらるべし　吾妻鏡によると治承四年十二月十一日重衡を三井寺討伐にやつた時に既に「南都ヲモ同シク滅亡セシムベキ由」が定まつてゐたのである。これは勿論去る五月の以仁王事件がモチーフではあるが其の衆徒動後は頼朝の擧兵に通謀せんとした清盛が恐れた事に存するのである。

（二）存知　所存、思ふ所。

（三）有官の別當　別に本官のある者で、勸學院の別當を兼ねてゐる者。勸學院は藤原氏一門の子弟の爲に立てた學校で、京都三條の北、壬生の西にあつた

お攻めになるさ云ふ情報が奈良の方へ聞こえたので、大衆は大いに奮起した。それで關白殿から、「何か申立てる趣意があるなら幾度でも奏聞してやらう」と云つて、有官の別當の忠成をお遣しになつたのを、大衆が大勢寄り集まつて來て、「乘物から引きずり落せ、髻を切れ」とワイワイ云つたので、忠成は眞蒼になつて逃げ上つた。其次には又、右衞門の督親雅をお遣しになつたけれども、「こいつの髻も切つてやれ」さワイワイ云つて寄つて來たので、大事なものまで置き放しにして、急いで京都へ上られた。其の間には勸學院の雜色が二人、髻を切られた。奈良では又、大きな毬打の玉をこさへて、これが入道前太政大臣の首だと云つて、「打て」「踏め」などさ申した。言葉の漏れ易いのは禍を招く端がある、言葉に愼みがないのは、失敗への道であるさ云ふ金言がある。我々の口の端にかけて申上げるのも恐れ多い事であるが、此の入道前太政大臣は、當代の天皇陛下の外祖父であられる。それを南都の大衆がこんなに申したのは、先づ天魔の所爲だと思はれた。

入道相國、かつ／＼(7)先づ南都の狼藉を鎭めむとて、妹尾太郎兼康を、大和の國の檢非所に補せらる。兼康五百餘騎で馳せ向ふ。「相構へて、衆徒は狼藉を致すとも、汝等は致すべからず。物具なせそ、弓矢な帶せそ」とて、遣されたりけるを、南都の大衆かゝる内議をば知らずして、兼康が餘勢六十餘人搦め捕つて、一々に首を斬つて、猿澤の池の端にぞ懸け並べたりける。入道相國大に怒つて、「さらば南都をも攻めよや」とて、大將軍には頭中將重衡、中宮の亮通盛(8)、都合其勢四萬餘騎、南都へ發向す。南都にも老少嫌はず七千餘人、兜の緒をしめ、奈良坂

別當には辨官の中から之を任ぜられ、興福寺の事も兼掌させた。

(4)忠成　忠成が勸學院の別當であつたこさは、百錬抄にも出てゐる。忠成は文德十三代の孫、右衞門忠遠の子で從五位上左衞門尉であると抄に出てゐる。しかし大衆のために衣裳を剝取られて追出され、院の雜色二人が髻を切られたのは五月二十五日で、以仁王事件當時である。

(5)右衞門の督親雅　正三位參議親隆の三男、正三位宰相となつて承元三年八月十二日に六十五歲で死んだ。公卿補任に依るさ、治承四年に此の人は、右衞門權佐であつた。

(6)毬打　鞠丁とも書く。打毬のことから來たのである。源平盛衰記には、「法師の首を造て、毬打の玉を打つが如く、杖をもてあち

⑨般若寺⑩、二箇所の道を堀り切つて、掻楯かき、逆木引いて待ちかけたり。

新譯　入道前太政大臣は、それやこれやで、先づ奈良の寺々の亂暴を制止しようといふ目的で、妹尾太郎兼康を大和の國の檢非違使に補せられた。で兼康は五百餘騎の警察隊を作れて急いで奈良に向けて馳けつけた。其の時には、「きつと注意して、たとひ衆徒は亂暴をしても、お前等は手向ひをするんでないぞ。武裝もしちやいかんし、又弓や矢を持つて行くんぢやないぞ」と云ひ含めて遣はされたのであつたが、奈良の衆徒軍の方では、そんな内訓があつたことを知らなかつたので、兼康の隊士を六十人餘りも捕へて縛り上げて、一人一人皆首を斬つて猿澤の池の端の木へ懸け並べて曬し首にした。入道前太政大臣はこれを聞いて大層怒つて、「よし、それなら奈良も攻めろ」と云つて、軍司令官には頭の中將の重衡、中宮の亮通盛を任じて、合計四萬餘騎の兵力で、奈良市へ進發させた。奈良でも其の情報に接して、直ぐに戰鬪準備を開始し、老人たると少年たるとに論なく、凡そ男といふ男は皆非常召集をして、七千餘人の者が何れも武裝し、兜の緒を固く締め、奈良坂と般若寺と二箇所の要路に塹壕を掘鑿して、楯をたて列べ、鹿柴を設けて、敵襲を待受けてゐた。



平家四萬餘騎を二手に分けて、奈良坂、般若寺、二箇所の城郭に押し寄せて、

打、こち打、蹴たり踏たり樣々にしけり云々とある。打毬は本朝世紀寬和二年の條に「番長以上各十人。左右近衛左右兵衛官人並二十人爲二一番一。皆著二褐衣一、騎馬立二南階前一、爰右大臣、玉打二出於庭中一之時、皆競打レ之」とある遊戲である。玉は皮の鞠で、杖を以て之を打つのである。

(7)かつかつ：普通には、「先づ先づ」「どうやら斯うやら」の義であるが、此處のは「かたがた」の轉である。

(8)中宮の亮通盛：權中納言教盛の長男。治承三年十月二十一日に中宮亮を兼ねた。

(9)奈良坂：奈良市の北、木津村に通ずるところ。京都から奈良に入る所にある兵要陣地である。

(10)般若寺：奈良市の

閧をどつとぞ作りける。大衆は歩立、打物なり、官軍は馬にて駈け廻し〳〵攻めければ、大衆數を盡して討たれにけり。卯の刻より矢合して、一日戰ひくらし、夜に入りければ、奈良坂、般若寺二箇所の城郭、共に破れぬ。落ち行く衆徒の中に坂の四郎永覺といふ惡僧あり。これは力のつよさ、弓箭、打物取つては、七大寺(1)十五大寺(2)にも勝れたり。萌黄縅の鎧に、黑糸縅の腹卷、二領重ねてぞ着たりける。ほうし兜(3)に五枚兜の緒をしめ、茅の葉の如くに反つたる白柄の大長刀、黑漆の大太刀、左右の手に持つまゝに、同宿十餘人、前後左右に立ちて、手蓋の門(4)より討つて出でたり。是ぞ暫く支へたる。多くの官兵等、馬の足薙がれて多く亡びにけり。されども官軍は大勢にて、入替へ入替へ攻めければ、永覺が防ぐ所の同宿皆討たれにけり。永覺心は猛う思へども、後あばらになりしかば、力及はず、唯一人南をさしてぞ落ち行きける。夜軍になつて、大將軍頭中將重衡般若寺の門の前に打立つて、「闇さは暗し、「火を出せ」さ宣へば、播磨國の住人、福井の庄の下司、次郎太夫友方といふ者、楯を割り松明にして、在家に火をぞかけたりける。頃は十二月廿八日の夜の戌の刻ばかりの事なれば、折節風は烈しく、火元は一つなりけれども、吹き迷ふ風に、多くの伽藍に吹き懸けたり。凡恥をも思ひ、名をも惜む程の者は、奈良坂にて討死し、般若寺にして討たれにけり。行

北部今般若寺町と稱する所にある眞言律宗の寺。治承四年重衡の爲、に焼かれた。南都軍が平軍を防いだのは此の方面の坂であらう。奈良市から加茂に通ずる道の兵要陣地。

（1）七•大•寺•　興福寺・東大寺、大安寺、元興寺、西大寺、藥師寺、法隆寺。

（2）十•五•大•寺•　東寺、西寺、四天王寺、新藥師寺、本元興寺、招提寺、崇福寺、弘福寺の八大寺院に、右の七大寺を加へて十五大寺と稱するのである。

（3）ほ•う•し•兜•　帽子、兜、又或本には法師兜さあるか、どちらにしてもわからない。

（4）手•蓋•の•門•　嵯峨本には手掻の門さある。又盛衰記には手階の門とある。

歩に適へる者は、吉野、十津川の方へぞ落ち行きける。歩みも得ぬ老僧や、尋常なる修學者、兒ども、女童は、若しや助かると、大佛殿の二階の上、山階寺(5)の内へ我先にとぞ逃げ入りける。大佛殿の二階の上には、千餘人登り上り、敵の續くを上せじとて、階を引いてけり。猛火は正しう押しかけたり。をめき叫ぶ聲、焦熱、大焦熱(6)、無間、阿鼻(7)、焰の底の罪人も、是には過ぎじとぞ見えし。



平家は四萬餘騎を二軍に分つて、奈良坂、般若寺二ケ所の防壘の前に進襲して、ワーッと一齊に鬨の聲をあげた。大衆軍の方は全部が歩兵で、武器も打物ばかりである。ところが平軍の方では、弓も矢も揃つてゐるし、何れも馬で駈廻つては攻撃し、駈け廻つては又攻めたから、大衆軍の方では無數の死傷者を出した。午前六時から開戰して、終日戰ひ續け、晩になつてもまだ攻撃を止めなかつたから、奈良坂も般若寺も二ケ所とも陷落した。退却して行く衆徒の中に坂の四郞永覺といふ荒法師がある。この法師は力の強い點に於て、又武術に長じてゐる點に於て、七大寺の中では勿論、十五大寺の中でも優秀なものであつた。萌黄絲で縅した鎧と黑絲縅の腹卷とを二つ重ねて着て、帽子兜の上にかぶつた五枚錣の兜の緖を強く緊め、まるで茅の葉のやうに反つてゐる白柄の大長刀と、黑塗鞘の大太刀とを兩手に持ちながら、十人餘りの同宿僧を前後左右に配置して手蓋門から打つて出た。此の人が暫くの間は勇戰して陣地を維持したので、此の方面に向つた平軍の騎兵の大部隊は、馬の足を切られて、大抵死んで了つた。しかし平軍の方は大勢で、新手を入れかへては攻め、入れかへては攻めしたので、永覺と一緒に防戰してゐる同宿僧は皆戰死した。と

(5)山階寺　興福寺のこと。山城國の山科の陶原に鎌足の夫人鏡女王が造立して山科寺と云つたのが、天武天皇の元年に大和に移し、元明天皇の和銅三年に不比等が又移したのが後の興福寺である。

(6)焦熱、大焦熱　何れも八大地獄の各一つである。罪人の體內又は器物から猛火を發して互に相焦熱する地獄。

(7)無間、阿鼻　此の二つは共に同じ事で、阿鼻といふのは無間の原語である。無間地獄は深さ十六萬由旬と云はれる。浮ぶ瀨のない地獄である。

すがの永覺も、元氣ばかりは衰へないが、後にスキが出來たので、力盡きて、唯一人で、南方を目指して退却した。それからは夜戰になつたが、平軍では司令官の頭の中將重衡が般若寺の門前に立つて、闇さは闇しするので、「火を出せ」と命ぜられたので、播磨國の住人で、福井の庄の下役人である次郎太夫友方といふものが、楯を割つて松明にして、其の邊の民家に火をつけた。ちやうど時節は十二月二十八日の晩の午後八時頃の事であるから、折柄風が烈しく吹いたので、火元は一ケ所であつたが、風が色々な方面に縫つたので方々の伽藍へ火がうつつた。大衆軍の方では耻辱といふ事を知つて、名譽を重んずる程の者は、大抵皆奈良坂で戰死し、又般若寺で討たれた。又どうか斯うか歩ける者は吉野、十津川方面へ落ちて行つた。歩くことの出來ない老僧や、普通の學生僧、少年や少女などは若しかしたら助かるかと思つて、大佛殿の二階の上や興福寺の山林の中へ、競うて逃げ込んだ。そして瞬く間に大佛殿の二階の上へは千人餘の者が一ぱい逃げ上つて、敵が追つかけて上らうとするのを上らすまいとして梯子を引上げた。しかしさういふ中にも猛火は其處まで燒け迫つて來たので、大勢が救を叫ぶ聲は、焦熱、大焦熱、無間、阿鼻の地獄の火焰の底に踠き悶えてゐる罪人等の苦痛も、これ以上ではあるまいと見えた。

興福寺は淡海公(1)の御願、藤氏累代の寺なり。東金堂(2)におはします佛法最初の釋迦の像、西金堂(3)におはします自然涌出の觀世音、瑠璃を雙べし四面樓の廊、朱丹を交へし二階の樓、九輪(4)空に輝きし二基の塔(5)、忽に煙となるこそ悲しけれ。東大寺は常在不滅、實報寂光(6)の生身の御佛と思し召し準へて、聖武皇帝

(1)淡海公　藤原不比等のこと。淡海は即ち近江で近江國十二郡の封侯となつたから斯く呼ぶのである。興福寺は和銅三年に此の不比等が造營したものである。

〔2〕東金堂　興福寺の中央に金堂があつて、其東方にあるのが東金堂であるが、釋迦像を本尊とするのは金堂の方で、東金堂の本尊は藥師如來である。

〔3〕西金堂　南圓堂の北にあつたが、今はない。丈六の釋迦像が本尊である。觀世音ではない。

〔4〕九輪　塔の屋蓋の上に立つてゐる相輪のこと。其の最下部にある方形の盤が露盤で、其上に、半球形の覆鉢があり、續いて順次に纓形、請花があり、其中央から高く刹といふ棒が立つてゐる、其刹に九個の輪がある。九輪といふ名はそれから來てゐる。其第九輪の上に水煙があり、其上に又二個の寳珠があつて其全部が相輪である。

〔5〕二基の塔　今奈良公園の入口左手に一基だけ五重の塔があるが

手づから親らみがきたて給ひし金銅⑦十六丈の盧遮那佛、⑧烏瑟⑨高く顯れて、半天の雲に隱れ、白毫⑩新にをがまれさせ給へる滿月の尊容⑪も、御首は燒け落ちて大地にあり、御身は鎔きあひて山の如し。八萬四千の相好⑫は秋の月、早く五重の雲に隱れ、四十一地⑬の瓔珞⑭は夜の星、空しう十惡の風に漂ひ、煙は中天に滿ち〳〵て、焰は虛空にひまもなし。まのあたり見奉る者は更に眼をあてず、幽に傳へ聞く人は肝魂を失へり。法相⑮三論⑯の法文、聖教、すべて一卷も殘らず。我朝は申すに及ばず、天竺、震旦にも、是程の法滅あるべしとも覺えず。優塡大王⑰の紫磨金⑱を磨き、毘首羯磨⑲が赤栴檀⑳を刻みしも、僅に等身の御佛なり。況や是は南閻浮提㉑の中には、唯一無雙の御佛、長く朽損の期あるべしとも思はざりしに、今毒煙の塵に交つて、久しく悲を殘し給へり。梵釋㉒四王龍神㉓八部㉔、冥官冥衆㉕も、驚き騷ぎ給ふらむとぞ見えし。法相擁護の春日大明神㉖、如何なる事をか思しけむ。されば春日野の露も色かはり、三笠山㉗の嵐の音も、恨むる樣にぞ聞えける。焰の中にて燒け死ぬる人數をかぞへたれば、大佛殿の二階の上には一千七百餘人、山階寺には八百餘人、或御堂には五百餘人、或御堂には三百餘人、具に記いたりければ、三千五百餘人なり。戰場にして討たるゝ大衆千餘人、少々は般若寺の門に切りかけさせ、少々は首ども持つて都へ上られけ

り。

新釋 興福寺は淡海公の發願でお建てになつた藤原氏代々の氏寺である。東金堂にいらせられる佛法最初の釋迦像も西金堂においでになる自然涌出の觀世音像も、瑠璃をならべたやうに美しかつた四面の廊下も、朱と丹とを交ぜて塗つてあつた二階の樓も、九輪が空に輝いてゐた二基の塔も、忽ちの間に燒失して煙と化して了つたのは悲しい事であつた。東大寺は常在不滅、實法寂光の生佛に擬して聖武天皇が親しく其の玉手を以てお磨き立てになつた金銅製十六丈の盧遮那佛で、烏瑟は高く顯れて雲の中に隱れ、白毫があらたかに拜まれる滿月相の尊いお姿も、お首は燒け落ちて地上に轉び、お身體は鎔解して山のやうな銅塊を現出してゐる。八萬四千の難有い相好は秋の月のやうに、早くも五重の雲にかくれ、四十一地を現した瓔珞は夜の星のやうに、空しく十惡の風に浮び、煙は中空に充滿して、焔は空一ぱいに燃え立つてゐる。眼の前に其の光景を見るものは、餘りの勿體なさに眼を伏せて了つて再び其の方を見ず、ボンヤリと人の話で傳へ聞いたものは、正氣を失つた。法相宗三論宗の經文も聖典も、一切燒けて了つて何一つ殘らない。日本としては勿論のこと、印度や支那にもこれ程の佛法滅却の事實があらうとは思はれない事である。話に聞いてゐる優塡大王が紫磨金を磨いて作つたといふ佛像、毘須羯磨が赤栴檀を刻んで成つたといふ佛像も、僅に人間の大きさだけのものであるのに、ましてこれは南閻浮提の中では、唯一つしかないといふ佛像であるから、永久に腐朽することもあらうとは思はれなかつたのに、今や毒々しい煙塵の中に交つて、永久不滅の悲みをお殘しになつた。梵天帝釋四天王、八部衆の龍神、冥官、冥衆たちも、此の事を御存じになつたら、嘸や驚

あれは足利時代應永二十二年に出來たもので、元はあれと相對して今一基存在したものである。

（6）實報寂光　實法寂光であらう。寂光は寂光土、即ち寂光淨土であつて、宇宙の眞理の存在する國土である。これに住せられる佛は、三身中の法身であつて、法身は實相の法と一致する佛身だから實法寂光といふのである。

（7）金銅　銅と金との合金である。

（8）盧遮那佛　梵語マカビルシヤナの略である、光明遍照と譯する。密教では之を大日如來の事とする。佛三身中の法身は即ちこれである。

（9）烏瑟　梵語である。佛頂骨とも又肉髻とも譯する。佛頂にあつて恰も髻のやうに肉の隆起してゐる部分。烏瑟高く顯れて云々とは烏

いてお騷ぎになるだらうと思はれた。それにしても法相宗をお守りになる筈の春日大明神は、どんなに思召したらう。氣のせいか、春日野の櫻の色も變り、三笠山の嵐の音も恨めしさうに聞こえた。此の騷ぎで、火焰の中で死んだ人數を數へて見ると、大佛殿の二階の上では千七百人餘、興福寺では八百人餘、或るお堂では五百人餘、他の或るお堂では三百人餘、委しく一々調べて書上げたら三千五百人餘あつた。又戰線で死んだ大衆は千人餘りあつたが、其の中の少數の首は切つて般若寺の門前に晒し首にさせ、少しは又京都へ持つて歸られた。

研究　此の戰亂の結果について百練抄には、「首チ斬ル者二百餘人……東大寺、興福寺堂舍僧坊一字モ殘サズ悉ク以テ燒拂フ、佛法ノ滅亡偏ニ此時ニ在リ」と見えてゐるだけであるが、南都へ修行に赴いてゐて、此の騷動で鄕里相摸の毛利庄へ逃げて歸つた印景といふ者の實見談に依ると、東大寺興福寺巳下の堂塔坊舍悉く燒失して、僅に勅封の倉だけが火災を免れただけだといふ事で、大佛殿が燒けた時には、周章てゝ火の中へ飛込んで死んだ者が三人あり、其の他に不慮の燒死を遂げた者が百餘人あつたとの事である。

明くる二十九日、頭中將重衡、南都亡ぼして北京へ歸り入らる。凡は入道相國ばかりこそ憤晴れて喜ばれけれ、中宮・一院・上皇は、「假令惡僧をこそ亡ぼさめ、多くの伽藍を破滅すべきやは」とぞ御歎ありける。日頃は衆徒の首、大路をわたいて獄門の木に懸けらるべしと、公卿僉議ありしかども、東大寺、興福寺の亡びぬるあさましさに、何の沙汰にも及ばず。こゝやかしこの溝や堀にぞ棄て

惡賦沙無見相と云つてある。三十二相の頂上の最上相であるから半天の雲に隱るといふのである。

(10)白毫　佛の兩眉の間にあつて柔く淨く右の方へ旋轉し、光を放つてゐる。三十二相の中の眉間相である。

(11)滿月の尊容　面部輪端正の相で滿月の相であるといふ。

(12)八萬四千の相好　佛體の妙相の算へ盡せないのを八萬四千と假につたのである。

(13)四十一地　菩薩修行の階段に四十一あるといふこと。

(14)瓔珞　佛體の裝飾として珠を糸で貫いたもので、頭にかけるのが環、御體にさしかけて垂れるのが瓔珞である。

(15)法相　解深密經の一切法相品によつて立てた宗旨で、興福寺、

置きける。聖武皇帝の宸筆の御記文にも「わが寺興福せば天下も興福すべし。わが寺衰微せば天下も衰微すべし」とぞあそばされたる。されば天下の衰微せむこと疑なしとぞ見えたりける。あさましかりつる年も暮れて、治承も五年になりにけり。

新釋 翌二十九日に、頭の中將重衡は、奈良の寺々を亡ぼして京都へ凱旋された。大體に於て入道前太政大臣だけは、欝憤が晴れて喜ばれたけれども、中宮や、一の院、上皇の御方々は「よし惡僧を亡ぼす必要はあるにして、澤山の寺々を滅ぼすといふことがあるものか」とお歎きになつた。今までは衆徒の首が來たら、都大路を見せあるいて、獄舍の門前の木に懸けるがよからうといふことに、公卿會議では決議されてゐたが、東大寺や興福寺までが滅却したといふ意外の椿事を聞いて、其のまゝ何の指令もされなかつたから、あつちやこつちの溝や堀の中へ放棄して置いた。昔聖武天皇がお書きになつた宸筆の御誓文にも、「我が寺が興福するならば天下も興福するであらう、我が寺が衰微するならば、天下も衰微するであらう」と遊ばされたといふから、此の樣子では天下の衰微することは確實だと思はれた。呆れ果てたイヤな年も暮れて、治承も五年になつた。

法隆寺、藥師寺は皆其の宗である。

(16)三論　龍樹の中觀論、十二門論、提婆の百論の三ヶの論によつて立てた宗旨で、絕對空を以て宇宙の眞理と觀ずる。大安寺が我國では其本山であつた。

(17)優塡大王　始めて金を以て佛像を鑄させた人。

(18)紫磨金　純金の紫色を帶びたものだといふ。

(19)毘須羯磨　印度の佛師の祖神。

(20)赤栴檀　赤栴檀は香木である。

(21)南閻浮提　印度人が理想に描いた南方の國で、其の國の閻浮樹林中には清冽な川があり、其底には閻浮樹から落ちた露が凝固した極上の黃金があるといふ傳說があるところ。支那では譯して勝金州といふ。

(22)梵釋　梵天と帝釋。梵天は三界の最初の層にある天で、其處の王が卽ち梵天王である。婆羅門教の最高の理想神で

宇宙の本體其のものである。佛教では、一劫中の將來に其の死を認めてゐる。帝釋天は須彌山の最高峯忉利天の中央にゐて、佛教信者を守護し、阿修羅軍を征討する天である。

(23)四・王・　四天王即ち持國天、廣目天、增長天、多聞天の事である。須彌山の中腹に、四ケの城壘を構築して、各其一に據り、帝釋天と力を協せて佛教信者を守る天である。

(24)龍・神・八・部・　八部衆所屬の天龍である。

(25)冥・官・冥・衆・　冥官は冥界の判官で、死者前生の善惡邪道を判決するもの。冥衆は其の部下の執行官。

(26)法・相・擁・護・の・春・日・大・明・神・　法相宗の本山興福寺は藤原氏の氏寺であり、春日大明神は其の藤原氏を守護する氏神だつたからである。

(27)三・笠・山・　春日野にある山。

六の巻

一、新院崩御

治承五年正月一日の日、内裏には東國の兵革、南都の火災によつて、朝拜(1)を停められて、主上出御もなし。物の音も吹き鳴さず、舞樂も奏せず、吉野の國栖(2)も參らず、藤氏の公卿一人も參ぜられず。是は氏寺燒失に依つてなり。二日の日、殿上の淵醉(3)もなく、男女打ちひそめて、禁中忌々しうぞ見えし。並に佛法王法、共に盡きぬることぞあさましき。法皇仰なりけるは「四代の帝王(4)、思へば子なり、孫なり。いかなれば萬機の政務を停められて、空しう年月を送るらむ」とぞ、御歎ありける。同じき五日の日、南都の僧綱等闕官せられて、公請(5)を停止し、所職(6)を沒收せらる。されば式のやうにても、御齋會(7)はあるべきものをと、僧名の沙汰ありしに、南都の僧綱等は皆闕官せられぬ、北京の僧綱を以て行はるべきかと、公卿僉議ありしかども、さればとて、今更南都をも捨てはてさせ給ふべきならねば、三論宗の學匠成法已講(8)が、忍びつゝ、勸修寺(9)に隱れ居

(1)朝拜　朝賀又拜賀ともいふ。元旦の午前六時に、陛下大極殿に出御あつて、高御座に登らせられ、太鼓の音と共に參入列立する群臣に謁を賜ひ、一同の再拜を受け奉賀奏瑞を聞し召さるる御儀式である。

(2)吉野の國栖　大和國吉野郡國栖村にゐた先住民族。毎年元日の節會には三獻の儀あつて一獻の時此國栖が歌笛を奏するのが例だ。應神帝の御代から初まつた。國栖十二人、笛吹き五人、合せて十七人が參るのである。

(3)殿上の淵醉　淵は

深いことで、殿中で酒宴を賜はつて深く醉ふことである。
(4)四代の帝王　二條、高倉の二帝は御子で、六條、安德の二帝は御孫である。
(5)公請　公家即ち朝廷からの招請。
(6)所職　所領。
(7)御齋會　御齋會とは正月八日より十四日まで大極殿で、國家の安寧を祈る爲、國家護持の最勝王經を講ぜらるゝこと。
(8)成法已講　已講とは既に御齋會の講師となつた經歷のある者のこと　成法は講師の名であるが、これは藤原惟方の子成實の誤である。百錬抄には明らかに「成實(三論)ヲ以テ重ネテ講師ヲ勤メシム」とある。
(9)勸修寺　京都府宇治郡醍醐村大字勸修寺にある。眞言宗の大本

たりけるを召し出でゝ、御齋會式の如く遂げ行はる。


治承五年の正月一日、宮中では東國の兵亂、南都の火災のために、小朝拜をお取止になつて、陛下は節會にも出御がなかつた。隨つて笛も吹かず、舞樂の奏もなく、吉野の國栖も參上せず、實に淋しい元日であつた。又藤原氏一族の公卿は一人も參内されなかつたが、これは氏寺たる興福寺が燒失したからであつた。二日の日の殿上の淵醉もないので、男も女もヒッソリとして、宮中は何となく忌々しく見えた。佛法も王法も共に盡きたのは實に呆れ果てた情ない事であつた。法皇が此の時仰せになつたには、「此の近年の四代の天皇は、考へて見ると皆、朕の子か孫かであるが、何だつて萬機の政務を停められて空しく月日を送ることだらう」とお歎きになつた。其の五日の日に、奈良の東大寺興福寺の門徒僧綱以下の者は皆解職せられて、勅請を取消され、所領を沒收せられた。しかし、形式だけでも御齋會は行はれねばなるまいと云ふので、朝廷では其の講師の顔ぶれについて色々議論があつたが、奈良兩寺の僧綱たちは皆解職せられた、何なら延暦寺の僧に講師をやらせて擧行しようかといふことに、公卿會議では決議された。が、併し、それかと云つて今更奈良の方をお捨てに成ることも出來ないから、三論宗の學者僧で、曾て講師に成つた經歷のある成實が、人目を忍んで勸修寺に隱れてゐたのをお呼出しになつて、例式通りに御齋會を遂行された。

衆徒は皆、老いたるも、若きも、或は射殺され、或は斬り殺されて、煙の中を出でず。焰に咽びて亡びにしかば、僅に殘る輩は山林に交つて、跡を止むる者一

山。醍醐天皇の御母胤子の御願寺である。本尊は千手觀音で、境内庭園に風神、水神の祠がある。

(10)花林院。興福寺の域外にあつた寺。

(11)永圓。大藏大輔藤原永相の子。

(1)上皇。高倉上皇。

人もなし。中にも興福寺の別當花林院(10)の僧正永圓(11)は、佛像、經卷の煙と立ち昇らせ給ふを見參らせて、あなあさましとて、胸打ち騒がれけるより病つきて、遂に亡せ給ひぬ。此永圓は、優にやさしき人にておはしけり。ある時、子規の鳴くを聞いて、

聞くたびにめづらしければ子規いつも初音のこゝちこそすれ

といふ歌を詠みてこそ、初音の僧正とはいはれ給ひけれ。

【新釋】興福東大兩寺の衆徒は皆、老僧も若僧も、或る者は射殺され、或る者は斬殺されて、烟の中を出ずに其のまゝ火焔に咽せて死んだから、僅に生殘つてゐる連中は、山林に隱れて了つて、寺内に殘留してゐる者は一人もない。其の中でも興福寺の別當である花林院の僧正永圓は、佛像やお經が、目前に煙となつてお立ちのぼりになるのを拜して、あゝ心外な事だと思つて胸を痛められて以來病氣になつて、到頭お亡くなりに成つた。此の永圓は優雅な趣味を持つた心のやさしいお方でいらつした。或る時、杜鵑の啼いて通る聲を聽いて

聞くたびに珍しければほとゝぎすいつも初音のこゝちこそすれ

といふ歌を詠じて、初音の僧正とお呼ばれになつた。

上皇(1)は、一昨年法皇の鳥羽殿に押し込められてわたらせ給ひし御事、去年高倉宮の討たれさせ給ひし御有樣、さしも容易からぬ天下の大事都うつり、など申

すことに、御惱(2)つかせ給ひて、御煩はしう聞えさせ給ひしが、今又東大寺興福寺の亡びぬる由聞し召して、御惱いとゞ重らせおはします。法皇斜ならず御歎ありし程に、同じき十四日、六波羅池殿にて、新院遂に崩御なりぬ。御宇十二年、德政千萬たん、詩書、仁義の廢れぬる道をおこし、理世安樂(3)の絕えたる跡を繼ぎ給ふ。三明(4)六通(5)の羅漢(6)も免れ給はず、幻術變化の權者(7)も遁れぬ道なれば、有爲無常(8)の習ひこはいひながら、道理過ぎてぞ覺えける。軈て其夜、東山の麓淸閑寺(9)へ移し奉り、夕の烟にたぐへつゝ、春の霞とのぼらせ給ひぬ。澄憲法印、葬送に參り會はむとて、急ぎ山より下られけるが、はや道にて、烟と立ち上らせ給ふを見參らせて、泣く〳〵かくぞ詠じ給ひける。

　常に見し君がみゆきを今日とへばかへらぬたびと聞くぞ悲しき

又ある女房の、帝かくれさせ給ひぬと承つて、泣く〳〵思ひつゞけゝり。

　雲の上ゆくすゑ遠く見し月のひかり消えぬときくぞわびしき

御年二十一、內には十戒をたもちて慈悲を先とし、外には五常(10)を亂らせ給はず、禮義を正しうせさせおはします。末代の賢王にておはしければ、世の惜み奉ること、月日の光を失へるが如し。かやうに人の願ひも叶はず、民の果報もつたなき、たゞ人間の境こそ悲しけれ。

---

(2)上皇御惱　高倉天皇の御病氣は前年の七月頃からの事である。百錬抄の七月廿九日の條に「新院御不豫、已二月ヲ累ヌ、天下ノ政務、一向聞食スカラザルノ由仰セ下サル」とある。

(3)理世安樂　世の中を理めて、生活が安定し、生存を樂ませること。

(4)三明　過去の因緣を明らかにし、行業を明らかにし、未來相を明らかにすることが三明である。

(5)六通　天耳通、知他心通、身如意通に右の三明を加へたもの。

(6)羅漢　正しくは阿羅漢、即ち比丘のこと。小乘佛教修行者の解脫狀態に於て最終の位階を阿羅漢位と稱し、其位地に達した人を阿羅漢又は略して單に羅漢と稱するのである。

（7）權者・　權（かり）に人間の姿に生れ出でられた佛・神の事。

（8）有爲・無常・　有爲とは現實世界の諸現象をいふ。これ等のものは因果關係が合して作爲されてゐるものであるから、其の作爲の原因が去れば相離れて又別異の現象に變化し、若くは一時滅して空となる、即ち常住といふことがない。これが有爲無常の理である。

（9）清閑寺・　京都市の東山、清水寺の南方滑谷の北にある。天台宗から眞言宗に轉じた寺で千手觀音を本尊とする。歌の中山清閑寺と云はれて桓武帝時代の古刹であるが、見るかげもなく荒廢した。今域内に六條高倉二帝の陵と小督局の塔がある。

（10）五常・　仁義禮智信をいふ、支那の倫理學では之を人間行爲の軌範として常に守るべき


通釋　上皇は一昨年（治承三年）法皇が長い間鳥羽御殿に幽屏されておいでになつた御事や去年高倉の宮がお討たれになつた時の御狀態、何にしても容易ならぬ天下の大事である遷都などといふ事が續いたゝめに、御病氣が起つて、長らくお煩ひ遊ばしてゐると申す事であつたが、今度は又東大寺と興福寺が燒失したといふ事をお聞きになつて、御病氣が一層御重篤にお成り遊ばされた。法皇は非常にそれをお歎きに成つてゐるうちに、其の月の十四日、六波羅の池殿で、新院は到頭崩御になつた。御治世十二ヶ年の間に、御仁政は數々あつた中にも、詩書、仁義の道の荒廢してゐたのをお起しになり、社會生活の安定が久しく失はれてゐたのを御恢復遊ばされた。死の運命ばかりは、幾ら三明六通を得てゐる阿羅漢でもお免れになることができず、神變不思議の術を心得ておいでになる權化のお方でも避けられない事であるから、有爲である以上常住の事實が無いのは宇宙の法則であるとはいへ、當然の道理も、斯う生帳面過ぎては情ない感じがする。直ぐと其の晩に、御遺骸は東山の麓にある清閑寺へお遷し申上げて、作法通りにしたから、夕暮の炊煙と一緒になつて、立騰つて春の霞とお成り遊ばされた。澄憲法印は、お葬式に參會しようと思つて、急いで比叡山から下りておいでに成つたが、其の途中で早もう煙となつてお立ち昇りになつたのをお見上げ申して、涙ながら斯ういふ歌を詠ぜられた。

　常に見し君がみゆきを今日とへばかへらぬ旅と聞くぞかなしき

又、或る女房が、陛下は崩御になつたと承つて涙ながらに思ひ續けて詠んだ歌に

　雲の上ゆくすゑ遠く見し月の光消えぬと聞くぞわびしき

といふのがあつた。陛下はまだお廿一であつたが、内典の上では佛の十戒を守つて慈悲を

ものだとする。

第一と遊ばされたし、外典の上では假初にも五常をお亂りにならないで、禮儀をお正しになつた。斯ういふ末世には珍しい賢明の皇帝でいらせられたから、世間の者がお惜しがり申す事と云つたら、まるで月日の光を一時に失つたやうである。斯ういふ風に人間さしての願望も其の思ひ通りにはならず、國民さしての果報も拙い此の人生さいふものは、思へば悲しいものである。

二、紅葉

高倉の院御在位の御時、人の從ひつき奉ることは、恐らくは延喜・天暦の帝(1)と申すとも、是にはいかで勝らせ給ふべきとぞ、人申しける。大方賢王の名をあげ、仁德の行を施させおはしますことも、君御成人の後、清濁を分たせ給ひての上の御事でこそあるに、むげにこの君はいまだ幼主の御時より、性を柔和に受けさせおはします。

新釋 高倉の院は、御在位中から、臣民が御心服申上げた點に於て、恐らく延喜、天暦の聖帝と申しても、どうしてこれ以上ではいらつしやるまいと人が申した程であつた。大抵賢王の名をお取りになり、御仁政をお布きになるのは、既に御成年にお達しになつて、是非善惡の御分別がおつきになつてからの御事であるのに、此の陛下はまだ極の御幼少の間から、天性お物和らかであらせられた。

去る承安(1)の頃ほひは、御年十歳ばかりにやならせおはしましけむ。餘に紅葉を愛せさせ給ひて、北の陣(2)に小山を築かせ、櫨、楓の誠に色うつくしうもみぢたるを植ゑさせ、紅葉の山と名づけて、終日に叡覽あるに、猶飽き足らせ給はず。然るを或夜野分(3)はしたなう吹いて、紅葉皆吹きちらし、落葉すこぶる狼籍たり。

(1)延喜・天暦の帝　醍醐・村上の二帝

(1)承安　一八三一年乃至一八三四年であるから、高倉天皇御年十一から御十四までの間である。

(2)北の陣　後に説明する縫殿の陣のこと。

殿守の伴の造(4)朝ぎよめすとて　是を悉く掃き捨てゝけり。殘れる枝、散れる木の葉をば掻きあつめて、風すさまじかりける朝なれば、縫殿陣(5)にて酒を暖めてたべける薪木にこそしてけれ。奉行の藏人、行幸より先にと、急ぎ行いて見るに跡かたもなし。如何にと問へば、しかじかと答ふ。あなあさまし、さしも君の執し思し召されつる紅葉を、かやうにしつることよ、しらず、汝等禁獄流罪にも及び、我身もいかなる逆鱗にか預らむずらむと、思はじ事なう案じ續けて居たりける所に、主上いとゞしく、夜のおとゞを出させもあへず、かしこへ行幸なつて、紅葉を叡覽あるに、なかりければ、いかにと御尋ありけり。藏人何と奏すべき旨もなし。ありのまゝに奏聞す。天機(6)殊に御心よげに打ち笑ませ給ひて、「林間に酒を暖めて紅葉を燒く(7)、といふ詩の心をば、さればそれらには誰が教へけるぞや。やさしうも仕つたるものかな」とて、却つて叡感にあづかつし上は、敢て勅勘なかりけり。



去る承安の頃は、ちやうどお年が十ぐらゐでいらつしたらうか、ひどく紅葉がお好きで、北の陣のところに小山をお拵へさせになつて、櫨や楓の如何にも美しい色に紅葉したのを植ゑさせて、其の山を紅葉山と命名して、終日御覽になつてゐても、まだお飽きにならない程であつた。ところが或る晩の事、不都合にも暴風が吹いて、折角の紅葉を皆吹き

皇居の北方に當する陣だからである。

(3)野分。秋季の暴風をいふ。其の通過する所、野の草木を左右に吹分けてゆく意の稱。

(4)殿守の伴の造　原の公忠朝臣の歌に「殿守の伴の造心あらば此の春ばかり朝ぎよめすな」とあるのから採つて書いたのである。殿守の伴の造さは主殿寮の殿部のことである。主殿寮は宮内省の被官で、殿庭の酒掃燈燭、松柴炭燎等の事を掌る官廳、殿部は定員四十人で、主殿寮の官吏中最下位に屬する。

(5)縫殿陣　一名北の陣、縫殿寮の附近にあるから斯く言ふのである。皇居内廓の北門たる朔平門の附近にある。

(6)天機　天皇の御機嫌。

散らしたので、お庭には落葉が落ち重なつて、頗る亂雜を極めた。それで其の翌朝、主殿寮の殿部がお庭掃除に來て、すつかりそれを皆綺麗に掃捨てゝ了つた。そしてあとに殘つた折枝や、落散つた木の葉まで掻寄せて、風がひどく吹いて寒い朝の事だつたから、縫殿の陣で酒の燗をして飲むための薪にしてのけた。當番の藏人が、行幸になる以前にと思つて、急いで下見に行つて見ると、御寵愛の紅葉は痕跡もなくなつてゐる。驚いて、どうしたのかと聞くと、これこれですと答へた。藏人は聞いて「あゝ情ない、あんなに陛下が御執心の紅葉を、そんな事してしまつて、困るぢやないか。きつとお前等は牢へ入れられるか流し者にされるだらうし、俺だつてもどんなにお叱りを受けるか分らない」と、其の事ばかり心配し續けてゐると、只さへお早起の陛下が、其の日は一層お早くお起きになつて、御寢室をお離れになるや否や、直ぐ其處へ行幸になつて紅葉を御覽になると、すつかり無くなつてゐるので、どうしたのかとお尋ねになつた。藏人は外に何と申上げやうもないから、ありの儘に申上げた。すると陛下は特別に御機嫌よさゝうにお笑ひになつて、「して見ると、林間に酒を暖めて紅葉を燒くといふ詩の趣を、誰が其れ等の者に教へたのだらう、優雅な事をしたものだね」と仰やつて却つて御感賞遊ばしたので、其の上は特に御處罰の沙汰もなかつた。

また安元(1)の頃ほひ、御方違(2)の行幸のありしに、さらでだに鷄人曉を唱ふ聲、明王の眠を驚かす程にもなりしかば、いつも御寢覺勝にて、つや／＼御寢もならざりけり。況や冴ゆる霜夜の烈しきには、延喜の聖代、國土の民共がいかに寒か

(7)林間に酒を暖めて、「林間ニ酒ヲ暖メテ、紅葉ヲ燒ク、石上ニ詩ヲ題シテ綠苔ヲ拂フ」白樂天の詩の一句である、

(1)安元、一八三五—一八三六年、安德帝の御十五、六、御十六藏の時の事である。

(2)御方違、平安朝に猖獗を極めた陰陽道が

ら来た思想で、此の迷信が、少からず平安朝時代の人生を窮屈にした。御方違といふのは、天一神を避けて、其の方面に當つた家の者は、或る期間他に宿泊した。それを方違といつた。

（3）延喜の聖代…御衣を脱がせ給ふ。醍醐天皇の御仁德の有名な事實を指す。

（4）深更。昔は一夜を五分して、午後八時を初更、十時を二更、午前零時を三更、二時を四更、四時を五更といつた。深更とは普通に零時以後をいふ。

（5）上臥。禁中に宿直してゐること。

（6）長持。衣類を入れる長方形の容器。今の長持のやうに大きなものではない。

（7）堯の代の民は云々。劉向説苑に「禹曰ク、堯舜ノ人、皆堯舜ノ心ヲ以テ心ト爲ス、今寡

るらむとて、夜の御殿にして御衣を脱がせ給(3)ひける事などまでも思し召し出で、わが帝德の至らぬ事をぞ御なげきありける。やゝ深更(4)に及んで、程遠く人の叫ぶ聲しけり。供奉の人々は聞きもつけられず。主上は聞し召して、「唯今叫ぶは何者ぞ、あれ見て參れ」と仰せければ、上臥(5)したる殿上人、上日の者に仰せて尋ぬれば、或辻に怪しの女童の長持(6)の蓋さげたるが泣くにてぞありける。いかにと問へば、「主の女房の院の御所に侍はせ給ふが、此程漸うにして仕立てられつる衣を持つて參る程に、唯今男の二三人參で來て、奪ひ取つてまかりぬるぞや。今は御裝束があればこそ、御所にも侍はせ給はめ、又はかぐ〳〵しう立ち宿らせ給ふべき親しき御方もましまさず。是を思ひ續くるに泣くなり」とぞいひける。さて彼の女童を具して參り、此由奏聞したりければ、主上聞しめして、「あなむざん、何者のしわざにてかあるらむ」とて、龍顏より御涙を流させ給ふぞかたじけなき。「堯(7)の代の民は、堯の心のすなほなるを以て心とする故に、皆素直なり。今の世の民は、朕が心を以て心とする故に、かたまし(8)き者朝にあつて罪を犯す。是朕が恥にあらずや」とぞ仰せける。「さるにても、取られつらむ衣は何色ぞ」と仰せければ、しかぐ〳〵の色と奏す。建禮門院、其時はいまだ中宮にて渡らせ給ふ時なり。その御方へ、「さやうの色したる御衣や候」と御尋ありければ、先

人ノ君タルヤ、百姓自ヲ其心チ以テ心ト爲ス一とあるのから採つて來た文句である。(S)かたまし　姦曲な。

のより遙に色美しきが參りたるを、件の女童にぞたまはせける。「いまだ夜深し。又さる目にもぞ逢ふ」とて、上日の者をあまたつけて、主の女房の局まで送らせまし〳〵けるぞかたじけなき。さればあやしの賤の男、賤の女にいたるまで、只此君千秋萬歳の寶算をぞ祈り奉る。

【新譯】又、安元時分のこと、御方違のために他所へ行幸になつたところが、そんな所でなくつてさへ、夜番の者が時刻を知らせて廻る聲が御睡眠をお覺まし申す時分になると、大抵いつもお寢覺めがちで、殆ど御熟眠遊ばさず、まして寒さが冴えかへるやうな霜の降る晩には、延喜の聖代に貧しい國民どもがどんなにか寒くて困つてるだらうと思召して、御寢所でお召物をお脱ぎになつた歴史上の事實までお思ひ出しになつて、朕の帝德はまだ足りないとお歎きになつた位だから、少し夜が更けて遠い所で人の泣叫ぶ聲がしたのを、お供の人々はよく寢てゐたのか聞きつけ得なかつたが、お上はお耳敏くお聞きつけになつて、「今遠くでキヤツといふ聲がしたのは何者か、直ぐに見て來い」と御命令になつた。で、宿直の殿上人が、早速當番の瀧口にいひつけて捜がさせて見ると、或る四辻のところに、女中らしい下賤の者が、長持の蓋を手に下げて泣いてゐるのだつた。どうしたのだと聞くと、「御主人の女官が院の御所に御奉公していらつしやるのですが、此の頃やつと仕立て上つたお召物を、そちらへ持つて參る道で、今二三人の男が出て來て、それを取つて行つて了まつたんです。今はお裝束があればこそ、御所にもいらつしやれますが、明日からお召しになるものが無かつたら、外にはこれといつてお泊まりになるやうなお心やす

いシツカリしたお家もおありに成りませんしと、其の事ばかり考へて泣いてゐるのです」と其の女中が云つた。で、其の者をつれて參つて、其の由を奏上するさ、お上はお聽取になつて「まア可哀想に、何者がそんな事をしたのだらう」と仰やつて、お顏から御落涙になつたのは勿體ない事である。そして「堯の治下の人民は堯の醇朴な心を以て自分の心さしたから、皆醇朴である。現代の人民は朕の心を以て其の心さするから、心の曲つた者が治下にゐて罪を犯すのだ。これは朕の恥辱ではないか」さ深くお歎きになつた「それにしても取られた着物はどんな色だ」さお尋ねになると、「これこれの色で御座います」と申上げた。それは建禮門院がまだ中宮でいらつしやる時の事であつたので、そちらへ「さういふ色のお召物がありますか」さ尋ねさせにお遣りになると、前に取られたのよりもズッさ美しい色のが參つたのを、其の女中に下しおかれた「まだ夜が深い、又そんな眼にあふさいけないから」と仰せられて、當番の瀧口を大勢つけて、主人の女房の部屋までお送りつけさせになつたのは難有い御仁心であつた。だから見苦しい下賤者の男女までが皆、只此の陛下のいつまでも御長命でいらせられることをお祈り申した。

三、葵の前

殿上に仕ふる童女

(1)上童　東豎司の女官の名、女孺の中の上位の者だといふ。
(2)咫尺　咫は支那で昔八寸の事を云つた。龍顏に咫尺すとは天皇のお側へ近づくこと。
(3)男を産んでも云々　「女ヲ生ンデモ悲酸スルコト勿レ、男ヲ生ンデモ喜歡スルコト勿レ」大眞外傳にある句。

それに何よりも又哀なりしことには、中宮の御方に候はれける女房の召し使ひける上童(1)、思はざる外、龍顏に咫尺(2)する事ありけり。只世の常、白地にてもなくして、まめやかに御志深かりければ、主の女房も召しつかはず、却りて主の如くにてぞ、いつきもてなしける。當時詠謠にいへる事あり。「男を產むでも(3)喜歡することなかれ、女を生むでも悲酸することなかれ。男はこれ侯にだも封ぜられず、女は妃たりとて后に立つ」といへり。めでたかりける幸ひかな、此人女御、后ともてなされ、國母、仙院とも仰がれむずとて、其名を葵の前と申しければ、內々は葵女御などぞさゝやきあはれける。

新釋　それに、何よりも又可哀想だつた事は中宮の御方に御奉公申してゐる女房が部屋で使つてゐられた上童が、案外にも陛下のお側へお近づき申した事があつた。只世間普通の一寸した御關係ではなくて、眞實に御寵愛が深かつたから、主人の女房も最早用事に追使ふことを止めて、逆さまに其の女を主人のやうに大切に待遇した。昔支那の俗謠に「男ヲ生ンデモ喜歡スルコト勿レ、女ヲ生ンデモ悲酸スルコト勿レ、男ハコレ侯ニダモ封ゼラレズ、女ハ妃タリトテ后ニ立ツ」といふのがあるが、飛んだ仕合せな女もあつたものだ。此の人は今に女御、后にも取立てられ、末には國母とも、女院とも仰がれようと言つて、葵

(1)詠めがち　昔は、物思ひに沈つてボンヤリと外を眺めてゐることに云つた。
(2)供御　天皇の召し上り物。
(3)關白松殿　前にもあつた藤原基房の事。基房が攝政を辭して關白になつたのは承安二年十二月廿七日で、即ち高倉帝御十二の時である。
(4)猶子　「子の猶し」で即ち名義上の子分にすること。

の前といふ名だつたから、蔭では葵の女御などと呼んでコソコソ噂をし合つた。

主上は是を聞し召して、其後は召さゞりけり。是は御志の盡きぬるにはあらず、只世の謗を憚らせ給ふに由つてなり。されば御詠めがち(1)にて、つや／＼供御(2)も聞し召さず、御惱とて、常は夜のおとゞにのみ入らせおはします。其時の關白松殿(3)、此由を承つて、主上御心つきぬることこそおはすなれ、申し慰め參らせむとて、急ぎ御參内あつて、「さやうに叡慮に懸らせましまさむに於ては、何條事か候ふべき、件の女房召され參らすべしと覺え候、品尋ねらるゝに及ばず、基房やがて猶子(4)に仕り候はむ」と、奏せさせ給へば、主上仰なりけるは、「いさとよ、そこに計ひ申すもさることなれども、位をすべつて後は、まゝさる例もあるなり。正しう在位の時、さやうの事は後代の誹なるべし」とて、聞し召しも入れざりければ、關白殿力及ばせ給はず、御涙を抑へて御退出ありけり。

新譯　お上は其の噂をお聞きになつて、其の後は少しも其の女をお近づけにならなかつた。これは御寵愛のお志がなくなつたのではない、只社會の非難をお憚りになるからである。だから御心中にはやつぱりまだ御未練があつて、どうかすると物思に沈んでボンやり外を眺めていらつしやるやうな事が多く、ロクに御飯も召上らないで、御氣分がわるいと仰やつて、始終御寢所にばかり入つておいでになる。當時の關白の松殿が、其の事を承つて、これはお上が煩悶しておいでに成る事があるに違ひない、お慰め申して來よう、と云つて、

急いで参内されて「そんなにお氣にかゝるのでしたら、何のお憚ひになる事が御座いませう、其の婦人をお召しになれば宜しからうと存じます。階級の低い事なんかは問題ぢや御座いません、某房が直ぐに養女に致しませう」と奏上されると、陛下は「いやいや、卿が計らうて申す事も尤もではあるが、退位して後の事なら往々先例があるにしても、現に在位中にそんな事をしては後代の非難の種だらう」と仰やつて御聽許にならなかつたので、關白殿もどうする事もできないで、涙を押さへて退出せられた。

その後、主上、綠の薄樣の匂殊に深かりけるに、古きことなれど、思し召し出でゝ、かうぞあそばされける。

忍ぶれど色にいでにけりわが戀はものやおもふと人のとふまで

冷泉の少將隆房(1)、是を賜り次いで、件の葵の前にたばせたれば、是を取つて懷に入れ、顏打ち赤め、例ならぬ心地出で來りとて、里へかへり、打ち臥す事五六日にして、遂にはかなくなりにけり。君が一日の恩のために(2)は、妾が百年の身を過つとは、かやうの事をや申すべき。昔唐の太宗の、鄭仁基が女を元華殿に入れむとせさせ給ひしを、魏徵、彼の女既に陸氏に約せりと諫め申したりければ、殿に入れらるゝ事を止められたりし、には少しも違はせ給はぬ今の君の御こゝろばせかなとぞ、人申しける。


其の後になつて、お上は綠の薄葉紙の殊に色の濃いのに、古歌ではあるが、ふとお

(1)冷泉の少將隆房 既に前に出た大納言隆季の子の隆房である。六條天皇時代の仁安元年六月六日に、もう右少將になつてゐた。中將になつたのは治安三年十一月十七日であるから其の間の事と見てよい。卽ち此の男は高倉帝の御六歳から御十九歳まで少將だつた事になる。年齡も陛下よりは十三歳だけ上だつた。

(2)君が一日の恩の爲に 「君ガ一日ノ恩ノ爲ニ妾ガ百年ノ身ヲ誤ル」有名な白樂天の詩銀瓶引中の句だ。

思ひ出しになつて、斯うお書きになつた。

忍ぶれど色に出でにけり我が戀はものや思ふと人の問ふまで

右少將冷泉隆房がそれを頂いて、取次いで其の葵の前といふ女に賜はると、それを受取つて懷に入れて、眞赤な顏をして、何だか急に氣持がわるくなりましたからと申して、里へ歸つて床に就いてゐたが、五六日して到頭死んだ。「君が一日ノ恩ノ爲ニ妾が百年ノ身ヲ誤ル」といふのも、こんな事を申すのだらうか。昔支那の唐の太宗が鄭仁基の娘を元華殿に入れようとせられたのを、忠臣の魏徵が聞いて、あの女は最早陸氏と婚約をした仲でございますとお諫め申上げたので、御殿へ入れることを中止せられたのさ、少しもお違ひのない今上陛下のお心づかひだなアさ、世間の人は申した。

（3）**鄭仁基が女**　貞觀政要の第二卷直諫編には「鄭仁基ノ女年十六七、容色當時ニ絶殊セリ」さあり、通鑑綱目には「帝、鄭仁基ノ女ヲ聘シテ元華ト爲ス、冊使將ニ發セントス、魏徵其ノ曾テ嫁ヲ士人陸爽ニ許スヲ聞キ、遂ニ上表シテ諫ム」とある。

四、小督

主上(1)は戀慕の御涙に思召し沈ませ給ひたるを、申し慰め參らせむとて、中宮の御方より、小督の殿と申す女房を參らせらる。そも此女房と申すは、櫻町の中納言重範卿の女、禁中一の美人、双なき琴の上手にてぞまし〳〵ける。冷泉の大納言隆房卿、いまだ少將なりし時、見そめたりし女房なり。初は歌を詠み、文をば盡されけれども、玉づさの數のみ積りて、靡く氣色もなかりしが、さすが情によわる心にや、遂には靡き給ひけり。されども今は君へ召され參らせて、せむ方もなく悲しくて、飽かぬ別の涙にや、袖しほたれてほしあへず。少將、いかにもして小督の殿を今一度見奉ることもやと、其事となく常は參內せられけり。小督の殿のおはしける局の邊、彼方此方へたゝずみありき給ひけれども、小督の殿、我君へ召され參らせぬる上は、少將いかに申すとも詞をもかはすべからずとて、つての情(2)をだにも懸けられず。少將もしやと一首の歌をようで、小督殿のましましける局の、簾の中へぞなげ入れける。

思ひかね心はそらに陸奥の千賀のしほがまちかきかひなし

(1)主上　高倉天皇。

(2)つての情　人づての情。間接に人に託して表現する情緒。

(3)せまほし　せまくほし、爲さまく欲す、爲さんと欲す。
(4)上童　殿上に召使はれて用を便ずる童女。六五五ページ參照。

小督の殿、やがて返事もせまほし(3)うは思はれけれども、君の御爲御後めたしとや思はれけむ、手にだにとつても見給はず。やがて上童(4)にとらせて、坪の内へご投げ出さる。少將、情なう恨めしけれども、さすが人もこそ見れと、空おそろしうて、急ぎ取つて懷に引き入れて出でられけるが、猶立ちかへり、

　玉づさをいまは手にだにとらじとやさこそ心におもひすつとも

今は此世にて逢ひ見むことも難ければ、生きて居てとにかくに人を戀しご思はむより唯死なむ、とのみご願はれける。

新譯　陛下は葵の前戀しさなつかしさに始終涙ぐんでお考へ込みになつてばかりいらつしやるのを、何とかしてお慰め申さうと思召して、中宮の方から小督の殿といふ女房を差出された。元來此の小督といふ女房は、櫻町の中納言重教卿の令孃で、宮中第一の美人の上に、二人とない琴の上手なお方であつた。冷泉大納言隆房卿が、まだ少將だつた時分に、見そめた婦人である。最初は歌を詠んで遣つたり、情を盡した文章を書いてお上げになつたりしたが、徒らに手紙の數が多くなるばかりで、卿の愛に靡き寄る樣子もなかつたのが、何と云つても人の心といふものは情に絆されて弱くなるものか、到頭しまひには其の愛をお受け入れになつた。しかし今度はお上のお側へ召されることになつたので、何と仕やうもない悲しい氣がして、飽きもせぬ中の別を惜む涙のためか、お袖は濡れてションボリさして、乾かしきれない程であつた。少將はどうかして小督の殿にもう一度會ふ機會がない

かと、別にこれといふ用事もないのに、毎日のやうに參内せられた。小督殿のおいでになるお部屋の附近を、あつちへ立つたりこつちへ立つたりして、お窺ひになつてゐたが、小督殿は、自分が一旦お上のお側へ召出された上は、少將が假令何と云つても言葉もかけますまいと、さう決心して、人傳にさへ情らしい事を云つておやりにならない。少將は、若しか返歌でも貰へるかと思つて、一首の歌を詠んで、小督殿のいらつしやるお部屋の御簾の中へ投込まれた。それは斯ういふ歌だつた。

思ひかね心はそらにみちのくの千賀のしほ釜近きかひなし

小督殿はチラリと見て、直ぐに返事をしたいとも思はれたが、そんな事をしてはお上に不安心なお心持をおさせ申す原因だと思はれたものか、手にさへ取て御覽にならず、直ぐ小間使の少女に拾はせて、坪前栽へ捨てさせられた。少將は情ない怨めしい事だとは思つたが、でも、人が拾つて見るかも知れないと、何だか恐ろしい氣がしたので、急いで拾ひ取つて懷へしまひ込んで其處を出られたが、やつぱり又引返して來て

玉づさを今は手にだに取らじとやさこそ心に思ひすつとも

此の上はもう此の世で逢ふことはむつかしいだらうから、生きてゐて何かにつけて懸しさに煩悶しようより、只もう死んで了ひたいとばかり望まれた。

入道相國、此由を傳へきゝ給ひて、「中宮と申すも御女、冷泉の少將もまた婿なり。小督の殿に二人の婿(1)をとられては、世の中よかるまじ。いかにもして小督の殿を召し出いて失はむ」とぞ宣ひける。小督の殿、此由を聞き給ひて、我身の上は左

(1)二人の婿　一人は高倉天皇、一人は冷泉大納言隆房。

にも右にもなりなむ、君の御爲御心苦しと思はれければ、或夜內裡を紛れ出でゝ、行方も知れずぞ失せられける。主上御歎斜ならず、晝は夜の大殿にのみ入らせ給ひて、御涙に沈ませおはしまし、夜は南殿(2)に出御なつて、月の光を御覽じてぞ慰ませましく〳〵ける。入道相國此由を承つて、さては君は小督故に思し召し沈ませ給ひたンなり、さらむに取つてはとて、御介錯の女房達をも參らせられず、參內し給ふ人々も猜まれければ、入道の權威に憚つて、參り通ふ臣下もなし。男女打ちひそめて、禁中いまいましうぞ見えし。

新釋 入道前太政大臣は、其の事を人傳てに聞かれて「中宮と申上げるのも自分の娘なら冷泉の少將も亦婿である。婿を二人まで小督に取られて了つたんぢやア、世間體がよくなからう。どうかして小督を誘ひ出して、殺して了はう」と仰しやつた。小督殿は其の事をお聞きになつて、自分の身はどうなつてもいゝが、若し不慮の事があつたら、自分をお愛し下さる陛下の御爲に心苦しいと思はれたので、或る晩、暗まぎれに御所を忍び出て、何處かへ身を隱してお了ひになつた。お上は非常なお歎きで、晝間は御寢所にお入りになつたきりで、泣沈んでいらつしやるし、夜は却つて南殿へお出ましになつて、月の光を御覽になつてお心を慰めておいでになつた。入道前太政大臣は其の事を承つて、それでは陛下は小督故にお考へ込みになつてるんだ、よし、さういふわけならといふので、お世話を申上げる女房たちもお側へ差出されず、參內される人々をもお憎みになつたから、入道の威光に憚つて、お伺ひに參る臣下もない。男も女も小蔭へ寄つて縮こまつて、宮中全體の

(2)南殿　拾芥抄に、殿舍事、紫宸殿、俗云南殿、九間、四面庇、天曆御記云、紫宸殿、秦川勝宅所云云とある。前は承明門、左右は日華門月華門で、廣く晴ればれしてゐるから、觀月には適してゐる。

氣分が何となく陰慘に見えた。

頃は八月十日餘の事なれば、さしも隈なき空なれども、主上は御涙に曇らせ給ひて、月の光もおぼろにぞ御覽ぜられける。やゝ深更に及んで、「人やある、人やある」と召されけれども、御いらへ申す者もなし。やゝあつて彈正の大弼(1)仲國(2)、其夜しも御宿直に參つて、遙に遠う候ひけるが、仲國と御返辭申す。「汝近う參れ、仰下さるべき旨あり」と仰せければ、何事やらむと思ひ、御前近うぞ參じたる。「汝若し小督が行方や知りたる」と仰せければ、「爭でか知り參らせ候ふべき」と申す。「誠や小督は、嵯峨の邊片折戸とかやしたる内にありと申す者のあるぞとよ。主人が名をば知らずとも、尋ねて參らせてむや」と仰せければ、仲國「主人が名を知り候はでは、いかでか尋ね逢ひ參らせ候ふべき」と申しければ、主上、實にもとて、御涙せきあへさせましまさず。仲國つく〴〵物を案ずるに、まことや小督の殿は琴彈き給ひしぞかし、此月のあかさに、君の御事思ひ出で參らせて、琴彈き給はぬことはよもあらじ、内裏にて琴彈き給ひし時、仲國笛の役に召され參らせしかば、其琴の音は、何處にても聞き知らむずるものを、嵯峨の在家幾程かあらむ、打ち廻りて尋ねむに、などか聞き出さであるべきと思ひ、「さ候はゞ、主人が名は知らずとも、尋ね參らせ候ふべし。假令尋ねあひ參らせて候ふ

(1)**彈正の大弼** 彈正臺の次官で從四位下相當官。彈正臺とは官紀を肅正し、一般不正行爲を彈劾する官廳である。

(2)**仲國** 敦實親王の末裔、源光遠の子。

(3) 上の空　憑據のないこと。架空的なこと。

とも、御書など候はずば、上の空(3)とや思し召され候はむずらむ。御書賜はつて參り候はむ」と申しければ、主上實にもとて、やがて御書遊ばいてぞ下されける、

【通釋】ちやうど八月の十日過時分の事であるから、隅々まで何一つ陰もない程の明るい空であるが、陛下のお眼は御涙で曇つてゐるので、其の明るい月の光も、まるで朧月のやうにお見えになつた。少し夜が更けてから「誰かゐないか」とお呼びになつたが、お返事する者もない。暫くしてから、其の晩宿直に參つて、ずつと遠くに控えてゐた彈正の大弼の仲國といふ者が「仲國が居ります」とお返事申上げた「オイお前、もつと近くへおいで、少し言ひつける事がある」と仰やつたので、何の御用かと思つて御前近く參つた。すると「お前は若しや小督が何處へ行つたか知らないか」と仰やつたので「どうしてそんな事を存じませう」と申上げると「本當かどうかは知らないが、何でも小督は、嵯峨邊の木戸のある家にゐるのを見たと云ふ者があるさうだ。其の家の主人の名前は分らないのだが、お前探して來て呉れるか」との仰せである。仲國は承つて「主人の名が分りませんでは一寸探し當てる事はできませんでせう」と申上げると、陛下は「如何にもな」と仰やつて流れ落ちるお涙をとめきれないでいらつしやる。仲國はぢつと心をおちつけてよくよく考へて見るのに、あゝさうだ、小督殿は琴がお好きでよくお彈きになつた、今夜のやうな月のよい晩には、きつと陛下の事をお思ひ出し申して、琴を彈いておいでになるだらう、此の宮中で琴をお彈きになつた時には、仲國は笛の役でよくお相手にお呼ばれ申したのだから、あの琴の音なら、何處で聞いても直ぐ分るだらう、嵯峨村といふ事が知れてゐれば、何アに村中探してもどれ程の戸數でもあるまい、一々戸別に尋ね廻つたらマサカ聞出されない事

もあるまいと思ひついたので、「それぢやア主人の名は分りませんでも、探して參りませう。しかし假令お尋ね當て申しましても、お手紙か何か御座いませんでは、フワフワした話だと思召されませうから、お手紙を一本頂いて參りませう」と申上げると、陛下は如何にもと思召して、直ぐにお手紙をお認めになつて、お下げになつた。

「寮の御馬(1)に騎りて行け」と仰せければ、仲國、寮の御馬賜はつて、明月に鞭を揚げ、西をさしてぞ歩ませける。小鹿鳴くこの山里と(2)詠じけむ嵯峨のあたりの秋の頃、さこそは哀にも覺えけめ。片折戸したる家を見つけては、此内にもやおはすらむと、控へ〳〵(3)聞きけれども、琴彈く所はなかりけり。御堂なども參り給へることもやと、釋迦堂(4)を始めて、堂々見廻れども、小督の殿に似たる女房だにもなかりけり。空しう歸り參りたらむは、參らざらむより中々惡しかるべし、是より何地へも迷ひ行かばやとは思へども、何處か王地ならぬ(5)、身を隱すべき宿もなし、いかゞせむと案じ煩ふ。まことや法輪(6)は程近ければ、月の光に誘はれて參り給へることもやと、そなたへ向きてぞあくがれける。

通釋 其の儘出かけようとすると、陛下が「オイ、寮の馬に乘つて行け」と仰やつたので、仲國は寮のお馬を拜借して、明月に對して鞭を擧げ、西の方をさして靜に歩ませた。時節はちやうど、昔の歌人が「男鹿なく此の山里のさがなれば悲しかりける」と詠んだ秋の事であるから、さぞ感傷的な心持がしたことであらう。枝折戸のある宿を見つけるとは、若

(1)寮の御馬。禁中にある左馬寮右馬寮の御馬を臨時に拜借することをたまはるといふ。

(2)小鹿なく此の山里。「をじかなく此のやま里のさがなれば悲しかりける秋の夕ぐれ」歌苑抄に出てゐる基俊の歌である。

(3)控へ控へ。第一義にあつては「引留める」第二義では幾分受動的な意味になつて「緩くする」第三義では「滯留してゐる」といふことになる。此處は恐らくどの意味にも通ずるだらう。

(4)釋迦堂。清涼寺と云つて北嵯峨にある。有名な三國傳來の釋迦

像を本尊とする淨土宗の寺である。創建は嵯峨天皇の御代で三代實錄の貞觀代に既に此の寺の記事がある。永延元年に法然が中興の祖師として大法燈を輝かしたので有名となり、室町時代には其の信者の參籠するもの頗る多かつた。

（5）何處か王地ならぬ　日本國內で何處に天皇の統治權の及ばぬところがあらうの意。所謂「普天ノ下、王土ニ非ザル莫シ」といふ文句から來てゐる。

（6）法輪　法輪寺の略稱。京都では多く寺の字を省いて呼ぶ習慣がある。嵯峨の大井河の北西にある。弘法大師の傳燈者道昌の開創した眞言宗の寺で虛空藏菩薩を本尊とする。

しか此の家の中にいらつしやるのではないかさ、馬の足を緩め緩め聞耳を立てゝ見たが、何處にも琴を彈いてゐるところは無かつた。お堂か何處かへ參籠しておいでに成るかも知れないと思つて、釋迦堂を初めとして、お堂といふお堂は片端から探し廻つたが、小督殿に似た女房さへもゐなかつた。無駄足をして歸つて行つたのでは寧ろ御報告に歸らない方がマシな位である、これから何處かへ姿を隱して了はうか知らとも思つたが、何處へ行つたつて、陛下の御領土でない所があらうか、と考へて見ると、身を隱す所もない。あゝどうしたらいゝかなア、と仲國は馬上で思案にくれたが、あゝさうだ、此處から法輪寺は直ぐ近くだから、月の光に誘はれていらつしたかも知れないさ、今度はそつちの方へ馬の首を向け直して、夢を見てるやうな心持でふわふわさ進んで行つた。


この一節は、謠曲に於ても評判の愛誦句である。「小督」は外六十二番の內にあつて、「もしやと思ひ愛かしこに、駒をかけよせて、ひかへひかへきけども琴引人はなかりけり。月にやあくがれ出給ふと、法輪に參れば琴こそ聞え來にけれ。峯の嵐か松風かそれかあらぬか、尋ぬる人のことの音か」と次へうたひ續けられてゐる。

龜山（7）のあたり近く、松の一群ある方に幽に琴ぞ聞えける。峯の嵐か松風か、尋ぬる人の琴の音か、おぼつかなくは思へども、駒を早めて行く程に、片折戸したる內に、琴をぞ彈きすまされたる。控へて是を聞きければ、少しも混ふべうもなく、小督の殿の爪音なり。樂は何ぞと聞きければ、夫を想うて戀ふと讀む「想夫戀」（8）といふ樂なりけり。仲國、さればこそ君の御事思ひ出で參らせて、樂こそ多けれ、

この樂を彈き給ふことのやさしさよと思ひ、腰よりやうでう(9)ぬき出し、些と鳴らいて門をほと〳〵と叩けば、琴をば即て彈き止み給ひぬ。「是は内裏より仲國が御使に參りて候、あけさせ給へ」とて、叩けども叩けども、咎むる者もなかりけり。やゝあつて、内より人の出づる音しけり。嬉しと思ひて待つ所に、錠をはづし、門を細目にあけ、いたいけしたる小女房の、顏ばかりさし出いて「是はさやうに内裏より御使など賜はるべき所でも候はず。若し門違でぞ候ふらむ」といひければ、仲國、返事せば門たてられ錠さゝれなむず、とや思ひけむ、是非なく(10)押し開けてぞ入りにける。


新釋　もう龜山の近くだといふ所まで行くと、一群の松が見える邊で、極かすかに琴の音が聞こえた。峯の嵐の音か、松吹く風か、探してゐる人の琴の音か、たよりないものだとは思つたが、馬の足を早めて行くと、果して枝折戸の門がある家で、靜に琴を彈いてゐた。馬の足を留めて聞きすますと、たしかに小督殿の爪音である。樂曲は何だらうと思つて聞いてゐると、夫を想うて戀ふると訓める想夫戀といふ樂であつた。仲國は、果して陛下の御事をお思ひ出し申して、世間に樂が多くある中でも、此の樂を彈いていらつしやるのだ、何といふ優しい心だらうと思つて、自分の腰にさして居た横笛を拔き出して、少しばかり合奏してから、表の戸をトントンと叩くと、直ぐバッタリと琴の音を止めて了はれた。「宮中から仲國がお使に參りました、一寸此處をあけて下さい」と云つて、幾ら叩いても叩い

(7)龜山・小倉山が東南に尾を引いてゐる形が龜に似てゐるから云つた稱。龜の尾山ともいふ。西南は大井川で向ふに嵐山が見える。

(8)想夫戀・南北朝の齊の國の學者で吏部を守し、國子祭酒を兼ねた王儉が庭の池に蓮を植ゑて愛したのに基く樂で、本當は相府蓮なのを後に白居易が想夫戀ともぢつたのであると云はれる、平調二十八曲の一。

(9)やうでう・即ち横笛の音ワウテキをヤッデウと訛つたのであらう。外に一寸考へやうがない。

(10)是非なく・前に文覺勸進帳の所にも出てゐる語。是も非もなく無理にといふ位の意味である。

ても、聞咎めてあけに來る者もなかつた。暫くしてから、やつと内から人の出て來る足音がした。やれ嬉しやと思つて待つてゐると、錠をはづして、門を細めにあけて、可憐な、まだ子供々々した女中が、顔だけ出して、「あの、こちらはそんな宮中なんかからお使を戴くやうな所ぢやございません、若しかお門違ひぢやございませんか」と云つたので、仲國は、なまなか返事をしたら門を締めて鍵をかけられるかも知れないと思つたものか、委細構はず押しあけて入つた。

(1)御。表敬的二人稱である。父御、母御などの御と同じ意味である。

妻戸の際なる緣にゐて、「何とてかやうの所に御渡り候ふやらむ。君は御(1)故に思し召し沈ませ給ひて、御命も既に危くこそ見えさせまし／＼候へ。かやうに申さば上の空とや思し召され候ふらむ。御文を賜はつて參つて候」とて取出いて奉る。ありつる女房取りつぎて、小督の殿にぞ參らせける。是を開けて見給ふに、實に君の御書にてぞありける。やがて御返事書きて引き結び、女房の裝束一襲添へてぞ出されたる。仲國、「御返事の上は、とかう申すに及び候はねども、別の御使にても候はゞこそ。直の御返事承らでは、いかでか歸り參り候ふべき」と申しければ、小督の殿、實にもとや思はれけむ、自ら返事賜ひけり。「そこにも聞き給ひつらむやうに、入道あまりに恐ろしきことをのみ申すと聞きしがあさましさに、或夜竊に忍びつゝ、内裏をばまぎれ出でゝ、今はかゝる所の住居なれば、琴彈く事もなかりしが、明日より大原の奥へ思ひ立つことの候へば、あるじの女房、

（2）馬部きちじやう。或本には馬部黄仕丁とあり、又馬部吉上と書いた本もある、此吉上が正しいのである。馬部は馬寮の下級官吏たる舍人で、左馬寮にも右馬寮にも各六十人ゐた。宮中に宿直してゐて、近衛府の吉上と同じ役目をした。即ち馬部吉上とは馬部たる吉上の意味である。吉上は近衛兵衛の下級官吏で常任の衛士として宮中を警衛した。

今宵ばかりの名殘ををしみ、今は夜もふけぬ、立ちぎく人もあらじなどすゝなる聞、さぞな昔の名殘もさすがゆかしくて、手馴れし琴をひく程に、易うも聞き出されけりな」とて御涙せきあへ給はねば、仲國もそゞろに袖をぞ絞りける。やゝあつて仲國、涙を抑へて申しけるは、「明日より大原の奥へ思し召し立つ事ぞ候ふは、定めて御様などもやかへさせ給ひ候はむずらむ。然るべうも候はず。さて君をば何とかし参らせ給ふべき。ゆめ〳〵叶ひ候ふまじ、相構へて此女房出し参らすな」とて、供に召し具したる馬部きちじやう（2）など止めおき、其屋を守護させ、我身は寮の御馬に打ち乘つて内裏へ歸り参りたれば、夜はほの〴〵とぞ明けにける。

新釋 両戸の出入口のあいてゐるところの縁側近く進み寄つて「どうしてこんな所に隠れていらつしやるのです。陛下はあなた故にお思ひ沈みになつて、あの御様子ではお命もどうかと思はれます。私がこんな事を申すと、いゝ加減な事を云つてると思召されるか知れませんが、こゝへお手紙を戴いて参りました」と取出して差上げると、さつきの小女中が取次いで小督殿にお渡し申した。此の手紙をあけて御覧になると、如何にも陛下の御直筆であつた。直ぐにお返事を書いて結んで、婦人服を一揃御祝儀に添へて差出された。仲國はそれを受取つて「お返事を戴いたらこれで十分で、何もとやかく申す事は御座いませんが、外のお使なら兎も角、琴のお相手もした仲國が参りましたのですから、お直々にお返

事を承らないでは、どうして歸れませう」と申すと、小督殿も、如何にも尤もだと思はれたものか、御自分で口上のお返事をされた。「あなたもお聞きになつたでせうが、入道があんまりこはい事ばかり申してゐると聞きましたので、驚いて或る晩暗まぎれに御所をソッと忍び出まして、今ではこんなところにゐますので、琴を彈いたりなんかツイぞした事もなかつたんですけど、實は明日から又大原の奥へ引込まうと思ひ立つたもんですから、この家の家内が名殘りを惜しがつて、此處にいらつしやるのももう今夜一晩きりですから、お名殘りにお琴を遊ばしませんか、もう夜も更けましたし、立聞きする人もないでせうと勸められたので、成る程さうだと思ふと、昔の事も思ひ出されて、幾ら氣強く思ひ立つても宮中での事がなつかしくなつて來ましたので、永らく彈き馴れた琴を彈いてるうちに、易々とあなたに聞きつけられて了ひました」と云つて、涙を押さへきれないでゐられるので、仲國も何といふ事なく誘ひ込まれて一緒に泣いた。暫くして仲國が涙を押さへて申したには「明日から大原の奥へ引込まうと御決心になつたといふのは、きつと尼姿におかはりにならうといふんでせう。それは宜しくありません。そんな事をして陛下をどう遊ばさうといふんです。決して……決していけません。オイ君注意してゐて、此の御婦人をお出し申すんぢやないぞ」とさう言ひ置いて供につれて來た馬部吉上などを殘して置いて、其の家を張番させ、自分は又、寮のお馬に乘つて、宮中へ歸つて參つたら、もう夜はホンノリと明けた。

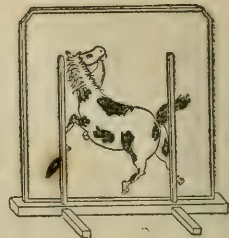
仲國やがて寮の御馬つながせ、女房の裝束をば、はね馬の障子(1)に打ちかけて、今は定めて御寢もなりつらむ、誰してか申すべきと思ひ、南殿をさして參るほ

(1)はれ馬の障子　清涼殿の廊下の北、朝餉の間の前にある馬形の障子のこと。表に巨勢

金岡が書いたといふ馬の跳躍してゐる繪が障子にあるから稱で、障子とあるが實は布張の衝立のことである。

（2）南に翔り北に向ふ云々　後江相公が九條右亟相に代つて呉越王に答ふる書の中にある文句である「南ニ翔リ北ニ嚮フ、寒溫ヲ秋ノ雁ニ付ケ難シ、東ニ出デ西ニ流ル、只瞻望ヲ曉ノ月ニ寄ス」

どに、主上はいまだ夕の御座にぞまし〳〵ける。「南に翔り北に嚮ふ（2）寒溫を秋の雁につけがたし。東に出で西に流る、只瞻望を曉の月によす」と、御心細げに打ち眺めさせ給ふ所に、仲國つと參りつゝ、小督の殿の御返事をこそ參らせけれ。主上斜ならず御感あつて、「さらば汝、やがて夕さり具して參れ」とぞ仰せらる。



新釋　仲國は直ぐに寮のお馬を繫がせて、御祝儀に戴いて來た婦人服を定式通りにはね馬の障子にかけて、もう陛下はきつとおやすみになつたらう、誰に取次いで貰つて自分の歸つた事を申上げたものかなア、と思ひ思ひ紫宸殿の方向を指して參ると、陛下はまだ昨夜のまゝの御座所においでに成つた。「南ニ翔リ北ニ嚮フ、寒溫ヲ秋ノ雁ニ附ケ難シ、東ニ出デ西ニ流ル、タヾ瞻望ヲ曉ノ月ニ寄ス」と微吟して、お心細さうにボンヤリと月を眺めていらつしやる所へ、仲國がツヽと參つて、小督殿のお返事を差上げた。陛下は非常に御感動になつて「それぢやアお前、直ぐ夕方になつたらつれて來て呉れ」と仰やつた。

仲國、入道相國のかへり聞き給はむ所は恐ろしけれども、是亦勅諚なれば、人に車借つて、嵯峨へ行き向ふ。小督の殿參るまじき由宣へども、やう〳〵にこしらへ奉り、車に乘せ奉つて、內裏へ參つたりければ、幽なる所に忍ばせて、

（1）坊門の女院　御名は範子、六角内親王又土川宮とも號し奉つた治承元年の生れで、翌二年六月内親王となられ、同日に賀茂齋院となられた。坊門院といふ院號は建永元年九月其の三十歳の時に賜はつた。

（2）主上かくれさせ給　高倉天皇の崩御は養和元年の正月で、内親王の御歳五歳の時のことである。

夜な／＼召され參らせける程に、姫宮御一所出で來させ給ひけり。坊門の女院（1）とは此宮の御事なり。入道相國、小督が失せたりといふは、跡形もなきそらごとなり、いかにもして失はむと宣ひけるが、何としてかはたばかり出されたりけむ、小督の殿を捕へつゝ、尼になしてぞおつぱなたる。年二十三、出家は本より望なりけれども、心ならず尼になされ、濃き黒染にやつれはて、嵯峨野の奥にぞすまれける。無下にうたてき事どもなり。主上はかやうの事共に、御惱つかせ給ひて、遂に隱れさせ給（2）ひけるとかや。法皇、打ち續き御歎のみぞ繁かりける。

新釋 仲國は、此の事が入道前太政大臣の耳に入つたなら結果が恐ろしいとは思つたが、これも亦勅命であるから、或る知り人に内々で車を借りて嵯峨へお迎に行つた。小督の殿は參るまいと仰やつたが、段々御理解を申上げて、車にお乘せして、宮中へお伴れ申したので、人出入の少ないところへ隱しておいて、毎晩のやうにお召しになつてゐるうちに、姫宮がお一方おできになつた。後に坊門の女院と申上げたのは此の姫宮樣の御ことである。入道前太政大臣は、其の事を聞きつけて、「小督が宮中にゐなくなつたといふのは、虛報なのだ、どうかして殺して了はう」と仰やつたが、どういふ風にしておびき出されたものか、小督の殿を捕へて、尼にして遂に追放された。其時に小督殿は二十三だつた。出家することは豫てからの志望であつたが、其の時は自分の意志でなしに無理やりに尼にされて、色の濃い墨染姿にやつれ果てゝ、嵯峨野の奥に住んでゐられた。御本人にして見れ

ば極めて情ない事である。陛下はこんな事があつたゝめに御煩ひつきになつて、到頭おかくれになつたのだとか申す事である。後白河法皇の御心には、斯ういふ風に打續いて、お歎きばかりが頻繁に重なるのであつた。

去んぬる永萬には、第一の御子二條院崩御(1)なりぬ。安元二年の七月には、御孫六條の院かくれさせ給ひぬ。天に住まば比翼の鳥(2)・地にあらば連理の枝とならむと、天の河の星(3)をさして、さしも御契淺からざりし建春門院(4)、秋の霧に犯されて、朝の露と消えさせ給ひぬ。年月は隔たれども、昨日今日の御事のやうに思し召して、御涙も未盡きせざるに、治承四年の五月には、第二の皇子高倉宮討たれさせ給ひぬ。現世後生頼み思し召されつる新院さへ先立たせ給ひぬれば、とにかくにかこつ方なき御涙のみぞ繁かりける。「悲の至つて悲しきは、(5)老いて後、子に後れたるよりも悲しきはなし。恨の至つてうらめしきは、少うして親に先立つよりも恨めしきはなし」と、彼の朝綱の相公(6)の、子息澄明に後れて書いたりける筆の跡、今こそ思召し知られけれ。彼の一乘妙典(7)の御讀誦も怠らせ給はず、三密行法(8)の御薰修も功積らせおはします。天下諒闇(9)になりしかば、大宮人もおしなべて、花の袂にややつれけむ。

新釋 去る永萬三年には第一皇子であつた二條天皇が崩御になつたし、安元二年の七月に

(1)二條の院崩御　二條天皇の崩御は永萬三年七月、御二十二歳の時である。

(2)天に住まば比翼の鳥　「天ニ在ラバ願ハクハ比翼ノ鳥ト爲ラン地ニ在テハ願ハクハ連理ノ枝ト爲ラン」有名な白樂天の長恨歌の一節である。男女が死後にも相伴うて生活したいとの希望を想像の動植物に托して述べたもので、比翼の鳥とは異身同體の鳥、連理の枝とは相密着して脈理な連結してゐる樹枝のこと、

(3)天の河の星　七夕の夜に所謂七夕の傳說の夫婦星牽牛織女に誓を立てられたといふのである。天の河とは一種

は御孫に當る六條の院がおかくれになつた。又、玄宗皇帝の故事ではないが、天に住むなら、比翼の鳥、地上にゐるなら連理の枝になりたいと、天の河の夫婦星を指してお誓ひになる程までに、御夫婦の契の深かつた建春門院までが、秋の霧に侵されて、朝の露のやうに儚なくおなり遊ばされた。其の時からはもう幾らか年月がたつてゐるが、ツイ昨日か今日のお別れのやうに思召して、まだお涙も止まりきらないのに、治承四年の五月には第二皇子の高倉の宮がお討たれになつたし、此世でも色々力になつて貰はう、後生の問ひ弔ひもよくして貰はうとおたよりにしていらつした新院までがお先へお亡くなりになつたので、あつちを向いてもこつちを向いても御愁歎を仰やるところのない御涙ばかりが頻繁に出るのだつた。「悲ミノ至ッテ悲シキハ、老イテ後、子ニ後レタルヨリモ悲シキハナシ、恨ノ至ッテ恨メシキハ、少ウシテ親ニ先ッヨリモ恨メシキハナシ」と、あの参議大江朝綱が、令息の澄君、先へ死なれて書いた文章の心持を、今になつて初めてお思ひ知りになつた。それで例の法華一乘の有難いお經を毎日お讀み上げになることも日々お怠りになる日はなく、身口意三密の修行の功もよほどお積りになつた。天下が諒闇になつたので、宮中奉仕の人々も、一般に華やかな袂をジミな色にかへた事であらう。

の星雲で、銀河とも稱する。北極星の右手に稍斜に天を横斷して走つてゐる河の如き銀粉状小星群である。そして其の銀河の中流ともいふべき所にあるのが白鳥座、其の左へ少し出て見える支流のはづれに見えるのが琴座即ち織女星、其れと相對して、恰も對岸のやうに成つてゐるところにあるのが鷲座の牽牛星である。天の河の星を指して誓つたといふのも玄宗皇帝の故事によつたものである。

(4)建春門院　例の平滋子のこと。安元二年七月八日に崩ぜられた。

(5)悲の至つて悲しきは云々　後江相公と云はれた大江朝綱が、其子澄明に死別れて悲みのあまり其の四十九日に書いた願文の一節にある句「悲之又悲、莫レ悲二於老後一レ子、恨而更恨、莫レ恨二於少先一レ親」

(6)朝綱の相公　大江朝綱のこと。村上帝に其の第一人者としての文才を賞揚せられた人。音人の孫で、玉淵の子である。宰相即ち参議であつたから相公といふたのであらう。天德元年十二月二十八日、七十二歳で卒した。

(7)一乘妙典　法華一乘の靈妙なる經典。　(8)三密行法　三密即ち身口意の修行。

(9)諒闇　天皇の崩御に會して皇室國民の全部が闇黒な心持にとざされて喪に服してゐる間の事。

五、廻文

入道相國、かやうにいたく情なう當り奉られたりける事を、さすがそら恐ろしうや思はれけむ、法皇慰め參らせむとて、安藝の嚴島の內侍が腹に、姫君の生年十八になり給ふをぞ、法皇へは參らせらる。當家他家の公卿多く供奉して、偏に女御參の如くにぞありける。上皇(1)かくれさせ給ひて僅二七日だに過ぎざるに然るべからずとぞ、人々さゝやきあはれける。

新釋 入道前太政大臣は、こんな風にひどく人情を無視して冷酷にお當り申されたことを何と云つても空恐ろしく思はれたものか、法皇のお心をお慰め申上げようといふので、安藝の嚴島の內侍の腹に生れられた姫君で今年十八にお成りの方を、法皇のお側へ差出された。平家は勿論、他家の公卿たちも大勢お供をして、只もう女御の御入內そつくりの有樣であつた。高倉上皇が崩御になつて、まだ僅二七日さへ過ぎないのに、よくない事だと云つて、人々は小聲で囁き合はれた。

さるほどに其頃、信濃國に、木曾の次郎義仲といふ源氏ありと聞えけり。彼は故帶刀先生義賢(1)の次男なり。然るを父義賢は、去ぬる久壽二年八月十二日、鎌倉の惡源太義平がために誅せられぬ。其時は未二歳なりしを、母抱へて、泣く〳〵

(1)上皇 高倉上皇。

帶刀先生
東宮武官長官

(1)義賢 源爲義の子で義朝には弟である。謀反の聞あつて義朝の

子義平に亡された。義平に叔父を殺してから世に惡源太と稱せられたといふ。

(2)木曾の中三兼遠・・・・・・吾妻鏡には「乳母ノ夫中三權ノ守兼遠」とある。中三とは中原氏の三男。

(3)田村・・・坂上田村麿東夷征伐の大將軍。

(4)利仁・・・延喜中、下野の賊徒を討ち、鎭守府將軍となつた。頗る軍略に長じてゐた。左大臣魚名の孫。

(5)餘五將軍・・・平維茂。鎭守府將軍兼出羽守であつた。鎭守府將軍繁盛の孫である。

(6)致頼・・・これも平氏で、良兼の孫、藤原保昌、源頼信、平維衡と並んで武將の四天王の一人であつた。

(7)保昌・・・藤原保昌。大納言元方の孫で、頗る手腕と膽力とがあり、强盗袴垂保輔を心服せ

信濃へ下り、木曾の中三兼遠(2)が許に行きて、「是如何にもして育て人に成して我に見せよ」といひければ、兼遠かひがひしう請取つて養育す。漸う長大するまゝに、容儀たいはい人にすぐれ、心もならびなく剛なりけり。力の強さ、弓矢。打物取つては、すべて上古の田村(3)、利仁(4)、餘五將軍(5)、致頼(6)、保昌(7)、先祖頼光、義家の朝臣といふとも、是にはいかでか勝るべき、とぞ人申しける。十三で元服したりしにも、まづ八幡へ參り、通夜して、我四代の祖父義家の朝臣は此の御神の御子となつて、名をば八幡太郎義家と號しき、且は其蹤を追ふべしとて、御寶前にて髻取りあげ、木曾次郎義仲とこそつけたりけれ。常は傳中三に具せられて洛へ上り、平家のふるまひ有樣ごもをも能く見窺ひけり。


通釈　さうかうしてゐるうちに、其の時分、信濃の國に木曾の次郎義仲と云ふ源氏がゐると云ふことであつた。その者は亡くなつた帶刀先生義賢の次男である。ところが父の義賢は去る久壽二年八月十二日に、鎌倉の惡源太義平の爲に誅戮された。其の時義仲はまだ二歳であつたのだ、母親が抱いて、涙ながらに信濃へ下つて、木曾にゐる中原兼遠といふ者のところへ行つて、「此の子をどうにでもして養育して、成人させて下さい」と云つたので、兼遠はかひがひしく受取つて養育した。すると此の義仲は段々大きくなるにつれて、姿といひ體格といひ、人一倍立派で、其の氣性も相手に比べる者もない位剛强だつた。力の强いことゝいひ、又武術にかけては、昔の田村麿、利仁、餘五將軍、致頼、保昌、先祖

の賴光、義家の朝臣だといつても皆、此の人にはどうして敵することが出來るものか、さ知つてゐる者は評判した。十三で元服した時にも、先づ石淸水の八幡宮へ參詣して、一晩夜通しでお籠りして、私の四代前の祖父に當る義家朝臣は、此のお社の神樣の御子分になつて、名を八幡太郎義家と名のつた、一つ俺もその例に倣はうといふので、御本殿の前で髮を結上げて、自ら木曾の次郎義仲と名をつけた。常に育ての親の兼遠につれられて京都へ上つて、平家の行動や情勢やなんかもよくよく注視して時機を窺つてゐた。

木曾、ある時傅兼遠を呼うで、「抑兵衞の佐賴朝は、東八箇國を打ち從へて、東海道より攻め上り、平家を追ひ落さむとすなり。義仲も東山北陸兩道を從へて、今一日も先に平家を亡ぼして、譬へば日本國に二人の將軍と仰がれむと思ふはいかに」と宣へば、兼遠大に畏まり喜んで「其料にこそ、君をば此二十餘年まで養育（1）し奉つて候へ。かやうに仰せらるゝこそ八幡殿の御末とも覺えさせましませ」とて、即て謀反を企つ。先づ廻文（2）候ふべしとて、信濃國には、根井小彌太（3）、滋野の行親（4）を語らふに、背くことなし。是を始めて、信濃一國の兵共、皆隨ひつきにけり。上野國には、田子の郡（5）の兵ども、父義賢が好によつて、是も從ひつきにけり。平家の末になりぬるをりを得て、源氏年頃の素懷を遂げむとす。


此の木曾の次郎義仲が、或る時育て親の兼遠を呼んで、「兵衞の佐賴朝は、關東八

しめたといふ傳説で有名な人。

（1）**二十餘年まで養育** 吾妻鏡には「義賢ハ久壽二年八月……討亡サル、時ニ義仲三歳ノ嬰兒ナリ」とある。そして前には「治承、四年九月には「武衞、石橋ニ於テ已ニ合戰ヲ始メラル、ノ由達聞ニ達シ、忽チ相加ツテ素意テ顯サント欲ス」とある。久壽二年（一八一五）から治承四年（一八四〇）までは、

箇國を服從させた上で東海道から攻め上つて、平家を京都から追落さうとしてゐるといふことだ。それで義仲も、東山、北陸兩道の兵を從へて、賴朝より一日でも早く平家を亡ぼして、譬へて云はうなら此の日本の國の二將軍と仰がれようと思ふがどうだ」と仰やると兼遠は大層敬意を表して喜んで、「その爲にこそ、あなた樣を此の二十何年かの間一心にお育て申したのです。さういふ仰があつてこそ、天晴れ八幡太郎殿の御後裔とも思はれます」と云つて、直ぐに擧兵の用意をした。先づ檄文を廻しませうと云つて、信濃の國では根井の小彌太、滋野の行親の二人を說きつけたところが、贊同した。で、之を手始めにして信濃一國の武士は皆義仲の企に從ふた。上野の國では田子の郡の武士たちが、義仲の父の義賢との特別關係で、これも服從した。平家が末路に近づいて來た機會を待ち得て、源氏は今や茲に年來の本望を達せんとするのだつた。

二十五年である。そして義仲の年齢は二十八歳であつた。

(2)廻文。廻狀。諸方の源氏へ見せ廻して、擧兵に同意を求める爲めの書狀。

(3)根井の小彌太。養和元年九月四日の水津の戰に先陣として戰つた根井太郎のこと。

(4)滋野行親。信濃國小縣郡滋野村の名族。海野、禰津、望月等と同族である。

(5)田子の郡。吾妻鏡には、「彼ノ國多胡庄ハ亡父遺跡タルノ間入部セシムト雖モ云々」とある。

六、飛脚到來

木曾といふ所（1）は、信濃に取つても南の端、美濃境なれば、都も無下に程近し。平家の人々、「東國の叛くだにあるに、北國さへこは如何に」とて、大に恐れさわがれけり。入道相國宣ひけるは、「假令信濃一國の者共こそ、木曾に從ひつくといふとも、越後國には餘五將軍（2）の末葉城の太郎資長（3）、同じき四郎資茂、是等兄弟、共に多勢の者なり。仰せ下したらむに、易う討つて參らせてむず」と宣へば、實にもと申す人もあり、いや〳〵唯今御大事に及びなむずと。さゝやく人々もありけるとかや。



木曾といふ所は、信濃の國の中でも南端で信濃國境に接した地方であるから、京都へも至極近くである。平家の人たちは、「關東地方が平家の敵になつたと云ふだけでも大變だのに、北國までが謀叛したなんて、これはまアどうなる事か」と云つて、大變恐れて騷ぎ立てられた。入道前太政大臣が聞いて、「何アに、たとひ信濃全體の者は木曾方についたとしても、越後の國には餘五將軍の末裔である城の太郎資長と、同じく城の四郎資茂がゐる。この兄弟は二人共あの地方では優勢を占めてゐるものだ。命令を下したら、義仲位直ぐに征服して了ふだらう」と仰やると、「成る程さうだ」と云ふ人もあつたが、中に

（1）木曾といふ所　廣く木曾といふと、信濃國の西筑摩郡をも含めて木曾山脈の一部、木曾川流域の大部分をも指す。木曾の棧道、寝覺の床などが木曾に入つてゐるのは之が爲である。しかし義仲の少年時代を送つた木曾は、もつと狹い意味で、安曇郡の木曾切岸といふ所である。「信濃にとつても南の端、美濃境なれば」とあるのは之を云つたものである。

（2）餘五將軍　十五男だから餘五といふ。惟茂のこと。

（3）城太郎資長　平惟茂の末孫だといふ。城の九郎資國の嫡子で、鎭守府將軍平維茂の遠孫である。後に源義仲

討伐の命を受けて從五位下越後守となつた。

(1)尊・勝・陀・羅・尼・　尊勝法ともいふ。佛頂尊勝陀羅尼經中にある一種の呪を唱へて佛頂尊を本尊とし修するマジツクである。眞言でも天台でもやる。此の呪法を修すると、能く一切の業障煩惱を除くことが出來るのだといふ。

(2)不・動・　・王・　これも不動尊を本尊として修する陀羅尼呪である。百錬抄養和元年二月六日の條に「神社佛寺諸家及ビ五畿七道諸國、不動明王像ヲ顯シテ尊勝陀羅尼ヲ寫シ供養スベキノ由宣下セラル」とあるのに依つて書いたものであらう。

(3)河・内・國・石・川・郡・　今の大阪南河内郡の一部で、石川即ち大和川流域を含む地方、

(4)武・藏・權・守・入・道・義・基・

は、「いやいや、今にきつと一大事に成るだらう」と、コソコソ云ふ人もあつたとか云ふ事である。

二月一日の日、除目行はれて、越後國の住人城太郎資長、越後守に任ず。是は木曾追討せらるべき謀とぞ聞えし。同じき七日の日、大臣公卿家々にして、尊勝陀羅尼(1)、並に不動明王(2)書き供養せらる。是は兵亂つゝしみのためとぞ聞えし。同じき九日の日、河内の國の石川郡(3)に居住しける武藏の權守入道義基(4)、子息石川新判官代義兼、是も平家に背き、頼朝に心を通はして、東國へ落ち下るべしなど聞えしかば、平家やがて討手を遣す。大將軍には、源太夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、都合其勢三千餘騎、河内の國へ發向す。城の中には義基法師をはじめとして、僅百騎ばかりには過ぎざりけり。卯の剋より矢合して、一日戰ひくらし、夜に入りければ、義基法師討死す。子息石川の判官代義兼は、痛手負うて生捕にこそせられけれ。同じき十一日、義基法師が首、都へ入つて大路を渡さる。諒闇に賊首を渡さるゝ(5)事、堀河の院崩御の時、前對馬守源の義親が首をわたされし其例とぞ聞えし。

新釋　二月の一日に任官式が行はれて、越後の國の住人城の太郎資長が越後守に任ぜられた。これは木曾を追討させむが爲の方略だと云ふ事であつた。同じ月の七日の日に大臣や

傳記は分らない。

（5）諒闇に賊首を渡さる。　堀河院が嘉承二年七月十九日に崩御あつて、其翌年の正月二十九日には「但馬守正盛が源義親並郎從四人の首を隨身して參洛し、延尉、川原に於て請取る」と百錬抄にある。

公卿の家々では、尊勝陀羅尼呪を書寫して、不動明王を供養せられる。これは兵亂に對する法施の爲だと云ふ事であつた。同じ月の九日の日に、河内の國の石川郡に住んでゐた前任の武藏の權の守入道義基と、其の子の石川の判官代義兼とが、これも平家に對して叛旗を翻し、頼朝に同心して、關東の方へ落ち下つて行かうとしてゐるなどといふ評判があつたので、平家の方では直ぐに討伐隊を派遣した。司令官には源大夫の判官季貞、攝津の判官盛澄の兩人が命ぜられて、其の兵力合計三千餘騎を率ゐて河内の國へ進發した。其の時敵の城内にゐた者は、義基法師を一番に算へて、僅に百騎程より以上ではなかつた。午前六時から開戰して、終日交戰を繼續し、其の夜に成ると、義基法師は戰死した。息子の石川の判官代義兼は重傷を負うて捕虜になつた。同じ十一日に、義基法師の首は京都へ持込まれて、都大路を見せ廻られた。諒闇中に内亂罪の犯人の首を持廻るといふ事は、堀河院が崩御に成つた時に、前任の對馬の守源の義親の首を持廻られた其の先例に依つたのだとの事であつた。

研究　此の邊の事實は殆どメチヤクチヤである。第一に城の太郎が越後守に任ぜられたのは二月一日だといふが、百錬抄の八月十五日の條には「藤原秀衡ヲ以テ陸奧守ニ任ジ平ノ助職ヲ以テ越後守ニ任ズ、頼朝ヲ追討センガ爲也」とある。又吾妻鏡には八月十三日の條に「藤原秀衡ニ武衞ヲ追討セシムベキ也、平資長ハ木曾次郎義仲ヲ追討スベキノ由宣下、是レ平氏ノ申シ行フニ依テ也」とあり。なほ此日從五位下越後守に任叙されたとある。本書は此の二つを故意に混同して書いたものでなければ、甚だしい時日の誤である。それから二月九日に河内國で戰鬪が行はれたといふ記事も變である。百錬抄には二月九日の條に

「逆徒義基法師ノ首並ニ生虜等、廷尉請取ッテ獄門ニ向フ」とあつて、本書に「十一日、義基法師が首、都へ入つて大路を渡さる」とあるのと、只日取が二日違ふだけであるが、吾妻鏡には、同じく九日の條に「去年ノ冬、河内國ニ於テ平家ノ爲ニ殺害セラル所ノ源氏前武藏權守義基ノ首、今日大路ヲ渡シテ獄門ノ樹ニ懸ク云々」とある。どちらが本當か、まだ典據を得ないが、史家としては研究を要する問題であらう。

明くる十二日、鎭西より飛脚到來、宇佐大宮司公通(1)が申しけるは、鎭西の者共、緒形の三郎惟義(2)をはじめとして、臼杵(3)・部槻(4)・松浦黨(5)に至るまで、一向平家を背いて、源氏に同心の由申したりければ、平家の人々、「東國北國の叛くだにあるに、西國さへこはいかに」とて、手を打つてあさみあはれけり。同じき十六日、伊豫の國より飛脚到來、去年の冬の頃より、伊豫國の住人河野の四郎通淸(6)一向平家を背いて、源氏に同心の間、肥後國の住人額の入道西寂(7)は、平家に志深かりければ、其勢三千餘騎で伊豫國へ押し渡り、道前道後(8)の境なる高直(9)の城に押し寄せて、散々に攻めければ、河野の四郎通淸討死(10)す。子息河野の四郎通信(11)は、安藝國の住人奴田の次郎(12)は母方の伯父なりければ、それへ越えてありあはず、父を討たせて安からず思ひけるが、いかにもして西寂を討取らむとぞ窺ひける。額の入道西寂は、四國の狼藉を鎭めて、今年正月十五日、備後の鞆(13)へ押し渡り、遊君遊女共召し集めて、遊び戯れ、酒盛しける所へ、河野四

(1)宇佐の大宮司　今の豐前國宇佐郡宇佐町の宇佐にある官幣大社宇佐神宮の大宮司である。

(2)緒方の三郎惟義　蛇をトーテムとする九州のトライブとして名高い緒方氏である。吾妻鏡には豐後國住人惟能とある。

(3)臼杵　今の豐後國海部郡臼杵町に據つてゐた一族。

(4)部槻　戶次とも書く。豐後大分郡の名族。

(5)松浦黨　鎭西九黨の一である。

(6)河野四郎通淸　河野氏は越智氏の出であ

郎通信、思ひ切つたる者共百餘人相語らつて、ばつと押し寄す。西寂が方にも三百餘人ありけれども、俄事にてありければ思ひ設けず、あわてふためきけるが、たちあふ者をば射伏せ斬り伏せ、まづ西寂を生捕つて、伊豫國へ押し渡り、父が討たれたる高直の城まで提け持て行き、鋸にて首を切つたりとも聞ゆ　又磔にしたりとも聞えけり。其後は四國の者共、河野四郎に從ひつく。


翌十二日には、又九州地方から急使が來て、「宇佐の大宮司公通が申しますには、九州の武士どもは、緒方の三郎惟義を初として、臼杵、部槻、松浦黨の者までも、只もう平家に叛旗を飜して源氏に同心の企が見えますから御用心遊ばせとの事で御座います」と注進したので、平家の人達は「關東と北國が叛いた上に、西國までがそうだとは、これはどうぢや」と云つて、手を打つて驚き合はれた。すると又同じ月の十六日に、伊豫の國から飛脚が來て、去年の冬時分から伊豫の國の住人の河野四郎通清が、全然平家に叛意を抱いて、源氏の擧兵に同心する企があつたので、備後の國の住人の額の入道西寂は平家に忠志の深いものであつたから、三千餘騎の兵をつれて伊豫の國へ渡つて、道前と道後の村境にある高直城を襲撃して、散々に攻めたので、河野の四郎通清は到頭敗戰して戰死した。其の子の河野の四郎通信は、安藝の國の住人奴田の次郎が母方の伯父に當るので、その方へ行つて折わるく居合はさなかつた爲、父を人に討たれて頻に憤慨してゐたが、其の後はどうかして親の仇の西寂を討取らうと思つて機を窺つてゐた。すると額の入道西寂は、四國の叛亂を鎭定して、今年(即ち治承五年)の正月十五日に、備後の鞆の津へ押渡り、遊び

る。吾妻鏡には河野四郎越智通清とある。

(7)額の入道西寂　備後國舊奴可郡の名族。

(8)道前・道後　何れも愛媛縣溫泉郡の地名である。道後は松山市の東端にあるアルカリ泉の溫泉地として廣く知られてゐる。

(9)高直　高綱ともいふ。

(10)河野の四郎通信　通清の子。後に西海の戰に功を立て、北條時政の女婿となり、伊豫一國の守護となつた。

(11)奴田次郎　廣島縣豐田郡。安藝と備後との國境を流れる沼田川流域地方を古く奴太と稱した。郡の名にも鄕の名にも中世までは沼田の稱呼が殘つてゐたが、今は豐田郡に入つて、僅に沼田東、沼田西の村名を殘すのみである。

(12)備後の鞆　保命酒

女どもを呼び集めて遊興に耽り、酒宴を開いて有頂天になつてゐるといふ情報が通信の所へ達したので、通信は決死の覺悟をした者ばかり百人餘を味方につけて、不意にドッと其の場へ押寄せた。西寂の方にも、三百人餘りは居合はせたが、何分にも豫期しない急な事であつたので、あわてゝバタバタ騷ぐばかりであつた。通信は手向ふ者を射倒し斬倒して先づ西寂を捕虜として了ひ、之を伊豫の國へ伴れて渡つて、父が討たれた高直の城まで引摺つて行つて、鋸で首を引切つたとも、又、磔にしたともいふ評判であつた。それ以來は四國の武士全部が、此の河野の四郎に服從した、といふ事が急報された。

又紀伊の國の住人熊野の別當湛增は、平家重恩の身なりしが、忽に心變して源氏に同心の由聞えしかば、平家の人々東國北國の叛くだにあるに、南海西海斯くの如し。夷狄(1)の蜂起耳を驚かし、逆亂の先表頻に奏す、四夷忽に起れり、世は既にうせなむずとて、必ず平家の一門にあらねども、心ある人々の歎き悲まぬはなかりけり。


新譯　又紀伊國の住人である熊野の別當湛增は、其の一身上については平家に重れ重れの恩惠を受けてゐる者であつたが、急に變心して、源氏方に同心の企があるといふ事であつた。一體關東、北國の源氏が叛旗を飜へすさへ天下の大事であるのに、南海、西海の兩道も斯かる有樣である。逆亂の先侯が頻に奏上せられ、夷狄が蜂の如く群がり起つたことの報道が人耳を驚かして、四方の叛亂が忽ち一時に起つたのは只事ではない、社會の安寧は今に破壞し盡されて了ふことだらう、と云つて、必ずしも平家の一門でない者までも心ある人々は、誰も皆歎き悲まないものになかつた。

莚表、鑄物等の産物を以て知られてゐる。備後沼隈郡の港市である。前面の灣が巴狀をなしてゐる所から巴の津といふのだと傳へられてゐる。古來繁華な大驛であつた。

（1）夷狄。夷は、支那の東方にゐた體格長大の的衞に住じた異民族。狄は北方にゐた異民族の稱であるが、こゝは只源氏に對する蔑稱として假用したのである。

七、入道の逝去

同じき廿三日、院(1)の殿上にて俄に公卿僉議あり。前右大將宗盛卿の申されけるは、今度坂東へ討手向うたりといへども、させる仕出したる事もなし、今度は宗盛大將軍を承つて、東國北國の凶徒等を追討すべき由申されければ、諸卿色代して、「宗盛卿の申す條ゆゝし(2)う候ひなむず」とぞ申されける。法皇大に御感ありけり。公卿殿上人も、武官に備はり、少しも弓箭にたづさはらむ程の人々は、宗盛を大將軍として、東國北國の凶徒等を追討すべき由仰せ下さる。

(1)院。仙洞御所。
(2)ゆゆし　「忌み憚る」ことから轉じて「甚だしい」こと。

新釋 同じ二月の二十三日に、院の御所の殿上の間で、公卿たちの緊急會議があつた。此の時前の右大將宗盛卿が申されたには、今度關東へ討伐軍が進發したが、これと云ふ成績も擧げてゐない、で、今度は此の宗盛が總司令官の任務を拜承して、關東並に北國の凶徒どもを追討に行かうと思ひます、と申されると、他の公卿たちは一同敬禮をして、「宗盛卿の申されることは誠にお勇ましいことです」と申された。後白河法皇も大層御感賞になつた。そして、公卿や殿上人の中でも、武官の職を帶びてゐて、少しでも武道に關係のある程の人々は、宗盛を總司令官として、關東並に北國の凶徒どもを追討するやうにと御命令をお下しになつた。

同じき二十七日、門出して、既に打ち立たむとし給ひける夜半ばかりより、入道相國違例の心地とて、止まり給ひぬ。明くる廿八日、重病を受け給へりと聞えしかば、京中六波羅騒めき合へり。「すはしつるは」「さ見つる事よ」とさゝやきける。入道相國病つき給へる日よりして、湯水も喉へ入れられず、身の内の熱きことは、火を焚くが如し。臥し給へる所四五間が内へ入る者は、熱さ堪へ難し。唯宣ふ事とては、あた〳〵とばかりなり。實にたゞ事とも見え給はず。餘の堪へがたさにや、比叡山より千手井①の水を汲み下ろし、石の船に湛へ、それに下りて冷え給へば、水夥しう沸きあがつて、程なく湯にぞなりにける。若しやと筧の水をまかすれば、石や鐵などの燒けたるやうに、水ほとばしつて寄りつかず、おのづから當る水は、炎となつて燃えければ、黑烟殿中に滿ち〳〵て、炎うづまいてぞ上りける。是や昔法藏僧都②といひし人、閻王の廳に趣いて、母の生所を尋ねしに、閻王憐み給ひて、獄卒を相添へて、焦熱地獄③へ遣さる。鐵の門の内へさし入つて見れば、流星などの如くに、焰炎に打ち上つて、多百由旬④に及びけむも、是には過ぎじとぞ覺えける。

【通釋】　同じ月の二十七日に出門して、全軍今や進發しようとせられた夜中時分から、入道前太政大臣が急に御病氣だといふので、出立は中止された。翌二十八日には、非常の重病

（1）千手井　盛衰記には千手院の水とある。

（2）法藏僧都　東大寺の別當。安和二年正月三日に死亡した。此の人の事は元亨釋書の卷四に、一日帝釋に招されて忉利天の喜見宮に講演した際、帝釋に願を述べて、「所生ノ母閻浮ヲ去テ久シ、知ラズ報生何處タルヤ：乞フ貧道ヲシテ詳ニ見知ラシメヨト、言已ツテ潜然タリ、……謀王天勅ヲ受シテ罪簿ヲ檢スルニ、藏ノ母燒熱地獄ニ在リ」と見えて

にお罹りになつたといふ事が分つたので、京都市中、殊に六波羅では押合ふやうな騒ぎである。「そら、やつたぞ」「ザマを見ろ」などとコソコソと蔭口を利くものもあつた。入道前太政大臣は御發病の日からして、湯も水も喉へは通らず、體熱の高いことは、まるで火でも焚いてゐるやうである。寢てゐられる場所から四五間以内へ近づいた者は、もう熱くてたまらないほどである。只囈語のやうに仰せられる事といつたら、「熱い」「熱い」とばかりである。實際普通の御病氣とも思はれない。あまりの熱さに堪へかねてか、比叡山から千手井の水を汲んで下りて來て、それを石の浴槽に一ぱい入れて、其の中へ入つてお冷やしになると、水は忽ち烈しい勢で沸騰して、間もなく湯になつた。若し斯うでもしたらと思つて、筧の水を引いて注ぎかけると、灼熱した石か鐵にでもかけるやうに、水は跳ねかへつて寄りつかず、いくらか當つた水は、火炎となつて燃え立つたから、黑い烟が御殿中一ぱいになつて、渦を巻いて立ち上つた。これこそは昔、東大寺の法藏僧都と云つた人が、閻魔王の役所に行つて、自分の母親の死後の生活狀態を尋ねた所が、閻魔王は其の孝心を憐んで、獄卒を附けて焦熱地獄へ遣られたので、獄卒と共に鐵の門扉を排して中へ入つて見ると、まるで流星かなんかのやうに、火焔が空に迸つて、何億里にまでも及んだといふ情況も、到底これ以上ではあるまいと思はれた。

又入道相國の北の方、八條の二位(1)殿の、夢に見給ひける事こそ恐ろしけれ。譬へば猛火の彩しう燃えたる車の、主もなきを、門の内へやり入れたるを見れば車の前後に立ちたる者は、或は牛の面のやうなる者もあり、あるひは馬のやうな

ゐる。

(3)焦熱地獄　八大地獄の一。酷寒地獄に對するもので、猛火燃えて人に迫り、焦熱の苦甚だしい場所。

(4)多百由旬　多百は數百といふのと略同じい。由旬は四十七里だといふから、要するに非常に長いことの誇張的示數と見ればよい。

(1)八條の二位　八條大宮にゐた從二位時子のこと。

る者もあり。車の前には無といふ文字ばかり顯れたる鐵の札をぞ打つたりける。二位殿の夢の中に、「是は何處より何地へ」と問ひ給へば、「平家の太政入道殿の惡行超過し給へるに因つて、閻魔王宮よりの御迎の御車なり」と申す「さてあの札はいかに」と問ひ給へば、南閻浮提金銅十六丈の盧遮那佛燒き亡ぼし給へる罪によりて、無間(2)の底に沈め給ふべき由、閻魔の廳にて御沙汰ありしが、無間の無をばかゝれたれども、いまだ間の字をば書かれぬなり」とぞ申しける。二位殿夢さめて後、汗水になりつゝ、是を人に語り給へば、聞く人皆身の毛よだちけり。靈佛靈社へ金銀七寶を投げ、(3)馬・鞍・鎧・兜・弓矢・太刀・刀に至るまで、取り出で運び出いて祈り申されけれども、叶ふべしとも見え給はず。唯男女の公達、(4)後枕にさし集ひて、歎きかなしみ給ひけり。

【新譯】又入道前太政大臣夫人である八條の二位殿が夢で御覽になつたのは世にも恐ろしい光景であつた。早い話が、炎々たる烈火が盛んに燃え立つてゐる車の誰も乘り手がないのが門内へ引込んで來た者があるので、何心なく見ると、車の前後についてゐるものは、或は牛のやうな顏をしてゐるのもあり、或は又馬のやうな顏のものもある。そして車の前には「無」といふ字ばかりを表記した鐵の札が張りつけてある。二位殿が夢の中で、「あれは何處から何處へ行く車ですか」とお尋ねになると、「なアにれ、平家の太政入道どんの惡ひ行ひが過ぎさつしやつたもんで、閻魔さアからのお迎けいのお車ですよ」と申し

(2)無間・・無間地獄のこと。八大地獄の一。所謂底なしの地獄で、こゝへ墮ちたら二度と浮び上れないと云はれる。

(3)馬・鞍・云々・・是は重寶を布施に出して修法をするのだ。榮華物語道兼公薨去の條に車牛までも布施に出して祈禱した事が見える。中古以來の風習である

(4)あと枕・・枕は足の方をさす。單に枕といふと枕もとである。

た。「それではあの札は？」とお尋ねになると、「南閻浮提の金銅十六丈の盧遮那佛を燒亡ぼされた罪で、今度太政入道さアを無間地獄の底へお沈めになることに閻魔の廳で判決があつたがれ、無間の無の字だけ書いて、まだ間の字を書いてねエのだ」と申した。二位殿は其の夢が覺めてから、汗びつしよりになつて其の事を人にお話しになると、聞いた人は皆ゾッとして身の毛が立つた。あらたかだといふ佛さま宮さまの在る限りへ、金銀や寶石類を投げるやうに寄進して、馬や鞍、鎧、兜、弓矢、太刀、刀までも手あたり次第に取出し、運び出して病氣平癒をお祈り申されたけれども、御利益があらうともお見えにならない。令息や令孃方は只、足もとの方へ寄りかたまつて、歎き悲まれる外に何とも仕方もなかつた。

閏二月二日の日、二位殿暑さ堪へがたけれども、入道相國の御枕に寄つて、「御有様見奉るに、日にそへて頼少うこそ見えさせおはしませ。物の少しも覺えさせ給ふ時、思しめす事あらば仰せおかれよ」とぞ宣ひける。入道相國、日比はさしもゆゝしう在せしかども、今はの時(1)にもなりしかば、世にも苦しげにて、息の下にて宣ひけるは、「當家は保元平治よりこのかた、度々の朝敵を平げ、勸賞身にあまり、忝くも一天の君の御外戚として、丞相(2)の位にいたり、榮華既に子孫に遺す。今生の望は、一事も思ひおくことなし。只思ひおく事とては(3)、兵衞佐頼朝が首を見ざりつることこそ、何よりも又本意なけれ。我いかにもなりな

(1)今はの時　もう今はいよいよ最期だといふ時のこと。臨終。
(2)丞相　太政大臣の唐名。
(3)たゞ思ひ置く事とては云々　此の時の清盛の遺言は、吾妻鏡に「三箇日以後葬ノ儀有

ル可シ、遺骨ニ於テハ播磨國山田ノ法華堂ニ納メ、七日毎ニ形ノ如ク佛事ヲ修ス可シ、每日之ヲ修ス可カラズ、亦京都ニ於テ追善ヲ成ス可カラズ、子孫偏ニ東國歸往ノ計ヲ營ムベシ」とある。平家物語は例の誇張して書いたものである。

（1）悶•絕•躃•地•むつかしい字だ。悶絕は苦悶して人事不省になること、躃地の躃は漢音でヘキであるが、吳音に

む後、佛事孝養をもすべからず、堂塔をも立つべからず。急ぎ討手を下し、頼朝が首を刎ねて、我が墓の前に懸くべし。それぞ今生後生の孝養にてあらむずるぞ」と宣ひけるこそ、いとゞ罪深うは聞えし。

【新譯】閏二月二日の日に、二位殿は熱くてたまらないけれども、入道前太政大臣のお枕もとへ寄つて行つて、「御樣子を拜見しますのに、每日段々お宜しくないやうです。少しでもまだお氣の確なうちに、何か思つておいでになる事があるなら仰やつて置いて下さいませ」と仰やつた。すると入道前太政大臣は、常はあれ程までに氣性の勝つたお方でいらつしやるのが、もう御臨終が近づいたので、大層苦しさうにして、息をゼイゼイつきながらやつと聞えるか聞えないかの聲で、「當家は保元平治からこつち度々朝敵を平定して、有餘る程の賞與を戴き、勿體なくも一天の君の御外戚として太政大臣の高位にまで昇り、榮華は最早子供や孫にも遺して遣つた。此の世での望としては何にも思ひ置くことはない。只一つ思ひが殘るのに、兵衛の佐頼朝の首を見ずに死ぬのが、何より殘念だ。俺が死んだら、佛事供養をする事もいらない、お堂や塔を建てる事も無用だ。急いで討伐隊を遣つて頼朝の首を斬つて俺の墓の前へ懸けて見せてくれ。それが此の世でも又後生の爲にも孝行といふものだ」と仰やつたのは、一層罪障が深く聞えた。

若しや助かると、板に水を置きて伏し轉び給へども、助かる心地もし給はず。同じき四日の日、悶絕躃地（1）して、つひにあつち死（2）ぞし給ひける。馬車の馳せ違ふ音は、天も響き大地もゆるぐばかりなり。一天の君萬乘の主の、いかなる御事

ましますとも、是にはいかでか勝るべき。今年は六十四にぞなられける。老死といふべきにはあらねども、宿運(3)忽に盡きぬれば、大法秘法の効驗もなく、神明佛陀の威光も消え、諸天も擁護し給はず。況や凡慮に於てをや。身に代り命にかはらむと、忠を存ぜし數萬の軍旅(4)は、堂上堂下に並み居たれども、是は目にも見えず、力にも關らぬ無常の刹鬼をば、暫時も戰ひ返さず、又歸りこぬ死出の山(5)三途瀨川(6)黃泉中有(7)の旅の空に、唯一所こそおもむかれけれ。されども日頃作りおかれし罪業ばかりこそ、獄卒となつて迎にも來りけめ。哀なりし事どもなり。

新釋 若しも助かるかと思つて、板の上へ水をかけて其の上へおやすみになつたが、救はれたやうなお氣もしない。同じ月の四日の日に、悶え苦んで轉げ廻つて到頭熱死された。それと聞いて弔問に來る人々の馬や車の驅け違ふ音は、天にも響きわたり、大地も動搖するばかりである。一天下をしろしめす天皇陛下、萬乘の御主に、どんな御大事がおありになつても、どうしてこれ以上の事があらう。今年はちやうど六十四に成られたのだつた。別に老死といふ年でもないが、前世からきまつてゐる壽命が忽然となくなれば、どんな大法祕法の祈禱も効がなく、神佛の靈威も消滅し、諸天の神々も最早お守りにはならない。まして人間の平凡な智力を以てしては何が出來るものではない。まさかの時には身代りになつて死なうと、忠誠の心を持つてゐた數萬の軍人は、御殿の上にも下にもズラリと並んでゐたが、これは目にも見えない、腕力でどうする事も出來ない冥途の使のする事だから、

従つてビヤクと讀ませてある。「倒」「仆」と同じ意味で、タフレルである。

(2)あつち死に　不思議な語であるが、悶死の意であらう。

(3)宿運　前世から約束されてある運命。

(4)軍旅　旅は五百人の軍衆をいふ。今日の語に一旅團などいふのは其の遺稱であるが、こゝは軍人といふ程の意に解すべきである。

(5)死出の山　死出は死んで此の世から冥途の旅に出ること。山とは死後の惡道を山の險難にたとへたもの。

(6)みつせ川　三途即ち地獄、餓鬼、畜生の三惡道を三つの大河にたとへて三途の川とも三瀨川ともいふ。

(7)黃泉中有　黃泉は冥界のこと、中有に死後に次の生を受ける迄

の中間的存在を指す。其間は四十九日で、死人の魂魄は其の家の棟に迷うてゐるといふ。

(1)愛宕　東山の麓にある鳥部野の火葬場。

(2)圓實法眼　不詳。

(3)經の島　兵庫の附近にあつた島。清盛が阿波民部大夫に命じて一切經を沈めたところである。委くは六九六ページ參照

假令暫くでも戰つて追拂ふことさへ得ない。斯くて、一旦越えたが最後、又と歸つて來ることの出來ない冥途の山路を越え、三途の大河を渡つて、黄泉中有の旅の空へと、唯一人で赴かれた。しかし常々作つて置かれた罪業ばかりは、獄吏ともなつて迎ひに來た事であらう。可哀想な事である。

研究　清盛の死に、此の物語の作者一流の筆法で馬鹿々々しい程誇張して書かれてあるが百錬抄には「日來所惱有リ、身熱火ノ如シ、世以テ東大興福チ燒クノ現報ト爲ス」とあるし、愚管抄にも「閏二月五日、溫病大事ニテ程ナク薨逝シヌ」とあつて、發病が二十八日、(吾妻鏡によると二十五日)、死んだのが翌月の四日であるから、約一週間で、死の轉歸を取つたことになる。腸チフスであらうといふ說を立てた醫家もあるが、主訴も熱型の記錄も不十分であるから、それだけで診斷を決定することは困難である。

さてしもあるべき事ならねば、おなじき七日の日、愛宕(1)にて烟になし奉り、骨をば圓實法眼(2)頸にかけ、攝津國へ下り、經の島(3)にぞをさめける。さしも日本一州に名をあげ、威を振ひし人なれども、身は一時の烟となりて、都の空へ立ちのぼり、屍は暫し休らひて、濱の眞砂に戲れつゝ、空しき土とぞなり給ふ。

通釋　いつまでそうしても置けない事であるから、同じ月の七日の日に、愛宕の火葬場で火葬にして、骨は圓實法眼が頸にかけて攝津の國へ下り、經の島へ葬つた。あれ程まで日本全國に名を揚げて、威權を振つた人ではあるが、其の肉體は一時の間に煙となつて都の空へ立ちのぼり、遺骨は暫く止まつて、濱の眞砂に戲れつゝ、遂には空しく土に歸して了はれるのであつた。

八、經の島

葬送の夜、不思議の事ありけり。玉を伸べ金銀を鏤めて造られたりける西八條殿、其夜俄に燒けにけり。人の家の燒くる事は常のならひなれども、何者のしわざにやありけむ、放火とぞ聞えし。又六波羅の南に當つて、人ならば二三十人ばかりが聲して、「うれしや水(1)鳴るは瀧の水」といふ拍子を出いて舞ひ躍り、どつと笑ふ聲しけり。去ぬる正月には上皇隱れさせ給ひて、天下諒闇になりぬ。僅一兩月を隔てゝ、入道相國薨ぜられぬ。心なきあやしの者も、いかゞ憂へざるべき。いか樣是は天狗の所爲といふ沙汰にて、平家のはやり男の兵ども百餘人、笑ふ聲についてこれを尋ぬるに、院の御所法住寺殿には、此三箇年は院も渡らせ給はず、御所預備前の前司基宗(2)といふ者あり。彼の基宗が相知つたる者ども、酒を持つて來り、集まり飲みけるが、かゝる折ふしに音なせそとて飲みけるが、次第に飲み醉ひて、かやうには舞ひ躍りけるなり。六波羅の兵共之を聞きつけ、ばつと押し寄せ、酒の醉ども一二三十人搦め取つて、六波羅へ率て參り、坪の內に引きすゑさせ、前の右大將宗盛卿、大床に立つて、事の仔細を尋ね聞き給ひて、「實

(1)うれしや水云々　延年の舞の歌の文句。

(2)基宗　傳記不詳、備前の國司であつた人で、法住寺の留守管理者。

(3)例時懺法　中陰即ち四十九日が滿ちるまで、一七日毎に定例の法事を營んで死者の冥福を祈ること。

にも然様に飲み醉ひたらむずるものを、左右なう斬るべきやうなし」とて、皆還されけり。上下人のうせぬる跡には、朝夕に鐘打ちならし、例時懺法(3)する事は常の習なれども、此禪門薨ぜられて後は、聊佛供佛施僧の營といふ事もなし。朝夕唯軍合戰のいとなみの外は、又他事なしとぞ見えし。

新譯　葬式の日の晩には不思議な事件があつた。玉を伸展して裝飾とし、金や銀を彫刻して造られた西八條の御殿が、其の晩俄に燒失した。人の家が火事で燒けるのは普通の事であるが、何者がしたのか、放火だといふことであつた。又同じ晩に、六波羅から南に當る方向で、人なら二三十人ほどの聲で、「うれしや水、鳴るは瀧の水」と云ふ延年舞の拍子で、ダンスをして、ドッと一度に笑ふ聲がした。去る正月には上皇が崩御になつて、天下は諒闇になつた。それから僅一二ヶ月をおいて、今度は又入道前太政大臣が薨ぜられた。常識のない微賤の者でも、どうして之を悲み憂ひない者があらうか。何にしてもこれは天狗の所爲に違ひないといふ評判で、平家の氣早の兵士たちが百人餘り、笑ひ聲を標的にして行つて捜索して見ると、院の御所の法住寺御殿には、此の三ヶ年といふもの、院も御幸がなく、御所預の備前の前司基宗といふものが留守を承つてゐたが、其の基宗の知りあひの者どもが、此の晩退屈凌ぎに酒や肴を持ち寄つて來て、みんなで飲んだ。最初は、こんな時節だから、大きな聲を立てるんぢやないぞといつてゐたが、次第に酒がはづんで醉が廻るに隨つて、遂にはそんなダンスなどをしたのであつた。六波羅の兵士たちは、之を聞き當てゝ、パッと押寄せて、酒に醉つて正體もない者二三十人を皆逮捕して、六波羅へ

引致した。前右大將の宗盛卿は其の者等を小庭の中へ引きすゑさせて、自分は廣緣に立つて、事實をお聞糺しになつて、「如何にもこんなに酒に醉つてゐるものをムヤミに斬ることもできない」と云つて、皆放還された。凡そ生活階級の上下を問はず、人が死んだあとでは朝晩に鐘を鳴らして、定例のお勤めをするのが、一般の慣例であるが、此の禪門が死なれ　あとでは、少しも佛に物を供へるとか僧侶に布施をやるといふやうな法事めいた事もない。明けても暮れても只戰鬪準備の外には、何事もない樣子に見えた。

【考證】百錬抄には、入道大相國の八條坊門第炎上を六日の事としてゐる。そして例の亂舞事件は「八月葬禮、車ヲ寄スルノ間、東方ニ今樣亂舞ノ聲有リ、(卅人許ノ聲)人ヲ以テ之ヲ見セシムルニ最勝光院ノ中ニ聞ユ云々」とある。

凡は最後の所勞の有樣どもこそうたてけれども、實には、只人とも覺えぬ事ども多かりけり。日吉の社へ參り給ひしにも、當家、他家の公卿おほく供奉して、攝籙の臣の春日の御參詣、氏人(1)など申すとも、是れにはいかでか勝るべきとぞ、人申しける。何よりも又福原の經の島築いて、上下往來の船の、今の世に至るまで、煩ひなきこそめでたけれ。かの島は、去應保元年三月上旬に築き始められたりけるが、同じき八月二日の日、俄に大風吹き大波立つて　皆搖り失ひてき。同じき三年三月下旬に、阿波の民部重能を奉行にて築かれけるに、人柱(2)立てらるべきなんど、公卿僉議ありしかども、それは中々罪業なるべしとて、石の面に一切經(3)を書いて築かれたりける故にこそ、經の島(4)とは名づけゝれ。

（1）●氏人●　流布本には「氏人」とあるが、意味を成さない。平家物語考證には「宇治入」の誤であらうとしてゐるし、又別に内入即ち女御の入内の式の立派なのに、譬へたのだともいふが、共に賛成出來ない。これは氏人のあやまりである。

（2）●人柱●　昔は難工事の時に、或る人間を河神の犧牲に供へて神を祭れば之によつて工事

たを完成し得るとする迷信が行はれた。人柱さいふのは橋柱の代りの意で、橋梁の架設に此の野蠻な方法が用ゐられたことに淵源する稱呼である。

(3)一切經。一切經は大藏經の一切、即ち經、律、論の全部。

(4)經の島。今築島とも中の島ともいふ。元は海中であつたのを清盛が築港上の便宜の爲めに突堤を築いて湊灣を造り、往來の船の避難所たらしめんとする目的で、應保元年、阿波民部重能を奉行として五萬人の人夫を役し鹽打山を崩して其土で海面に三十餘町の突角を築いた。其基礎工事の捨石の表へ一切經を書いて投入したので經ケ島といふのである。之が為に往還の船は和田岬附近で東南の風にあふられて沈没する難を免れた。


大体から云つて、死ぬ時の病状なんかに聞いてイヤな氣がするが、本當は、普通の人間とは思はれない事が多かつた。日吉神社へ參詣せられた時にも、平家は勿論、他家の公卿が大勢お供をして行つたもので、攝關の臣の氏人としての春日神社御參詣も立派だなどと云つたつて、此の有様にはどうしてかなふものか、と世間の人は申した。何よりも又福原の經の島の造築をして、それが爲に上り下りの船が、今に至つても海難から救はれてゐるといふのは、立派な業績である。あの島は去る應保元年の二月上旬に築島工事を開始したが、其の年の八月二日の日に、俄に大風が吹き大波が起つてすつかり流失させて了つたのを、同じく應保の三年三月の下旬に阿波の民部重能を主任官にして築造させられたのである。其の時に、人柱を立てられるといふ公卿たちの議論もあつたが、そんな事をするのは人を助ける目的で却つて罪業をするものだらうといつて切石の平面へ一切經を書いて築かれたので、それで經の島といふ名がついたのである。

九、慈心坊

或人の申しけるは、清盛公はたゞ人にあらず、慈慧僧正(1)の化身なり。其故は攝津國清澄寺(2)の聖、慈心坊尊慧(3)と申しゝは、もとは叡山の學侶、多年法花の智者なり。然るが道心起し、離山して此寺に住みけるを、人皆歸依(4)しけり。去承安二年十二月廿二日の夜に入つて、尊慧常住の佛前にいたり、脇息(5)に掛つて法華經よみ奉りける所に、夢ともなく現ともなく、淨衣に立烏帽子着て、わらんづ、はゞき(6)したる男二人、立文(7)を持て來りたり。尊慧夢の中に、あれは何處よりぞと問ひ給へば、「閻魔王宮より宣旨の候」とて、尊慧にわたす。尊慧是を披いて見たるに、「南閻浮提、大日本國攝津國清澄寺の聖、慈心坊尊慧、來廿六日、閻魔羅城大極殿にして、十萬部の法華經あり。十萬國より十萬人の僧を供養し、法華轉讀せらるべきなり。尊慧も其人數たる上は、急ぎ參勤せらるべし。閻王宣仍執達件の如し。承安二年十二月廿二日、閻魔廳」とぞ書かれたる。尊慧否み申すに及ばねば、軈て領掌のうけ文を奉ると覺えて、夢覺めぬ。是を院主の光影房(8)に語りたりければ、聞く人身の毛よだちけり。其後は偏に死去の思ひをなして、口

（1）慈慧僧正。延暦寺の座主良源の事。近江淺井郡の木津氏の子として延喜十二年九月三日に生れた。康保三年八月天台座主となり天元四年大僧正となり輦車を許され永觀三年七十四で死んだ。慈慧とは其の諡である。

（2）清澄寺。攝津の川邊郡小濱村米谷にある眞言宗の寺。

（3）慈心坊尊慧。傳記未詳。

（4）歸依。歸命し依憑すること。

（5）脇息。座の脇に置いて身體を息める爲の器具。

（6）はゞき。今百姓などが耕作する時に穿いてゐる脚絆の事。語の意は脛に穿くからの事で、ハギハキの轉訛。

（7）立文。或る紙例へば鳥の子とも、檀紙とかいふやうな紙の截斷せず大きなまゝのもの

に何事かを記載して折らずに巻いたもの。又一説に此頃は書翰の頭を結んで封緘に代へたそれを結び文といふに對して、結ばず其儘に巻いたのを立文といふこともある。

(8) 光影房　傳記はわからぬ。

(1) 衣鉢　僧の三衣即ち三種の袈裟と布施を受ける爲の鐵鉢。

には佛名を唱へ、心に引接の悲願を念ず。

【通釋】　ある人が申したには、清盛公は普通の人ではない、慈慧僧正の生れかはりである。其のわけは攝津の國清澄寺の聖僧で慈心坊尊惠と申したのは、元は比叡山で學問した僧で長年のあひだ法華の智者と呼ばれた人であつた。其の人が教化救世の道心を起して、比叡山を出離れ、此の寺の住僧となつてゐたのを、土地の人が慕ひ寄つて來て皆崇敬した。去る承安二年の十二月二十二日の事、晩になつてから此の尊惠が、いつもの通り佛前へ行つて、脇息に片肱をもたせかけ乍ら法華經をお讀み申してゐると、其所へ夢のやうでもなく又現實のやうでもなく、白い狩衣に立烏帽子を着て、草鞋ばきで、脚絆をした男が二人、立文を持つて來た。尊惠は其の夢の中で、「それは何處から來たのだ」とお尋ねになると「閻魔王宮からの宣旨で御座います」といつて尊惠に渡した。尊惠がそれをあけて見ると「南閻浮提大日本國攝津ノ國清澄寺ノ聖慈心坊尊惠來ル二十六日、閻魔羅城大極殿ニシテ十萬部ノ法華經アリ、十萬國ヨリ十萬人ノ僧ヲ供養シ、法華轉讀セラルベキナリ。尊惠モソノ人數タル上ハ、急ギ參勤セラルベシ。閻王宣仍ツテ屈請件ノ如シ。承安二年十二月二十二日、閻魔廳」と書かれてあつた。尊惠はお斷りは出來ないから、直ぐに「承知しました」といふ返事を差上げると思ふと、夢が覺めた。此の事を院主の光影房に話をしたところが聞き傳へた人はゾツト身の毛が立つた。それからはスツカリもう死んだ氣になつて、口には佛の御名を唱へ、心中には大慈悲心の發揮に依る佛の引導を祈念してゐた。同じき二十五日の夜に入つて、又常住の佛前に參り、例の如く念誦讀經す。子の剋ばかり眠しきりなるが故に、住房に歸つて打ち臥す。丑の刻ばかり、又前の如

く男二人來つて、疾う〳〵と勸むる間、尊惠參詣いたさむとすれば、衣鉢（一）更になし。閻王宣を辭せむとすれば、甚その恐あり。この思をなす所に、法衣自然に身に纏つて肩にかゝり、天より黃金の鉢下る。二人の從僧、二人の童子、十人の下僧、七寶の大車、寺房の前に現ず。尊惠喜んで車に乘り、西北に向つて空を翔けると覺えて、程なく閻魔王宮に至りぬ。王宮の體を見るに、外郭曠々として、その內渺々たり。其內に七寶所成の大極殿（二）あり。高光金色にして、更に凡夫の眼に及び難し。

【新釋】同じ月の二十五日の晩になつて、又いつもの佛前へ行つて、例の通り念佛してお經を誦んでゐると、午前零時頃になつて眠くて仕方がなくなつたので、自分の部屋へ歸つて寢た。すると、やがて二時頃になつて、又先夜のやうに男が二人出て來て、「さアさアどうぞお早く」と云つて勸めるので、尊惠は參詣しようにも肝腎の法衣も鐵鉢もなし、閻王の命令を斷るといふのは甚だ恐ろしい事であるし、どうしようかと思つて思案をしてゐると、何處からか法衣が自然に纏はれて肩の上にかゝり、天から純金の鉢が落ちて來た。そして二人の供の僧侶と、二人の少僮と、十人の下級の僧と、七寶で飾つた大きな車が、寺の僧房の前へ涌出たやうに現れた。尊惠は喜んで車に乘つて、西北の方角に向つて暫く空を飛んで行つたと思ふと、直ぐに閻魔王の宮殿に着いた。王宮の樣子を見るのに、外郭は廣びろとして、其の內部は又、前方の地物がボンヤリと霞んで見える位に限りもない廣さである。其の中に七寶で造り建てた大極殿がある。何處も彼處もピカピカと金色に光つて

（二）七寶所成の宮殿。七寶所成の宮殿は觀無量壽經に見える。佛家のいふ七寶は金、銀、瑠璃、玻璃、硨磲、赤珠、瑪瑙である。

（1）蓋・上に傘のやうなもので、上に裝飾のついたもの。昔の王侯貴人の外出には從者が皆之を其の上に翳したものである。今日でも南洋諸島の酋長は此の形式に似たものを持つてゐる。
（2）藥王菩薩・二十五菩薩の一。
（3）勇施菩薩・同上。
（4）多聞・多聞天は四天王の一つである。多聞とは梵語ヘイシラマナ即ち俗にいふ毘沙門天のことで、其の姿は七寶で飾つた甲冑をつけ、右手に寶塔を捧げ、左手には鉾を持つてゐる。手無量百千の夜叉を統率して須彌山の北部地方を守護してゐる福德の神。
（5）持國・持國天である。これも四天王の一。治國天とも書く。梵語タイハラタの譯、乾闥婆富單那を統率して

ゐて、普通の人間の眼には何とも見わけのつかない立派さである

其日の法會終りて後、餘僧等皆歸り去りぬ。尊惠は大極殿の南方の中門に立ちて、遙の大極殿を見渡せば、冥官冥衆皆、閻魔法王の御前に畏まる。ありがたき參詣なり、この次に後生の罪障をも尋ね申さむと思ひて、歩み向ふ。其間に二人の從僧箱を持ち、二人の童子蓋(1)をさし、十人の下僧列を引いて、やう〳〵歩み近づく時、閻魔法王、冥官冥衆悉くおり向ふ。藥王菩薩(2)勇施菩薩、(3)二人の從僧に變じ、多聞(4)持國(5)二人の童子に現す。十羅刹女(6)十人の下僧に變じて、隨逐給仕し給へり。閻王問うて曰く、「餘僧等歸り去りぬ。御房一人來る事如何」尊惠答へ申されけるは、「我幼少より、法華轉讀毎日怠らずといへども、後生の罪障をいまだ知らず、尋ね申さむがためなり」閻王仰せけるは、「往生不往生は人の信不信にありといふも、それ法華は三世の諸佛の出世(7)の本懷、衆生成佛の直道なり。一念信解(8)の功德は、五波羅密(9)の行にも越え、五重展轉(10)の隨喜功德は、八十箇年の布施にも勝れたり。されば汝彼の功力に依つて、都率の內院(11)に生ずべし」とぞ仰せける。閻王又冥官に勅して仰せけるは、「此人の一期の行、作善の文箱にあり。取り出いて、化他の秘文見せ奉れ」と仰せければ、冥官畏り承つて、南方の寶藏に行いて、彼の一つの文箱を取つて參り、則ち蓋

を開いて讀みきかす。一期が間思ひとおもひ、爲しとせしことの、一つとして願はれずといふことなし。尊惠悲歎涕泣して、「唯願はくは出離生死(12)の方法を教へ、證大菩提(13)の直道を示し給へ」と、泣く〳〵申されければ、閻王哀愍教化して、種々の偈(14)を誦す。

妻子王位財眷屬(15)　死去無一來相親
常隨業鬼繫縛我　受苦叫喚無邊際

この偈を誦し畢りて、尊惠に附屬す。

【通譯】 其の日の法會が終ると、外の僧たちは皆歸つて行つた。尊惠は唯ひとり大極殿の南の中門の所に立つて、遙に大極殿の內部を見渡すと、其所には冥府の役人其の他が、皆閻魔法王の御前に畏まつてゐる。尊惠は其有樣を見て、今日は實に珍しい結構な參詣をした。此の機會に自分の後生の罪障を尋ねて見ませう、とさう思つて、そちらへ歩いて行つた。其の間には二人の供の僧たちは箱を持ち、二人の少年は後から笠を着せかけ、十人の下級の僧たちは後に列を作つて、段々と一行が大極殿近く進むと、其の時、閻魔法王と關係の官員たちは、全部階を下りて迎へた。藥王菩薩、勇施菩薩は、二人の供の僧と姿を變へ、多聞天と持國天とは二人の少年の姿に、お現れになり、十羅刹女は十人の下級の僧たちと化して、あとについて色々のお世話を申された。閻魔王が「外の僧たちは皆歸つて行つたのに、御坊一人が此處へ來られたのはどういふわけですか」と仰やると、尊惠は答へて、私は幼い時分から、每日怠らず法華經を轉讀して居りますが、死んでからの世には、どんな

須彌山の東部地方を守護してゐる。赤身にして左手又は右手に刀を持つてゐる神。

(6)十羅刹女　羅刹は梵語で鬼の事を指す。羅刹女は女の鬼であつて多聞天の配下に屬してゐる。

(7)出世　衆生濟度のために諸佛が淨土から娑婆世界に出て來ること。

(8)一念信解　佛の教を聽いて一心に之を信じ、氷然として凝滯なく其の深義を理解すること。

(9)波羅密　波羅密とは到彼岸の意を有する梵語。五波羅密とは布施、持戒、忍辱、精進、禪定の五つで、これだけを修行すれば彼岸の極樂所に到達せられるといふのである。

(10)五重展轉　五回繰返して法華經を轉讀すること。

(11)都率の內院　都率

天は六欲天中の第四の階層にある天で、歡喜の充滿して遊樂絶えず、更に其の內院に入れば、壽命無量で、水災、火災、風災の三災共に之を壞ることを得ないといはれてゐる。

(12)出離生死・佛教では、凡そ生物は循環して止まない苦のリングの中に住してゐるもので、生と死とが常に流轉して盡きるときがない。出離生死とは此の苦のリングを脫し離れること。

(13)證大菩提・大菩提を證得すること、即ち無上の大眞理を體得悟入すること。

(14)偈・梵語カダの約語である。一種の頌歌で美辭を陳べて佛の德を讚美する所の四句一聯のsonnetである。

(15)妻子王位云々・妻子も王位も財産も眷屬も、一旦死んで了へば悉く皆沒交渉である。只永久について來るも

黒際をつけることがまだ存じませんので、それをお尋ね申さうと思つてをります」と申された。閻魔王はそれを聞いて、「極樂往生が出來る出來ないは、其の人の信心と不信心とによるといふが、抑も法華經に說いてゐる所は、過去、現在、未來の三世に亘つての凡ての佛たちが、娑婆世界へ出て來られた本來の目的で、すべての人間が佛に成れる一番の近道だ。されば一心に之を信じて理解するならば、其の功德は五波羅蜜の修行をしたよりも以上であり、まして眞心から歡喜を感じてそれを幾度も轉讀するに於ては、其の功德は八十個年の間續けて布施をしたよりも以上である。だからそなたは、其の功力によつて、次の世では都率天の內院に生れるであらう」と仰せられたが、更に又、冥府の役人に勅旨を下して、「此の人の一生涯の修行の成績は、「善行」の部の文箱の中に入れてあるから、出して來て化他の稱文をお見せ申せ」と仰やつたので、冥府の役人は畏まつて其の勅命を承つて、南の方の寶藏へ行つて、其の一つの文箱を取つて參り、直ぐに蓋をあけて讀んで　かした。尊惠が聞いてゐると、自分が一生の間に考へたこと思つたことの全部、したことの全部が一つとして其の中に書現されてゐない事はない。尊惠は悲しみ歎いて淚を流して、「只お願ひには、どうか生死流轉の苦しみから脫れる方法を敎へて、無上道を證得する近道をお示し下さい」と泣き泣き申されると、閻王は可哀想に思つて、敎訓もし化導もして、色々の偈文を讀み聞かされた。そして最後に

妻子王位財眷屬　　死去無一來相親
常隨業鬼繫縛我　　受苦叫喚無邊際

といふ偈を朗誦すると、それを尊惠に渡された。

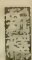
のは、業の鬼に繫ぎ縛られて苦痛を受けて叫喚することのみであるといふ意味。

(1)敬•禮•慈•慧•大•正•僧•云•云• 自分は慈慧大僧正を敬して之を禮する。彼こそは天台佛法の擁護者である。最初に將軍となつて現れて、種種の惡業を積んだが、これは佛の方便で、衆生は利益を受けるのも同じであると云ふ意。

尊惠斜ならずに喜び、「南閻浮提大日本國に平大相國と申す人こそ、攝津國和田の御崎を點じて、四面十餘町に屋を建て、今日の十萬僧會の如く、多く持經者を屈請して、坊々に一面に座に着け　念誦讀經丁寧に勤行致され候」と申す。閻王隨喜感嘆し給ひて、「件の入道は凡人にはあらず、誠には慈慧僧正の化身なり。其故は天台の佛法護持のために、假に日本に再誕する故に、われ彼の人を日々に三度禮する文あり。件の入道に得さすべし」とて、

敬禮慈慧大僧正(1)　天台佛法擁護者
示現最初將軍身　惡業衆生同利益

此文を讀み畢りて、尊惠に又附屬す。尊惠喜び涙を流いて、南方の中門を出づる時、十餘人の從僧等、車の前後を守護し、東南に向つて空を翔けり、程なく歸り來たるかと覺えて、夢の心地して生き出でぬ。


尊惠は非常に喜んで、「南閻浮提の中で大日本國に居ります大相國平清盛と申す人物は、攝津の國和田の岬の地を點定して、四面十町餘の所に家を建てゝ、今日お催しの十萬僧會のやうに、大勢の經々常讀者を頼んで呼寄せて、坊々に一面に着座させて、念佛讀經をして丁寧にお勤を致されます」と申すと、閻王は心から喜んで感心されて、「其入道は普通の人物ではない、本當は慈慧僧正の生れがはりであ　。その證據には、あの人は天台の佛法を護持する爲に、假に日本の國へ二度生れ出た人であるから、私があの人を毎日

三度づゝ敬禮して讃美する偈文がこゝにある。その入道に、これを讀るがいゝ」と云つて

敬禮慈惠大僧正　天台佛法擁護者
示現最初將軍身　惡業衆生同利益

と讀み上げてしまつてから、又それも尊惠に渡された。尊惠は喜んで嬉し泣の涙を流して南の中門を出ると、其の時に又十人餘の供の僧たちが、車の前うしろを護衛して、南の方向に空中を飛んで、間もなく自分の寺へ歸つて來たかと思ふと、夢から覺めたやうなボンヤリした心持がして息を吹きかへした。

その後、都へ上り、入道相國の西八條の邸に行きて、此由申したりければ、入道相國斜ならず喜び、やう／＼にもてなし、樣々の引出物たうび、其時の勸賞には律師になされけるとぞ聞えし。それよりしてこそ清盛公をば慈慧僧正の化身とは人皆知りてけり。持經上人(1)は弘法大師の再誕、白河院は又持經上人の化身なり。此君は功德の林(2)をなし、善根の德を重ねさせおはします。末代には清盛公、慈慧僧正の化身にて、惡業も善根も共に功を積むで、世のため人のために、自他の利益をなすと見えたり、彼の達多と釋尊の、同衆生の利益に異ならず。

新釋　其の後に、尊惠は京都へ上つて、入道前太政大臣の西八條邸へ行つて、此の事を申上げたところが、入道前太政大臣は非常に喜んで、段々と歡待なして、色々の祝儀を下されて、其の時の賞與としては律師にせられたとか云ふ事である。それ以來清盛公は慈慧僧正の生れがはりだといふことを世間の人が皆知つた。持經上人は弘法大師の生れがはり

(1)持經上人　誰の事か一寸わからない。
(2)功德の林　白樂天の詩に「百千萬劫菩提種八十三年功德林云々」と見えてゐる。

で、白河院は又持經上人の生れがはりである。此の陛下は功德も林權も多く積んで、善い事を澤山遊ばされたが、此の話で見ると末代の清盛公も、慈慧僧正の生れがはりで、惡事も善根もどちらも功を積んで、社會の爲人の爲に、自他の利益をしたのだと見える。あの提婆達多と釋迦とが、一方は佛道を妨げる者、一方は佛法最初の人で、而も何れも共に大衆に利益を與へたのと同じ關係である。

評論 今も攝津の清澄寺には慈心坊尊惠上人の筆と傳へる「冥土蘇生記」なるものが寺寶に成つてゐる。平家物語に手脚を加へてゐる傍らに評論の筆を揮つてゐる例の「平家物語抄」には、「慈心坊尊惠、賓子（マイス）凡僧と見えたり」と喝破して、地獄極樂は觀念的實在の境地であつて、佛者がこれを說くのは方便に過ぎないのに、其の地獄に赴いたといふが如きは佛教を研究した僧侶として虛妄の供述であるとの意味を述べ、「さりながら慈心房に殊勝なる處あり。閻魔の廳より宣下の狀に、日本の年號承安二年十二月二十二日と書きたりしさ……披露ありしに、閻魔王宮も我朝のうちにやありけむいとをかし、遠所にはあらずと見えたり」と揶揄一番してゐるのは面白い。此の書の評論にサゼストされて後世何人かが書いた「平家物語評判秘傳抄」には「唯此僧の夢は入道相國の心に入り、己れに官祿を求めん爲の謀なるべし」さまで思ひ切つた酷評を加へてゐる。之を夢と斷ずるのは既に早計であるが、其の夢語を捉へてムキになつて論じてゐるのは一層滑稽である。現に本文にも「……さ覺えて、夢の心ちしていき出でぬ」とあるし、寺にも「冥土蘇生記」さいふ當人の筆錄があるとすれば、これは夢では無くつて、或る點までは事實に屬してゐるのである。即ち地獄へ行つたといふことは固より幻覺若くは半意識狀態時の妄想であらうが

死に房尊惠といふ僧侶が、何等かの原因で假死の狀態に陷つて後に意識を恢復したといふ事實だけはあつたと觀ねばならぬ。既に其の事實があるとすれば、斯の如き幻覺若くは妄想を事實と感ずるのは、思想の單純な、且又佛教研究の幼稚な時代にあつては、怪むべきことではない。斯ういふ信仰問題を妄にラショナライズして考へるのは頗る危險であると思ふ。熱烈なる信仰者には、屢々斯ういふ特異な事實がコンバアジョンの動機となつて起ることがあるものである。

一〇、祇園の女御

又ふるい人の申しけるは、清盛公はたゞ人にはあらず、實には白河院の御子なり。その故は、去んぬる永久(1)の比ほひ、祇園の女御とて幸人(2)おはしましき。件の女房の住居所は、東山の麓、祇園(3)の邊にてぞありける。白河院常はかしこへ御幸なる。或時殿上人一兩人、北面少少召し具して、忍の御幸ありしに、比は五月二十日あまり、まだ宵の事なるに、五月雨さへかきくれて、萬ものいぶせかりける折節、件の女房の宿所近う御堂あり。御堂の片はとりより、光物こそ出できたれ。頭は銀の針を磨き立てたるやうにきらめき、片手には槌のやうなる物をもち、片手には光る物をぞ持つたりける。是ぞまことの鬼と覺ゆる、手に持ちたるものは、聞ゆる打出の小槌(4)なるべし、如何がせむ、とて君も臣も大に騒がせおはします。

新釋 又或る老人が申した話に依ると、清盛公は普通の人間ではない、本當は白河院の御子である。それはどういふわけかと云ふと、去る永久時分の事、祇園の女御と云つて御寵愛の婦人があつた。其の婦人の住んでゐた所は、東山の麓の祇園邊であつたので、白河院は毎度のやうに其處へ御幸になつた。ある時も殿上人を一人二人と、北面の武士を少々お

(1)永久 鳥羽天皇の治世に於ける第三回の年號(一七七三―一七七七)。

(2)幸人 寵幸を受けた人。

(3)祇園 京都の祇園

(4)打出の小槌 蓬萊の鬼が持つてゐると信ぜられた寶物の一つ。小さな槌で、それを振ると、中から自分の思ふまゝに寶物が打出されるといふのである。

つれになつて、御微行で御幸遊ばされたところが、ちやうど五月の二十日過ぎ頃で、まだ暮れかけて間もないのに、五月雨までがあたりを一層暗くして、すべての物象が人を悒鬱な不愉快な氣分にさせる折からに、其の婦人の家の近くに、お堂がある。其のお堂の一部から、光る物が出て來た。頭の毛は銀の針を磨いたやうにキラキラして、片手には槌のやうな物を持ち、も一つの片手には光る物を持つてゐた。人々の眼にはこれこそ本當の鬼に違ひないと見られた。すると、あの手に持つてゐるのは、話に聞いてゐる打出の小槌であらう、まアどうしようと云つて、君臣共に大層騷ぎ立つておいでに成つた。

其時忠盛、北面の下臈にて供奉せられたりけるを、御前へ召して、「此中には汝ぞあるらむ(1)、あの者射も殺し、斬りも止めなむや」と仰せければ、畏まり承つて歩み向ふ。忠盛内々思ひけるは、此者さして猛き者とは見えず、思ふに狐狸のしわざにてぞあるらむ、是を射も殺し、斬りも止めたらむは、むけに念なからまし、同じくは生擒にせむと思うて歩みむかふ。とばかりあつては、さつと光り、とばかりあつては、さつと光り、二三度しけるを、忠盛走り寄りてむずと組む。組まれて、こは如何にとさわぐ。變化の者にてはなかりけり。人にてぞ候ひける。其時上下手ん手に火を燃いて、是を御覽じ見給ふに、六十ばかりの法師なり。譬へば御堂の承仕法師(2)にてありけるが、佛に燈明を參らせむとて、片手には手瓶といふものに油を入れて持ち、片手には土器に火を入れてぞ持つたりける。雨はゐ

(1)この中には汝ぞあるらむ・此の中ではお前が一番强いだらうとの意。「汝ぞ」の下に「膽太く」とか「剛の者にて」とかいふ字を省いたのである。

(2)承仕法師・色々の雜用を承つて走り使ひする下級の法師。

(3)雨はゐにゐて降る・「ゐにゐて」は恐らく「いにいて」であらう。「いる」は「沃ぐ」ことである。

にゐて降る。(三)ぬれじとて、小麥のからを引き結んで被いたりけるが、土器の火に輝いて、偏に白銀の針の如くには見えけるなり。事の體一々次第に顯れぬ、是を射も殺し、斬りも止めたらむは、いかに念なからまし、忠盛がふるまひこそ實に思慮深けれ、弓矢取りはやさしかりけるものかなとて、さしも御最愛と聞えし祇園の女御を、忠盛にこそ下されけれ。

新釋 其の時、清盛の父の忠盛は、下北面の一人としてお供されてゐたが、白河院はそれを御前へお召しになつて、「此の中ではお前が一番强いだらう、どうだ、あの者を射殺すか、斬止めるかすることが出來るか」と仰やつたので、忠盛は畏まつて仰を拜して、其の怪物の方へ歩み寄つた。しかし内心で考へたには、此の者は大して恐ろしい物とは見えない、想像する所、狐か狸の仕業だらう、それを射殺したり、斬止めたりするのは、あんまり考が無いといふものだらう、同じことなら生捕にしてやらう、さう思つて近づいて行つた。ぢつと注視してゐると、其の光り物は、パッと光つては、暗くなり、又パッと光つては暗くなり、二三度同じ事を繰返したのを、見屆けて、直ぐに走り寄ると、ムンヅと組みついた。組みつかれて怪物は、「これは何を爲さるのだ」と聲をあげて騷いだ。怪物ではない、人間だつたのだ。其の時、人々は何れも手に手に火を點じて來て、其の者を御覽になると六十ほどの法師である。早く云へば其のお堂の小使見たやうなものであつたが、佛にお燈明を上げようとして、片手には手瓶と云ふ物に油を入れて持ち、今一つの手には土器に火をつけて持つてゐた。雨がザンザ降りに降るので、濡れないやうにと、麥わらを

幾つも重ねて纏つて、それを笠のやうにして被つてゐたのが、土器の火の反射を受けて、只もう銀の針のやうに見えたのである。事實がこれで一々判明したので、「之を射殺したり斬留めたりしたんぢや　どんなに無考へだつたらう、忠盛の行動は本當に考へ深いといふものだ、武士といふものは案外こまかい事にも氣がつくものだナ」と白河院は御感賞になつて、あれほどまで一番お氣に入りの婦人だと評判された祇園の女御を、忠盛に下された。

この女御孕み給へり。「生めらむ子、女子ならば、朕が子にせむ。男子ならば忠盛取つて、弓矢取に仕立てよ」とぞ仰せける。則ち男をうめり。事にふれては披露せざりけれど、内々はもてなしけり。此事いかにもして奏せばや、と思はれけれども、然るべき便宜もなかりけるが、或時白河院熊野へ御幸なる。紀伊の國糸が坂(1)といふ所に、御輿かきすゑさせ、暫く御休息ありけり。その時忠盛、藪にいくらもありけるぬかご(2)を袖にもり入れ、御前へ參りかしこまりて、

いもが子ははふほどにこそなりにけれ

と申されたりければ、院、やがて御心得あつて

たゞもり取りてやしなひにせよ(4)

とぞ附けさせまし〳〵ける。さてこそ我子とはもてなされけれ。この若君餘りに夜泣(3)をし給ひしかば、院きこしめして、一首の御詠を遊ばいてぞ下されける。

---

(1) 糸が坂　絲鹿坂である。和歌山縣有田郡絲鹿村の南にある絲鹿山の坂。

(2) ぬかご　むかごともいふ。ヤマノイモ(Dioscorea japonica)の葉腋に出來る肉芽。大きなのは鷄卵大、小さいのは鉛丸大である。帶綠灰黑色で斑があり。肉は白色である。

(3) いもが子　薯蕷をイモといふ所から妹といひかけて祇園女御をいひ、這ふとは蔓の這ふ、小兒の匍匐進行にかけたのである。

(4) やしなひにせよ

夜なきすとたゞもり立てよ末の世に清く盛ふることもこそあれ

それよりしてこそ、清盛とは名のられけれ。十二の年元服して兵衛の佐になり、十八の年四品して、四位の兵衛の佐と申しゝを、子細存知せぬ人は、「花族の人こそ斯うは」と申されければ、鳥羽院は知ろし召して、「清盛が花族は、人に劣らじ」とこそ仰せけれ。

【譯】當時此の女御は御懷姙になつてゐた。「生んだ子が女なら朕の子にしよう、男だつたら、お前の子にして武士に育て上げい」と仰やつた。間もなく男が生れた。それで公然とは披露しなかつたが、内々は高貴の御胤として鄭重に待遇した。此事をどうかして院のお耳に入れたいと思はれたけれども、よい機會もないので差控へてゐられたところが、ある時、白河の院は熊野へ御幸になつた。其の途中紀伊の國の糸鹿坂と云ふ所で御輿を駐めさせて暫くの間御休憩遊ばされた。其の時に忠盛は、藪の中に幾らもあつたムカゴを袖に一ぱい盛入れて來て、御前へ參つて、謹んで

　いもが子ははふ程にこそなりにけれ

と申されると、院は直ぐにお悟りになつて

　たゞもりとりて養ひにせよ

と後の句をおつけになつた。それでいよいよ自分の子として御待遇になつたのだつた。此の若君が、あんまりひどく夜泣を遊ばされたので、院は其の事をお聞きになつて、一首の歌を詠んでお遣しになつた。

　夜泣すとたゞもり立てよ、末の世に清く盛ふる事もこそあれ

やしなひにとは榮養物にせよとの意を養子の事にかけさせ給ふたのである。

（5）夜泣● 二歳から八歳位までの神經性、貧血性の小兒若くは虛弱な小兒に起る一種の神經系疾患で、家は之を夜驚症（pavor nocturnus）と稱する。身體的遺傳若くは晝間又は就眠前の神經刺戟が恐ろしい夢となつて現れ患者はそれが爲發作的に號泣して醒覺し驚怖の狀を示して傍人にすがりつき又夢中で跳起して走り廻る。發作は每夜連續し又間歇的に起る。原因療法によつて治癒する。

それ以來、清盛といふ名を稱へられたのであつた。十二の年に元服して兵衞の佐になり、十八の年に四位になつて、四位の兵衞の佐と申したのを、委しい事を知らぬ人が、「華族の公達ならこれ位の事があつても不思議はないが」と陰口を申されたので、鳥羽院は内情を知つてらつしやるものだから、「清盛は華族も華族 外の人に負けない位の華族だよ」と仰せられた。

昔も天智天皇(1)、孕み給へる女御を、大織冠(2)にたまふとて、「此女御の生めらむ子、女子ならば朕が子にせむ。男子ならば臣が子にせよ」と仰せけるに、即ち男を生めり。多武峯(3)の本願、定慧和尚(4)是なり。上代にもかゝる例ありければ、末代にも清盛公、誠には白河院の皇子にして、さしも容易からぬ天下の大事、都うつりなどいふ事をも、思ひたゝれけるにこそ。


昔も天智天皇は御懷胎中の女御を大織冠の鎌足公に賜はるときに、「此の女御の生んだ子が女なら朕の子にしよう、男ならお前の子にしろ」と仰やつたところが、間もなく男を生んだ。多武峯妙樂寺の開基者定慧和尚がそれである。上代にもかういふ例があつたから、末代にも清盛公は、本當は白河院の皇子として、あれ程までにも容易ならぬ國家の一大事たる遷都などといふ事も思ひ立たれたのに違ひない。

(1)昔も天智天皇云々　孝德天皇の誤りである。元享釋書に「初メ孝德帝ニ妃アリ、孕ンデ已ニ六月ナリ。大織冠寵過厚シ、妃ヲ賜ハツテ夫人ト爲ス、約ツテ曰ク、生ム所ノ兒男ナラバ卿ノ子トセヨ、女ナラバ朕ノ子トセント、既ニシテ定慧ヲ生ム、故ニ名ヅクルニ鎌足ノ子ヲ以テス」

(2)大織冠　中臣鎌足

(3)多武の峯　奈良縣磯城郡にある山、タムノミネともトウノミネともいふ、昔は田身の峯とも書いた。山上に談山神社がある。

(4)定慧和尚　藤原鎌足の長子、沙門慧隱の弟子と成て出家した。鎌足の薨は攝津阿威山にあつたのを定慧が支那留學から歸つて來て談山を開き、こゝに父の遺骸を改葬して、十三層の塔を建てた、これが談山神社に今ある十三層塔である。

一一、墨股合戰

同じき二十日の日、五條大納言國綱(1)の卿もうせ給ひぬ。入道相國とさしも契深うおはせしが、同日に病つきて、同月うせ給ひけるこそ不思議なれ。同じき廿二日、前右大將宗盛卿院參して、院の御所を法住寺殿へ御幸なし奉るべき由奏せらる。彼の御所は、去ぬる應保元年四月十五日に造り出されて、新日吉(2)新熊野(3)間近う勸請し奉り、山水、木立に至るまで、思し召すまゝなりしが、平家の惡行に因つて、この二三箇年は、院も渡らせ給はず。御所の破壞したるを修理して、御幸なし參らすべき由奏聞せられたりければ、法皇「何の樣もあるべからず、たゞとう〳〵」とて御幸(4)なる。先づ故建春門院のおはしける御方を御覽ずれば、岸の松、汀の柳、年經にけりと思しくて、木高くなれり。太液の芙蓉未央の柳、(5)是に向ふに、如何にか涙進まざらむ。彼の南苑西宮(6)の昔の跡、今こそ思し召し知られけれ。


新譯　同じ月の二十日の日に、五條の大納言國綱卿もおなくなりに成つた。入道前太政大臣とは、あれ程までに御關係が深くていらつしたが、同じ日に御病氣に成つて、同じ月の

(1)五條大納言國綱　藤原盛國の子、前權大納言。治承五年二月三日に病氣で出家し、其の二十三日に六十一歳で死んだ。重衡の舅、

(2)新日吉　新日吉神社のこと。後白河上皇が永曆元年の十月京都の東山に御創建になつた神社で、近江日吉社の神靈を移祭されたものである。今阿彌陀ケ峯の上り口にあるのは其名殘を傳へたものであるが、場所は異つてゐる。

(3)新熊野　今も新熊野神社と稱する。これも永曆元年後白河上皇の創建で、云應保元年に現地の京都府下京區今熊野町標木に遷移された。

中にお亡くなりになつたのは不思議である。其の廿二日には、前に右大將だつた宗盛卿が院の御所へ參つて、院の御所を法住寺殿へ御幸おさせ申す旨を奏上せられた。あの御所は去る應保元年の四月十五日に新築されて、新日吉、新熊野の兩神社を直ぐ近くに御勸請申上げ、山水の景色から木立まですつかりお思ひ通りにお拵へ上げに成つたものであつたが、平家の惡行のために、此の二三年は院樣もお越しにならないでゐた。御所の荒れて壞れてゐるのを元通りに修繕してから御幸をおさせ申します、と奏上せられたのであつたが、法皇は「何もそんな事をする必要はない、只一日も早いがいゝ、さア早く行かう」と仰やつて御幸になつた。何よりも先に、亡くなられた建春門院がおいでになつた御殿の方を御覽になると、池の岸に生えてゐる松や、波うちぎはにある柳も、もう隨分年がたつたと思はれて、背が高くなつて繁つてゐる。長恨歌の文句ではないが、太液の芙蓉、未央の柳、之に對して如何ぞ涙垂れざらむで、西宮南苑秋草多しと白樂天が詠じた昔の寵妃の宮殿の跡の荒廢したのを望み見たときの悲痛な玄宗皇帝のお持が、今こそお思ひ知られになるのだつた。

三月一日の日に、南都の僧綱等、皆赦されて本宮に復す。末寺・荘園、一所も相違あるべからざるよし仰せ下さる　同じき三日の日、大佛殿事始なり。事始の奉行には、前の左少辨の行隆ぞ參られける。この行隆、先年八幡へ參り、通夜せられたりける夢に　御寳殿の御戸押し開き、鬢結うたる天童の出で、「是は大菩薩の御使なり。大佛殿事始の奉行の時に、是を持つべし」とて、笏(1)を賜はるといふ夢

(4)法皇御幸•　後白河院の法住寺殿御幸は百鍊抄に依ると治承五年の閏二月二十五日であ る。

(5)太液の芙蓉未央の柳•　「大液ノ芙蓉未央ノ柳、之ニ向ツテ如何ゾ涙垂レザラム」白樂天の長恨歌にある句で、太液は漢の宮池、未央は漢の宮殿の名である。

(6)南苑•西宮•　「西宮南苑秋草多シ」これも長恨歌の一句である。

(1)笏•　文武官共に束

帶の時に持つもの。これに牙笏と木笏とがある。笏牙は象牙製で、木笏は櫟、柞、柊、杉櫻、などの木で作る。形は三味線のバチのやうに上部は幅が廣くて厚みが薄く、下部は狭くて厚い。長さは一定しない。短いのは一尺二寸最も長いのは二尺五六寸にも及ぶ。幅は上部で二寸五分乃至二寸七分、下部で一寸五分乃至二寸四分、厚さは下部で二分が普通である。牙笏は五位以上に限つて用ゐる。笏の用途は君前に出る時に必要なメモランダムを貼付ける爲だといふが信ぜられない。

を見て・覺めて後見給へば、現に枕がみにぞ候ひける。あな不思議、當時何事あつてか大佛殿事始の奉行には參るべき、と思はれけれども、御靈夢なれば、懐中して宿所に歸り、深う納めておかれけるが、平家の惡行によつて南都炎上の間、多くの辨の中に、この行隆を撰び出されて、大佛殿事始の奉行に參られける宿緣の程こそめでたけれ。

【新釋】 三月一日の日に、奈良の興福寺の僧官たちは、何れも皆其の罪を赦されて本官に復した。末寺も莊園も一ケ所と雖も相違なく元通り還附してやると御下命あらせられる。其の三日の日は、大佛殿の起工式である。起工式の主任官としては前の左少辨行隆が參られた。此の行隆は先年石清水八幡宮へ參詣して、一晩中お籠りをせられた時の夢に、神殿の戸を中からあけて、ミヅラに髪を結つた天童が出て來て「私は八幡大菩薩のお使である。大佛殿起工式の主任官として行く時には、之を持つて行くがよい」と云つて笏を下されたといふ夢を見て、目が覺めて見ると、事實一本の笏が枕元にあつた。まア不思議な事だ、何だつて大佛殿の起工式の奉行なんかに行く筈があるものか、と當時は變に思つてゐられたが、何しろ御靈夢の事であるから、大切に懐に入れて家へ歸つて深く納めて置かれた。ところが平家の惡行のために圖らず奈良の寺々が燒失したので、大勢ある辨官の中から、特に此の行隆を撰び出されて、大佛殿の起工式の奉行に參られることになつたのは、前世からの因緣の程も思はれて、結構な事であつた。

同じき十日の日に、美濃の國の目代、早馬を以て都へ申しけるは、源氏既に尾張

國まで攻め上り、道をふさいで、人を一向通さぬよし申したりければ、平家やがて討手をさし向けらる。大將軍には、左兵衛督知盛(1)、左中將清經、同じき少將有盛、丹後侍從忠房、侍大將には、越中次郎兵衛盛嗣、上總五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清を先として、都合其勢三萬餘騎、尾張の國へ發向す。入道相國薨ぜられて、僅五旬をだに滿たざるに、さこそ亂れたる世といひながら、あさましかりし事どもなり。

【譯】同じ月の十日の日に、美濃の國の目代から急使をよこして京都へ報告したには、源氏が既に、尾張國まで攻め上つて來て、通行を遮斷して、全然人を通さないと申して來たので、平家は直ぐに討伐軍を進發させた。司令官には左兵衛の督知盛、左中將清經、左少將有盛、丹後守兼侍從忠房、隊長には越中の次郎兵衛盛嗣、上總の五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清などを先に算へて、其の兵力總計三萬餘騎の者が尾張の國へ向つて進發した。入道前太政大臣が死なれてから僅五十日にさへならないのに、如何に亂世だとは云ひながら、此の出兵騷ぎは寒心すべき事であつた。

源氏の方には、十郎藏人行家(1)、兵衛佐の弟卿公義圓(2)、都合其勢六千餘騎、尾張川(3)を隔てゝ、源平兩方に陣をとる。同じき十六日の夜に入つて、源氏六千餘騎、河を渡つて(4)平家三萬餘騎が勢の中へ駈入り、寅の刻より矢合して、夜の明くるまで戰ふに、平家の方には些ともさ騷がず、「敵は河を渡いたれば、馬・物具

(1)大將軍には知盛，吾妻鏡には、平氏の大將軍、頭亮重衡朝臣であつて、其他には維盛、通盛、忠度、知度、盛綱、盛久等の名があげてある。本書とは全く違つてゐる。百練抄にも閏二月十五日の條に「藏人頭重衡東國追討ノ爲ニ發向」とあるから重衡が正しい。

(1)十郎藏人行家。高倉ノ宮の令旨を頒ち其の他の源氏へ持ち廻つた人。賴朝の伯父。

(2)卿の公義圓。賴朝の異母弟。

(3)尾張川。墨俣川さ

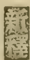
もいふ。岐阜縣美濃國境地方の大日嶽から發源して諸川を合しつゝ稻葉郡に入り、岐阜市の西南部を迂廻して、安八、羽島兩郡の界を流れ、羽島郡の土倉に至つて遂に木曾川に入る長良川が、安八郡墨俣町の東を流れる時の名稱。

（4）源氏六千餘騎河を渡いて。源氏は河の東岸に陣し、平家は西に陣してゐたから、源軍が渡河して攻めかゝつたと書いてあるが、事實は源氏が襲擊の準備をしてゐる形勢を、重衡の舍人會石丸が河へ馬を洗ひに來て、偵察して本隊に急報したので、反對に平軍から攻めかゝつたのだと吾妻鏡には書いてゐる。

（5）義圓討たれけり。義圓禪師は讃岐守左衛門尉盛綱の爲に討取られたのである。

（6）家の子郎黨多く射つ

も皆ぬれたるぞ、それをしるしに討てや」とて、源氏を中に取りこめて、我討ち取らむとぞ進みける。兵衛の佐の弟卿の君義圓、深入して討たれてけり(5)。十郎藏人行家、散々に戰ひ、家の子郎等多く射させ(6)、力及ばで川より東へ引き退く。平家やがて川を渡いて、落ち行く源氏を追物射(7)に射て行くに、あそこゝにて返し合せて、防ぎ戰ふといへども、多勢に無勢敵ふべしとも見えざりけり。水澤を後にする事勿れ(8)とこそいふに、今度の源氏の謀はおろかなりとぞ、人申しける。十郎藏人行家は、引き退き、三河の國に打ち越えて、矢矧川(9)の橋を引き、搔楯かいて待ちつけたり。平家やがて續いて攻め給へば、そこをも遂に攻め落されぬ。猶も續きて攻め給はゞ、三河遠江の勢は容易く屬くべかりしを、大將軍左兵衛督知盛、いたはりありとて、三河の國より都へ歸り上られけり。今度も僅一陣をこそ破られたれども、殘黨を攻めざれば、させる仕出したる事なきが如し。



源氏の方では十郎藏人行家と、兵衛佐の弟に當る卿の公の義圓とが、合計六千餘騎の勢力で、尾張川を隔てゝ、平軍と相對して陣地を布いた。其の十六日の晩になつて、源軍六千餘騎、一時に渡河して平軍三萬餘騎の中へ突擊し、午前四時から開戰して、夜明け方まで攻擊を續行したが、平軍の方では少しも騷がず、「敵は渡河して來たから、馬も武

させ　行家の子の藏人次郎は忠度の爲に捕虜となり、泉太郎と弟次郎とは、左兵衛尉盛久の爲討取られた。吾妻鏡によると溺死者死傷者合計六百九十餘人といふ事になつてゐる。百練抄には「源氏ノ軍兵三百九十餘人打取ラル」とある。

(7)追ふもの射　追撃して射ることで、逃げる者を追ひかけて後から射る一種の射法。牛追物犬追物などもその類であらう。

(8)水澤を後にする事なかれ　六沼に出てゐる。陣地を張るについて禁ぜられてゐる戰術上の原則。

(9)矢矧川　三河、信濃、美濃國境の山から出た小川の合して成つたもの、愛知縣碧海郡で大平川と合し、志貴崎村前濱新田のところで海に注いでゐる。

器も皆濡れてゐるぞ、それを標識にして討てッ」と云つて、源軍を全く包圍し了つて、我こそ敵を討取らうと進撃した。兵衛佐の弟の卿の公義圓は、此の時餘りに深く敵の戰線内へ突入して戰死した。十郎藏人行家は、盛に奮闘したが、一族や家來を大勢射撃せられたので、戰闘力を失つて尾張川から東の方へ退却した。と見ると、平軍は直ぐに敵前渡河をして、退却する源軍を後から追撃的に射撃しつゝ進んで來たので、所々で源軍も應戰して防禦したが、到底劣勢を以て優勢の敵を撃破し得る見込はなかつた。古來の戰術上の原則では、水澤地を後方に控へてゐる陣地には據守するなといふのに、今度の戰役に於ける源兵軍の作戰方略は拙劣だと、世間の人は評した。十郎藏人行家は退却して、三河の國へ越えて、矢矧川の橋梁を破壞し、掻楯を並べて敵の攻勢に備へてゐた。平家軍の方では直ぐ又攻撃を續行されたので、其の防禦陣地も到頭又陷落させられた。此の時、もつと引續いてお攻めになれば、三河遠江の武士は容易に平軍に附くのだつたのに、總司令官の左兵衛の督知盛は、病氣だといつて、三河の國から京都へ歸られた。さういふわけで、今度も僅に第一線だけは突破されたが、敗殘部隊を攻められなかつたから、格別の戰績も擧がらなかつたやうである。

平家は去々年小松の大臣薨ぜられぬ。今年又入道相國亡せたまひぬ。運命の末になる事あらはなりしかば、年來恩顧の輩の外は、從ひつくものなかりけり。東國は、草も木も皆源氏にぞなびきける。


新譯　平家では一昨年小松の内大臣が薨去せられた上に、今年は又入道前太政大臣が亡く

なられた。最早運命も末だといふ事が誰の眼にも明白だつたから、年來恩顧を受けた連中の外は、從屬する者もなかつた。關東は草も木も皆源氏に靡き隨うた。

一二、しはがれ聲

さる程に、越後國の住人城の太郎資長、越後守に任ぜらる(1)。朝恩のかたじけなさに、木曾追討のためにとて、その勢三萬餘騎で信濃國へ發向す。六月十五日に門出して、既にうち立たむとしける夜半ばかり、俄に空かき曇り、雷おびたゞしう鳴つて大雨下り、天晴れて後、虚空にしはがれたる聲を以て「南閻浮提、金銅十六丈の盧遮那佛燒亡ぼし奉つたる平家の方人する者こゝにあり。寄つて召捕れや」と、三聲叫んでぞ通りける。城の太郎を初として、之を聞く兵ども皆身の毛よだちけり。郎等共「是程恐ろしき天の御告の候ふに、たゞ理をまげてとまらせ給へ」といひけれども、弓矢取る身のそれによるべからずとて、城を出でゝ、僅廿餘町ぞ行きたりける。又黑雲一叢立ち來つて、資長が上に覆ふと見えしが、忽に身すくみ心ほれて、落馬してけり。輿に舁かれて舘へ歸り、打ち臥す事三刻ばかりあつて、遂に死にゝけり(2)。飛脚を以て、都へ此由を申したりければ、平家の人々大に恐れ騷がれけり。

新釋　其のうちに、越後の國の住人城の太郎資長は特に擢んでゝ越後守に任ぜられた。朝

(1) **城太郎資長越後守に任ず**　吾妻鏡によると、資長の越後守任官は八月十三日である。

(2) **資長遂に死にゝけり**　吾妻鏡にはおくれて九月三日の條に「越後ノ守資永（城ノ四郎ト號ス）勅命ニ任セ、當國ノ軍士等ヲ驅リ催シ、木曾冠者義仲ヲ攻メント擬スルノ處、今朝頓滅、是天譴ヲ蒙レル歟」とある。

廷の御恩の難有さに感泣して、木曾義仲を討伐しようとして、三萬餘騎の兵力を提げて信濃の國へ進發した。六月十五日に城を出て、今にも出發しようとした夜中時分のこと、俄に空が曇つて來て、雷が烈しく鳴り、大雨が降つたが、急に又カラリと晴れたかと思ふと何者とも知れず、空中にシハガレ聲をあげて「南閻浮提、金銅十六丈の盧遮那佛をお燒き申した不届者の平家に味方をする者がこゝにゐる。近寄つて召捕れッ、召捕れッ、召捕れッ」と三度繰返して絶叫して通るのが聞こえた。當人の城の太郎を初めとして、それを聞いた兵士たちは、皆恐ろしさにゾッと身の毛が立つた。家來たちは心配して「これ程恐ろしい天のお告が御座いますのですから、こゝは道理を枉げてもお思ひ止りになつたがいゝでせう」と云つたが、武士たる身としてそんな事に構つてゐられないと云つて城を出て、僅か二十町餘り行くと、又眞黑な雲が一むら湧起つて來て、資長の頭の上へかぶさつたかと見るうちに、資長は忽ち身体がすくんで動けなくなつて、意識が朦朧として來て、馬から落ちた。それで輿に助け乘せられて自宅へ歸つて、六時間ほど臥床してゐたが、到頭絶命した。急使を出して京都へ此の事を報告したところが、平家の人々も大層恐れて騷ぎ立てられた。

同じき七月十四日、改元(1)ありて養和と號す。其日除目行はれて、筑後守貞能肥後守になつて、筑前肥後兩國を賜はつて、鎭西の謀反平げに、其勢三千餘騎で鎭西へ發向す。又其日非常の赦行はれて、去んぬる治承三年に流され給ひし人々、皆都へ召し還さる。入道松殿殿下、備前の國より上らせ給ふ。妙音院の太政大臣

(1) 七月十四日改元・・・・・・治承四年七月十四日改元して養和と云つたのは代始の改元である。改元とは元號即ち年號を改めること。今日は年號の改新は御代がはり、即ち天皇崩御あつて新帝が代り立たれる

時に限られてゐるが、昔は不祥事の頻發其の他によつても改元されたものである。

（1）長寛の歸洛　長寛は二條天皇第四回の年號。一八二三、一八二四の二年だけ續いた。師長は父の左大臣頼長に遷座して保元々年八月三日除名の上、土佐國に配流されたが、謫所にあること約八年の後、長寛二年六月二十七日に召還され、閏十月の十三日、本位たる從二位に復した。

（2）賀王恩　唐太宗の作曲を、大石峯良が後嵯峨天皇の勅を奉じて改作したのださいふ。唐樂の大食調二十四曲

際、尾張の國より御上洛、按察の大納言資賢卿は、信濃より歸洛とぞ聞えし。


新釋　同じ年の七月十四日に年號が變つて養和さいふ事になつた。其の日任官式が行はれて、筑後守貞能が肥後守に任ぜられ、筑前肥後の兩國を賜はつて、九州地方の叛軍平定のために、三千餘騎の兵力を以て九州へ進發した。又其の日非常の恩赦が行はれて、去る治承三年にお流されになつた人たちを、皆京都へお呼び還しになる。入道松殿々下は備前國からお上りになる。妙音院の太政大臣殿は、尾張國から御上洛、按察使の大納言資賢卿は信濃から歸洛されたと申す事であつた。

同じき廿八日、妙音院殿御院參。去んぬる長寛の歸洛(1)には、御前の簀子にして賀王恩(2)、還城樂を彈き給ひしが、養和の今の歸京には、仙洞にして秋風樂をぞあそばされける。何も〳〵風情、折を思し召しよらせ給ひける御心ばせこそめでたけれ。按察の大納言資賢の卿も、其日同じう院參せらる。法皇叡覽あつて、「いかにやいかに、此頃は習はぬひなの住居して、郢曲(3)なども今は定めて跡かたあらじとこそ思し召せども、先づ今樣ひとつあれかし」と仰せければ、大納言拍子とつて、「信濃にあんなる木曾路川」(4)といふ今樣を、是はまさしう見聞かれたりしかば、「信濃にありし木曾路川」とうたはれけるこそ、時に取つての高名なれ。

新釋　同じ月の二十八日に、妙音院の前太政大臣殿は院の御所へ參られた。去る長寛二年

に配所の土佐から歸京された時には、御前の養子緣の所で賀王恩と還城樂を得意の琵琶でお彈きになつたが、今度の養和の歸京には、仙洞御所で秋風樂を御演奏になつた。凡てに於て其の時の氣分に合せて、彈くべき曲をお思ひつきになつたお心配りこそは感じ入つたものである。按察使大納言の資賢卿も其の日同じやうに院の御所へ參上せられる。法皇は御覽になつて、「どうだい、此の頃は長らく、しつけない田舍ずまひをし ゐたから、鄙曲の手やなんかも、今では定めて忘れてしまつてゐることだらうと思ふが、先づ今樣でも一くさりやらないか」と仰やつたので、大納言は拍子を取つて「信濃にあんなる木曽路川」といふ今樣を、これは現實に見もし聞きもせられた所であるから、「信濃にありし木曽路川」と歌ひかへられたのは、時にとつてのお手柄であつた。

の一つである。感梟恩とも云ふ。

（3）鄙曲　俗出的な朗詠のこと。吾妻鏡壽永三年の條に頼朝が京都から鄙曲の上手だと云はれた少年か聘して其の者に笛を吹かせ畠山次郎が今樣をうたふたとあるので見ると、今樣なども鄙曲の中に入つてゐたのらしい。

（4）木曽路川　木曽川のことを木曽路川といつたのは正しい稱呼である。何となれば木曽へ行く路に沿つてゐる川だからである。

一三、横田河原合戰

八月七日の日、官の廳（1）にして大仁王會（2）行はる。是は將門追討の例とぞ聞えし。九月一日の日、純友追討の例（3）とて、伊勢大神宮へ鐵の鎧兜を參らせらる。勅使は祭主（4）神祇の權大副（5）大中臣の定隆（6）、都を立つて、近江の國甲賀の驛（7）より病つきて、同じき三日の日、伊勢の離宮（8）にして遂に死にぬ。又調伏のために、五壇の法承つて行ひける降三世の大阿闍梨（9）、大行事の彼岸所にして寢死に死にぬ。神明も、三寶も、御納受なしといふ事いちじるし。又大元の法（10）承つて行ひける安祥寺（11）の實嚴阿闍梨（12）が、御卷數（13）を參らせたるを、披見せられければ、平氏調伏のを注進しけるこそ恐ろしけれ。「こは如何に」と仰せければ、「朝敵調伏せよと仰せ下さる、熟々當時の體を見候ふに、平家專ら朝敵と見えたり。依りて彼を調伏す。何の咎か候ふべき」とぞ申しける。此法師奇怪なり、死罪か流罪かと沙汰ありしかども、大小事の忩劇に打ち紛れて、何の沙汰にも及ばず。平家亡び、源氏の代になつて鎌倉へ下り、此由かくと申しければ、鎌倉殿感じ給ひて、其の勸賞に僧正になされけるとぞ聞えし。

（1）官の廳　大政官の廳舍のこと。

（2）大仁王會　仁王會は仁王護國般若經を講讀して、國家安泰を祈る法會。每年三月七月の兩度、大極殿、清涼殿、又は紫宸殿で營まれるのが普通の仁王會で、大仁王會は天皇御一代に一度之を行はせらるゝ大法會である。

（3）純友追討の例　百鍊抄に、「養和元年九月十三日、金銅ノ鎧ヲ太神宮ニ進メラル、天慶ノ例ニ依ツテ也」と見えてゐる。

（4）祭主　伊勢の皇太神宮の祭主即ち神官長として祭事を總管する官人。神祇大副の兼任するのが恒例である。

（5）神祇の權大副　神祇官の次官で從五位下相當官であるが、祭主の時には二三位の人も之に任ぜられることがある。大中臣の外、忌部卜部の人も之に任ぜ

られる。

(5)定隆　百錬抄には「定隆」が養和元年五月、伊勢に至る途中で卒去したことを記してゐる。

(7)甲賀の驛　滋賀縣甲賀郡にあつた驛。驛家のあつたのは甲賀山の麓横田川の北岸にある水口驛であらう。

(8)伊勢の離宮　三重縣度會郡小俣村にあつた伊勢大神宮の離宮院のこと。宮川を隔てゝ宇治山田市の對岸である。

(9)降三世の大阿闍梨　五壇法を修するとき、降三世の諸尊に祈つた大阿闍梨のこと。阿闍梨とは梵語である。軌範又は師と譯する。

(10)大元の法　大元帥明王と呼ばれる青色四面八臂の忿怒像で、身長八尺、刀戟輪鉾杵等多くの武器を執り、すべての將軍の統帥者として國王及び國土を守

八月七日の日には、太政官廳で大仁王會を行はれる。これは平將門討伐の時の先例に依つたのだと云ふ事であつた。次いで九月一日には、藤原純友討伐の時の先例だと云つて、伊勢の大神宮へ鐵製の鎧兜を奉獻せられる。勅使としては神宮祭主兼神祇官の權大副大中臣の定隆が、命を受けて京都を出立したが、其の途中近江の國の甲賀の驛で發病して同月三日の日に伊勢の離宮院で到頭死んだ。又怨敵調伏の爲に、五壇の法を修することを命ぜられて降三世の諸尊に祈禱した大阿闍梨覺讃法師は、其の祈禱をする道場で寢た儘で死んだ。これで見ても、神も佛も平家の祈請をお受入れにならないことは明白である。又大元法を命ぜられて修した安祥寺の實嚴阿闍梨が、御卷數を差上げたのを、あけて御覽になると、平氏調伏の爲に行つたといふことを報告したのは恐ろしい事であつた。「これはどうしたわけだ」と仰やつてお咎めになつたところが、實嚴大阿闍梨は「朝敵を調伏せよとの御命令で御座いますので、段々と社會の形勢を觀察致しますのに、平家こそ唯一の朝敵だと思はれます。そこで平家を調伏致しました。何もお咎めを受ける理由は御座いませんでせう」と申した。此の坊主、不屆な奴だ、死刑か流罪かに處すべきだと云ふ議論があつたが、大小色々の事が忙しいのに取紛れて、何とも決定せずじまひになつた。平家が滅亡して源氏全盛の時代になつてから鎌倉へ下つて、此の事を斯樣々々と申したところが、鎌倉殿は御感心遊ばされて、其の褒美に僧正にされたといふ事であつた。

同じき十二月廿四日、中宮(11)院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。主上未幼主(12)の御時、母公の院號、是初とぞうけたまはる。さる程に今年も暮れて、

り、平時は息災延命、戰時は隣國の敵を降服せしめる威力を發揮する明王を本尊として、眞言宗で修する大法會。毎年正月七日から十四日に至るまで治部省で之を行ふのが恒例で、御衣を柳筥に入れて壇上に送り祈禱する。正しくは大元帥法といふべきであるが帥の字は省いて讀まない。承平五年純友の亂のあつた時にも小粟栖の泰舜法師が常樂院で番僧を率ゐて海賊討伐の爲に大元法を臨時に修してゐる。

（11）安祥寺　京都府宇治郡山科にある眞言宗高野派の寺。嘉祥元年惠運法師の開基。

（12）實毀　安祥寺一世の住職實發法印の事。諸本に實玄又は實源とあるのは誤である、

（13）卷數　讀み上げただけの經卷の數を短冊杉の紙に書いて梅又は榊の竹の小枝などにつけて願主に送るもの。

養和も二年になりにけり。節會以下常の如し。二月廿一日、太白(16)昴星(17)ををかす。天文要錄(18)にいはく、「太白昴星を侵せば、四夷起る」といへり。又「將軍勅命を承つて、國の境を出づ」とも見えたり。三月十日の日除目行はれて、平家の人々、大略官加階(19)し給ふ。

【新譯】同じ年の十二月二十四日に、高倉院の中宮德子は院號をお授かりになつて、建禮門院と申す事になつた。陛下がまだ御幼少の間に、御母后が院號をお受けになつたのは此の時が最初だと承つた。さうかうするうちに此の年も暮れて養和も二年になつた。節會以下年頭の儀式が恒例の如くにある。二月二十一日に、太白星が昴星を侵した。天文要錄には「太白昴星を侵せば四夷起る」と云つてある。又、「將軍勅命を承つて國の境を出づ」とも見えてゐる。三月十日の日には任官式が行はれて、平家の人たちは大抵官位が御昇進になつた。

四月十五日、前の權僧少都顯眞、日吉の社にして、如法に、法花經一萬部轉讀致さるゝ事ありけり。御結緣のためにとて、法皇も御幸なる。何者の申し出したりけるやらむ、一院山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと聞えしかば、軍兵内裏へ參じて、四方の陣頭を警固す。平氏一類皆六波羅へ馳せ集まる。本三位中將(20)重衡、其勢三千餘騎で、日吉の社へ參向(21)す。山門に又聞えけるは、平家山攻めむとて登山すと聞えしかば、大衆東坂本へおり下つて、こは如何にと僉議

す。法皇も叡慮を驚かさせおはします。公卿殿上人も色を失ひ、北面の輩どもの中には、餘にあわてさわいで、黄水(22)つく者多かりける。山上。洛中の騷動斜ならず。さる程に重衡卿、穴生(23)の邊にて法皇迎へ取り參らせて、都へ還御なし奉る。一院山門の大衆に仰せて平家追討せらるべし、といふことも、平家又山攻めむといふことも、跡かたなき空言なり、唯天魔の能く荒れたるにこそとぞ、人申しける。法皇仰なりけるは、「かくのみあらむには、此後は御物まうでなど申すことも、御心には任すまじき事やらむ」とぞ仰せける。同じき二十日の日、廿二社(24)へ官幣使を立てらる。是は饑饉疾疫(25)に由つてなり。


四月の十五日には、前の權少僧都顯眞が、日吉の社で法式通りに法華經を一萬部轉讀されるお催しがあつて、御結緣の爲にと仰やつて、法皇も御幸になつた。ところが何者か云ひ出したことか、後白河院が山門の大衆に御命令になつて、平家を御討伐になるといふ情報があつたので、軍隊は宮城へ馳附けて參つて、四方の陣の前を警備したし、平氏の一族は皆六波羅へ馳せ集まつた。そして本三位の中將重衡卿が、三千餘騎の兵士を引きつれて早速日吉の社へ法皇のお迎へに參つた。すると又山の方では、平家の軍隊が比叡山を攻めるために山へ登つて來ると云ふ急報に接したので、大衆は東坂本の方へ下りて行つてこれはどうしたらよからうと色々評議した。法皇もビツクリしておいでになる。お供の公卿や殿上人は顏色を變へて眞蒼に成つてゐるし、北面の連中の中には、あんまりあわてゝ嘔

(14)中宮。高倉天皇の中宮徳子。

(15)主上未だ幼主。此の時安徳天皇は御三歳であつた。

(16)太白。金星の事。地球から見て最も光輝の燦爛たる星で、直徑三二一〇里、太陽から二番目の惑星で、ある、二百二十四、七日で太陽を一週する、自轉の週期も公轉の週期と略同じである、

(17)昴星。牡牛星座中のスバル即ち二十八宿中の昴宿で俗に六つ星と稱する一星座。Pleiades or Pleiads

(18)天文要録。吉備公が安倍晴行に傳へたといふ天文書。

(19)平家の人々。加階。平氏で三月の八日に官加階したのは、平賴盛、教盛、經盛、重衡、維盛、親宗である。

(20)本三位の中將。重衡は此の時從三位左近衛中將。

ぎ廻つて、黄水を吐くものが多かつた。山でも京都市中でも大抵な騒ぎぢやない。其のうちに重衡卿は南坂本の穴太あたりで、やつと法皇をお迎へ申上げて、京都へ還御をおさせ申上げる。後白河院が山門の大衆に御命令あつて平家を討伐されるといふのもウソなら、又平家が比叡山へ攻め上るといふのも事實無根の虚說である、要するにこれは只大衆が思ひきいあばれたんだよと世間の人は申した。法皇は「こんな事ばかりあつたんぢやア、これからは寺參りなんていふ事も思ふやうには出來ないんぢやないだらうか」と仰やつた。同月二十日の日には、二十二社へ官幣使を立てられた。これは飢饉があつたり、わるい病氣が流行したりしたからである。

同じき五月二十四日に改元(25)あつて、壽永と號す。其日除目行はれて、越後國の住人城の四郎資茂、越後守に任ず。兄資長逝去、聞不吉なりとて、頻に辭し申しけれども、勅命なれば力及ばず。是によつて、資茂を長茂と改名す。さる程に九月二日の日、越後國の住人城の四郎長茂(26)、木曾追討のためにとて、越後、出羽、會津四郡の兵共を引率して、都合其勢四萬餘騎、信濃國へ發向す。同じき九日の日、當國横田河原(27)に陣をとる。木曾は依田(28)の城にありけるが、三千餘騎で城を出で馳せ向ふ。爰に信濃の源氏、井上九郎光盛が謀にて、三千餘騎を七手に分ち、俄に赤旗(29)七旒作つて、手んでに指し上げ、あそこの峰こゝの洞より寄せければ、越後の勢共是を見て、「あはや此國にも味方のありけるは、力附きぬ」と

衛樞中將である。

(21)重衡日吉の社へ參向。百錬抄には「法皇御登山ノ間、京中謬說風聞アリ、洛中騷亂ス、重衡卿軍兵ヲ率キテ御迎ヘニ參ル、仍ツテ供ニ還御」とある。

(22)黄水。俗稱のキミヅ」膽汁の事である。黄色で苦味を有する苦膽の分泌液で一種の異臭を有する。其の黄色を呈するのは膽汁色素の爲である。脂肪の乳化、腸管の吸收作用促進、腸内醱酵作用を制止することを掌るが、神經系に大なる刺戟を受けて、消化機能がアブノーマルになつた時には、之を吐くことが往々ある。

(23)穴生。比叡山無動寺の東麓に當る、滋賀縣滋賀郡坂本村大字穴太のこと。一名南坂本。曾て成務帝の志賀高穴穗宮がこゝにあつた。

(24)廿二社。廿二社は

て勇み喜ぶ所に、次第に近うなりければ、合圖を定めて、七手が一つになり、赤旗ども切り棄てさせ、豫て用意したりける白旗(31)を颯と指し上げて、鬨をどつと作りければ、越後の勢共是を見て、「こは謀られにけり、敵何十萬騎かあらむ、取りこめられては叶ふまじ」とて、あわてふためきけるが、或は河へ追つぱめられ、或は悪所へ追ひ落されて、助かる者は少う、討たるゝ者ぞ多かりける。城の四郎が宗と賴み切つたる越後の山の太郎、會津のぜうたん坊 などいふ一人當千の兵共も、そこにて皆討ちとられぬ。城の四郎、我が身手おひ、辛き命生きつゝ、河について越後國に引き退く。飛脚を以て都へ此由を申したりけれども、平家の人々これを事ともし給はず。


通釋　其の年の五月二十四日に年號が變つて壽永となつた。其の日に任官式が行はれて、越後の國に住んでゐる城ノ四郎資茂が越後守に任ぜられた。兄資長が越後守で死んだから其の後任は不吉だといつて頻に辭退したが、勅命である以上仕方がなかつた。それで資茂といふ名を長茂と改めた。さうかうするうちに、九月二日の日に、越後の國の住人である此の城ノ四郎長茂といふ男は、木曾義仲討伐の爲だといふので、越後並に出羽會津四郡の兵士たちを率して、總計四萬餘騎の勢力を以て、信濃の國へ進發した。そして同月九日同じ國の横田河原に陣地を定めた。木曾義仲は依田城にゐたが、三千餘騎の勢力を以て城を出て馳せ向つた。此の時義仲は、信濃の源氏井上の九郎光盛の方略に隨つて、三千餘騎を

賀茂上下、松尾、稲荷、平野、祇園、吉田、大原野、梅宮等、貴船の廿二社のこと。

(25) 饑饉・疾疫。當時の飢饉は可なり烈しかつたらしく、嬰兒は道路に棄てられ、死骸は街衢に満ち、強盜は毎夜のやうに出沒し、所々に放火があつて、餓死する者は數知らなかつたと云はれる。

(26) 五月二十四日に改元。養和二年が壽永と改まつたのは五月二十七日で、これは兵亂と疱瘡流行の爲である。

(27) 城の四郎長茂云々。吾妻鏡には十月九日の條に「越後ノ住人城ノ四郎永用、兄資永ノ跡ヲ相繼ギ源家ヲ射奉ラント欲ス」とある。

(28) 横田河原。長野縣更級郡榮村大字横田地方のこと。篠ノ井驛の東に當る千曲川の左岸流域に屬してゐる。

(29) 依田の城。長野縣

七隊に分け、急製の赤旗を七旒作つて、各隊が何れも之を掲げて、あちらの峯、こちらの洞といふ風に、方々から進軍した。で、越後軍の方ではそれを見て、「ヤア、此の國にも味方がゐたぞ、これは氣づよい」と云つて勇み立つて喜んでゐると、木曾軍は段々敵の前線に近くなると、豫め定められた信號に從つて、七隊が合して一軍となり、持つてゐた赤旗を切捨てるや否や前から用意してあつた白旗を、一時にサッと差上げさまに、鬨の聲をドッとあげたので、越後軍はそれを見て、「こいつは一ぱいだまされたぞ、敵は何十萬騎あるだらう、包圍されては大變だ」と云つて、バタ〳〵周章て騒いで、或るものは河へ追込まれ、或るものは斷崖の下へ追ひ落されて、助かる者は少く、大抵は戰死して了つた。城の四郎が一番頼みにしてゐた越後の山の太郎、會津の乘丹坊なんかいふ、一人で千人を相手さする武士ども、其處で皆戰死した。城の四郎自身も負傷して、命から〳〵千曲河に沿うて越後の國へ退却した。京都へは急使を出して、此の敗戰の顛末を申上げたが、平家の人たちは、そんな事を問題ともされなかつた。

同じき十六日、前の右大將宗盛の卿、大納言に還着(1)して、十月三日の日、内大臣になり給ふ。同じき七日、喜申のありしに、公卿には、花山院の中納言(2)を初め奉りて十二人、扈從して、遣りつゞけらる。藏人頭親宗(3)以下、殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位の中將も三人までおはしき。東國、北國の源氏等、蜂の如くに起り合ひ、只今都へ亂入る由聞えしかども、平家の人々は風の吹くやらむ、波の立つやらむをも知り給はず、かやうに花やかなりし事ども、中々いふか

小縣郡依田村にあつた城。塞。和田嶺から發して北方長久保驛の方へ流れ、武石川を誘うて千曲川に合してゐる依田川が、其の東から流れてゐる。

(30)赤旗　平家の軍旗

(31)白旗　源氏の軍旗

(1)宗盛卿大納言に還着。宗盛は前に權大納言であつたが、治承二年二月二十六日に之を辭退してゐた。それが再還任したのである。但し公卿補任には九月四日とある。

(2)花山院の中納言　藤原兼雅の事であるが

此の時既に兼雅は權大納言であつた。

（3）藏人頭親宗。贈右大臣時信の子平親宗である。養和元年十二月四日に藏人頭に補せられた。

（1）内大臣をば上表。公卿補任には、正月二十一日從一位、二月二十七日上表さある。上表さは辭表を上ることである。

ひなうぞ見えし。

新釋 同月十六日、前右大將の宗盛卿は、再び權大納言に還任して、十月三日には、内大臣になられる。七日の日に、其のお禮廻りをされた時には、公卿さしては花山院ノ中納言が最初さして、十二人が後に續いて車をお進めになつた。そして藏人頭の親宗以下、十六人の殿上人が、前驅を勤めた。中納言は四人、三位の中將も三人まで供をされた。關東、北國の源氏どもが、蜂のやうに群がり起つて、今にも京都へ亂入して來るさいふ情報があつたけれども、平家の人々は、風が吹くやら、波が立つやらトンさ御存じなかつた。こんな華やかだつた形式も、場合が場合で、却つて言ひがひなく見えた。

さる程に今年も暮れて、壽永も二年になりにけり。節會以下常の如し。正月五日の日、朝覲の行幸ありけり。是は鳥羽院六歲にて朝覲の行幸ありし其例とぞ聞えし。二月廿一日、宗盛公從一位し給ふ。やがて其日内大臣をば上表(1)せらる。是は兵亂つゝしみのためとぞ聞えし。南都、北嶺の大衆、熊野、金峯山の僧徒、伊勢大神宮の祭主、神官にいたるまで、一向平家を背いて、源氏に心をかよはしけり。四海に宣旨をなし下し、諸國へ院宣をつかはせども、院宣宣旨をも、皆平家の下知とのみ心得て、從ひ附くものもなかりけり。

新釋 其のうちに此の年も暮れて、壽永も二年さなつた。節會以下年頭の行事が恒例の通りにある。正月五日の日に、陛下は朝覲の行幸を遊ばされた。これは鳥羽の院が御六つで

朝覲の行幸があつた其の先例に依らせられたのだと申す事であつた。二月二十一日には宗盛卿が從一位に陞叙せられる。直ぐ其の日のうちに内大臣の辭表を上られた。これは兵亂の責任について謹愼の意を表せられての事であると傳へられた。奈良や比叡山の大衆、熊野、金峰山の僧徒、伊勢大神宮の祭主から神官の端々までも、只もう平家を背いて、源氏に心を通はした。朝廷では頻に全國に宣旨を公布し、諸國へ院宣をお遣りになつたが、院宣も宣旨も皆平家が指圖していゝ加減な作り事をしてゐるのだと知り切つてゐるものだからそれに從ふ者もなかつた。

評釋　平家の運命が斷崖に臨んでゐる時に、任大臣の奏慶なんかをしてゐるのが、成ろ程如何にも悲慘な滑稽劇だ。宗盛が内大臣に任ぜられた壽永元年の十月三日からは僅に約十ヶ月、從一位になつた壽永二年の正月廿一日からは僅に七ヶ月足らずで時代が一轉して、平家の一族が、全部除名、解官されようとはまさか彼等は豫期してゐなかつたらう。歡喜と悦樂の中に浸りきつてゐる者には、直ぐ後へ忍び寄つて來つゝある悲運の足音がわからないのだ。平家の「盛」の時代はこゝに終つて、これから「衰」の時代が來るのだ。

昭和六年三月五日印刷
昭和六年三月十日發行
昭和六年五月一日再版
昭和六年九月五日三版
昭和八年三月十日四版
昭和九年十月一日五版

10.6.16

平家物語新釋上卷

定價金壹圓八拾錢
送料金拾八錢

著者　溝口駒造

發行者　東京市淺草區柳橋一丁目廿一番地
岡村庄兵衞

印刷者　東京市下谷區入谷町三二四番地
川島國造

發行所　東京市淺草區柳橋通
電話淺草(84)四二〇二番
振替東京一九〇六五番
岡村書店

國語科一年
山田千鶴子

